

クアドランテ [四分儀]

地域・文化・位置のための総合雑誌

No. 25



QUADRANTE

ISBN 1344-5987

2023年3月

東京外国語大学海外事情研究所

Quadrante

クアドランテ [四分儀]

地域・文化・位置のための総合雑誌

Areas, Cultures and Positions

No.25

2023年3月

東京外国語大学海外事情研究所

目次

小特集 I：合評会『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』

『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』合評会 趣旨説明	山内由理子	9
BLMと人種主義、植民地主義		
—『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』を読んで—	中野敏男	11
いかに『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』か	小美濃彰	21
社会運動の世界的連関と地域性	武内進一	29
コメントへのリプライ（第二編者）	中山智香子	31
BLM 運動に学びながら編集する	小田原滯	35

小特集 II：書評会『「アイドルの国」の性暴力』

小特集『「アイドルの国」の性暴力』を読む	小田原琳	39
内藤千珠子著『「アイドルの国」の性暴力』を読む	ファン・ジュンリャン	41
文学的想像力と共鳴のフレーム	内藤千珠子	47

論文

サバルタン・マイノリティ集団・政治的連帯		
—仏・旧植民地出身移民女性を中心とする対抗的公共圏の戦術—	田邊佳美	55
1955年のエドゥアール・グリッサン		
—批評記事「呪いの継承」を中心に—	早川卓亜	87
ブラジル在住被爆者の被爆者援護獲得運動の歴史	相原由奈	103
北朝鮮の「国家」言説と経済政策に関する研究		
—「カリスマの日常化」の視座から—	郡昌宏	127
仏領期ベトナムにおける規範的女性像の創出		
—ベトナム最初の女性誌『女界鐘』（1918年創刊）の分析を通じて—	新井悠子	151
独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷について		
—国家高等教育改革を中心に—	イブロヒモワ・ズライホ	175
ホセ・マルティの見た米墨関係：1887～1891	松枝愛	199

書評論文

リトアニアのホロコースト研究と歴史認識問題		
—ルータ・ヴァナガイテ／エフライム・ズロフ		
『同胞—リトアニアのホロコースト 伏せられた歴史—』を読む—	紺谷南	225
Hudek, A., Kopeček, M., Mervart, J. (eds.), <i>Czechoslovakism</i> , New York, 2021.		
	佐藤ひとみ・中辻柚珠	237
民主抗争と国家安全：中国の視点から香港「逃亡犯条例改正運動」を再考する		
—兎主席著『撕裂之城：香港運動的謎與思』を読む—	エン・シンキョク	249
小川津根子著『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』を読む		
—インターセクショナルな存在としての「中国残留婦人」—	森川麗華	263
戦後日本警察研究の批判的継承に向けて		
—渡辺治『渡辺治著作集 3 戦後日本の治安法制と警察』を読む—	渡邊啓太	273

Imagining National Histories Transnationally:

A Review of Jie-Hyun Lim's *Global Easts: Remembering, Imagining, Mobilizing*

名合 史子 289

研究ノート

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing:

A Thematic Analysis from the Chinese Consumer's Perspective

Yuxi GUO 303

資料紹介

オスマン・エルギン著 『トルコにおける都市運営の歴史的発展』

(翻訳)川本智史・守田まどか 325

文献紹介

Helen Loiuise Cowie, *Victims of Fashion: Animal Commodities in Victorian Britain*,

Cambridge: Cambridge University Press, 2021.

永野杏奈 341

研究実績

植民地ジェンダー史研究を振り返る

金富子 345

金富子先生 研究業績

350

執筆者一覧・編集後記

359

Table of Contents

Featured Topic I: Joint Book Review

Joint Book Review, <i>Learning from Black Lives Matter: Interdisciplinary Studies in the Perspective of Globalized World</i> : Introduction	YAMANOUCHI Yuriko	9
BLM and Racism, Colonialism: A Bookreview for <i>Learning from Black Lives Matter</i>	NAKANO Toshio	11
How Can We <i>Learn from Black Lives Matter</i>	OMINO Akira	21
Globalization and Regional Characteristics of the Social Movement	TAKEUCHI Shinichi	29
A Reply to the Comments from the Second Editor	NAKAYAMA Chikako	31
Editor's Comment: Learning from Black Lives Matter	ODAWARA Mio	35

Featured Topic II: Book Review

On <i>The Idol Nation and Its Sexual Violence</i> (NAITO Chizuko, 2021)	ODAWARA Rin	39
A Note on NAITO Chizuko's <i>The Idol Nation and Its Sexual Violence</i>	Junliang HUANG	41
Literary Imagination and Frames of Resonance	NAITO Chizuko	47

Articles

Subaltern, Minority Groups and Political Solidarity: Tactics within Counterpublics Centering Postcolonial Migrant Women in France	TANABE Yoshimi	55
Édouard Glissant in 1955: Around the Critical Article "L'héritage de la malédiction (Inheritance of the Curse)"	HAYAKAWA Takua	87
A History of the Movement To Acquire the Rights To Receive Atomic Bomb Survivors Support by Atomic Bomb Survivors in Brazil	AIHARA Yuna	103
A Study on "State" Discourse and Economic Policy in North Korea: From the Perspective of the "Routinization of Charisma"	KORI Masahiro	127
Creation of a Normative Female Image in the French Colonial Period in Vietnam: First Women's Magazine "Women's Bell" in Vietnam (published in 1918)	ARAI Yuko	151
Changes in National Higher Education of Uzbekistan: Focus on the Higher Education Reforms since Independence	IBROKHIMOVA Zulaykho	175
Jose Martí's View on Mexico: 1887-1891	MATSUEDA Megumi	199

Review Articles

Holocaust Studies and the Historical Consciousness in Lithuania: Reading <i>Mūsų šikšniai</i> by Rūta Vanagaitė and Efraim Zuroff	KONTANI Minami	225
Hudek, A., Kopeček, M., Mervart J. (eds.), <i>Czechoslovakism</i> , New York, 2021.	SATO Hitomi / NAKATSUJI Yuzu	237
Democratic Struggle and National Security: Reconsidering Anti-ELAB Movement from a Chinese Perspective: Reading "The Splited City"	EN Shinkyoku	249
Reading <i>The Motherland: Half a Century of Japanese Women Left Behind in China</i> by Tsuneko Ogawa: An Intersectional Entity- Japanese Women Left Behind in China	MORIKAWA Reika	263

Toward a Critical Inheritance of the Police Studies in Postwar Japan:

Book review *The Collected Works of Osamu Watanabe vol.3 Security Legislation
and Police in Postwar Japan* by Watanabe Osamu

WATANABE Keita 273

Imagining National Histories Transnationally:

A Review of Jie-Hyun Lim's *Global Easts: Remembering, Imagining, Mobilizing*

NAGO Fumiko 289

Research Notes

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing:

A Thematic Analysis from the Chinese Consumer's Perspective

Yuxi GUO 303

Historical Materials

Osman Ergin, "Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı":

An Annotated Translation

KAWAMOTO Satoshi /
MORITA Madoka 325

Book Review

Helen Loiuse Cowie, *Victims of Fashion: Animal Commodities in Victorian Britain*,

Cambridge: Cambridge University Press, 2021.

NAGANO Anna 341

List of Works

Looking Back at Studies of Colonial Gender History

KIM Puja 345

List of Works of Professor Kim Puja

350

List of Authors, Editorial Note

359

小特集 I：合評会
武内進一・中山智香子編
『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ——
アメリカからグローバル世界へ』
(東京外国語大学出版会、2022年)

Featured Topic I:
Joint Book Review

『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』合評会 趣旨説明

Joint Book Review, *Learning from Black Lives Matter: Interdisciplinary Studies in the Perspective of Globalized World: Introduction*

山内 由理子
YAMANOUCHI Yuriko

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード

ブラック・ライヴズ・マター 合評会 東京外国語大学

Keywords

Black Lives Matter; Joint Book Review; Tokyo University of Foreign Studies

Quadrante, No.25 (2023), pp.9–10.

皆様、本日はお忙しいところ、『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』の合評会にお越しいただきありがとうございます。

繰り返すまでもないことですが、ブラック・ライヴズ・マター運動とは、2012年2月26日、アメリカ合衆国フロリダ州のサンフォードで、17歳の黒人少年トレイヴオン・マーティンが白人自警団員に殺害され、翌年7月その自警団員に無罪判決が下されたことをきっかけとします。これを機に“Black Lives Matter”を掲げた運動が、アリシア・ガザ、パトリス・カーン＝カラズ、オパール・トメティの三人の女性によって立ち上げられました。

2020年5月25日、ミネソタ州ミネアポリスで46歳の黒人男性ジョージ・フロイドが軽微な犯罪容疑で手錠をかけられ、警察官によって地面に倒されて頸部を膝で押さえつけられ、「息ができない」と何度も訴えたにもかかわらず最終的には死に至らしめられた事件を機に、このブラック・ライヴズ・マター運動はアメリカ合衆国を越えて世界に拡散し、世界各地でBLMを掲げてデモが行われました。

この運動が世界でこれだけ大きな動きとなったのは、アメリカ合衆国における黒人への暴力や差別が世界の人々に衝撃を与えたためのみならず、近年世界各地で起こっている植民地主義など過去の不正への見直しの動きなどと共鳴したと考えることができます。

本書『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』は、2020年10月から2021年7月にかけて、東京外国語大学多文化共生研究創生ワーキンググループの主催で開催された9回（+2回のスピノフ）の連続セミナー「Black Lives Matter 運動から学ぶこと——多文化共生、サステイナビリティについて考えるために」を背景としています。セミナーに登壇された先生方がセミナーの内容に基づいた論考を寄せ、2022年3月に出版されました。

ブラック・ライヴズ・マター運動とは日本にとっても決して「他人事」ではありません。東京外国語大学においても2020年2月に本学学生が行ったアンケートで「人種」をめぐる設問において人を傷つけるような言葉遣いを使ってしまったという事件がありました。本学にお



ける連続セミナーはこのような状況を背景に、BLM 運動について考え、学んでいこうという動きに拠るものでした。BLM 運動が告発した問題は現在だけではなく、今日にいたるまでの植民地主義の歴史など差別や不平等・不公正の解消されずに来た蓄積であり、それが目に見える差別の問題だけではなく、我々の日常の中にも浸透する表象や世界観にも多岐にわたり根強く影響してきたことを示しています。そのような性質から、政治経済、歴史、音楽、思想、教育、芸術など多面的な分野、アメリカ合衆国のみならず、グローバルな地域に視点を広げて BLM 運動にアプローチしたのがこの連続セミナーであり、それに基づき新たに論考としてまとめられた本書であります。

今日 BLM 運動を毎日のようにメディアで見ることはありませんでしたが、この運動が提起した問題は日々我々の中に様々な形で残り続けており、我々が取り組み続けなくてはならないものです。今回は、そのような観点を含んで本書を振り返るということで、本学名誉教授の中野敏男先生と本学大学院生(博士後期課程)の小美濃彰氏のお二人の発表者にお越しいただきました。中野先生と小美濃氏にはそれぞれのご研究を背景とした観点から書評の発表をお願いしております。お二人の発表の後、本書の編集者である中山智香子先生と武内進一先生からのリプライ、本書の出版に尽力された東京外国語大学の小田原滯氏よりのコメントをいただくことになっております。皆様、よろしくお願いいたします。

* * *

(謝辞：この合評会にご協力くださった発表者、コメンテーターの方々、この企画と運営にご尽力くださった香坂様、金雪梅様、山崎様の海外事情研究所のスタッフの方々にお礼を申し上げ

げます。)

BLM と人種主義、植民地主義 ——『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』を読んで——

BLM and Racism, Colonialism: A Bookreview for *Learning from Black Lives Matter*

中野 敏男
NAKANO Toshio

東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, professor Emeritus

キーワード
植民地主義 人種主義 セクシズム インターセクショナリティ

Keywords
colonialism; racism; sexism; intersectionality

Quadrante, No.25 (2023), pp.11–19.

ありがとうございます。わたしのプロフィールは、基本は今ご紹介いただいたとおりなのですが、内幕を申しますと実は今回のためはじめて書いた自己紹介文はすいぶん内容の違うものだったのです。でも、それがあまりに変わったものだったので、これじゃあ一般の人にはわからんということで山内さんにお叱りをいただいて、二回目に普通のもを書きました。どうしてはじめは違うものを書いたかと言うと、今から見ていただく動画に直接関係します。アメリカのブラック、とりわけ女性の文化ということになると、音楽が欠かせないと思うのです



図 1：Strange Fruit を歌うビリー・ホリデー

ね。はじめの自己紹介文ではその音楽文化と関係させて自分のことを書いたわけです。それはひっこめたのですが、今日のお話しの方は、この曲を聴いていただくことから始めたいと思います。

(※「奇妙な果実」“Strange Fruit”の動画再生)

Strange Fruit

Billie Holiday, 1939

Southern trees bear strange fruit,
Blood on the leaves and blood at the root,
Black bodies swinging in the southern breeze,
Strange fruit hanging from the poplar trees.

(出典:

<https://www.youtube.com/watch?v=Web007rzSOI>)

歌の内容は特に説明しなくてもいいでしょうか。アメリカの黒人たちは、「奴隷解放」が宣言された後にも何かにつけずっとリンチを受け続けてきました。まあ「木に吊るされた」ということで、それが「ストレンジ・フルーツ」(strange



fruit)として表象されています。黒人はずっとそのように吊るされ続けてきました。その状況が現在でも本質的にはなお続いています。だからこそ、「ブラック・ライヴズ・マター」(Black Lives Matter, BLM)と叫ばれています。そのことを考えねばならないということです。

この歌は1930年前後につくられたものですが、動画で歌うビリー・ホリデーは1939年にこれをレコーディングしています。それを今から考えると、そんな早い時期にこういう内容の歌を歌ったというのはとても勇気がいったに違いないと想像できます。この歴史を踏まえ、そこから続く現在になお叫ばれているBLMについて、そしてそれを論じた本書の意味について、しっかり考えてみようというのが、今日のわたしの話しのテーマであります。

* * *

さて、まず本書の基本性格からですが、この本は、確かに東京外国語大学から出されるべきものだったとつくづく思います。と申しますのは、BLMを考える際には、意識すべき三つの焦点がおそらくあるだろうと考えるからです。一つ目は、その歴史的意味ですね。今申したように1930年代にStrange Fruitという歌ができて、それが現在の2020年代にBLMの形で受け止められているとすれば、そこにどのような歴史的意義があるのかという点です。二つ目は、BLMの思想的な成り立ち、この運動の構成とか意味の成り立ちを、どういう風に考えたらいいいのかという点です。それからもう一つは、それが世界に、アメリカを越えて世界に広がったこと、そのことの意味をどう考えるかということです。この三点ぐらいを考えてみる必要があると認めますと、東京外国語大学という大学は、こういうことをこそ考えるべき大学なのだ、とわたしは思うのです。そこで今日のお話も、これ

らの点について考えるというのがその中味になります。

このような話の構成は、私自身の関心に即して言えば、植民地主義とどう戦うかという問題に直接関連しています。ブラックの人々の生を根本的に脅かし、BLMという声が切実になった歴史とその思想は、世界の植民地主義の歴史と直接の連関を持っているのであり、この植民地主義に対して、理論的あるいは運動として、どのように対決していくかという問題と密接不可分だと考えるのです。そこで、そうした植民地主義を意識した観点から、本書に書かれていることについて考えてゆきたいと思います。

* * *

荒さんのところ〔第1章〕から始めます。わたしはいつもキング牧師という言い方をしているのですが、荒さんはその人をキング・ジュニアと言われています。英語表記では確かにJr.がついていますからキング・ジュニアと言う方が文字通りなのでしょうが、1960年代の同時代に遠くから彼を見ていたわたしたちはいつも「キング牧師」という言い方をしてきましたので、ここでもそのように言いたいと思います。彼が牧師であったことを明示して考察するのもそれなりに意味があるだろうと考えます。その存在の歴史的意味を思考の基礎から考えるということを、荒さんの論考は問題としています。

キング牧師を世界的に有名にしたことのひとつは、“I have a dream that one day this nation will rise up and live out the true meaning of its creed.”と叫んだ、リンカーン記念堂前でのあの演説でしょう。ここで彼は、人々が自由で平等であるという信条は本当に現実化する「夢」なのだと言力強く語り、人々に大きな感動を与えました。確かに、その夢の語りは世界に広がり多くの人々に届きました。そのとき日本

にいた我々にも届いたわけです。

ところが、演説から60年が過ぎた2020年代の今日まで、本質的にはなお先ほど見た「ストレンジ・フルーツ」が語った暴力の現実と両立する夢のままに、それを引き留めてしまう力があります。それは何かということ、荒論考は問題として出しています。すなわちアメリカの黒人を、実は「不在のプレゼンス」とも言うべき位置に置き続けてきたその力のことです。それを明らかにしたのものとして、トニ・モリスンの貢献が指摘されます。「不在のプレゼンス」というのは、白人優位の価値基準の下で価値をもたない存在として存在するというものであり、それを支える白人の価値基準そのものを転倒させる役割をアメリカの黒人文学が果たしてきたということです。そこで特にアメリカの黒人女性であるトニ・モリスンの貢献は大きい。金髪碧眼という白人の美の基準にアメリカの黒人もまた支配されてきていて、黒人は、存在しながら白人の価値基準に従って自らの存在を否定し、その中で生きてきたのではないか。そのような自分たちの存在を否定する価値観の信奉ということ、トニ・モリソンは問題化したと言われています。そのようにして、見えない存在にされてきたアメリカの黒人を見える存在に転倒していきます。これが「黒人の命は大切」と主張するBLMの前提になっています。それゆえ、1960年代には夢として語られたそのことが、2020年代には現実の存在の自己主張となって現れているというわけです。1960年代と2020年代とがそのように対比されて、かつてとは違う位相に立つ黒人たちがBLMを叫ぶこの現在が見えてきます。荒論考は、この現在を非常に明快に教えていると感じました。

もっとも、そこで少し疑問に思ったことは、あの1960年代には他方で、「ブラック・イズ・ビューティフル」(Black is Beautiful)という運動、そうした声があったという事実です。その

時も「ブラック・イズ・ビューティフル」と言われていて、これも価値転倒に違いないはずで、そうだとすれば、その声とトニ・モリスンの貢献とはどう違っていただいのでしょうか。その意味とか、深さとか、広がりとかにおいて、それらはどのように異なっていたのか。この点については、もう少し突っ込んで教えてもらいたいと思いました。それはともあれ、ここで言われる「不在のプレゼンス」という事態が核心的な問題であり、BLMがその歴史的な価値転倒を伴いながら現在生起しているということは、とてもよく分かりました。BLMにおいては、この価値転倒により、まさに「黒人の命は大切」と実際に心底から理解され主張されるようになっていきます。ここにこの運動の歴史的意味があるということです。

* * *

さて、本書が提起するもう一つの重要な論点は、人種問題とジェンダー問題との交錯を捉えようというところでしょう。それらとかく別々に考えられたり語られたりしてきた二つのことが重なり合っている、そういう交差点でBLMを理解する、あるいは、そういうふうを考えようとしている。それがとてもよく分かるところに、本書のもうひとつの大切な特徴があると、わたしは理解しました。

とりわけ小田原さんの論考〔第4章〕は、BLMの運動の成り立ちを社会構成の基礎から問うという議論になっていて、アメリカ社会を根底から規定する構造的な人種主義とジェンダー規範という観点からBLMを問題化しています。小田原さんはここで、黒人女性クレンショーの提起した「インターセクショナルリティ」という概念を受けとめながら、「黒人女性の経験を考慮しなければ、差別におけるセクシズムと家父長制、人種の相互作用は適切に分析し得

ない」(105頁)というふうに言われています。これは非常に重要な指摘だとわたしは思います。

しかも小田原さんの論考がさらに重要であるのは、そうしたインターセクショナル리티の作動が、理論的な構成においてだけではなくて、運動の成り立ちからしてもそう言えるのだと踏み込んでいくからです。BLMという運動は、ネット上に「ハッシュタグ #」のついた主張と情報が広がって、メディア的には「ハッシュタグBLM」(#BLM)と言われるようになり、それが運動を大きく広げたと見えて、今のメディア状況はすごいねという話にも繋がったりしています。しかし、実際に運動を広げた当の担い手の人たちに言わせると、そんなことで広がったわけではなく、この運動の広がり基礎にコミュニティの組織化ということがあって、実際にはそれが運動そのものを広げていると理解しなければなりません。小田原さんは、そのことにしっかり留意すべきだと主張されています。

「コミュニティの組織化というのは、多様な背景や経験を持つ人々を集めて、コツコツと自分たちの生活を変える面倒な作業」(99頁)なのであって、現実にはそういう作業の積み重ねを基礎にしてBLMなる運動も成り立っているということです。ここにBLMの思想としての特別に立体的な構成があり、それはまた、一過的ではなく広く定着して持続するこの運動の成り立ちでもあるという主張です。

このような思想運動の捉え方の変化は、そもそもそれが闘っている相手であるその思想についての見方にも、大きな転換を伴うことになります。レイシズムとセクシズムという思想のことですが、この立場は、これらが単なる意識の問題に、個々人の心の持ち方の問題に還元されてしまうことを拒否するのです。レイシズムとセクシズムというのは、単に個々人の意識の問題なのではなく、「様々な差別が交錯しつ

練り上げられた制度的・体系的なもの」(101頁)として社会的に存在する事象なのだという事です。そうだからこそ、これらとの闘いはコミュニティの組織化という社会的行動になるのであって、それは単なる観念上の情報の伝達や意識の啓蒙などとは異なっていると主張されるのです。ここには、BLM運動の思想的な成り立ちについて、とても重要な認識の進展があるとわたしは思いました。

こうしたレイシズムとセクシズムのインターセクショナル리티ということですが、そこで様々な差別が交錯するとはどういうことかをさらに広く問うて、それを現代世界認識にまで拡張したのが中山さんの論考〔第12章〕であると言うことが出来るでしょう。中山論考では、グローバル資本に支配されている「グローバル・サウス」(Global South)という問題が提起されていて、そこで、レイシズムとセクシズムだけでなく、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、エスニシティ、国民、能力、年齢などをさらに包括的に含む様々な諸カテゴリーの交差にまで視野を広げてインターセクショナル리티の問題が議論されています。そこでは、様々なカテゴリーが相互に関連し、あるいはぶつかり合いもする、複合的なインターセクショナル리티の構造連関が捉えられるのです。

ところで、レイスとかジェンダーとかによる差別が問題となるときに、両者が複合する実際の局面では、そのどちらが主たる事態として優先的に問題化されるべきかという点で立場がぶつかり合うことがあります。場合によっては、それぞれのカテゴリーでのマイノリティ同士が互いに対峙し、時には権力者と同様の差別意識さえもって敵対しあうということもありうるでしょう。そんな時には、レイシズムとジェンダー差別とへの反対が相互に他方の問題を打ち消し合い、その狭間で両方のカテゴリーで劣位にある人々に固有な問題などは陥没して、両方か

ら消去されていくことになります。しかも現実のインターセクショナリティは、レイスとジェンダーの二次元で考えられるような単純なものではなく、階級や文化などを含め極めて多次元の複合的なものであるのですから、それを一身に背負ったマイノリティの問題は誰にも代表されることがなくなってしまいます。中山論考においてとりわけ大切なのは、そんなインターセクショナリティの隘路をしっかりと明示し、それに対応して闘いを組織するBLMに学ぼうとしている点だと思えます。

その基本は、人間一人ひとは、様々なカテゴリーに属しながら、それぞれ「固有の生」を生きているという理解です。だから必要なのは、そうした各人の固有の生を理解し、その一人ひとりを誰も取り残さないように努めることだとされます。それゆえにこそBLMは、集会などでも犠牲となった人々の名前を一人ひとりみんなと呼び、そのことで誰一人取り残さないという姿勢を明示し続けるという戦略的な態度を採っています。これに学ぼう、と中山論考はよびかけます。これはとても印象的だと思いました。

もっとも、一人ひとりが「固有の生」を生きているということですが、それが大切なのはそのどれもが等しく尊重されねばならない人間の〈生〉だからではないのかということがあります。だからここでは、〈人間の尊厳〉あるいは〈普遍的な人権〉の思想があらためて問われるだろうと、わたしは思います。固有の生を「等しく尊重する」といいますが、それではちょっと上から目線の言い方で、むしろ核になるのは誰にも等しく内在する〈人間の尊厳〉にみんなが同等に頭をたれねばならないという思想でしょう。そのように〈人権〉の思想を真に普遍的なものとして再獲得しようということ、BLMとはまさにそれを言っているのだとわたしは思います。この点はさらに深めねばならないでしょうが、ともあ

れこれが、BLMの思想的な成り立ちの普遍性であると考えていいのではないのでしょうか。

* * *

そこで、世界への衝撃というもう一つの論点に進みたいのですが、本書ではBLMと植民地主義批判の関係が語られていて、これは特に武内論考〔第15章〕において触れられています。「アメリカに端を発するBLMが世界、とりわけヨーロッパ諸国に広がったのは、奴隷制に由来する黒人差別への抗議運動がヨーロッパで進められている植民地主義見直しの動きと共振したからである」（344頁）と。それは重要な指摘だと思いました。

奴隷制と植民地主義とを関係付けながら説明するという事は、近代資本主義の本源的蓄積過程として、奴隷制と植民地主義との歴史的意味をあらためて明確にして説明する一つの基本的な認識枠組みになると思います。その意味で、植民地主義批判を介してBLMは現代資本主義批判に深く接合する、とわたしは考えています。しかも、この点をしっかりと意識するとこの本の意味はもっと広がるはずで、ここではBLMのことを、さらに広く現代世界に広がりさらに深く現代社会に突き刺さる問題として少し敷衍して考えておきましょう。

* * *

広く知られているように、アメリカに始まったBLMは、ただちにイギリスに波及しています。それはこんなことです。イギリスのブリストルでBLMに触発されつつ黒人差別への抗議活動がはじまり、それをきっかけにして、この地で過去に行われていた奴隷貿易への批判が高まります。それで、この町の公園に建てられていた奴隷商人の銅像が川に投げ込まれるというこ



図2：エドワード・コルストンの銅像

とがありました。エドワード・コルストンのこの銅像です(図2)。この銅像が倒されて、川に投げ込まれたということです。コルストンとはどういう人かという、王立アフリカ会社の役員だった人です。この王立アフリカ会社は、1672年から1698年の間のアフリカ貿易を独占して奴隷三角貿易を行った商社で、1680年から86年の間に航海として240回、年平均5,000人を売買して、全体としては10万人を超える奴隷売買を行った会社です。コルストンは、これの役員だったのです。

だから、倒されるのは当然だというふうに考えられたわけですが、そこにさらに、コルストンの銅像一つを倒せばそれで済むことなのかという声が上がります。問題とされたのはブリストルという町自体のことです。これ〔図3〕は1768年に出版されたある地元新聞の奴隷売買広告です。“To be sold, A healthy Negro

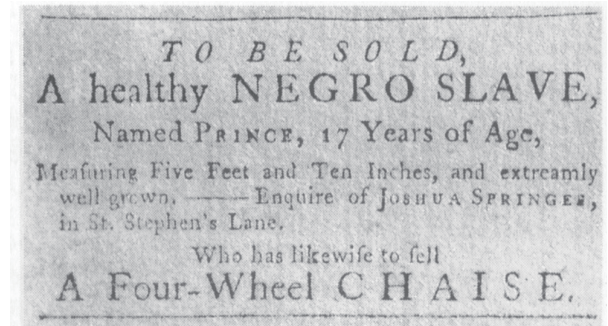


図3：地元新聞の奴隷売買広告（1768年）

Slave” というものですが、新聞に出たものですから、みんながこれを知っていたということです。つまり、コルストン一人がやっていたという話ではなく、こんな広告が新聞に出されて、それをみんなが知っていたということです。

そこで、こんな作品が作られます。トニー・フォーブスという人の作品ですが、「川を下って売られてゆく」というタイトルがつけられています〔図4〕。どういう作品でしょうか？ 首枷を握っているのはコルストンですね。コルストンの銅像です。ところが、ここにはもう少し描か



図4：「川を下って売られてゆく」
(トニー・フォーブス作、1999年)

れていて、(黒人奴隷の)身を縛るテープはポリスです。それから、船の帆は地元の新聞『イブニングポスト』と、地元のテレビ局 HTV。まあ17世紀にテレビ局はないでしょうから、これは現在のこと、現在に繋がる問題を見ているということです。それから公共放送局であるBBC。しかも吊り橋の上では、人々が囃し立てています、「わーいわーい」と。つまり、問題なのはコルストンだけではなくて、みんなが加担者なのだということです。だから、コルストンのあの銅像をひとつ倒せば済むわけではないという話になります。

ブリストルという町は、グレートブリテンの中でも、マンチェスター、リバプールと、それからロンドンに並ぶ三大奴隷貿易の中心地で、しかも産業革命の中心地です。そこで、グーグルマップでブリストルの地図を参照し、「コルストン」を検索してみると、出てくる、町中いたるところにコルストンの名前がつけられているところがあると分かります。「コルストン・アヴェニュー」とか、「コルストン救貧院」とか、「コルストン学校」とか。学校、病院など、このような多くの公共施設にコルストンの名前が付けられているのです。この町でコルストンは実は慈善家として通っていて、だからこそさまざまな公共施設にその名前がつけられ、その銅像も建てられたということです。

とすればますます、銅像を、奴隷商人の銅像を一つ倒せばそれで済むという話ではなくなっていくますね。コルストンの名前がついたあらゆる施設について、その奴隷商人の名前をどうするのか、コルストンの名前を付けたままでいいのか、という議論が起こってくるということです。それで、名前の変更にも動いた施設もあり、近頃に聞いたところでは、他方である女学校、ガールズスクールでは、すったもんだの議論の末に名前は変えないと決めたということです。それでも、変えるか変えないか、悩みはつきな

いようです。

このように BLM は世界に広がって、イギリスでは自らのかつてのそうした行為、とりわけかつての植民地での行為が問題となり、それが自分たちの現在にも繋がっていると理解されているということです。本書では武内論考で、アフリカあるいはその他の地域とヨーロッパとの関係が問われ、かつての植民地主義の問題が問われています。それは確かに、まずはアフリカ・アジアで何をやったかという問題ではありません。けれども、問題はそれに留まらないで、現在の、自分たちの生活そのものが問われるようになる、そういう批判が起こらざるをえないという構造になっている。BLM は、そのような広がりをもって進んでいるということです。

* * *

そこで、最後のまとめですが、BLM に触発されつつ現代社会とその意識の構成を広く深く歴史的・理論的に考えようとする際には、ここでも植民地主義という観点がとても重要だということにあらためて留意しておきたいと思えます。先ほど触れたインターセクショナルリティという問題をあらためて考え直しても、この植民地主義という観点の重要性を認めることができます。インターセクショナルリティという問題を直視すると、現実にはそこでカテゴリー同士が対立しあうことがあると見えてきました。このとき植民地ないし植民地主義という概念は、そこで対立しあう諸カテゴリーとは基本的にレベルの違う位相を捉えていると理解することができます。どう違うかというと、人種、民族、階級、ジェンダー、エスニシティとかの諸カテゴリーが、それにより一定の人々の集合を指示する概念であるのに対し、植民地・植民地主義というのは、それ自体として何か特定の対象を指示するのではなく、支配-従属の関係、その従属状況そ

のものを表示する指標だということです。一定の地域を「植民地」と呼ぶにしても、それはなにかのカテゴリーに属するというのではなく、従属関係の下に置かれていること、あるいはそうした従属させる支配の作動があることを示しているということです。

このような植民地化、植民地支配ということの捉え方は、例えば「近代家族」を理解するときにもすでに重要な力を発揮することになっています。マリア・ミースは、近代家庭の中での主婦の存在、女性的主婦化ということについて、そこでの女性の従属を「植民地化」という概念を駆使して捉えました。近代家族というのは、女性を「主婦」としてそこに従属させ無償労働を強いることによって初めて成立します。これは経営としての資本の自立が可能になる基礎構造なのであり、それは資本による家族の「植民地化」と言うことができるというのが、マリア・ミースの考えです。これは資本主義の下で近代家族が置かれている状況を一般化的概念でとらえる理論的試みなのです。

これに学ぶなら、BLMが告発する現代世界に黒人が置かれた状況を概念化するに当たっても、「植民地主義」という概念が極めて適切であるということがよく分かります。近代資本主義の成立にあたって、黒人奴隷制とそれを支えた植民地支配が不可欠な本源的蓄積をもたらしたことは明らかですが、それに始まる近代社会の成り立ちそのものにレイシズムとセクシズムが不可欠な構成要素になっています。この事態は、まさに「植民地主義」という概念によってこそ最も適切に解明されるということです。BLMに触発されながら、現代世界のレイシズムとセクシズムの解析に取り組んだ本書の諸論考は、極めて明確にこのことを示してくれていると、わたしは理解しました。

そのように植民地主義をもって従属を強いる現代社会に尊厳を奪われ続けてきている黒人

女性たちは、BLMの始まりよりずっと以前から声を挙げて、従属を強いられたその経験を訴え、自ら尊厳の回復を求め続けてきました。そこでわたしの発言の最後に、既に半世紀を超えて表現され続けてきたそんな声の一つにあらためて耳を傾け、その意味を噛みしめておきたいと思います。

(※「リスペクト」“Respect”の動画再生)

Respect

Aretha Franklin, 1967

(Ooh) What you want

(Ooh) Baby, I got it

(Ooh) What you need

(Ooh) you know I got it

(Ooh) All I'm askin'

(Ooh) Is for a little respect

when you come home (just a little bit)

Hey baby (just a little bit)

when you get home

(Just a little bit) mister



図5：Respectを歌うアレサ・フランクリン

(出典：

https://www.youtube.com/watch?v=A134hShx_gw)

この黒人女性の声が求めているのは、ほんの少しのリスペクト (respect) だけだということです。この「リスペクト」という歌はアレサ・フランクリン (Aretha Franklin) が歌ったものです

が、ここで少し紹介しておきたいのは、『Rolling Stone』という代表的なロック専門雑誌がロックの歴史に残る500曲をランキングしていて、この歌がなんとその第一位に選ばれたということです。ビートルズやローリングストーンズなど大スターたちの楽曲をおさえて、この「リスペクト」こそがロックの歴史に残る第一位だと認められたのです。この歌は、それだけ評価をうけ、それだけの影響力を持ってきているというわけです。これは1967年にリリースされた歌ですけど、これまで考えてきた植民地主義の問題と、それと関連する黒人女性の「リスペクト」への切実な要求を思えば、現在にいたるその歌の高い評価の持続は今日のBLMと黒人女性の問題を考える上でたいへん重要な意味をもつ事実であると、わたしはあらためて感じました。以上です。

いかに『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』か

How Can We *Learn from Black Lives Matter*

小美濃 彰
OMINO Akira

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

キーワード

ブラック・ライヴズ・マター ブラック・パワー 山谷

Keywords

Black Lives Matter; Black Power; Sanya

Quadrante, No.25 (2023), pp.21–28.

小美濃彰と申します。私は東京外大の大学院博士後期課程で歴史学を専攻していて、日雇い労働者の労働市場や場合により簡易宿所の密集地域としても知られる「寄せ場」をめぐる地域社会史を、目下のところは東京・山谷についての研究をしています。その作業のなかで注目しているのは1960年代の「さんや同人」という集団による、いわゆる「日雇労働運動」といって想起されるようなイメージとは異なるところもある、青空保育なども含めて構成されていた運動の展開です。

今回の合評会をひらくにあたってお声がけをいただいたときには、だれか日本社会研究から出てくる院生がいないかという趣旨もお聞きしていました。そういうことで、自分自身の関心に引きつけすぎるところがあるかもしれませんが、この武内進一・中山智香子(編)『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』(東京外国語大学出版会、2022年)を通読してみて頭のなかに浮かんで動くようになった問題意識を、率直に述べさせていたただきたいと思います。

* * *

本書は、2021年10月から2022年1月にかけて計11回(9回+2回のスピンオフ)にわたる連続セミナー「Black Lives Matter 運動から学ぶこと—多文化共生、サステナビリティについて考えるために—」(東京外国語大学多文化共生研究創生WG)を背景にもち、これにたずさわってこられた方々の論考から構成されていて、本書とセミナーとの関係は編者による「はじめに」で触れられています。

まず序章「ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ」(武内進一氏)で、世界の様々な場所に生じたブラック・ライヴズ・マター(以下、BLM)との共鳴を「植民地主義の展開と批判」の歴史をふまえて捉えようとする視座が提示されます。そして第1部「基本をおさえる」、第2部「アメリカ社会に踏み込む」、第3部「自分の足元を見つめる」、第4部「世界への広がりをまなざす」というように視点と視野を変化させた各部にそれぞれの論考が配置されています。そうしてさまざまに思考をめぐらせながら、終章『『黒』を



軸に立てる」(中山智香子氏)は黒人として生きることの身体的な固有性を、それがBLMをめぐる読者の思考から抜け落ちることのないよう提示しています。

はじめからおわりに向かって読んでいくと、この終章に続いて「おわりに：私たちのなかのBLM」(中山俊秀氏)へと進むことになります。このなかに「BLM運動が浮き上がらせているのは、人種差別的な思想・態度を持った人々の攻撃的行動といった単純な問題にとどまらない。格差、移民、経済社会的地位の没落など、グローバル化した現代社会の問題が多層的に絡んだ複雑な状況のあらわれであり、これらは日本社会での問題でもある」(372頁)という指摘があります。BLMのメッセージがもつ固有性をそれ自体に即してつかもうとすることが不可欠でありながら、その過程で日本社会をめぐる問題も同時に意識しなければいけないことも事実です。そうした同時で多重な思考のあり方がここに、あるいはこの『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』という書物の全体にはっきりと現わされているように思います。

そうして各論考を支えている思考の文脈が幾重にも交差しているわけですが、なかでも本書がアフリカ研究の蓄積をひとつの基礎にしようと試みていることは重要なことだと感じました。BLM運動に触発された植民地主義見直しの動きをヨーロッパにおいて見ることができるが、それがアフリカ諸国からどのように見られているかという地域固有の文脈に根差した問いについては十分に触れることができていない、ということわりはあります。とはいえ、1960年代のブラック・パワー運動における思想的な根拠のひとつがアジア・アフリカにおける反植民地闘争であったことを思い起こしてみると、これは本書の特色となる重要な視角なのではないかと感じました。

そのように全体像をふまえたうえで、もう少し

具体的に、私が本書を読んだあとに抱いた考えについてまずは大まかに触れてみたいのですが、これはとても粗っぽい話になってしまうなどと思っています。というのも、BLM運動が触発した植民地主義見直しという世界的な規模の動きまで視野の広がりをもたせながら、同時に「自分の足もとを見つめる」という題がつけられたところにマイクロアグレッションをめぐる議論が収められているのですが、これを具体的にどう受けとればいいのかと悩んでしまったところがあります。日常のなかで微細な網目のように広がっている権力関係において再生産されている差別に向き合うということは、「自分の足もとを見つめる」といえば身近に感じる場所がある一方、すごく大きな話でもあるがゆえに、かえって反差別闘争のつかみどころが分からなくなってしまうような印象があります。そのようなことを考えながら、最後のほうで1960年代の山谷解放運動とブラック・パワー運動との交流について言及してみるつもりです。

* * *

まず全体に触れておこうと思って前置きが長くなっていますが、はじめからおわりに向かって読み進めていけばBLM運動の内部がこまかに分かっていくという、この本がそういう理解の深まりを想定したものなのではないと感じています。はじめに黒人自由闘争をめぐる通史的な記述があって各論に入っていくというつくり方ではなく、各々の論者がそれぞれのアプローチをもって叙述をおこなっているのも、まさにどこから読んでもいいという構成になっているのではないのでしょうか。BLM運動をめぐるはいくつもの書籍が先立って刊行されてきたこともふまえてのことだとも思いますが、本書の重点はちがうところにあるような印象があります。

本書のいくつかの論考のなかでも触れられ

ていますが、BLM 運動の拡大は白人／黒人間の人種差別という単一のカテゴリーに着目しては浮かびあがってこなかった問題を、ジェンダーやセクシュアリティというカテゴリーも重ね合わせることで浮上させ、運動の領野そのものを広げたというところにひとつの根拠がありました。ただ、「アメリカからグローバル世界へ」というサブタイトルをもつ本書は、BLM 運動の世界的な広がりや世界各地における植民地主義見直しの動きとの関係というレベルで捉えようという姿勢を強調しているところが特徴のひとつなのではないかなと思っています。

序章において武内進一氏は BLM 運動に三つの側面があると思うと述べています。第一に「被害者による加害者に対する告発」という側面。第二に「歴史に対して目を向けそこから学ぶことを促す」という側面。それから第三に「未来について考えることを私たちに促す」という側面。こうした側面を併せ持つ BLM 運動が、人種主義と結びついた植民地主義の見直し、すなわち「過去の過ちを認め、それを乗り越えて、どのような未来を切り拓くことができるのか」という問題を、日本をふくむ世界各地で浮上させているのだというふうに書かれています(24-25頁)。この植民地主義の見直しという動きは、第4部・第15章「植民地主義の見直し」のなかに詳しく書かれています。

この章の主題は、ヨーロッパとアフリカ諸国との間での動きになっていますけれども、重要なのは、やはり「ヨーロッパ諸国における植民地主義の見直しの動きは、BLM に触発されたり、共鳴したりしてはいても、基本的にはそれぞれ独自の歴史、アフリカ諸国との関係のなかで進んできた」という認識と、「アフリカがこうした欧米の運動をどう見ているか」という問いの答えもまた、アフリカ各国の文脈において探すしかない」という、BLM 運動の広がりや捉えるための基本的な姿勢です。世界的な波及のなかで

BLM 運動の思想や理論のエネルギーが受けとめられている一方、同じものを共有しているように見えるこの世界の各地で想起されている過去と未来の姿というのは全くバラバラでありうるという、そうした注意を喚起しているように思われました。「BLM 運動やそれに共鳴する植民地主義見直しの動きは、私たちの社会内部にある認識の違いを浮かび上がらせている」(360頁)という指摘は、BLM 運動への共鳴のなかに生成している緊張関係にも意識を向けさせます。

このように各地の歴史やその認識と複雑にからまり合いながら BLM 運動のインパクトが世界に広がっているということをふまえて、そのなかで「自分の足もとを見つめる」ということはどういう作業なのかと考えを深めていくことが求められると思うのですが、本書では、マイクロアグレッションという概念がひとつの鍵として取りあげられています。これについては第3部「自分の足もとを見つめる」のうち、第10章「『差別を支えてきたもの』は何か」(山内由理子氏・中山裕美氏)や続くコラム「対話の入り口に立つ」のなかで触れられています。

本当に微細な権力関係のなかで日々再生産されている、おそらく私が誰に目を向けてどうしゃべっているのかとか、そういうところのなかにも無意識のうちに現れうる差別的な振る舞いを問題化するということは重要だと思うのですが、本書のタイトルになっている『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』ということを考えてみると、BLM 運動はやはり近代資本主義、帝国主義、植民地主義をめぐる歴史認識に関わることからであるわけです。そのなかで人種主義についての批判的思考をどう深めていくことができるのかが世界中で問題になっているのだと思うのですが、本書におけるマイクロアグレッションについての議論はややちがった角度に向かっているのかなと思います。

やはり「足もとを見つめる」というところで「見える差別」についての分厚い前提がないかぎり、「見えない差別」を問題にする議論の目的がよく分からなくなってしまうような気がしています。というのも、マイクロアグレッションについての議論は、差別的な言動をそれとして認識していない発し手と、それによって差別をうける受け手とのあいだで、どのような対話を構築することができるのかという問題にかかわっていると思うのですが、そのためには、なにが差別かということについての意見を交わす政治文化が社会のなかに必要だと思います（この点、本書「おわりに」にある「これまでの運動が問題の解決をいまだもたらしていないことをみてもわかるように、差別への批判・非難は差別的関係性や差別行動をなくすための対策としては効果的とはいえない」（373頁）という、参照していることがらを示さないでなされる運動の評価は承服できません）。それゆえ、とりわけこの日本社会でマイクロアグレッションの議論を導入するために必要な土台というものについても、なにか考える必要があるのではないのだろうかと思った次第です。

そういうわけで、BLM 運動が世界的に影響を及ぼしているなかで日本ではどのようなことを考えていけるのかとなると、『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』ということがいかに、どのような場でなされているのかということも具体的に考えることが必要なのではないかと思います。人種主義については入管施設における被収容者の劣悪な処遇や在日朝鮮人へのヘイトクライム、沖縄における基地の集中、アイヌの遺骨返還など様々に問われ続けています。そうした問題をめぐって交わされている議論のなかでこそ差別ということの意味はより精緻に語られているはずですし、そのような闘争の場における議論の共有こそマイクロアグレッションの克服を目指すための基礎として必要なの

だらうと思います。

また、マイクロアグレッションの克服に向かうための実践は諸個人のあいだの関係性をどのようにつくることができるかという課題そのものでもあると思うのですが、それは本書においてたとえば第4章「#BLMと#MeToo：インターセクショナルリティと共生のコミュニティ」（小田原琳氏）のなかで言及されているコミュニティ・オーガナイズングに直結するものだとも思っています。マイクロアグレッションを克服するための感性というのは、そのような実践から積極的に学ぼうとしないかぎり身につけることができないのだらうと思います。また、そのためには差別をめぐる批判にみずからをひらくという姿勢が求められるということも、第3部のコラム「対話の入り口に立つ：アフリカにルーツを持つ若者とのトークイベントから」（森聡香氏・奥富彩夏氏・大石高典氏）から読みとることができると思います。

* * *

さて、最後のほうに山谷解放運動とブラック・パワー運動との交流について触れるということにしましたが、それは交流の基盤にそれぞれのコミュニティがあり、またそれぞれの実践のうえに闘争の共鳴が生まれた重要な事例ではないかと、自分の研究に引きつけすぎだとも思いつつ、考えているからです。1968年8月23日の夜、山谷にある城北福祉センターという東京都の施設のなかで「山谷＝ブラックパワー連帯集会」がひらかれていて、そこにドナルド・P・ストーン（1935-2019）という学生非暴力調整委員会（SNCC）のメンバーが登壇していました。

SNCC Digital Gateway というウェブサイトにある記述によれば、ストーンはジョージア州アトランタにあるモアハウス大学を卒業してから

郵便局に勤務し、やがてアトランタで学生運動が開始されるとそこに関わることになり、1966～1968年には Atlanta Vine City Project という、アトランタでもっとも貧窮していたという黒人コミュニティのエンパワメントとオーガナイズを試みた SNCC のプロジェクトに参加していたようです。その中心的な人物として活躍したストーンはベトナム反戦と兵役拒否の運動にも取りくんでいて、キューバや北朝鮮を訪ねて活動家との交流をしたあと、1969年にアメリカへ戻って逮捕されたとのことでした。

おそらく逮捕前の旅程のなかに山谷が含まれていたのだらうと思います。山谷解放運動にかかわっていた梶大介という人物の『山谷戦後史を生きて』下巻(績文堂、1977年)をみると、「〈反戦と変革に関する国際会議〉に出席するために来日し、広島・長崎の原水禁大会にその勇姿を登場させ、沖縄の基地闘争に飛び出して行ったアメリカ黒人」(328頁)ということが書かれているので、ベ平連とのかかわりで来日し、まだ当時は梶大介とともに山谷解放運動にたずさわっていた竹中労のコネクションなどもひとつの要因になって、山谷を訪れたのだらうと考えられます。

というわけで、「山谷＝ブラックパワー連帯集会」に姿をあらわしたストーンは次のように語っていました。山谷解放委員会という運動体のパンフレット『解放戦線』創刊号(1968年12月)に日本語訳が収められています。引用中の傍点は原文ママです。

山谷の兄弟諸君——、私は、闘うアメリカ黒人を代表して、あなたがたと連帯の握手をむすぶ機会を持ったことを、心からうれしく思っております。

私は、山谷について日本の二、三の友人から若干の予備知識を得たにすぎません。しかし、きょう、ここに来て、私は直ちに理

解することができました。それは、私たち黒人がアメリカ国内でおかれている状況と、山谷労働者の生活の間には完全な共通点がある、ということでもあります。

第一に、劣悪な生活条件であります。もしあなたがたが、アメリカ諸都市における黒人住宅街を訪問すれば、そこに無数の“山谷”を発見することができるでしょう。そして、私がここにきて見たのは、まさしく黒人街のそれと同じ様相であります。アメリカでは年収二千ドル以下の所得階層が貧民とされており、全黒人の実に60%がそれに当るのです。黒人はみじめなスラムに住み、白人社会から隔離されています。〔中略〕

第一の理解を前提において、確信するのですが、山谷労働者はもっとも抑圧され、差別された階層に属するがゆえに、アメリカ黒人と等しく、もっとも戦闘的な前衛となり得るのであります。(強い拍手)

それが第二の共通点であり、そして、もっとも重要な共通点なのであります。この夏、山谷労働者は、再三にわたって警察権力に対する抗議の行動をおこしました。ジャーナリストである日本の友人の解説によれば、山谷労働者にとって、いわゆる“暴動”をおこしてる状態こそが正常なのであって、日々の搾取と抑圧に甘んじていることのほうが異常なのだ、ということでもあります。それはアメリカ黒人についても、また等しくいえることでもあります。〔中略〕

第三に、私たちは、いわゆる“非暴力”にふみとどまっていたのでは、なにものも得ることができないことを知っています。黒人の権力を獲得する運動の中には、平和的訴えによって白人を改良させようという思想があります。だが、一貫してそのような立場にいた黒人教師、マルチン・ル

サー・キングは白人の暴力によって殺されました。アメリカでは、毎日のように警官のライフル銃が黒人を射殺し、法廷すら黒人に強姦のヌレギヌを着せて死刑台に送る道具になっているのです。

1968年の山谷解放運動といえば、さきほど名前を出した梶大介という当時の中心的な活動家が中国文化大革命から影響を受けたりしていて、山谷のなかにある交番に数名規模の無届デモを向かわせて蜂起を呼びかけたりしていました。そうした意図的なはたらきかけがなくとも、1960年代は日雇労働者らによる暴動が頻発していたわけですが、そうした状況がストーンという言葉に反映しています。「ジャーナリストである日本の友人」というのはおそらく竹中労のことだろうと思うのですが、その「解説」に通ずる内容が『都市反乱の原点』（全国自治研修協会、1969年）に書かれています。

暴動の背景としてはもちろん1960年代の高度経済成長があり、東京オリンピックもありましたが、寄せ場にますます多くの日雇労働者が主として建設産業に吸収されていきながら、その生活空間である山谷のようなドヤ街では地域の治安維持をになう警察の体制が整備されていた時代です。山谷では1959年に「地域環境浄化推進運動」という住民運動がはじまり、これをうけて1960年7月に「マンモス交番」と呼ばれた巨大な交番が設置されています。ドヤ街に集中する日雇労働者へと向けられた警備体制が構築されていくなかで、1960年代には暴動が続発していったわけです。ストーンはそのように都市暴動が繰り返りひろげられている場としての山谷を知ったということになります。ストーンは続けてこう語っています。

山谷の兄弟諸君——、あなたがたも私たち黒人と同様、勝利は血を以てしかあがな

えぬことを、敵権力、支配階級を直接うちくたく暴力の行使のみが、真の解放をもたらすものだということを、かならず、信じておられるにちがいない。（激しい拍手）

この第三の共通点が、私たちの連帯のいちばん強い環でなければなりません。アメリカ黒人解放闘争と山谷の闘いの強固な連帯は、最底辺の被圧迫人民の怒りから発して、世界革命の圧倒的な確信にまで高められなくてはならないと、私は考えます。——われわれの共通の敵は“資本主義”であり、その最強のトリデである、「アメリカ帝国主義」であります。

SNCC（学生非暴力調整委員会）という運動体は非暴力直接行動において襲撃を受けながら多くの犠牲をはらっており、そうした経験にともなう強い怒りのなかでブラック・パワー運動へと向かいつつ、暴力の行使を表明していくこととなります。ストーンによる連帯のよびかけはそうした経緯のうえにあってなされているものです。

同時代ながらも異なる地域で生じていた都市暴動が、そして山谷解放運動とブラック・パワー運動とが、革命運動をめぐる構想のなかでこうして具体的に結びつけられたことは注目すべきだとは思いますが、そのときにストーンが見いだしていた、アメリカの黒人と山谷の日雇労働者とのあいだの第一の共通点を軽く見過ごしてはいけないのだろうと思っています。それは「アメリカ諸都市における黒人住宅街を訪問すれば、そこに無数の“山谷”を発見することができるでしょう」と語られているように、隔離された劣悪な生活条件のことを指しているのですが、山谷の日雇労働者がアメリカの黒人とひとしく「もっとも戦闘的な前衛となり得る」という、第二の最も重要とされる共通点はこれを前提にしているとも言われています。

寄せ場における運動を考えると、はじめに日雇労働運動というイメージを頭においてみるとこの生活条件というのは後景化してしまいがちな気がしていますけれど、やはりどのような人びとがいかなる条件のなかで生活しているのかということ、実際に山谷にきて知ったということは、山谷で連帯を呼びかけたストーンにとって重要だったはず。それは Atlanta Vine City Project という、コミュニティに根差して運動を組みあげていこうとしたストーンの経験をふまえても、的外れではないと思います。

山谷における暴動の主体は日雇労働者が大半だったわけですが、ストーンが想起している山谷の景色のなかには、ドヤで生活している子どもたちの姿などもあったのではないだろうかと思っています。ストーンが何を思っていたのかは、もはや想像でしかないのですが、山谷では「ドヤっ子」と呼ばれていた子どもたちのために公園などをつかった保育がおこなわれていましたし、その様子はたとえば梶満里子『粒ちゃんになりたい：山谷の子らと生きる日々』（あすなろ書房、1966年）で知ることができますし、橋本照崇『山谷：1968.8.1-8.20』（禅フォトギャラリー、2017年）という写真集には、山谷のデモ行進を二階の部屋の窓から眺めている子どもたちの印象的な写真があります。

だからなんだと聞かれて、それ以上なにかを言えるかとなると現時点では厳しいところがあります。ただ、日雇労働運動のあり方について語ろうとするときには主体となる日雇労働者の流動性を認識することが重要になりますが、それと同時に、やはり、地域のなかに固有なコミュニティのありかた、あるいはコミュニティをつくりだそうとする動きも含めた、都市暴動の同時性だけで結ばれていたのでは決してない連帯の根拠を捉えることが必要なのではないかと、今回ストーンの経歴を知って考えるようになったわけです。

1960年代の山谷には子どもたちが少なからず生活を送っていて、そうした子どもたちをめぐる、報告の冒頭に名前だけ触れた「さんや同人」というグループなどの運動があったのですが、ストーンは山谷におけるそうした動きにたどり着いて接触することができたのかもしれないとも思っています。すでに触れているとおり1960年代にはいると山谷で暴動が立て続けに起こります。そうしてどのような変化が山谷で進行したかということ、ここで西澤晃彦『隠蔽された外部：都市下層のエスノグラフィー』（彩流社、1995年）を参照しますが、国家・地方自治体・警察・地域有力者・ボランティアグループなどの複合によって構成される「保護複合体」（ジャック・ドンズロ）が暴動の渦中から子どもたちを救いだそうと介入するわけです。そうしたなかでドヤ暮らしの家族世帯には東京都から公営住宅が割り当てられて山谷から引き剥がされていく。ストーンが山谷に来たころにも、そのような過程はかなり進んでいたと思います。

また西澤晃彦氏はこうした「保護複合体」の介入について、都市下層におけるコミュニティを再生産させないようにするための政策だというふうに言っていますが、ストーンが山谷との連帯を叫んだときには、それでもまだ、日雇労働者の街として純化されてはいない山谷の光景があったのだらうと思います。ストーンがアトランタでの運動のなかでかかわってきたコミュニティの厚みのようなものを山谷からどのように感じとっていたのかを、いま十分に根拠づけることはできないのですが、山谷解放運動とブラック・パワー運動との「共鳴」の背後には都市暴動の同時的な発生をそれぞれにおいて支えている文脈があり、そうしたものを探求していくことが必要なのだらうと考えています。

話を進めていくにつれて散漫になってしまいましたが、『ブラック・ライヴズ・マターから学

いかに『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』か

ぶ』ということで BLM 運動の力を受けとりながら日本社会でなにかを考えようとするときにももちろん「見えない差別」を問題として考えなければならない一方で、そもそも「見える差別」をめぐってどのような闘争がどのような人びとによって続けられてきたのかということをもっと考えなければ、あるいは、そうした実践の蓄積をまず肯定しながら差別という問題を考えるのではないかぎり、BLM 運動への共鳴が広がる世界のなかに加わっていくことは難しいのではないだろうかという思いがあります。書評というよりは私の問題意識のほうへ流れてしまい、話のまとまりにかなり不安がありますが、以上にしたいと思います。恐れ入ります、ありがとうございました。

社会運動の世界的連関と地域性

Globalization and Regional Characteristics of the Social Movement

武内 進一

TAKEUCHI Shinichi

東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター
Tokyo University of Foreign Studies, African Studies Center

キーワード

社会運動 地域性 アフリカ

Keywords

social movement; regional characteristics; Africa

Quadrante, No.25 (2023), pp.29–30.

本日は、小美濃さんと中野先生から、頭が整理されるコメントをいただき、感謝しております。本書は中山智香子先生の実質的なご尽力で完成したのですが、2020年にBLM運動が盛り上がるなかで、アフリカ研究者として感じた驚きから企画が生まれました。その核にあるのは植民地主義と私たちのつながりということで、中野先生が整理してくださった内容に尽きています。

本日はこのような機会をいただいたので、本書にうまく書けなかったことを述べたいと思います。私は自分の第15章で、南アフリカ共和国のローズ・マスト・フォール (Rhodes Must Fall: RMF) 運動がヨーロッパやアメリカに波及し、BLM運動につながって、今度はそれがアフリカに影響を及ぼす、といった運動の拡散や連続を強調しました。私は、こうした連続性を重要だと考えたのですが、その一方で、異なる地域の運動を同じ視点から意味づけて一括りに捉えるのは慎重であるべきかもしれないという気もしていました。

南アフリカ、米国、ヨーロッパ(といっても国

ごとに多様ですが)、さらに日本など、各国で盛り上がった運動がお互いを眼差す視点には、「連帯」だけでなく「すれ違い」も少なくないと感じています。植民地主義の展開や現地社会への影響が世界各地で大きく異なる以上、それに抗する運動の性格が異なるのは当然です。私の章では異なる地域の運動の連関を強調したのですが、「すれ違い」の方はあえて触れずに蓋をしました。しかし、そのことにもきちんと触れておくべきだったと思うようになりました。

この思いは、2021年7月に南アフリカで起こった大暴動について考えるなかで、さらに強まりました。これは前大統領の収監をきっかけに起こったもので、300人近くが死亡する惨事となりました。政権与党内権力闘争の色彩も濃いものでしたが、暴動を主導した人々とRMF運動を主導したグループとの接点が指摘されています。大暴動を通じて、RMF運動が既存の社会秩序転覆を目指す動き、暴力や革命につながる動きと密接に連動していることに、改めて気づかされたのです。

本書第7章で友常先生が論じておられるよう



に、米国のBLM運動にはそうした側面が一定程度あると思います。しかし、その他の地域では、社会秩序転覆という企てからはかなり距離があるのが実態ではないでしょうか。RMF運動発祥の地であるケープタウン大学の活動家は、それが影響を与えたオックスフォード大学の運動を“RMF Lite”と呼んでいたそうです。

私はこうした違いを強調することで、異なる社会的背景を持った運動が結局は連帯できないと主張したいわけではありません。「すれ違い」があっても、運動は広がります。ただ、こうした社会的背景の違いを認識し、それぞれ運動の性格を理解することは、地域研究に関わる者として、やはり必要だし重要だと思うのです。なぜなら、そうした社会的背景の違いは当該地域の様々な行動に影響し、反映されるからです。昨今のロシア・ウクライナ危機のなかで、西側に同調しないアフリカ諸国の行動に関心が寄せられていますが、ここにもBLM運動が露わにした国際秩序の欺瞞性とそれに対する反発というモメンタムを見て取ることができると感じています。

BLM運動の世界的な連続性だけでなく、各国（特にアフリカ諸国）の運動の社会的背景について、もっとしっかり書くべきだったというのは個人的な反省点です。私の能力不足から、本書には十分書き込めませんでした。この点は、今後も考え続けていきたいと思っています。

本日は、こうした書評会を開いていただいたことに、改めて御礼を申し上げます。

コメントへのリプライ (第二編者)

A Reply to the Comments from the Second Editor

中山 智香子
NAKAYAMA Chikako

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
連帯 女ども 非暴力

Keywords
solidarity; women and children; non-violence

Quadrante, No.25 (2023), pp.31–33.

武内先生と共に編者をつとめさせていただき、この本は、連続セミナーの企画も一緒にさせていただいたご縁の続きで出来上がったものです。つまりこの本は連続セミナーの記録として構想されたのですが、実際にはほとんどの先生が新たに論考を書いてくださいました。各回のセミナーは全体で2時間弱のもので、たいへんお二人の登壇者がいらしたため、ご報告の時間がお一人あたり20分というとても短いものとなり、ゆっくりお話しをさせていただく時間がほとんどありませんでした。それで、話しが足りなかった部分をあらためて論考として書いていただいたということかと思えます。

セミナーの記録自体は本学のHP上で録画として今も見ていただくことができるのですが、この本は本として改めて作っていただけで良かったなあと思います。実は原稿をお願いしてから締切までがかなり短い時間となり、それでも皆様から原稿を出していただいて、良い仕上がりになったのではと、編者として率直に嬉しく感じております。

さて、本日はお二人の方からコメントをいただきまして、ありがとうございました。通常は本を出しても、どんなふうを読まれたのか、なかなか直接うかがえる機会がないものと存じております。このような機会をいただき、感謝しております。ちなみに、この本を読んでもらった方からのリアクションとして初めて公的にいただいたのは、『図書新聞』(2022年)6月11日号に掲載された書評でした。本日は外大出版会の小田原さんと相談いたしまして、会場にきていただいている皆さんにコピーを配らせていただきました。

さて、当方からのリプライをさせていただきますが、それだけでなく、本日は会場、またオンライン上にも何人かの執筆者の先生が来てくださっておりますので、(編者権限を發揮させていただきまして(笑))、ぜひ何か一声でもリアクションなどいただけたらありがたいです。

BLM運動の共同代表者の一人のアリシア・ガーザが自伝で、人から聞いた話を途中から自分の話にひきつけて変えてしまうのは連帯では



ないと言っている¹ことをふまえると、日本にいる自分の身近な問題に引きつけてBLMの問題を置き換えることは、個人的には慎重にならざるをえませんでした。BLMが問題にしているのは、マイクロアグレッションとはかなり質の異なるものだからです。とは言いましても本書全体としては、問題を自分事として考えるというトーンが、結構強く出ております。特に自分事として日本という現場を考えるというテーマは、連続セミナーのうち、若い人たちに加わっていただいてラウンドテーブルのような形で進めた回でした。その声を今回、お若いコメントーターの小美濃さんをご指摘くださったので、やはりそこが一番考えやすい手がかりなのだなあと、あらためて理解いたしました。ちなみにその回の連続セミナーで登壇されたのは、本日いらしてくださっている山内先生なので、山内先生にはぜひリプライをお願いしたく存じます。

それから、もう一つのポイントとして、小美濃さんご自身のご専門に関わるところですが、子どもたちが山谷から引き剥がされて公営住宅に連れて行かれたというご指摘がとても面白かったです。山谷の運動で男性労働者たちが、つまり日雇いとはいえ労働する権利があり報酬を得ることのできる人たちが、その労働の現場で勇ましく戦う陰で、何が起こっていたかを明らかにしてくださっているからです。それは実は、本書で当方が担当した第12章に少し書かせていただいたことにも関わります。つまり、男たちが運動で成果を上げたいとか、有名になりたいとか実際に有名になったとか、さまざまな結果を勝ち取っていく中で、その陰になるのはまずは女たちであり、そしてまた、そこにいた子どもたちなのだという事です。この点への意識の有無が、山谷の運動を含めた1960年代以前、あるいは1960年代前後の運動と、BLMの運

動や小美濃さんのご研究の違いなのだというごことを、ご指摘いただいたコメントの含意と理解いたしました。今では、かつての運動の時代からジェネレーションが移って、当時山谷から引き剥がされてどこかへ移った子どもたちが、おそらく中年ぐらいの年齢、結構いい大人になっているということでしょうか。中年となった彼ら、彼女らが、山谷やBLMの運動をどのようにとらえ、考えているのか、逆にうかがってみたい気がいたしました。

なおジェネレーションをまたいだ子どもという視点については、本日いらしてくださっている大鳥先生の第6章がとても重要だと思います。また、ご指摘いただいた点からはやや逸れますが、子どもを引き剥がすということに関して、法律がどのように機能するのか、法律が子どもをどのように守るのかという、法的な枠組の問題があります。本書には法的な観点から書かれた章(第2章)があるのですが、BLMの運動の担い手と子どもと法律という観点は、必ずしも直接的な問題関心とはなっておりません。ですので、日本のことに引きつけて、であってもなくても、第2章を執筆された佐々木先生からリプライを一言をいただけたらありがたいです。

それから中野先生のコメントは、本当に素晴らしい、これを聞くだけでも今日来たかいがあったなあとというぐらい素晴らしい、コメントというよりも一つのプレゼンテーションでした。ありがとうございました。

論点を明確にピックアップしてお話しをいただいたので、そして荒先生、小田原先生もオンラインにいらしていただいているので、その部分はそれぞれの先生方からリプライをいただけたらと存じます。当方の章についてもご質問をいただきました。ありがとうございます。それは、要するに固有の生が重要で、できるだけ

¹「誰かの痛みについて話を聞いても、その後で自分のことに話を戻してしまったら、それは連帯を表していることにはならない。」(本書第12章283頁で引用)

誰一人も取り残さないよう一人ひとりにフォーカスするという主旨をくみ取っていただいた上で、逆にそのことが、当事者のあまり楽ではない生を一人で引き受けなければならないという地点へ、当事者を追い込むのではないかという問いをいただいたものと理解いたしました。このジレンマをどうするのか、むしろ救われる縁のようなものが必要ではないかという指摘は、もちろんこの場で簡単に上手に答えることのできない、難しい課題かと存じます。

当方の担当章で書かせていただいたように、これはブラックの問題、BLM だけに限らず、マイノリティーと呼ばれる人たちが共通して抱えている問題で、やはり一人で耐えるのはとても耐え難く、しんどいというのは本当にそうだと思います。だからこそ、先ほど言及させていただいた共同代表のガーザも言う通り、簡単ではない連帯を模索するわけで、一人ひとりを考えることは、その模索と矛盾はしないのではと思います。ただしこれはもう少し言葉を選び、慎重に考えたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

それとともに、先程小美濃さんのコメントに質問させていただいた論点、暴力の問題を回避するという論点に関して、あらためて少し触れさせていただきます。武内先生のリプライにもありましたが、非暴力を掲げた運動が暴力へと向かう衝動をいかにして制御するのか、どこまでが非暴力なのかという問題は、古くから20世紀後半以降の運動を経て現代に至るまで、ずっと問い続けられているもので、BLMはこの点をかなりうまく回避してやっていると思います。しかしその反面、別の問題が生じていることも見えてきます。

2020年の盛り上がり以降のBLM運動の動向を少し追っていると、共同代表や連帯者たちが運動の暴力化とは異なる方向性を求める中で、ある種の消費主義を偽装しながら、とい

うのは変な言い方かもしれませんが、例えばアメリカ内外に向けてBLMグッズを売って活動資金にするなどの戦略をとっていることが見えてきます。つまり資本主義を否定したり壊したりするのではなく、現実の体制の中に上手く組み込まれながら、運動を展開するわけです。もちろんそれはBLM運動に限ったことではありません。しかし他方で、それはどうなんだろうとか、BLMの代表者たちが大きな家を購入したらしいが結局金儲けか、消費主義か、という批判が出てしまうという現実が存在します。たとえば彼らが大きな家を買ったとして、それはひょっとしてコミュニティの安全な居場所を確保するためであって、自分が豪邸に住むためではないのではないかと、とも思うのですが……。

いずれにせよ、暴力の尖鋭化を回避して継続的に活動や運動を展開するためには、現実のきわめて厳しい経済状況のもとでマネジメント能力を問われるというのが、いつの時代でも変わらず、非営利の活動の直面する課題なのだと思います。意外と長くなってしまいましたが、この後にご出席の先生方にぜひ一言ずつでもお願いできればと存じます。

BLM 運動に学びながら編集する

Editor's Comment: Learning from Black Lives Matter

小田原 滯
ODAWARA Mio

東京外国語大学出版会
Tokyo University of Foreign Studies Press

キーワード
編集 デザイン BLM

Keywords
Book editing; Book design; BLM

Quadrante, No.25 (2023), pp.35–36.

2020年度から2021年度にかけて、東京外国語大学でオンライン連続セミナー「Black Lives Matter 運動から学ぶこと——多文化共生、サステナビリティについて考えるために」が開かれました。第4回が終わった2021年のはじめに、セミナーを中心となって企画・運営されていた武内進一先生と中山智香子先生が、セミナーを再構成した書籍化の企画を東京外国語大学出版会に持ち込まれました。同年3月の編集委員会を経て、わたしが編集を担当することになったのですが、セミナーの段階で本書の主旨も執筆者もテーマの分担も決まっていたし、お二人がセミナーに続いて書籍でも編者として舵を取ってくださることになっていましたので、わたしはいかに読者に届けるか、という役割に徹することができました。

セミナーの臨場感が残る文字起こしの部分も一部ありますが、ほとんどはセミナーに基づいた書き下ろしの論考です。講義録ではなく書き下ろしであることは、書籍化企画の当初から決定していました。セミナーの録画動画が公開されていますが、本書ではセミナーの一步奥に

ある学びが展開されていると感じています。

集稿後、しばらくは別のタイトルで編集が進みましたが、セミナーのタイトルが本書のメッセージを端的に表していることに立ち返り、セミナーと近似した『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ』に決まりました。一方でわたしは、書店でこの本を目にする人が『学ぶ』とは言っても、何を学ぶことができるのかと考えるのではないかと予想しました。BLM 運動にかんする書籍がすでに数冊、刊行されていたこともあり、差別化を図らなくては、という思いもありました。

そこで編者のお二人に、学ぶことの内容を、つまり執筆者が BLM 運動から学んだことや、この本から学んでほしいと思うことを、いくつかピックアップして、サブタイトルに示すことを提案しました。もとより本書は、諸分野・諸地域を研究対象とする多数の執筆者が寄稿しますので、すべての分野・地域を挙げることはできません。例としてわたしが挙げたのは、レイシズムやジェンダー、ヒューマニズムなどでした。



お二人は検討してくださった末に、わたしの提案は「腑に落ちない」とおっしゃって、「アメリカからグローバル世界へ」という文言をご提案くださいました。BLM 運動がアメリカに止まらず世界に波及していったことは、BLM 運動に学び、触発される人が世界中にいた証左であり、またこのセミナーや書籍の成り立ちも、その流れのなかにあることが示されたサブタイトルであると、わたしは一も二もなく納得しました。

そして同時に、先のわたしの提案が安易であったことを反省しました。サブタイトルとして取り上げようとしていた分野は、耳目を引きそうである、語呂が良いといった、資本主義的にウケが良いという観点であっただろうと思いついたためです。さまざまな問題が、長らく問題であったにもかかわらず、顧みられなかったり、見えないものにされたりしてきました。BLM 運動がそれらを可視化したにもかかわらず、この本の編集担当であるわたしが、またふたたび、見える問題と見えない問題に振り分けようとしてしまったわけです。

そうはいっても、内容を少しでも伝えたいという思いもくすぶったままでした。そこで帯を工夫することにし、表紙の帯文は以下のようにしました。

〈黒〉から想起せよ

黒人への圧倒的な暴力や差別が続くアメリカで、ブラック・ライヴズ・マター運動はいかに立ち上がり、うねりとなり、国境を超えて世界へと共鳴を広げていったのか。BLM からの告発に、レイシズムが蔓延る現代を生きる私たちは、何を学ぶべきなのか。歴史、政治経済、文学、思想、教育、芸術、ジェンダー、国際法など多様な立場から呼応する。

また、帯の背には「レイシズムを乗り越えるた

めに」と記し、セミナーと書籍が企図したレイシズムとの対峙をアピールしました。カバー袖には執筆者名とともに執筆者の専門分野を並べました。

BLM 運動の解説書ではなく、まさにタイトルの通り、各執筆者が BLM 運動から学んだことが収められた本になりました。本書を通じて執筆者が学んだことを知るだけでなく、本日の合評会のように、この本から学び合う場が各所で開かれることを願ってやみません。

小特集 II：書評会
内藤千珠子著 『「アイドルの国」の性暴力』
(新曜社、2021年)

Featured Topic II:
Book Review

小特集 『「アイドルの国」の性暴力』を読む

On *The Idol Nation and Its Sexual Violence* (NAITO Chizuko, 2021)

小田原 琳
ODAWARA Rin

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード

性暴力 「慰安婦」 植民地主義 アイドル 歴史 記憶

Keywords

Sexual violence; Comfort Women; Colonialism; Idol; History; Memory

原稿受理日：2023.2.17.

Quadrante, No.25 (2023), pp.39–40.

本小特集は、2022年2月20日に行われた、内藤千珠子『「アイドルの国」の性暴力』（新曜社、2021年）書評会（WINC（Workshop in Critical Theories）、Gender and Criticism Workshop、東京外国語大学海外事情研究所共催）の記録である。

日本軍による制度的性暴力、「慰安婦」制度をめぐって、とりわけ1990年代以降、実証研究においては膨大な蓄積が作り出され、その実態の解明は相当進んだ。他方、それとは背反するかのように、政治と社会のレベルでは否認と憎悪の言説がいよいよ充満している。

そうした状況に対し、内藤千珠子さんは、2015年には『愛国的無関心——「見えない他者」と物語の暴力』で、その熱狂的な愛国を支えるのは他者に対する深い無関心であることを、小説や映像作品やメディア言説を読み解くことによって、戦慄すべき構造的な欠損として明らかにされた。

新著『「アイドルの国」の性暴力』（新曜社）では、この社会のありようを「アイドル」という極度にジェンダー化された記号から読み解き、帝

国的性暴力に規定された現代日本の歴史と文化を照射されている。この社会のすべての構成員が、不可視化された植民地主義と性暴力の連続性のなかに生きていることをあらためて——あらためて、である。なぜなら私たちはそのことを、どこかずっとわかっているから——認識することは、重い衝撃であった。

当日は、学術会議任命拒否問題で、学問への政治の介入を批判する姿を拝見することも多かった近現代日本語文学研究の佐藤泉さん（青山学院大学）と、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校で、日本の戦後文学、アジア太平洋戦争をめぐる文学や戦時下の性暴力の表象を研究されているファン・ジュンリャンさんにご報告いただき、著者の内藤さんにリプライをいただいた（司会筆者）。フロアも含めた活発な議論が交わされる書評会となった。

本小特集には、ファンさんによる当日のご報告を踏まえた書評と、それに対する内藤さんの応答を収録している。ファンさんの、構造の基盤に埋め込まれて不可視化された人々への繊細な視線と、それを視ようとす



小特集 『「アイドルの国」の性暴力』を読む

るとき突きつけられる責任を厳しく問う書評を、内藤さんが受けとめながら、文学の言葉が投げかける未来への可能性——それは、その言葉が語られる現在の可能性でもあるだろう——への信頼を語られている。書評会と本特集の構想をご相談していたとき、内藤さんはつねに「対話的」であることを喚起してくださった。本特集は、当日の会場にあった熱気をもよみがえらせながら、お二人のあいだで交わされた、まさに「対話」である。

内藤千珠子著『「アイドルの国」の性暴力』を読む*

A Note on NAITO Chizuko's *The Idol Nation and Its Sexual Violence*

ファン・ジュンリャン
Junliang HUANG

カリフォルニア州立大学ノースリッジ校人文学部
California State University Northridge, College of Humanities

キーワード

性暴力 身体 「共鳴のフレーム」

Keywords

Sexual violence; The body; Frames of resonance

原稿受理日：2023.2.17.

Quadrante, No.25 (2023), pp.41–46.

目次

1. 「国民的」なアイドルと世界的な「クールジャパン」
2. 娼婦の身体と「慰安婦」をめぐる暴力
3. 「共鳴のフレーム」

内藤千珠子著『「アイドルの国」の性暴力』は二部から構成され、第一部ではアイドルを中心に、第二部では慰安婦を中心に捉え、それらに通底するナショナルな暴力、恥、傷、記憶といった問題を、物語定型に対する批判を媒介に丁寧に取り上げている。著者は、そのような物語定型がいかにか帝國的性暴力の論理によってのみ受け取られ拡散され、そしてそれがいかにか女性を分断する構造を作り出すかを指摘し、批判する。つまり本書は、「現代の暴力を支えるナショナリズムの形式を検証するために、女性ジェンダー化された身体の被傷性に依存する暴力が、代理や代行という動力によって物語の姿をとる諸相を、『アイドル』と『慰安婦』という

二つの記号を媒介として考察」している（本書268ページ。以下、ページ数のみを表記）。さらに著者は、前作の『愛国的無関心：「見えない他者」と物語の暴力』（新曜社、2015年）のなかで論じられた、具体的な他者に対する関心の欠如からできている近代日本の「愛国的無関心の回路」という概念の延長線で、他者と自分との間の境界線をいかになくして「共鳴のフレーム」を作り出すかという問題へと転じ、アイドルと慰安婦の身体から女性全体の身体へと移りながら「彼女たち」と「私」、「私」と「あなた」、「私たち」と「私たちの外側」との間の境界線を破り、物語を受容する側での共感・共鳴・共同体意識を喚起させようとする。私は一読者としても、ジェンダー・スタディーズの研究者としても、著者のそういった思考と実践に深く共感し、感心しながら本書を読んでいた。

* 本書評は、2022年2月20日に開催された内藤千珠子著『「アイドルの国」の性暴力』（新曜社、2021）書評会（WINC (Workshop in Critical Theories)、Gender and Criticism Workshop、東京外国語大学海外事情研究所共催）における報告を踏まえて書かれた。



1. 「国民的」なアイドルと世界的な「クールジャパン」

本書の冒頭部では、まずはアイドルを地方経済の活性化や国家の文化・経済戦略に利用し、アイドルへの欲望を一般化した日本の社会環境が指摘される。それは資本主義的な構造のもとでアイドルの性的消費と搾取が促されるような環境であり、そのような暴力的な消費と搾取から目をそらし、見ないようにすることがふつうになってしまう社会でもある。

一方では、比較にさらされ、競い合わされている「未熟な」アイドルたちの「卒業」までの成長を見守るファンたちは、ライブ活動に参加したり、ソーシャル・メディアで彼女たちをフォローしたりすることでアイドルと共有する世界を作り出そうとする。と同時に、「現場」に来てくれたファンの眼差しを浴びて、ファンの人数で自分の人気を把握していくアイドルもそうやって自分のイメージと位置を確認する。

しかし、そのような一見「双方向的なコミュニケーションの場」(26ページ)では、アイドルの身体やプライベートな生活がネット上だけではなく、現実の空間の中でも公的にさらされ、商品として消費の対象にされる。会いに行けるアイドルが会いに来る生身の見知らぬファンの男性に追われ、触られ、覗かれ、性的に扱われて傷付いていく。また、アイドルとファンの共同体という視座から作られたアイドルの物語を経由して、ファンたちは現実の自分が戦えなかった分、頑張れなかった分をアイドルに代行させ、本当の自分の傷から逃げて、他人の傷からも目をそらしながらそこに依存することになる。それは、他人の傷も反復的に深めていくことでもある。そのような構図を作ったのはほかでもなく、現代化された「帝国的性暴力」の様式(39ページ)だと著者は鋭く指摘した。つまり、女性身体を損傷・消費しながら不在にすることによって、ナショナルな共同体(49ページ)を構

築していくという構造である。

むしろ、本書で示された帝国的性暴力の論理と愛国的な情動や現代のナショナリズムを成り立たせる原動力は、「アイドルの国」としての日本が単独で作ったものではないし、女性ジェンダー化された身体に傷や恥を代理させながらその被傷性に依存する構図が存在するのは日本だけでもない。著者も言及している、世界市場に日本文化を売り出すための「クールジャパン戦略」(20ページ)が示したように、日本の「国民的」なアイドル文化やそれを生み出す社会環境は国際社会と日本とのあいだの力学において考えなければならないし、アイドル文化も国民的枠組においてだけでなく「世界的」な視座から考察しなければならないと思われる。たとえば「クールジャパン」の概念を最初に名付けたのはアメリカ人の新聞記者 Douglas McGray であって、日本政府が国策として作ってきた「クールジャパン」という文化・経済戦略は、ナショナリズムを軸とはしているのだが、そのナショナリズムは「西洋」という「他者」の目線を内面化した結果でもあるだろう。また、アメリカを例にとると、日本が世界市場に売り出したアニメや漫画、ゲーム、コスプレ文化、アイドル文化などを消費しながら十代、二十代を過ごしたアメリカの若い世代は、そういった文化のなかに溢れている女性ジェンダー化された身体の表象には全く気がつかないはずがない。なのに、アメリカ社会でのジェンダー差別を激しく糾弾する若者たちでも、それにたいしては批判的な姿をいっさい見せない。むしろアニメや漫画が代表する「日本文化」、「萌え文化」などをファンタジー化・例外化して、情熱的に消費していく人がほとんどだろう。評者が担当する日本文化や日本社会の授業で、アニメ好きな学生たちにその理由を聞いてみると、「退屈な日常から逃げるができるから好きだ」という答えに賛成する人がつねに大半である。

ここではまさに、女性身体の表象を暴力的に消費・搾取することで自分の傷から逃げ、他人の傷から目をそらしながら依存していくという「帝國的性暴力」の様式が働いているのである。このような「アイドルの国」を応援する世界的なオーディエンスが、いかに「クールジャパン」の言説で定型化されてしまった女性たちの身体を求め、消費し、捨ててきたのだろうか。それはまたアイドル文化を生み出す日本の社会環境にはどう関係していくのだろうか。いずれも「帝國的性暴力」の様式の働きについて考察するには興味深い問題だと思う。

2. 娼婦的身体と「慰安婦」をめぐる暴力

女性身体をめぐる言説のなかでは、「娼婦的身体」は「母の身体」と対立させられ、性的な欲望を誘う一方で、中傷や侮辱の対象とされる物語定型の一つとして現代社会に定着している。本書では、女子高校生やポルノグラフィ女優の例も含めて、「伏字的死角」としてしか存在しない女性身体に強いられた「娼婦性」とそこから生まれた被傷性、そしてその傷を隠蔽してしまう社会的構造が指摘された。

「伏字」のシステムについて、著者は前著『愛國的無関心』に続いて本書では女性身体という記号に結びつけて説明した。伏字とは、政治的あるいは性的な禁止を受けそうな表現を含んだ文章の一部を出版する側があらかじめ自主的に読めないようにして、読者共同体に「暗黙の了解」（43ページ）を求める手法である。そうすると、事実は語られないまま、性的な視線を誘発する一方で、関心をもたずにも済むようなものにされてしまう。これを性的なイメージをもつ女性身体に重ねて考えると、女性身体がいかに「伏字的死角」（45ページ）にされてきたのかは明らかだろう。すなわち、女性身体をめぐる「暗黙の了解」はセクシュアルな想像力を刺激しながら、女性身体を「無視され、一方

的に意味を補充してもかまわない」（45ページ）のような、受動化・対象化された存在にするのだ。

たとえば植民地支配、戦争や軍隊の進出に常に付随する公娼制度においては、「伏字的死角」になった娼婦的身体がその中心に置かれている。国辱、男性の恥辱、そして帝国・家庭の内部にいる女性の恥など、さまざまなレベルと形で生まれた「恥」という情動を、身体を売ることを強制された女性たちに代表させ、他者化することで、不可視化していくことは、本書のなかで、複数の物語をとおして議論されている。著者が第一章で提示した他人の「傷」を代理させられるアイドルをめぐるメカニズムと同じように、ここでも娼婦的身体が他人の「恥」を代理させられるうちに、伏字的な存在になり、恥の情動を原動力としたナショナルな共同体を、支えながら排除されていくのである。同じメカニズムで、JK（女子高校生）が代表する少女の身体や「AV女優」の常に性的暴力にさらされて公的に見られている身体も、彼女たちが属してもいないナショナルな共同体を支える他者になる。そのことで、娼婦的身体を暴力の宛先としてつねに必要とし、その傷や恥に依存しなければ維持していけないシステムの存在を提示してくれるのだ。

女性身体の被傷性という普遍的な視座から議論を広げていくジェンダー・スタディーズの研究は少なくないと思うが、一方で、アイドルを「慰安婦」につなげて同じ地平で両者を議論するものは少ない。これは著者のオリジナルなアプローチであり、「アイドル」と「慰安婦」をめぐるそれぞれの物語定型にチャレンジする勇気の要る試みでもあると思う。とくに著者は、「慰安婦」をめぐる暴力の構造を私たちの日常のなかに潜む性暴力や性差別との連続性として提示し、「帝國的性暴力」のもつ、理念の上での差別的な切断と現実的な連結の両義的力学

を同時に考える」(149ページ)ことの必要性を示してくれた。もちろん、著者が「慰安婦」(＝性奴隷)の「娼婦的身体」を女性身体の被傷性と連続性という視座から提示したのは、「慰安婦」を「売春婦」と同一視するからではなく、植民地公娼制度における「売春婦」が実質的な性奴隷だからである。「暴力の宛先になる女性身体は、その被傷性においては連続させられている」(149ページ)ため、「売春婦」と「普通の女性」を分断する境界線を引くことはできないし、むしろ私たちの「日常」はそういう性暴力の構造をベースにして組み立てられているのだという著者の主張がとても印象的だった。

しかしながら、アイドルも「慰安婦」も帝國的性暴力の構造において性的な身体とみなされ、消費されてきた娼婦的な身体イメージを象徴する記号であり、女性身体はその被傷性でつながっている一方で、その被傷性が示す具体的な「傷」の様相は、重なる時もあれば異なることも必ずあるだろう。たとえばアイドルの身体は憧れや羨望される身体・性的な視線で見つめられる身体であったり、「JK」や「AV女優」の身体は性的に消費される身体であったり、革命のヒロインの身体は危うい身体であったり、「慰安婦」の身体はつねに監視・管理されて、殺される緊張感と恐怖に包まれる身体であったりして、それぞれが置かれた環境とのあいだの力学はだいぶ違う。だとすると、たとえば経済化された「JK」少女の身体と慰安所に閉じ込められた「慰安婦」少女の身体とは、それぞれがもつ主体性(あるいは主体性の欠如)を同じ性暴力の力関係に置いて想像し、議論することはどこまでできるのだろうか。また、もしそれらの女性身体からも革命の可能性が見出されるとすれば、彼女たちは革命のヒロインと同じレベルで能動性を発揮させられるものだろうか。「不在」にされる女性身体とその傷の重層性をどう考えればいいのかも、一つの重要な課題だと

思われる。

3. 「共鳴のフレーム」

著者が本書で名付けた「共鳴のフレーム」という概念は、とくに世界中がヘイトの時代に入ったような現在においてはとても重要で勇気のある呼びかけだと思う。「暴力から隔たるための思考のフレーム」(76ページ)を見出そうとする著者はまず「他者に依存する者の視点、すなわち暴力を行使する『近代的主体』の側」(76ページ)から視野を広げて、自分の傷や痛みを他人に代行させ、自分が「透明人間」になることはいかにその傷と痛みを反復的に深くしていくのかという問題を提示してくれた。たとえば本書で取り扱われた横田創の短編小説『残念な乳首』のなかでは、相手の女性の裸体をポルノグラフィ的な視線で眺めて、消費していくなかでその女性を失い、同じ「暗黙の了解」によって意味づけられた元グラビアモデルの「わたし」の傷や恥ずかしさも反復されていく。だが、物語はそこで終わることなく、主人公の「わたし」は「女の現実そのものの身体」(104ページ)に戻り、トラブルや衝撃を引き起こすような表象にカメラを向けるようになったのだ。物語の言語がもつ想像力をとおして、著者がここで見いだしたのは、「未来に向かう重要な契機」(105ページ)なのである。

その未来に向かう瞬間には、物語の主人公の「わたし」に共感・共鳴する読者の「私」もいる。著者が本書のなかで構築してきたのは、「敵」と「私」という分断のロジックに従う「戦争のフレーム」に対して、連続性を可視化する努力としての「共鳴のフレーム」なのである。「共鳴のフレーム」のなかでは、「定型のコードが促す正しい意味、一元的な意味だけではなく、定型の綻びやノイズ、定型からの逸脱、定型への反発も含めた複数の意味が伝達されている」(135ページ)。つまり、定型によって奪われて

しまった複数性に注目することで、物語の定型のみならず、その矛盾や破綻、ノイズなどを示すいわば「他者の声」を聞き取ることができるし、「自分の存在を複数の可能性のなかで思考する」こともできる。著者が書いたように、「共鳴のフレームから見えるのは、物語と脱物語とが同時にそろって並び立った、文学的想像力の作用する世界」である(139ページ)。その世界は、小説『残念な乳首』の終わりのように、我々に「未完の可能性」を示しているのである。

では、この「未来に向かう重要な契機」は、過去の過ちや誤解にもう一度戻り、やり直す契機にもなるのだろうか。『残念な乳首』の主人公は、温泉旅館の露天風呂で母親の裸体を目撃したことを「トラウマ」といい、「あのセルライトのかたまりが、自分の母親だとは思えなかった」ほどの衝撃を受けたと述べる。そして物語は、「わたし」は知らない女の人の「残念な乳首」の写真を撮るようにはなったものの、母親の「残念な裸体」を回顧することは一度もないままで終わった。しかし、「共鳴のフレーム」は、外側へ、未来へ広がっていくと同時に、内側へ、過去へと向かって、トラウマをもう一度思い出して処理する力も持っているはずではないか。『残念な乳首』では、そのような世代間のつながり、つまり母と娘の身体は「共鳴」できなかつたように思われる。翻ってそれは「共鳴のフレーム」の流動性と不安定性を表しているともいえよう。「共鳴のフレーム」は共同体に近いところもあるかと思われるが、ある固定的なアイデンティティに縛られることはなく、思想・情動のフレームとして強調されているように思う。固定したアイデンティティではないため、その「フレーム」にはいつ、誰が入ってきてもいいし、いつ、誰が出ていってもおかしくはない。つまり、「私たち」の間だけではなく、「敵」にみえる相手と自分との間の連続性も見出そうとするこの「フレーム」も、常に他者としての定型によってそ

のかたちや限界が変わっていくのだと思う。

であれば、「共鳴のフレーム」のなかにいる私たちの暴力に対するポジショナリティはどういったものだろうか。それについて著者は「物語の定型が伴う暴力から離れた視点に立って世界を眺める」(111ページ)ことを強調し、「慰安婦」などの証言を聞くときには、「勝手にわかったつもりにならず『分かって努力することで生まれる共感』に向かう」(206ページ)べきだと主張する。しかし、富山一郎が『暴力の予感』(岩波書店、2002年)のなかで「殺された死体の傍らにいる者が獲得すべき暴力に抗する可能性」を提示するとき述べてのように、「ほとんどすべての人が、死体の傍らにいる。人は、死体に一体化することも、死体から逃れることも、できない」(富山13ページ)。「共鳴のフレーム」には暴力の構造的連続性も内在しているし、それに抵抗しながら共鳴・共感し、わかりあうことが求められている以上、暴力から離れることも、人の傷の外部にいることもできないのではなかろうか。

最後に「伏字的死角」に戻ってもう一度考えてみると、伏字として隠されたのは文字なのだろうか、何なのだろうか。自己審査で伏字にして隠したいのは一つ一つ特定の文字というより、むしろメッセージのほうだと思う。つまり、文字それ自体が検閲の対象になることは稀で、多くの場合、文字がある順番で組み合わせられ、その組み合わせが伝えるある特定のメッセージが禁止されるのだ。だから、どの文字も一定の文脈や文章に置かれれば、伏字にされる可能性はある。そういう意味では、「伏字的死角」に閉じ込められた一人一人の女性身体も、女性の誰でもありうるだろう。だが、それにもかかわらず、読まれては不都合な、何かコレクティブなメッセージをたしかに伝えてもいる。別の言い方をすると、「審査」を行う側(この場合では帝國的性暴力を正当化・不可視化する社会構

造全体のことを指す)が隠蔽しようとする女性身体に潜んでいるある集団的な力は、伏字扱いされることで、その曖昧だが力強い存在が逆に確認されてしまうのだ。すなわち、「伏字的死角」となった女性身体は語らない、語られない、語ってはいけないメッセージとして、勝手に作られ、勝手に犠牲にされたものである一方、何か恐るべき力をもっていて、そしてその事実も、「共鳴のフレーム」が抵抗しようとする「暗黙の了解」に入っているのではなかろうか。

文学的想像力と共鳴のフレーム

Literary Imagination and Frames of Resonance

内藤 千珠子

NAITO Chizuko

大妻女子大学文学部

Otsuma Women's University, Faculty of Humanities

キーワード

性暴力 植民地主義 ト라우マ ジェンダー 文学

Keywords

Sexual violence; Colonialism; Trauma; Gender; Literature

原稿受理日: 2023.2.17.

Quadrante, No.25 (2023), pp.47-51.

目次

1. ト라우マの表象と複数の傷
2. 男性化される傷
3. 共鳴のフレームとフィクション

2022年2月20日、拙著『「アイドルの国」の性暴力』（新曜社、2021年）の書評会において、ファン・ジュンリャンさん、佐藤泉さんに提題者として報告していただいた。深みのある批評的指摘をしてくださったお二人と、書評会を企画してくださった小田原琳さん、当日の議論に参加してくださったみなさんに心から感謝申し上げます。

ファン・ジュンリャンさんには、書評会での提題内容をもとに書評論文を執筆いただいたので、その批評への応答を中心に、以下、文学的想像力と共鳴のフレームについて考えたことを素描してみたい。

1. ト라우マの表象と複数の傷

拙著では、ジェンダー研究やフェミニズム研究による学術的な議論を踏まえたうえで、現代

の性暴力的なジェンダー構造が近代のナショナリズムと結託したものであることを可視化するために、「帝国的性暴力」の用語を設定した。さらに、帝国的性暴力が備えた物語の論理について、「伏字的死角」という概念をキーワードとして議論を展開した。伏字を用いた検閲システムは、日本語の言説空間に不可視の場所を創出し、伏字を通して、マジョリティの側がマイノリティを目に見えない存在、見えなくてもよい存在として扱う文化的感性を派生させた。マイノリティの傷や被傷性を利用する暴力的な構図のなかに、代理や依存の形式があることを論じたが、可視化される傷と不可視の傷の関係性をめぐる議論については、トラウマ研究や軍事主義とジェンダーを主題とした視点を参照しつつ、さらに深めていく必要があると考えている。

では、ファン・ジュンリャンさんの書評論文で指摘のあった、「女性身体はその被傷性でつながっている一方で、その被傷性が示す具体的な「傷」の様相は、重なる時もあれば異なることも必ずある」という観点と、拙著で議論した横田創『残念な乳首』（『落としもの』書肆汽水域、



2018年)における、娘が母の裸体を目撃した体験を「トラウマ」と呼ぶ出来事性についての読解を出発点として、目に見えにくく、語りにくいトラウマの問題について改めて考えてみたい。『残念な乳首』では、語り手の「わたし」と、唯一無二の存在である「妙子」という女性との関係性が中心に置かれるが、出会いから妙子を喪失してしまうまでの短い過去の時間を回想する「わたし」は、過ぎ去った出来事を現在進行形の語りによって読者に伝えていく。「わたし」にとって理想的な身体をもった妙子は、顔にコンプレックスがあり、それを傷として語る。「わたし」の傷は、妙子の傷とは異なるが、「わたし」は妙子に傷を語らせることで、「残念な乳首」と名指された自分自身の傷を肩代わりさせてしまう。グラビアアイドルとして身体を消費されることを自ら選択してきた「わたし」は、帝国的性暴力の宛先となる経験をもちながら、別の誰かを暴力の対象として消費する行為を、最も大切な相手に対して遂行してしまった語り手である。

小説テキストにおける「残念」という言葉は複数的な意味をもつが、かけがえのない存在を毀損してしまったその失錯を後悔する情動が、「残念」の言葉には含みもたれているだろう。無念の残る失錯を悔いる「わたし」は、語りの現在時にあって、過去の「わたし」といまの「わたし」に分裂しながら交錯し、喪失を悔やむ現在時の情動が過去の出来事に重ねづけられる。いまはもう目の前から消えてしまった彼女の固有名を、「わたし」は何度も呼び続ける。「妙子」という名前を繰り返し呼ばずにはいられないその情動は、過去を現在に吸引する。語ることは、原理的にいえば、過去を現在の場所に呼び戻そうとする行為にほかならず、過去を完結させず未完の状態に留めおく小説の語りは、フィクションの時空のなかに、いまとは違う未来を派生させずにはいないだろう。

こうした小説の語りの力学を考えると、母親

の身体を「過度に裸体」と表現し、そのおぞましさに衝撃を受け、過去の経験を「トラウマ」という言葉で読者に伝える「わたし」は、妙子を知るよりもさらに昔の「わたし」を現在に呼び戻しているということになる。短篇の冒頭で示される、自らの裸体を「残念」と非難された経験を通していまの「わたし」は、母の身体と「そっくり」な「残念な乳首」を自分の身体が備えていることをはっきりと自覚している。だとすれば、「わたし」の認識のレベルというよりは、物語構造の次元で、「わたし」のトラウマが、過去を現在に出会わせる共鳴のフレームとして機能していることを、読者である私たちは批評的に析出することができるのではないか。すなわち、生身の女性身体をおぞましいものと知覚してしまう「残念」な様式を語る語り手が、そのように語る時空を経由することで、「トラウマ」の語が吸引する出来事の断片は異なったつながり方へと転換し、小説テキストは現在を別の未来に向かって更新するのだ。

ジュンリャンさんの指摘する通り、「わたし」が母の裸体を見た過去の時点において、「母と娘の身体」は共鳴する関係にはなりえていないだろう。ジュンリャンさんの読解に連続させてテキストの論理を考察してみると、にもかかわらず、出会い損ねた過去が、流動的で不安定な現在を経由して別の意味へと膨らみ、「母と娘の身体」は共鳴の可能性に接続するように思う。さらに、それを読んだ読者の未来を、共鳴の方向へと組み変えるという批評性が、小説の言葉に埋め込まれた物語の論理として見えてくるだろう。

2. 男性化される傷

他方で、トラウマをめぐる表象の政治学を「戦争の物語」という主題において考えたとき、現代のナショナリズムを背景としたテキスト群のなかでは、戦闘に身を捧げ、生き残った男性

たちの可視的な傷が、制度の維持にとって都合なトラウマを不可視にするといった構造があるといえよう。明示された象徴的な傷は、軍事的暴力を名誉ある行為として称賛する根拠とみなされる。異性愛のロマンスを経由しつつ、女性たちがその傷を塗りふたたび戦場に回帰させるとき、軍事化された男性身体の表面を彩る傷は、わかりやすい魅力へと転じていく。

軍事主義と家父長制の論理から導かれ、制度とシンクロする男性化された傷は、男性たちが経験する耐えがたい傷の現実を不可視にする効果をもっている。こうした構造に照らしてみると、「クールジャパン」という文化経済戦略について、「西洋」という「他者」の目線を内面化した結果として考察する必要があるというジュンリャンさんの指摘は、男性化された傷の問題をより広い射程をもって主題化する可能性を促すもので、触発的だ。エキゾチズムやオリエンタリズムの延長に生じる現代日本の性差別を、トランスナショナルな視点から思考することによって、ナショナリズムとジェンダーの相関関係を明らかにしなければなるまい。

西洋という審級との関わりから、拙著で論じた「傷ついた僕たち」の物語を再検討するなら、「オタク文化」の構造に内在する、屈折した自我や自意識について、近代日本の「私小説」と関連づけて議論することができそうだ。「傷ついた私(俺・僕)」の系譜には、「日本近代文学」における王道的な男性主人公が模索する「近代的自我」の物語、父と息子の織りなす葛藤が連なっている。私小説的な空間における主人公、男性の語り手の傷を、日本型オリエンタリズムにおける男性の傷や、占領期に表象された男性の傷と重ねあわせて論じることによって、仮想された関係のなかで内側に閉じこもる世界像とその問題がみえてくる。

このような「普遍」を志向した男性中心的な権力の構図と鋭い対照を描くのが、女性やマイ

ノリティ性をもった「私」の語りをもつ、現代のオートフィクション／自伝小説だろう。#MeTooムーブメント以降の現在、研究の言語における「私」の語りも含め、物語のスタンダードを組み変える言葉の運動が出現している。わかりやすく可視化された傷の表象は、暴力装置として両義的、複数的に機能するが、「伏字的死角」の効果、暗黙の了解に支えられる定型の機能が、定型を逸脱する要素を抑圧する力学もまた、更新することは可能だろう。

3. 共鳴のフレームとフィクション

最後に、「共鳴のフレーム」というキーワードについて改めて整理してみたい。拙著で提示した「共鳴のフレーム」は、文学研究やフェミニズムの実践を通して見出される、学術的な認識や思考の枠組みを指す言葉である。直接的には、金子文子が朴烈との関係について「感化」されたのかと問われたとき、「感化」ではなく「共鳴」したのだと主張したその言葉の選択と行為の遂行に、「共鳴」をめぐる思考の契機があった。「感化」は、する側とされる側の間に上下の秩序を派生させるが、「共鳴」は、する側からも、される側からも、能動性を奪わない。金子文子が他者と生きようとする関係性のなかには、主従関係や能動と受動のポジション、どちらが先でどちらが後なのかという優劣の秩序、二元化された権力の構造を退ける選択と可能性が鮮烈に示されている。二項対立を避けるための批評理論を念頭におきつつ、金子文子の貫いた生の姿勢を思考のフレームとして定義することによって、近代の文化構造を深々と侵蝕し、社会に波及するシステムに亀裂を走らせ、学術的な言語を総合しながら、亀裂によって変化したその先の世界像を描き出すことができるのではないかという問いの設定があった。

金子文子の言葉から出発して構築しようとした「共鳴のフレーム」には、いくつか対照される

べき軸がある。第一に、ジュディス・バトラーが批判的に可視化した、現在の世界を覆う「戦争のフレーム(枠組み)」がある。あえて単純化して述べると、戦争を可能とし、他者への暴力を前提として受容する戦争のフレーム、暴力を容認する文化的感性とは別次元に、別の認識や思考のフレームをもつことが可能性としてありうることを、学術的に、ある種のわかりやすさをもって示す必要があると考えたのだった。

そのような思考の実践は、すでに先行する研究の言語のなかに積み重ねられてきたものだ。とはいえ、既存の制度や規範を批判する形式を備えた学術的な語り方は、規範や権力、大きな物語がもつわかりやすさに比べると、否定形で定義されたり、複雑だったり、難解だったり、留保がつけられがちだといえる。もちろん、権力を帯びた規範を批判的に考察する場合には、説得力をもった議論が必要になるので、繊細な複雑さを帯びた語り方になるのは、当然のことである。こうした前提を踏まえた上で、そこから出発して、選択しうる別様の様式がありうることを、丁寧に留保しながら否定形で表現するのではなく、肯定形で明示的に定義するために、文学研究やフェミニズムのなかで実践されてきたスタイルを具体的に「共鳴のフレーム」と名指してみたのである。

第二に、共鳴のフレームは、「物語の定型」との対照を示す。これまで、私自身が継続して思考してきたのは、物語の定型が暴力として作動し、差別の論理が行き渡った近現代の言説空間についてである。物語の定型は、世界を二元化し、人々を一つの意味の型のなかに閉じ込める。かつては、「物語の暗殺」という比喩的な表現を用いて、物語の定型が備えた暴力を批評することを重ねてきたが、より鮮明に、物語の定型に横領されるのとは別次元の認識や想像力の可能性を叙述するために、共鳴のフレームという言葉を設定した。定型を經由し

てしまうと、思考は反復の先で同じ結末に行き至ることが予定されるが、共鳴のフレームを經由して思考し想像することは、反復したその先に、複数の選択肢を現出させるはずだということを示したかった。

ファン・ジュンリャンさんからは、「暴力から離れることも、人の傷の外部にいることもできないのではなからうか」という根源的な問いかけがあった。この問いは、紛れもない現実を言い当てたものにほかなるまい。批判的な指摘から拙著に立ち戻って述べるなら、現象や制度としての暴力と、マスター・ナラティブとなっている暴力的な思考様式や物語の暴力のレベルとを、厳密に区別しながら議論を組み立てるべきであったように思う。論じようとしたのは、暴力という現象に構造的に連続することから逃れることはできないが、暴力を容認して積極的に延命させる思考や感性のフレーム、そして物語の定型が醸成する暴力から隔たるというフィクショナルな身振りが、暴力の原理をもとに差別を行き渡らせた世界の論理を異化させるための契機になりうるのではないかということである。

文学の言葉は、フィクションを含む様式であるがゆえに、まだ実現していないが、この先実現するかもしれない未来を、架空のものとして言語化することができる。また、フィクションであるからこそ、客観的な事実としては、過去として完結してしまったようにみえるであろう出来事や歴史を、現在進行形の言葉で現実のなかに招き入れることができる。二元化する暴力や、一つの意味に決定づけてしまう暴力に統御された世界ではなく、複数性が並び立ち、自分ではないものとのつながりを実感できる世界は、フィクションを含む文学の言語によって確かな手触りを得る。文学研究の言葉には、それを伝達するための使命があるだろう。もちろん、現実を異化させるその契機は瑣少で淡く、おぼ

つかない。それでも、文学の言葉、あるいは学術的な言語によって、書かれて存在することで、誰かがそれに共鳴する余地は立ち現れるだろう。

論 文
Articles

サブアルタン・マイノリティ集団・政治的連帯* ——仏・旧植民地出身移民女性を中心とする 対抗的公共圏の戦術——

Subaltern, Minority Groups and Political Solidarity: Tactics within Counterpublics Centering Postcolonial Migrant Women in France

田邊 佳美
TANABE Yoshimi

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Center

著者抄録

本稿は、言説実践に参加する可能性を阻まれたサブアルタンが、多元的なアクター間での政治的連帯を樹立し、共に参加しうる対抗的公共圏を構築するための戦術を問う。フランス・パリ郊外の自治体で、旧植民地出身移民女性らが中心となり織り成す運動空間の事例からは、旧植民地出身移民とその子孫を中心としたマイノリティ集団のなかでも、とりわけ周辺化された非識字で高齢の女性たちが、運動空間の「隠された表現」を通して密かに共有される対抗的秩序とそれに基づく相互作用を通して主体となり語り出す様相が浮かび上がった。社会的にも学問的にも周辺化されてきた郊外の移民女性らの運動を、フランスの旧植民地出身移民とその子孫の社会運動や集合行為をめぐる研究の系譜に位置付け直し、社会運動の予示的政治に着目することで、本稿は近年のフランスにおける旧植民地出身移民の「新たな世代の運動」論に新しい視点をもたらす試みでもある。

Summary

This paper explores tactics for building political solidarity between different social groups, and thereby making subaltern counterpublics accessible to the most discursively marginalized. Based on ethnographic research on activist spaces centering postcolonial migrant women in French working-class banlieues, the paper examines how illiterate older women, who are particularly marginalized among postcolonial migrant (descendant) groups, become political subjects and transform silence into language and action. This transformation is made possible through interactions based on the counter-order shared by “hidden transcripts” within activist spaces. This article aims to bring new perspectives to the recent studies of the “new generation” of French postcolonial migrant movements, by repositioning illiterate and elderly women’s movements, which have been socially and epistemologically marginalized, within the literatures of French postcolonial migrant (descendant) movements, and by focusing theoretically on the dimension of prefigurative politics of the “now and here”.

キーワード

政治的連帯 マイノリティ フランス 旧植民地出身移民女性 サバルタンの対抗的公共圏

Keywords

political solidarity; minority; France; post-colonial migrant women; subaltern counterpublics

原稿受理日：2023.1.6.

Quadrante, No.25 (2023), pp.55–85.

目次

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 問題の所在と論文の射程 | 2-1. 研究対象と研究視角 |
| 1-1. 多元的なマイノリティの運動空間における
政治的連帯を考える | 2-2. フィールドとデータの概要 |
| 1-2. 仏・旧植民地出身移民とその子孫の運動
の系譜における新たな世代の運動 | 3. 政治的連帯の質的分析 |
| 2. 研究方法と調査のフィールド | 3-1. 〈公的言説〉と〈隠された言説〉 |
| | 3-2. 同等で物理的な参加 |
| | 3-3. 支配的な知の秩序への不服従 |

* 本稿の執筆にあたっては、2022年6月18日の第70回関東社会学会報告で頂いた質問およびコメント、本誌査読者のコメントから多くの示唆を得た。この場を借りて感謝の意を表したい。



3-4. 権力の共有と資源の再分配

4. おわりに

1. 問題の所在と論文の射程

1-1. 多元的なマイノリティの運動空間における
政治的連帯を考える

本稿は、言説実践に参加する可能性を阻害されたサバルタンを含む多元的なアクターが参加可能な対抗的公共圏を構築するための政治的連帯の戦術を、フランス・パリの都市部郊外に生きる旧植民地出身移民女性らが織り成す運動空間の事例から明らかにする。

集合行為や社会運動の研究者は、1960～1970年代以降の公民権運動やフェミニズム運動などに、マイノリティが担い手となる「新しい社会運動」(Touraine 1978)を見出した。それまで集合行為や社会運動が「階級」を軸に労働者が生み出すと考えられてきたところに、「人種」や「ジェンダー」など社会的な属性や経験を共有するマイノリティが運動の主体として発見された。しかし、新しい社会運動に注目が集まった当時すでに指摘されていたように、マイノリティは決して均質な集団を成さない。運動内部におけるアクターの非均質性と参加者同士の権力関係は、一部の担い手によって早くから指摘されてきた。その萌芽は、例えば1960年代後半に、伝統的な左派政党・組織の特徴である権威主義に対抗して、新たな集合行為のあり方を模索した学生運動や労働運動に見出すことができる(Breines 1982; 小杉 2018)。

同じ文脈で言及されることはより少ないが(Lin et al. 2016)、1960～1970年代に公民権運動やフェミニズム運動に参加した黒人フェミニストの思想家たちも(Combahee River Collective 1979; Wallace 1982; bell hooks 1984; Lorde 1986; Hill Collins 1989)、社会

変革を志す運動内部の権力関係を問題化してきた。黒人フェミニストは、当時のフェミニズム運動や公民権運動が、いずれの運動内でも脆弱な立場に置かれた黒人女性を不可視化・周辺化することで統一的な集合的アイデンティティを成り立たせようとしたことを批判する。ベルフックス(bell hooks)は、フェミニズム運動を主導するブルジョワ白人女性が、黒人女性の直面する人種差別を無視しながら無条件に連帯を求める政治実践のあり方を批判し、内部に矛盾を含む「女性」というマイノリティ間の「政治的連帯(political solidarity)¹」(bell hooks 1984: 43)を実質的に実現することで、フェミニズム運動を刷新する必要性を主張した。

この問題提起からは、マイノリティの運動空間が多元的な立場から構成されたものであるという前提に立った上で、どのように、政治空間で言説実践に参加する可能性を最も閉ざされた「サバルタン(subaltern)」(Spivak 1988)に開かれたものとして構想し、脱自然化された連帯を成立させ得るかという問いが浮上する。

これらの問いは、近年、反グローバリゼーションや反資本主義の運動を起点に注目を集めつつある、社会運動の「予示的政治(prefigurative politics)」(Holloway 2002=2008; Graeber 2004=2006)に関わる問題と言える。ネオリベラリズム、人種差別、性差別等として表出する支配関係は多くの社会で制度化され、人々の日常生活のあらゆる側面に不可視の権力として介在している。すでに見たように、社会変革を目指すマイノリティの運動空間も例外ではない。その運動空間を、マクロな社会変革を目指す「戦略的政治(strategic politics)」(Breines 1982: 7)の単なる手段と見做さず、そこで日常的に介在する支配関係と権力に立ち向かい、運動空間のミクロな政治的实践から予示的

¹ 2017年の日本語版では、“political solidarity”は「社会運動としての連帯」(bell hooks 1984=2017: 70)と訳されている。しかし、“political”という原語の意味を反映させるため、本稿では「政治的」の訳を当てた。

に新たな社会関係を構想するのが予示的政治である。この志向に即せば、日常の政治的実践において運動が目指す社会関係を予示的に実現すること自体がひとつの目標となる(小杉2018)²。だからこそ、予示的政治を志向する運動は、マイノリティ集団で一層周辺化されたサバルタンの運動参加の不／可能性を浮かび上がらせる。

マイノリティの政治参加への契機という社会運動の予示的政治に近いところで、政治哲学の観点からN. フレイザー(Nancy Fraser)が提唱したのが「サバルタンの対抗的公共圏(subaltern counterpublics)」(Fraser 1992: 67)の概念である。フレイザーは、J. ハバーマス(Jürgen Habermas)が構想した非国家的で民主的政治空間としての「公共圏(public sphere)」(Habermas [1961] 1990=1994)概念を批判的に再検討し、権力関係の下位に置かれ支配的な公共圏にアクセスできない個人や集団が作り出す政治空間を「サバルタンの対抗的公共圏」と呼んだ。ここで想定されている「サバルタン」すなわち「従属的な社会集団の構成員」とは、「女性、労働者、有色人種、ゲイおよびレズビアン」である(Fraser 1992: 67=1999: 138)。フレイザーは、これらの集団の構成員が、対抗的公共圏において、支配的な価値観に対抗する自分自身の肯定的なアイデンティティや利害関心、社会への要求を、新たな言葉を発明しながら提起し、支配的言説に対抗する言葉・定義・言説を作り共有することができる(同前)と論じる(同前)。

他方でフレイザーは、サバルタンの対抗的公共圏の内部に排除と周辺化を想定しながら

も、それを周辺的な問題として片付けている(Fraser 1992)。その意味で、フレイザーの対抗的公共圏は、いかなる空間においても声を発する可能性を閉ざされたサバルタンよりも、広義の従属集団ないしマイノリティ集団に焦点をあてた議論だと言った方が良いだろう³。ベルフックスが提起したような絡み合う権力関係の構造、すなわちインターセクショナルリティ／交差性を考慮すれば、権力や資源に欠いたものがその他の参加者と居合わせる多元的な討議空間で、自らの声を反映させた対抗的言説を他者と共に作ることは容易ではない。さらにフレイザーは、従属／マイノリティ集団の対抗的公共圏がア prioriに存在すると想定するが、その点にもすでに疑問が呈されてきた。徐阿貴(2005, 2012)は、高齢の在日朝鮮人女性らが夜間中学という場で社会運動を組織するに至るプロセスの質的分析を通して、在日朝鮮人女性と彼女らをとるまくアクターが、「交流」や「支援」の形の「多元的な相互作用」(徐2005: 124)を通して、開かれた対抗的公共圏を創り出す様相を明らかにした。しかし、対話や論争に参加する物理的手段や財政的資源を欠いたもの、集合するための空間を持たず孤立したもの、討議空間への参入障壁を抱えたものは、他者との権力関係に規定されるなかで、どのように政治的連帯を作り上げ、参加可能な対抗的公共圏を有し得るのだろうか。サバルタンが参入可能な、というよりむしろサバルタンを中心化し、政治的連帯を内包した対抗的公共圏を、戦略的な社会変革を目指すのと同時に——もしくはその前提条件として——、社会運動の予示的なレベルで作り上げるため

² 予示的政治を志向する運動が、必ずしもマクロな社会変革を志向する戦略的政治の側面を捨て去るわけではない。小杉亮子(2018)が強調するように、戦略的政治と予示的政治の運動原理は対立関係にあるだけでなく、相補関係にもあるため、ある社会運動において「同一の組織や同一の参加者がふたつの運動原理を持ち合わせ、両者を使い分けたり、両者のあいだで葛藤が起きる」(小杉2018: 23)ることは十分想定されている。

³ フレイザーは、「サバルタン(subaltern)」という用語をスピヴァク(Spivak 1988)に負っていると説明しているが(Fraser 1992)、彼女の「サバルタン」の使用法は、スピヴァクが単なるマイノリティとは区別した形で発話の可能性を一切閉ざされたものとして位置付けたサバルタンとは異なる。

の具体的な「戦術 (tactiques)」(De Certeau 1998=2021)や条件は何だろうか。

これらの問いに答えるために、本稿ではフランス・パリ郊外の自治体で2002年前後から旧植民地出身移民女性らが作り上げた運動空間を考察する。「旧植民地出身移民女性ら」と表記するのは、対象となる運動空間の主体が必ずしも旧植民地出身移民女性に限られないからだ。必ずしも誰の運動、誰の空間と簡単に定義できない点こそがこの運動の特徴である。扱われる主題は極めて幅広く、レイシズム、教育・雇用・住居差別、性差別、警察による暴力、貧困、民主主義、移民政策や移民史など多岐にわたる。その中心にはしばしば旧植民地出身の高齢で非識字の移民女性がいる一方で、「旧植民地出身」でも、「移民」でも、その「子孫」でも、「女性」でない人々も、時には「男性」も参加し、内部に差異や緊張を孕みながらも15年以上に渡り活発な活動を継続してきた。本稿では、この多元的で開かれた運動空間に着目することで、サバルタンが／との政治的連帯を成立させ、集合的に対抗的公共圏を作り出す戦術・条件の一端を提起したい。まず本節では、旧植民地出身移民を取り巻く社会・学術的文脈を概略し、事例とする旧植民地出身移民女性らの運動の歴史的かつ社会学的な位置付けを確認する。それらを踏まえた上で、第2節では研究方法・視覚と調査のフィールドを提示し、第3節ではエスノグラフィに依拠した具体的な事例の分析から、サバルタンに開かれた対抗的公共圏を維持する目的で、とりわけ密かに共有される運動空間の対抗的秩序とその基盤となる言語・概念を明らかにしたい。

1-2. 仏・旧植民地出身移民とその子孫の運動 の系譜における新たな世代の運動

フランスの旧植民地出身移民とその子孫を主体とする運動史は、外国人／マイノリティや、

その中でも最も脆弱な立場に置かれた者が政治空間に参加することの可能性と困難を語る。労働者としての社会的権利、シティズンシップの獲得、失業・貧困の保障と対策、住宅への権利、人種主義的な教育・雇用制度の変革、逸脱した警察暴力の是正、ジェンダー化されたレイシズムによる制度的差別の法制度的改革など、旧植民地出身移民とその子孫の運動は常に制度変革と政治・経済・社会的権利を求めて集合的にフランス社会に働きかけてきた。以下では、旧植民地出身移民をとりまくフランスの政治・社会的文脈を概略しつつ、主に3つの時代の運動群を考察し、フランスのマイノリティが対抗的な運動空間を形成し、支配的な政治空間に参加し働きかけることの困難と可能性を考察する。

フランスは、戦後の高度成長期に、国策としてアルジェリアなど北アフリカの(旧)植民地から多くの移民労働者を受け入れた。戦前すでに還流型移民の「出稼ぎ」文化のなかにあった農村出身の単身移民労働者は、1960年代には出身地の農村秩序から離脱しフランスで都市労働者としてのアイデンティティ・生活様式を確立しつつあった(Sayad 1977)。「石油危機」の影響でフランスは1974年に新規移民の受け入れ停止を決定するが、これは逆説的に移民が家族を呼び寄せ本格的に定住することを促した。伊藤るり(1988)によれば、1960年代後半から徐々に社会的権利を手に入れた移民労働者は、不況下での定住で自らの職業的展望への危機感と剥奪感を増大させ、固有の労働運動を展開する。1960年代にはまだ生産現場の権力関係に端を発した、単一的・周辺的で単発の移民労働者の集合行為は、1970年代半ばには労働者寮などの居住空間における組織化された文化＝宗教的権利の主張や生活管理における人種差別の撤廃へとその争点を拡大させ、既存の労働組合と部分的

に連携しながらそれらの権利を勝ち取った(伊藤 1988)。他方で、この時代の旧植民地出身移民の運動は、フランスの主流の政治社会空間への対等な参入を求めるものではなかったことに特徴がある。すなわち、外国人／移民労働者にとっては、「労働こそが彼らの存在を正当化する営み」(ibid.: 52)であり、構造的な政治・経済的不平等の解消は運動の射程に入っていない。しかし、後述する子ども世代はその限りではない。フランス生まれ／育ちの旧植民地出身移民の子どもは、労働の場に限定されない形で、マジョリティのフランス人と対等な政治社会空間への参加を求めていく。

フランス政府は、1974年の新規移民受け入れ停止後、一時的な労働力と見做していた移民の自発的帰還を奨励する政策と、かれらの生活・労働を最低限保障する社会主義的政策の間で、自由主義から介入主義へと移民政策の舵を切る(伊藤 1988)。こうして1970年代後半から国や自治体の政策のもと、多くの旧植民地出身移民と家族が、労働者階級のフランス人や欧州出身移民が歴史的に居住する都市部「郊外(banlieues)⁴」(および都市中心部でも労働者階級が集まる団地の多い地区)へ移り住む(森 2016)。しかし、脱産業化による構造変化や排他的な教育・社会制度のもと、旧植民地出身移民の家族は、失業と貧困、学業失敗と雇用差別などの問題に直面していく。さらにこの時期、郊外の移民家族に生まれ／育ち教育制度や労働市場から締め出された10代や20代の若者の「非行」や「暴力」が、徐々に郊外自治体やメディアの注目を集め始める。極右政党の台頭にも後押しされ、1980年代を通して「移民出自の若者(jeunes issus de l'immigration)」、

「移民の若者(jeunes immigrés)」、「郊外の若者(jeunes de banlieues)」は社会問題として国家政策の対象に位置付けられていく(Hajjat 2013)⁵。

こうした政治・社会的文脈のもと、1980～1990年代に登場するのが、1983年の「平等と反レイシズムの行進」を起点とした反レイシズムの運動群である。1983年10月、リヨン郊外での警察の発砲により重症を負った運動家T. ジャイジャ(Toumi Djaidja)を中心とした若者のグループが、警察の暴力を含むフランス社会のレイシズムを告発する目的でフランス各地での行進と集会を計画した。運動は徐々にメディアの注目を集め、6週間後には終着地点パリで10万人を動員し、大統領が代表団を出迎える社会現象となった。しかし行進は、表面的な「成功」を収めながらも、後に多くの当事者によって『挫折した運動』(Bouamama 1994)と評価される。確かに行進は、各地で孤立していた「移民の若者」にレイシズムという経験の共同体を可視化し、「行進の運動家世代」(Hajjat 2015)を生み出す「原点としての運動」(Hadj Belgacem & Nasri 2018: 30)になった。しかし当時は、当事者と非当事者、そして当事者同士が「服従ではない連帯関係」(Sayad 1999: 187)を作り上げる基盤が存在せず、当事者が思考と行為の両面で「独立性(autonomie)」を確保しつつ、主流の政治空間に参加し働きかける余地はなかった(Hajjat 2015)。行進が大規模な動員を達成したのは、圧倒的な資本と権力を備えた非当事者の神父やキリスト教団体シマッド(Cimade)、左派のジャーナリスト、社会党政権の一部に依るところが大きかった(ibid.)。

⁴ フランスに特有の郊外化の歴史から、階級的・領土的なスティグマを付与されてきたフランスの郊外は、旧植民地出身移民の移入以降、人種的なスティグマも伴うようになる(森 2016)。

⁵ 「移民出自の若者」ないし「移民の若者」は、移民を親にもつフランス生まれ及び(もしくは)フランス育ちの若者を指す。ここで、「移民(immigrés)」という用語は「外国で生まれフランスに移住した者」を指す行政的定義にとどまらず、旧植民地出身者とフランス生まれのその子どもを他者化・マイノリティ化する、人種・文化的な言説のカテゴリー／表象としても機能している。

この当事者と非当事者間の非対称な協力関係において、運動の出発点だったレイシズムと警察暴力の告発はかき消され、制度改革は殆ど達成されなかった(Hajjat 2013; Hadj Belgacem & Nasri 2018)。政権とメディアはこの運動を、フランス生まれの「近代的なアラブ人」＝「ブール(beur)⁶」の若者がフランス的な平等と反レイシズムの普遍的理念を掲げた非暴力の運動というフレームで神話化することで抗議的な性格を不可視化した(ibid.)。さらに、翌年の1984年には、社会党傘下で設立された白人中心の団体 SOS レイシズムが、「オレのダチに手を出すな(Touche pas à mon pote)」という有名なスローガンのもと、潤沢な資金で大規模な反レイシズムの道徳的キャンペーンを打ち出し、反レイシズムの言説空間における覇権を獲得することで(Hajjat 2013)、まだ新しく強固な運動基盤のない当事者の運動体を周辺化した(Tanabe 2019)。加えて、1990年代には国と全国自治体が政治色の弱い団体を選んで活動資金を助成したため(Hajjat 2006; 森 2018)、もともと反レイシズムを掲げた当事者の運動体の多くは国や自治体の手に負えない「郊外の若者」管理の下請け的性格を強め(Tanabe 2018, 2019)、制度変革を目指す動きは後退した。この時代の経験から、活動を続けた数少ない行進世代の運動家は、マジョリティや国家に「代弁」「道具化」「回収」されずに運動を継続・組織する困難を自覚すると同時に(ibid.)、当事者としての独立性の探求という運動の予示的かつ戦略的目的を明示するに至る(Amokrane 2008; Hajjat 2015; Tanabe 2018, 2019)。

同時にこの時期、旧植民地出身移民とその

子孫をめぐるポリティクスが新たな局面を見せる。1980年代末までは社会・政治的に問題化される「移民」は、良くも悪くも男子／男性だった。1989年の「スカーフ事件⁷」は、旧植民地出身移民とその子孫をめぐるポリティクスに、相対的に不可視化されていた少女／女性のカテゴリーを引っ張り出す契機となる。当初この事件は政教分離をめぐるメディア＝政治論争として始まったが、議論の焦点は徐々に性差別／フェミニズムへと移行する(Guénif-Souilamas & Macé 2004)。とりわけ2003年を境に、「ムスリム女性⁸」は性的な抑圧者である「ムスリム男性」からスカーフ着用を強要されているという見方が右派・左派を超えて支配的となったことで、2004年に通称スカーフ禁止法が制定される(森 2007)。スカーフをめぐる争点の奇妙な移行と左右の立場を超えた政治的合意は、フランスの「近代」的で「平等主義」的な価値観と、「ムスリム男性」の「反近代(anti-modernité)」的な「女性抑圧」という、ジェンダーと人種を掛け合わせた対立図式のもとに成立している(Guénif-Souilamas & Macé 2004: 12)。この図式のもとで、「スカーフ(を被る)女性」や「ムスリム女性」は「イスラーム」や「ムスリム男性」の支配から国家が解放すべき新たな社会問題として構築される(ibid.)。この「上からのフェミニズム」は、「ムスリム女性」にはスカーフの着用について自ら判断する能力がないと決めつけ、スカーフを脱ぎ「近代化」することを唯一の選択肢として迫る(森 2007)。結局のところ、「ムスリム女性」はスカーフを脱がない限り、そして「ムスリム男性」は「近代的」で「非暴力的」であることを証明できない限り、政治社会空間での発言を許されず、雇用にお

⁶ 「アラブ人(arabe)」の「逆さ言葉(verlan)」(音節を区切ってひっくり返す造語のこと)。

⁷ 「スカーフ事件」とは、パリ郊外の公立中学校で、イスラームのスカーフを着用して登校した3人の女子生徒に対して、教師がこれを政教分離(ライシテ)の原則に反するとして阻止しようとした出来事に端を発するものである。

⁸ 人種的に「アラブ女性」や「マグレブ系女性」とカテゴリー化される女性たちは、本人の信仰やスカーフ着用の有無に関わらずイスラームと結び付けられ、しばしば「ムスリム女性」とみなされる(田邊 2016)。

ける差別を通して経済的にも排除される。

このような文脈で2000年代半ばに登場するのが、「政治的反レイシズム (antiracisme politique)」を掲げる「新たな世代の運動」(Talpin et al. 2021: 242)である。この世代は、極右や右派だけではなく左派にも共有されたスカーフをめぐる論争を背景に、新たなレイシズムの解釈と戦術を携えて出現した (ibid.)。それまで反レイシズム運動の覇権を握ってきた左派政党や伝統的な人権団体は、レイシズムを個人の偏見に関連づけ、普遍的人権を盾にとりわけ極右を槍玉に挙げてきた (森 2010)。新たな世代はこれを「道徳的反レイシズム (antiracisme moral)」(Tanabe 2019) と呼び、レイシズムを社会・国家システムに埋め込まれた歴史的 (ポスト植民地主義的) な制度として解釈する政治的反レイシズムに對置する。政治的反レイシズムの視点からすれば、レイシズムは極右や右派だけではなく、左派にも浸透しているため、当事者の声を代弁しながら道徳的反レイシズムの言説で覇権を握ってきた白人フランス人のパターナリズムにも批判が向けられる。新たな世代は、左派のパターナリズムから逃れ、運動の独立性を獲得するための新しい戦術として、「当事者 (concerné)」性 (ないし人種マイノリティ性) などの新たな表現や概念の提示や、「当事者のみ (non-mixité)」の集会や団体のメンバーシップによる参加制限を実践する (田邊 2016)⁹。支配的な思考枠組みから独立して抑圧経験についての集合的見解を抽出するため、一時的に公共圏の外

に撤退することを意味するこの実践は、すでにフェミニズム運動の道具として採用されてきたが (Larcher 2017: 103)、2010年代には反レイシズムの戦術としても急速に台頭した (田邊 2021)¹⁰。

「専門家」が客観性や専門性の名のもとに当事者の語りを奪いがちな権力構造において (中西・上野 2003, 石原 2013)、当事者性の強調と非当事者の参加制限は、マイノリティ集団が非対称な社会関係から予め逃れる極めて有効な手段となる。こうした実践を通して、新たな世代は、「当事者」と「非当事者 (non-concerné)」、「人種マイノリティ化されたもの (racisé)¹¹」と「人種マジョリティ (non-racisé)」／「白人 (blancs)」など、経験や条件としての人種や権力関係のなかで特権的に無標であり続ける集団を名指すための言語を掘り起こし、編み出してきた。しかし、個々の社会集団を区別する言語実践や、非当事者やマジョリティの参加を制限する行為は、フランスの国是である共和主義＝普遍主義への挑戦と映る (Tanabe 2019; Talpin et al. 2021)。フランス型の共和主義は、抽象的な個人と国家の直接契約に基づく社会を理想とし、個人の社会文化的属性を公共空間で特定・区別することを認めない (中野 2008)¹²。そのため個人や集団が戦略的にも特定の人種を名指し当事者性を主張することは、フランスの国民国家秩序に挑戦する側面を持つ。

このように、レイシズムの解釈と戦術において、2000年代半ば以降の運動群は一定の共

⁹ 例えば「アラブ人女性のための集会」、「93県 (郊外) のフェミニストの団体」、「クイアなアジア人の集会」など。

¹⁰ 2005年にまず署名として広く注目を集め、後にアソシエーション、そして政党となった「共和国の原住民党 (Parti des Indigènes de la République, PIR)」や、同じく2005年に設立された「黒人団体代表者評議会 (Conseil représentatif des associations noires, CRAN)」は、社会的に構築された人種集団としての社会的位置を当事者として明示した最初の集団を成す。2010年代になると、その数は大幅に増えていく。

¹¹ 英語の racialized に近く、字義通りに訳せば「人種化されたもの (racisé)」となる。社会的構築物としての側面と、マジョリティである白人が「人種化 (racialisation)」を免れ無標であるのに対して、権力構造において人種的カテゴリーを押し付けられたマイノリティとの意味合いで使われる。「人種化されていないもの (non-racisé)」はその否定系としてマジョリティの無標性を示唆する。racisé の対義語として使われる「白人 (blancs)」は、マジョリティを有標化する意味あいを持つ。

¹² これは、国家が個人を属性で区別しないという革命以来の平等原則である一方、社会的現実としての集団間の権力関係を敢えて見ないことで支配構造を温存させる効果も持つ。

通点を持つ。他方で、この運動空間に関わる主体の多様性も指摘されてきた (Hajjat 2015, Talpin et al. 2021)。

第一に、階級的かつ空間的な差異と多様性が挙げられる。2000年代に入り、旧植民地出身移民やその子孫のなかに社会上昇を果たす者の存在が指摘されてきたが (Leveau & Whitol de Wenden 2007)、政治的反レイシズムと当事者性を明示する運動は、相対的に高学歴で社会上昇を果たしたアクターを少なくとも部分的に内包していると言える (Tanabe 2018, 2019)。これに関連して、とりわけ第2世代の都市部郊外住民が、社会上昇に伴い、政治的な弾圧の目立つ郊外を脱出する現象も指摘されており (Hajjat 2008)、都市中心部を起点とする運動では高学歴で社会上昇を果たしたアクターの割合がさらに高くなると考えられる¹³。都市部の中産階級を中心とした運動では、動員可能な文化資本・社会関係資本・経済資本の量が相対的に高く、権力関係を問題化するための知的資源も備えている¹⁴。

第二に、「新たな世代の運動」には複数の年代と世代が混在している。実のところ、新たな世代のなかには1983年の行進の運動家世代も含まれている。2000年代半ば～2010年頃に40～50代になったかれらは、長い運動経歴を経て新たなレイシズムの解釈と戦術にたどり着いた (Tanabe 2018)。かれらと区別されるのが、1983年の行進を直接的に知らない10～30代の若い世代である。若い世代はSNSを積極的に使い、バーチャルな当事者空間で新しい言語を積極的に編み出す新世代でもある (Tanabe 2019)。これらの年代と世代が、特定の運動空間に混在している場合もあれ

ば、特定の運動を世代と年代ごとに構成している場合もある。

最後に、不可視化されがちな側面として、ジェンダー・セクシュアリティの多様性がある。2004年以降に立ちあがったスカーフをかぶる女性たちが主導する反レイシズム・反制度的差別の当事者運動をはじめ、当事者性の観点から反レイシズムを他の問題群と交差させる形で固有の運動を立ち上げる主体がいくつも登場し (田邊 2016; Larcher 2017; Talpin et al. 2021)、反レイシズムにおける女性やクイアなアクターの可視性が飛躍的に増した。それまで異性愛でシスジェンダーの男性が主導してきた旧植民地出身移民の運動・反レイシズム運動で周辺化されていた女性やジェンダー・性的マイノリティが、固有の主体や集団として可視化されただけでなく、2015年秋の「尊厳の行進 (Marche de la dignité)」を筆頭に、女性が主導し男性が支援する大規模な反レイシズムのイベントも登場した。

当事者性という表現および概念の導入は、旧植民地出身移民とその子孫を主体とする運動のなかでも、とりわけフェミニズムを提起する運動やクイアなアクターを中心とした運動において、当事者間の権力関係と最も脆弱な当事者が対等に運動の場に参加する可能性の模索につながっている。これらの運動の場では、インターセクショナルリティ／交差性の視点・方針から当事者と非当事者 (マイノリティとマジョリティ) 間だけでなく当事者 (マイノリティ) 間の差異や立場性にも日常実践のレベルで関心を寄せる。そして、予示的政治の次元において権力関係を再生産しない新しい社会関係のあり方を探ることが、戦略的な目的としての社会

¹³ パリ市内を起点に活動する黒人女性のコレクティブ・ムワシ (Mwasi) に固有のフェミニズム思想・運動について実証的に考察した S. ラーシェール (Syliane Larcher) は、メンバーの女性たちの平均学歴が大卒で、相対的に高いことを指摘している (他方で、それにも関わらず彼女たちが職業面では不安定であることにも注意すべきである) (Larcher 2017)。

¹⁴ ポストコロニアル研究や脱植民地主義の思想、インターセクショナルリティの概念など主に2000年代半ばから急速に普及したこれらの視点は、この世代の運動家の重要な知的資源を成す (田邊 2016; Larcher 2017)。

変革と同等に重要な目的となっている (Tanabe 2019)。しかし、旧植民地出身移民とその子孫に関わる運動の先行研究では、新たな世代の運動が旧植民地出身移民の運動をどう刷新するかという観点から、依然として戦略的政治への関心が強い。また、女性やクイアなアクターが中心の運動は、フェミニズム運動やクイア運動とみなされることで、旧植民地出身移民の運動の系譜においては周辺化される傾向が強い上に¹⁵、かれらの運動空間で取り込まれる予示的政治が取り上げられる場合においても、補足的に言及されることが多い。

そこで本稿では、多様な社会的背景を持つ女性たちをその主体に政治的反レイシズムを掲げて活動する運動の事例に着目し、それを旧植民地出身移民とその子孫による運動の系譜における「新たな世代の運動」として考察する。その上で、彼女たちの運動空間における予示的政治の側面を焦点化し、サバルタン(と)の政治的連帯を生み出し、対抗的公共圏の形成を可能にする戦術・条件を明らかにすることを旨とする。

2. 研究方法と調査のフィールド

2-1. 研究対象と研究視角

本稿で事例とするのは、パリ北東部郊外に位置する自治体で2002年前後から15年以上活動する、旧植民地出身移民女性らの運動空間である。彼女たちの運動は、その公的・非公的な言説において、レイシズムの制度的・構造的側面や当事者性を重視する2000年代半

ば以降の新たな世代の運動群に位置付けられる。彼女たちは様々な集合行為を通して、郊外の「大衆地区 (quartiers populaires)¹⁶」の住民であること、「女性」であること、「移民(やその子孫)」であること、「スカーフをかぶること」に言及し、その「当事者 (concernée)」として発言してきた。例えば、2013年に彼女たちが出版した S. ブアママ (Saïd Bouamama) との共著、『複数の差別に抵抗する大衆地区の女たち (Femmes des quartiers populaires: en résistance contre discriminations)』のタイトルにも、その当事者性は示されている。

他方で、この運動空間の参加者は、行進世代の運動家やフェミニズムと反レイシズムの交差を实践する運動家など、新たな世代に特徴的なアクターだけではなく、他の運動空間では出会うことのない高齢で非識字の旧植民地出身女性を含み、後者の声を中心化している点で例外的である。彼女たちは、1960～1970年代に主に北アフリカからフランスの郊外に移住し、「移民労働者」の時代をその「妻」や「娘」として生きた。1960～1970年代の外国人／移民労働者による労働運動や1980～1990年代の反レイシズム運動で注目された、彼女たちの「夫」や「子ども」世代と違い、社会的にも学術的(社会運動史・論、移民研究、都市社会学)にも殆ど主体とみなされることのない集団である。SNSを駆使する若い世代が勢いを増す2000年代半ば以降の「新たな世代の運動」の主体イメージからは一層かけ離れている¹⁷。実際に、社会上昇した若い世代と比較し

¹⁵ 1983年の反レイシズム運動群には女性を中心とした／女性のみ運動体も存在したが、長く不可視化されてきた (Nasri 2011)。

¹⁶ 「大衆地区 (quartiers populaires)」は、庶民階級ないし労働者階級 (classe populaire) のうち、もっとも質素な暮らしぶりをする人々で構成された、階級的に均質な社会空間を指す (村上 2019)。大衆地区に暮らす人々が、愛着やアイデンティティの拠り所などの意味を populaires という言葉に込め使う場合もある一方で (ibid.)、メディアや政治家は、「郊外」に伴う階級的・領土的・人種的なスティグマを不可視化する婉曲表現として「大衆地区」を用いる。歴史的に「郊外」に付与されたイメージが、労働者階級と旧植民地出身移民を想起させるため、その婉曲表現としての「大衆地区」も階級的なだけでなく人種的な含意を持つ。

¹⁷ 筆者は、「政治的反レイシズム」を掲げる「行進世代」の男性中心の運動家のネットワークを介して、本稿で事例とする女性たちの運動空間にたどり着いた (Tanabe 2019)。前者の運動は戦略的政治の傾向が強く、その運動レパートリー(運動集会の開催、政党政治への参加、フェスティバルの開催など)や最新のテクノロジー(SNSなどのネット上の広報ツール)の

て、文化・社会・経済資本に欠け、様々な社会的障壁を抱えた高齢で非識字の旧植民地出身移民女性が、単独で運動を展開するのは困難である。彼女たちが参加可能な対抗的公共圏を構築するためには、他の「参加者」との政治的連帯が不可欠になる。ならば、彼女たちが中心的な存在として参加することを可能にしている運動空間での参加者同士の相互作用やそこで構築される秩序を考察することで、サバルタンの対抗公共圏の成立条件と戦術の一端を明らかにできるのではないだろうか。

分析で特に注目するのは、運動空間で密かに構築され得るオルタナティブな社会関係とそれを秩序化する言語や概念である。J. タルパン (Julien Talpin) らが指摘したように、新たな世代の運動のなかには、支配的な社会秩序に対抗する表現を明確に提示するものと、より曖昧で隠された表現を選ぶものが混在する (Talpin et al. 2021)。例えば、当事者性を主張し、フランスの国是である共和主義や普遍主義を公的に批判することは、非難や攻撃を呼び込むリスクだけでなく、国や自治体からの助成の取り下げやマジョリティからの社会的・文化的・人的資本の提供拒否という代償を誘発する。本稿で事例とした運動空間を含め、とりわけ郊外の大衆地区に位置し資本の限られた運動空間では、対抗的な言説を公的に明示しないことが一つの戦術となる。

このような観点から、J. C. スコット (James C. Scott) は、マレーシアの農民の日常実践の考察を中心に、支配＝被支配関係のあり方において、「公的言説 (public transcript)」による抵抗の選択肢が少ない状況下では、被支配者の側が公には不可視の「隠された言説 (hidden transcript)」を用いて支配や搾取の構造に抵

抗していると指摘した (Scott [1985] 1987, 1990)。スコットは、仕事をさぼること、とぼけること、従うふり、支配者の権威を落とすような悪評の流布、匿名での破壊行為や放火など、大きな代償を誘発しない程度の日常的な抵抗に注目し、そうした行為に農民たちの権力関係への抵抗意識の表れとしての「隠された言説」が書き込まれており、それこそが時に社会構造を変化し得ると提起した (ibid.)¹⁸。本稿では、旧植民地出身移民女性らの運動空間に〈隠された言説〉に着目し、〈公的言説〉に現れない抵抗の言語や戦術を考察し、その社会的な意味を明らかにする。

しかし、〈隠された言説〉は、それが適切な効果を発揮している場合にはしばしば不可視であり、調査にも工夫が必要となる。本稿では、「境界侵犯的エスノグラフィー (transgressive ethnography)」 (George 2005: 9=2011: 13) を結果的に用いることになった。S. M. ジョージ (Sheva M. George) は、インドからアメリカへ移住した女性看護師とその家族のトランスナショナルな生活世界を、調査者としての自らの身体や振る舞いが調査地に引き起こす効果を通じて調査空間の秩序や規範を明らかにし、これを境界侵犯的エスノグラフィーと呼ぶ (ibid.)。筆者の研究・調査においても、運動空間で〈隠された言説〉に守られた秩序を知らずに攪乱することによって、結果的にその存在を明らかにすることにつながったという意味で、境界侵犯的エスノグラフィーが効果を発揮した。予示的政治を重視する運動空間においては、戦略的政治を重視する運動空間以上に、参与観察者を傍観者にしておかない。旧植民地出身移民女性らの運動空間においては、サバルタンの対抗的公共圏を構築し守るために、空

活用から社会的に可視化されやすかった。他方で、女性たちの運動はより予示的政治の傾向が強く、ローカルな活動と運動空間内のポリティクスに重心を置いていたため、前者と比較して可視化されづらかった。

¹⁸ スコットの「公的言説」と「隠された言説」を用いた分析は、1990年代から2000年代前半にかけてのフランスにおけるサンパピエ (非正規滞在者) の運動を、これらの概念を用いて分析した稲葉奈々子 (2008) から着想を得た。

間に足を踏み入れるすべての者を政治的連帯の相互作用に招き入れ、非常に暗示的なやり方で〈隠された言説〉が示唆する対抗的秩序への賛同を求める。そのさい、調査・研究という社会的行為それ自体が、その対抗的秩序に逆らう側面を不可避的に含んでいたことから、調査者としては当然と考えた筆者の行為がその秩序を浮かび上がらせることになった。このような経緯から、本稿では筆者自身の調査における経験、認識、感情それ自体がデータとして重要な位置を占めている。

2-2. フィールドとデータの概要

本稿で研究対象とした旧植民地出身移民女性らの運動空間は、パリ郊外・北東部のブラン＝メニル (Blanc-Mesnil) 市内のなかでも、とりわけ労働者階級が多く居住するティヨル (Tilleuls) 地区の地域社会センター¹⁹・ティヨルの家 (Maison des Tilleuls) を起点としている²⁰。ブラン＝メニル市はパリ市内から鉄道で30分ほどの最寄り駅を境に南北に広がるセーヌ＝サン＝ドウニ (Seine-Saint-Denis) 県内の自治体である。

20世紀初めには人口が数百人に満たない田園地帯だったブラン＝メニルは、1920年代になると都市部郊外の産業化に伴い多くの労働者を迎え入れた。戦後になると、地方出身のフランス人労働者に加えて、欧州、次いで北アフリカ出身の外国人労働者が転入し、1968年ごろまでには、現在の人口とさほど変

わらない5万人程度まで人口が増加した (Hadj Belgacem 2015)。1968年時点ですでに約10%だった外国人の人口比率はその後さらに上昇し、2011年時点での市内の外国人比率は23%と国・県平均より高く、ティヨル地区では37%にもなる²¹。1968年時点で、市内の外国人人口の30%を占めていたのがアルジェリア人で、次いでスペインを筆頭とする欧州出身移民が20%を占めた (ibid.)。1982年の統計でも、外国人人口におけるアルジェリア人の比率は36%と相変わらず高く、1990年時点でも29%だった (ibid.)。また、歴史的に労働者階級がその住民の多くを占めてきたブラン＝メニル市の無資格率・失業率は国・県平均より高く、ティヨル地区はさらにその上を行く²²。

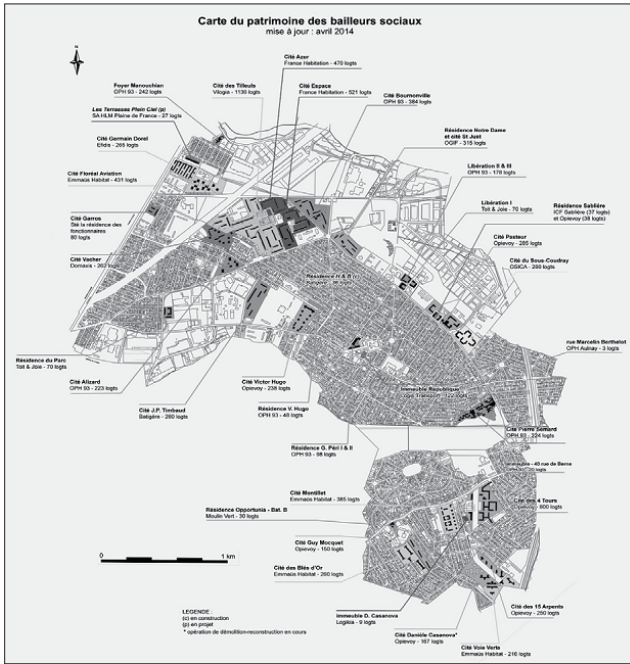
地理的には、ティヨル地区はブラン＝メニル市北西部に位置し、最寄り駅からバスでさらに15分 (もしくは徒歩で35分) 程と、交通の便が良いとは言えない (次頁【図1】、左上部の色が濃くなっている部分がティヨル地区)。市内は、高層・低層団地が立ち並ぶ労働者階級の居住地域と、一軒家が立ち並ぶ (下位) 中産階級の居住地域に分かれ、ティヨル地区は前者にあたる。ティヨル地区の中心部に位置し、四方を団地に囲まれた商店街は、1990年代までに近隣に進出した大型スーパーの影響で次第に衰退し (Tanabe 2019)、2019年夏の時点で、唯一小さな食料品店・肉屋・パン屋・薬局・ピザ屋が残っていた。半分以上の店はシャッターが下りた状態で若者が入り浸る。

¹⁹ 地域社会センター (centre social) は、非営利のアソシエーションの地位にあるが、公的活動の担い手としての側面が強く、自治体や国の助成を受けて全国的に設置されている。

²⁰ 社会調査においては、調査地や調査協力者を匿名化することがその倫理規範とされてきた。しかし本稿では、後述する理由から地名をそのままに用いた。すでにグループから退いたメンバーや、病気や高齢化のために直接話をするのが不可能だったメンバーについては匿名化することとした。

²¹ 2011年の国勢調査による (Le Blanc-Mesnil, contrat de ville 2015-2020)。ただし、出生地主義を採用するフランスでは、外国籍の親を持つ住民の多くは仏国籍者だが、人種を基準にした統計策定が仏憲法に反するため、仏国籍を持つ人種マイノリティを含む人数を把握することは難しい。

²² 2011年の国勢調査によれば、市内の低所得者向け住宅の47%がティヨル地区を含む市内北部の団地地域に集中している。また、同地域の15歳以上の住民における無資格率 (中学卒業資格を保持しない人の割合) は39%と、国平均・県平均と比較しても突出している。さらに、ティヨル地区の全世代平均の失業率は22%と国平均・県平均より高いが、若年層に限っての失業率は41.8%と突出している (Le Blanc-Mesnil, contrat de ville 2015-2020)。



【図1】「ブラン＝メニル市内の団地地域・分布図」
 (出典：Hadj Belgacem 2015: 76)

調査対象とした女性たちの運動空間は、ティヨル地区中心部の同商店街と隣接するティヨルの家で2002年に開かれた料理教室から出発した。しかし後述するように、彼女たちの目的は料理をするより他の女性たちと会話し、「発言する (prendre la parole)」ことにあった (Tanabe 2019; 田邊 2021)。そのため彼女たちの活動は料理教室にとどまらず、レシピ集の制作 (2002年)、集まって会話をする「お茶会 (salon de thé)」 (2002年～)、作家を招いて一緒に詩作をする企画 (2003年)、写真展『私たちのうちの数人 (Quelques unes d'entre nous)』の制作 (2004年)、ルモンド・ディプロマティック紙に掲載された公開状 (2006年)、ローカル新聞『ここからの視点 (Vu d'ici)』の発行 (2006-2011年)、共著書『差別に抵抗する大衆地区の女たち』の出版 (2013年)、複数の演劇作品の制作・演出・出演 (2008年、2013年、2019年～) へと広がっていった。

様々なプロジェクトの立ち上げの機会メンバーが少しずつ入れ替わるなか、自治体レベルでの政権交代を契機に徐々に活動縮小に追い

込まれる2016年まで、常に10～30名ほどのメンバーが集っていた (Hadj Belgacem 2015, Tanabe 2019)。国籍と人種・エスニシティの側面から見た場合、2013年時点での参加者の半数はアルジェリア・カビル地方出身女性やその子孫が占め、その他のマグレブ地方出身者、セネガル出身者、トルコ出身者、そしてポルトガルを含む欧州出身の白人が複数名含まれる。世代という観点から見れば、2つの異なる集団を見出すことができ、それらは後述する地理的・階級的な特徴とも呼応している。

料理教室に集うなかでグループを構成する核となった60～70代の女性たちは、アルジェリア・カビル地方出身者が多く、専業主婦として子どもの教育を通して知り合い、ティヨルの家に集う以前からローカルなネットワークを形成していた。他方で、40～50代の女性たち (と数名の男性) は、その多くが社会運動の経験と専門的職業 (地域のソーシャル・ワーカー、写真家、ジャーナリスト、劇作家、社会学者) を持つかわら、ティヨルの家に集った前者の女性たちに加わる形で運動空間に参入した。前者の世代においては、ティヨル地区に住む者が多いが、後者の世代にはティヨル地区外とブラン＝メニル市外 (特にパリ市内) からの参加者が半数ほど含まれる。また、前者の女性たちに就学歴がなく／短く非識字の者が多いのに対して、後者の女性たちは中卒資格～大卒資格を持ち就業経験があることから、階級的に上位に位置する。このように国籍・人種／エスニシティ・階級・世代・就学歴・職歴・識字における多様性のなかで、女性たちは2002年から2016年までほぼ途切れることなく文化・芸術的プロジェクトを生み出してきた。

筆者は、主に2012年11月から2016年6月にかけて女性グループへの参与観察・資料収集・インフォーマルなインタビューを行い、2014年6月から2019年4月にかけて9名の

参加者を対象としたフォーマルなインタビューと補足的な資料収集・参与観察を行った²³。また、2002年から調査時点までに女性たちが取り組んだ文化・芸術的プロジェクトの私的・公的アーカイブも複数収集した。同時に、2012年から2016年にかけては、ティヨルの家のプロジェクトとしてティヨル地区の商店街に生まれつつあった、社会的カフェ・ティリアの設立に初期メンバーとして加わり、週に1～2回のボランティアを行った。住民たちの地域的なつながりを促進し、子どもを見守る目的で作られたこの空間には、運動空間の女性たちも多く関わっていたため、彼女たちの地域での生活や参加者同士の日常の関係性、女性たちの運動空間の地域における位置付けを知るために多いに役立った。聞き取り調査では、運動空間の変遷を時系列的に理解するための半構造化インタビューと個人の経験に焦点をあてるライフ・ストーリー調査法を組み合わせた。調査の開始からフォーマルな聞き取り調査を開始できるまでに1年半を要したことは、女性たちの運動空間における〈隠された言説〉とそれが守る対抗的秩序を反映していたが、境界侵犯的エスノグラフィーによって筆者がその秩序を脅かしたことが、〈隠された言説〉の分析につながった。

3. 政治的連帯の質的分析

3-1. 〈公的言説〉と〈隠された言説〉

〔ティヨルの家は〕私たちのグループの歩みには欠かせなかったと思う。中立的で、自由に言葉を言える場所だから。このことについては誰も反対しないと思う。みんなの間でも話したことだから。政治や、アルジェリア(独立)戦争についても話せる。それはティヨルの家だから。つまり、ティヨルの家には、そういう言葉の自由がある。²⁴

アルジェリアのカビル地方に生まれ、移民労働者となる父と専業主婦の母そして兄弟とともに1956年に6歳でフランスへ移住したヤミナ(Yamina)は、ティヨルの家をこのように表現する。フランスで育ち、10代半ばまで義務教育を受けたヤミナは、植民地支配のもとで殆ど教育を受けられず10代後半～20代にフランスへと移住した同年代の女性たちと比較すれば、読み書きができ、地域の郵便局での一般事務職員としての就労経験もある点において特異だった²⁵。そのため彼女は、同年代の「女友だち(copines)」のリーダー的存在であり、いつも彼女たちを手助けしていた。その彼女も、自宅や職場、友人の前で発言できないことが多々あった²⁶。上記の語りはまさに、ティヨルの家という場が、社会で周辺化された女性たちが様々な障壁を取り払い、自由に発言することを可能にするサバルタンの対抗的公共圏となり得たことを象徴している。

旧植民地出身女性らの対抗的公共圏と政治的連帯は、いくつかの相互に連動する条件と戦術において成り立っている。その一つは、「マイノリティ」の「女性」を中心化する機能にある。彼女たちが「女性」としての当事者性を明示する「新たな世代の運動」に位置づけられることは先述の通りだが、運動空間には厳密な意味でのメンバーシップや参加をめぐる制限はない。だからこそ女性中心の空間でありながら、複数

²³ 資料収集については2019年まで継続的に行った。また、2016年以降は機会が減ったとはいえ、2019年夏まで参与観察も断続的に継続した。

²⁴ 参加者のひとりであるヤミナの語り。女性たちが制作した演劇作品『そして、我々はフランスのズボン履いた… (Et puis, nous passons le pantalon français)』のDVDより引用。

²⁵ 2014年4月、ヤミナとのインタビュー。

²⁶ Ibid.

の男性が運動空間に参加してきた。しかし、この空間には女性、特に地域に住む女性が集まり中心化しやすい条件が揃っている。

第一に、ティヨルの家という地域社会センターが運動空間の起点となったことは偶然ではない。ティヨルの家は、保育園や小学生以上の子どものための柔道教室、公的サービスの事務所など、公的な機能を備えた施設として、とりわけ地域に居住する子どもや家族のケアを担う専業主婦の女性たちが集まる場所である。また、センターの開館当初から識字教室やIT教室などの生涯教育も担っており、とくに旧植民地出身移民の就学経験のない女性や高齢者が集まるという点で、地域に暮らす女性にとっては子育てや家事の合間に自分のために通うことのできる数少ない場所でもあった。こうしたセンターの特徴は、地域に暮らす旧植民地出身移民女性を中心とする運動空間の出現を後押しし、それを無理なく維持できる基盤となっていた。さらに、地域から一歩外に出ればサポートを必要とする高齢で非識字の女性たちにとっては、居住地域の範囲内に定点的な運動空間があることは必要不可欠だった²⁷。

しかし、女性を中心とする運動空間が成立し維持されたもう一つの要因は、より両義的なものである。彼女たちの運動空間は、ゆるやかなメンバーシップから成り立つ二つの団体を擁し、それぞれ異なる世代から成り立っている。どちらの団体名も「女性」で構成されていることを明示する名称をとっている。それぞれ、コレクティブ・私たちのうちの数人(Quelques Unes d'Entre Nous)」（フランス語においては「数名」が女性形であるため女性が主体であることが示される表現になっている）と、アソシエーション・あちこちから来た私たち女性(Nous Femmes d' Ici et d'Ailleurs)である。実のとは

る、女性が運動空間で多数を占めることや女性であることを明示する団体名称は、郊外の旧植民地出身移民女性たちの運動という特徴において、国家や自治体から肯定的に評価されていた(Tanabe 2019)。それは、先述したスカーフをめぐる論争とジェンダー・人種のポリティクスに密接に結びついている。すなわち、旧植民地出身移民女性らが「女性」として集合することは、「アラブ人男性」の女性抑圧から解放するという国民的なプロジェクトと合致し、肯定的に解釈される。だからこそ彼女たちの運動は、継続的に自治体や公的セクターの助成を受け、市政の成功例として広報誌の表紙も飾った(ibid.)。つまるところ、旧植民地出身移民が集住する「大衆地区」の「女性」の運動という表象は、彼女たちの運動の機会構造を開き、運動資源を獲得するのに有利に働いた。

そのため、女性たちの運動空間は、「大衆地区／郊外」の「女性」を中心化する側面については〈公的言説〉として内外に明示している。他方で、この運動空間を成り立たせているその他の要素については、より密やかに共有されている。運動空間の中心にいる旧植民地出身移民女性たちは、制度上は最低限ないしマジョリティと同等のシティズンシップを有しているが、実質的には権力や資本において圧倒的に不利な立場にある。彼女たちが参加可能なサバルタンの対抗的公共圏を形成するには、権力や資本を持ち合わせた「その他」の参加者との相互作用が欠かせない。そのために彼女たちの運動空間は開かれた「自由な社会空間(free social space)」（Fantasia & Hirsch 1995: 146)の形をとる。彼女たちのプロジェクトは常に新たな参加者に開かれ、女性と地元住民が集まりやすい構造になっていることの消極的効果を除けば参加者を制限するものはな

²⁷ これは、徐が分析した在日朝鮮人女性らの夜間中学をめぐる運動にも共通する点である。日本における夜間中学も、その社会的位置づけと、女性たちが男性の目を気にせずに参加し表現できる場所だったために対抗的公共圏となり得たことが指摘されている(徐 2012)。

い。しかし空間が開かれていることは、様々なマジョリティや支配構造によって「代弁」「道具化」「回収」されるリスクと常に隣り合わせであることを意味する。そこで彼女たちは、権力と資本を獲得しつつそのリスクから逃れるための〈隠された言説〉を参加者の間で共有し、見えない戦術で支配構造に抵抗している。

〈隠された言説〉は、実質的には支配的な社会秩序への不服従を呼びかけるラディカルな側面を備えているため、それを明文化し〈公的言説〉として示すことはリスクを伴う。女性たちは政治的連帯を構築し続けるために、新たな参加者にも暗示的な形で〈隠された言説〉を共有し、賛同を求める。このような密やかな対抗的秩序により、自由な社会空間は支配的秩序から独立した状態を保てるのである。以下では、女性たちが政治的連帯を構築・維持し、ひいては支配的な社会秩序を変容させ得る〈隠された言説〉として、3-2で〈同等で物理的な参加〉、3-3で〈支配的な知の秩序への不服従〉、3-4で〈権力の共有と資本の再分配〉という相互に連動する3つの要素を考察する。

3-2. 同等で物理的な参加

旧植民地出身移民女性らの運動空間で共有される〈隠された言説〉は、初めてその場を訪れるものに知覚されることは殆どない。それは敢えて言葉にされることも文書に明示されることもなく、運動空間での相互作用において暗示的に示される方針や秩序として存在する。〈隠された言説〉のひとつである〈同等で物理的な参加〉も、明確に要求されることはないが自然に促される運動空間の隠れた方針である。

2012年の秋から、筆者は毎週月曜日の午後ティヨルの家で開催されていた「お茶会」に参加するようになった。2000年代の初めから続けられてきたこの集まりには、運動空間のなかでも特に高齢の世代の旧植民地出身移民女

性が集まり、彼女たちはそこで毎週2時間程とりとめのないおしゃべりを繰り広げていた。夫の愚痴、家族の病気、自分や親戚の子どもの結婚や失業、隣人とのいざこざ、市内の殺人事件、同性婚をめぐる是非、アルジェリアでの夏季休暇、子どものころの植民地支配や戦争の話、次回の選挙についてなど、話題は多岐に渡った。数回に一度、ティヨルの家のグループ担当者と、その他の参加者が入れ替わりで加わったが、会話の内容と集まりの雰囲気は殆ど変わらなかった。筆者は旧植民地出身移民の反差別運動に興味があるという調査動機を伝え、参与観察の目的で毎週この会合に参加していたが、気がつくと給仕室でお茶を入れ、高齢女性のために椅子をはこび、彼女たちが自宅から持ち寄った手作りのお菓子をいくつも頬張り、家族のことを聞かれ、勉強／研究のことを聞かれ、フランスでの友人関係や、外国人として家賃をぼったくられる生活、日本の政治、フランス語の難しさなどを彼女たちに話していた。半数の女性はフランス語が殆ど話せなかったが、しばしば他の女性が私や他の参加者のためにカピル語やアラビア語からフランス語に訳してくれた。筆者が彼女たちについて知ったのと同じくらい、彼女たちは筆者のことを知っていた。

この一見何の変哲もないおしゃべりの会合も、実のところ運動空間の〈隠された言説〉の要素を存分に示すものだった。女性たちの運動空間ではお茶会以外にも複数のプロジェクトが同時進行しており、仕事を持ち週末だけ参加する女性、そして男性もいた。2013年の初め、彼女たちは共同制作・演出した演劇『そして、私たちはフランスのズボン履いた… (Et puis, nous passions le pantalon français)』を市内の劇場とパリの国立移民史博物館で合計4回に渡り上演した。お茶会に参加する女性の半数はこの演劇に出演していなかったし、演劇に出演している女性や男性で、筆者の知

る限りお茶会に参加したことのない人も多くいた。また女性たちは、2013年の秋、1983年の行進の30周年を期に、休刊中のローカル新聞『ここからの視点』の特集号を出すプロジェクトを企画していた。筆者も「女性たちと一緒にいるのだから」と成り行きでこの新聞に記事を書くことになり、女性たちと一緒に調査・取材し、2つの記事を担当した。記事は、筆者自身の研究とつながる問題関心や政治的立場、個人的経験を反映させたものになった。社会的カフェでのボランティアも手伝って筆者は多くの時間を女性たちと共に過ごし、気が付くと運動空間に「参加」していた。この時の筆者はまだ、自らが知らず知らずのうちに運動空間の〈隠された言説〉とその秩序を内面化し始めたことに気づいていなかったが、運動空間に参入するものに〈同等で物理的な参加〉を求めることは、一つの重要な〈隠された言説〉だった。

筆者がこの〈隠された言説〉の介在に気づくのは、運動空間で中核的存在だったズイナ(Zouina)をめぐる疑問に突き当たった時だった。ズイナは1964年にパリで生まれ、ティヨル地区の団地でアルジェリア・カビル地方出身の両親のもとに育ち、高校中退後は市内でソーシャル・ワーカーとして働いていた²⁸。その仕事ぶりが評価され、2002年にティヨルの家の所長補佐、翌年には所長に就任し、市役所で反差別担当の特別ポストに就く2008年までティヨルの家で働いていた。彼女は1980年代の反レイシズム運動に参加した「(1983年の)行進世代」でもあり、ソーシャル・ワーカーとして働きつつ「運動家」でもあるという「二刀流(double casquette)」の経歴を持つ²⁹。ティヨルの家で女性たちと出会った当初の彼女は、「サービス提供者」として「所長(補佐)」の肩

書きを持ち、お茶会に集まる女性たちは「サービス利用者」だった。他方で、彼女は多くの女性たちから運動ないしグループの中核的な存在とみなされ³⁰、アーカイブ資料の分析からも、多くのプロジェクトに関して彼女の「参加者」としての形跡が見出せた。そして、2013年に女性たちが制作した演劇では、お茶会に集まる女性たちと同じ「出演者」として共に舞台に立っていた。

すなわち彼女は、ティヨルの家を利用する女性たちと異なる地位と権力位置にありながら、実質的な意味で運動空間に参加していた。彼女だけではなく、彼女のように運動空間に「参加」するその他の「サービス提供者」や「専門家」(劇作家、社会学者、写真家、ジャーナリスト)の存在は、筆者にとってこの運動空間を掴み所のないものにしていて、誰が運動の主体なのかわからなかったのだ。そこで筆者は、運動空間における彼女の位置をズイナに尋ねた。筆者の問いかけに、彼女は以下のように答えた。

確かに、誰もがこういうやり方をするわけじゃない。変わっていると思う。でも、これが私のやり方。私は、本当の意味で[女性たちと]一緒にいる。いつも一緒にいる。中には行って、一緒にいる。それで大丈夫。私は、「あなた方はそこにいて。私は外にいるから」[というやり方]ではなくて、「私はあなたたちと一緒にいる」。そういうこと。³¹

ズイナにとって、「共に、中にいる」ことは彼女の母親世代にあたる旧植民地出身移民の女性たちを、客体の位置に追いやらないための戦術だった。ティヨルの家という公的な性格を帯びた場所では、「サービス提供者」と「サービス利

²⁸ Hadj Belgacem (2015)、および2015年6月、ズイナとのインタビュー。

²⁹ 2015年6月、ズイナとのインタビュー。

³⁰ ここでの「メンバー」とは、厳密なメンバーシップに基づくものではなく、運動空間で共に活動する仲間の意味合い。

³¹ 2017年7月、ズイナとのインタビュー。

用者」の関係性は、主体と客体の関係性を形成してしまう。もっとも、2002年にズイナが料理教室を立ち上げた時点では、集まった女性たちは、普通の「サービス利用者」だった。しかしズイナは、30名以上の女性が6ヶ月も集まり続けた料理教室に、料理以外の目的を感じ取った。グループ・ディスカッションで意見を求められた参加者は、時間をかけて「他の女性たちと集まって話がしたくて来ている。一緒に何かしたい」と声を発した。お茶会はこの時の女性たちの声から生まれた2つ目のプロジェクトだった³²。そして、お茶会での対話が、今度は作家との詩作(2003年)、写真展の制作(2004年)へと瞬く間に様々な文化・芸術的実践、さらにはデモや集会参加へと広がっていく。女性たちは自らの視点を他の女性たちと共有し、対話し、公共空間でそれを示す。こうして、高齢で非識字の女性たちが自ら望んで数々のプロジェクトを企画し得たのは、「サービス対象者」という客体的な立場を象徴的に取り去るためにズイナが導入し、他の参加者に共有された〈同等で物理的な参加〉という〈隠された言説〉による効果だった。

誰もが同等かつ物理的に参加するアプローチは、主体＝客体関係を攪乱する作用を持ち、高齢で非識字の女性たちが運動空間に主体として関与する可能性をもたらした。このような運動空間は、「サービス利用者」「サービス提供者」「劇作家」「写真家」「参与観察者」などの立場を超えて、対話の空間に共に参加し経験を共有するなかで、常に作り続けられる共同性の場である。お茶会での会話やローカル新聞への記事の執筆によって、「参与観察者」の筆者もまた、この共同性を引き受け運動空間に実質的に参加することを求められた。そして、こうした経験は、この稀有な運動空間に引き寄せら

れた多くの人たちと共通するものだった。

このような空間では、J. バトラー (Judith Butler) が言うところの「取りあえずの連帯 (emergent coalition)」(Butler [1990]1999 = 2000: 41) ないし「開かれた連帯 (open coalition)」(ibid.: 44) が生まれている。しかし、高谷幸 (2009) がいみじくも指摘するように、多様性のなかでの共同性とそこに立ち現れる対抗的公共圏は、多様な人間が集まるだけで突如生じるわけではない。高谷は、日本で外国人労働者が集まる個人加入の労働組合、全統一の外国人分会をめぐる考察から、立場や社会・人種的背景を異にする主体が「一つの空間に居合わせることで、共同性が創発的に立ち現れ」(高谷 2009: 129) する可能性を示すと同時に、その開かれた連帯の基盤には、社会圏と親密圏という二つの機能があることを提起した。すなわち、労働組合という組織的基盤によって労働者の権利を守り生活を支える社会圏と、具体的な他者との持続的で人格的な関係性にもとづく親密圏が、連帯の基盤となっていたという(高谷 2009)。

実際、本稿で事例とした女性たちの運動空間においても、相互扶助による実利的な側面と相互の人格的なケアを伴う関係性としての親密圏の側面がみられ、それらが共同性の形成と維持に密接に結びついている。とりわけ高齢の旧植民地出身移民女性たちは、絡み合う権力関係の構造に対抗するためのインフォーマルな相互扶助と親密性の関係を育児への関わりを通してローカルに築いてきた。女性たちの運動空間における親密圏の側面は、そうした関係性が地域の社会センターに移植されることで形成された (Tanabe 2019)。

しかし、このような相互扶助と親密圏の機能を内包した共同性の場は、常に権力関係

³² Ibid.

を再生産するリスクと隣り合わせである³³。パレスチナの占領と植民地支配が続くイスラエルで、イスラエル人とパレスチナ人の「共存 (coexistence)」や「共住 (cohabitation)」(Dor 2012) のポリティクスを研究する T. ドール (Tal Dor) は、支配・抑圧関係にある集団や個人の間での対話や出会いが、しばしば「表面的な平等の感覚を生み出し、実際の権力関係により生み出される構造的な不平等に立ち向かうことを妨げる」(Dor 2018: 234) 効果を持つと指摘する。彼女は、こうしたうわべだけの関係性を指して「覇権的な出会い (rencontre hégémonique)」(ibid.) と呼ぶ。彼女によれば、権力関係の再生産と維持を脱するためには、「覇権的な構造と思考」(ibid.) を脱構築し問題化しなければならない。それによって初めて、異なる権力位置にある集団や個人が「ラディカルな出会い (rencontres radicales)」(ibid.) を経験することができる。ベルフックスが呼びかけた政治的連帯は、ラディカルな出会いを通して初めて樹立されるものだろう。

本稿で事例とした運動空間では、ドールの提起するラディカルな出会いが「完全な出会い (rencontre à part entière)³⁴」「真の出会い (rencontre véritable)³⁵」「本物の出会い (vraie rencontre)³⁶」、という言葉で表現され、共有されている (Tanabe 2019: 379)。その鍵となるのが、次節以降で考察する〈隠された言説〉としての〈支配的な知の秩序への不服従〉と〈権力の共有と資源の再分配〉による、覇権的

な構造と思考の解体である。

3-3. 支配的な知の秩序への不服従

2003年12月、ティヨルの家でのお茶会に集まっていた21名の女性たちは、二人の女性との出会いから、後の写真展『私たちのうちの数人』を制作するプロジェクトを始動させる。セーヌ＝サン＝ドウニ県で開かれた欧州社会フォーラム (Forum Social Européen) の一環で、ティヨルの家とズイナは、ブラン＝メニル市内でパレスチナに関わる講演会を企画していた。お茶会の女性たちは、講演会の会場で手作りのビュッフェを提供し、その売上をパレスチナの市民団体に寄付する計画を立てた。ジャーナリストのマリナ (Marina)³⁷ と写真家のジョス (Joss)³⁸ は、共にこの講演会に登壇し、ジョスは会場のホールで写真展示を行った。展示について話したことをきっかけに、お茶会の女性たちは、毎年のようにパレスチナを訪れ現地で写真教室を開いていたジョスに、ビュッフェの売上金を託してパレスチナの人々と共に使ってもらうことにした。その時から、ジョスとマリナは、しばしばお茶会に参加するようになった。イスラエルによるパレスチナの占領と植民地支配に継続的な関心を寄せてきたジョスとマリナは、同時にフランスでの通称スカーフ禁止法の動きにも危機感を抱き、スカーフをかぶる当事者の女性たちと共に、性差別だけでなくレイシズムや階級差別にも対抗する団体 (Baeza 2006)、平等をめざすフェミニストのコレクティ

³³ 親密圏は公共圏との理念的な対立関係において、伝統的に愛と安全に結びつけて考えられてきたが、親密圏もまた権力関係を再生産する暴力的な場となり得ることが近年指摘されてきた (齋藤編 2003)。そうした意味においては、親密圏の側面をもって、安全な空間が構築されると考えることはできず、どのような条件や戦術によって権力関係を乗り越えた親密圏が形成され得るのかを考えることが重要となる。

³⁴ 2018年5月、サラとのインタビュー。

³⁵ 2018年4月、マリナとのインタビュー。

³⁶ Ibid.

³⁷ マリナは1950年代末にポルトガルの農村に生まれ、幼少時に家族とフランスに移住した。1980年代からジャーナリストとしてルモンド・ディプロマティークを中心に寄稿すると同時に、いくつかの団体で運動家として活動した。

³⁸ アルジェリア・ユダヤ人とスペイン人政治亡命者の両親のもと、1950年代にモロッコで生まれたジョスは、幼少時にフランスに移住した。1980年代にパレスチナでのルポタージュをきっかけに写真家となったジョスは、それ以来ずっとパレスチナと連帯する運動に参加してきた。

フ(Collectif Féministes pour l'Égalité)を立ち上げようとしていた。お茶会に集まる女性の多くは旧植民地出身移民女性やその子孫で、スカーフをかぶる女性も多く含まれていたことから、彼女たちの問題意識は共通していた(Tanabe 2019)。

この時の出会いから2年後の2005年に写真展示『私たちのうちの数人』は完成する³⁹。ジョスの社会的ネットワークと写真家としての活動を通じて、ティヨルの家の女性たちは、個々のポートレート写真と書簡を、アフガニスタンのイスタリフとパレスチナのアイン＝エル＝エウエに住む女性グループと交換することになった。女性たちのポートレートは自ら選んだ服装と自己呈示をジョスがカメラで捉えたものである。もちろん、「いつも通り」にスカーフを被った女性たちもいる。撮影された写真のなかから、女性たち自身がこれと思うものを選び、そのイメージに伴う書簡も、マリナが監修・補助し女性たちが自分の言葉で綴る。選ばれた写真と綴られた書簡を抱えてジョスは旅し、「むこう」の女性たちの写真と書簡を持ち帰った。こうして、女性同士の交換の軌跡がイメージとテキストで物語られる写真展示、『私たちのうちの数人』は作られた。

展示に示された女性たちの自己表象と自己定義は、まさにこの時期に加熱していたスカーフ論争において、彼女たちを「被害者」としてステイグマ化し、言論空間から排除する支配的言説への公的な対抗表現である。そして、その対抗表現を生み出すことを可能にしたのが、既存の知の秩序から独立した、女性たちの運動空間に特有の対抗的な知の秩序である。それは、〈隠された言説〉として機能し、〈支配的な知の秩序への不服従〉をよびかける。お茶会参加者のひとりだったハビバ(Habiba)が提案し

たタイトル、「私たちのうちの数人」には、この運動空間における〈隠された言説〉が凝縮されていた。

「私たちのうちの数人(Quelques Unes d'Entre Nous)」の観点において、彼女たちは一つの運動空間における共同性と当事者性に依拠し「私たち(Nous)」という集合体をなす。しかしその共同性は同時に、そこに内包された特定の経験を共有する「数人(Quelques Unes)」の固有性と当事者性を前提としている。D.ハラウェイ(Donna Haraway)が「状況づけられた知——フェミニズムにおける科学という問いと部分的なパースペクティブの特権(Situated knowledge: The Science Question in Feminism and the Privilege of Partial Perspective)」(Haraway 1988)で述べたように、運動空間の女性たちは、個人や集団の視点が「特定の場所、時間、グループ」に「状況づけられて(situé)」いると考え⁴⁰、共同性の場が同時に特定の経験を持つ個人や特定の経験を共有する下位集団の視点を尊重することを重視する。黒人フェミニスト思想を専門とするP.ヒル＝コリンズ(Patricia Hill Collins)にならえば、この運動空間では、個人や集団の生きられた経験を基盤とする「知恵(wisdom)」が、制度化された「知識(knowledge)」と同様に(もしくはそれ以上に)信頼に値する「知(knowing)」(Hill Collins [1990] 2000: 275)であるとみなされている。

さらに、「私たちのうちの数人」の「数人」は、集合体としての彼女たちの運動空間を指してもいる。共同性に依拠した集合体の声もまた状況づけられており、だからこそ彼女たちが普遍的な「女性」の名のもとに発言することはない。より広い共同性を前提とした「私たち」＝「女性」を想定しつつも、この地域、この運動空間、

³⁹ 2005年3月8日の国際女性デーの機会に、イル＝ド＝フランス地域圏議会の議場で展示された(Tanabe 2019)。

⁴⁰ 2015年6月、ズイナとのインタビュー。

そして特定の経験を共有する者の、その時の声として、「数人」＝「女性」の発言は状況づけられる。そのかわりに、普遍的な「女性」を名乗る集合体に代弁されることもまた、彼女たちは拒否している。すなわち、この運動空間では、共同性の名のもとに一部の女性たちの声を代弁しないこと、「女性」という普遍的な集合体の名のもとに固有の運動空間の声を代弁しないこと、そして複数の視点と当事者性を同時に尊重することが求められる。

個々人や集団内部の小集団の固有性に対して、集合体としての共同性を両立する試みは、個人が他者と出会い、それぞれの視点に留まらず視野を広げていくことをも意味する。そのような自己変容を伴う対話は、既存の知的秩序に規定された女性たちの自己イメージをも変化させる。2009年から2013年まで約4年をかけて制作された演劇、『そして、私たちはフランスのズボン履いた…』はその好例である。その制作プロセスにおいて、フランスの支配的な知の秩序により「劣等」(Fanon 1952: 8=[1998] 2004: 34)化された旧植民地出身移民の言葉や文化のイメージを学び去り、それを集合的に学び直し継承することで、既存の知の秩序への不服従を迫った。この学び去りと学び直しは、支配的な知の秩序に規定されていた参加者の自己・他者イメージを変容させ、自然化された社会関係における知のヒエラルキーを再検討する機会を与えた(田邊 2021)。

このように〈隠された言説〉は、「女性」を同一性でひとまとめにする普遍主義の言説や、それを正当化し、状況づけられた知の有効性を認めようとしない国民的な知の秩序への不服従を迫り、新たな社会関係を構想する。しかし、対抗的な知の秩序とそこで尊重される状況づけられた知は、常に主流の知の秩序による支配

の危険にさらされている。だからこそ、〈隠された言説〉は、状況づけられた知と言葉の所有権をめぐる暗黙の方針によって、運動空間が創造する新たな社会関係を守ろうとする。

2006年、前年末にブラン＝メニル市内でも起きた「暴動(émeutes)⁴¹」にさいして、女性たちはマリナのネットワークを通じてルモンド・ディプロマティック紙に公開状を寄せた。彼女たちはこの機会に運動空間からひとつのコレクティブを立ち上げ、その名称に「私たちのうちの数人」を選んだ。2005年秋の暴動をめぐる経験は、女性たちに改めて当事者として発言することの重要性だけではなく、その言葉の所有権を保護する必要性を認識させた。

2005年10月末から11月初めにかけて、ブラン＝メニル市と隣接する自治体・オルネー＝スー＝ボワ市内で三名の少年が警察の職務質問を逃れようと変電所に紛れ込み、二名が感電死した事件をきっかけに、フランス全土の郊外／大衆地区で車両や公共施設が燃やされた。ブラン＝メニル市内でもティヨル地区は影響が大きく、ティヨルの家を含む公共施設が複数放火された。地域の公共の福祉に関わる制度がその地域の若者による暴力の標的となったこと自体に、運動空間の女性たちを含む地域住民はショックを受けた。しかし同時に、暴動に対する警察と軍隊の配備が植民地支配を想起させる規模と様式だったこと、そしてメディアや政治家による暴動の表象が住民の理解と乖離し人種主義的だったことに、住民たちは衝撃を受けた。女性たちは当初、地域住民としての生きられた経験を、日本を含む世界中から毎日押しかけるメディアに進んで証言することで、より公正な報道がなされることを期待した。しかし、メディアは彼女たちを好奇のオブジェの如く映し出す一方で、彼女たちの経験を反映する

⁴¹ メディアや社会科学において支配的なのは「暴動」という用語だが、運動家や研究者の間には、警察による郊外の若者の殺傷事件をきっかけに発生する「暴動」のサイクルに、レイシズムへの怒りなどの政治的メッセージの含意を読み取り「暴動」よりも「反乱(révoltes)」を使う立場も存在する。

報道は皆無だった(Tanabe 2019)。メディアとジャーナリストの視点を証拠づけるために、彼女たちの語りは「横領され、ねじ曲げられ、逆に自らの意図とは正反対のことを言わされ」(ibid.: 249-250)た。なかには、「暴動」に参加する「非行の若者」というイメージを求めて、インタビューに答えた少年たちにフードをかぶるように要求するジャーナリストまでいた(ibid.)。

こうしたメディアによる数えきれない「裏切り」(Tanabe 2019: 250)を前に、彼女たちは外部の取材者への証言を拒否することを決意する。代わりに彼女たちは、焼け焦げたティヨルの家の前にズイナの計らいで貼られたテントで、コーヒーとお菓子をもち寄り、地域の住民たちと共に練り上げた声明を発表する記者会見を開いた。その時のことを、ズイナは以下のように語っている。

私たちは、「やり方をひっくり返そう。いつ喋るか決めるのは私たち。私たちが「決める」という考えで、記者会見を企画した。記者会見のやり方を考える時も、とても用心深く準備した。そこで、住民たちはみんな「共同の、集団としての文書を書こう。それを読む。インタビューは一切受けない。その後、[市内を]行進する。そこでもインタビューは一切受けない」ということで意見が一致した。⁴²

こうして、ジャーナリストや研究者を含む外部の人間への証言の拒否が、密やかに共有される〈隠された言説〉として、運動空間の女性たち

や地域住民に共有されていった。同時に、彼女たちは自分たちで独立して集合的に発言するための道具を作り出すことへと邁進していく。その直接的な帰結が、『ルモンド・ディプロマティック』紙に掲載された公開状(2006年)、ローカル新聞『ここからの視点』の発行(2006-2011年)、そして地域の若者や社会学者S.ブアママと共同制作したドキュメンタリー『これが93県の私たちの灼熱の身体だ』(2006年)である。この時から女性たちは、暗黙の了解事項として、自分たちの言葉やイメージ(写真や映像)は自分たちの所有物であり、その所有権は自分たちのもとにあるべきだと考えるようになった。筆者自身の境界侵犯的エスノグラフィーを通して、やはりこのような言葉の所有権やそれをめぐる〈隠された言説〉は浮かび上がった。

筆者が2012年の秋に調査を開始してから、最初の公式インタビューを実施するまでに1年半以上を要したことには、当事者の言葉の保護をめぐる彼女たちの暗黙の了解が反映されていた。筆者は、女性たちの運動空間の参加者ないし協働者とみなされながら、彼女たちの言葉にアクセスできないでいた。調査開始から6ヶ月後の2013年春には、最も親しくしていたヤミナに最初のインタビューを申し込んだが、その申し込みは何度となくはぐらかされ、延期され、土壇場の「問題」によって阻まれた。そうして1年程経ったある日、筆者は、ヤミナと仲良しのファトゥマ(Fatma)の二人にインタビューの説明をさせてほしいと、いくらか強引に誘った⁴³。ショッピング・センターのカフェでコーヒーを飲みながら、聞き取り調査協力者の権利を

⁴² 2017年7月、ズイナとのインタビュー。

⁴³ ファトゥマは、1940年代末にアルジェリア・カビル地方で農業を営む家族に生まれ、アルジェリア戦争の時代を生きた。植民地支配の影響下で、14歳になってようやく就学するも、数ヶ月後には結婚のため学校を去ることを余儀なくされた。結婚直後に出稼ぎのためフランスへ渡った夫は、12年近くの間、フランスとアルジェリアを行き来した。ファトゥマが24歳だった1974年に、ファトゥマと4人の子どもは夫に合流するためフランスへ渡り、ティヨル地区に居を構えた。移住直後から、ファトゥマは子どもの教育を通して地域の同郷女性らと交流を始めた。フランス語を話せなかった彼女にとって、カビル語で情報交換し助け合うことのできる同郷女性には重要な存在だった。この時代に、ファトゥマはヤミナと知り合う。郵便局で事務職員として働いていたヤミナは、しばしば非識字の女性たちの代わりに手紙の宛名を記入するなど支援を惜しまなかった

守るための「研究・調査の倫理規定⁴⁴」について説明し始めた時、彼女たちはそれに強く反応した。その時初めて、ジャーナリストや研究者を含むアクターによる「言葉の盗難 (vol de parole)⁴⁵」という彼女たちの経験と、言葉を守るための運動空間の暗黙の方針について聞くことになった (Tanabe 2019)。

この日らい彼女たちは筆者のインタビューを受け入れてくれたが、筆者は、彼女たちの声を奪うことなく、その発話をめぐるポリティクスを調査・研究するにはどうすべきか自問することになった。彼女たちの「応答」を、研究の一部として載せることも考えた⁴⁶。2019年の初夏、彼女たちの発話をめぐるポリティクスを筆者なりに分析した研究結果を報告する集まりで、筆者は彼女たちの名前をプライバシーや調査倫理の名の下に匿名化すべきか問いかけた。調査協力者の居住地や氏名を本人の意思に関わらず匿名化することは、協力者の名前を奪い、その語りの主体の地位から退けることで、公共圏とのつながりをも奪う行為になりかねない (石原 2013: 20)。私の問いかけに、彼女たちは口々に「きちんと名前を書いてほしい」と答えた。「私たちは守られたくない。それよりも著作権がほしい」⁴⁷とヤミナは言った。本稿においても、彼女たちがそれまでに発行した写真展等の葉、映像作品、書籍においてそうしてきたように、女性たちの語りの引用に際しては

姓を除く本名を記載している。また、彼女たちが運動する土地についても、そこでの実践の主体性の尊重を優先し、匿名化せず実際の固有名詞を用いた⁴⁸。私の研究報告を聞いた後、彼女たちは私の思うように彼女たちの語りを引用し、書いて良いと伝えてくれたが、私はこの時の拙稿 (Tanabe 2019) および本稿において、実質的に彼女たちの「著作権」を守ることはできず、その意味で彼女たちの要望に未だ応えられていない。

3-4. 権力の共有と資源の再分配

ティヨルの家を起点とした運動空間の中心には、しばしば非識字でフランス語に不自由な高齢の女性たちがいた。彼女たちが対抗的公共圏に参加するには多大な障壁が立ちほだかる。なぜならまず、討議を中心に成り立つ対抗的公共圏が、聞く、書く、語るなどの言語的コミュニケーション能力を前提とするからである (徐 2012: 242)。識字や外国語学習という点で言語的障壁を抱えた女性たちが、自らに固有な声を他者にきかせ、討議に参加し、共同性の声の生成に参加することは、等しい機会が与えられるだけでは実現不可能である。さらに、様々な文化・芸術的实践をツールとする女性たちの運動空間において、各種の資本を備えた専門家 (写真家、ジャーナリスト、劇作家/演出家、社会学者、ソーシャル・ワーカー) の参加は不可

め、非識字の同郷女性たちにとっては頼りになる友人だ。ファトゥマは、子どもを介して知り合った同郷の友人たちと共に、ティヨルの家での識字教室や料理教室に通うことから、運動空間に参加するようになった。そのため、ファトゥマは運動空間の立ち上がり居合わせたメンバーでもある。これに対してヤミナは、退職してから少し遅れて運動空間に加わった。

⁴⁴ 聞き取り調査のあり方について、筆者が調査協力者に提案する内容をリストアップしたもの。同意が得られる場合にインタビューを録音したいこと、それを書き起こして手間でなければ読んでもらいたいこと、そして万が一問題の箇所があれば引用範囲から除くことなど、日本の社会学調査の教科書で推奨されているような一般的な倫理的配慮だった。しかし、フランスの社会学調査の教科書では調査・研究倫理の項目が存在せず、近年少しずつ関心が高まっているとはいえ殆ど制度化されていない。そのため、調査倫理が調査研究に関わる明確な規範として調査対象者との間で話題に上がることは少ない。

⁴⁵ 2014年4月、ヤミナとファトゥマとのインフォーマルな会話。

⁴⁶ 博士論文として執筆中だった拙稿 (Tanabe 2019) においては、この点を含めることは叶わなかった。そこで、本人たちの理解を得た上で、その後の研究で、筆者の研究を題材しつつ、共に運動空間を再度分析する共同研究を企画した (若手研究、『仏旧植民地出身移民 (の子孫) の抵抗—インターセクショナルな連合の不可可能性』、2020年度~2023年度)。しかし、その後半年を経たずに流行した新型コロナウイルスの影響で、渡仏できなかったこと、運動が2020年初頭から2022年末現在まで活動停止状態にあることから、現在までこの計画を実現できていない。

⁴⁷ 2019年7月、ズイナの自宅での筆者の研究報告の集まりでのヤミナの発言。

⁴⁸ もちろん第一義的には、彼女たち自身が土地や言葉に対して所有権をもつ主体として参照されることを望んだことに因る。

欠だが、専門家と非専門家間の権力位置の不均衡もまた障壁となる。

旧植民地出身意味女性らを中心とした運動空間では、これらの障壁を運動空間の内部において少しでも取り除くための〈隠された言説〉として、絶え間なく〈権力の共有と資源の再分配〉が行われていた。これこそが、〈対等で物理的な参加〉が表面的な平等の感覚を生み出す覇権的な出会いに終始せず、政治的連帯のもとでの実質的な共同性を抽出するための二つ目の条件である。そのもっとも日常的な表現は、運動空間における発言権の分配である。なんらかの議題について議論をする場合に、しばしば左回り・右回りに発話を一周させる手法が取られ、誰もが自分の順番が来た段階で発話する。これは、主体・客体を作らない〈同等で物理的な参加〉を促すと同時に、発話の優位性を持つグループが運動空間の言説実践を独占することを避けるのに役立つ。確かに、運動空間の中核的な存在としてのズイナがしばしば司会役を引き受け、使われる言語は基本的にフランス語だが、フランス語が不自由な者の発話には自然と通訳が入る⁴⁹。そうして、発話の障壁が多い者と少ない者、専門家と非専門家が、対等な発言権のもとで作品のアイデアを出し合うことが幾度となく繰り返される。

作品のアイデアが固まり、実践に移す段階にもまた同様に〈権力の共有と資源の再分配〉が行われる。例えば、2006年から2011年まで発行されたローカル新聞『ここからの視点』においては、記事を執筆したことのない女性たちに向けて、マリナが執筆技術についての研修を行なった上で、完成原稿の校正を担当した。この時、マリナのジャーナリストとしての人的資本は、そのような学習機会を持たなかった

女性たちに再分配された。非識字の女性たちについては、マリナや他の女性はその「筆の役目 (rôle de plume)⁵⁰」(Tanabe 2019: 233)を担い記事の内容を聞き取り文字化し、改めて読み聞かせて内容を確認し、文章を推敲するという作業を繰り返した。そうすることで、彼女たちは「書く」権力の共有を受け、執筆者として自らの思考と表現を「書」き、公共空間に発信することができた。

アルジェリア・カビル地方からフランスに出稼ぎにでた移民の語りを、A. サイヤードの著作『二重の不在 (Double Absence)』から再構成した演劇作品『そして、我々はフランスのズボン履いた…』においても、脚本家兼演出家、社会学者ら、ジャーナリスト、ソーシャル・ワーカーがその他の参加者と対等な発言権を持つ一個人として位置付けられた。つまり「専門家」は、作品制作のあらゆる側面においても特権的な地位にはなく、共働作業においては各々がその資源・資本を分け合うことが原則となっていた。すなわち、「専門家」は演劇に関わる人的資本を再分配するが、それが他の参加者に受け入れられるとは限らず、逆に「専門性のない」他の参加者が賛同すれば、演劇の素人である参加者の意見が脚本執筆や演出において決定的となることもあった。(Tanabe 2019, 田邊 2021)。このような実践は、前節で検討した〈支配的な知の秩序への不服従〉という〈隠された言説〉との相互作用において、「専門家」にも「非専門家」にも受け入れられて初めて可能となる。例えば、アルジェリアのカビル地方の文化や歴史という点においては、非識字の女性たちの知が重要な文化的資源となり、脚本家兼演出家を含む参加者へと再分配された。

暗黙の対抗的秩序としての〈権力の共有

⁴⁹ この役割は、幼少時にフランスに移住したために二言語を同等に操るヤミナ、ヤミナがいない場合にはファトゥマがしばしば担っていた。フランスで生まれた移民の子ども世代は、片言しか親の言語を理解できない場合が少なくない。

⁵⁰ 2018年4月、マリナとのインタビュー。

と資源の再分配〉が絶え間なく実践されることで、全ての参加者が「共働者⁵¹」として自己を認識し、運動空間の「共同性を成す (faire commun)」／運動空間を「共同化する (mettre en commun)⁵²」ことを目指す。その結果、運動空間の参加者は、様々な文化・芸術実践における「共同制作者 (co-productrice)」、「共同脚本家／共著者 (co-auteure)」、「共同演出家 (co-metteur en scène)」、「共同制作者 (co-créatrice)」として自らの地位に言及する⁵³。こうした権力の共有は認識の問題にとどまらず、物質的な効果を持つ。例えば、『ここからの視点』の完成稿には、実質的に記事を執筆したマリナの名前ではなく、その記事に言葉と思考を提出した発話者の署名が記載される。演劇作品『そして、我々はフランスのズボンを履いた…』のプレスリリースには、「専門家」である脚本家・演出家のフィリップの名前と共に、コレクティブ・私たちのうちの数名の名前が共同脚本家・演出家として並んだ。

しかし、〈権力の共有と資源の再分配〉を促す〈隠された言説〉は、運動空間に足を踏み入れる参加者すべての耳に届くわけではない。それはまた、どの参加者にとっても容易な実践ではなく、〈同等で物理的な参加〉と〈支配的な知の秩序への不服従〉と同様に拒否される可能性を常に含んでいる。〈隠された言説〉を拒否する参加者は、暗黙のうちに、もしくはより明確な形の拒絶によってサバルタンの対抗的公共圏から「排除」されていく。「言葉の盗難」や「イメージの盗難」などの言葉と結びつけて語られる、それらの出会いは、「完全な出会い」「真の出会い」「本物の出会い」に至らなかった「出会い 損ね (rendez-vous manqué)」(Tanabe

2019: 395)として運動空間の集合的記憶となり、その後も運動空間の対抗的秩序を構成している。

4. おわりに

本稿での考察からは、サバルタンの対抗的公共圏が、高齢の旧植民地出身移民女性ら参加者の相互作用において、〈公的言説〉と〈隠された言説〉から成る対抗的秩序に基づき形成されていたことが明らかになった。重要なのは、〈公的言説〉で明示的に示される〈マイノリティ女性を中心化する〉方針と、3つの〈隠された言説〉が示唆する暗示的な各方針——〈同等で物理的な参加〉、〈支配的な知の秩序への不服従〉、〈権力の共有と資源の再分配〉——が、相互依存的な関係にあり、どれか一つが欠けても対抗的公共圏を出現させる秩序が成り立たない可能性が高いことだろう。〈同等で物理的な参加〉によって主体・客体を作らないことは、〈支配的な知の秩序への不服従〉の方針と〈権力の共有と資源の再分配〉の方針との相互作用において、表面的な平等の感覚を生み出す「覇権的な出会い」のリスクを回避させる。〈支配的な知の秩序への不服従〉の方針と〈権力の共有と資源の再分配〉の方針は、〈同等で物理的な参加〉のなかで形成される親密な関係性と共同性の一方で、それぞれが自らの社会的位置を忘れずに、むしろ徹底的にそれを意識化することを要求する。そのような「ラディカルな出会い」においては、他者の声を聞き、他者と向き合い、共にあることで、他者を本質化せずに理解しようと試みることで、本質化されたカテゴリーとしての大文字の他者 (Other) を学び去り、個別具体的な顔を持つ小文字の他者 (other) として

⁵¹ 後述するように、co という接頭辞が示唆する共に働く／作るものとしての意味合いを持つ。拙稿 (2021) では「協働者」を使ったが、共同性の意味を反映するものとして「共働者」の方が適切と考え、本稿では変更した。

⁵² 複数の参加者のインタビューにおいて聞かれた言葉。

⁵³ ほとんど全ての参加者とのインタビューにおいて、これらの用語が用いられた。

学び直す作業を促す⁵⁴。その作業は同時に、自らの社会的位置・眼差し・行為を絶えず注視し再帰的に振り返ることを求め、既存の知の秩序やそれと結びついた権力関係を問い直すことにつながる。さらにそれは翻って、各自が自発的かつ必要不可欠なこととして〈権力の共有と資源の再分配〉を実践することを促す。こうして、ベルフックスが意図したような政治的連帯が樹立され得るとき、サバルタンが参入可能な対抗的公共圏が立ち現れる。

しかし、このようなサバルタンの対抗的公共圏に埋め込まれた思考と行為のあり方、それにもとづく社会関係は、既存の社会のあり方と多に異なり、すべてを〈公的言説〉として提示することのリスクは大きい。だからこそ、対抗的秩序を守る〈隠された言説〉は、非常に密やかな形で共有され、殆ど目に見えない。実際、この運動空間は誰にでも広く開かれ、来るものを拒まない。しかし、対抗的公共圏のなかに居続けるためには、〈隠された方針〉を(部分的にでも)受け入れることが不可欠となる。〈隠された言説〉に埋め込まれた対抗的秩序を受け入れられないとき、その参加者は対抗的公共圏の存続のために「排除」されていく⁵⁵。外部の資金や資源に長けた参加者の「排除」は、戦略的政治のための資源の喪失を意味する。それでも、サバルタンの対抗的公共圏を優先する予示的政治は、それまで運動の主体たりえなかったものを参入させることで、戦略的政治の基盤を強化する効果も持つのではないだろうか。

また、先行研究がすでに示唆していたように、予示的政治と戦略的政治の間の優先順位と、〈公的言説〉および〈隠された言説〉の配分は、それぞれの運動空間において異なる。本稿で

得られた知見を、旧植民地出身移民とその子孫を主体とする運動群、とりわけ政治的反レイシズムを提示する新しい世代の運動群に位置付けた場合に、今後取り組むべきいくつかの課題を提起することができる。

先述のように、フランスでは歴史的に都市中心部よりも都市部郊外の方が政治的言説を伴う運動への弾圧度合いが高く、運動に参加することによるリターンは少ない(Hajjat 2008)。都市中心部における運動空間は、その参加者が持ち寄る資源と権力の量と質において郊外の運動より長けているため、〈公的言説〉と〈隠された言説〉の配分には、都市中心部と郊外において差が出るのではないかと考えられる。すなわち、リスクを伴う表現を公的に明示する団体は都市中心部に多いと同時に、リスクを伴う表現を公的に明示しない(が運動空間で同様の思考様式が読み取れる)団体は都市部郊外に多く、運動空間における〈公的言説〉の配分は都市中心部の方が大きいのではないだろうか。都市中心部に集まる運動家は、社会上昇を果たし都市部郊外から転出した層が多く、かれらは相対的に高い資本量を備えているため、リスクをおかす選択ができるとも考えられる。都市中心部で活動する運動体の事例へと視野を広げることで、比較の観点からこの点を検証する必要がある。

さらに、フランスにおける旧植民地出身移民とその子孫に関わる運動の先行研究では、先述のように、新たな世代の運動が旧植民地出身移民の運動をどう刷新するかという観点から、依然として戦略的政治への関心が強い。しかし、本稿の事例が示唆するように、戦略的政治の展開が部分的に予示的政治に依拠してい

⁵⁴ 物理的な出会いを通して、他者と向き合い他者を脱本質化する可能性は、小ヶ谷(2021)においても描かれており、本稿執筆の参考にした。

⁵⁵ 先述の高谷の考察においてもまた、対抗的公共圏の空間における「排除」の側面が、とりわけ親密圏の位相における労働者としての規範の内面化を基準に見られたことが指摘されている(高谷 2009)。しかし、ここでの「排除」は、マジョリティによるマイノリティの排除とは性格が異なる。この点に関しては、今後もより分析を深めていきたい。

る可能性もあり、それを踏まえれば多くの運動について予示的政治の側面も分析することが重要になるのではないだろうか。これまでは、交差性への関心が高いことから予示的政治が明示的に実践される、フェミニズムやクイアの視点を備えた運動について、とりわけ予示的政治の側面が考察されてきたが、むしろ予示的政治への取り組みが見られない運動に関しても予示的政治の観点から分析する意義があるのではないだろうか。つまり、戦略的政治が優先される運動空間で、どのように予示的政治が優先されていないのかを問うことも重要だろう。

【参考文献】

- Amokrane, Salah, 2008, « Les expériences électorales des militants de l'immigration: Le cas des Motivé-e-s », Ahmed Boubeker & Abdellali Hajjat eds, *Histoire politique des immigrations (post)coloniales en France, 1920-2008*, Paris: Editions Amsterdam, 265-271.
- Baeza, Cecilia, 2006, « L'expérience inédite et dérangeante du Collectif des Féministes pour l'Égalité », *Nouvelles Questions Féministes*, 25(3) : 150-154.
- bell hooks, 1984, *Feminist Theory : From Margin to Centre*, Cambridge : South End Press.
(野崎佐和・毛塚翠訳, 2017, 『ベルフックスの「フェミーム理論」——周辺から中心へ』(第3版) あけび書房.)
- Bouamama, Saïd, 1994, *Dix ans de marche des Beurs. Chronique d'un mouvement avorté*, Paris: DDB.
- & collectif, 2013, *Femmes des quartiers populaires: en résistance contre discriminations*, Édition Le temps des cerises.
- Boubeker Ahmed, 2003, *Les mondes de l'ethnicité: La communauté d'expérience des héritiers de l'immigration maghrébine*, Paris: Balland.
- Breines, Wini, 1982, *Community and Organization in the New Left: 1962-1968*, New York: Praeger Publishers.
- Butler, Judith, [1990]1999, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York: Routledge Press.
(竹村和子訳, 1999, 『ジェンダートラブル——フェミニズムとアイデンティティの転覆』青土社.)
(高橋愛訳, 2000, 『ジェンダー・トラブル』序文(一九九九) 『現代思想』28(14): 66-83.)
- Combahee River Collective, 1979, "A Black Feminist Statement", Zillah Eisenstein ed, *Capitalist Patriarchy and the Case for Social Feminism*, New York: Monthly Review Press. 362-372.
- Davis, Gerald F., Doug McAdam, W. Richard Scott & Mayer N. Zald, 2005, *Social Movements and Organization Theory*, New York: Cambridge University Press.
- De Certeau, Michel, [1980]1990, *L'invention du quotidien, I : Arts de faire*, Paris: Édition Gallimard.
(山田登世子訳, 2021, 『日常実践のポイエティック』筑摩書房.)
- Dor, Tal, 2012, "Mizrahi-Palestinian Alliances: Coexistence or Cohabitation ?" Gardey, Delphine & Kraus Cynthia eds, *Politics of Coalition thinking Collective Action with Judith Butler*, Éditions Seismo, 105-139.
- , 2018, « Rencontres radicales : un positionnement trans/formateur », Tal Dor, Nacira Guénif-Souilamas & Manal Al Tamimi, *Rencontres radicales*, Paris: Cambourakis, 231-260.
- Fanon, Frantz, 1952, *Peau noire, masques blancs*, Paris : Édition du Seuil.
(海老坂武・加藤晴久訳, [1998]2004, 『黒い皮膚・白い仮面』みすず書房.)

- Fantasia, Rick & Eric L. Hirsch, 1995, "Culture in Rebellion: The Appropriation and Transformation of the Veil in the Algerian Revolution," Johnston, Hank & Bert Klandermans eds, *Social Movements and Culture*, Minneapolis: University of Minnesota Press, 144-159.
- Fraser, Nancy, 1990, "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy," *Social Text*, 25/26: 56-80.
(山本啓・新田滋訳, 1999, 「公共圏の再考——既存の民主主義の批判のために」『ハーバマスと公共圏』未来社, 117-159.)
- Graeber David, 2004, *Fragments of an Anarchist Anthropology*, 2nd ed., Chicago: University of Chicago Press.
(高祖岩三郎訳, 2008, 『アナーキスト人類学のための断章』以文社.)
- George, Sheva. M., 2005, *When Women Comes First: Gender and Class in Transnational Migration*, California: University of California Press.
(伊藤るり監訳, 2011, 『女が先に移り住むとき——在米インド人看護師のトランスナショナルな生活世界』有信堂.)
- Guénif-Souilamas, Nacira, 2000, *Des « beurettes »*, Paris: Grasset.
- & Eric Macé, 2004, *Les féministes et le garçon arabe*, Éditions de l'aube.
- Habermas, Jürgen, [1961]1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit, Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
(細谷貞雄ほか訳, 1994, 『公共性の構造転換』未来社.)
- Hadj Belgacem, Samir, 2015, *Représenter les « quartiers populaires »?: Une socio-histoire de l'engagement électoral et partisan dans les cités d'une municipalité communiste*, Thèse de doctorat, École Normale Supérieure.
- & Foued Nasri eds, 2018, *La Marche de 1983. De la mémoire à l'histoire d'une mobilisation collective*, Nanterre: Presses Universitaires de Paris Nanterre.
- Hajjat, Abdellali., 2008, « Révolte des quartiers populaires crise du militantisme et Postcolonialisme », Ahmed Boubeker & Abdellali Hajjat eds, *Histoire politique des immigrations (post)coloniales en France, 1920-2008*, Paris: Editions Amsterdam, 249-264.
- , 2013, *La marche pour l'égalité et contre le racisme*, Paris: Editions Amsterdam.
- , 2005, *Immigration postcoloniale et mémoire*. Paris : Editions L'Harmattan.
- , 2006, « Quartiers populaires et désert politique », *Manière de voir*, 89: 23-32.
- , 2015, « Les dilemmes de l'autonomie: assimilation, indigénisme et libération ». *Quartiers XXI*. <http://quartiersxxi.org/les-dilemmes-de-l-autonomie-assimilation-indigenisme-et-liberation>, le 7 octobre 2015.
- 濱西栄司, 2016, 『トゥレーヌ社会学と新しい社会運動理論』新泉社.
- Haraway, Donna, 1988, "Situated Knowledges: The Science Question in Feminism and the Privilege of Partial Perspective," *Feminist Studies*, 14(3): 575-599.

- 長谷川公一編, 2020, 『社会運動の現在』有斐閣.
- Hill Collins, Patricia, 1989, “The Social Construction of Black Feminist Thought,” *Signs*, 14(4): 745-773.
- , [1990]2000, *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment*, New York: Routledge.
- Holloway, John, [2002]2019, *Change the World Without Taking Power: The Meaning of Revolution Today*, 4th ed., London: Pluto Press.
- 石原孝二, 2013, 『当事者研究の研究』医学書院.
- 稲葉奈々子, 2008, 「〈サンパピエ〉の運動と反植民地主義言説——作動しなかったポストコロニアリズム」竹沢尚一郎編『移民のヨーロッパ——国際比較の視点から』明石書店, 146-169.
- 伊藤るり, 1988, 「80年代フランスにおける移民労働者の権利要求と意識変化——定住化のなかの階級とイスラム」『国際政治』87: 42-56.
- 小杉亮子, 2018, 『東大闘争の語り——社会運動の予示と戦略』新曜社.
- Larcher, Syliane, 2017, « ‘Nos vies sont politiques!’ L’afroféminisme en France ou la riposte des petites-filles de l’Empire », *Participations*, 19(3): 97-127.
- Leveau, Rémy. & Catherine Wihtol de Wenden, 2007, *La bourgeoisie*, Paris: CNRS Édition.
- Lin, Cynthia, Pykett Alisa, Constance Flanagan & Karma Chávez, 2016, “Engendering the Prefigurative: Feminist Praxes That Bridge a Politics of Prefiguration and Survival”, *Journal of Social and Political Psychology*, 4: 302-317.
- Lorde Audre, [1986]2007, *Sister Outsider: Essays and Speeches*, Reprint edition, Berkeley: Crossing Press.
- McDonald, Kevin, 2004, “Oneself as Another: From Social Movement to Experience Movement,” *Current Sociology*, 52 (4): 575–593.
- 森千香子, 2007, 「フランスの『スカーフ禁止法』論争が提起する問い——『ムスリム女性抑圧』批判をめぐる」内藤正典編『神の法 vs. 人の法：スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社, 156-180.
- , 2010, 「反レイシズムはレイシズムを乗り越えられるのか?——フランス反レイシズムの現在と課題」『M ネット』127: 7-9.
- , 2016, 『排除と抵抗の郊外——フランス〈移民〉集住地域の形成と変容』東京大学出版会.
- , 2018, 「政治的行為としての『暴動』——パリ郊外移民集住地域の政治変容」宮島喬・木畑洋一・小川有美(編)『ヨーロッパ・デモクラシー——危機と転換』岩波書店, 197-222.
- 村上一基, 2019, 「訳者解題」『現代フランスにおける移民の子孫たち』エマニュエル・サンテリ著, 明石書店, 155-167.
- Mwasi collectif afroféministe, 2018, *Afrofem*, Paris: Édition Syllepse.
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店.

- 中野裕二, 2018, 「〈共和国的統合〉とフランス——包摂と排除の政治」宮島喬・木畑洋一・小川有美 (編) 『ヨーロッパ・デモクラシー——危機と転換』岩波書店, 73-97.
- Nasri, Foued, 2011, « Zaâma d'Banlieue (1979-1984): les pérégrinations d'un collectif féminin au sein des luttes de l'immigration », Bérourd, Sophie et al. eds, *Engagements, rébellions et genre: 1968-2005*, Paris: Éditions des archives contemporaines, 65-78.
- 齋藤純一編, 2003, 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版.
- Sayad, Abdelmalek, 1977, « Les trois "âges" de l'émigration algérienne en France », *Actes de la recherche en sciences sociales*, 15(1): 59-79.
- , 1999, *La Double Absence. Des illusions de l'émigré aux souffrances de l'immigré*, Paris: Editions du Seuil.
- Scott, James C., [1985]1987, *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, New Haven: Yale University Press.
- , 1990, *Domination and the Arts of Resistance: Hidden Transcripts*, New Haven: Yale University Press.
- 徐阿貴, 2005, 「在日朝鮮女性による『対抗的な公共圏』の形成と主体構築」『ジェンダー研究』8: 113-128.
- , 2012, 『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成——大阪の夜間中学を核とした運動』御茶の水書房.
- Spivak Gayatri C., 1988, "Can the Subaltern Speak?" Nelson, Cary & Laurence Grossberg eds, *Marxism and the Interpretation of Culture*, Chicago: University of Illinois Press, 271-313.
- 高谷幸, 2009, 「脱国民化された対抗的公共圏の基盤——非正規滞在移住労働者支援労働組合の試みから」『社会学評論』60(1): 124-140.
- Talpin, Julien, Hélène Balazard, Marion Carrel, Samir Hadj Belgacem, Sümbül Kaya & Anaïk Purenne, 2021, *L'épreuve de la discrimination: Enquête dans les quartiers populaires*, Paris: PUF.
- 田邊佳美, 2016, 「『ムスリム女性』とイスラーム・フェミニスト——フランスにおける普遍主義と当事者性」『女たちの21世紀』85: 24-27.
- , 2021, 「フランス・旧植民地出身移民女性の抵抗と言語——〈声〉を取り戻すための演劇制作」『ふらんぼー (Flambeau)』47: 103-21.
- Tanabe, Yoshimi, 2018, « De l'antiracisme au travail de mémoire: Le changement de conscience politique au Tactikollectif », Samir Hadj Belgacem & Foued Nasri eds, *La Marche de 1983. De la mémoire à l'histoire d'une mobilisation collective*, Nanterre: Presses Universitaires de Paris Nanterre. 69-87.
- , 2019, *Résistance épistémique des actrices et acteurs (descendant-e-s) de l'immigration postcoloniale: Mémoire, subjectivité, sagesse*. Thèse de doctorat, Paris 13.
- Touraine, Alain, 1978, *La voix et le regard*. Paris: Édition du Seuil.

Wallace Michele, 1982, "A Black Feminist's Search for Sisterhood," Hull, Akasha G.T., Patricia B. Scott & Barbara Smith eds, *All the Women are White, All the Blacks Are Men, But Some of Us Are Brave*, New York: The Feminist Press, 5-12.

1955年のエドゥアール・グリッサン ——批評記事「呪いの継承」を中心に——

Édouard Glissant in 1955: Around the Critical Article “L’héritage de la malédiction (Inheritance of the Curse)”

早川 卓垂
HAYAKAWA Takua

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 ジュニア・フェロー
Tokyo University of Foreign Studies, Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Junior Research Fellow

著者抄録

〈関係〉や〈全-世界〉等の思想によって、出身地マルティニークを起点としつつ現代世界全体を視野に収めた独自の世界認識を提示した、カリブ海のフランス語圏文学を代表する作家の一人、エドゥアール・グリッサン。本論文では、その1955年の仕事（同年に発表した、あるいは執筆したと思われる著作）に注目し、特にグリッサン初の批評記事であるアルチュール・ランボー論とそれを踏まえた現代詩論「呪いの継承」を読解してゆく。同記事を読むことで主に示されるのは、そこに当時のグリッサンの詩学の要諦（「詩的認識」と「瞬間から持続への移行」）が凝縮されていること、そして、「〈関係〉の詩学」と〈全-世界〉という後年のグリッサン思想の中心的概念の萌芽が見出されることである。こうした読解と1940年代後半から1960年代前半に至るグリッサン文学の展開とを踏まえると、1955年を作家グリッサンの初期における一つの画期とみなすことができる。

Summary

With respect to Édouard Glissant, one of the most important writers from Caribbean Francophone literature, we will here interest ourselves in his works published or written in 1955, and especially will read in detail his first critical article “L’héritage de la malédiction (Inheritance of the Curse)” which discusses Arthur Rimbaud and contemporary poetry (of Glissant’s time). Through this detailed reading of the critical article, we will see what was poetically at stake for the Martinican writer at that time (that is to say poetic knowledge and transition from instant to duration) and will find germinal signs of the “poetics of Relation” and “le Tout-Monde (the Whole-World)”, central concepts of his thought developed in later years, around 1990s. Taking into consideration this reading and the evolution of the glissantian literature from late 1940s to early 1960s, we will understand that the year 1955 was an important turning point in Glissant’s initial literary career.

キーワード

アルチュール・ランボー 詩的認識 瞬間と持続 〈関係〉 〈全-世界〉

Keywords

Arthur Rimbaud; poetic knowledge; instant and duration; Relation; the Whole-World

原稿受理日：2022.11.3.

Quadrante, No.25 (2023), pp.87–101.

目次

はじめに

0. 「呪いの継承」の位置づけと構成

1-1. 「呪いの継承」第I節：西洋における詩と哲学
の関係（古代から16世紀頃まで）

1-2. 「呪いの継承」第II節第1段落：西洋にお
ける詩と哲学の関係（17世紀から19世紀）

2. 「呪いの継承」第II節第2・3段落：ランボーの
「呪い」と「詩的認識」

3. 「呪いの継承」第III節：現代詩における「詩的
認識」

4-1. 「回折」と「炸裂」：「〈関係〉の詩学」への道筋
4-2. 詩の抱える桁外れの対象：〈全-世界〉への道筋
結論



はじめに

「アンティル性(カリブ海性) antillanité」、〈関係〉Relation、「クレオール化 créolisation」、「〈全-世界〉Tout-Monde」などの鍵語に代表される思想によって、出身地マルティニークを起点としつつ文化の接触と混交が急激に進む現代世界全体を視野に収めた独自の世界認識を提示した、カリブ海のフランス語圏文学を代表する作家の一人、エドゥアール・グリッサン(Édouard Glissant, 1928-2011)。本論文では、若き日のグリッサンが初めて発表した文芸批評記事「呪いの継承 L'héritage de la malédiction」を中心に、この作家の1955年の仕事に注目する。まずは1960年代前半までのグリッサンの経歴を略述し¹、1955年という年の大まかな位置づけを示そう。

小アンティル諸島のフランス領マルティニーク島に生まれたグリッサンは、リセ(中高等学校)²卒業まで同島で育ち、1946年奨学金を得てパリへ渡った。ソルボンヌ(パリ大学文学部)で哲学を学びつつ、作家として身を立てるべく詩作に取り組み、『レ・タン・モデルヌ(現代) *Les Temps modernes*』など複数の雑誌に詩を発表した後、1953年最初の著書である詩作品『島々の野 *Un Champ d'îles*』を出版する。1954年には雑誌『新文芸 *Les Lettres nouvelles*』に短い書評が掲載され、以降同誌を中心に文芸批評も発表してゆく。1955年には「呪いの継承」等の雑誌記事とともに2

冊目の著書である詩集『揺らぎの地 *La Terre inquiète*』を出版した。1956年は多くの批評・書評記事に加え、叙事的長編詩『インド *Les Indes*』と、散文と詩が並置されたエッセー(随想)『意識の太陽 *Soleil de la conscience*』が刊行された。1958年出版の小説第1作『レザルド川 *La Lézarde*』はフランスでルノー(Renaudot)賞を受賞した。1960年には叙事的長編詩『黒い塩 *Le Sel noir*』を、1961年に詩集『釘づけられた血 *Le Sang rivé*』と戯曲『ムシュー・トゥーサン *Monsieur Toussaint*』を出版、1964年刊の小説第2作『第四世紀 *Le Quatrième siècle*』はスイスでシャルル・ヴェイヨン(Charles Veillon)賞を受賞した。このように、詩人として出発したグリッサンは、1950年代半ばから文芸批評を発表し始め、次いでエッセーや小説、戯曲も著して著作のジャンルを広げてゆき、1960年代前半には作家としての地位を確立した³。

作家活動と同時に、グリッサンは同時代のアフリカ・カリブ海の文化・政治運動にも積極的に参加した。セネガル出身のアリウン・ジョップ(Alioune Diop)らは1947年に雑誌『プレゼンス・アフリケーヌ *Présence Africaine*』を創刊し同名の出版社を設立、1956年にパリで、1959年にローマで黒人作家芸術家国際会議(Congrès international des écrivains et artistes noirs)を開催したが、グリッサンはこの二度の会議に出席した。1960年には「アルジェ

¹ 略歴をまとめるにあたり、次の五つの文献を参照した。ダニエル・ラドフォールの入門書『エドゥアール・グリッサン』の「風景 *Le paysage*」の章 [Radford 1982: 11-27]、アラン・ボドーによるグリッサンの著作と関連文献の注解付き目録 [Baudot 1993]、ジャン＝ルイ・ジュベールによる入門書に付された「年譜 *Repères biographiques*」 [Joubert 2005: 76-80]、中村隆之のグリッサン論『エドゥアール・グリッサン——〈全-世界〉のヴィジョン』 [中村 2016]、フランソワ・ヌーデルマンによる伝記『エドゥアール・グリッサン——寛容なアイデンティティ』 [Noudelmann 2018]。

² グリッサンはマルティニーク第一の都市フォール＝ド＝フランスのリセ・シェルシェール(lycée Schoelcher)で奨学生として学んだ。同校で教えていたネグリチュード(négritude 黒人意識)の詩人エメ・セゼール(Aimé Césaire)らが発行していた雑誌『トロピック(熱帯) *Tropiques*』(1941-1945)を熱心に読むなど、教師や友人との関わりの中で、文学や哲学の素養を身につけた。

³ 後で詳しく論じるが、当時のグリッサンの詩風の変化に触れると、『揺らぎの地』(1955)まではほぼ全ての詩がカリブ海の風景を題材としているが、『インド』(1956)と『黒い塩』(1960)はカリブ海の歴史などを扱った叙事的作品である(1961年刊の『釘づけられた血』は1940年代後半から1961年までに書かれた様々な内容の詩編を集めたもので、やはりカリブ海の風景が主な題材である)。風景から歴史へという詩の主題の移行の点でも、他ジャンルへの取り組みという点でも、グリッサンの作風は1955年前後に変化が生じている。

リア戦争における不服従の権利についての宣言」(いわゆる「121人宣言 Manifeste des 121」)に署名した。1961年にはグアドループ、マルティニーク、仏領ギアナの自治(もしくは独立)を求め同郷の知識人と「アンティル＝ギアナ戦線 Front antillo-guyanais」を結成した⁴。

以上を踏まえると、1955年は、1950年代後半から1960年代前半の文筆と文化・政治運動にわたる旺盛な活動期に入ってゆく、いわば助走の年としてひとまず見なすことができるだろう。本論文では主に、1955年に発表された、または書かれたと思われるグリッサンの著作⁵の中で、初の批評記事である「呪いの継承」を読解してゆく。この記事は原文で6ページという比較的短い文章だが、そこには当時のグリッサン文学の展開が凝縮されており、さらに、「〈関係〉の詩学」と「〈全-世界〉」という後年のグリッサン思想における中心的概念の萌芽も見出すことができる⁶。

0. 「呪いの継承」の位置づけと構成

「呪いの継承 L'héritage de la malédiction」⁷ は『シュールレアリスムの歴史 *Histoire du*

surréalisme』(1945)等で知られる批評家モーリス・ナドー(Maurice Nadeau)が主宰した雑誌『新文芸 *Les Lettres nouvelles*』の第28号(1955年6月)に掲載された。後に変更を加えられ、詩論を中心とする評論集『詩的意図 *L'Intention poétique*』(1969)に収められる⁸。

記事は5節からなる。第I節では古代ギリシアから16世紀頃まで、西洋における詩と哲学の関係が凝縮してたどられる。第II節では、まず、第I節を承けて17世紀から19世紀に至る西洋の詩と哲学の関係が示され、次いでその流れを踏まえたアルチュール・ランボー(Arthur Rimbaud, 1854-1891)論が展開される。第III節では現代詩についてのグリッサンの見解が述べられる。第IV節は第III節の補足、第V節は結びの言葉である。本論文では第I、II、III節を取り上げる。

1-1. 「呪いの継承」第I節：西洋における詩と哲学の関係(古代から16世紀頃まで)

〈詩の女神〉la Muse⁹の存在は、私にはずっと、詩人への侮辱のように思われてきた。

⁴ しかし、この組織は直ちに解散を命じられ、グリッサン自身はカリブ海のフランス領からの退去と本土外への渡航禁止という処分を受けた。グリッサンがマルティニークに帰郷するのは1965年のことである。

⁵ ボドーの注解付きグリッサン書誌によると[Baudot 1993: 9-12]、1955年に発表した著作は、「呪いの継承」と『揺らぎの地』の他、3本の書評、二つの詩編、そしてヴィクトル・セガレン(Victor Segalen)を論じた批評記事「セガレン、セガレン!」である。また、同じくボドーによれば[Baudot 1993: 14, 20]、1956年刊の『意識の太陽』と『インド』には執筆時期と思われる日付としてそれぞれ「1955年3月から4月」「1955年4・5・6月」と記されている。

⁶ 筆者の知る限り、本論文の他にこの批評記事を取り上げた研究は、ジャンヌ・ジェグーソの「止揚のエクリチュール——文芸批評家としてのエドゥアール・グリッサン」[Jégouso 2020]のみである。ジェグーソはグリッサンが1950年代に発表した複数の批評記事を読解し、ヘーゲル弁証法の「止揚 *dépassement* (ドイツ語 *Aufhebung*)」をそれらに共通する観点として取り出して初期グリッサンの文学論の形成過程を素描しているが、多くの著作をたどってゆく同論文の性質もあり、個別の著作の読解はやや厚みに欠ける。「呪いの継承」についても止揚という観点に関わる部分のみ(記事の3分の1程度)を分析している。本論文ではジェグーソ論文で行われていない「呪いの継承」の全体的な読解を試み、「止揚」以外の重要な論点を指摘してゆく。

また、近年、雑誌記事やフランス国立図書館等が所蔵する草稿や手稿など、書籍として刊行された作品以外の著作に注目してグリッサン文学の展開をより精緻にたどろうとする仕事が増えてきており、ジェグーソ論文と同じ論集に収められたアクセル・アルテロンとラファエル・ロロの共著論文(草稿や手稿を扱っている)[Arthéron et Lauro 2020]やグリッサンの初期詩編「基本元素 *Éléments*」を版による異同を踏まえて読解した廣田郷士の「基本元素の考古学」[廣田 2020]はその好例である。本論文もこうした研究動向の中に位置づけられる。

⁷ 以下、この批評記事から引用する際はHMと略記する。

⁸ 「はじめに」でも触れた通り、1953年まで詩のみを発表していたグリッサンは、1954年以降『新文芸』誌を中心に書評や批評等も発表してゆく。『詩的意図』の多くの文章は1950年代に雑誌に掲載された批評記事がもとになっている。

⁹ 以下、外国語から訳して引用する際、理解を助けられる場合はこのように原文を補う。la Muse、la Nature、l'Autreのように大文字で始まる一般名詞は〈〉を付して訳す。また、すでに翻訳がある場合はそちらも参照しつつ、必要に応じて文脈に合わせて新たに訳した。

なぜ詩人に考えるためのお嬢さん *une miss à penser* が必要なのか、と私は叫んでいた——だが、まさにそれこそが〈詩の女神〉にかつて認められていた役目なのだ。つまり、詩人の思考、息を吹き込む女性であること。[HM: 824 (傍点は引用者)]

「呪いの継承」の書き出しである。これに続いてプラトンへの言及がなされることから、上の引用は、すぐれた詩人が文芸を司る女神から靈感を授かり(神気を吹き込まれ)、詩を作るという古代ギリシアの(そして、それ以来の西洋の伝統的な)詩人・詩作観に対する否定的見解であろう。つまり、グリッサンは詩作においてインスピレーションの果たす役割を認めない、あるいは少なくとも、重んじないという立場をとっている。後で詳しく論じるが、この批評記事をはじめ1955年頃のグリッサンは詩の方向性として「瞬間から持続への移行」を標榜しており、詩の女神がもたらすインスピレーションも、瞬間的なひらめきとして斥けられていると思われる。また、こうしたインスピレーションの否定ないし軽視は、裏を返せば、詩作の技術、技巧の重視を意味すると筆者は考えるが、この観点と1940年代半ばから1960年代前半の詩風の大きな変化(これも後で詳述する)とを考え合わせると、グリッサンが詩の手法や形式について高い意識を持っていたことがうかがえる。

さて、上の引用に続いてグリッサンは、プラトンの『国家』第10巻で展開されるいわゆる「詩人追放論」に触れ、古代ギリシアにさかのぼる西洋における詩と哲学の断絶を指摘する。

プラトンは〈都市国家〉から詩人たちを追放した、だがそれがどうしたと言うのか？ 彼らは感性の、想像力の、雅趣の、限りない領域を確保しており、そこでは誰も彼らに難癖をつけることができなかった。かく

して、人は、抒情的、繊細、言葉が巧み(詩の才能は様式上の達成に、心理や描写の豊かさにかかっていた)であるか、それに対して、独断的、体系的、思考者であるか、であった。[HM: 824]

そして、西洋はキリスト教と様々な哲学の支配のもとで存続したが、その中で、人間を孤立させ、人間を自らへと閉じ込めるという策動がなされてきた、とグリッサンは述べる——ここでは、人間をひたすら内面に向かわせる(換言すれば、他者や世界との関わりから隔てる)個人主義が問題視されている——。また、引用にあるように、詩人は言葉や抒情性の洗練といった詩という枠組みの内側での完成と人間の内面の表現とを事としていたが、グリッサンによれば、そうした中でも、詩は、おぼろげにはあったが、世界の開示(*révélation*)へと向かってゆくことを定められていた。このように「詩と世界」という「呪いの継承」の重要なテーマの一つが示唆される。世界の開示へ向かう詩のあり方は次のようにも敷衍されている——「詩は自らを完成するにつれて、自らを否認していた」、「ロンサールはロンサールを超えていた」[HM: 824]。ここでグリッサンが論じているのは、詩が自らの内部では完結できず、詩人も内面をうたうことのみには留まらず、外に広がる世界との関わりを叙するようになってゆく、ということだと筆者は考える。また、上に引いた通り、節の終わり近くでロンサール(*Pierre de Ronsard*, 1524-1585)が登場し、時代としては古代から16世紀頃まで経過したことがわかる。

1-2. 「呪いの継承」第II節第1段落：西洋における詩と哲学の関係(17世紀から19世紀)

3段落からなる第II節の第1段落では、第I節の古代から16世紀頃までの時代の流れを承けて、17世紀から19世紀頃の詩と哲学の関

係について、次のように述べられる。

西洋の人間は、新しい地理空間を支配・同化し、近代科学の大いなる探究を始めていたとき、一般観念をお払い箱にして、バークリー[George Berkeley, 1685-1753 (引用者注)]のリンゴをかじっていた。そのとき、哲学者と詩人との間はまだだったが、哲学と詩との、つまり、世界の構想 la conception du monde と世界の共同-出生 co-naissance (すでに古典となった用語に拠った)との、距離が縮まりつつあった。思想と生のこうした全般的な動きの全てが、ひそかに「詩的認識 connaissance poétique」の企てを可能にしていった。
[HM: 825]

17世紀から18世紀にかけては、スペインとポルトガルに代わってイギリス、オランダ、フランスが世界各地で植民地化を進めた。また、この時代にケプラー、ガリレイ、ニュートンらによって天文学や物理学等の自然科学が大きく発展したのも周知の通りである。「一般観念をお払い箱にして、バークリーのリンゴをかじっていた」とは、バークリー哲学の基本テーゼ「存在するとは知覚されること esse is percipi」を踏まえた言葉だと考えられる¹⁰。「すでに古典となった用語」とされている「共同-出生 co-naissance」は、ポール・クローデルが『詩法 Art poétique』(1907)の第2部「世界への共同-出生と自己の認識についての論説 Traité de la connaissance au monde et de soi-même」で提出した造語である。クローデルは connaissance

(知識、認識)の語が「共に」を意味する接頭辞 co- と naissance(誕生)の語からできている、と独自に解釈し、「共に生まれること」と「認識」の二重の意味を帯びた co-naissance の語を造り出した¹¹。引用の終わりの「詩的認識」には、世界へと出生し、世界の中で自己を認識するという「共同-出生」としての含意があると考えられる。

また、上の引用と前後するが、第II節第1段落冒頭では、同節の議論の中心である19世紀の詩人ランボーについて、マルティニーク出身の詩人エメ・セゼールの言葉が引かれている。

ランボーはまさに、こうした復活 une telle renaissance の模範的な為し手だった。私はここで、エメ・セゼールの言葉を思い起こす。「ランボーは、郷愁を覚えるほど、苦悶を覚えるほどに、エネルギーを帯びた諸力に関する近代の考えを実感した最初の人だ。この諸力は物質の中でひそかに我々の静穏をうかがっている」
[HM: 825]

最初の文の「こうした復活」とは、第I節から第II節第1段落までのグリッサンの論旨を踏まえると、古代ギリシア以来断絶していた詩と哲学の距離が近代に入り縮まっていったという状況のことだと思われる。斜体で記されたセゼールの言葉は1944年に彼がハイチで行った講演「詩と認識 Poésie et connaissance」からの引用である。この講演はマルティニークで発行されていた文芸誌『トロピック』に抄録されており[Césaire 1945]、グリッサンはリセ時代にこの

¹⁰ 『人知原理論 A Treatise concerning the Principles of Human Knowledge』(1710)には「ある色、味、におい、形そして硬さが相伴うのが観察されると、それらは特定の事物とみなされ、リンゴという名前によって表示される」[Berkeley [1710] 1949=2018: 54]という例が挙げられている。リンゴを手にとってかじることで、五感が相伴って働き対象が知覚され、その存在が認識されるということである。

¹¹ よく知られている「論説」の冒頭を引こう。「我々はひとりでは生まれない。生まれることは、あらゆるものにとって、共に生まれること co-naître [co-naissance の動詞形]である。あらゆる出生は一つの認識である。」[Claudel [1907] 1984: 66(邦訳: 174)]

文章を読んだと考えられる¹²。講演でセゼールは実験と観察に基づく実証的な「科学的認識 *connaissance scientifique*」を「貧しく、飢えている」と断じ、これに対して「詩的認識」を擁護し、ボードレー、ランボー、マラルメ、ブルトンらに言及しながら自らの詩論を展開している。グリッサンは「呪いの継承」で「詩的認識」を軸として議論を展開してゆくが、この着想には、少なくとも源流の一つとして、セゼールの詩論があると言えるだろう。

ランボーを先駆とする「詩的認識」の試みへと至る17世紀から19世紀までの詩と哲学の関係を凝縮してたどった第II節第1段落だが、その末尾には「しかし、呪いが存在した」という一文が置かれ、記事の題に入っている「呪い *malédiction*」の語が初めて登場する [HM: 825]。同節第2、第3段落ではこの「呪い」を抱えた詩人としてのランボーをめぐる議論が展開される。

2. 「呪いの継承」第II節第2・3段落：ランボーの「呪い」と「詩的認識」

第II節第2段落の初めでは、ランボーが抱えていたとされる「呪い」は次のように規定される。

私が、呪い、と呼びたいのは、ここでは、詩人につきまとう孤独ではなく、自らの芸術によって詩人が運命づけられた悲惨でもなく、次のような矛盾である——他者と世

界の全的把持 *une prise totale* へと向かいながら、同時に、ある種の、いわば内奥 *intimité* に、ますます鋭敏に耳を傾ける、という矛盾。 [HM: 825]

まず、ヴェルレーヌが「呪われた詩人 *poète maudit*」という言葉で表現したような、不遇の孤独の中で悲惨な人生を送る詩人、という「呪い」のあり方は否定されている。グリッサンにとって、ランボーの「呪い」とは、自己の外部（他者と世界）と内部（内奥、内面）の両方に向かう、という矛盾である。さらに、他にも様々な矛盾が挙げられており、そのいくつかを引くと——「ランボーの芸術は、まだ潜在する諸傾向を照らそうとしていた」、「彼は世界の詩人 *poète du monde* だったが、心理的あるいは描写的な詩¹³の残余と共にあった」、「彼は「〈全〉*Tout*」を求めていたが、それは個人主義の重荷を引きずりながらだった」 [HM: 826]。ランボーは、世界の詩人、世界との関係の詩人として先駆けていたが、哲学と断絶し、人間をひたすら内面に向かわせる（つまり個人主義的な）旧来の詩の傾向も抱えていた。そして第2段落の終わりで、グリッサンはこのように記す。

ランボーの呪いとは、これらの矛盾すべてを生きることだった。雷に打たれながら詩の行く先を照らした人、ランボーが、多くの後継者に遺贈することになったのは、ついに組織された詩的認識という彼の抱

¹² セゼールのこの講演は、1955年の時点では『トロピック』所収の抄も含め3度出版されており、版による異同がある。このため、どの版をグリッサンが読んだのか、という問題があるが、1956年にグリッサンが発表するセゼール論「エメ・セゼールと世界の発見」に『トロピック』の抄録版からの引用がある [Glissant 1956c: 49-50] ことから、筆者は、本文に記した通り、グリッサンは1950年代にこの抄録版を読んだと考えている。なお、セゼールはこの講演で「共同-出生」の語も用いてクロードルに触れている（ただし、『トロピック』版ではクロードルへの言及は削除されている）。グリッサンは1952年から1953年にかけてクロードル、ルヴェルディ (Pierre Reverdy)、シャル (René Char)、セゼールを取り上げて高等研究免状 (DES) 論文「現代詩における世界の構想と発見」を執筆しており、1950年代前半にはクロードルに親しんでいたことはグリッサン研究における共通認識だが、セゼールの「詩と認識」を通じてすでに1940年代半ばにクロードルの詩学の一端に触れていた可能性（クロードルへの言及のない『トロピック』版にも、「詩とは、語、イメージ、神話、愛そしてユーモアによって、私を私自身と世界の生気に満ちた中心に配する手続きである」という命題 [Césaire 1945: 169] など、「共同-出生」のテーマを連想させる箇所がある）は注目に値する。「詩と認識」の版による異同の詳細はアーノルド (Albert James Arnold) による校訂版の注釈を参照した [Césaire 2013: 1373-1395]。

¹³ 第I節を振り返ると、「心理や描写の豊かさ」は、古代ギリシア以来の哲学と断絶した詩人の詩才の物差しとされていた。

いた高い野心ではなく、この呪いに含まれるロマン主義 le romantisme de cette malédiction だった。[HM: 826]

批評記事の題である「呪いの継承」が何を意味するか、ここでほぼ明らかになったと言えるだろう。グリッサンは、他者や世界との関係という観点から、ランボーを現代詩の先駆者にとらえつつ、ランボーがロマン主義の残余も抱えていたと見ている。グリッサンの考える「ロマン主義」とは、心理や描写に重きを置き、外の世界よりも内面に向かう個人主義的傾向であり、批評記事では、こうした傾向が現代詩にも承継されている、という批判がこの先で展開される。また、上の引用には第II節のもう一つの主な論点である「詩的認識」という言葉が出てくるが、同節の終わりで、ランボーが望んだ詩的認識のあり方について、グリッサンは次のように想像する。

彼が望んでいた詩的認識とは、次のようなものかも知れない——人間の全ての次元が、明らかになったものも予感されたものも（〈私〉と〈他者〉、感性と認識、〈自然〉と〈歴史〉、〈孤独〉と〈関与〉……）、結びつくであろう場所として詩を試み、そうすることで、真実の定式を眩惑すること。詩はかくして人間と人間の、人間と世界の、関係の至高の弁証法となるだろう。[HM: 827]

人間の抱える様々な次元の断絶、対立を解消し総合する、世界との関係の詩、という考えがここには示されている。「詩が弁証法となる」と

いう言葉には、この批評記事の序盤で提示された古代ギリシアに始まる哲学と詩の断絶を架橋しようとするグリッサンの構想がうかがえる。

3. 「呪いの継承」第III節：現代詩における「詩的認識」

4つの段落からなる第III節では、現代詩についてグリッサンの見解が展開される。節の前半で主張されるのは、人間と世界の関係についての内面主義的、観念論的、個人主義的な表現という、第II節でランボーがその残余を引きずっていたと論じられたロマン主義以前の詩の傾向は現代詩にも認められ、それが詩をめぐる混乱をもたらしている、ということである。では、グリッサンは詩が、詩の言葉がどうあるべきだと考えているのか。第3段落から引用しよう。

詩の言葉は、散乱してゆく万物に詩が対置する一体性の探求の保証であり、保証であるべきなのだ。結集の、総合の、固定の試みが、人間による探求に、したがって芸術に、必要だと認めるならば、回折し、炸裂し、真実が無限に分散してゆく世界において、詩の言葉はかつてないほど、一つの永続性に達し得ねばならない、少なくともそこに向かわねばならない、ということが直ちに認められるだろう。[HM: 828]

万物が散乱する（宇宙の無秩序の度合いが増してゆく）というイメージからは、物理学の「エントロピーの増大」¹⁴を想起することができる。この無秩序の増大に抗して結集、総合、固定を試みる（何かをかたちにして永続的に残す）のが詩などの芸術を含む人間の探求活動である、

¹⁴ エントロピー（英語 entropy）とは、ある系（システム）の複雑さの度合いを表すための熱力学的概念であり、乱雑さが増すほどエントロピーは大きくなる。外界に対して熱や物質の出入りのない孤立系においてエントロピーは不可逆的に増大する（エントロピー増大の法則）。自然界（宇宙）を孤立系とみなせばエントロピーの総和はその極大値に向かって増加することになる。平凡社『世界大百科事典』（[1988] 2009）の「エントロピー entropy」の項とコラム「【エントロピー】社会システムとエントロピー」を参照した。

とされている。また、後でも触れるが「回折」という言葉も物理学の用語であり、この一節からは当時のグリッサンがある程度の自然科学の知識を持っていたことがうかがえる。この点に関して、ヌーデルマンが著したグリッサンの伝記には、若い頃に物理や化学の教師を務めたこともある科学哲学者ガストン・バシュラールと学生時代のグリッサンとの交流が記されており、グリッサンはバシュラールの娘シュザンヌから数学を教わったという [Noudelmann 2018: 99-100]。火・水・風・大地の四元素をめぐるバシュラールの詩学がグリッサンに大きな影響を与えたことは良く知られているが、グリッサンが後年まで有していた数学や自然科学に対する関心¹⁵の背景にもバシュラールの存在があるのではないかと筆者は考えている。

さて、第4段落でグリッサンは、第II節の主な論点であった「詩的認識」について、その現代詩におけるあり方を次のように述べる。

だが、次のように提題することもできる——詩的認識の試みは、瞬間 *instant* への情熱から逃れつつあり、ある持続 *durée* への関心の中に含まれるようになってきている——つまり、詩編に代わって詩集へ、粗いままの言葉や「文字通り」の言葉に代わって組織された言葉へ、感性-直観に代わって感性-認識へ、常に無媒介な詩的<イメージ>の想像に代わって程度の差はあれ広がりを持った詩的<リズム>の想像へ、突然の<運命>に代わって媒介する<歴史>へ、等…… [HM: 828]

瞬間的なものから時間の持続を必要とするものへの移行という観点が提示され、それが様々に敷衍されている。こうした詩的認識のあり方

の移行について、1956年に出版された詩論のアンソロジー『詩法 *L'Art poétique*』に収められたグリッサンの文章も参照しよう。

詩人は離れる、閃きから、「啓示された」ものから、無が続く中のあの区切りから。イメージのはかない現在性の中に消える、このインスピレーションの幻想から離れ、詩人はついに身を捧げる、ある持続に、時間と空間のある集積に、そこではリズムが増大する。詩人は選び出す、世界の総体の中で、自分にとって保存すべき、歌うべき、救うべき、そして自分の歌に調和するものを。そしてリズムは儀式的な力であり、意識を持ち上げる梃子でもある。というのも、リズムは進ませるのだ、詩節から詩節へと、ある種の今日の詩の二つの力に向かって——まずは、韻律上の豊かさと厳格さ、これらは選択を（選択の正当さを）保証し、獲得したものを守る。そしてもう一つは、世界をその厚みと持続において認識すること、<歴史>の輝く裏面、それは人間を唯一の証人とする。つまり、詩は叙事的なものの領域に戻ってきている。 [Glissant 1956a: 705-706]

「閃き」、「啓示」、「インスピレーション」等、瞬間的なものから、持続へ、時間と空間の集積（この集積は「世界」と読み替えるのではないかと）へ。この移行の中で、リズムの果たす役割が増す。瞬間から持続への移行が当時のグリッサンの詩論において重要なテーマだったことがわかる。そして、そこには叙事的な詩へ向かう動きが含まれている。

ここで、当時のグリッサン文学の、特に詩の展開に注目しよう。リセ時代に文芸誌『トロピッ

¹⁵ 例えば、講演集『<多様なもの>の詩学序説 *Introduction à une poétique du Divers*』(1996)にはカオス理論に言及した「混沌-世界:<関係>の美学のために」が収められている [Glissant 1996: 81-107 (邦訳: 113-153)]。

ク』等を通じてブルトンをはじめとするシュールレアリストやエメ・セゼールの詩に親しんでいたグリッサンは、1940年代半ばの作家活動の出発点ではこれらの詩人の影響をかなり受けていたが、1950年前後には詩風に変化が現れ、ヴェルセ (verset 一回の深い呼吸をリズムの単位とする詩の一節) の詩法によって知られるクローデルやサン＝ジョン・ペルス (Saint-John Perse) に近い作品を発表するようになってゆく¹⁶。例えば、1955年出版の詩集『揺らぎの地』には「ヴェルセ Versets」と題され、題の通りヴェルセで書かれた詩編があり、同詩集の近刊紹介 [Glissant 1955b: 4] で予告されている二つの詩作品『インド』(1956)と『黒い塩』(1960)でもヴェルセが多く用いられる。呼吸によって刻まれる息の長いリズム(リズムは時間の持続を前提とする)からなるヴェルセの多用は、瞬間(直観、イメージ、インスピレーション等)から持続への移行という詩論の、詩作における具体化と言えるだろう。また、『インド』と『黒い塩』はともにカリブ海の歴史などを題材とする叙事的な作品であり、この2書の刊行予告からは、詩論の中で「瞬間から持続への移行」が伴っていた「叙事的なもの」へ向かう動きを作品として具体化してゆくグリッサンの構想が見て取れる。以上から、「呪いの継承」第III節の現代詩における「詩的認識」をめぐる議論は同じ時期のグリッサン詩の展開と重なっている、とすることができるだろう。さらに、ジャン＝ポール・マドゥーによる凝縮された概観によれば、グリッサンは『詩的意図』(1969)や『アンティル論 *Le Discours antillais*』(1981)などで、西洋の詩の近代性が瞬間的なものばかりを重んじることで詩と物語(物語は叙事的なものを含み、叙事的なものは持続の時間性を有する)の分離を遂行してきた、という批判を展開した

[Madou 1999]。この観点を踏まえると、「瞬間から持続への移行」のテーマは、瞬間的なものに偏重して物語と分離した西洋の現代詩に対して物語(持続的なもの)を含んだ詩(具体的には『インド』と『黒い塩』という叙事的な作品)を提出しようとするグリッサンの企てとして理解できるだろう。

ここまでが「詩的認識」を軸とする「呪いの継承」の読解である。次に、後年のグリッサン思想の萌芽がこの批評記事に認められる、ということを描しよう。

4-1. 「回折」と「炸裂」：「〈関係〉の詩学」への道筋

まず、「呪いの継承」第III節第3段落から、現代における詩のあるべき姿を論じる次の一節を引く(本論文第3節の一つ目の引用と一部重複する)。

(1) 詩がますます桁外れになってゆくある対象を抱えている la poésie embrasse un objet de plus en plus démesuré、まさにその故に、詩が深淵の不確かな呼びかけの暗闇の中で、意図によって、失われな
いということが、不可欠なのではないだろうか？ あらゆる他の自由に劣らず、言葉の自由に当てはまることだが、不用意さに基づき得るような自由は一つとして存在しない。詩の言葉は、散乱してゆく万物に詩が対置する一体性の探求の保証であり、保証であるべきなのだ。結集の、総合の、固定の試みが、人間による探求に、したがって芸術に、必要だと認めるならば、(2) 回折し、炸裂し、真実が無限に分散してゆく世界において dans un monde diffracté, éclaté, où les vérités s'essaient à l'infini、詩の

¹⁶ この時期の詩風の変化については、拙論「エドゥアール・グリッサン初期作品研究——最初期の詩風の変化をめぐる(1946-55年)——」[早川 2021]で詳しくたどった。

言葉はかつてないほど、一つの永続性に達し得ねばならない、少なくともそこに向かわねばならない、ということが直ちに認められるだろう。[HM: 827-828 (下線は引用者)]

先に下線部(2)中の「回折し、炸裂した世界 un monde diffracté, éclaté」という表現に注目する。すでに触れた通り「回折 diffraction」は物理学用語で、波動が障害物に遮られたとき、その障害物の、波の進む方向に対して影となる部分にも波動が回り込んで伝わる現象である。「回折する diffracter」の語は「呪いの継承」発表の翌年に出版された『意識の太陽』にも登場する——「私は突然パリの秘密がわかる——パリは一つの島だ、至るところから受け取り、すぐさま回折する」[Glissant 1956b: 64]。フランスやヨーロッパの文化と風景をめぐる思索を含むこの作品の内容からすると、おそらくこの文には、様々な文化が波のようにパリに押し寄せ、それが他の場所に伝播してゆくイメージを読み取れると思われる。ともかく、少なくとも、島という地形と回折という波動現象がグリッサンのイメージの中で結びついていることは確かである。さらに後年のグリッサンの仕事を参照すると、「回折する」と「炸裂する éclater」の2語は、評論集『〈関係〉の詩学 *Poétique de la Relation*』(1990)の中で、〈関係〉の場所としてのカリブ海の特徴を表す言葉として用いられている。やや長くなるが、該当箇所を引用する。

私としては、関係が世界で最もはっきりと与えられる場所のひとつとして、関係がさらに強まるとされるエクラ [éclat] の地帯のひとつとして、カリブ海を挙げよう。エクラの語は、ここでは輝き éclairage と弾けること éclatement の二重の意味で考えてほしい。

この地域は、アメリカ大陸へ向かう通過の場所であると同時に、出会いの、共謀の場所であり続けてきた。私としてはカリブ海を、陸地に囲まれた内海、集中する海である地中海(この海は、ギリシア、ヘブライ、ラテンの古代に、そして後にはイスラームが登場した際に、〈一者〉の思考を課した)と比べて、こうしたあり方とは反対に、弧をなし点在する島々で炸裂する海として定義したい。回折する海。この群島としての現実は、カリブ海でも、太平洋でも、〈関係〉の思考を自然と明らかにする。と言っても、そこから何らかの状況の優位を導き出す必要はない。

カリブ海で起きたこと、クレオール化という言葉で要約できるであろうことは、〈関係〉の思考について、できるだけ接近したかたちで、そのあり方を示してくれる。それは、出会い、(セガレン [Victor Segalen] 的な意味での) 衝撃、混血というだけでなく、各人が、ある場所にながら別の場所にもおり、根づきながら開かれており、山中で迷いながら海中で自由であり、調和しながら彷徨している、こうしたあり方を可能とする、前代未聞の次元である。[Glissant 1990: 46 (邦訳: 48-49、下線は引用者)]

動詞 éclater は、弾けることと輝きという二重の意味を帯びた éclat の語を含んでいる。ここで、砂浜でも岩場でも、カリブ海の島の海岸を思い浮かべると、そこでは波が絶えず打ち寄せ、弾け、輝いている。つまり éclater は、カリブ海の風景の中で、島々の波打ち際をイメージさせる言葉である。diffracter については、『意識の太陽』の例で島と回折のイメージの結びつきを見たように、押し寄せる波が島という障害物に当たり、回り込んで広がっていく様を想像する

と、やはりこの動詞も多島海としてのカリブ海のあり方を表していると言えるだろう。「回折し、炸裂し、真実が無限に分散する世界」とは何なのか、「呪いの継承」の中だけで考えるのは難しいが、以上の議論を踏まえると、群島としてのカリブ海のイメージがそこに潜んでいる可能性が見えてくる。

4.2. 詩の抱える桁外れの対象：〈全-世界〉への道筋

後年のグリッサン思想の萌芽として、本節の最初の引用の下線部(1)「詩がますます桁外れになってゆくある対象を抱えている la poésie embrasse un objet de plus en plus démesuré」についても論じよう。この言葉は『詩的意図』に収められた「呪いの継承」を改稿した文章の中で、次のように敷衍されている——「詩は、ますます桁外れになり、複雑で、折り込まれたある対象を抱えている(錯綜した全体性) la poésie embrasse un objet de plus en plus démesuré, complexe, impliqué (la totalité implexe)」[Glissant 1969: 59]。「呪いの継承」と表現が等しい部分「ますます桁外れになってゆくある対象 un objet de plus en plus démesuré」は、複雑で (complexe) 折り込まれている (impliqué) と補われており、「ますます桁外れで、複雑で、折り込まれている」「対象 objet」は「錯綜した全体性 la totalité implexe」という言葉で凝縮して言い換えられている。つまり、詩が抱える桁外れの対象とは、錯綜した「全体性」である。では「全体性 totalité」とは何か。この語は、後年のグリッサン思想で、詩が、そして文学が対象とする総体としての世界、という文脈で繰り返し登場する。

端的な例として評論集『〈全-世界〉論 *Traité du Tout-Monde*』(1997)の次の一節を見よう。

私は〈全-世界〉Tout-Monde と呼ぶ、交流しながら変化し持続してゆく我々の世界全体を、そして同時に、この世界について我々が持っている「ヴィジョン」を。全体性-世界 *totalité-monde*、その物理的多様性において、そしてそれが我々に抱かせる諸々の表象において。もはや、この全体性の想像へと飛び込まなければ、我々のいる唯一の場所から、全体性-世界を歌うことも、言うことも、苦心惨憺してそれに働きかけることも、我々にはできない。詩人たちはこのことをずっと予感してきた。[Glissant 1997: 176 (邦訳: 167)]

物理的実在としての世界全体とその多様性、そしてこれらについて各人の抱くイメージが複合した、全体性-世界 (全体性としての世界)、つまり、実在の世界と想像された世界とが絡み合い変化し続ける〈全-世界〉。「呪いの継承」に記された「詩が抱える桁外れの対象」(=「錯綜した全体性」)とは、こうした総体としての世界のことであり、1955年のグリッサン初の批評記事に登場したこの言葉は後年の思想の中心にある〈全-世界〉へと展開してゆく¹⁷。

結論

まず、ここまでの議論を振り返ろう。第1節(1-1.と1-2.)。「呪いの継承」の序盤でグリッサンは古代ギリシアから近代にいたる西洋における詩と哲学の関係をたどった。プラトンの「詩人追放論」以来詩と哲学の間は断絶して

¹⁷ グリッサン晩年の評論『ラマンタンの入江 *La Cohée du Lamentin*』(2005)には次の警句がある——「〈全-世界〉は、詩の最も高度な対象であり、予測不能なものでもある。その意味で、〈全-世界〉は混沌-世界である」[Glissant 2005: 37 (邦訳: 43)]。詩が〈全-世界〉を対象とするという考えがはっきりと示されており、同書の50年前に書かれた「呪いの継承」の「詩が抱える桁外れの対象」が総体としての世界(後年の用語で言えば全体性-世界、〈全-世界〉)のことであり、という筆者の読解を支持する記述である。

いたが、時代の経過とともに徐々に詩は世界の開示へと向かい、さらに近代に至り、詩と哲学の距離は縮まってゆく。こうした思想と生の全般的な動きの中で「詩的認識」の試みが可能となってくる。ランボーは詩的認識の詩人の先駆だった。第2節。批評記事の第II節は主にランボー論に充てられる。ランボーは他者や世界との関係という観点から現代詩の先駆者とみなされるが、同時にロマン主義以前の個人主義的な詩の傾向も抱えていた（「呪い」と呼ばれる様々な矛盾）。第3節。現代詩をめぐるグリッサンの見解が述べられる批評記事の第III節では、詩的認識について「瞬間から持続への移行」という論点が提示される。「呪いの継承」以外のグリッサンの著作も参照すると、この移行は、クローデルやサン＝ジョン・ペルスに代表される詩法ヴェルセを用いるようになり、カリブ海の歴史などを題材とする叙事的な詩作品を発表してゆく当時のグリッサン詩の展開と重なっている。第4節（4-1.と4-2.）。「呪いの継承」には後年のグリッサン思想の萌芽も認められる。第III節第3段落に「回折し、炸裂した世界」という言葉がある。『意識の太陽』（1956）と『〈関係〉の詩学』（1990）を参照すると、「回折する」と「炸裂する」の2語は群島としてのカリブ海のあり方を表現しており、〈関係〉の思想と強く結びついていることがわかる。また第III節第3段落には「詩がますます桁外れになってゆくある対象を抱えている」という言葉もある。『詩的意図』（1969）所収の「呪いの継承」を改稿した文章と『〈全-世界〉論』（1997）等を参照すると、詩が抱えている「ますます桁外れになってゆくある対象」とは、後年のグリッサン思想で「全体性-世界」あるいは「〈全-世界〉」と表現される、総体としての世界のことである。

以上を踏まえ、「呪いの継承」の、さらに

1955年という年のグリッサン文学における位置づけを考える。批評記事の構成を俯瞰的に見ると、第I節と第II節の議論の軸はつまるところ「詩的認識」だと言えらる。すでに述べたように「詩的認識」という観点は1940年代半ばのセゼールの詩論にその源流があると考えられる。「詩的認識」はリセ時代から1950年代半ばに至る作家グリッサンの形成期において重要な観点だったと言えよう。第III節で提示される「瞬間から持続への移行」については、上で見た通り当時のグリッサン詩の展開と重なっており、その意味で、1955年のグリッサンにとってこの論点は現在進行形の詩における課題であった。そして第III節では「回折と炸裂」と「詩の抱える桁外れの対象」という表現にも注目した。前者は「〈関係〉の詩学」、後者は〈全-世界〉という、グリッサン思想の中心テーマと関連しており、これらの表現には後年の思想の萌芽となるイメージが仄見える。つまり「呪いの継承」には、1940年代半ばから1990年代に至るグリッサン文学の展開が、もちろんその全てではないが、凝縮されているとすることができる。また、「はじめに」でも触れたが、1940年代後半から1960年代前半のグリッサン文学の流れを確認すると、詩人として作家活動を開始したグリッサンは『島々の野』（1953）までカリブ海の風景を叙する詩のみを発表していたが、1954年には短い書評が雑誌に載り、1955年には「呪いの継承」等の雑誌記事とともに詩集『揺らぎの地』（やはりカリブ海の風景が題材）を出版、1956年は叙事的長編詩『インド』とエッセー『意識の太陽』を刊行し、1958年に小説第1作『レザルド川』、1960年に叙事的長編詩『黒い塩』、1961年に戯曲『ムシュー・トゥーサン』、1964年に小説第2作『第四世紀』を出版するなど¹⁸、詩については叙景から叙事

¹⁸ ここで『インド』、『レザルド川』、『黒い塩』、『ムシュー・トゥーサン』、『第四世紀』の内容を簡単に述べよう。『インド』はヨーロッパ人のアメリカス（南北アメリカとカリブ海）への航海、同地の征服、奴隷貿易、奴隷たちの反乱などを歌い、「(西)インド Les Indes (occidentales)」と呼ばれたアメリカスの歴史を描く。『レザルド川』は第二次大戦後、1945年のマルティニー

へ、さらに詩からエッセーや小説、戯曲へと著作のジャンルが広がってゆく。「呪いの継承」の読解を中心とした本論文の議論も踏まえてこうした流れを見ると、1955年を初期のグリッサン文学における一つの画期とみなせるだろう。

今後の課題について述べると、その一つは、1955年だけでなく、その前後の著作を広く視野に収めて厚みのある議論を提出することである。最初の著書『島々の野』などカリブ海の風景を叙する詩人であった1950年代前半までと、文化・政治運動へ積極的に参加し著作も時代状況に応答する度合いを増してゆく1950年代後半以降、二つの時期の結節点としての1955年、という流れを丁寧に描き出し、初期グリッサン文学の理解を深める仕事を行いたい。また「呪いの継承」の読解自体についても、グリッサンのランボー論の妥当性を検討することができなかった点など、まだ不十分と考えている。グリッサンの他の著作やグリッサン以外の書き手の仕事もより広く研究し、この批評記事の理解を深めてゆきたい。

* * *

本論文は2021年10月に開催された日本フランス語フランス文学会秋季大会で行った口頭発表「1955年のエドゥアール・グリッサン——批評記事「呪いの継承 L'Héritage de la Malédiction」を中心に」の原稿を加筆修正したものである。

クを舞台に、ある若者のグループの政治活動、友情、恋愛を島の風景とともに叙した作品である。『黒い塩』では古代カルタゴ、中世フランス、アフリカ、カリブ海が、民の苦難の象徴としての「黒い塩」のイメージで結びつけられる。『ムシュー・トゥーサン』はハイチ革命の英雄トゥーサン・ルーヴェルチュール (Toussaint Louverture) を主人公としている。『第四世紀』では、『レザルド川』にも登場する島の歴史を調べる若者マティウと逃亡奴隷の子孫である呪術師の老人パパ・ロングエとの対話を通して、フランス本土の視点から書かれた公式の歴史では語られなかった、黒人奴隷たちの歴史物語が試みられる。こうして概観すると、1950年代後半から1960年代前半のグリッサンの著作の多くが歴史を主題としていることがわかる。

【参考文献】

- Arthéron, Axel et Lauro, Rafaël, 2020, «Premiers écrits, traces obscures, textes enfouis: recherches d'une forme», Dominique Aurélia et al., *Édouard Glissant, l'éclat et l'obscur*, Point-à-Pitre: Presses universitaires des Antilles, 93-109.
- Baudot, Alain, 1993, *Bibliographie annotée d'Édouard Glissant*, Toronto: Éditions du GREF.
- Berkeley, George, [1710] 1949, *A Treatise concerning the Principles of Human Knowledge*, A. A. Luce and T. E. Jessop (edited by), *The Works of George Berkeley, Bishop of Cloyne*, vol.2. (宮武昭訳, 2018, 『人知原理論』筑摩書房.)
- Césaire, Aimé, [1945] 1978, «Poésie et connaissance», *Tropiques*, 12: 157-170, reproduction: Paris: Jean-Michel Place.
- Césaire, Aimé, 2013, *Poésie, théâtre, essais et discours*, édition critique d'Albert James Arnold, Paris: Agence universitaire de la francophonie: CNRS éditions: Présence africaine éditions.
- Claudé, Paul, [1907] 1984, *Art poétique*, édition présentée et annotée par Gilbert Gadoffre, Paris: Éditions Gallimard (collection «Poésie»). (齋藤磯雄訳, 1960, 「詩法」佐藤正彰訳者代表『世界文学大系51 クローデル／ヴァレリー』筑摩書房, 161-215.)
- Glissant, Édouard, 1955a, «L'héritage de la malédiction», *Les Lettres nouvelles*, 28: 824-829.
- Glissant, Édouard, 1955b, *La Terre inquiète*, Paris: Éditions du Dragon.
- Glissant, Édouard, 1956a, «Car le vœu du poète ...» (texte sans titre), Jacques Charpier et Pierre Seghers (sous la direction de), *L'Art poétique*, Paris: Éditions Seghers, 705-706.
- Glissant, Édouard, 1956b, *Soleil de la conscience*, Paris: Éditions Falaize.
- Glissant, Édouard, 1956c, «Aimé Césaire et la découverte du monde», *Les Lettres nouvelles*, 34: 44-54.
- Glissant, Édouard, [1956] 1994, «Les Indes», Édouard Glissant, *Poèmes complets*, Paris: Éditions Gallimard, 107-165. (恒川邦夫訳, 2012, 「インド」恒川邦夫著『《クレオール》な詩人たち I』思潮社, 242-281.)
- Glissant, Édouard, 1958, *La Lézarde*, Paris: Éditions du Seuil. (恒川邦夫訳, 2003, 『レザルド川』現代企画室.)
- Glissant, Édouard, [1960] 1994, «Le Sel noir», Édouard Glissant, *Poèmes complets*, Paris: Éditions Gallimard, 167-238. (恒川邦夫訳, 2001, 「アフリカ」(抄訳)アンヌ・ストリューヴ＝ドゥボー編『対訳 フランス語現代詩アンソロジー』思潮社, 90-101; 中村隆之・松井裕史訳, 2011, 「黒い塩」(抄訳)『現代詩手帖』54(4), 78-83.)
- Glissant, Édouard, 1961, *Monsieur Toussaint*, Paris: Éditions du Seuil.
- Glissant, Édouard, 1964, *Le Quatrième siècle*, Paris: Éditions du Seuil. (管啓次郎訳, 2019, 『第四世紀』インスクリプト.)
- Glissant, Édouard, 1969, *L'Intention poétique*, Paris: Éditions du Seuil (collection «Pierres vives»).

- Glissant, Édouard, 1990, *Poétique de la Relation*, Paris: Éditions Gallimard. (管啓次郎訳, 2000, 『〈関係〉の詩学』インスクリプト.)
- Glissant, Édouard, 1996, *Introduction à une poétique du Divers*, Paris: Éditions Gallimard. (小野正嗣訳, 2007, 『多様なものの詩学序説』以文社.)
- Glissant, Édouard, 1997, *Traité du Tout-Monde*, Paris: Éditions Gallimard. (恒川邦夫訳, 2000, 『全-世界論』みすず書房.)
- Glissant, Édouard, 2005, *La Cohée du Lamentin*, Paris: Éditions Gallimard. (立花英裕・工藤晋・廣田郷士訳, 2019, 『ラマンタンの入江』水声社.)
- 早川卓垂, 2021, 「エドゥアール・グリッサン初期作品研究——最初期の詩風の変化をめぐって(1946-55年)——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』66: 323-341.
- 廣田郷士, 2020, 「基本元素の考古学——エドゥアール・グリッサンの初期詩作とその変遷——」『言語情報科学 = Language and information sciences』18: 159-175.
- Jégouso, Jeanne, 2020, «L'écriture du dépassement : Édouard Glissant, critique littéraire», Dominique Aurélia et al., *Édouard Glissant, l'éclat et l'obscur*, Point-à-Pitre: Presses universitaires des Antilles, 313-320.
- Joubert, Jean-Louis, 2005, *Édouard Glissant*, Paris: adpf ministère des Affaires étrangères.
- Madou, Jean-Pol, 1999, «L'Un et le Divers: comment repenser le lyrique, l'épique, le tragique, le politique?», Jacques Chevrier (textes réunis par), *Poétiques d'Édouard Glissant*, Paris: Presses de l'Université Paris-Sorbonne, 193-202.
- 中村隆之, 2016, 『エドゥアール・グリッサン——〈全-世界〉のヴィジョン』岩波書店.
- Noudelmann, François, 2018, *Édouard Glissant: l'identité généreuse*, Paris: Éditions Flammarion.
- プラトン(藤沢令夫訳), 1979, 『国家』(上下巻)岩波書店.
- Radford, Daniel, 1982, *Edouard Glissant*, Paris: Éditions Seghers (collection «Poètes d'aujourd'hui»).
- Rimbaud, Arthur, 2009, *Œuvres complètes*, Paris: Éditions Gallimard (collection «Bibliothèque de la Pléiade»).
- Verlaine, Paul, 1888, *Les Poètes maudits*, Paris: L. Vanier. (倉方健作訳, 2019, 『呪われた詩人たち』幻戯書房.)

ブラジル在住被爆者の被爆者援護獲得運動の歴史

A History of the Movement To Acquire the Rights To Receive Atomic Bomb Survivors Support by Atomic Bomb Survivors in Brazil

相原 由奈
AIHARA Yuna

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録

2020年末、ブラジル被爆者平和協会が解散した。同協会は1984年にブラジル在住の原爆被爆者有志によって結成された被爆者団体である。在ブラジル被爆者の存在は、1990年代後半以降に活発化する在外被爆者運動の一端を担った存在として知られていることが多く、在ブラジル被爆者運動単独で研究されていることはほとんどない。しかしながら、在ブラジル被爆者運動や在ブラジル被爆者の援護につながっていくような動きは、協会の結成以前からあり、複数の文献や資料から確認できる。また、協会の結成以後も当事者である在ブラジル被爆者たちだけでなく、多くの支援者や協力者たちと共に「被爆者援護」獲得までの道のりを歩んできた記録が複数のこされている。それらをもとに本稿では、ブラジル在住の原爆被爆者たちをトランスナショナルな存在として捉え、移民と故郷のトランスナショナルな繋がり・実践という視点から、在ブラジル被爆者の被爆者援護獲得運動の歴史を考察する。

Summary

At the end of 2020, the Hibakusha Brazil Association for Peace was dissolved. The Association was an atomic bomb survivors' organization formed in 1984 by volunteer atomic bomb survivors living in Brazil. The existence of atomic bomb survivors in Brazil is often known as a part of the movement of atomic bomb survivors living overseas which became active in the latter half of the 1990s, although there is little research on the association for atomic bomb survivors in Brazil alone. However, the atomic bomb survivors' association in Brazil and actions leading to the support of atomic bomb survivors living in Brazil predates the formation of the association and can be confirmed from multiple documents and materials. Additionally, even after the establishment of the association, there are several records of how it worked towards obtaining support for atomic bomb survivors, not only by the victims of the atomic bombings living in Brazil, but also by many supporters and collaborators. Based on these findings, this paper treats the atomic bomb survivors in Brazil as transnational beings and examines the history of the atomic bomb survivors' association to obtain support for atomic bomb survivors in Brazil from the perspective of transnational connections and practices between immigrants and their hometowns.

キーワード

ブラジル 被爆者 移民 被爆者援護 在外被爆者

Keywords

Brazil; Hibakusha; Immigrants; Atomic Bomb Survivors Support; Overseas Atomic Bomb Survivors

原稿受理日：2022.12.25.

Quadrante, No.25 (2023), pp.103–125.

目次

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| はじめに | 2. 「被爆者援護」で繋がる人々——1984年から1990年代前半 |
| 1. 「広島」で繋がる人々——在ブラジル被爆者運動前史 | 2-1. 広島出身の被爆者夫婦から拡がり、つなげるネットワーク |
| 1-1. 戦災復興支援で再開する移民と故郷の交流 | 2-2. 在ブラジル原爆被爆者協会が果たす役割 |
| 1-2. ブラジルにおける被爆者捜し | |



- 2-3. ブラジルと日本を行き来する被爆者たち
 - 3. 在ブラジル被爆者と日本—1990年代後半から2020年
 - 3-1. 「母国・故郷を訴える」という苦渋の決断
 - 3-2. 日本にいる支援者たちとの交流
 - 3-3. ブラジル現地での「被爆者援護」を支える
日系病院
- おわりに

はじめに

2020年末、ブラジル被爆者平和協会が解散した¹。同協会は、1984年に在ブラジル原爆被爆者協会という名称で設立された。第二次世界大戦後（以下、戦前、戦中、戦後は第二次世界大戦を基準とする）、ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）に渡って生活をしている原爆被爆者（以下、被爆者）たちも、日本国内在住の被爆者たちと同様の援護が受けられるようにすることを掲げ、ブラジル在住の被爆者有志を中心に「被爆者援護」獲得のために奔走し、奮闘し、運動を展開した被爆者団体である。

在ブラジル被爆者たちは在外被爆者運動を展開した在外被爆者たちの中に位置づけられて、その存在を知られていることが多く、在ブラジル被爆者運動として研究されていることはほとんどない。しかし、在外被爆者運動は日本国外在住の被爆者たちが1990年代に「被爆者は

どこにいても被爆者」と、団結して声を上げたことで始まったものである。もともと別々に運動を展開していた大韓民国（以下、韓国）・アメリカ合衆国（以下、アメリカ）・ブラジル・日本の4カ国に住む被爆者たちとその支援者たちが団結した運動であるため、それ以前にもそれ以後にも各々の運動の歴史がある²。

では、在ブラジル被爆者たちは、どのように「被爆者援護」を獲得していったのか。在ブラジル被爆者たちの「被爆者援護」に関して、最初から最後まで深くかかわっているのが広島県である。なぜ最初にブラジルをはじめとする南米在住の被爆者たちを捜していたのは広島県だったのか。そして、その後も在ブラジル被爆者たちの支援をする人々の多くが広島に繋がる人々なのか³。本稿では、在ブラジル被爆者たちは「移民」でもあるという点に着目し、移民と故郷のトランスナショナル⁴な繋がり・実践という視点から、答えを探っていききたい。

1. 「広島」で繋がる人々—在ブラジル被爆者運動前史

1-1. 戦災復興支援で再開する移民と故郷の交流

移民と故郷とのトランスナショナルな実践の1つに「送金」がある。トランスナショナリズム研究の社会学者ルイス・グアルニーソは、「送金は移住者とその出身の社会を結びつける紐

¹ 森田裕美「『どこにいても被爆者』奔走 ブラジルの団体36年で解散」『中国新聞』中国新聞社、2021年2月16日付。

² 在外被爆者運動に関する主な文献は、田村和之編『在外被爆者裁判』（2016年11月）、平野伸人編著『海の向こうの被爆者たち—在外被爆者問題の理解のために』（2009年6月）。在韓被爆者に関する主な文献は、市場淳子『ヒロシマを持ちかえった人々—韓国の広島はなぜ生まれたのか』（2000年11月）、郭貴勲著・井上春子訳『被爆者はどこにいても被爆者』（2016年3月）、中島竜美編著『朝鮮人被爆者 孫振斗裁判の記録—被爆者補償の原点』（1998年1月）ほか。在アメリカ被爆者に関する主な文献は、倉本寛司『在米五十年 私とアメリカの被爆者』（1999年9月）、袖井林二郎『私たちは敵だったのか—在米被爆者の黙示録』（1995年8月）、松前陽子『在米被爆者』（2019年7月）、ほか。

³ 広島県がブラジルおよび南米在住被爆者たちを捜していた理由として、広島は被爆地であるから当然、というような周知の事実から安易な仮説を立てるべきではないと考える。その理由では、長崎でなかったことの説明がつかない。南米に移民として渡った被爆者たちは、広島被爆の者も長崎被爆の者もいる。また、彼ら／彼女らが必ずしも広島、長崎の出身とは限らず、被爆者は広島もしくは長崎の管轄、という決めつけや先入観をもってしまうと誤りが生じる恐れがあることをここで指摘しておきたい。

⁴ 在ブラジル被爆者たちの存在およびその活動がトランスナショナルであるという点から、スティーブン・バートベック著『トランスナショナリズム』を参照した。以下は、本稿にも参考となるであろう箇所からの抜粋である。「一般的にトランスナショナリズムとは、移住者が自身の祖国の人々およびディアスポラのどこかの人々と社会的、文化的、経済的そして政治的なつながりを維持することを意味する。」（スティーブン・バートベック著、水上徹男・細萱伸子・本田量久訳『トランスナショナリズム』日本評論社、2014年5月、i頁。）

帯についてのもっともわかりやすい証拠であると述べている⁵。戦前に移民となって各地に移り住んでいた日系人たちにとって、故郷の戦争被害とりわけ原子爆弾による被害は衝撃的なものであった。海外在住の日系人たちにとって故郷の戦災復興を支援することは、戦争によって断絶してしまったり、希薄になってしまったりしていた故郷との結びつきを再び強める機会となった⁶。以下では、ブラジルに住む広島県人（以下、在ブラジル広島県人）たちと故郷広島の事例をみていきたい。

ブラジルにおける広島県人会は、戦前に何度か誕生と消滅を繰り返していたが、戦後をむかえる時には組織化された繋がりはない状態であった。戦後、再び県人会が組織される機会となったのが、「原爆孤児救援会」の設立であった。設立当時のことがブラジル広島県人会創立10周年記念誌『ブラジル広島県人会発展史並びに県人名簿』には、以下のように記されている。

第二次世界大戦の終結の契機ともなりまた一方では、人道上の見地より、人類の名において、非難の的ともなった広島市への原爆投下は、在伯県人にも非常なショックを与えた。／一瞬にして、中国地方有数の大都広島市を壊滅せしめ、十幾万の無辜の民を一挙に屠るといふ、史上空前の惨事が報道されるに及び、県人有志は起こって、孤児救援の手をさしのべることを決意した。／一九五〇年、故藤原久人、武田義信、竹内秀一、安藤潔、角田良登、三好良実、塚本彰美、作田力男などが中心となって、「原爆孤児救援会」を組織し、コロンビア一般はもとより広く伯人間にも呼び

かけ、募金運動を展開した。／広島市の惨禍は、伯人社会にもよく識^{ママ}られていたので翕然として、浄財が寄せられた。…中略…／かくして、大体の当時の金で三百コトス内外を得たが、それを物資に替え、当時日本への唯一の窓口であった“日本戦災救援会”を通じて、県下八個所の孤児院へ分割寄贈した。／最初の企画では、この募金運動は、しばらく継続される筈であったが、中心人物の藤原氏の逝去、その他の事情により、二カ年の後打ち切りとなった。／この「原爆孤児救援会」も、その主要メンバーを県人で占めていたことからみて、一種の県人会のごとき存在ということができよう。そして、この会の主要人物が、後に設立された「芸備協会」の創立者となったことから考えても、県人会の前身とも言うことができる。⁷

以上のことから、故郷の戦災復興支援は組織化されていなかった在ブラジル広島県人たちを再び結集させ、故郷との交流を再開させたものであるといえる。また、故郷広島県からも県人会の設立に対する働きかけがあったことが、『広島県移住史 通史編』から窺える。

この時期〔サンフランシスコ講和条約により日本の主権回復後、移住行政が再開されていた時期〕、広島県は海外移住に人口問題の緩和を期待していただけでなく、戦前の「移民県広島」の再現をもめざしていた。そのため、計画移住のみならず呼寄せ移住も積極的に推進しようとした。呼寄せ移住のためには、現地の受け入れ機関の整備、現地県人会との交流が必要である。

⁵ パートベック、前掲書、146頁。

⁶ 広島県編『広島県移住史 通史編』1993年10月、560-561頁。被爆70年史編修研究会編『広島市被爆70年史—あの日まで—そして、あの日から—1945年8月6日』広島市、2018年7月、270-277頁。

⁷ 角田良登編『ブラジル広島県人会発展史並びに県人名簿』ブラジル広島県人会、1967年10月、38-39頁。

そこで、県は県人会の設立奨励や知事の南北アメリカへの訪問等をおこなった。⁸

以上のことから、戦後の故郷への戦災復興支援の動きは在ブラジル広島県人たちの一方的な行為に終わることなく、その後の広島県とブラジル広島県人会とのトランスナショナルな相互交流につながっていた。

では、故郷への支援をきっかけに再結集し、県からの奨励もあって再び組織化された在ブラジル広島県人たちは、具体的にどのような交流をしていたのだろうか。『ブラジル広島県人会 発展史並びに県人名簿』によると、主要事業内容に呼寄せ移民・花嫁移民・再渡伯者を受け入れる機関としての移住関係事業と、訪伯県人名士接待や県費留学生の送り出しなどの県人協力関係事業がある。

本稿で注目したいのは県人協力関係事業の1つとして「原爆患者および慰霊祭に対する見舞金及び供花代送金」があったことである⁹。県人会設立のきっかけとなったのも「原爆」と関係していたが、その後の県人会活動の中にも「原爆」と関係するものが継続して存在しており、「広島」で繋がる人々の「原爆」への関心の高さが窺える。県人会日誌の抜粋によると、1961年に「原爆慰霊祭並びに原爆患者見舞金の募金運動が開始され」、その「募金は母県庁に送られていた」¹⁰。少なくとも1966年まで、この運動は毎年継続されていたことが確認でき

る¹¹。また、1962年の一度だけ「八月六日 聖市日伯寺に於いて原爆慰霊祭執行、本会より理事職員参列」とある¹²。このことは当時、『中国新聞』でも「八月六日にブラジルで原爆犠牲者法要が営まれた——とブラジル広島県人会から広島県に手紙。一九五九年九月、ブラジルに渡った原爆孤児、大出幸男さん(同県山県郡加計町出身)が提唱」と、ひと月後に報じられている¹³。

これらの記録からは、ブラジル広島県人会が広島県に「原爆」と関連して継続的に送金をしていただことがわかる。また、ブラジル広島県人会と広島県は手紙でやり取りをしており、その中でブラジルに渡った原爆孤児¹⁴の存在も知らせていただことがわかる。県人会名簿の中には、後に在ブラジル被爆者運動に関わっていく被爆者たちの名前も見受けられるため(1960年代に自らが被爆者であることを公表していた人がいたかは不明であるが¹⁵)、県人会を通して広島県がブラジルに渡った被爆者が存在していることを知っていた可能性は大いにあると考えられる。

『中国新聞』の報道によると、1975年に被爆30周年でブラジル広島県人会が企画した「全ブラジル広島原爆慰霊碑参拝団」として15名が広島を訪れ、慰霊碑参拝、原爆資料館の見学などを行っている。また、広島原爆病院を慰問し、被爆者救援金10万円を贈っている¹⁶。「原爆被爆者救援」は、在ブラジル広島県人た

⁸ 広島県編『広島県移住史 通史編』1993年10月、580頁。〔 〕内は筆者による補足。

⁹ 角田編、前掲書、42頁。

¹⁰ 同上、41頁。

¹¹ 同上45-48頁。

¹² 同上、46頁。

¹³ 「8月6日にブラジルでも原爆法要」『中国新聞(広島版)』中国新聞社、1962年9月7日付。

¹⁴ 原爆孤児とは、「原爆で両親を亡くした子ども」のこと(原爆孤児 中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター(https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?insight=20120911144720423_ja#:~:text) 最終閲覧日2022年9月23日)。そのため、「原爆孤児」とあるだけでは、本人が被爆者であるかどうかまでは判断できない。

¹⁵ 当時、多くの被爆者が差別をおそれて被爆者であることを隠して生活していた。自分が被爆者であることが世間に知れば、自分が差別される可能性があるだけでなく、息子、娘の縁談、結婚に差し支えるおそれがあることなどを考えて隠して生きることを選択していた被爆者が多かった。

¹⁶ 「さっそく慰霊碑参拝 ブラジル広島県人会 一行15人広島入り」『中国新聞(広島版)』中国新聞社、1975年9月9日

ちに故郷訪問の機会を与えるものでもあったといえる。その後、どのような経緯があってそこに至ったのかは不明であるが¹⁷、1979年から広島県がブラジルも含む南米各国の広島県人会を通して、南米在住被爆者の人数を把握しようとしていたことが窺える¹⁸。次節では、広島県とブラジル広島県人による被爆者捜しについてみていきたい。

1-2. ブラジルにおける被爆者捜し

現在確認できる在ブラジル被爆者の人数に関する最も古い記録は、1979年に広島県に対してブラジル広島県人会が回答した「8人」である¹⁹。翌年1980年にも広島県によって南米在住被爆者の人数が調査されており、パラグアイとペルーでは人数が増えているが、ブラジルは変わらず「8人」のままであった²⁰。被爆者捜しの実務を担っていたブラジル広島県人会は、同会の67人が広島訪問中に宮沢弘県知事を訪ねた際に、「南米の被爆者実態調査は、県の対策がはっきりしないので進まない」と援護対策の強化を要請している²¹。

この頃すでに在アメリカ被爆者への日本からの医師団派遣の準備など、具体的な在外被爆者の援護対策が動き始めていた²²。南米4カ国で被爆者が確認されたことを報じた中国新聞

の記事によると、広島県としては在南米被爆者も人数が判ったらそれに応じた援護策を講じると考えていたことが窺える²³。また、広島県は援護を行うために、南米被爆者たちの団体ができることを望んでいたかのようにも読み取れる²⁴。しかし、当時はまだアメリカや韓国のように被爆者が結集して被爆者団体を発足していたわけではなかったため、県人会の中で「自分は被爆者である」と名乗り出てもらうという方法以外に、被爆者を見つけ出す方法はなかったと考えられる。しかしながら、被爆者は県人会の中で圧倒的に少数派である。もし「自分は被爆者である」と名乗り出たら、自分自身や家族が差別を受けるかもしれないという考えがまず頭に浮かんだのではないだろうか。被爆者たちの多くに、個人で声をあげることへの躊躇や抵抗感があったであろうことは想像に難くない。実際に県人会が対象となる個人に声をかけても拒んだ人がいたこともわかっている²⁵。ただでさえ言語も文化も慣れない異国の地での生活が苦しいのに、被爆者と名乗り出てそれが世間に知られたら差別を受けるかもしれないと考え、何の援護策も示されていなかった当時、被爆者であることを隠して生きることが、彼ら／彼女らが生きていくための最善ではなかったとしても善い方の選択肢ではあっただろう。

付。

¹⁷ 1970年代という時期から考えると、韓国やアメリカ在住の被爆者たちが「被爆者援護」を求めて声をあげ始めた時期であるため、日本国外在住の被爆者に目が向き始めていた時期であったといえるだろう。しかし、現段階では推測であるため、追加で調査をする必要があり、詳細の解明は今後の課題としたい。

¹⁸ 森田隆・森田綾子編著『ブラジル・南米被爆者の歩み—あの日がすぎて、巡りくる日々とともに』「ブラジル・南米被爆者の歩み」刊行委員会、2001年5月、78-79頁。

¹⁹ 「南米移住の被爆者 4カ国で24人確認 県人会調べ」『中国新聞(広島版)』中国新聞社、1979年5月17日付。

²⁰ 1988年に在ブラジル原爆被爆者協会が実施した在南米原爆被爆者実態調査では、1989年2月7日時点の在ブラジル被爆者の総数は153人であり、そのうち広島被爆者が95人(このうちの全員が広島出身者とは限らないため、広島県と広島県人会が捜し出せた可能性があったわけではないが)確認されている。もちろん、広島県が調査を実施していた1979年や1980年の時点で上記のことは明らかになっていないので、その時点での調査自体を批判することは適切でない。しかし、現時点からこれらの調査結果を突き合わせて考察すると、「8人」という数字はあまりにも少ないことが明白である(森田、前掲書、79、183頁)。

²¹ 「ブラジルの被爆者援護を 県人会、知事に訴え」『中国新聞(広島版)』中国新聞社、1980年4月19日付。

²² 広島市衛生局原爆被害対策部『広島市原爆被爆者援護行政史』1996年3月、227-239頁。

²³ 『中国新聞』、前掲記事、1979年5月17日付。

²⁴ 同上。

²⁵ 「被爆者は届け出よ 年金制度は生きている」『日伯毎日新聞』日伯毎日新聞社、1984年1月25日付。

上記のように、広島県とブラジル広島県人会だけによる被爆者捜しは行き詰ってしまっていた。しかしながら、「広島」とも繋がり、移民たちとも繋がっているのは県人会だけではなかった。1983年12月、日本海外移住家族会連合会広島支部の理事が来伯し、ブラジルに広島、長崎の被爆者が移住しており、被爆者関係の法律も適用されていないこと等を知った。そして、その理事は、当時の日本海外移住家族会連合会のブラジル駐在員理事であった田村徹に被爆者の援護の道が開かれるよう協力を頼んで日本に帰国した²⁶。その後、在ブラジル被爆者たちが立ち上がっていく契機となった日本語新聞の記事が出た。以下、1984年1月25日の『日伯毎日新聞』の記事の全文抜粋である。

被爆者は届け出よ／年金制度は生きている／「原爆被爆者への日本政府による年金支給制度が、まだ生きており、移住者にも適用されているので該当者は総領事館に届けたらいい」と、県連事務局がすすめている。／広島および長崎で被爆した人たちが対象になる。ひところ、広島県人会が同県人で対象になる人たちにこの制度の適用を受けることをすすめたことがあるがなかには拒む人もいた。／理由は、被爆者である自分が届け出、世間に知られると、息子、娘の縁談、結婚にさしつかえるという深刻なものだった。こういう人たちは、子どもたちが配偶者を得てしまえば、届け出る用意がある、ということだった。／一

方、二世の医師が被爆者の事務検診をしてあげよう、と広く呼びかけたことがあったが、これに応じた人はごく少なかったようだ。／年金受給のすすめは、制度があり、権利があるのなら受けた方がいいのではないか、という平明なすすめである。²⁷

以上の報道により、これまで「被爆者援護」の情報が全く入ってこないような環境にいた在ブラジル被爆者たち²⁸にも「被爆者援護」を受けられる可能性がある、という情報が届いた。この報道は、のちに誤報であったとされてしまうが、それまで表に出てこなかった当事者である在ブラジル被爆者たちを「被爆者援護」獲得運動の中心へと導いていく最初の出来事となった。次章では、この報道をきっかけに立ち上がった在ブラジル被爆者たちを中心に動き出す在ブラジル被爆者運動の前半をみていきたい。

2. 「被爆者援護」で繋がる人々——1984年から1990年代前半

『社会運動のグローバル・ヒストリー』の編著者である社会学研究者、田中ひかるの言葉を借りれば、前章の最後に取り上げた報道に突き動かされた在ブラジル被爆者たちは当時、「普通の人々」²⁹であったといえるだろう。「普通の人々」であった在ブラジル被爆者たちがどのように結集し、「被爆者援護」獲得運動を展開していったのか。本章では在ブラジル原爆被爆者協会が設立される少し前から、みてきた

²⁶ 森田、前掲書、56、93頁。

²⁷ 同上。

²⁸ 当然のことであるが広島県人会から県人たちに提供される情報は、広島出身者にしか届かない。そのため、広島被爆の被爆者であったとしても出身地が広島でなければ、広島県人会に所属することはなく、県人会から県人たちへの情報を入手することはできない。また、広島出身者であったとしても、県人会に所属していなければ県人会からの情報を入手することはできなかったと考えられる。ましてや、差別をおそれて被爆者であることを隠さなければいけないような環境の中で、「原爆」や「被爆者」を話題にすることは当事者やその人たちに近い人であればあるほど避けたものであると考えられる。

²⁹ 「普通の人々」とは、政治的・経済的、社会的な権力を持つ国家元首や企業経営者などと比べれば、地位や名声、富や権力というものをほとんど持ちあわせていない、そのような人々のことを指している（田中ひかる編『社会運動のグローバル・ヒストリー——共鳴する人と思想』ミネルヴァ書房、2018年5月、i頁）。

い。

2-1. 広島出身の被爆者夫婦から拡がり、つながるネットワーク

1984年1月25日、『日伯毎日新聞』の記事をみた森田隆・綾子夫妻³⁰は、その新聞を持って在サンパウロ日本国総領事館を訪ねた。しかし、職員からは新聞記事に対する回答は得られず、かえって『『今朝から、被爆者といってくるけど貴方は被爆者の証明書でも持っていますか…』と聞かれ』た、と森田隆は編著書の中で述べている³¹。また、森田夫妻はその時に、「その頃、日本では既に「被爆者健康手帳」が交付され、原爆二法により日本の被爆者は当然の援護を受けていることを知」った、と述べている³²。「被爆者援護」の存在と自分たちもその対象となり得る可能性を知った森田夫妻は、1984年3月12日にブラジル日本都道府県人会連合会事務局を訪れた。そこで羽田武人事務局長と日本海外移住家族会連合会の田村徹ブラジル駐在員理事に「被爆者援護」について訴えた。田村徹は、前述した日本海外移住家族会連合会広島支部の理事から、被爆者の援護の道が開かれるよう協力を要請されていた人物である。また、田村は森田夫妻とは第五次ぶらじ丸の同船者³³であったという繋がり

ある人物でもあった。この日の出来事であったか否かの確認ができる記録はないが³⁴、森田夫妻は田村より「相談を受け『夫婦が被爆者の森田さんが被爆者に呼び掛けて、被爆し移民した広島、長崎の人達のために…被爆者協会を設立するように…』と勧められ」³⁵、被爆者団体設立のために行動し始めた。

翌日の1984年3月13日、森田夫妻が被爆者たちの団結を呼びかけている、という記事がサンパウロ新聞に掲載された³⁶。これは、ブラジル日本都道府県人会連合会と日本海外移住家族会連合会という祖国日本と移民たちを繋ぐ大きな組織の協力もあってのことではあるが、被爆者本人たちが直接被爆者たちに呼びかけ、被爆者捜しを始めたという大きな出来事であった。この呼びかけに多くの被爆者たちが応答し、続々と名乗り出てきた³⁷。

森田夫妻は被爆者たちへの呼びかけを続けつつ、ブラジルで「被爆者援護」を受けるにはどのようにすればよいのかを調べ、被爆者団体として運動をしていく準備を進めていた。同年6月26日の『サンパウロ新聞』では、「被爆者援護」獲得のためには具体的に何が必要で、ブラジルで団結した被爆者たちは何をしようとしているのか、が報道された。当事者からの呼びかけと具体的に示される指針には説得力が

³⁰ 森田隆・綾子は、ともに広島被爆の被爆者である。2人の被爆体験については、編著書である『ブラジル・南米被爆者の歩み』を参照されたい。森田夫妻は1946年に結婚し、その後2人の子どもに恵まれた。1956年、家族4人でブラジルに移住した。ブラジルに移住してから生活の安定や子どもたちの結婚などが落ち着くまで、2人とも被爆者であることを口外していなかった。

³¹ 森田、前掲書、56頁。

³² 同上。

³³ 森田夫妻と田村徹が第五次ぶらじ丸の同船者であったことは、ブラジル日本移民史料館の「足跡プロジェクト 移民船の乗船者名簿」Imigração Japonesa no Brasil (<http://imigrantes.ubik.com.br/>) 最終閲覧日(2022年9月26日)で確認できる。

³⁴ 翌日の『サンパウロ新聞』(1984年3月13日付)に森田夫妻が在ブラジル被爆者たちに呼びかける記事が出ており、同記事に田村のコメントも掲載されていることをみると、森田夫妻と田村は「同船者」というネットワークを通じて繋がっており、以前から田村が森田夫妻に被爆者捜しに関する相談をしていた可能性も考えられる。

³⁵ 森田、前掲書、56頁。

³⁶ 「被爆者よ団結しよう 移住者にも年金支給を “広島夫婦”が呼びかける」『サンパウロ新聞』サンパウロ新聞社、1984年3月13日付。

³⁷ 「原爆年金へ悲願 森田さん訪日陳情 申請書署名呼びかけ」『サンパウロ新聞』サンパウロ新聞社、1984年6月26日付。「被爆者70人が名乗る 永い“貝の生活”やめて 年金取得へ協力の輪」『サンパウロ新聞』サンパウロ新聞社、1984年7月17日付。

あった。広島出身の被爆者夫婦の呼びかけは、波紋のように広がっていき、「原爆被爆」という共通の体験を持つ被爆者たちの「隠れたネットワーク」³⁸が顕在化していったといえる。

前章から続く以上のような経緯があって、1984年7月15日、在ブラジル被爆者たちの団体である「在ブラジル原爆被爆者協会」は誕生した³⁹。次節では、在ブラジル原爆被爆者協会について詳しくみていきたい。

2-2. 在ブラジル原爆被爆者協会が果たす役割

在ブラジル原爆被爆者協会（以下、協会）は、在ブラジルの被爆者有志⁴⁰を会員とする小規模な団体である。しかし、その設立までの経緯からもわかるように、在ブラジル被爆者たちの「被爆者援護」の獲得は当事者だけでなく、「広島」や「長崎」、「日本」と繋がり強い一部の人々からは関心の高いものとして注目されていた。被爆者たちは、そのような人々からの協力を得ながら運動を展開していこうとしていたことが協会の定款から窺える。以下、該当箇所の抜粋である。

第一章 第二条 本会の目的は海外に在

住する原爆被爆者が日本国内に居住する被爆者と同様の処遇を受けられることを目的とする。／右の目的を達成する為に次に掲げる行為を行う／1 日本海外移住家族会連合会に直結し、その指示と援護を受けること／2 ブラジル日本都道府県人会と緊密な連絡をし、種々な便宜供与を受けること／第二章 第七条 常任顧問は日本海外移住家族会連合会ブラジル駐在理事を推戴する／常任顧問は理事会総会に出席し意見を述べることができる 但し議決権を持たない 任期は終身とする／第八条 普通顧問はブラジル広島県人会長、ブラジル長崎県人会長を推戴する／顧問は総会に出席し、意見を述べることが出来る 但し議決権を持たない／単項 顧問の任期は当該県人会長の任期と同じで県人会長の辞任したる場合は次期県人会長に引き継ぐものとする／第九条 本会理事長はブラジル広島県人会及びブラジル長崎県人会事務局長に相談役を委託する 相談役は本会の総会に出席し意見を述べることが出来る 但し議決権を持たない 任期は第八条単項と

³⁸ 森田夫妻と田中徹の「同船者」という繋がりや在ブラジルの「被爆者」たちの事例は、田中ひかるの著書にある「隠れたネットワーク」にあてはまると考えられる。「社会運動の担い手たちは、小規模グループによる日常的で個人的な人間関係の中で、表面的にはその存在がみえないゆるやかな『隠れたネットワーク』を形成する。ネットワークは、個人や小規模な組織を『結び目』としながら、上下関係ではなく対等で水平的な関係の特徴とする。その中で彼らは共通の経験などを通じて集合的なアイデンティティや価値観を共有し、いざ集合行為を起こすときには、このネットワークが機能して人々が運動に参加し、あるいは運動の拡大につながる。…中略…／…つまり、社会運動にみられるネットワークは、日常的な人間関係のなかですでに作り出され機能しているものである場合が多い。だから、運動が生まれる以前から人々が何らかのネットワークで結びついていた場合、運動は発生しやすくなる（クロスリー 二〇〇九）。／こういった運動の発生に関わるネットワークは、人々の信頼関係のなかで作られていた人間的・精神的な絆から成り立っている。運動が発生するとき、その担い手になる人々は、自分が持っているネットワークを運動のために利用していく。したがって、当初は別の目的のために機能していたネットワークが、運動の初期には当該の運動にとって基本的な組織として機能する。／運動に参加する人々は、友人や家族といった、運動と直接関わりのない人々とも結びついている。その結果、運動に関わっていない人も、家族や友人を媒介しながら、運動に関する情報を知ることになる。これにより、同じ思想や感情を、自分たちの周囲の人々と共有することになる。その結果、多くの場合、家族や友人と連れだって、運動が主催する会合やデモに参加することになる。」（田中、前掲書、7-8頁。）

³⁹ 森田隆の呼びかけで16人の被爆者とオブザーバーとして出席した田村徹などの関係者あわせて27人が、サンパウロ市内にある上田照明宅に集い、全員一致で「在ブラジル原爆被爆者協会」を設立することを決議し、協会を発足させた（サンパウロ新聞、1984年7月17日。森田、前掲書、56-57頁）。

⁴⁰ 協会の会員は在ブラジル被爆者有志としていたが、被爆者の権利は協会所属の有無にかかわらず、被爆者であれば当然あるものと考えていたことが定款から垣間見える（定款第三章第十二条・第十三条。森田、前掲書、155頁）。協会の運動によって得られた「被爆者援護」を受ける権利は、被爆者であれば誰でも持っている権利であるという、運動の目的や後に在外被爆者運動で掲げられる「被爆者はどこにいても被爆者」とも通ずる考え方があったといえるだろう。

同じ／第十条 常任顧問、普通顧問、相談役の意見は議事録に記載を要しない⁴¹

以上の定款内容から、協会は「被爆者援護」の提供側である広島・長崎・日本と繋がり強い組織としっかりと結びつきながら活動しようとしていたことがわかる。しかし、他の「強い」組織や当事者でない個人からの影響を受けすぎることがないように、あくまでも運動の主体となるのは当事者である被爆者たちであり、彼ら／彼女らの思いが尊重されるように、権限は守られるように組織作りが意識されていたことも注目すべき点である。協会の設立は、それまで組織(たとえば県人会)とそこに所属する少数派の「被爆者援護」の対象である個人(被爆者)という垂直なつながりだったものを、組織と「被爆者援護」の対象である人々の小規模な団体(被爆者協会)という水平なつながりに変化させたといえる。彼ら／彼女らが在ブラジル日系人の中で少数派であることは変わらないながらも、この変化によって被爆者たちが声を上げやすくなった⁴²ことは間違いないだろう。

協会が発足して間もない同年9月9日、協会の最初の日本への働きかけとして、森田夫妻がそれまでに集まった89人の会員名簿と協会定款、各関係省、県、市への請願書を持って、自費で帰国をした⁴³。この働きかけは、すぐに外務省、厚生省、広島県、長崎県の四者共同によ

る在米原爆被爆者健康相談巡回医師団派遣(以下、医師団派遣)の実現という成果をもたらした⁴⁴。第1回医師団派遣は1985年10月下旬から11月の頭にかけて実施され、第2回は翌年の1986年10月に実施され、それ以降は隔年での実施が続いている。医師団派遣の詳細については、広島県医師会が発行している『広島県医師会速報』や広島医学会が発行している『広島医学』に参加した医師たちによる報告が掲載されているので、そちらを参照されたい。

医師団派遣の実現までは早かったのだが、その後、在ブラジル被爆者の「被爆者援護」獲得は、なかなか大きく前進しなかった。しかし、そのような中でも在ブラジル被爆者たちは地道な活動を続けていた。以下、その様子がわかる書簡からの抜粋である。これは、協会の事務局長を務めていた森田綾子が日本にいる弁護士椎名麻紗枝宛てに送ったもの(1991年12月7日付)である。

一九九〇年三月十五日、当国の大統領就任式典に、日本政府代表特派大使として竹下元首相が御来伯になり、十七日にはサンパウロ市において日系人主催の歓迎会が催されました。その席で、当協会理事長は、在米被爆者援護に関する要請書をお渡し致しました。一九八九年より在米

⁴¹ 森田、前掲書、153-154頁。

⁴² 被爆者でない人に話しても理解してもらえないから話したくない、と口を閉ざしていた被爆者たちも、被爆者同士なら話せることもある、と団結の呼びかけに応答した。また、協会設立当初は、広島・長崎・日本との繋がりが強い組織や個人の協力が必須であったが、働きかけのために訪日(帰国)を繰り返す中で協会も独自のネットワークを形成していくことになる。

⁴³ 森田、前掲書、57頁。この時の詳細は森田隆が同著の57-58頁で述べているので、そちらを参照されたい。

⁴⁴ 医師団派遣に至った経緯は以下のとおりである。「ブラジル原爆被爆者協会の森田隆常任理事は、1984(昭和59)年に、竹下虎之助広島県知事に、広島県医師会の民間主導で実施している在米被爆者の支援事業を、公的に南米にも実施願いたいと要請した。／翌1985年1月、南米訪問中の安倍晋太郎外務大臣が、専門医師団派遣の約束をしたことから急遽実現した。しかし、北米のように地元医師会との姉妹縁組を締結する余裕もなかったし、十分な健診行為を行えず、あらかじめ地元医師に必要最低限の検査データを日本語で説明するという、健康診断ではなく、健康相談スタイルをとることとなった。／同年2月21日、広島県は被爆40周年を機に、南米に在住している原爆被爆者の実数や健康状態を把握するため、初の実態調査を実施することを決定した。／同年8月6日、広島県出身の衆議院議員・増岡博之厚生大臣が、被爆40周年に当たる8・6広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式に参列した帰途、広島赤十字・原爆病院で入院被爆者を見舞い会見に応じ、初めて実施する南米被爆者の健康相談事業は、厚生省、外務省、広島・長崎両県が合同で行い、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンの南米3カ国と発表した。」(広島県医師会在米原爆被爆者健診事業推進30周年記念誌編纂委員会編『広島県医師会在米原爆被爆者健診事業推進30周年記念誌』広島県医師会、2007年11月、142頁。)

米被爆者帰国治療の話が進められておりましたが、一九九〇年、広島県・広島市の協力による県医師会の在南米被爆者帰国治療一名の招待が決まり、第一回帰国治療者が五月十日訪日致しました。又、五月には広島県・広島市より、被爆四十五周年に北米被爆者代表五名、ブラジル三名、アルゼンチン一名、ペルー一名を招待するとの書簡を頂き、当協会では早速役員会を開き、理事長 森田隆、会計理事 向井昭治、事務局長 森田綾子が訪日と決まりました。／八月六日広島では、原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に参列、「健康管理の集い」に参加致しました。式典では、市長の平和宣言、県知事の式辞の中で在外被爆者援護が積極的に推進されますよう…との御言葉がありました。当協会は数年前より北米被爆者と文通しておりましたが、四十五周年に始めて南北在米被爆者が交流できまして、一生忘れられない思い出となりました。八月十三日、訪日の機会に三名で長崎県・長崎市を表敬訪問し、長崎被爆者の帰国治療の道が開かれますよう御願い致しました。私共が帰伯後、九月七日、日本より広島県議会議員（社会党）石田明先生、面迫幸雄先生が、在ブラジル被爆者の実情把握の為、御来伯になり、サンパウロ市在住の被爆者との懇談会を催しました。現在、南米各国の経済、治安事情は最悪であり、日本の援護を望む被爆者の立場を先生方も御理解頂けたことと思います。／十月初めに広島県原爆被爆者対策課と、サンパウロ総領事より「十月二十二日、衆議院議員、栗屋敏信先生ご夫妻が、モンテビデオからの帰途、森田さん夫妻に会う為、サンパウロ市にお

寄りになります」との知らせを頂きました。先生御夫妻は非公式でブラジルにおいでになり、二十二日私共をレストランに御招待頂き、副領事同席の下で、私共は先生に在南米被爆者の実情を御話し申し上げ、在外被爆者の援護を御願い致しました。十月三十日、第四回在南米被爆者巡回医師団御来伯。被爆者の健康相談が前回と同様に実施されましたが、第三回医師団が連邦医師会の表敬訪問をされましたおかげで、今回より日本の医師による触診が可能となりました。十二月二十六日、長崎市本島市長より、一九九一年三月、第一回長崎の帰国治療被爆者招聘（一名）の知らせを受けました。／一九九一年三月六日第一回長崎帰国治療者一名が訪日致しました。五月三日第二回広島帰国治療被爆者二名が訪日致しました。⁴⁵

1990年3月17日に日系人が主催する歓迎会の席で、公務で訪伯していた竹下登元首相と面会し、在南米被爆者援護に関する要請書を手渡している⁴⁶。この機会は在ブラジル日系人たちと繋がって活動をしていく中で巡ってきたものといえる。しかし、以下2つの機会は「被爆者援護」そして「広島」と繋がる在ブラジル被爆者たちであったから得られたものであると考える。同年9月7日、在ブラジル被爆者の実情把握のために訪伯した広島県議会議員2名とサンパウロ市在住の被爆者との懇親会を催し、在ブラジルおよび南米被爆者の実情を話し、日本からの援護を望んでいることを訴えている。また、同年10月22日には非公式で南米訪問をしていた衆議院議員の栗屋敏信夫妻からレストランに招待され、副領事同席の下で面会し、在南米被爆者の実情と援護のお願いをして

⁴⁵ 森田、前掲書、95-96頁。

⁴⁶ この時に手渡された要請書は、森田の著書に掲載されており読むことができる。森田、前掲書、104-107頁。

いる。栗屋敏信は広島出身であり、父親は原爆被爆後に白血病で亡くなっているという背景をもつ人物である⁴⁷。栗屋はのちに「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」の一員となる人物でもある⁴⁸。このように協会ができたことによって（もちろん日系社会における有力者が仲介役となることもあったが）、「普通の人々」である被爆者たちが直接日本の政治家たちに実情や要望を訴えることができるようになっていた。

上記のような地道な訴えを続けていく中で、実現したのが「帰国治療」である。在南米被爆者が対象の帰国治療は、1990年に広島県・広島市からの助成を受けた広島県医師会が実施した「被爆者援護」である⁴⁹。これは「被爆者援護」獲得の一步ともいえるが、招待されて帰国治療が受けられる人数はごくわずかであることや、本当に治療が必要な被爆者や高齢の被爆者は片道24時間以上の渡航には耐えられないため日本への帰国は不可能であることから、在ブラジル被爆者たちが望む「被爆者援護」の形ではなかった。健康相談が主である医師団派遣と帰国治療という「被爆者援護」を経て、在ブラジル被爆者たちは「ブラジル現地で医療援護が受けられること（現地治療）」を強く求めるようになっていった。

2-3. ブラジルと日本を行き来する被爆者たち

在ブラジル被爆者たちが団結しはじめた1980年代は、航空運賃が安くなってきていたことやブラジルの経済悪化によって日本への一時帰国就労者が増えたことなどの背景もあり、在ブラジル被爆者たちの中にはブラジルと日本とを行き来する人たちが現れていた時期であった。偶然にも協会ができた1984年は、日本航空（JAL）のブラジルと東京を結ぶ専用接続便が就航になった年でもあった⁵⁰。

先ほどから名前が挙がっている在ブラジル被爆者、森田隆・綾子夫妻も協会設立直後の1984年9月が移住後初めてとなる29年ぶりの帰国であった。10年の出稼ぎのつもりで、親や兄弟からの反対を押し切ってブラジルに渡った夫婦の現実がそれであった⁵¹。経済的に余裕があれば、日本への里帰りもでき、申請をして被爆者と認められれば被爆者健康手帳を取得することが出来た。しかし、1984年6月の時点で確認されていた広島被爆の被爆者53人のうち、被爆者健康手帳を持っていた者は14人であったという事実から推測⁵²すると、移住後この時点までに里帰りやブラジルと日本との行き来ができていた人は多くなかったと考えられる。そのような状況の中で、帰国をして被爆者健康手帳の交付を受ければ「被爆者援護」の道が開けるかもしれない、日本国内にいる間は「被爆者援護」が受けられる⁵³という情報は、

⁴⁷ 小池聖一「栗屋敏信関係文書目録」広島大学文書館編『広島大学文書館紀要』第14号、2012年3月、142-143頁。

⁴⁸ 「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会結成総会」、韓国の原爆被爆者を救援する市民の会のウェブページ（<http://www.no-more-hiroshima.com/zaigai/zaigai69.htm>）（最終閲覧日2022年9月27日）。

⁴⁹ 広島県医師会は広島県と広島市の助成（平成2年は各15万円、平成5年から各60万円）を受けて、平成2年5月から南米被爆者の帰国治療を実施し、7年5月現在で合計16人の被爆者が日本での治療を受けている（広島市衛生局原爆被害対策部、前掲書、231頁）。

⁵⁰ 1984年11月20日付のサンパウロ新聞8面の全面に「大きく変わる NEW 日航ブラジル・東京線、12月18日、就航」という見出しの広告が出ている。「待望のNEW日航ブラジル・東京線、誕生。サンパウロからは市内空港発着のJAL専用接続便が就航。ぐんと便利に、快適になります」という広告は被爆者たちだけでなく、多くの在ブラジル日系人たちにブラジルと日本との行き来を促したのではないかと考えられる。新聞広告ではあるが、これは大変興味深い資料の1つとなり得ると考える。

⁵¹ 森田、前掲書、55-57頁。

⁵² 『サンパウロ新聞』、6月26日付。ブラジルに渡る前に被爆者健康手帳の交付を受けていた者や、帰国はしても被爆者健康手帳の交付は受けないことを選択する者もいるため、この推測の立証が難しいことは自ら指摘しておきたい。

⁵³ 当時、厚生省公衆衛生局長通知・衛発402号通達（以下、402号通達）により、被爆者健康手帳の交付を受け、法的地位

実際に帰国が叶ったか否かは別としても、在ブラジル被爆者たちの気持ちを日本に向かわせたと考えられる。また、1988年頃から1996年頃まではブラジルは高度なインフレで、日本に一時帰国し就労する被爆者が多くみられた⁵⁴。

前節で病気や高齢を理由に帰国ができない被爆者たちに、このころ在ブラジル被爆者たちに向けて実施されていた「被爆者援護」は届いていないことを述べたが、帰国ができる被爆者たちにも、彼ら／彼女らは同じ被爆者であるのに「日本国内在住被爆者たちとは違う」という厳しい現実が突きつけられていた。以下、そのことが窺える書簡の一部抜粋である。この書簡は前節でも一部抜粋した椎名麻紗枝への書簡と同一のものである。

最近日本は、人手不足の為、経済不況の南米より多くの日系人出稼ぎ者を求めています。その中にはこんな話もございました。／一人の被爆者が、日本より求人に来た会社に職を求めて面接にまいりました。係りの人はいろいろとその方の実情を聞き、体格の良いので是非来て欲しいと就職が決まりました。しかしその後、その方が長崎の被爆者であることが判り、採用も断られてしまいました。その方は他の会社にも行き、今後は最初から長崎の被爆者であることを打ち明け、就職を御願ひ致しましたが、やはり被爆者であることを理由に断られてしまいました。南米各国の経済事情は現在最悪の状況でございますので、

被爆者も多数出稼ぎに行っておりますが、その殆どは、被爆者であることを隠して就労し、原爆二法も受けておりません。連邦医師会表敬訪問については「被爆者を移住させたことが判ると国際問題になる」と言われ、母国に働きに帰ることも出来ず、被爆者という汚名を着て、一生を送る立場を日本政府に理解して頂きたいと思いません。／在外被爆者でも自費で訪日出来る人は、日本で被爆者健康手帳を取得することが出来、又無料検診を受けることも出来ますが、その被爆者健康手帳の一頁には「この手帳は日本国内に居住する期間のみ有効です。平成〇年〇月〇日、広島市衛生局原爆被爆者対策本部」とのゴム印が押されています。昨年訪日中、このことについて広島の衆議院議員は「法律で決められたことをゴム印で記入することは絶対はない」と申されました。原爆二法は国内法と謳われておりますが、このように在外被爆者は、国内の被爆者とも差別化されております。／在南米の被爆者も老齢化が進むなかで、移住国の不況に喘ぎながら、医療費にも事欠く現状で、当協会に「母国からの援護は未だですか、日本の被爆者のように医療手当は頂けないのですか」との問い合わせが相次いでおります。在外の被爆者援護について、今後母国にどのような御願ひをすればよいのでしょうか。⁵⁵

のある「被爆者」と認められていても日本を出国した瞬間にその権利を失うという、法的根拠のないものが運用上の法解釈となっており、長きにわたって在外被爆者たちの「被爆者援護」獲得を妨げていた。

402号通達とは、1974年7月22日付で日本政府と厚生省が、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」は「日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるため、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従ってこの場合にも特別手当は失権の取扱いになる」と指示する通達として発したものである。通達のこの部分の趣旨は「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」にも共通のものとされ、この法解釈は1994年に成立した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下、被爆者援護法）にも引き継がれていた。

⁵⁴ 広島医学会『広島医学』42巻8号(1989年8月)、44巻8号(1991年8月)、46巻9号(1993年9月)、48巻11号(1995年11月)、50巻6号(1997年6月)。

⁵⁵ 森田、前掲書、98頁。

これは書簡の最後の部分に書かれていたことである。出稼ぎで日本に帰ろうとすれば、「被爆者だから」と差別をされ、被爆者として援護を求めれば「海外に住んでいるのだから」と差別をされる。彼ら／彼女らは、地道な運動を続けながら、そういった現実中存在する差別とも向き合い続けていた。「在外の被爆者援護について、今後母国にどのように御願いをすればよいのか、これは在ブラジル被爆者たちの切実な思いであったらう。

在ブラジル被爆者たちがそのような状況にあった1990年、被爆45周年の年、広島県と広島市は8月6日の原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に在外被爆者たちを招待することを決めた。在ブラジル被爆者のもとには、3名招待するとの書簡が届いた。ブラジルからは当時協会の理事長であった森田隆、会計理事であった向井昭治、事務局長であった森田綾子の3人が参列することを役員会で決定し、3人は招待という形で帰国をした。この時、初めて各々で「被爆者援護」獲得運動を行ってきた在外被爆者たちが広島で一堂に会することとなった⁵⁶。この出会いは、のちに在ブラジル被爆者運動を大きく動かしていくものであった。

3. 在ブラジル被爆者と日本——1990年代後半から2020年

被爆45周年を機に広島で出会った在外被爆者たちは、1995年4月に韓国原爆被害者協

会からの呼びかけで、韓国・アメリカ・ブラジル・日本の被爆者団体が連帯し、1996年以降、四団体共同行動というものを始めた⁵⁷。そして、在外被爆者たちによる団結した「被爆者援護」獲得運動が展開されていくこととなった⁵⁸。この団結した「在外被爆者運動」に関しては、本稿は詳しく論じないので、平野文献、田村文献を参照されたい⁵⁹。在外被爆者運動はグローバルな広がりをみせた社会運動として大変興味深い。本稿では、在ブラジル被爆者たちのトランスナショナルな実践という視点から論じたいため、その点は今後の課題とし、以降も在ブラジル被爆者に焦点を絞って論じることとする。

3-1. 「母国・故郷を訴える」という苦渋の決断

1998年10月1日、広島被爆の在韓被爆者である郭貴勲が、日本国内では被爆者援護法に基づく手当受給権を持つ被爆者が、日本を出国した時に手当支給を打ち切られることの違法性を訴えて、大阪地裁に提訴した⁶⁰。遅くとも1995年、被爆50周年の頃に広島で郭と出会い交流のあった在ブラジル被爆者の森田隆⁶¹は、1999年11月12日、この裁判の第8回口頭弁論で在外被爆者の実情を証言する証人として証言台に上がっている⁶²。この裁判は、その後の在外被爆者運動の展開における大きな転機となるものであった。

2001年6月1日の判決⁶³により、大阪地裁で敗訴した厚生労働省は大阪高裁に控訴する

⁵⁶ 森田、前掲書、95頁。

⁵⁷ 森田、前掲書、110-112頁。

⁵⁸ 平野伸人編著『海の向こうの被爆者たち——在外被爆者問題の理解のために』八月書館、2009年6月、25-43頁。在外被爆者裁判の詳細については、田村和之編『在外被爆者裁判』信山社、2016年11月。

⁵⁹ 同上の二文献。

⁶⁰ 平野、前掲書、28頁。田村、前掲書、137-149頁。

⁶¹ 被爆50周年の広島からの招待で帰国をした在ブラジル被爆者の盆子原国彦氏によると、この年、森田夫妻は自費で帰国しており、広島で韓国の郭貴勲とアメリカの倉本寛司と会っている。これ以前から森田の話にはよく2人の名前が出ていたようである（事実確認のため、盆子原国彦氏にメールで問い合わせをし、2022年9月28日に回答をいただいた）。

⁶² 平野、前掲書、121-122頁。平成11年11月12日の第8回口頭弁論の際の「証人調書」「速記録」「陳述書」のコピーを田村和之氏（在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会の代表世話人、広島大学名誉教授）よりご提供いただいた。

⁶³ 2001年6月1日、大阪地裁は、争点はわれわれ〔原告側〕が設定したとおり「被爆者援護法1条の『被爆者』が日本に居住も現在もしなくなることに、当然に『被爆者』たる地位を喪失するかどうか（日本に居住又は現在していることは『被爆

一方で、在外被爆者にたいする施策のあり方を検討するため、2001年8月1日、厚生労働大臣の諮問機関として「在外被爆者に関する検討会」（以下、検討会）を設置した⁶⁴。検討会では全5回の審議が行われ、そのうち同年10月に行われた検討会の際には、森田隆も意見陳述をするために帰国した。この時に森田は、のちに在ブラジル被爆者たちの裁判を担当する弁護士足立修一から、「もう裁判しかないのではないか」と勧められるが、「移民したものが祖国を訴えることはできない」と首を縦には振らなかった。「検討会の結論を待ってみる」と一縷の望みを託していた⁶⁵。

同年12月10日、検討会は当時厚生労働大臣であった坂口力に報告書を提出した。委員たちのさまざまな意見があった中でまとめられた結論は、在外被爆者に対して「人道的見地から」「何らかの施策」を講じることを求める、というものであった⁶⁶。この検討会の報告書を受けて、厚生労働省が打ち出した施策は「在外被爆者渡日支援事業」であった。その事業費は政府予算で実施する形としているものの法外の「被爆者援護」ということには変わりなく、主な事業内容は、被爆者健康手帳の取得や医療を受けるために渡日（帰国）する際の支援、現地健康診断・健康相談事業（医師団派遣）など、これまでに広島県・市や長崎県・市が法外の

「被爆者援護」として実施してきたこととほとんど何も変わらないものであった⁶⁷。病気や高齢で日本に帰国することができない在ブラジル被爆者たちにも「被爆者援護」を、と訴え続けてきた在ブラジル被爆者たちには受け入れがたい、残念で酷な結論であった。

この結果は、最後の最後まで母国や故郷を訴えたくはなかった森田隆に「ほかに道はない」と裁判を決意させた。しかし、移民が母国や故郷を訴えることは、被爆者も含む在ブラジル日系人から歓迎されるものではなかった。覚悟を決めた森田は、まずブラジルで被爆者たちに集まってもらい、裁判に踏み切ることへの理解を求めた。すると、裁判だけはやめてほしい、「森田さんが、もし裁判をするなら、私は被爆者協会を出ます」との声が上がった⁶⁸。森田は在ブラジル被爆者の代表としてではなく、個人として単独で提訴することに決めた。2002年1月、森田が提訴する意向であることがブラジルの日本語新聞で報道された。在ブラジル被爆者裁判を担当した足立修一弁護士によると、「当時在ブラジル広島県人会の会館の建替えが進んでおり、広島県から補助金を受けようとしていた時期であったため、提訴に対し圧力がかかることが危惧され」ており、「後に控訴審において、広島県庁の職員が電子メールで、圧力をかけた事実が発覚したこと」があっ

者』たる地位の効力存続要件であるか否か。）」であるとした上で、次のとおり判決した【5】（判時1392・31、判タ1084・85、判例地方自治223・58）。／大阪府知事に対する「被爆者」たる地位及び健康管理手当の受給権者たる地位を失権させるとの処分を取り消しを求める訴えについては、失権の取扱いが取消訴訟の対象となるべき行政処分にあたらないから不適法であるとして訴えを却下し、「被爆者」たる地位にあることの確認、大阪府に対する2003年5月までの健康管理手当の支払いを求める請求については、厚労省の主張には理由がないとして、いずれも認容した。／日本国及び大阪府に対する慰謝料請求については、402号通達は被爆者援護法の解釈に反しているけれども、厚労省の主張内容に照らし合わせればその解釈にも一応の論拠があるものということができ、少なくとも402号通達が被爆者援護法の規定に明白に反しているとは言い難く、国家賠償法1条1項の故意・過失を認めることはできないとして、請求を棄却した（田村、前掲書、144-145頁、〔 〕内は筆者による補足）。

⁶⁴ 平野、前掲書30-31頁。田村、前掲書、41頁。

⁶⁵ 田村、前掲書、183-184頁。

⁶⁶ 同上、41頁。

⁶⁷ 平野、前掲書、31頁。田村、前掲書、42頁。

⁶⁸ 平野、前掲書、122頁。

たようである⁶⁹。足立も「森田隆には、提訴前に相当の心労があったものと推察できた」⁷⁰と当時の状況を述べているが、その心労がたたってか、森田は提訴直前の同年2月15日に心筋梗塞で倒れてしまった。幸い、一命を取りとめ、回復し、同年3月1日に提訴することができたが、この提訴が森田にとって、どれほど厳しく苦しいものであったかは言うまでもないだろう⁷¹。まさに「命がけ」の苦渋の決断であった。

森田の決断は、ブラジルではあまり歓迎されないものであったが、各国の被爆者たちが連帯した在外被爆者運動においては大切な一歩であったと言える。また、在外被爆者たちの大切な一歩となることは、在ブラジル被爆者運動にとっても重要な一歩であった。他の在外被爆者たちとともに郭裁判を経験した森田は、どこかの国の被爆者の誰かが獲得した権利は、どこにいる被爆者でも享受することができる権利、と考えていたのではないだろうか。「被爆者はどこにいても被爆者」という思想で団結した在外被爆者の一部分を在ブラジル被爆者（たとえば個人であっても）が担うことは、必ず在ブラジル被爆者たちの「被爆者援護」獲得の道を開いてくれると森田は考え、信じていたのではないだろうか。この森田の決断を陰で支え続け

たのが、日本にいる多くの支援者たち⁷²であった。次節では、日本にいる支援者たちとのトランスナショナルな交流という視点からみていきたい。

3-2. 日本にいる支援者たちとの交流

森田隆が広島地裁に提訴した翌日、2002年3月2日、森田の故郷広島では在ブラジル被爆者裁判を支援する会⁷³（以下、支援する会）の結成集会が行われた⁷⁴。新たな裁判をはじめ森田隆を支援・激励しようと約50人が広島弁護士会館に集まった。広島に住む森田の親族3人も出席しており、義弟がブラジルから駆けつけられない森田の思いを代弁した⁷⁵。

以上のことから少しわかるが、ブラジルで生活をしながら日本で裁判を起こすためには、日本にいる親族や支援者たちの協力が不可欠であった。ブラジルにいる被爆者たちと日本にいる支援者たちとのリアルタイムでのコミュニケーションや情報交換を可能にしていたのが、国際通話料金の低コスト化、情報やコミュニケーション技術（information and communication technologies、以下 ICTs）の発達といえる⁷⁶。

2002年5月9日、森田の裁判の第1回口頭

⁶⁹ 田村、前掲書、184頁。

⁷⁰ 同上。

⁷¹ 同上。また、2017年と2018年に筆者がブラジルで森田隆に聞き取りをした際、自身の体験を語ることがあまり苦ではない様子で何でも快く話してくれる森田が、裁判の頃の話になると急にあまり語りたがらない様子をみせていたことが印象に残っている。真実は本人の森田隆にしかわからないが、そのことから森田の心労は推察できる。

⁷² 森田夫妻は日本の関係各所へ在ブラジル被爆者の「被爆者援護」をお願いするために、協会設立後からほぼ毎年自費で帰国をしていた。帰国した際の交流の中で、さまざまな「広島」で繋がる人々や「被爆者援護」で繋がる人々と出会い、「隠れたネットワーク」が形成されていたと考えられる。もちろん、日本にいる支援者たちだけでなく、他の在外被爆者たちも、このネットワークに含まれると考える。

⁷³ 2001年12月、裁判をすると決意した森田が日本へ連絡をした。その後、数回の支援する会準備会を経て裁判提訴の翌日に結成された。（在ブラジル被爆者裁判を支援する会『在ブラジル被爆者裁判支援ニュース』第4号、2002年12月、14頁。）同会の会員は当初200人ほどであった。（代表世話人、田村和之氏より）なお、『在ブラジル被爆者裁判支援ニュース』（以下、『ニュース』）は、支援する会の会報として発行していたものである。また、同会は在アメリカ被爆者の裁判準備の支援も行っていたことから、在アメリカの2人が広島地裁に行政訴訟を提起した前日の2003年12月16日に臨時総会を開き、会の名称を「在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会」と変更している（在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会『在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判支援ニュース』第8号、2004年1月）。

⁷⁴ 在ブラジル被爆者裁判を支援する会『在ブラジル被爆者裁判支援ニュース』第1号、2002年3月、4-5頁。

⁷⁵ 同上、4頁。

⁷⁶ バートバック、前掲書、79-86頁。総務省『昭和52年版 通信白書（資料編）』第22表 国際電話料金例（最初の3分までの料金）：昭和52年版 通信白書 資料編（<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/s52/html/>）

弁論が行われた。森田の親族は早くから法廷に駆けつけていたが、自分の裁判であるにもかかわらずブラジルにいて駆けつけられない森田は、その日の朝（日本時間）、ファックスでメッセージを代理人である足立修一弁護士に送る形での参加を試みた。メッセージを受け取った足立は、法廷でそれを読み上げた。遠いブラジルの地にながらも、広島に森田の声はほぼリアルタイムで届けられた。また、森田は当時78歳であったが、自分でパソコンを操作できるように練習しており、日本にいる支援者たちと電子メールでコミュニケーションがとれるよう新たな挑戦と努力をしていた⁷⁷。

ICTsなどを活用したリアルタイムでのコミュニケーションは重要な役割を果たしていたが、この裁判は日本にいる支援者たちが実際にブラジルに行くことも促し、在ブラジル被爆者たちと日本にいる支援者たちとの結びつきを強くした。

時が少し前後するが、2002年3月24日から28日に、支援する会の代表世話人である田村和之と担当弁護士の足立修一がブラジルを訪問している。当時、森田が経営していた日本食レストランで裁判の説明および懇談会が行われた。被爆者と被爆二世など30数人が参加した。実際に会って、田村と足立から裁判の説明を聞き、支援する会に13人が加入した。また、懇談会を通して在ブラジル被爆者たちの実情を日本の支援者側も知ることとなった⁷⁸。日本の支援者たちとの交流は、在ブラジル被爆者たちの裁判への意識を変えていった。

森田の単独提訴で始まった裁判であったが、7人が追加提訴することになった。追加提訴が決まり、支援する会では提訴に際して、その原告の1人である向井春治を広島に迎えた。向井は2002年7月24日からの滞在期間中、さまざまな集会で在外被爆者の現状についての報告をしたり、テレビや新聞の取材を受けたりするなどの活動を行った⁷⁹。

2002年8月22日は第2回口頭弁論が開かれた。この日も森田はブラジルから足立に代読してもらうためのメッセージを送っており、在ブラジル被爆者としての訴えと、支援者・裁判の出席者への感謝を述べている。また、この日は日本に移り住んでいた森田の孫が駆けつけ、口頭弁論後の報告集会では祖父に代わって感謝と今後の支援のお願いを述べた。広島に滞在中であった向井も「これだけ多くの支援団体の方がおられることを日本に来て初めて知りました。嬉しかった、ブラジルに帰って報告する。これから先も含めて皆さんにお礼を申したい」と発言した⁸⁰。裁判によって、在ブラジル被爆者の「被爆者援護」獲得運動の輪は日本で拡がりをみせた。

同年11月7日の第3回口頭弁論では、原告である森田隆の本人尋問が実現した。12月3日には追加提訴した7人の裁判の第1回口頭弁論が行われ、原告の1人である森田綾子が法廷で意見陳述をした。また、同日、在ブラジル被爆者2人が追加提訴をし、「在ブラジル被爆者裁判（手帳・手当訴訟）」の原告は10人となった⁸¹。裁判の詳しい内容については、先

s52b22.html)；総務省『昭和63年版 通信白書』〈2〉2-2-2 国際通信の利用の推移：昭和63年版 通信白書 (<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/s63/html/s63a02020202.html>)；総務省『平成27年版 情報通信白書』 (<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/n1200000.pdf>) (最終閲覧日2022年9月29日)。

⁷⁷ 支援する会、『ニュース』第2号、2002年6月。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 支援する会、『ニュース』第3号、2002年10月。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 支援する会、『ニュース』第4号、2002年12月。

に示した田村文献や支援する会が発行していた『ニュース』を参照されたい。この裁判は同年12月5日の郭貴勲裁判高裁判決により、一定の解決を見、森田隆を含む原告7人は一審の途中であった2004年2月26日に訴えを取り下げた。しかし、3人の原告は裁判を継続することになり、2007年2月6日の最高裁判決まで裁判は続いた⁸²。足立によるとこの最高裁判決（原告側の勝訴）を受けて、「最高裁が在外被爆者を救済するという方向に確実にシフトを切ったと感じるようになった」⁸³ようである。この裁判は在ブラジル被爆者たちだけでなく、在外被爆者たちにとっても良い結果をもたらすものであった。しかし、判決を待ちわびていた原告の1人は持病の悪化により、判決を目前にした2006年12月にブラジルで亡くなっていた⁸⁴。原爆被爆から約60年の時が経ち、在ブラジル被爆者たちが約20年運動を続けて、やっと手が届いた「被爆者援護」を受ける権利の獲得までの道のりは長すぎたと言わざるを得ない。

ここでもう一度、トランスナショナルな実践という視点に戻って論じたい。上記の裁判が継続する中、実際に人と人がブラジルと日本とを相互に行き来している。それと同時に比較的新しい情報通信技術の活用もみられる。森田隆が78歳にしてパソコン操作を練習し、日本の支援者とのリアルタイムでのコミュニケーションを図ろうとしていたことは前述したとおりである。森田だけでなく、協会としても2004

年から2011年までという限られた期間ではあったが、ウェブページを立ち上げて情報発信をしていた⁸⁵。これは在ブラジル被爆者が独自の発想で始めたものではなく、おそらく日本にいる支援者からの助言を受けて始めたものではないかと考えられる⁸⁶。当時、閲覧者がどのような人々でどれほどいたかはわからないが、日本語でのウェブページであることから在ブラジル被爆者たちが日本にいる支援者たちに向けてブラジルから情報を発信する手段として用いていたと考えられる。「サンパウロ事務局だより」と題した活動報告では、裁判をしていた時期であることもあって、在ブラジル被爆者や在外被爆者の裁判の動向とそれに関するコメントも多く見受けられる。しかし、注目したいのは、それまでブラジルから遠く離れた日本にいながらでは、あまり知ることができなかった在ブラジル被爆者たちの日々の活動が共有されているということである。また、活動報告の末尾に、サッカーの試合の話題やブラジルの天気や季節が感じられるコメントなど、何気ないブラジルでの日常の様子も共有されていることである。在ブラジル被爆者たちがICTsを活用するようになった⁸⁷ことは、彼ら／彼女らと日本にいる支援者たちとの関係の維持と発展にとって重要な役割を果たしたと考えられる⁸⁸。その関係の維持と発展は、在ブラジル被爆者たちの「被爆者援護」獲得運動にも大きな影響を与えたといえるだろう。

以上のように、裁判という運動の大きな山場

⁸² 田村、前掲書、181-188頁。

⁸³ 同上、188頁。

⁸⁴ 平野、前掲書、123-127頁。

⁸⁵ ブラジル被爆者平和協会ウェブページ ブラジル被爆者平和協会（旧称：在ブラジル原爆被爆者協会）（http://www5f.biglobe.ne.jp/~vitima_bomba-atomica_brasil/）（最終閲覧日2022年9月29日）。

⁸⁶ 在外被爆者の支援者団体の1つである「韓国の原爆被爆者を救済する市民の会」は、1996年11月からウェブページを活用した情報発信を行っている。韓国の原爆被害者・在外被爆者情報のページ（<http://www.no-more-hiroshima.com/zaigai/index.htm>）（最終閲覧日2022年9月29日）。

⁸⁷ 森田は運動のためにパソコン操作の練習をしたようであるが、若い被爆者たちは日常の生活の中でもICTsの活用をしている。運動のために特別新しいコミュニケーションツールを利用したということではなく、2000年代という時代にあったコミュニケーションツールを利用したと考えるのが妥当であろう。

⁸⁸ バートベック、前掲書、85-86頁。

をむかえた在ブラジル被爆者たちは、母国日本や故郷広島にいる支援者や親族たちと強くつながり、協力を得ながら、制度上は日本在住の被爆者と同様の「被爆者援護」獲得までたどり着いた。しかし、彼ら／彼女らが望んだブラジル現地で医療援護を受けることが実現されるためには、まだ課題が残されており、その解決にはもう少し時間がかかった。

3.3. ブラジル現地での「被爆者援護」を支える 日系病院

ブラジルにおける「被爆者援護」に残された課題は2つあったといえる。1つは、専門医による診察・治療などを受ける「現地治療」であり、もう1つは、医療費制度の運用上の問題であった。以下、時系列と合わせて1つ目の課題から順にみていきたい。

先述のとおり、1985年から在ブラジル被爆者および在南米被爆者支援のための医師団派遣が続いている。同様に医師団派遣が実施されている北米では、準備の段階で広島県医師会が現地の医師会と姉妹縁組を行っており、開始当初から現地の医師会の全面的な協力を得て実施がされてきた⁸⁹。しかし、ブラジルでは2008年にブラジル・サンパウロ州パウリスタ医師会（以下、パウリスタ医師会）と広島県医師会の姉妹縁組が行われるまで、そのような動きはなかった。代わりにブラジル現地での医療支援を行ってきたのが、日本とのかかわりの深い日系の病院であった。

パウリスタ医師会と広島県医師会が姉妹縁組の締結をした2008年は、日本からブラジルへの移民がはじまって100年を迎える年であった。この移民100周年の年は、それを記念して両国で「日本ブラジル交流年」と定められ、

⁸⁹ 広島市衛生局原爆被害対策部、前掲書、228-229頁。

⁹⁰ 広島県医師会『広島県医師会速報』第2016号、2008年7月。

⁹¹ 同上、1頁。

⁹² 森田隆の娘さんより当時のことを教えていただいた（2022年9月15日メールにて）。

さまざまな交流事業が展開されていた。両医師会の姉妹縁組締結はその一環として行われた⁹⁰。『広島県医師会速報』第2016号によると、この姉妹縁組締結に至った経緯は、以下の通りである。

この姉妹縁組締結に至ったのは、2007年（平成19年）10月、藤田雄山広島県知事から広島県医師会へ派遣要請があり、現地医療従事者を対象とした被爆医療に関する研修と、在ブラジル被爆者の健康相談と健康講演会をすることを目的に、ブラジルの日系人と、在ブラジル被爆者が最も多く在住するサンパウロ市とクリチバ市を訪問したことが契機となった。団長は碓井静照会長、副団長はHICARE会長の土肥博雄広島赤十字・原爆病院長、幹事として伊藤勝陽広島大学教授、広島県医師会から独自に派遣の松村誠常任理事であった。その時に、サンパウロ州のパウリスタ医師会（会員3万人）を表敬訪問し、広島県医師会（6,500人）との姉妹縁組の件につき、広島県医師会から提案し、パウリスタ医師会のジョージクーリ会長が賛同したことにより実現した。⁹¹

公式な記録に残っているのは以上のとおりであるが、この締結実現の裏には日系病院の1つであるサンタクルス病院と在ブラジル原爆被爆者協会の仲介があったようである⁹²。その後、両医師会姉妹縁組2周年を記念して、パウリスタ医師会で原爆展が開催された。これをきっかけにサンパウロ州各地で原爆展が順次開催された。それらのオープニングセレモニーには、現地ではサンパウロ州各地の医師会の会長らを

はじめ、サンパウロ日本国副総領事や被爆者協会会長の森田隆などが参加し、広島からはウェブ会議システムを利用して、広島県医師会会長や広島平和文化センター理事長などが参加し、サンパウロと広島とを繋ぐ交流がもたれた⁹³。原爆展の開催などは、在ブラジル被爆者たちの「現地治療」に直結するものではないかもしれない。しかし、ブラジル現地の医師たちに「原爆」について知ってもらい考えてもらうことは、広島で被爆医療に関する研修を受けたという医師が増えることに繋がるかもしれない、結果として在ブラジル被爆者たちの支援になるとも考えられる。

以上、在ブラジル被爆者と関連するサンパウロと広島が繋がった事例として、医師会同士の姉妹縁組締結を取り上げた。しかし、実際に「被爆者援護」にかかわる現地でのサポートを行っているのは、医師団派遣が始まった頃から在ブラジル被爆者たちの支援に協力をしている日系病院である。また、専門医の派遣という医師団派遣事業は現在も南米と北米で交互に隔年で実施されており、日本からの医療支援は続いている。しかし、近年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により2019年度の北米への医師団派遣を最後に一時中断していた。それが今年(2022年)10月29日から11月12日の日程で、ブラジルのサンパウロ、アメリカのロサンゼルス、カナダのバンクーバーで再開された⁹⁴。ブラジルの場合、医師団派遣の際の事前健診はサンパウロ市にある日系病院で行われる。そのため、遠方に住んでいる被爆

者たちには交通費補助などのサポートもある。また、事前健診とその結果を見ながらの医師団との健康相談で、二度の遠距離の移動は体力的にも難しいという人には、電話やウェブ会議システムを利用した健康相談も可能とする対応がとられるようである⁹⁵。

つづいて、2つ目の課題であった医療費制度についてみていきたい。日本在住の被爆者たちは指定医療機関で窓口負担なく受診ができる。在ブラジル被爆者も在外被爆者たちの裁判の積み重ねにより、2016年1月から被爆者援護法に基づき在外被爆者への医療費支給が始まったため、申請をすれば後から払い戻しがされる仕組みにはなった⁹⁶。しかし、一度は自身で立替えなければならず、高額になれば支払いが困難なこともあった。また、申請手続きが煩雑であったために請求を断念する者もいた⁹⁷。

その医療費制度が2019年に改善された。2019年3月31日、広島県とブラジル現地で医療援護を実施する団体(サンタクルス日伯慈善協会とサンパウロ日伯援護協会)とが医療費制度に関する協約を締結し、在ブラジル被爆者が待ちわびていた医療費制度の改善がなされた⁹⁸。この協約により、同年4月からサンパウロ市の3医療機関が被爆者に代わって申請をしてくれることになり、この3医療機関の受診であれば立替えなしでの受診ができるようになった。このサンパウロ市にある3医療機関というのが、長年在ブラジル被爆者たちの支援に協力をしてきた日系病院である⁹⁹。いずれもサンパウロ市内にあるため、市外に住んでいる被爆

⁹³ 広島県医師会、『広島県医師会速報』第2092号、2010年8月。同、第2129号、2011年8月。

⁹⁴ 平田智士「在外被爆者相談を報告 北南米3カ国に派遣 広島県医師団 継続支援の必要性を訴え」『中国新聞』中国新聞社、2022年11月23日付。

⁹⁵ 盆子原国彦氏より情報を提供していただいた(2022年9月23日メールにて)。

⁹⁶ 樋口浩二「医療費制度を改善 ブラジル被爆者が15年要望 現地団体、知事に感謝」『中国新聞』中国新聞社、2019年4月11日付。「ブラジル在住被爆者 医療向上で県に謝意」『読売新聞』読売新聞社、2019年4月11日付。

⁹⁷ 同上。

⁹⁸ 「在ブラジル被爆者医療費支給申請の代行に係る協約書」の複写が、支援する会『ニュース』40号、2020年5月、33-36頁に掲載されている。

⁹⁹ サンタクルス日伯慈善協会サンタクルス病院、日伯友好病院、リベルダーデ医療センターの3医療機関である(支援する

者たちは変わらず自分で申請をしなければならない。しかし、医療費の申請制度は整っており、ポルトガル語に翻訳された申請書もあって家族のサポートも受けられるので、「被爆者援護」がないから病院に行くことを諦めることなどはしなくてよくなった。

在ブラジル被爆者たちの悲願であったブラジル現地での医療援護は、ブラジル現地の日系病院と日本の行政機関（窓口となったのは広島県）との数年にわたる交渉の末、実現し、実施されている¹⁰⁰。協会設立当初からの第一の目標であった「被爆者援護」獲得を達成し、協会は2020年末、36年間の「被爆者援護」獲得運動に終止符を打ち、解散した¹⁰¹。

おわりに

本稿では、在ブラジル被爆者たちをブラジルと日本とを行き来するトランスナショナルな存在として捉え、その実践として在ブラジル被爆者の「被爆者援護」獲得運動の歴史をみてきた。時代が進むにつれて、交通や情報通信技術の発達もあり、それによってブラジルと日本の距離が縮まったように感じられたり、運動が展開する速度が上がったりしていた点は興味深いと考える。また、在ブラジル被爆者とその運動をトランスナショナルなものとして捉えたことにより、「移民として」の彼ら／彼女らの姿も浮かび上がってきた。在ブラジル被爆者は

会、『ニュース』第40号、2020年5月）。

¹⁰⁰ ブラジル現地での医療援護の実現に至るまでの詳しい経緯や課題点などについては、今後の調査で可能な限り明らかにしたいと考えている。

¹⁰¹ ブラジル政府にも法人登録をした公的な団体としては解散をしたが、現在は個人が自主的に活動を行う被爆者たちの会として「在ブラジル原爆被爆者の会」という名称で、存続している。活動内容自体はこれまでと大きく変わらず、ブラジルの地で原爆の恐ろしさと平和の尊さを伝え続けている（『ブラジル日報』ブラジル日報協会、2022年8月9日）。

¹⁰² 在ブラジル被爆者の中には、ブラジル生まれの日系二世（戦前移民の子としてブラジル生まれ、日本での教育を受けるや両親の帰国に同行したためなどの理由で日本滞在中に戦争と原爆を体験することになってしまったケース）やブラジルに帰化したブラジル国籍の者もいる。また、韓国籍の者もいる。

¹⁰³ 被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会『在外被爆者にも被爆者援護法の適用を』被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会、1998年1月、27-29頁。森田、前掲書、57-58頁。

¹⁰⁴ ベネディクト・アンダーソン著、関根政美訳「〈遠隔地ナショナリズム〉の出現」『世界』586号、岩波書店、1993年9月、179-190頁。ベネディクト・アンダーソン著、糟谷啓介・高地薫ほか訳「遠距離ナショナリズム」『比較の亡霊——ナショナリズム・東南アジア・世界』作品社、2005年11月、98-127頁。また、「日本移民と遠隔地ナショナリズム」については、『ブラジル日報』の編集長である深沢正雪が『「勝ち組」異聞——ブラジル日系移民の戦後70年』の中（55-118頁）で論じている。こちらも参考になるだろう。

戦後移民であり、多くは日系一世で、日本国籍のままの者も多い¹⁰²。本稿でたびたび名前を挙げた森田隆は、日本政府や地方自治体など援護を提供する側と交渉をする際、自分たちは「日本からの移民であること」や「日本人（日本国籍保持者）」であることを主張しているように発言内容から窺える¹⁰³。「被爆者援護」に関する法律には国籍条項がないため、「日本人（日本国籍）」であることを主張する必要はないはずである。それにもかかわらず、森田が「日本人であること」を強調していたのは、なぜだろうか。「被爆者援護」獲得運動の戦略として意識的に選び取って強調したかったアイデンティティであったからなのだろうか。運動とは関係なく、日本からの移民一世の多くが大切にしている「日本との繋がり」という面で表出してくるアイデンティティであったからなのだろうか。この点は非常に興味深く重要であると考えため、今後さらなる調査、分析、検討をしていきたい。その際に、ベネディクト・アンダーソンが論じている「遠隔地ナショナリズム（long-distance nationalism）」が参考になるだろう¹⁰⁴。

彼ら／彼女らは日系人として、時に被爆者として、ブラジルで生活をしながら、この運動を続けてきた。ブラジルにも日本にもいる「広島」と強く繋がる人々に支えられながら、日本や世界各国にいる被爆者とその支援をする人々と繋がりながら、在ブラジル被爆者運動は展開さ

れていたといえるだろう。運動の後半に目を向けると被爆者たちによる大きな社会運動に見える。しかし、運動前史からみていくと、彼ら／彼女らはただ健康に幸せに生きることを願い求めた「普通の人々」であったと知ることができるだろう。彼ら／彼女らはブラジル社会の中で「移民として」生活をし、ブラジル日系社会の中で「普通の人々」として生きていた。しかしながら、彼ら／彼女らの人生の中に原爆被爆という体験があることを消すことはもちろん、忘れることもできなかつたのだろう。健康に幸せに生きるために、隠しておきたかった、決して積極的に他者に知られたくはない「被爆者である」というアイデンティティを一時は表に出さざるを得なかつたのだろう。在ブラジル被爆者たちの中で「被爆者として」メディアに出たり、体験を語ったりする活動をしている人は少ない。そのような中でごく一部ではあるが、「戦争はいかん」「核兵器は絶対にいかん」「もう二度と自分たちと同じような思いをする人をつくらないで」と今なお多くの人に伝え続けている人たちもいる。彼ら／彼女らの運動の歴史をみることは、戦争の後、核兵器が使用された後、生きていく人間に突きつけられる問題を学び、考えることなのではないだろうか。広島、長崎、そして日本から遠く離れたブラジルの地で、それぞれの人生の中で「原爆」と向き合いながら生きた／生きている被爆者たちがいることを忘れてはいけないだろう。

【参考文献】

ベネディクト・アンダーソン著、関根政美訳「〈遠隔地ナショナリズム〉の出現」『世界』586号、岩波書店、1993年9月。

ベネディクト・アンダーソン著、糟谷啓介・高地薫ほか訳「遠距離ナショナリズム」『比較の亡霊——ナショナリズム・東南アジア・世界』作品社、2005年11月。

市場淳子『ヒロシマを持ちかえった人々——「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』凱風社、2000年12月。

郭貴勲著、井下春子訳『被爆者はどこにいても被爆者——郭貴勲・回想録』韓国人被爆者・郭貴勲手記出版委員会、2016年3月。

倉本寛司『在米五十年 私とアメリカの被爆者』日本図書刊行会、1999年9月。

在ブラジル被爆者裁判を支援する会『在ブラジル被爆者裁判支援ニュース』。

在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会『在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判支援ニュース』。サンパウロ新聞社、『サンパウロ新聞』。

袖井林二郎『私たちは敵だったのか』岩波書店、1995年8月。

田中ひかる編『社会運動のグローバル・ヒストリー ——共鳴する人と思想』ミネルヴァ書房、2018年5月。

田村和之編『在外被爆者裁判』信山社、2016年11月。

中国新聞社『中国新聞』。

角田良登編『ブラジル広島県人会発展史並びに県人名簿』ブラジル広島県人会、1967年10月。

中島竜美編著『朝鮮人被爆者 孫振斗裁判の記録——被爆者補償の原点』在韓被爆者問題市民会議、1998年1月。

日伯毎日新聞社『日伯毎日新聞』。

スティーブン・バートベック著、水上徹男・細萱伸子・本田量久訳『トランスナショナリズム』日本評論社、2014年5月。

被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会『在外被爆者にも被爆者援護法の適用を』被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会、1998年1月。

被爆70年史編修研究会編『広島市被爆70年史——あの日まで そして、あの日から 1945年8月6日』広島市、2018年7月。

平野伸人編著『海の向こうの被爆者たち——在外被爆者問題の理解のために』八月書館、2009年6月。

広島医学会『広島医学』。

広島県編『広島県移住史 通史編』1993年10月。

広島県医師会『広島県医師会速報』。

広島県医師会在米原爆被爆者健診事業推進30周年記念誌編纂委員会編『広島県医師会在米原爆被爆者健診事業推進30周年記念誌』広島県医師会、2007年11月。

広島市衛生局原爆被害対策部『広島市原爆被爆者援護行政史』1996年3月。

深沢正雪『「勝ち組」異聞—ブラジル日系移民の戦後70年』無明舎出版、2017年3月。

ブラジル日報協会『ブラジル日報』。

ブラジル被爆者平和協会ウェブサイト ブラジル被爆者平和協会（旧称：在ブラジル原爆被爆者協会）（http://www5f.biglobe.ne.jp/~vitima_bomba-atmica_brasil/）（最終閲覧日2022年9月29日）。

松前陽子『在米被爆者』潮出版社、2019年7月。

森田隆・森田綾子編著『ブラジル・南米被爆者の歩み—あの日がすぎて、巡りくる日々とともに』「ブラジル・南米被爆者の歩み」刊行委員会、2001年5月。

北朝鮮の「国家」言説と経済政策に関する研究 ——「カリスマの日常化」の視座から——

A Study on “State” Discourse and Economic Policy in North Korea: From the Perspective of the “Routinization of Charisma”

郡 昌宏
KORI Masahiro

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録

本稿の目的は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の政権が市場化に対応しつつ改革・開放路線を志向していると考えられる中で、どのようにそれを正当化しようとしているのかを、支配の正当性との関係に注目して明らかにすることである。『経済研究』をはじめとする公式文献資料の分析を通して、北朝鮮の支配秩序において、世襲継承と経済危機、そして市場化を経て「カリスマの日常化」が大きく進展していく中で、イデオロギー言説における「国家」の位置づけが高められていったことを示す。特に経済政策において、金正恩政権が、非公式的な新興富裕層をも活用しつつ日常経済の発展を目指す際に、「金正日的愛国主義」に基づく「国家」への献身を人々に要求し、また堂々たる国際社会の一員としての「正常国家」として振る舞おうとするなど、「国家」の位相を高めることで「日常化」による権威の空白を埋めようとした可能性を考察する。

Summary

The purpose of this paper is to clarify how the regime in North Korea legitimizes the reform and opening process in response to marketization in terms of legitimacy. Through an analysis of official documents such as <Economy Research> and other official documents, this study shows that the position of the “state” in ideological discourse increased as the “routinization of charisma” in North Korea’s ruling order made significant progress through hereditary succession, economic crises, and marketization. In particular, it examines the possibility that the Kim Jong-un regime, in its economic policies, in an attempt to develop the economy while taking advantage of the informal emerging wealthy class, has tried to cope with “routinization” by increasing the phase of the “state” by demanding that people devote themselves to the “state” on the basis of “Kim Jong-il’s patriotism” and by trying to act as a “normal state” as a member of the international community.

キーワード

北朝鮮 経済政策 正当性 カリスマの日常化 「国家」言説

Keywords

North Korea; Economic Policy; Legitimacy; Routinization of Charisma; “State” Discourse

原稿受理日：2022.11.3.

Quadrante, No.25 (2023), pp.127–150.

目次

はじめに

1. 「カリスマの日常化」と社会主義体制
2. 「市場化」による社会の変容とイデオロギー言説の変化
 - 2-1. 1990年代以降の北朝鮮社会の変容
 - 2-2. イデオロギー言説の変容と「金正日的愛国主義」の登場

3. 「先軍」の時代から「知識経済時代」への転換
 - 3-1. 「革命的軍人精神」から「愛国主義」へ
 - 3-2. 「知識経済時代」と「科学者」・「愛国」
 4. 経済政策における「国家」言説の台頭
 - 4-1. 「われわれ式経済管理方法」と「国家」
 - 4-2. 「わが国家第一主義」と経済政策
- おわりに



はじめに

本稿¹のテーマは、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の政権が市場化に対応しつつ中国型の改革・開放路線を志向していると考えられる中で、どのようにそれを正当化しようとしているのかを、「カリスマの日常化」の視座から、支配の正当性との関係に注目して明らかにすることである。この議論により、金日成の個人カリスマと、革命的な性質をもつ社会主義を正当性の根幹として成り立っていた北朝鮮の支配秩序が、世襲継承と経済危機・市場化を経て「カリスマの日常化」が大きく進展していく中で、イデオロギー言説において「国家」の位置づけが高められていったことを示す。特に経済政策において、金正恩政権が、非公式的な新興富裕層をも活用しつつ日常経済の発展を目指す際に、「金正日的愛国主義」に基づく「国家」への献身を人々に要求し、また堂々たる国際社会の一員としての「正常国家」として振る舞おうとするなど、「国家」の位相を高めることで「日常化」の空白を埋めようとした可能性を考察する。

北朝鮮は社会主義国を標榜しながら、内外の環境が変化する中で、従来のマルクス・レーニン主義に代わる統治イデオロギーとして金日成が創始し金正日が定式化した主体（チュチェ）思想を基にした「朝鮮式社会主義」を唱えるなど、朝鮮半島における伝統や思惟を取り入れた独特の体制²をつくり上げ、最高指導者が変わってもそれを維持している。北朝鮮の

政権は情勢の変化に対応し生存を図ってきた一方で、社会では市場化（marketization）が進み、従来の社会主義的秩序が変容している。このような中、2018年5月の中朝会談で金正恩は改革・開放を行うことを明言したとされている（KBS WORLD 2018/05/19）。

これまでにも、北朝鮮の改革・開放路線の試みと見られる政策は幾度か見られたが、統制政策への回帰によりいずれも不徹底に終わっている。例えば、1980年代の合営法制定や「経済特区」の設置などの部分的改革の動きは1990年代の国際的孤立や国内的危機状況により中断し、また、金正日政権において、市場経済メカニズムの部分的導入政策である2002年の「7.1 経済管理改善措置（7.1 措置）」³で市場化がさらに進展すると、政権は市場を統制する政策を実施し、社会主義的経済体制の回復を図る様相も見られた⁴。一方で、そうした統制政策にもかかわらず進展する市場化による社会の変化への対応から、金正恩の時代に入ってから市場を活用する、より積極的な経済政策も見られる（統一研究院 2018: 140-142）。このことを踏まえると、北朝鮮が改革・開放を志向しつつ、支配秩序の下でどのように経済政策を正当化しようとしているかを明らかにすることが重要であると考えられる。

以上の問題関心を踏まえ、本稿は、主に政治体制や経済状況の分析を中心とした従来の研究成果⁵を踏まえながら、これまでの研究ではあまり取り上げられてこなかった、支配の正当

¹ 本稿は筆者が2021年度に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。

² 体制神話も踏まえた、主体思想を軸とする北朝鮮の体制の形成過程については、鐸木昌之（2014）を参照。

³ 物価・賃金の引き上げ、独立採算制の実施、企業の経営自律権拡大などを内容とする（ヤン・ムンス 2010: 54-5）。

⁴ 2009年の貨幣改革はインフレーションや市場経済活動の抑制などを意図する政策であったとされるが、社会的混乱やそれによる人々の反対などにより撤回された。詳しくはヤン・ムンス（2010: 103-26）を参照。

⁵ 主な先行研究については、以下のものがあげられる。カン・ヘソク（2019a）、権憲益・鄭炳浩（2013）の北朝鮮の「カリスマの日常化」に関する研究、アン・ギョンモ（2015）の北朝鮮の統治イデオロギーの変容の研究、伊藤重人（2017）の脱北者の手記による北朝鮮社会の人類学的研究、また、改革・開放に関連して、ヤン・ムンス（2016）の経済体制・経済状況の中朝比較研究、ホ・イネ（2011）の経済政策とイデオロギーの関係の研究、パク・ヒョンジュン（2019）の独裁体制としての北朝鮮の政治・経済の研究がある。また、1980年代の経済政策に関しては鐸木昌之（2014: 225-251）、金正日時代の改革・開放の条件や可能性については平岩俊司（2010: 172-182）も論じている。

性との関係、特に、支配への人々の自発的服従の可能性を政権がどのように確保しようとしてきたのかに着目する。具体的には、北朝鮮社会が大きく変容し始めた1990年代の経済危機以降、北朝鮮でどのような支配秩序が志向され、またそれが経済政策とどのような関係にあるのかを「カリスマの日常化」の観点から分析する。特に、金正恩執権以後「国家」に関するイデオロギー言説が盛んに強調されるようになったことに注目しつつ、経済政策をめぐる支配の正当化の論理を検証する。

北朝鮮社会の研究においては、公式文献資料と脱北者の証言の分析が主な方法として用いられており、本研究もそれに倣うが、公式文献資料を主に扱う。公式文献資料の分析にあたっては、その内容自体の真偽にも注意しながら、どのように論じられているのかという点に注目する。北朝鮮では公式文献で、漸次的な論理構築を通じて従来とは異なる論調の提示が行われ、それが統治イデオロギーや正当性根拠の変化を表す重要な過程とみなせる場合が多いからである。公式文献資料として、『金正日選集』や金正恩の演説・談話、朝鮮労働党機関紙『労働新聞』などに加え、北朝鮮の経済専門の学術誌『経済研究』を主に用いる。

特に『経済研究』は、北朝鮮の具体的な経済政策や経済状況の動向の分析のための重要な公式文献資料として、これまでの北朝鮮経済に関する研究において広く用いられてきた⁶。その背景には、データを用いた客観的で正確な経済状況の実態の把握が難しいという事情がある。しかし、同誌の論文を精読することにより

北朝鮮経済の実態や経済政策の動向をある程度読み解くことが可能である⁷。というのも、『経済研究』は一般的な「学術誌」としては政治的イデオロギーの影響を多分に受けているとはいえ、『労働新聞』などよりも大衆的宣伝の性格が薄く、北朝鮮の経済学者らによる経済をめぐるより本質的な様々な議論を見ることができるところである⁸。特に、パク・フゴンが指摘するように、『経済研究』に掲載された論文は政策的提案を含むため、北朝鮮経済の内容と構造の変化、改善策についての議論を見ることができ、北朝鮮経済の全般的な流れを把握するのに役立つからである(パク・フゴン2013: 218)。

そしてこの特徴は、経済状況の実態の分析や大衆向けの宣伝の分析よりも、イデオロギーの論理構造の分析に重点を置く本稿の研究にとっても注目すべきものである。『経済研究』の諸論文の分析を通じて、北朝鮮の経済状況の実態や課題についての政権エリートの認識や、それをもとに構想された新たな政策の理念やイデオロギー的正当性がどのような論理に基づいて構築されたのかに迫ることが可能であり、新たな経済政策に関する大衆的宣伝の言説の登場の背景を明らかにすることにもつながるからである⁹。

資料・言説分析で得た情報を分析する際は、既存の政治学・経済学の研究成果にも依拠しつつ、主にマックス・ウェーバーの支配社会学の視角を念頭において考察を行う。ウェーバーは、社会における支配秩序はいかに可能かということを理解するための概念を提示し議論を展

⁶ キム・チャヨン&キム・ミョン Chol (2019)、パク・フゴン (2013)、オム・ジュヒョン (2017)、イ・チャンヒ (2010) などを参照。また、キム・ボグン (2018) は、金正恩体制のもとの「知識経済」論が、改革・開放のイデオロギー的機能を担っていることを示しており、本稿の問題関心とも関連する。

⁷ ヤン・ムンスは、公式文献である『経済研究』から北朝鮮経済の実態、特に経済政策の基調や改革・開放に関連する動きを読み解く方法論を論じている。ヤン・ムンス (2009) を参照。

⁸ 『労働新聞』や党の政治理論誌『勤労者』などの公式文献資料から経済政策の動向を探ることも可能であるが、経済を論じた論考は質・量ともに十分ではない。

⁹ 『勤労者』などを用いたより網羅的な考察や、個別の経済政策を踏まえた詳細な考察は必要であり、今後の課題としたい。

開しており、中でも「カリスマの日常化」の概念は、社会主義体制の比較研究の視座として有用であるとともに、実質的には世襲、つまり「血の神聖性」によって首領の地位が継承され、また社会主義を標榜しながらも、社会の市場化に対応しようとしている北朝鮮の支配秩序を理解する上で重要であると考えられる。

このような枠組みを用いて、本稿では、北朝鮮におけるイデオロギー言説の変容過程や経済政策をめぐる議論から、政権がどのように支配の正当性を確保しようとしているのかを検討する。

第1章では、本稿における分析の視点を整理する。市場化による社会の変化と世襲継承による「カリスマの日常化」に対する北朝鮮の対応のありようを、「適応」と「正当性の政治」の観点から考察することの意義を論じる。

第2章では、社会の階層構造の変容が支配の正当性にどのような影響を与えるのかについて検討する。まず、1990年代の経済危機に伴う市場メカニズムの浸透による社会の変化と、それへの政権の対応について概観する。次に、社会主義分断国家としての北朝鮮における統治イデオロギーの変容過程と、金正恩政権における「金正日的愛国主義」の出現の意義について論じる。

第3章では、「国家」を強調するイデオロギー言説の台頭が持つ意味を、経済政策との関係に注目して考察する。金正恩時代の北朝鮮において台頭する「国家」を強調するイデオロギー言説が、金正恩時代の経済建設に関わる人々が持つべきとされる精神や心構えを規定するとともに、北朝鮮の新たな経済路線を正当化することにもつながっている可能性を論じる。

第4章では、核開発の進展を背景として登場したと思われる、「わが国家第一主義」が登場

するまでに、「国家」が経済政策においてどのように位置づけられてきたかを論じた後、「わが国家第一主義」の内容を考察し、その登場が国際社会の堂々たる「正常国家」として改革・開放路線を目指す動きとも連動している可能性を指摘する。

以上の内容を踏まえ、最後に本稿の議論を整理し、結論と今後の課題を述べる。

1. 「カリスマの日常化」と社会主義体制

「カリスマの日常化」¹⁰の視点は、北朝鮮をはじめとする社会主義国が支配の正当性をどのように担保しようとしているかを比較分析する上で有用であると思われる。カン・ヘソクは、社会主義政権における「カリスマの日常化」について以下のように論じている。

社会主義政権は、自らが既存の秩序を破壊する主体から、新しい秩序を建設する主体に変貌することにより、改めて「既存の」秩序の守護者になるため、革命に成功すると同時に革命政権としての属性から脱皮しなければならないディレンマに直面する。革命政権の存続において、「日常化」は、ユートピア的ビジョンが革命の成功と同時に発展のビジョンに転換する過程で向き合わざるを得なくなるもので、これが招く権威の空白をどのように補完しうるかが問題となる。中国の鄧小平やソ連のフルシチョフは、経済的成果を中心とする業績基盤の正当化と政治的制度化 (institutionalization) を強化することで、被包囲意識 (siege mentality) の緩和を通じて発展戦略を強化し、党＝国家体制の制度化を通じてカリスマ的権威の空白を埋め、「日常化」を部分的に容認したといえる。北朝鮮も、1990年代に入ると、「軽工業・農業・貿易第一主義」を基盤とする革命的経済戦略への路線変更を通じて体制の合理化を試みた。しかし、カリスマ的権威を非人格

¹⁰ 「カリスマ的支配」や「カリスマの日常化」については、ウェーバー(1962: 398-502)、ウェーバー(1970: 70-104)を参照。

的な主体である「党」に付与することでカリスマの死に対処した中国やソ連などと異なり、政治的権威の徹底的な人格化を進めてきた北朝鮮においては、カリスマたる金日成の死去が体制の危機をもたらすこととなった。そこで北朝鮮は「日常化」の容認ではなく再急進化 (re-radicalization) を通じたカリスマ的権威の維持・再建の道を選んだ。それは、「永遠の主席」の地位を設置し、被包囲意識を基盤としながら軍自体の革命化を通じた「日常化」の圧力に抗する「先軍路線」であった。同様の動きは、金正恩政権でも見られ、金正日を「永遠の国防委員長」とし、「先軍」を思想にまで格上げして「金日成・金正日主義」を打ち出し、核開発を加速化した。しかし、金正恩政権においては、持続的な市場化、人民の自力更生への慣れから、首領と党のカリスマ的権威の相当程度の世俗化・日常化が進んでいるという点で、金正日政権とは社会的環境は異なっている。金正恩政権にとって、被包囲意識の動員を通じた犠牲の強要が難しくなったことで、革命性ではなく効率性に基つき、安寧と福祉を提供することで政治的正当性を構築していく必要性が高まったのである (カン・ヘソク 2019b: 311-316)。

北朝鮮をはじめとする社会主義国の政治的な権威と「カリスマの日常化」の関係についての以上の議論を踏まえつつ、本研究においては「カリスマの日常化」の、社会構造や経済政策との関係にも着目する。

「カリスマ的支配」においては、「伝統的なまたは合理的な日常的経済、すなわち、とくにそれを目ざした継続的な経済活動によって規則的な『収入』を得ようとする」ことが蔑視される (ウェーバー 1970: 74)。主体思想と結びついた独自の社会主義を掲げる北朝鮮では、「資本主義的」として非難される個人主義・利己主義、専ら個人的な利益追求を否定し、集団主義、社会・国家の利益を重視することを人々に

求めている。しかし、次章で後述するように、飢饉への対応や、それに伴う市場化の進展により、人々の間では「資本主義的」な行為の追求が生存のための不可欠な行為となり、集団性を重視する北朝鮮の「社会主義」の重要性の認識が希薄化している。さらには、政権エリートと非公式的な関係を結んで経済活動を行う新興富裕層も社会的に大きな影響力を有するまでになった。

このような変化と、それに対応しつつ支配の正当性をいかに確保するかをめぐる動きは、カリスマの世襲継承がなされていることとも関連して「カリスマの日常化」として捉えることが可能であろう。というのは、「カリスマの日常化は、経済——継続的に作用する日常的力としての経済——の諸条件へ適応してゆくことと、きわめて重要な点で同義であり、この場合、「経済は、指導的であって、被導的ではなく、「世襲カリスマ的または官職カリスマ的な変形が、現存のまたは既得の処分権を正当化する手段として、きわめて大きな役割を果たす。とりわけ、世襲君主制が堅持されてきたということについては、——確かに誠実観念も決して無視できない役割を果たしているが——、(中略) 王位の世襲的神聖性への内面的拘束がなくなったとしたら、世襲され・正当に取得されたいっさいの財産が動揺させられるにいたるであろう、という考慮」も強力な条件となっているからである (ウェーバー 1970: 100、傍点著者)。

このように「カリスマ的支配」のありようが、日常経済への関心の高まりとともに根本的に変化するのに合わせ、支配秩序をどのように再構築し、正当性を確保するかが、支配者にとって大きな課題となりうると思われる。

北朝鮮の政権が「カリスマの日常化」にどのように対応しようとしているのかを分析するにあたり、本稿では「適応 (adaptation)」と「正当性の政治 (the politics of legitimacy)」の分析

枠組みに注目する。

まず、「適応」の視点は、社会主義国が国内的・国際的情勢の変化にどのように対応し、生存を図っていくかを分析する上で重要であると思われる。アン・ギョンモは、「適応」の具体的な様相を類型化し、北朝鮮の統治イデオロギーの分析を行っている。その議論を整理すると以下ようになる。

「適応」の三つの理念型として、第一に、既存のイデオロギーを全面的に否定し、いわば本来の真なる社会主義を回復しようとする方法、第二に、既存の統治イデオロギーの権威を認めつつ、その「限界」と「誤謬」を認めることで、修正していく方法、第三に、既存の統治イデオロギーの「無誤謬性」を持続的に主張するとしても、変化した状況に求められる「適応」の要求には、新しい内容を「追加」し、正当性の起源は「既存のものへ遡及」する方式で補完していく方法、とに分類でき、第一はソ連¹¹、第二は中国、第三は北朝鮮が主に当てはまる。また、北朝鮮式の「適応」の分析の際に次の三つの側面に注目する必要がある。第一に、結果としてだけでなく、政治的過程としてのダイナミズムである。統治イデオロギーの公式化は、歴史的必然ではなく、政権内部の緊張関係と妥協の「折衷主義的意思決定過程」を経た政治的競争と葛藤の結果であり、最高指導者もまた合理的行為者として所与の環境と情報の中から絶えず選択をする存在であることに注意すべきである。第二に、対外的変数である。後発社会主義国家、弱小国、分断国家という立場にあるという北朝鮮の特殊性ゆえ、対外関係や国際情勢が適応を触発する一方で制約することもある。第三に、北朝鮮式適応自体が持つ特性である。変化への絶え間ない正当化の試みが見られ、その結果が統治イデオロギーの変化に現れた。さらにこれらに加え、特に、

北朝鮮の統治イデオロギーの臨機応変な性質とそれ可能にした原動力として、主体思想自体に内在する折衷主義的性格にも注目する必要がある(アン・ギョンモ 2015: 161-163)。本稿では、以上で整理した「適応」の観点を念頭に、イデオロギー言説の変容の過程を分析していく。

次に、「正当性の政治 (the politics of legitimacy)」の観点は、「統一」を志向する分断国家である北朝鮮のイデオロギー言説の変化を見る上で有効であると考えられる。「友／敵」という境界を定め、「敵」とは異なる「われわれ」の範囲を明確化するという営みが、支配とその正当性の問題と密接に関わっているということを命題とするこの観点は、現存する社会主義国がどのように支配を正当化しているかを考える上で役立つ。カン・ヘソクは、現存する社会主義国のほとんどが民族主義をイデオロギーとして打ち出すのは、それまでの「友／敵」を区別する核心的境界であった「階級」の重要性が相対的に希薄化し、支配の正当性の不可避的な危機を克服するに際し、民族主義には、「階級」に代わる新しい境界を提供し、それを代替する潜在力があるためであると論じている(カン・ヘソク 2017: 69)。また同氏は「国家」に関するイデオロギー言説も同様の役割を担うことを論じている(カン・ヘソク 2019b: 316-317)。

北朝鮮にとって「民族」や「国家」という、「われわれ」と「敵」の区別を示す論理の重要性は、統一を志向しながら体制競争を続けている分断国家であることにも起因する。冷戦の終結後、敵対すべき「資本主義」・「帝国主義」のアメリカの脅威が増しているだけでなく、その「傀儡」たる韓国との体制競争における実質的な敗北が決定的ともいえる状況にあり、市場化以降、「発展した韓国」に関する情報も少なからず国内に流入している中、いかに支配の正当性を

¹¹ ゴルバチョフによるこの試みは、しかし、結果的にソ連の崩壊を招くことになったのは周知の通りである。

確保するかは、北朝鮮にとって最大の課題の一つであろう。特に、経済を成長させることが正当性の最大の担保となるはずであり、そのために改革・開放が試みられてきたと考えられよう。ゆえに、北朝鮮における支配の正当性と経済政策との関係を理解するために、「正当性の政治」の観点からイデオロギー言説を分析することが有用であると思われる。

2. 「市場化」による社会の変容とイデオロギー言説の変化

2-1. 1990年代以降の北朝鮮社会の変容

1990年代、北朝鮮は大きな対外的・国内的危機に直面した。対外的には、冷戦体制の緊張緩和から、冷戦の終結、社会主義圏の崩壊という一連の過程で、社会主義国からの輸入・援助が減少し、国内では、金日成が死去し、自然災害による大飢饉が生じた。1980年代ごろから徐々に深刻化していた食糧不足は決定的なものとなり、人々の生活を脅かすこととなった。平壤市内でさえも食糧不足の兆候が見られ、政治体制の根幹部をなす人々にも少なからず損失を与えたことは、政治的正当性と統制面で深刻な問題を引き起こした(ステファン&マーカス 2009: 88)。

このような中で、「下からの市場化」と呼ばれる現象が進んだ。従来の社会主義体制の下では、多くの配給物資や工業製品の売買が禁止され、商い自体が個人的利己主義、他人を騙し奪う行為、資本主義の萌芽・温床、反党的行為と看做され、批判の対象とされたが、危機が深刻化する中、在来の農民市場¹²が頻度・規模の両面で拡大した(伊藤亜人 2017: 334-335)。危機が深化し生存のために市場に依存する人が増えてくると、市場に対する初期の否定的な

イメージは弱まり、物品と情報を交換するために集まる、生存に不可欠な社会的空間という正反対のイメージへ変化した。「市場はわれわれの党(新しい労働党)だ」という表現まで登場したという(権憲益・鄭炳浩 2014: 247)。

金日成の死去と経済危機により体制の正当性が脅威にさらされる中、金正日は「先軍政治」を打ち出し、軍事重視を前面に出す一方、「下からの市場化」への対応として、2000年以降、金正日政権は2002年の「7.1措置」をはじめとする改革志向の政策をとり始める。しかし、社会主義的管理経済の枠組みの外での経済活動が活発化すると、市場メカニズムを制御し計画経済の強化を図る措置も取られるなど¹³、市場経済と計画経済の間での政策の揺らぎが見られた。

そのような中、公式の制度・政策が及ばない非公式的空間において、市場化を利用したいわば「資本主義的」な行為を通じて富を得た新興富裕層が大きな影響力を持つようになった。新興富裕層の代表的な存在が、トンジュ(돈주)と呼ばれる人々である。トンジュは、金貸し業などの市場経済活動の核心的主体の一つであるが、北朝鮮経済体制の中では合法と非合法の境界にいる存在であり、彼らの活動自体が不法・非公式的であるので、存続のためには権力機関の庇護を必要とする(チェ・ヨンファン&キム・ソヨン 2017: 31)。彼らが庇護の対価として上納する所得の一部は権力機関の運営資金として使用され、あるいは官僚の私的利益として受け取られるなど、トンジュの存在と彼らが供与するレントは、計画経済システムが事実上崩壊した状況でも政治的階級体系を維持する原動力となっている(ユン・チョルギ 2016: 165-166)。特に、金正恩体制の発足以後、

¹² 取引が公認された物の種類は限られていたが、社会主義体制下でも定期市は開かれていた。その形成過程や様子などについては、伊藤亜人(2017: 334)を参照。

¹³ 金正日時代の市場化の促進・抑制政策についてはヤン・ムンス(2010: 71-100)を参照。

北朝鮮当局は社会主義を強調しながらもトンジュの役割拡大と市場を黙認・活用した政策をとっているとされる(統一研究院 2018: 140-142)。

2-2. イデオロギー言説の変容と「金正日的愛国主義」の登場

トンジュの影響力が拡大することによる、北朝鮮の政治・経済体制の変容の可能性については、市場経済メカニズムの浸透、貧富の差の拡大、統治イデオロギーの弱化などといった北朝鮮社会における問題と類似した状況(意図的か意図せざるものかの違いはあるが)を経験している中国のように、改革・開放を進め、「三つの代表論」を掲げ新興富裕層を公式的に政権に包摂することで支配の正当性を確保し、経済成長を加速化させる、というような方向性も考えられよう¹⁴。その際、「統一」を目指す社会主義国家である両国にとって「民族」や「統一」、「国家(愛国)」をめぐる統治イデオロギーによる正当化の論理構築が重要になると考えられる¹⁵。以下では次章からの考察に向け、北朝鮮のイデオロギー言説の変遷を簡単に整理する。

1980年代の社会主義圏の改革の動きに合わせ、北朝鮮が改革志向の政策を打ち出し始めたころから、「民族」を強調する統治イデオロギーが登場するようになる。しかし、北朝鮮における「統一」と「民族」には、「統一」の根本的当為性が、階級路線を通じた革命を志向するマルクス・レーニン主義で否定の対象だった「民族」という概念に依らざるをえず、また資本主義者の「植民地」としての韓国との「統一」

が単純な統合の課題としてではなく革命の論理で正当化されなければならなかったという緊張関係があった(カン・ヘソク 2019a: 133)。一方で、忠誠の対象としての「民族」を強調することは「首領」に対する忠誠と衝突・対立する危険性も孕んでいた(カン・ヘソク 2017: 82)。これらのイデオロギー上の緊張関係を「爆発的な遠心力を刺激する危機の触媒ではなく、堅固な求心力を強化させる機会の資源として活用」するための「結合」が精巧になされた(カン・ヘソク 2017: 83)。こうして確立したのが、「統一」の論理としての「民族統一論」・「民族共助論」、排除の論理としての「わが民族第一主義」・「金日成民族」といったイデオロギー言説であり、「統一」という目標と政権の国内的正当性の確保の双方を可能とする論理を構築したといえよう¹⁶。

金正恩政権が誕生して間もない時期に定式化され広く用いられるようになった「金正日的愛国主義¹⁷」も、新たに「国家(愛国)」という比較的明確な境界を提示している。これは、特に「統一」との間にイデオロギー上の緊張関係を有すると考えられるが、どのようにこの境界は正当化されえたのであろうか。2012年の金正恩の談話から、これを読み解いていこう。

金正恩は、「わが国で起こった世紀の変革と繁栄する富強な先軍朝鮮にもたらされた誇るべき現実は、ひとえに金正日同志の崇高な愛国主義のたまもの」であるとした上で、「金正日的愛国主義」は「金正日同志の尊名と結びつけて呼ばれる最も崇高な愛国主義」で、「わが祖国を守り富強にする道で金正日同志が心の中

¹⁴ 中国における新興富裕層の包摂については鈴木隆(2012)、経済改革の中朝比較についてはヤン・ムンス(2016)を参照。

¹⁵ 中国の「愛国主義」や「中華民族」概念については江藤名保子(2014)、小野寺史郎(2017)を参照。なお、中国・北朝鮮どちらにおいても「民族」や「愛国」のイデオロギー言説の登場により、階級闘争イデオロギーの重要性が低下していることには注意されたい。なお、紙幅の都合により本稿ではイデオロギー言説に関する中朝比較の具体的検討に立ち入ることはできなかったが、別稿にて改めて論じる予定である。

¹⁶ 「民族」と「統一」の緊張と、その解消の過程の分析については、カン・ヘソク(2019a)を参照。

¹⁷ この語は直訳すると「金正日愛国主義」であるが、日本語による公式文献での表記に合わせ、本稿では「金正日的愛国主義」を用いる。

に大切に抱き、実践に具現してきた」、「社会主義的愛国主義の最高の精華」であると強調する(金正恩 2020: 11-12)。

その上で、「金正日的愛国主義」は「人民を天のごとく見なす崇高な人民観」と「金正日同志が身につけていた崇高な次代観」とともに、「崇高な祖国観に基づいて」おり、それは「祖国のために献身するのはとりもなおさず領袖に忠誠を尽くすことであり、領袖への忠誠心はすなわち愛国心の発露、愛国主義の最高表現」であると述べている(金正恩 2020: 12-14)。ここで、献身・忠誠の対象として「祖国」と「領袖」が、「愛国」を通じて等置され結合している点には注目すべきであろう。

さらに、「統一」に関しては、「祖国の統一はすなわち愛国であり」、「心から国と民族を愛する人なら、北にあれば南にあれば海外にあれば、誰もが不世出の愛国者である金正日同志の崇高な愛国・愛族の理念を体し、祖国統一のための正義のたたかいに果敢に立ち上がるべき」(金正恩 2020: 17)であると主張し、「統一」を目指すことが「愛国」の理念であるとしている。「愛国」は先述の「祖国への献身」＝「領袖(首領)への忠誠」の論理からすると、論理的には、韓国の国民は含まれないはずであるが、その矛盾を超えて両者が結合している。これを以って、「愛国」を通じて、「領袖(首領)への忠誠」、「統一の志向」の緊張関係の解消が達成されることとなったと解釈することもできよう。

カン・ヘソクは「金正日的愛国主義」が、「社会主義」のイデオロギー色を薄めていることなどを指摘し、その核心は「国家を媒介として『金正日』に象徴される白頭血統の正当性を『富国強兵の未来』と結合しようとする試み」であると分析している(カン・ヘソク 2019b: 321-

324)。このことから、「金正日的愛国主義」の精神を持っていることを条件とすることで、新興富裕層の存在が、半ば公式的に容認される余地も確保された可能性もあると思われる¹⁸。

3. 「先軍」の時代から「知識経済時代」への転換

3-1. 「革命的軍人精神」から「愛国主義」へ

まず、『経済研究』において論じられる、経済建設に臨む上で求められる人々の態度について、金正日時代と比較し、その論調の変化を分析する。その際、どのような精神・心構えを持つべきか、また何を手本とするべきか、といった内容に注目する。

「先軍政治」を敷いていた金正日時代の『経済研究』の論文では、「革命的軍人精神」、「首領決死擁護精神」という概念が登場する。元々、「首領決死擁護精神」の鼓吹を核心とする「革命的軍人精神」は、1990年代後半、金日成の死と経済危機という困難の中での金正日への権力継承の過程で用いられるようになった概念であり¹⁹、その登場初期の金正日の1996年の談話でその内容が述べられている。すなわち、「革命的軍人精神は、いかなる状況のもとでも党から与えられた戦闘的課題を必ず遂行する絶対性、無条件性の精神であり、いかに困難な課題であっても自力で成し遂げる自力更生、刻苦奮闘の精神であり、党と革命、祖国と人民のためであれば一身をなげうってたたかう自己犠牲の精神、英雄的闘争の精神」(金正日 2010: 227)であるという。また、それは苦難の行軍という国内危機と「敵の孤立・圧殺策動」がある中であって、「幹部と党員と勤労者がみな見習うべき闘争精神」であり、それを「見習ううえで、ある特定の契機があるわけではなく「人

¹⁸ この可能性は、次章にて詳細に検討する。ところで、「民族」のイデオロギー言説と経済の関係について、「民族」の強調は南北経済交流と親和性をもつが、北朝鮮経済の発展のためのイデオロギー言説にはなりにくいために、経済政策との関連においてはあまり用いられなかったと思われる。これについては今後検討する必要があると思われる。

¹⁹ 「首領決死擁護精神」、「革命的軍人精神」の登場についてはアン・ギョンモ(2013: 122-125)を参照。

民軍軍人の実際の闘争と生活で発揚される思想・精神世界を見習い、それを活動と生活に具現せればよい」と主張していた(金正日 2010: 297-298)。

この「革命的軍人精神」が、『経済研究』の諸論文でも、経済建設において人々が持たなければならない心構えであると主張される。例えば、「全人民が白頭の革命精神とそれを継承した革命的軍人精神を思想精神的源泉として、どのようなことがあってもわれわれの力と技術、われわれの資源でわが人民のために服務する経済を建設している中、自分の国を富強にしようという透徹な覚悟をもつようにしなければならない」と主張するものがある(パク・チョル 2009: 11)。また、軍人を見習うという「先軍政治」の文脈に適する精神として、「軍隊と人民が首領決死擁護精神を根本核とする金日成民族の偉大なる精神力」を発揮し「経済と科学技術をはじめとする社会生活のあらゆる分野で世界が到達した21世紀の先進水準」に達して「最先端を突破」することが要求されている(アン・ミョンフン 2010: 5)。このように、「革命的軍人精神」は、本来的に非日常的な軍事的任務にあたる「軍人」を見習うことを人々に要求し、加えて「首領決死擁護精神」で「首領」という個人に対する忠誠心をもって経済建設に臨むべきであることを述べている。

一方、金正恩が最高指導者になると、先代の「先軍政治」を継承しつつも、新しい路線を提唱するようになるが、その様相は『経済研究』の論文にも見られる。まず、金正恩執権後間もない頃の「先軍」の継承の方針は、次のように示される。すなわち、「わが党の先軍政治は軍隊を革命の柱として掲げ革命的軍人精神に基づく軍隊と人民の思想と闘争気風の一致を保障することを重要な内容として」おり、「首領決

死擁護精神と決死貫徹の精神、英雄的犠牲精神が最も透徹しているのも革命軍隊であり、祖国と人民に対する献身的服務精神と革命的同志愛が最も高いのも軍隊」である。そして、「わが人民軍隊は社会の見本となり、全社会を率いていく先導者となる」とともに、「勤労者たちの中で人民軍隊が創造した革命的軍人精神に基づき思想の一致、闘争気風の一致を保障してこそ、彼らの創造的威力を最も高く発揚させることができ、それに依拠する時に経済管理改善で出るあらゆる問題を成果的に解決していくことができる」、という(キム・ジョンミン 2012: 7)。別の論文では、「革命的軍人精神は先軍時代を代表する革命精神で、あらゆる奇跡と変革の源泉、新しい経済建設成果を創造していくことができるようにする原動力である」と述べられている(ヒョン・チョルジュ 2013: 8)。

しかし、「先軍」を題目に含む論文は減少し、2015年を最後に登場していない。一方、論文中で度々登場するようになるのが「金正日的愛国主義」をはじめとする「愛国」に関連する言説²⁰である。例えば、「生産と経営活動をする上であらゆる問題を解決していく責任は人民大衆自身にあり、そのようにできる創造的力も人民大衆自身にある。そのため、勤労者を金正日的愛国主義でしっかり武装させ大衆の政治的自覚を高め、彼らが高い責任性を持ち、生産発展と経営活動を改善するための事業に積極的に参加して、革命的熱意と創意創発性を最大限に発揚できるようにしなければならない」(チョ・ウンジュ 2014: 5)として、人民に対し「金正日的愛国主義」を備えた上で、責任性と創発性をもつことを求めている。さらに「愛国主義」が、新しく打ち出されたスローガンとも結びつき、その重要性を強調する論調も見られる。例えば、「自らが自己を強くする力」である「自強力」

²⁰ 「愛国」という言葉自体は金正日時代の『経済研究』でも登場するが、使用頻度と重要性どちらの面でも、「金正日的愛国主義」の登場以降で明らかに増している。

は「高い民族的自尊心と愛国主義を前提」とし、それがなければ「結局は自らの力と知恵で科学技術を発展させる代わりに他国の技術をそのまま模倣したり他国のものを偶像化しつつ外勢依存の道を歩くようになる」（リュ・ヨン Chol 2016: 4-5）として、2016年に打ち出された「自強力第一主義」のスローガンが、「民族的自尊心」や「愛国主義」を不可欠な前提としていることが強調されている。

このように、「金正日的愛国主義」をはじめとする「愛国」の精神を持つべきであることが『経済研究』においても論じられるようになるが、それは単なるスローガンとしてではなく、新たな経済建設路線の方針を論理的に正当化する役割を担っていると思われる。

3-2. 「知識経済時代」と「科学者」・「愛国」

2000年代以後、「情報産業時代」、「CNC（Computerized Numerical Control、コンピューター数値制御）」、「最先端突破」といった科学を重視する言説が現れていたが、2009年に金正恩委員長が後継者に指名されて以後、「知識経済」の言説が本格的に拡散され始め、その年の北朝鮮のメディアではそれまで使われてきた「情報産業時代」の代わりに「知識経済時代」という言葉が使われ、金正恩執権後、「知識経済」の言説がさらに頻出するようになった（キム・ボグン 2018: 184-185）。

特に、「知識経済時代」を象徴する言葉として「新世紀の産業革命」が頻出する。金正恩の2013年の「新年の辞」でも、「新世紀の産業革命の炎を激しく燃え上がらせ、科学技術の力で経済強国建設の転換的的局面を開かなければならず、「新世紀の産業革命は、本質において科学技術革命であり、先端突破に経済強国建設の近道」があると主張し（『朝鮮中央通信』2013/01/01）、「科学重視」路線の遂行を強調している。

「知識経済時代」は、当初は企業の現代化に関する言説として出現したが、次第に経済体制変化論、さらに進んで社会全体の改造を論議する理論へと発展していった（キム・ボグン 2018: 186）。それでは、「知識経済時代」の「経済強国建設」はどのようにして可能であると考えられているのであろうか。再び、『経済研究』の諸論文で展開された議論に注目しよう。

シム・ドンミョンは、「われわれ式の産業革命は党と国家の指導の下で知識資源を計画的に、目的意識的に開発・蓄積し活用し、科学者、技術者と生産者をはじめとした全人民の集団主義的威力によって実現される前人未到の大きな偉業」であり、「国全体が宇宙を征服した衛星科学者の経験を見習い、最先端突破戦を力強く広げ、国の全般的科学技術を一日も早く発展した高い水準に引き上げなければならない」（シム・ドンミョン 2013: 4-5）と主張しており、「新世紀の産業革命」を、「党と国家の指導」の下で「集団主義的」に進める際に人々が見習うべき対象として、「軍人」ではなく「科学者」が挙げられていることは、先述の「先軍」の時代の路線との違いを示しているといえよう。キム・ヨンフンも、「われわれの新世紀の産業革命は、党と国家の指導のもとに、最先端科学技術を計画的に、目的意識的に開発、活用し、科学者、技術者と生産者大衆をはじめとする全人民の集団主義威力によって実現される大きな偉業である」（キム・ヨンフン 2013: 8）というように同様の論を展開している。

また、キム・ジェソは、「こんにちわが国で新世紀の産業革命を力強く推し進めていくことは経済強国建設のための経済課題であると同時に偉大なる領導者金正日同志の思想理論と領導業績を擁護固守して輝かせるための崇高な愛国偉業である」（キム・ジェソ 2015: 7）と述べ、「経済強国建設」のための「新世紀の産業革命」が「愛国」と結合する様相が見られる。

さらに、ウォン・ Cholナムは、「わが党が育てた科学者、技術者たちは党と首領に対する高い忠誠心と燃え上がる愛国心を胸に、新しい祖国建設時期から祖国解放戦争と戦後復旧建設時期を経て、ひいては苦難の行軍、強行軍をしていた時期にも変わることなく科学技術でわが党を奉じて、「敵の悪辣な制裁の中でも先端突破戦の熱風で核心基礎技術と宇宙技術をはじめとする先端科学技術で、世界を驚かす奇跡を創造」してきたと称賛し、「党に対する高い忠誠心と愛国心、創造的才能を持った科学者、技術者の大部隊を有している限り、経済建設に総力を集中し、自立的で現代的な社会主義経済、知識経済強国をいくらでもわれわれの力で立ち上げることができる」と主張する（ウォン・ Cholナム 2019: 10）。このように、建国や朝鮮戦争、さらには「軍人精神」の発露として物語化されてきた「苦難の行軍」も含めて、科学者が「党と首領に対する高い忠誠心」と「愛国心」でもって活躍してきたと論じ、「党」・「首領」・「国家」に献身してきた科学者の貢献を歴史的な文脈に位置付けて強調している。

以上、『経済研究』で北朝鮮の経済専門家によって論じられてきた、金正恩時代の人々が持つべきとされた精神や心構えの変容と、新たな経済建設路線の方針との関係について考察してきた。経済建設における重要な精神的基礎をなす要素が、先代の「軍人」や「首領」重視から、金正恩時代には「科学(者)」や「愛国」重視へと変化し、それが歴史的な文脈において正当化されていることが読み取れる。特に「科学」は（少なくとも「軍人精神」などよりは）「合理性」を基盤とするものと思われ、これに依拠することは支配の「合理化」としての側面として解釈することもできよう。こうした変化は「市場化」により「日常化」の進んだ現実に対応したものであると考えられるが、それは具体的な政策においても同様であろう。次章で詳述する新た

な政策としての「われわれ式経済管理方法」をめぐっても、「金正日的愛国主義」を基盤として「国家」の役割を強調する議論が多くみられることから、「国家」の強調を通じた「日常化」への対応を通じて支配の正当性を確保しようとしていると考えられる。

4. 経済政策における「国家」言説の台頭

4.1. 「われわれ式経済管理方法」と「国家」

「われわれ式経済管理方法」は2016年の党大会で党の方針であることが公式に明らかとなるが、金正恩政権発足初期の2012年から議論はすすめられていた。金正恩は、2013年の新年の辞、後述する「核・経済並進路線」が採択された同年3月31日に新しい経済管理方法の完成を目指すことを要求した。また、2014年5月30日に行った、新しい経済方針に関する談話とされる「5.30談話」では、固守すべき「社会主義原則」が、「生産手段に対する社会主義的所有と集団主義原則」であることが明確化された（キム・ボグン 2018: 189）。「われわれ式経済管理方法」が金正恩政権の当初からの重大な関心事であったことがうかがえる。

「われわれ式経済管理方法」は『経済研究』でも主要なテーマとして論じられている。中でも、2014年の『経済研究』のタン・ギョンホ論文は、「われわれ式経済管理方法」について詳細に論じている。まず、「われわれ式経済管理方法」の「本質的特徴」として、(ア)「革命と建設の主人は人民大衆」であり、それを「推進する力も人民大衆にあるという主体思想の原理を具現している」こと、(イ)「生産手段に対する社会主義的所有を確固として固守していく」方法であること、(ウ)「国家の統一的指導のもとにすべての企業体が経済活動を独自の、創発的にしていくようにする」方法であるとしている（タン・ギョンホ 2014: 6-7）。

(イ)に関しては、「生産者大衆が生産手段

の共同の主人になることで、自らの要求と利害関係に合わせ生産と管理を進めるようにするため、彼らの主人としての自らの責任と役割を果たすように」なり、さらには、「人々の間の相互関係が、同志的協調と団結の関係へ至るようにすることで、生産者大衆、集団の威力を余すことなく発揮するようにする一方、その成果物としての生産物が自らの労働の結果によって分配され、他人に無償で奪われるというような現象がないようにするため、生産者大衆が労働に切実な利害関係をもって自覚的に積極的に参加するようになる」（タン・ギョンホ 2014: 7）と述べており、労働の成果による分配を通じて労働者の労働へのインセンティブが増大することを指摘している。

また、(ウ)について、「国家の統一的指導」とは、「国の全般的経済発展を成し遂げるために、それぞれ異なる経済部門、単位が経済活動で一致性を保障できるように国家が中央集権的に管理すること」を意味し、特に、経済管理における国家の統一的指導は、「社会主義経済が人民大衆、生産者大衆の共同の要求と利益に合わせ管理運用されるようにし、国の全般的経済部門と単位が調和をなして均衡的に発展していくようにする」ものであるという。そのため、「国家の統一的指導、生産者大衆の共同の要求と利益に合わせ経済管理が保障されると、生産者大衆が生産と利益で主人としての自覚を持ち、自らの責任と役割を果たすようになる」ことが期待されている。さらに、独自の・創発的に経営活動をするということは、「各企業体が自前の具体的実情と特性に合わせ自らの単位の発展は勿論、国の全般的経済発展のために全ての予備と潜在力を最大に動員するようにすること」を意味する（タン・ギョンホ 2014: 7）。

しかし、「国家の統一的指導」と「企業所の独自性、創発性」が緊張関係にあることも指摘

する。いわく、「国家の統一的指導の一面のみを絶対視しつつそれを一方的に強化すれば、各企業所の手足を縛り、彼らの経営活動での独自性、創発性が発揚することを抑制することがありえ、反対に各企業所の独自性、創発性を過度に強調すれば、国の全般的経済発展の統一性、均衡的発展を保障できないことは勿論、国の経済全般を混乱に陥れたり、社会主義経済の本態を腐敗変質させ、資本主義を助長させるような嚴重な悪い結果を招くことがありうる」（タン・ギョンホ 2014: 7）という。

その上で、二つを正しく結合させるのに重要なことは「社会主義社会の本性的要求に合わせ、国家の統一的指導を保障することを優先視しつつ、ここにすべての企業体の経営活動で独自性、創発性を積極的に発揚させるようにすること」（タン・ギョンホ 2014: 7）であると主張する。

金正日時代の『経済研究』では「社会主義经济管理」が論じられたことがあるが、「社会主義经济管理で下の単位の創発性を高め発揚させなければならないが、それはどこまでも国家の中央集権的、統一的指導を確固として保障する基礎の上で、社会主義計画経済の枠の中でなされなければならない」とし、「下の単位の創発性を高め、《独自性》と《自立性》を強化するとしながら、经济管理、企業管理を解き放す方向へ出るならば、下の単位が国家の統一的指導と統制から抜け、好き勝手に動くようになり、国家的に莫大な浪費と損失をもたらすことは勿論、経済分野で社会主義を守ることでもできず、社会主義経済を発展させることもできない」（キム・ギョンヒ 2009: 4-5）と主張しており、「企業体の独自性、創発性」の位置づけはやはり限定的であったことがうかがえる。加えて、「《独自性》」、「《自立性》」というように《 》で括る語句は、同誌上では批判的な意味を込めて使われる場合が多く、「独自性」・「自立性」へ

の慎重な、警戒感を含んだ態度が読み取れる。この後に、「経済に対する国家の中央集権的、統一的指導を強化するということは決して下の単位の創発性を無視するということの意味しない。社会主義経済建設は国家の統一的指導と下の単位の創発性を正しく結合させるときに成功裏に進行する」（キム・ギョンヒ 2009: 5）というように、「創発性」の必要性も説かれているが、全体的な論調として「創発性」の過度の拡大に対する警戒感が強く表れているように思われる。

以上から、以前から変わらず国家の役割が強調されながら、企業体の「独自性」や「創発性」の重要性が限定的なままであるように読み取れるが、金正恩時代の「われわれ式経済管理」では、その在り方をより具体的に規定しているようである。すなわち、「愛国心」に基づく経営・経済活動を行うことを企業体に求め、「独自性」や「創発性」のある経営権が、「国家が付与したもの」であるとしており、国家への求心力を高めることにつながることが期待されていると考えられるのである。

キム・ジニャンは、企業体の経営権の正しい行使のあり方を論じた論文の中で、「すべての勤労者と活動家が崇高な金正日的愛国主義を心臓に刻み、献身的に闘争し、自らの前に与えられた経済課題を違わず遂行し、自らの単位を奮い立たせ、国を富強にすることに真に貢献するようにしなければならない」（キム・ジニャン 2016: 5）として、経済活動において「金正日的愛国主義」を精神的基礎とし、国家のために献身的に活動することを要求している。さらに、チェ・ソンボンも、「社会主義企業責任管理体制では、企業体に多くの経営権を与え、独自の、積極的に経営活動を進行するようになっている。しかし、あらゆる経営権はすべて党の路線と政策、国家の経済戦略を正確に実現するために企業体に国家が付与したものである」

（チェ・ソンボン 2016: 12）として、「独自の、積極的に」経営活動をする権利が、あくまで国家の経済戦略のために「国家が付与」したものであると述べられている。

ハン・クモクは、「金正日的愛国主義」に基づく経済管理の実践、「自力更生」の精神での最先端突破・世界水準の要求に加え、「社会主義競争過程に、人々の中に残っている消極と保守、安逸と弛緩、個人利己主義をはじめとする全ての古く遅れたものは革命的に教育改造」され、怠惰な存在が淘汰されるべきであることを主張している。特に、「企業体が国家から付与された実際の経営権をもち、企業活動を能動的に、創発的にし、収入と支出を合わせ、国家に利益を与える定型と、勤労者の物質文化生活を責任をとって向上させる定型を掌握し、総和評価できる競争指標を選定し互いに先を競い合い、社会主義企業責任管理体制の優越性と生活力がさらに高く発揮されなければならない」と主張している（ハン・クモク 2016: 23-24）。

「競争」に関しては、「先軍時代の社会主義競争」は、「経済強国建設の高い目標」を掲げ、「革命的軍人精神を思想精神的武器」とし、「生産と経営活動で科学技術の役割」を高め、競い合っていく競争であると論じられたことがある（ヒョン・チョルジュ 2013: 8）が、ハン・クモクの主張はそれよりも踏み込んだ議論になっているといえよう。さらには、「競争を活発に行える法的・制度的装置を用意する」ことで、「競争で勝った単位にはさらに高い競争力を持てるように一定の特恵と優待措置をとってやり、競争で負けた単位に対してはその原因をしっかりと分析し該当する対策を立て、継続的に下位にとどまる場合には、整理し社会主義競争がより熾烈になされるようにしなければならない」（ハン・クモク 2016: 24）とも主張しており、社会主義原則に基づく経済活動において、利益を差し出す

べき国家に対する一種の忠誠競争によって自発性が発露することを期待するのみならず、一般に「資本主義的」な競争を通じた企業の淘汰をも積極的に認めるこのような論調は注目すべきであろう。

また、ラ・ウィフンは「企業体に付与された拡大された経営権は、企業体が時代の要求に合わせて科学技術と生産を密着させ、生産を積極的に伸ばしていくために付与された権限」であり、それを「正しく行使して経営活動を円滑に進めつつ、国家により多くの利益を与えること」が重要であると主張する(ラ・ウィフン 2017: 12)。さらに、キム・ジニャンは「現時期、党委員会の集體的指導体系を徹底的に立てることは、以前の比でないほど企業体に拡大された経営権が付与されている条件で一層重要な問題として提起され」、「特に、企業体がほかの国の企業と合営・合作をする場合にも、実情に合わせて党的指導が保障されるようにしなければならない」(キム・ジニャン 2016: 6)と述べられ、国内企業が外国企業と合営・合作を行うことにも言及しているという点で、金正日時代も含めて「以前の比でないほど」、企業体の経営権が拡大されていることが分かる。

以上のことから、金正恩政権の「われわれ式経済管理」は、「経済管理」と「愛国」の結合を強調し、経済活動において「愛国」を示す忠誠競争としての一面も持つ「競争」を通じた社会の「改造」、またそれによる下からの「創発性」の発露が期待されており、「愛国」の重要性が高まっていることが読み取れる。また、統制・管理を担う「国家」の力を強め、それを正当化する論理として「愛国」が用いられていることが考えられる。また、第2章で述べた新興富裕層の活用との関連でいえば、彼らがこのような「愛国」の精神や行為を実践しているとみなされる範囲内でのみ経済活動の自由が保障されうることも考えられよう。金正恩政権が彼らを活用

する政策を行っているのは、こうした背景がある可能性があると思われ、ここに「正当性の政治」の様相を見出すことができると思われる。

このように、「国家」が経済建設に大きく関与することが明示されるようになる中で、科学的・軍事的発展、特に核武力の保持も背景としてつつ、「わが国家第一主義」が台頭することとなる。

4-2. 「わが国家第一主義」と経済政策

(1) 核開発の進展

金正日時代には、国際環境の変化と国内的危機に対処するために、交渉の手段として核開発が進められ、一定の成果を得たが、金正日の健康状態の悪化による政権の不安定化を機に、核能力が強化された(パク・ヨンジャほか 2019: 43-44)。金正恩執権後、2012年の憲法改正で、「核保有国」とであると明記され、2013年3月31日の党中央委3月全員会議では核開発と経済建設を同時に進める「並進路線」が採択され、核開発をはじめとする軍事力の強化が進められていく。「並進路線」採択に際して金正恩は「経済建設と核武力建設を並進させることについてのわが党の路線は、偉大な総書記が譲り渡された核武力を強化し、発展させて国の防衛力を鉄壁に固めながら、経済建設により大きな力を入れ、わが人民が社会主義の富貴栄華を思う存分享受する強盛国家を建設するための戦略的路線」(『労働新聞』2013/04/02)であると述べている。

金正恩の「並進路線」は金日成時代の1962年に採択された「国防建設と経済建設の並進路線」を継承したものであるが、これは中ソ紛争の中での生存と、敵対国の韓国との競争のためであったのに対し、金正恩の並進路線は、体制の安定は勿論、韓国だけでなくアメリカをも敵対国とし、遠距離打撃力を保有しながらも外交的効果を保障する戦略的軍事手段が必要

であったため、核武力の完成が要求されたという点が特徴的であるといえる(キム・サンフン 2017: 26)。金正恩が先述の党中央委3月全員会議で「われわれは帝国主義者たちの核の脅威が継続する限り、経済建設とともに核武力建設を絶対不変の路線として保ち、核抑止力をさらに根強く固めなければなりません」(『労働新聞』2013/04/02)と述べているように、「並進路線」はアメリカをはじめとする「帝国主義」勢力の脅威を念頭に置いていることが分かる。

核武力に関しては、2012年の米朝間の「2.29合意」で核・ミサイル開発の中断とアメリカの対北支援再開の同意がなされたが、北朝鮮の長距離弾道ミサイル発射で合意が破棄され、北朝鮮は2013年2月12日に第3次核実験を実施した。以降、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などの度に国連安保理で制裁決議が採択されていく状況が続いた。2016年に第4次、第5次核実験を実施し、トランプ政権の北朝鮮に対する制裁が強化された2017年には第6次核実験を実施し、緊張が高まっていった(統一研究院 2021: 96-98)。

金正恩政権の核開発を「正当性の政治」の観点から考察したチョ・ヨンイムとアン・ギョンモ(2019)は、金正恩政権が核開発の成果と民族主義を体系的に結合させてきたことを明らかにしているが(チョ・ヨンイム & アン・ギョンモ 2019)、「核武力は国と民族の自主権と尊厳を守り、輝かす愛国の霊剣」(『労働新聞』2013/12/03)と『労働新聞』で述べられているように、「愛国」とも結合しつつ開発が進められていったことも注目に値しよう。

2017年までの緊張の高まりは、しかし、2018年に大きな転換を迎えた。そのきっかけは2018年の「新年の辞」にある。そこではまず、軍事力、特に核武力の完成による安全保障上の優位が強調された。具体的には、「昨年

にわれわれの総体的志向と戦略的目標を成果的に、成功裏に達成し、わが共和国はついにいかなる力によっても、何をもってしても逆戻りさせることのできない強力な頼もしい戦争抑止力を保有し」、「国の自主権を固守できる最強の国防力をもたらすために生涯をささげた金日成同志と金正日同志の念願をかなえ、全人民が長きにわたり困苦欠乏に耐えて願ってきた平和守護の強力な宝剣を手中に収め」、「この偉大な勝利は、党の並進路線と科学重視思想の正当性と生命力の明白な証左」(『朝鮮中央通信』2018/01/01)であると述べた。

一方、核武力の確立を背景に、以下のように「わが民族同士」での関係改善・統一のための対話を提案する。「今こそ北と南が過去に縛られることなく、北南関係を改善し、自主統一の突破口を開くための決定的な対策を立てていくこと」が必要で、2018年である「今年は、朝鮮人民が共和国創建70周年を大慶事として記念し、南朝鮮では冬季オリンピック競技大会が開催されることにより、北と南にとってともに意義のある年」であるとした上で、「何よりもまず、北南間の先鋭化した軍事的緊張状態を緩和し、朝鮮半島の平和的環境を作り出さなければ」ならないと主張する。そして、「アメリカがいくら核を振りかざして戦争挑発策動に狂奔しても、今ではわれわれに強力な戦争抑止力があるのでどうしようもなく、北と南が決心すれば十分朝鮮半島で戦争を防止し、緊張を緩和していくこと」ができ、「北南間で提起される一切の問題は『わが民族同士』の原則に基づいて解決するという、確固たる立場と観点に立」ち、今後も「民族自主の旗印を高く掲げてすべての問題を『わが民族同士』で解決していくであろうし、民族の団結した力によって内外の反統一勢力の策動を粉碎し、祖国統一の新しい歴史をつづっていく」であろうという期待を表明した

(『朝鮮中央通信』2018/01/01)。

核兵器が、韓国をも含めた「われわれ」の「強力な戦争抑止力」であるという論理は、一見すると大げさに思えるが、前章で考察した「統一の志向」＝「愛国」の論理から考えると一貫性を見出せる。

南北関係においては、韓国の平昌で開かれた冬季オリンピックを機に、金正恩の妹の金正の韓国訪問や南北共同チームが結成されるなどの平和的な雰囲気が醸成され、4月27日に南北首脳会談が開かれるに至り、米朝関係においても、6月27日にシンガポールで米朝首脳会談が開催された。米朝の対話の進展を象徴する出来事として、5月24日にプンゲリ試験場の爆破、7月27日にアメリカ軍人の遺骨の送還が行われ、米韓共同軍事訓練も中断された。2019年2月にベトナムのハノイで開かれたトランプ・金正恩両首脳の会談では非核化の範囲などをめぐる立場の違いが浮き彫りになり、合意を達成することができず、その後の実務協議でも成果は見られなかったが、2018年の金正恩の「新年の辞」を機に国際環境が大きく変化したことは明らかであるといえよう。

(2) 「わが国家第一主義」の内容

一方で、2019年から新しいイデオロギー言説として「わが国家第一主義」が頻繁に登場するようになる。まずは、「わが国家第一主義」が前面に出ていく過程を整理しよう。

「わが国家第一主義」が本格的に用いられ始めたのは、2019年の金正恩の「新年の辞」であった。この後、『労働新聞』の社説などでその内容が明確になっていく。まず、「わが国家第一主義」は、「国家建設と活動、人々の思想精神生活で一大変革を起こせる革命的な旗印」であり、その「本質的内容」として、(ア)社会主義の祖国の偉大性に対する矜持と自負心、(イ)「国の全般的国力を最高の高さへ引

き上げようとする強烈な意志」が挙げられ(『労働新聞』2019/01/08)、「思想的基礎」として、(ア)永生不滅の主体思想に加え、(イ)金正日の愛国主義が挙げられている(『労働新聞』2019/01/20)。また、「わが国家は平和守護の強力な宝剣を手に入れ、社会主義強国建設偉業を成功裏に実現できるしっかりした土台も構築した。わが共和国の政治軍事的力を絶えず増大させながら経済建設と人民生活向上で決定的転換を起こし、社会主義文化建設の一大全盛期を繰り広げ、全面的な国家復興時代を開いていかなければならない歴史的課題がわれわれの前に現れている」(『労働新聞』2019/01/21)として、核武力の完成の成果を強調し、それを基盤として経済発展を目指す必要性が主張される。

さらに、「わが国家第一主義」が「わが民族第一主義精神でわれわれ式社会主義を固守し輝かせるための激しい闘争の中で昇華発展したもの」(『労働新聞』2019/02/20)であると論じられ、二つの言説が密接な関係にあることが主張されている。ここには「適応」の観点からすれば、以前のものに遡及し連続性を保つ論理構築の様相を確認できる。

(3) 「わが国家第一主義」登場の背景と意義

この時期に「わが国家第一主義」を用い始めた背景として、2016年の第7回党大会と憲法改正を通じて軍中心から党中心の国家体制へ再整備したこと、2018年に並進路線から社会主義経済建設総力集中路線へ転換し、外交活動を活発化させたことが指摘されている(キム・ボミン 2021: 166-167)。金正恩にとって2018年は三度にわたる南北首脳会談、トランプ大統領との第一次米朝首脳会談を行い、新年の辞が発表された当時は第二次米朝首脳会談を控えた時期であった。特に、トランプ大統領と相対した金正恩の姿は、北朝鮮の堂々た

る国家としてのイメージを強化することに役立ち、堂々とした国家を愛するべきであるということが、「わが国家第一主義」として具体化されたとも考えられる(チョン・ヨンソン 2020: 34-35)。さらに、「新年の辞」で「首領」という言葉が一度も用いられなかったが、これは、首領に対する過度の神格化を批判したこともある金正恩が、首領を頂点とした運営体系を、党を中心とした委員会体制へ転換するという方針転換の表れと見ることもでき、「社会主義の正常国家」としての国家アイデンティティの再構成を意図したものであると考えられる(チョン・ヨンソン 2020: 36)。

また、2019年4月の憲法の改正を通じて、「国家」の位相が明らかに高まったことも確認できる。具体的な変化としては、(ア)従来序文で「祖国」と記されていた箇所が「国家」に置換され、(イ)第6章第2節第100条で、国務委員長の規定で「国家を代表する」という修飾語が挿入された。また、(ウ)第1章第3条で、「主体思想」と「先軍思想」を「自らの活動の指導的指針とする」とされていた規定が、「偉大な金日成・金正日主義を国家の建設と活動の唯一の指導的指針とする」と修正され、(エ)第3章第43条で「社会と人民のために闘争する堅潔な革命家」に育成するという文言が、「国家は、社会主義教育学の原理を具現し、次世代を社会と集団、祖国と人民のために闘争する真の愛国者に、知・徳・体を兼ね備えた社会主義建設の働き手」に育成する、と修正された(カン・ヘソク 2019b: 335-336)。

さらに、憲法序文で新たに追加された「偉大な領袖金日成同志と偉大な指導者金正日同志を戴くことによって、わが共和国は富強で自主的な国家建設の根本的かつ中核的な課題を立派に解決した、世界にまたとない国家実体として光を放つようになった」という文章も注目される。カン・ヘソクは、「国家実体」という語が敢

えて用いられていることから、「わが国家第一主義」の、国内政治ではなく国際政治的コンテクストの側面を読み取ることができると指摘する。つまり、従来の「不良国家(rogue state)」のイメージへの対応から、国際秩序に編入されようとする努力として解釈することができ、もしそうであるならば、「国家実体」という表現は、自らが市民権を持った国際社会の正当な一員であることを強調したものであると考えられることでもある(カン・ヘソク 2019b: 336)。チョン・ヨンソンも、相対的に、血統による世襲というイメージから抜け出し、思想家としての地位を強化し、経済発展のための「開放」の必要に迫られる中、金正恩の国家的位相が固まったのを機に、対内外的に、公式に「わが国家第一主義」を宣言することで、対外関係で国際社会の一員、正常な国家としての位相を高め、世界化を推進しようとしたと分析している(チョン・ヨンソン 2020: 37)。

こうした可能性の背景として、2018年の中朝会談で中国型の改革・開放を行うことを明言したのであるならば、それを統治イデオロギーの面から正当化を図った可能性があると考えられよう。特に、開放政策は、対外的経済交流である以上、外国の企業や投資家の信頼が不可欠であり、正常な「国家実体」であることがその前提ともなりうる。その重要な条件が「法」の整備であるといえる。「わが民族第一主義」の定式化にあたり、「誰しも国旗と国章、愛国歌に神聖に向かい、国家のあらゆる諸法を絶対尊重する遵法気風を確立し、国花と国樹、国鳥、国犬のような国の象徴を積極愛護し日常生活の一部として思う社会的風潮を醸成しなければならない」(『労働新聞』2019/02/20)と述べられ、「国家の諸法」の重要性が強調されている点にも注目されたい。

「遵法気風」の確立の必要性については、開放政策との関連で『経済研究』でも論じられて

いる。『経済研究』で2015年から議論の対象として登場した「経済開発区」は、「国家が特別に定めた法規に従い経済活動で特恵が保障される特殊経済地帯」で、「該当国家がほかの国の投資を引き込み、経済を発展させる目的で国内の他の地域と区別し、投資と企業の生産、奉仕、科学技術研究活動により有利な環境を保障する特定の地域」（リ・イルチョル 2015: 42）であるが、その経済開発区の開発、管理・運用では「外国投資に有利な環境と条件を用意すること」が2016年現時点での問題で、その「基本は法律的环境」であるとし、次のように論じられる。「まず、完全な平等と互惠の原則から外国投資家に十分な機会を調整することとともに、投資法律環境をさらに具体的で完璧に改善し、より重要なこととしては、法律執行を徹底的にしなければならない。また、外国投資家の心理と生活方式などに合わせ、より柔軟で円滑に外国投資の監督、管理制度を更新しなければならない。経済開発区に外国投資企業を設置し、運用するのに審査制度をより簡素化し審査を一空間で統一的に進める一括手続きサービス制度を実施する」とともに、「各道（直轄市）経済開発区管理委員会で外国投資企業の企業設立と登録申請のための手続き日の短縮の問題、投資関連人員の実務旅行条件を合理的に保障するための問題、国際通信条件の保障問題、本国への利潤送金条件の保障問題、そして外国投資家の在留および居住条件と関連した問題」を「法と規定の要求に従って円満に解決しなければならない要求」が生じると指摘する。また、「今わが国では経済開発区創設を宣布したのに基づき開発事業を積極的に推進させるための法律的环境調整事業と下部構造建設事業を力強く広げている」という指摘もされている（キム・ミョングク 2016: 44）。

このように法整備の必要性を強調しているのは、整備がまだ進んでいないことを示唆するも

のもあるが、開放政策を進めるにあたってその重要性が認識されていることが読み取れる。北朝鮮で対外開放政策がうまく進まないのは、行政・労務管理などでの北朝鮮政府の干渉や、経営活動のための法・制度的装置の未整備により、魅力的な投資誘因をもたらさないからであるという指摘があるが（キム・サンフン 2017: 33）、法的環境が整っていないことを政権や北朝鮮の専門家も認識していると考えられる。

また、別の論文では、過去に、「国際会計慣習を適用する問題はわが国の外国人投資企業運営実践でも幾度か提起された。実際に、2001年にとある国の会社は、わが国の合作会社が作成発表する会計決算書について、国際会計基準に基づいた国際会計検証を進行することを要求し、2010年にわが国に合作会社を創設した外国人投資家は国際会計基準に基づいて外国人投資家企業会計計算秩序を立てることについての提起をした」（キム・チョルハク 2018: 49）ことがあり、「国際標準」の受容が主張されている。特にそれが、経済開発区を活性化させるために、（ア）「会計慣習法規を一層完備し、投資環境を改善する」こと、（イ）「企業が会計関連法規を徹底して順守するようにする」こと、そして（ウ）「法規の遵守で提起されるさまざまな問題を客観的に公正に処理する」ことにおいて重要な役割を担うと論じられており（キム・チョルハク 2018: 49）、経済開放政策における法の整備・遵守の重要性が認識されていることが読み取れる。

以上のことから、「国家」の位相が高められていくことと、「国家の法」の整備・遵守が要求されながら開放政策が進められることが連動していたことに加え、中朝会談での金正恩の発言も踏まえれば、「改革・開放」へ本格的に動き出そうとしていた可能性が考えられる。

おわりに

本稿では、北朝鮮における「国家」言説の台頭の様相と、それが経済政策とどのように関連しているのかを、公式文献資料、特に『経済研究』の諸論文における政策のイデオロギー的正当化の論理構築の分析を通じて考察した。まず、市場化する社会の変容と経済政策の変化、「金正日的愛国主義」の登場とその意義を論じた。次に、金正恩政権が金正日時代の「先軍政治」を継承しつつ新たな経済建設路線を提示し、社会の変化に対応して経済政策を打ち出す中で、人々が持つべき態度・精神が、「首領」という個人への忠誠から、「国家」への献身に、人々の見習うべき対象が「軍人」から「愛国者」および「科学者」へと変化していったと論じた。そして、「科学」重視の方針から「知識経済時代」という言説が用いられ始め、それが「核・経済並進路線」の下、「民族」や「国家」に対する矜持・自負心の強調を通じて核武力の強化を、「われわれ式経済管理方法」における「国家」への献身の要求を通じて経済建設を、それぞれ進めようとしたことを示した。最後に、「核武力の完成」とその後の活発な外交活動の成果への自信を背景に登場したと考えられる「わが国家第一主義」が、「統一」よりも国際政治の堂々たる「正常国家」として振る舞う意志を内外に示した可能性と、これを以って「中国型の改革・開放」へと向かおうとした可能性について論じた。

以上の議論から、次のことが言えよう。すなわち、金日成の個人カリスマと、革命的な性質をもつ社会主義を正当性の根幹として成り立っていた北朝鮮の支配秩序が、世襲継承と経済危機・市場化を経て「カリスマの日常化」が大きく進展していく中で、金正恩政権ではイデオロギー言説において「国家」の位置づけが高められていった。特に、経済政策において、金正

恩政権は、非公式的な新興富裕層をも活用しつつ日常経済の発展を目指す際に、「国家」への献身を人々に要求し「国家」の役割・位相を高めることで「日常化」による権威の空白を埋めようとしたと考えられる。

2019年に「わが民族第一主義」が登場した後、金正恩政権が新たな動きを見せる可能性は十分考えられたが、2020年以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、国際社会は混乱した。周知の通り、北朝鮮は他国よりも早いタイミングで中国との国境を封鎖するなどの対策をとり、少なくとも新型コロナウイルスによって政権の存亡が左右されるほどの影響は受けていないようである。しかし、対外交易の大部分を対中交易に依存していた事情から、経済状況は悪化していると考えられる。このような苦境の中で、どのように経済を立て直し、支配の正当性を確保できるかが、今後の焦点になるであろう。本稿ではコロナ禍以降の北朝鮮の状況²¹を視野に入れることはできなかったが、コロナ禍がある程度収束した後に明らかになるであろう政権の目指す方向性から、本稿の分析の妥当性が検証されることになるとと思われる。

最後に、本稿では、主に支配の正当性を確保するための政権の対応の様相に焦点を当てたが、そうした対応も含めて現実になり立っている支配秩序の下で、被支配者の人々の自発的服従がどのように見出せるのか、その上で支配者と被支配者の間でどのような相互作用が見出せるかを分析することが、北朝鮮で成り立っている支配関係をより深く理解することにつながると思う。これについては今後の研究の課題としたい。

²¹ 2020年2月には、市場に対する統制が再び強化されたと指摘されている。Silberstein (2020)を参照。

【参考文献】

<日本語・英語文献>

- 江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の変容と歴史認識問題』、勁草書房、2014年。
- 伊藤亜人『北朝鮮人民の生活——脱北者の手記から読み解く実相』弘文堂、2017年。
- ハガード・ステファン&ノーランド・マーカス(杉原ひろみ・丸本美加訳)『北朝鮮——飢餓の政治経済学』中央公論社。2009年。
- 平岩俊司『朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国——「唇齒の関係」の構造と変容』世織書房、2010年。
- KBS WORLD「金正恩氏『経済を改革・開放』中朝会談で表明か」2018年5月19日、(2021年1月4日最終閲覧、
http://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&id=IK&Seq_Code=68028)。
- 金正日『金正日選集 14』外国文出版社、2010年。
- 金正恩『富強な祖国の明日のために』外国文出版社、2020年。
- 小野寺史郎『中国ナショナリズム』、中央公論新社、2017年。
- Silberstsein, Benjamin K, “The North Korean Economy: Crowing Resource Scarcity May Accelerate StateControl Over Markets”, 2020, (2021年1月3日最終閲覧、
<https://www.38north.org/2020/02/bkatzeffsilberstein021120/>)。
- 鐸木昌之『北朝鮮 首領制の形成と変容——金日成、金正日から金正恩へ』明石書店、2014年。
- 鈴木隆『中国共産党の支配と権力——党と新興の社会経済エリート』慶應義塾大学出版会、2012年。
- ウェーバー・マックス(世良晃志郎訳)『支配の社会学 II』創文社、1962年。
- ウェーバー・マックス(世良晃志郎訳)『支配の諸類型』創文社、1970年。

<朝鮮語文献(韓国)>

- 강혜석 [カン・ヘソク] 「북정당성의 정치와 북한의 민족재건설 : 주체, 우리 식, 우리민족제일주의」『한국정치학회보』, 53(1), 2017, 65-96.
- 「북한의 민족건설과 두 개의 민족론」. 『한국정치학회보』, 53(1), 2019a, 127-155.
- 「김정은 시대 통치담론 변화와 ‘국가’의 부상 : <김정일애국주의> 와 <우리 국가제일주의> 를 중심으로」 『국제정치논총』59(3), 2019b, 309-345.
- 권헌익・정병호 [權憲益・鄭炳浩] 『극장국가 북한 카리스마 권력은 어떻게 세습되는가』창비, 2013.
- 김보근 [Kim・Bogun] 「시장화와 개혁・개방 이데올로기」홍민, 오경섭, 정은이, 한기범, 양문수, 차문석, 전영선, 김보근, 박희진, 최은주『북한 변화 실태 연구 : 시장화 종합 분석』통일연구원, 2018, 171-208.
- 김보민 [Kim・Bomin] 「북한 민족제일주의 담론의 변화 : 조선민족제일주의에서 우리 국가제일주의로」 『현대북한연구』, 24(1), 2021, 139-177.

- 김상훈 [キム・サンフン] 「북한의 핵·경제변진노선과 경제특구 개발의 한계」 『KDI 북한경제리뷰』 2017(7).
- 김차영·김명철 [キム・チャヨン&キム・ミョン Chol] 「김정은 시대 북한의 경제 변화 방향성에 관한 연구: 북한 학술지 『경제연구』 주제 분석을 중심으로」 『통일연구』 23(2), 2019, 83-113.
- 박영자, 정은미, 한기범 [パク・ヨンジャ, チョン・ウンミ, ハン・ギボム] 『북한 변화의 변수와 경로: ‘핵문제’와 ‘개혁·개방’의 조합을 중심으로』 통일연구원, 2019.
- 박형중 [パク・ヒョンジュン] 「수령독재하 북한의 경제구조와 경제개혁, 그리고 김정은 정권의 국가전략」 『KDI 북한경제리뷰』 (21), 2019.
- 박후건 [パク・フゴン] 「북한 경제의 재구성 - part I 『근로자』와 『경제연구』 등 북한 문헌들을 중심으로」 『현대북한연구』 16(3), 2013년, 176-232.
- 안경모 [アン・ギョンモ] 「북한의 선군노선과 권위구축동학: 정치적 계승의 위기를 중심으로」 박사학위논문, 2013
- 「북한의 이데올로기 변화와 그 정치적 함의 (1966-2012)」 『한국정치학회보』, 49(4), 2015, 157-179.
- 윤철기 [윤·철기] 「북한 시장화 이후 계급체제와 노동계급의 이데올로기적 정체성 변화」 『현대북한연구』, 19(2), 2016, 155-189.
- 양문수 [ヤン・ムンス] 「북한 문헌, 어떻게 읽을 것인가: 『경제연구』의 사례」 『현대북한연구』, 12(2), 2009, 7-61.
- 『북한경제의 시장화: 양태·성경·메커니즘·함의』 한울, 2010.
- 「김정은 시대 북한의 경제개혁 조치: 중국과 비교의 관점」 『아세아연구』, 59(3), 2016, 114-159.
- 엄주현 [オム・ジュヒョン] 「『경제연구』 분석에 기초한 남북 협력 방안 연구」 『통일인문학』 71, 2017, 235-272.
- 이창희 [イ・チャンヒ] 「『경제연구 (1986~1999)』로 바라본 북한의 경제개혁에 대한 고찰」 『북한학연구』 6(2), 2010, 147-186.
- 전영선 [チョン・ヨンソン] 「‘민족제일’에서 ‘국가제일’로: ‘우리 국가제일주의’의 의미와 전망」 『KDI 북한경제리뷰』 (7), 2020, 30-38.
- 조영임·안경모 [조·영임&안·경모] 「김정은 시대 북한 핵 개발의 국내정치동학: ‘정당성의 정치’와 ‘핵 민족주의」 『한국과 국제정치』 35(2), 2019, 149-182.
- 최용환·김소연 [최·용환&김·소연] 「북한의 시장화와 국가성격 변화」 『현대북한연구』, 20(3), 2017, 7-52.
- 통일연구원 [統一研究院] 『2019 북한 이해』 통일문화연구원 연구개발과, 2018.
- 『2021 북한 이해』 통일문화연구원 연구개발과, 2021.
- 허인혜 [ホ・イ네] 「북한 경제개방의 사상적 딜레마」 『한국정치학회보』, 45(2), 2011, 201-227.

<朝鮮語文獻(北朝鮮)>

『로동신문 [勞働新聞]』

『조선중앙통신 [朝鮮中央通信]』

以下、『경제연구(經濟研究)』과학백과사출판사 .

김경희 [キム・ギョンヒ] 「경제에 대한 국가의 중앙집권적, 통일적지도의 강화는 사회주의경제관리개선의 기본요구」2009(3), 4-5.

김명국 [キム・ミョングク] 「현시기 경제개발구를 개발하고 관리운영하는데서 나서는 몇가지 문제」2016(1), 43-45.

김영홍 [キム・ヨンフン] 「새 세기 산업혁명의 불길을 세차게 지펴올려 경제강국건설의 전환적국면을 열어 놓는데서 중요한 문제」2013 (3), 7-9.

김재서 [キム・ジェソ] 「경애하는 김정은동지의 령도를 높이 받들고 새 세기 산업혁명을 힘있게 밀고나가는것은 현시기 경제건설의 중요과업」2015(1), 6-9.

김정민 [キム・ジョン민] 「사회주의경제관리개선에서 당의 선군정치방식의 구현」2012(1), 7-8.

김진향 [キム・ジニャン] 「당의 령도를 보장하며 정치사업을 확고히 앞세우는것은 사회주의기업체의 경영권을 바로 행사하는데서 나서는 기본요구」2016(2), 5-6.

김철학 [キム・チョルハク] 「국제회계관습의 옳은 적용은 경제개발구활성화의 중요담보」2018(1), 48-49.

당경호 [タン・ギョンホ] 「경애하는 김정은동지께서 밝혀주신 우리식의 경제관리방법의 본질적특징」2014(2), 6-8.

라위훈 [ラ・ウィフン] 「새 기술의 연구개발과 활용을 적극 추동하는 경제관리방법을 확립하는것은 현시기 사회주의경제강국건설의 필수적요구」2017(3), 11-12.

류영철 [リュ・ヨン철] 「자강력제일주의는 경제강국건설의 성과를 담보하는 근본방도」2016(3), 3-5.

박철 [パク・철] 「자력갱생의 혁명방식을 구현하는것은 사회주의자립경제의 잠재력을 남김없이 발양시키기 위한 중요방도」2009(4), 10-11.

심동명 [シム・ドン명] 「경애하는 김정은원수님의 령도밑에 새 세기 산업혁명의 불길을 세차게 지펴올리는것은 과학기술의 힘으로 경제강국건설의 전환국면을 열어나가기 위한 중요방도」2013(3), 4-5.

안명훈 [안・명훈] 「최첨단을 돌파하기 위한 투쟁을 힘있게 벌리는것은 희천속도의 기본요구」2010(3), 5-7.

원철남 [원・철남] 「당이 제시한 새로운 전략적로선은 그 실현가능성이 확고히 담보된 현실적인 로선」2019년 (4), 9-10.

조옹주 [조・옹주] 「현시기 경제사업에 대한 지도와 관리를 개선하는데서 나서는 중요한 문제」2014(1), 4-5.

최성봉 [최・성봉] 「전략적경제관리방법의 필요성」2016(1), 11-12.

北朝鮮の「国家」言説と経済政策に関する研究

한금옥 [ハン・クモク] 「사회주의경쟁과 그 조직에서 나서는 중요한 문제」2016(1), 23-24.

현철주 [ヒョン・チョルジュ] 「선군시대 사회주의경쟁의 특징」2013년 (2), 7-8.

仏領期ベトナムにおける規範的女性像の創出 ——ベトナム最初の女性誌『女界鐘』（1918年創刊）の 分析を通じて——

Creation of a Normative Female Image in the French Colonial Period in Vietnam: First Women's Magazine "Women's Bell" in Vietnam (published in 1918)

新井 悠子
ARAI Yuko

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録

ベトナム初の女性誌『女界鐘』（1918年2月～7月）は、フランスの植民地期に登場した。創刊者はアンリ・ブラキエールで、実際の責任者はベトナム人のチャン・ヴァン・チムであった。『女界鐘』は植民地政府の女子教育政策を広める役割が期待されていた。確かに、政府の教育政策を称賛する記事が掲載されているが、ナショナリズム的要素も読み取れる。

本研究は、雑誌の記事分析から、『女界鐘』が示した女性像について考察したものである。『女界鐘』の執筆メンバーが提示した女性像は、前時代からの儒教規範である「三従」から逃れ、自ら行動する女性であった。ただ、そこで女性に期待されるのは、民族に貢献する母・妻となることであった。しかし、投稿記事には、執筆メンバーへ反論をし、『女界鐘』の女性規範から逃れようとする議論もみられた。

Summary

Vietnam's first women's magazine, "Women's Bell" (February-July 1918), appeared during the French colonial period. Henri Blaquière was its founder, while Tran Van Chim, a Vietnamese, was the actual person in charge. The magazine hoped to promote the colonial government's policy of educating girls. Although it contained articles praising the government's education policy, it had strong elements of nationalism.

This study examines the portrayal of women in "Women's Bell" based on an analysis of the magazine's articles. Women were presented by the writing members as acting on their own and escaping the Confucian norm of "Three Obedience", which had existed since the previous era. However, they were expected to be mothers and wives who would contribute to the nation. Nevertheless, there were arguments in some submitted articles, which refuted the writing members' portrayal and attempted to escape the female norm of "Women's Bell".

キーワード

女性雑誌 女性像 植民地期

Keywords

Women's magazine; female image; colonial period

原稿受理日：2023.1.22.

Quadrante, No.25 (2023), pp.151-173.

目次

はじめに

1. 20世紀初頭の女子教育観

1-1. 南部の女子教育状況

1-2. 植民地政府の女子教育観

1-3. ベトナム男性知識人の女子教育観

2. 『女界鐘』概要

3. 姉妹たちへの女性規範——『女界鐘』における主
要な論点

3-1. 『女界鐘』の良妻賢母論

3-2. 儒教道徳

4. 読者の反応

おわりに



はじめに

本稿の目的は、1918年にフランス人のアンリ・ブラキエール (Henri Blaquière) が創刊した、ベトナム初めての女性誌『女界鐘 (Nữ Giới chung)』の言説分析から、『女界鐘』が提示した女性像を考察するものである。

本論文で扱う『女界鐘』はフランス植民地期に創刊された。ベトナムは、19世紀後半からフランスの植民地化が進み、1884年に全土が植民地となった。植民地化のさなか、ベトナムの男性知識人を中心に激しい反仏抵抗運動が勃発した。20世紀初頭には抵抗の形式が変わり、知識人たちは「祖国の近代化のためには大衆への教育」をスローガンとして掲げた [Trần Đình Việt 1999: 102]。この時期の知識人は、ベトナム女性の地位を見直し、社会における女性の役割について検討し始めた。この時期の論者は主に男性知識人が中心であり、20世紀初頭の新聞・雑誌の読者も同じ知識を共有した男性であった。女性が女性に向かって自分たちの問題を論じ、そして流通するようになるには『女界鐘』の登場を待たなくてはならなかった。

『女界鐘』は、フランス植民地政府の言論政策の一環として登場した。つまり、女性たちの自発的な働きかけにより創刊された雑誌ではない。『女界鐘』が生まれた1918年とは、仏越提携下における教育制度形成期である。それゆえ、主な読み手となる女性の読者層が未成熟であったことなどの要因により、この雑誌は一年足らずで廃刊を迎えてしまう。その後、『女界鐘』に続く女性誌はすぐには生まれなかった。1927年に、女性論者たちによって女性誌の創刊を求める議論がなされ [Lại Nguyễn Ân 2019] [Phan Đăng Thanh, Trương Thị Hòa 2017: 223]、またベトナムの民族資本家による出版事業が盛り上がる時期とあいまって、1929年5月にサイゴンで『婦女新聞 (Phụ Nữ Tân

Văn)』、1930年12月ハノイで『婦女時談 (Phụ Nữ Thời Đàm)』、1932年7月にフエで『新進女性 (Phụ Nữ Tân Tiến)』と、主要な都市において女性誌が相次いで刊行する。

仏領期の女性誌は1918年に登場し、1920年代後半から最盛期を迎えるのだが、これまでの研究ではそれぞれの時期や雑誌ごとに、女性たちが何を論じたのか明らかになっていない。従来の仏領期の女性研究は、階級闘争・民族解放運動史に規定されており、仏領期の女性誌もまた、その観点から分析されてきたためである。ベトナムの階級闘争・民族解放運動史観における女性史の大筋は次の通りである。現在のベトナムの政権を握るベトナム共産党は1930年に結成された。結成当初から、党は女性の権利に対し関心を傾けており、党の指導のもと女性運動が盛り上がっていった [レ・ティ・ニャム・トゥエット 2010: 80-88]。ホーチ・ミン率いるベトナム独立同盟主導のもと、1945年の8月革命によりベトナム民主共和国という共産党主導の国家が成立した。ベトナム共産党は民族の解放だけではなく、憲法において「男女同権」を宣言したことで、女性解放も成し遂げた [トゥエット 2010: 112]。この史観の代表的な研究はレ・ティ・ニャム・トゥエット [1975] やグエン・ティ・タップ [1980] である。これらの研究では闘争に直接関わった女性や、植民地主義や封建制から二重の抑圧を受けた女性たちの苦痛のありようにのみ焦点があてられ、仏領期創刊の女性誌については論じてこなかった。先の研究とは異なり、デイビッド・マー [1981] やショーン・マックヘイル [1995] は仏領期の女性誌を分析史料として扱っている。しかし彼らは、1945年を民族解放闘争・階級闘争による女性解放のひとつのゴールとして定め、その階級闘争的／女性解放的要素が読み取れる女性誌や記事を中心に論じている。マー [1981] は主に1910年代～1945年までの

期間に、クオックゲー¹で書かれた新聞・雑誌上の女性をめぐる議論を概観している。なかでも、彼は1929年に創刊された『婦女新聞』の編集方針の変遷を追い、発行後期になると『婦女新聞』の書き手のなかに階級問題への視座があったと指摘する[Marr, G. David 1918: 220-226]。また、マックヘイル[1995]は、「男女同権」「女性解放」というキーワードをもとに『女界鐘』『婦女新聞』の比較を行っている。『女界鐘』は「女権」「男女同権」を掲げ、それぞれの用語を説明し、女子教育・知性やモラルの向上を目指していたが、あくまで仏越提携の体制のなかにとどまっていた[Shawn Mchale 1995: 192-193]。『婦女新聞』では「女性解放」を主張し、そのためには経済的基礎への攻撃をしなければならないとし、仏越提携をはねのけるような主張も見られたとする[Mchale 1995: 192-193]。マックヘイル[1995]は、マー[1981]が概略的にしか触れなかった『女界鐘』を分析している点は評価できる。しかし「男女同権」「女性解放」に焦点を絞っており、『女界鐘』が何をテーマにして論じようとしたのかその全体像が見えてこない。

では、植民地であった他の儒教文化圏の東アジア地域における初めての女性誌は、どのような論点で論じられているのだろうか。他の東アジアにおいては「新女性²」への関心が高く、「新女性」登場後に、彼女たちが創刊した女性誌を中心的に取り上げてきた。近年では、その偏りへの問題意識から、朝鮮を対象に1920年代からの「新女性」登場以前からさかのぼって

論じて行こうという動きがある[Kim Jin Seouk 2005] [李貞恩2014]。李貞恩[2014]は、開化派の男性により1898年に創刊された『独立新聞』と『帝国新聞』を女性に向かって啓蒙を呼びかける点で評価している。ふたつの新聞は、伝統的婚姻制度や男尊女卑に基づく女性観への指摘をなし、女性に近代的意識を注ごうとしたが、発行者が封建的思想に基づいた開化派儒学者であったため、封建的女性観を克服できなかったと指摘する[李貞恩2014: 72-75]。その後の1917年に「東京女子留学生親睦会」の機関紙として『女子界』が登場した³。この雑誌は、植民地に生きる女性たちの主体を読みとる史料として分析されている。『女子界』は、日本留学を通じて得た近代的知識に基づき、朝鮮人女性としての主体的な意識を有しながら、朝鮮社会の女性問題に取り組んだ[崔蕙隣2013: 199]。崔蕙隣[2013]は、1910年代の女子留学生は、朝鮮人女性であることを強く意識していたが、日本の女性解放運動に携わっていた日本人女性からは日本人である自覚が見られないと指摘する[崔蕙隣2013: 199]。その要因は、宗主国の女性は女性としての自分自身を問い詰めることができ、国家や民族の問題に目を向ける必要がなかったためだと分析している[崔蕙隣2013: 199]。

ベトナムの初めての女性誌である『女界鐘』は、朝鮮の『女子界』とは異なる条件のもと創刊された。1つは、『女子界』が留学先の日本で彼女たちの意思のもと創刊し出版していたのに対し、『女界鐘』はフランス植民地政府の

¹ ベトナム語を表記するローマ字体系である[川本邦衛2011: 1319]。

² 「新女性」の基本的な概念は「新教育を受けた女性」であるが、この「新教育」の教育水準はその地域によって異なる。朝鮮での「新女性」とは、朝鮮内および外国で近代的教育を受けた女性たちの意味であるが、具体的には、朝鮮内では女子高等普通学校・高等学校など中等程度の学校教育を受けた層を指す[井上和枝2013: 15]。台湾での「新女性」とは、纏足をやめ、日本教育を受けた女学生＝女子教育の学歴の所有者である。ここでは、高等女学校の在校生や卒業生を指す場合もあるが、小・中学校出身者も含まれることもあったことが指摘されている[洪郁如2001: 14]。

³ 朝鮮において、女性の手によって出された最初の雑誌は、1908年に慈善婦人会により発行された『慈善婦人雑誌』である。女性の天性である慈善の奨励と教育の勉勵が二大目的であったとの言及はあるが[井上2013: 42]、それ以上の分析はなされていない。つまり、『女子界』とは実際には初めての女性誌ではないが、崔蕙隣は、朝鮮人女性が女性として自覚・自立を求め、自分の意見を集团的に表し、雑誌刊行と編集に携わった「最初の女性誌」とであると提示している[崔蕙隣2013: 199]。

言論政策のもと登場したという創刊の経緯である。さらに、学問的基礎も異なる。『女子界』の書き手は近代教育をうけた女性であったのに対し、『女界鐘』の主筆であるスオン・グエット・アイン (Suong Nguyệt Anh, 1864～1921年) は幼い頃から父より漢文とチュノム⁴の教育が施されてきた。これらの条件のもと誕生した『女界鐘』の主な書き手である女性たちは、民族イデオロギーと女性自身の解放をどのように捉えていたのだろうか。本論文は、植民地政府による教育制度形成期に登場した『女界鐘』のなかで、女性たちが自分たち自身をどのように規定し、いかなる規範的な女性像を創出したのかを検討する。

1. 20世紀初頭の女子教育観

仏領期以前は、女性は小さい頃から「三従」「四徳」という儒教道徳のみを教えられるだけであり、学校へ通うことは公に認められていなかった。女子への教育機会が開かれていったのは、19世紀後半からである。このことは、女子教育を推進する植民地政府とベトナムの男性知識人が、従来の女性とは異なる新しい女性の創造を目指したことを意味している。南部で創刊した『女界鐘』が、いかなる状況の中で登場したものなのか把握するために、以下では、主に南部の女子教育の状況を概観する。

1-1. 南部の女子教育状況

1917年12月、当時のインドシナ総督であるアルベール・サロー (Albert Sarraut) により「学政総規 (Règlement général de l'Instruction

publique)」⁵が公布された。この「学政総規」は、各地でまちまちに進められていた教育制度を統一し、在インドシナのフランス人向けの学校とは別に、仏越学校を設け、「土着民」のための教育機関を規定した [岩月純一 1995: 13]。ここには女子教育に関する項目も盛り込まれている⁶。ただ公布以前からフランス当局は現地人向けの教育を開始している。

1862年のサイゴン条約によってベトナム南部はフランスの植民地直轄領となった。その条約締結の前年から、当局は教育機関の開設を始めている。1861年にはフランス人に仕える通訳者育成のため、アドラン学園 (Évêque d'Adran) を開校した。1864年には当時の総督であるグランディエール (Grandière) が従来の漢文を廃止し、クオックゲーと筆算を教えるための小学校を各省へ開校することを決めた [Ngô Minh Oanh 2011: 15]。1866年には南部には47校が開校している。その後、1871年には師範学校をサイゴンに開校し、1874年には官吏補佐育成のための学校を増設した [Oanh 2011: 15]。同時期に、植民地政府は教育に関する規定 (1874年規定・1879年規定) を公布し、就学年数と教育内容を定めた [Oanh 2011: 16]。これまでの研究では、先の学校機関にどれだけ女学生に対し入学許可が出ていたか記載がないが、女子の入学が正式に認められるようになるのは、教育制度が一定程度整えられた後の1880年であった。1880年に男子だけではなく、女子の入学が許可された公立の学校が開校した [Oanh 2011: 18]。私学は先んじて、1875年にはシャ

⁴ 前近代にベトナム語の口語を記述するのに用いられた漢字の仮借や漢字をもとに考案した会意や形声の民族文字である [川本 2011: 386]。

⁵ ポール・ボー (在任期間: 1902～1908年) の時期から、植民地の実情と伝統に根差した、現地住民のための公教育の審議会が設置されおり、この1917年の「学政総規」とはボーの構想を整備して発表したものである [近田政博 2005: 59]。

⁶ 現時点では2ヶ所の言及箇所を確認できている。1つ目は、「第2章 原住民用女子初等学校」である。ここでは、男子の初等学校 (6年生) を村に1校、女子は省に1校の女学校の設立し、設立できない場合は共学も認めるが男女の席は離すと定められている [古沢 2009: 284]。2つ目は女子の補足学校に関しては、コーチシナには「サイゴンの原住民女子コレージュ (collège des jeunes filles indigènes à Saigon)」があると記している [古沢 2011: 241]。

ルトル聖パウロ修道女会により、サイゴンに Sainte Enfance 校という女学校が開校していた。1886年には南部には7校の女学校が開校され、922名の女学生が在籍していた [Dang Thi Vang Chi 2015: 26]。女子の公立高等小学校開校へ、インドシナ政府が動き出すのは1915年以降である。南部には1915年サイゴンにアオティム校 (Trường Áo Tím)、1917年フエとハノイにドンカイン校 (Trường Đông Khánh) が開校した。サイゴンのアオティム校は当初は初等部しかなく、入学者数も42名であったが、次第に生徒数が増加したため1922年までに中等部が開設され、新たな校舎も建設された [Nam Sơn Trần Văn Chi: 2021]。当時のアオティム校では、中等部は週に1~2回のベトナム語の授業以外は、教授言語はフランス語であり、カリキュラムは理系や文系の科目に加え、絵画、音楽、体育、女工⁷、家政、こどもの養育といった内容もあった [Thái Thị Ngọc Du, Dominique Rolland, Nguyễn Thị Nhân, Bùi Trần Phương 2014: 8]。

ベトナム全域をみても、年々学校数や就学人口は増加傾向にあった。1939~1940年度的全課程の学生・生徒数が、全人口2,300万に対して約30万人(全人口の1.3%)を超えていたとするが、その8割以上が初級学校(3年制)の生徒であり、多くが初級学校で学業を終えており、その後の進学を望める生徒はほんの一握りであった [広木克行 1978: 152]。このフランスの植民地主義の教育は「人民の絶対的窮乏化とその人民をさらに収奪するための少数の下級官吏要請を目的とした教育制度」だったとの批判がある [広木 1978: 152]。つまり、ベトナム国内の階級格差の拡大を指摘している。さらに、男女の進学率を見ると、フランスの教

育政策により女子教育機関の拡充がなされ、女子は就学機会を得たが、男女の就学・就業機会の格差はいまだ大きかったということも指摘できるだろう。

1936~1937年度の初級学校数はベトナム全域で2,496校、生徒数は166,621名(男子135,396名、女子31,315名)であった [船越康寿 1998: 121]。また、中等教育へ進学する女子生徒数は、北部・南部・中部合わせて1921年では105名から1931年には343名へと増加しているが、同年の男子生徒数は4,496名であった [Trịnh Văn Thảo 2009: 163]。つまり、初級学校では男子4:女子1で、中等教育は男子13:女子1の比率であった。女子の卒業後の進路は、リセ(共学)への進学や、女子高等小学校の師範科を卒業し教師となる道もあったが、多くは家庭へと帰っていった⁸。

以上を踏まえると『女界鐘』創刊の1918年とは教育制度が整えられ、ベトナムの主要な都市に公立の女子高等小学校開校が始まった時期ではあった。しかし1918年の南部においては、後に中等部も開校されるアオティム校はまだ初等部しかない状況であり、私学を除き⁹、女子の就学とは初等教育(就学年数6年)までしか設定していない段階にあり、男子との教育格差は圧倒的なものであった。

1-2. 植民地政府の女子教育観

南部においては19世紀後半から始まった女子教育は、フランス植民地政府のいかなる女子教育観に基づき進められたのであろうか。当局がベトナムの女子教育に重点を置いていたことが、当時の総督であるアルベール・サローが執筆した1923年『フランス植民地の開発』からうかがえる。彼の女子教育の目的とは、植

⁷ 「女工」とは料理や裁縫といった女性の仕事を意味する [川本 2011: 1101]。

⁸ 1923年には医薬本科学校内に助産婦科が設置されたことから [小田なら 2022: 54]、医療も女性の分野として一部整えられる動きもあったと推測する。

⁹ 1918年に私立マリ・キュリー校 (Trường Marie Curie) も開校している。

民地体制下の近代化を肯定し、それを次世代に伝える母となる人物の養成と、フランス式の近代教育を受けた男性知識人にふさわしい結婚相手となる妻の創出であった。

母親というものはその社会的地位如何に関わりなく、どのような母親でもわが子に与える精神的絆の強さ、影響力の強さ、影響力の大きさという観点からしてほとんど絶対的な存在であることには疑いがないであろう。子供に言葉を教えるのはまず母親である。同様にその民族社会での宗教や習俗、慣習、偏見にいたるまで母親から子供に教え伝えられる。(中略)われわれが企図したことを実行しようとするとき、つまり近代化のために何かをしようとするとき、それに抵抗するのは多くの場合、女性である。したがって、ことを成し遂げるためには女性の信頼を得る、われわれの企図について女性に理解してもらう、これが必要なのである [アルベール・サロー 2021: 212]。

彼の女子教育観には、母を通して子への同化を進めるための手段として講じる意図があった。別の箇所では、教育を受けた男子はいずれ、世間知らずの女性や何の助けにもならないような女性との結婚を嫌がるようになるとの記述もある [サロー 2021: 213-214]。つまり、女子教育とは近代教育を受けた一部のエリート男性にとって、ふさわしい結婚相手となる妻を用意しておくために講じられるのでもあった。

この女子教育の理念は教育現場にも反映されている。1926年、サイゴンのアオティム校の卒業式で卒業する女子に向けて、フランス人医師がスピーチをした内容は、学校で学んだ寛容さ、自己犠牲、慈善を、卒業後もさらに磨いていくことを求めることを、衛生、母乳育児、子

供の養育方法についてであった [Micheline R. Lessard 2002: 148]。つまり、植民地政府の女子教育は、女子に男子と同等の教育内容と就業機会を積極的には用意せず、大半の女学生には、植民地運営に母や妻として貢献する女性となることを期待していた。

1-3. ベトナム男性知識人の女子教育観

植民地期以前は、ベトナム男性知識人たちは就学から女子を締め出していた。20世紀初頭から、植民地体制派／反体制派のベトナム男性知識人どちらからも女子教育推進が唱えられるようになる。この20世紀初頭の知識人は、前の世代の反仏抵抗運動がことごとく失敗に終わるのを目の当たりにしていたため、旧套を打破する以外に民族の危難を回避する道はないと認識していた [白石昌也 1976: 560]。旧套のなかには、女子の無学も想定されており、女子にも教育の機会を与えることを主張する。論者はそれぞれ、民族や国家に対する女性の活動範囲について異なる点もあるが、彼らの女子教育の目的は、母・妻として民族に貢献する女性の創出である。以下からは、東アジアにおける良妻賢母論を概観した後に、20世紀初頭のベトナムの男性知識人の女子教育観についてみていく。

日本では「良妻賢母」、中国では「賢妻良母」、朝鮮では「賢母良妻」という用語が、日本においては明治維新後の1890年代から、中国や朝鮮においては1905年頃から使われ始めた [陳延媛 2006: 20]。各国は、西欧帝国主義の脅威にさらされるなかで、これまでの儒教的規範に基づく女性像ではなく、近代国家に貢献できる新たな女性像として「良妻賢母」を提示した。陳 [2006] は、伝統的な女性規範と「良妻賢母」は、どちらの女性像も基本的には女性の活動は家庭のなかに限定されるが、それぞれの女性観が背景にする原理に相違があると指摘する

[陳 2006: 24]。儒教の性別分業論(男は外／女は内)は、陰陽五行説に基づく「男尊女卑」論により正当化されているが、「良妻賢母」論の背後には、近代人権思想に基づく男女平等観と近代ナショナリズムがある。つまり、国民である個人の役割はすべて平等に富強な国家建設に対する貢献に収斂されるという、人権思想と近代ナショナリズムのもとで、女性が「良妻賢母」として家庭の中で行う活動も男子が社会で行う生産活動と同等な価値をもつとみなされる [陳 2006: 25]。

クオックゲーで書かれた新聞・雑誌において、最も早くから女子教育について論じたのはルオン・ズ・トゥック(本名 Lương Khắc Ninh 1862～1943年)である [Dang Thi Vang Chi 2015: 26]。当時トゥックは、自身が主筆を務めていた『農賈茗談(Nông Cổ Mìn Đàm)』の1902年8月28日付の記事のなかで、「私は、政府に女子教育のための学校を建てるよう要求した。その時、南部の理事長官と意見が一致し、後に各省の組織に女学校設立を指示した」と述べ、女子教育の目的には「妻や母としての役割を上手く行えるように」するためと設定している [Dang Thi Vang Chi 2015: 26]。この記事からは、彼の女子教育観がうかがえる。

人がこの世に生まれる、男子も人であり、女子もまた人である。明らかなことは産んだ父母の苦勞の賜物である。9ヶ月間胎内におり、3年抱きかかえられて育つ。どうして男子が尊く、女子が動物なのであるうか [Lương Dũ Thúc 1902: 6]。

まずトゥックは男女が平等に「人間」であると主張する。そのあと、これまでは男子のみに文字が教えられ、女子には縫物や料理しか教えられてこなかったことを批判し、女子教育を推奨する [Lương Dũ Thúc 1902: 6]。彼が想定す

る女子への教育とは、就学年齢7～12才の間に文章や筆算を学ぶことである。この学びにより女性自身が本を読み、将来こどもへと教えるべき礼儀を知り、話に出てくる守節や貴人をまねることができる [Chù Búc 1902: 5]。さらに、結婚前や結婚後、夫の家に嫁いだ時には、商売の分野においても、帳簿をつけ経営状態を把握できるようになる [Chù Búc 1902: 5]。彼の女子教育は、両親の助けとなる子供、結婚後は子供に礼儀を教える母、夫に対して守節であり商いの面でも貢献できる妻となるための教育である。

彼の女子教育論の根幹は、男女平等観に基づく良妻賢母的思想であった。しかしトゥックの女子教育論は、家族内秩序の維持に「利」となる／害とはならないという主張が全面に押し出されており、ここでは「国家」「民族」とのつながりで論じられてはいない。しかし、『農賈茗談』の創刊目的から考えると、彼が女子教育を推進した目的は、ベトナムの近代化へ貢献する女性の創造であったといえる。『農賈茗談』は1901年に南部の都市サイゴンで発行された雑誌であり、南部における初めての経済誌であった。トゥックは『農賈茗談』により人々に技術と商売を知らせ、大きな商業を起こすことが富民強国(dân phú quốc cường)にとって第一の手段だと考えていた [Trần Văn Nghĩa 2014: 52]。つまり、彼の関心はベトナム国内の産業分野の発展を通して、国と民を強く豊かにすることにあった。そのことを踏まえると、彼は女子教育推進によって、国家や民族繁栄のために、家庭内の母・妻の役割と、帳簿をつけるなどの補助的仕事ではあるが、産業分野にも役立つ女性の創造とを目指したと言える。

グエン・ヴァン・ヴィン(Nguyễn Văn Vĩnh 1882～1936年)は『登鼓叢報(Đặng Cổ Tùng Báo)』上で、ダオ・ティ・ロアン(Đào Thị Loan)という女性のペンネームを使い1907年5月

23日から「女性のことば」というコラムを連載していた¹⁰。ヴィンは、このコラムの初回で女子教育について論じている。彼は、女子が文字を学ぶと多情となり、男子へ手紙を書くようになると多くの男性が怖れていると述べる [Đào Thị Loan 2018: 18]。さらに、このような心配をするのは、妻には愚かであり、家訓による夫に仕えることを望んでいる才知がない男性であると批判する [Đào Thị Loan 2018: 18]。

男性が、妻の恋を恐れるのは、妻が心に抱くほかのだれよりも才知が自分にあると思っていないからである。妻の貞節を守りたいのであれば、どうすれば妻がだれよりも自分を尊重してくれるか考えなくてはならない。そうして初めて才知ある英雄となる [Đào Thị Loan 2018: 19]。

ここでのヴィンの女子教育の議論も、妻への教育を「貞節」とのつながりで論じており、女子教育は夫婦の秩序を乱すものではないと主張している。『登鼓叢報』は1907年に北部の都市ハノイで創刊し、この主筆であったのがヴィンであった。この雑誌は資本主義を追求するため、工業・商業分野の発展、科挙や古い慣習を廃止して新しい学問へと進むことを主張し、フランス人植民者の「開化」政策を称賛する記事も載っていた [Hồng Chương 1987: 56]。確かにヴィンは親仏派知識人と称される場合もあるが、河野 [2020] は、ヴィンの態度はフランス文化へ迎合ではなく、ベトナムの近代化において貢献したと評価する [河野美奈子 2020: 33]。以上の点から、女性教育の狙いはベトナム民族の近代化に貢献する女性の出現であっ

たといえる。

民族的良妻賢母を明言できたのは、当時反仏運動を展開していたファン・ボイ・チャウ (Phan Bội Châu 1867～1940年) であった。チャウは、20世紀初頭の民族運動の指導者のひとりで、民族解放闘争において女性の積極的役割を称揚した最初の人物と位置づけられてきた [今井昭夫 1997: 66]。チャウは1905年から東遊運動¹¹を始め、日本に滞在中の1906年に『新ベトナム』を執筆した。何 [2017] は、この書籍からチャウが当時東アジアに広まりつつあった「良妻賢母」を理想としたことを読み取れると指摘する [何純慎 2017: 26]。

女子は賢母、才妻となる責任、工業や商業の責任、そして国民の手本となり、軍務を補助する責任がある。英雄の母がいなければ、決して英雄の男児は生まれず、英雄の妻がいなければ、決して英雄の夫を助けることができない。芸術と経済において、女子は無限の権利を持っている。教育を深く理解していなければ、愛を持って、私をすて、公のために、義に殉じて国家が富強となる事業を打ち立てることができない。国に愛国の婦女がいなければ、その国はついには人の奴隷になってしまう [Phan Bội Châu 1999: 445-446]。

チャウは、国家の富強を目指すうえで女性たち自身がその役割を深く理解するためにも、女子への教育が必要だと主張する。その役割とは、母や妻に加え、産業分野や軍事分野における活動も含まれている。ベトナム「国家」を明確に提示できたのは、彼が東遊運動により日本

¹⁰ 『登鼓叢報』におけるダオ・ティ・ロアンの「女性のことば」は原文を入手できていない。今回は、ダオ・ティ・ロアンの記事を集め、2018年にグエン・ティ・キム・ハン (Nguyễn Thị Kim Hằng) 編集により出版された『女性のことば (Nhờ Đàn Bà)』から引用した。

¹¹ 東遊運動とはベトナム人の日本留学運動であり、1905年に始まった。最盛時の学生数は100名とも200名とも言われている [白石昌也 1987: 111]。

の滞在中に執筆していることもあるだろう。

以上を概観すると、20世紀初頭からベトナムの男性知識人による女子教育推進が唱えられていた。論じ方に違いがあるが、植民地体制派／反体制派の女子教育推進の目的は、民族にとって貢献する母・妻を創出することであった。家庭内の役割以外にも、トゥックは産業分野、チャウは、産業分野のみならず軍事分野における役割も同時に論じている。これは、ベトナムに限定したことはない。白水[2004]は、良妻賢母思想を中国に紹介した梁啓超は、19世紀末に新しい女性像として国家のために「生産活動に従事する女性像」を提示しながら、一方で民族強化のために子供を産み育て教育を施すことができる「教養ある新しい女性像」を提示しており、それは女性に二重負担を強いるものだったと指摘する[白水紀子 2004: 138]。

以上の20世紀初頭の男性知識人の女子教育論には、男女平等観という近代思想が背景にあるが、女性への権利の拡大にむけて議論を発展させていくことはなかった。あくまでも、母・妻、そして労働者／兵士として、民族へ貢献する女性を生み出すことが第一義的に求められていたのである。

2. 『女界鐘』概要

ベトナムにおける最初の女性誌である『女界鐘』は、ベトナムの南部の都市サイゴンで1918年2月1日から7月19日までに全22号が発行された(隔週での刊行)。毎号13～15頁程度の分量がある。2号と19号が欠号しているが、その他の号はマイクロフィルムで保管され日本国内でも閲覧できる。

『女界鐘』は、フランス植民地政府の言論政策の一環で登場した雑誌である。第一次大戦後、高唱されるようになった仏越提携のスローガンの下、総督であるサローは出版事業についても力を入れていた。雑誌などの刊行物に

より、「インドシナにおけるフランスの偉大な使命」についての思想を植え付け、特に知識人層に向けては新教育を宣伝し、「開化」させることを目的とした[Phan Đăng Thanh, Trương Thị Hòa 2017: 78]。この方針のもと『インドシナ雑誌(*Đông Dương Tạp Chí*)』『南風(*Nam Phong*)』『国民演壇(*Quốc Dân Diễn Đàn*)』『南中日報(*Nam Trung Nhật Báo*)』『大越雑誌(*Đại Việt Tạp Chí*)』などが出版され、そのなかのひとつが『女界鐘』である。これらの雑誌は、フランス人の統治制度と植民地政策を肯定することや、国への協力が求められ、また厳しい検閲も受けていた[Phan Đăng Thanh, Trương Thị Hòa 2017: 78]。

創刊の経緯については、『女界鐘』の創刊号に、アンリ・ブラキエールが女性誌の発行を申し出るとサローは女子教育に熱心であったため許可した、この雑誌は普通教育に少しは貢献できるだろうと記されている[Bôn Báo 1918a: 1]。当時のサローの手記のなかには、女子中学校設立当初は母親たちが娘を学校に通わせながらなかったとあり[サロー 2021: 213]、生徒を集めることに苦戦していることがうかがえる。この状況に際し、フランス植民地政府は当時の女子教育普及のひとつの手立てとして『女界鐘』を捉えていた。実際『女界鐘』は、フランスは私たちを末の妹のように愛してくれ、女子が学ぶ学校を建設してくれたと記述している[Bôn Báo 1918 b: 2]。つまり、『女界鐘』編集部はフランス植民地政府が当時進めている女子教育政策への肯定的な態度を全面に打ち出している。

では、この『女界鐘』は植民地政府の厳しい検閲という出版条件のもと、いかなる女性像を提示したのだろうか。

『女界鐘』の創刊者は、フランス人のアンリ・ブラキエールであるが、実際の責任者は、チャン・ヴァン・チム(Trần Văn Chim)という男

性であった。というのも、アンリ・ブラキエールはサイゴンで出されていたフランス語新聞 (*La courrier saigonais*) の責任者であり、ドンナイ省でコーヒー農園も経営しており、『女界鐘』に携わる時間はほとんどなかったためだ [Tuòng Khanh 2018]。チャン・ヴァン・チムは『女界鐘』の財政面においても責任を負っており、雑誌の存続のため資金を投入していた [Tuòng Khanh 2018]。主筆は、スオン・グエット・アイン (Sưong Nguyệt Anh)¹² である。アインは、愛国詩人であるグエン・ディン・チュウ (Nguyễn Đình Chiểu) の娘であり、幼いころから父より漢文、チュノムを教えられてきた。彼女は詩が優れていると有名であった。彼女が主筆に選ばれたのは、アンリ・ブラキエールが南部で有名な家の出身であった彼女を招いたためである [Phan Đăng Thanh, Trương Thị Hòa 2017: 163]。その他、主要な執筆メンバーには、主に実用記事を担当したエル・アイ・キエウ (L. Ái-Kiêu) やティエン・フオン (Thiên Hương)、女子教育などの論評記事を書いたチャン・ティ・ダオ (Trần Thị Đào) がおり、この3名は女性であったとされている。サイゴンでの発行ではあったが、北部の女性による記事も少なくなかった。北部の書き手にはグエン・ティ・ボン (Nguyễn Thị Bông) がおり、北部の雑誌である『南風』にも寄稿をしていた。ほかに、グエン・ティ・クイン (Nguyễn Thị Quỳnh)、グエン・ソン・キム (Nguyễn Song Kim) がいる [Mlle Nguyễn Thương Nam 1918: 7]。実際には、キムはグエン・マン・ボン (Nguyễn Mạnh Bông) という男性であり、女性のペンネームを名乗っていた [Mchale 1995: 183]。

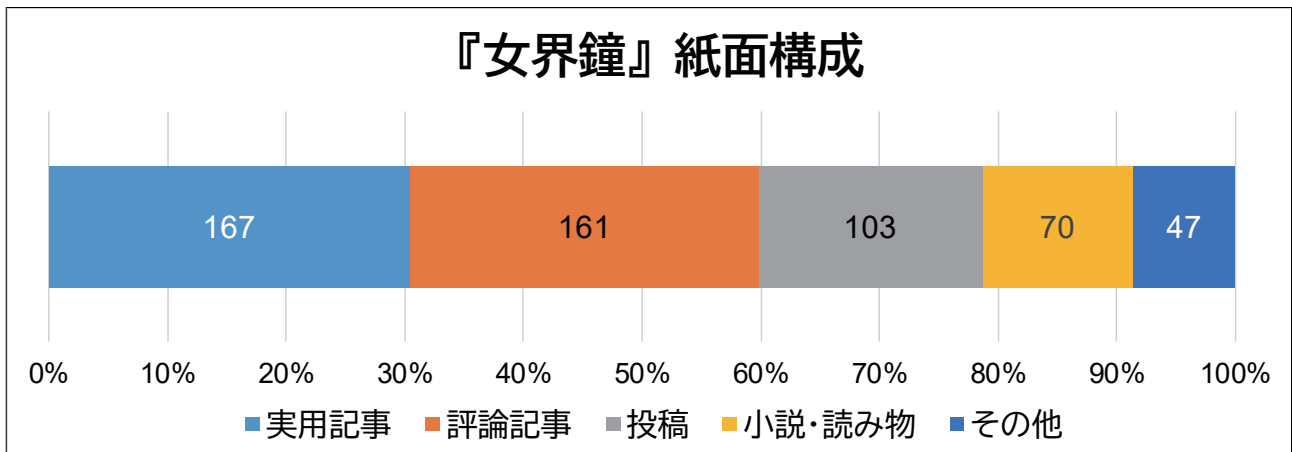
マー [1981] によると、出版事業に関わって

いたのは高等小学校相当の学歴を持った人々であったが、『女界鐘』の発行は新教育制度の形成時期であったため、主要な書き手は、新教育世代ではなく、幼いころから漢文による教育を受けてきた家庭の出身者であったのではないかと推測される¹³。つまり、『女界鐘』とは旧来の教育を受けていた女性が、読者である女性に向かって「姉妹たち (chị em)」と呼びかけ、論じる形式をとったメディアであった。ただ、実際には、書き手のなかに、女性のペンネームを使って書く男性も少なからずいたことも留意しなくてはならない。

『女界鐘』読者の属性について、読者の執筆記事から分析した限りでは次のようなことがわかる。投稿記事の約65%が女性、6%が男性、残りが氏名からは性別を判断できないものや、氏名の記載がないものである。既婚と未婚での面は多少、未婚女性が多かった。居住地を書いたものは多くないが、南部の都市以外にも、北部のハノイやナムディン、中部の都市フエや、プノンペンの回答も数件あった。読者が職業や所属先を書いたことはほとんどないが、女学生や女性教師と名乗る者もいた。以上を踏まえると、主な読み手は既婚者・未婚者を含めた女性であった。『女界鐘』はベトナム全土に流通していたとされるが [Tuòng Khanh 2018]、大半の読み手は南部にあり、北部や中部の読者は一握りであったと推測される。『女界鐘』の購読料は1号あたり10スー (ひと月50スー、半年3ピアストル、1年は5ピアストル) である。1914年の鉦山での女性労働者の日給が20スーであり [トゥエット 2010: 52-53]、1号の金額が労働者の日当の半分にあたることから、購入者層はかなり限定的であった

¹² 1888年に父が死去した後は、家族でベトナム南部へ移住。結婚するも、夫が死去。こどもを育てながら、生活のために漢文を教える学校を開く。東遊運動に呼応して、一部家財を売り、日本へ留学する学生へ寄付した。

¹³ 書き手についての研究は進んでおらず、彼女たちの学習歴について明らかになっていない。しかし『女界鐘』の創刊期に、女子の中等教育機関が拡充され始めたため、主な書き手は近代教育ではなく、伝統的な漢文教育を受けたものと推測される。



【表1】『女界鐘』の紙面構成

といえる。

『女界鐘』は1年にも満たない期間で廃刊となった。これまでの研究では、当時はクオックゲーが読める女性が少なかったことや、また購読者の未払いが多かったことが挙げられてきた[Marr 1981:205]。それ以外にはどのような要因があったのか。印刷部数は1号につき4,000部で、4号、5号、6号は2,000部増刷して6,000部印刷予定であった[Tường Khanh 2018]。サイゴンで1929年に創刊した『婦女新聞』と比較すると、『婦女新聞』が全盛期において1号につき平均して8,500部であったことから、『女界鐘』の読み手が少なかった。また、『女界鐘』は発行地サイゴンでは販売代理店で直接購入できたが、それ以外の地域に住む読者へは郵便局を通しての販売であった[Tường Khanh 2018]。その際、郵便為替を用いて購読料の徴収をしていたが、編集部は何号にもわたって為替を送るように催促している。つまり読者は、購読方法を十分に理解していなかった。さらに、当時の編集部／印刷部の脆弱さも挙げられる。『女界鐘』は2号と19号が欠号している¹⁴。3号の冒頭には、2号は編集長であるチャン・ヴァン・チムが病気であったため、雑誌を完全に整えることができなかった

と記されている[B.B 1918: 1]。19号の欠号理由は不明であるが、13号にはチャン・ヴァン・チムが入院していることや、印刷所の人員が少なく雑誌の発行が遅れがちになっているため、編集部からの謝罪文が掲載されている[Nữ Giỏi Chung 1918a: 1]。つまり、編集長一人の病欠が刊行に大きな打撃を与えていることを見ると、当時の発行側の体制が十分に整っていなかったといえよう。

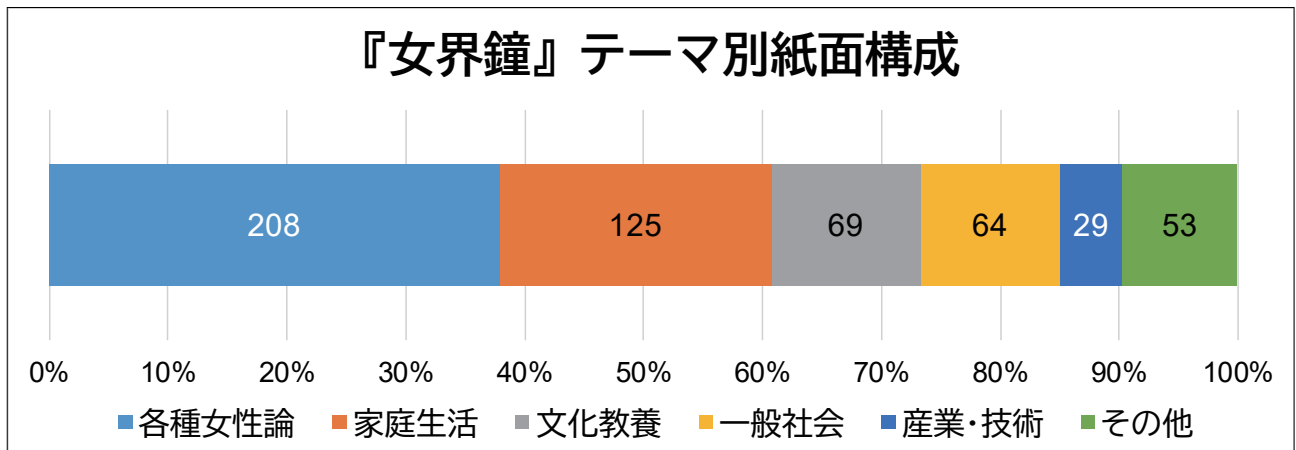
『女界鐘』構成の分析については、記事のカテゴリ分けをした紙面構成(表1)とその記事内容の構成(表2、次頁)から検討したい。

表1は、『女界鐘』各号の広告記事を除くすべての記事を「実用記事」「評論記事」「投稿」「小説・読み物」に分け、このジャンルに属さない記事を「その他」にカウントした¹⁵。最も多かったのは「実用記事」である。「実用記事」には、子供の養育方法、料理、掃除や家畜の育て方、家族間や外の人との交流の仕方などについての項目が毎回掲載されている。「投稿」とは、読者が送ってくる短い文章を示し、読者が特定のテーマについて論じた長文の文章は「評論記事」に集計している。

表2は、広告を除くすべての記事を「各種女性論」「家庭生活」「文化教養」「一般社会」「産

¹⁴ 史料保管の問題で実際には現存しており、入手できていないだけの可能性もある。

¹⁵ 木村涼子[2010]が行った大正期の日本の女性雑誌(『婦人公論』と『主婦之友』)、それぞれの雑誌の紙面構成・テーマ別紙面構成の分類を参考にしている。



【表 2】『女界鐘』のテーマ別紙面構成

業・技術」というテーマごとに分類した表である。『女界鐘』は時事問題など「一般社会」への言及が少なく、「各種女性論」や子育て・家事など「家庭生活」が大半である。「各種女性論」については、次節で説明する。「文化教養」に属する記事は、小説が主であり、ほぼ毎号2本の小説が掲載されている。以上のことから、『女界鐘』とは、読者に女性を想定した、テーマ的な偏りがある総合誌であったといえる。

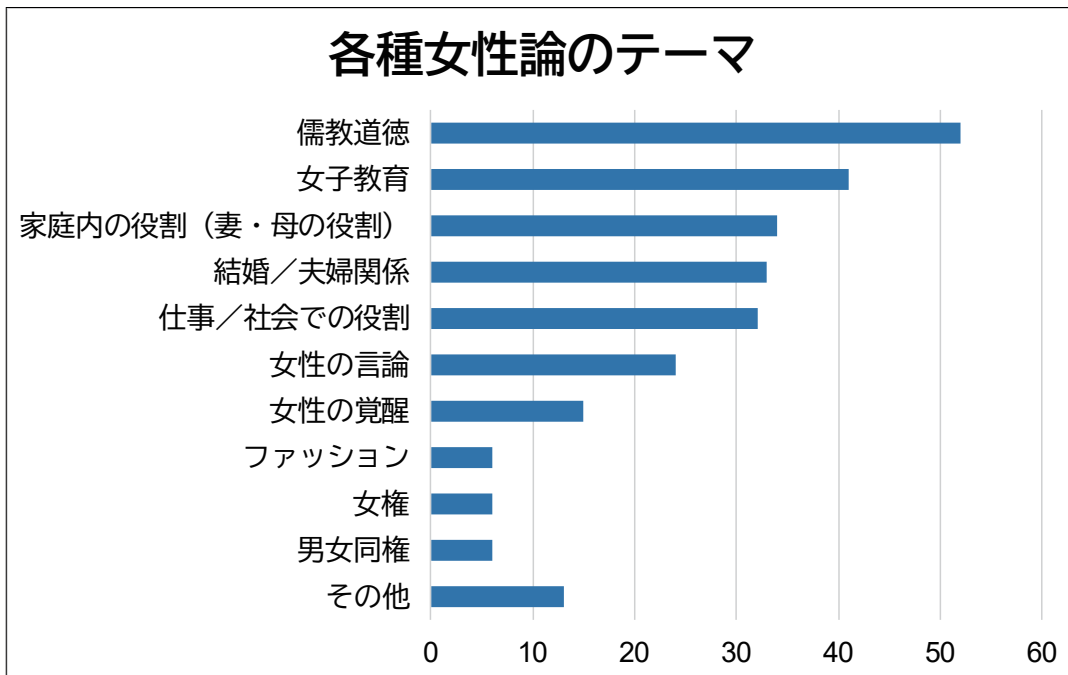
3. 姉妹たちへの女性規範——『女界鐘』における主要な論点

本節では、小説を除く「評論記事」、「投稿」、「読み物」のなかで「各種女性論」について論じている記事を対象に、それぞれが取り上げているテーマを分類した(次頁、表3)。本節では、この表3の「各種女性論」のテーマ分類表をもとに、『女界鐘』がいかなる女性規範を提示したのか検討したい。

女性論のテーマのなかでは、「儒教道徳」が多い一方で、「男女同権」や「女権」などの近代思想が少ないため、『女界鐘』は伝統的な女性規範をそのまま提唱したと見えるかもしれない。確かにこれまでの研究でも、『女界鐘』が儒教や伝統的価値観の保持をしていたという見解が一般的である。デイビッド・マー[1981]は、『女界鐘』が「創刊の趣旨」で道徳的規準を支えると宣言していることや、主筆のスオン・

グエット・アインは、伝統的価値の保持者としてとどまっていると指摘する[Marr 1981: 205]。また、マックヘイル[1995]は、『女界鐘』は女子の教育、平等という西洋の概念を受け入れ、男女間の平等をゴールとしながらも、儒教に基づく社会間のヒエラルキーを保持しており、男女が同じ職業に就くことを受け入れていないことから、書き手に矛盾があったと指摘する[Mchale 1995: 185]。このように『女界鐘』の儒教的側面が言及されてきたが、それ以上の分析はなされていない。

『女界鐘』の紙面をみると、主要メンバーからは儒教の徳目を取捨選択して、提示していかうとする意志が読み取れる。では、何を選び、何を淘汰しようとしたのだろうか。また、その選択の判断基準はいかなる原理に支えられたものなのだろうか。結論を先に述べると、この儒教徳目の選択は、以下からみる良妻賢母論を支える男女平等観との兼ね合いのなかで選ばれている。そのため、『女界鐘』には前近代からの道徳的規準をそのまま踏襲し、儒教に基づく社会間のヒエラルキーを保持する意思があるとはいえない。しかし、『女界鐘』の主要メンバーの議論は、20世紀初頭以降に登場した女子教育論の延長線上にあり、その範囲を超えることはなかった。



【表 3】 各種女性論のテーマ分類表

3-1. 『女界鐘』の良妻賢母論

『女界鐘』で「良妻賢母」「賢妻良母」「賢母良妻」など他の東アジア地域で見られるような四字熟語は見られないが、良妻賢母論は読み取れる。

『女界鐘』は、まず創刊の趣旨で、男性と女性では生まれながらに知恵と才能は異なるが、女子も社会に大きな責任を担っていると述べる [Bôn Báo 1918b: 1]。その社会の役割については、以下で示されている。

女子が人生を賢く巧みに生きるには、まず2つを身に付けるべきである。1つは「普通」2つ目は「実業」である。この「普通」とは富んでいても、貧しくても、聡明でも、愚かでも、だれもがある程度の学識をもつことである。「実業」とは女性や女子に不可欠で、誰もが手に仕事をもつことである。学識があって初めて妻、母の役割を理解できる。職業をもって初めて、夫や子の名声に頼ることをやめることができる。これは、家族のためだけではなく、社会全体の利益となる [Bôn Báo 1918 b: 2]。

社会に対して女性が学識をもち、妻や母として、また職業を通して役割を果たすことが社会への貢献へとつながると提唱されている。この時に「社会」といっているのは、フランス植民地当局への忖度が働き、「民族」や「祖国」などと明言できなかったのではないか。

また、創刊号の「女性の力」という記事では、女性は男性のような力がなく社会から承認されていないが、ナポレオンや孟子などの「山河を彩る人物」は「女性がいて初めて」登場できたと述べる [Sương Nguyệt Anh 1918a: 4]。ここでの女性の力とは、子供を産むことであり、この力は「造物主がすべての女性」に備えたものであり、この母としての役割を果たすことが社会へと貢献する道だと論ずる [Sương Nguyệt Anh 1918a: 4]。実用記事を中心に、子供への養育方法を提示する記事や、母と子供の会話を通じて、子供に科学的用語などを教える記事もある。ただ娘、妻、嫁の役割よりも、母の役割を第一義にとらえていたとは断定できないが、女性が子供を生み、育てることの社会的意義を唱え、その養育方法について改良していこうとす

る動きがあった。また『女界鐘』が想定した妻の役割とは、見識を広げ、夫のことを考え[S.N.A 1918: 7]、ときには支えとなることであった[S. Nguyệt Anh 1918: 1]。

以上を踏まえ、『女界鐘』は男女平等観と天職論に基づいた良妻賢母論を提示していることがわかる。男女平等観では、社会において女性も男性と同様に責任があることが論じられるが、その責任とはあくまでも性役割を果たすことであった。それゆえ、『女界鐘』の主な書き手は、男女同等の教育内容、就労機会の平等には懸念を示す。まさにそれが、男女平等観の立場の限界であった。主筆のアインは女子と男子それぞれに異なる教育目標を設定していた。アインは、男子には広く思いどおり行動する思想があるが、女子は同じ方針をもって良いのだろうかと問う[S.N.A 1918: 7]。女子に、父母が「四徳」を教え、女子もまた学ぶべきであるが、その目的は学識を積むためではなく、文字を学び、女性同士の連帯をすすめて、知見を広げ、仲間に対して助けとなる意見を提示するためだとする[S.N.A 1918: 7]。最後には、見識を広げずして、子に教えることも、本を読むことができなため自分の責任も知らず、夫の仕事がうまくいくように考えることもできないと述べる[S.N.A 1918: 7]。つまり、女子教育の目標とは、学識を積むためでも、職業への道につながるものではなく、基本的には母・妻として役割を全うするためであった。ただ新しいことは、文字を知り、女性同士の連帯を図ることを想定していた点である。

就労については、アインやチャン・ティ・ダオといった『女界鐘』創刊当初の主要メンバーは、女性が家族(両親、夫、子)や男子に依存して

いる状況から抜け出すよう主張する[Trần Thị Đào 1918b: 6-7] [Sương Nguyệt Anh 1918b: 1]。依存からの脱却の手段として職業を持つことを論ずるも、教師や刺繍の仕事といった限定的なものであった[Trần Thị Đào 1918b: 6-7]。アインは、欧米の女性たちが弁護士や医師になっていることを紹介するも、ベトナムの女性にとってはまず家事を完璧にすることが社会にとって利となると論じている[Sương Nguyệt Anh 1918b: 1]。

『女界鐘』の編集部は、当時の世界のフェミニズム運動の状況も把握はしており、「男女同権」「女権」についての用語を説明しているが消極的な態度であった。アインは、女権を主張するのは、ベトナムの女性の現状に合わないとする[Sương Nguyệt Anh 1918b: 2]。つまり、『女界鐘』の書き手は世界のフェミニズムを視野に入れつつも、女性解放への道筋は想像できるものではなく、男女平等観に基づく良妻賢母像を提示し、儒教の徳目を選択的に提示する以上のことはできなかった。

3-2. 儒教道徳

もっとも論じられていたのは、「儒教道徳」である。なかでも、「貞節」「四徳」の言及が多かった。「四徳」とは女性が備えておくべき4つの徳(婦徳・婦言・婦容・婦功)である。この「四徳」に関しては、創刊号には『女界鐘』の目的の一つとして「女子たちが四徳を磨くことを少し手助けする」と挙げている[Bản Báo 1918 b: 2]。ここで注意したいことは『女界鐘』の主筆であるスオン・グエット・アインや、初期から活躍する執筆メンバーであるチャン・ティ・ダオは、「三従」「三綱五倫¹⁶」を否定はしないものの、「四

¹⁶ 三綱五倫とは、儒学は基本的な人間関係を君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友としてこれを五倫とよび、この関係を正しくすることが修養の目的であり、政治の中心課題としていた[末次玲子 2009: 10]。そして、五倫のなかでも、重要な君臣・父子・夫婦の関係を三綱とし、君・父・夫の絶対的権限を保証した[末次 2009: 10]。また、三従とは、女性の一生を三期に分けて従うべきものを示した教えであり、幼時は親に従い、嫁いだ後は夫に従い、老いたら子に従うことが示されている[川本 2011: 1447]。

徳」と同列に論じていない点である。

ダオは、徳がある家であっても「四徳」がなければ恥であると述べているも [Trần Thị Đào 1918a: 8]、この記事には「三従」への言及はない。さらに、生きているときは名声、利、非理、氏、三綱五倫について考えるが、死後はそれはどこに行くのかと問いかけ、人は個人の喜びではなく天下が幸福となることを考えるべきだと答える [Trần Thị Đào 1918b: 8-9]。またアインが、欧米では参政権を求める動きがあるが、それがいかにベトナムの現状にあっていないかを説明する際に、「三従」が登場する。天下について考えると、男子であっても政治とはどのようなものか問うている状況にあり、ましてや女子は「三従」以外の才能を持っていない [Sương Nguyệt Anh 1918b: 2]。ここでは、女子の無知さを示すために、「三従」しか知らないと表現されている。つまり、ダオやアインは「三従」「三綱五倫」について積極的に肯定すべきものとして掲げていない。むしろ、女性への儒教規範から取り除く方向へと進もうとしていたことがうかがえる。

「貞節」も繰り返し説かれている。なかでも、「伝記」という定期コラムのなかで頻出する。この「伝記」の欄については、以下のように紹介している。

今まで、徳行で才色のある賢母、孝嫁が山河を彩ってきたという列伝がある。しかし、その歴史は失われ、だれも覚えていない。まず我が国の才徳の女性を書き記し、功名を連ね、記念とし、紅裙の模範とするため、「伝記」に記す [Bôn Báo 1918: 4]。

この「伝記」は全14回掲載され、そのうち7回は「貞節」を守り称賛をされた女性の説話である。つまり賞賛すべき伝統的な女性像として、「貞節」なる女性を提示している。

「貞節」は「守節」と「殉節」とに分かれ、「守節」とは貞操を守って生きている未婚女性＝「貞女」と、夫が亡くなるが終生再婚をしない女性＝「節婦」が含まれている [魏則能 2008: 2]。また「殉節」は「貞節」を守るために自殺や他殺で亡くなる未婚女性＝「烈女」、既婚女性の場合＝「烈婦」が含まれている [魏則能 2008: 2]。『女界鐘』の「伝記」のなかでは、夫の死後(もしくは戦場での長期不在)に、再婚を勧められるも頑なに再婚を拒み続ける女性、つまり「節婦」が多く描かれている。ただ、この「貞節」の維持とは夫との関係だけではなく、家族との関係と深く結びついていた。

北部の読み手2名の女性が、「貞節」について評論記事を書いている。彼女たちは、ともに「守節は千金の価値がある」という記事のなかで、「貞節」が最も女性にとって重要であると主張している [Phạm Bạch Tuyết 1918: 6] [Nguyễn Thị Tàn 1918: 10-11]。グエン・ティ・タンは貞節を以下のように説明する。

こどもの務めとして、父母が取り決めた結婚を100年かけて節を守る。それが貞と孝であり、それゆえ貴なのである [Nguyễn Thị Tàn 1918: 10]。

つまり、ここでは「貞節」は夫との関係以外にも、その結婚を取りまとめた自分の両親との関係においても貴重なものと論ずる。この「貞節」が「千金の価値」になるためには、単に願っているだけはいけないと主張する。タンは、未亡人になっても夫を祭りながら子供を育てる、または、粗野な夫であっても耐えるのは、尊敬するのに値すると論じる [Nguyễn Thị Tàn 1918: 10-11]。さらに、このような行動は、「三従」の義に基づいているという [Nguyễn Thị Tàn 1918: 11]。つまり、たとえ困難な状況であっても、女性は家族のために「貞節」を守るこ

とが推奨されている。このような議論は、『女界鐘』の主要メンバーであるアインやダオによるものではなかった。アインやダオが大々的に「貞節」を論じずにいたのは、彼女たちが「三従」を回避するなかで「貞節」をどのように扱うか、態度を決めることができなかったからではないだろうか。

以上のことから、『女界鐘』は、儒教の徳目を取捨選択して提示していた。「四徳」や「貞節」を繰り返し提示する意図は、儒教に基づく社会間のヒエラルキー＝「男尊女卑」を維持することにあるとはいえない。それは、「三綱五倫」や「三従」について否定はしなくとも明言はしないという姿勢に表れる。このような儒教による女性への抑圧を控えようとした点は、男女平等観とも大きくかかわる。つまり、女子も教育を受け、女性も男性と同等に社会の責任を負うことを自覚し、進んでその役割を果たす理念と、「三綱五倫」・「三従」は矛盾する¹⁷。

では、男女平等観に基づく良妻賢母論を提示しつつ、女性の道徳的規範として「四徳」や「貞節」を理想として示すことには、いかなる狙いがあるのか。そこには、植民地政府の教育が関わる。同化が進められるなかで、その言論政策のもと誕生した『女界鐘』は「民族」や「祖国」という用語をはっきりと打ち出さなかった。『女界鐘』にとって、儒教道徳をベトナムの固有の文化として位置づけ提示することが、ベトナムの民族性を示す手段であったのである。これは、『女界鐘』よりも先んじて、1917年に北部の都市ハノイで登場していた『南風』の流れをくむものであった。岩月[1995]は『南風』の特徴を、ベトナムの「国粹」の擁護を掲げ「固有の伝統」の模索を熱心に行なったこととする[岩月 1995:

3]。この「固有の伝統」のなかには、儒教的徳目も含まれており、栄えある「東洋文明」の一員としてのベトナムを構想し、これに西洋を対置し、そのうえで両者の調和にナショナル・アイデンティティを見出そうとしたのが『南風』である[岩月 1995: 4]。『女界鐘』が、読み手である姉妹たちに求めたのは、かたや近代思想の影響による男女平等観に基づく良妻賢母であり、もう片方には植民地政府により「開化」が進められても、ベトナム固有の文化である儒教規範を保持する女性となることであった。

『女界鐘』の主要な書き手の議論は、20世紀初頭の男性知識人の議論の範囲にとどまり、女性自身の解放へと発展しなかった。それは、南部の女子教育政策が低い水準にあったことや、自分たちの学問的基礎により女性解放への道筋を想像できなかっただけではない。それは、アインが同年代のファン・ボイ・チャウ主導の東遊運動の活動に土地を売り資金提供をしていたことからもうかがえるが[Bảo tàng Lịch sử quốc gia 2018]、民族に対して母・妻として貢献する女性が、主要メンバーの自分たちにとっても理想像であったのだ。

『女界鐘』のアインやダオは、「三従」や「三綱五倫」への言及を回避することで、儒教道徳における女性への抑圧性を弱めていく意思があったが、彼女たちの意思は貫かれることはなかった。当時のハノイで創刊していた『南風』の記事が『女界鐘』に掲載される例は、4号から見られる。ただその時はまだごく一部であった。10号にはグエン・ソン・キムによる「北部の手紙」が掲載される。ここでは『女界鐘』以外にも『南風』を読むことを勧めている。さらに、11号にはアインが北部の書き手であるグエン・

¹⁷ この「三従」への態度は、1917年に北部の都市ハノイで登場していた『南風』の主筆であったファム・クイン(Phạm Quỳnh 1892～1945年)とも通ずるものがある。クインは1917年4号『南風』に「女子教育」の記事を寄稿している。そのなかで、これまで女子に男性と同じように教育がなされてこなかった理由として、「陰陽、剛柔」を過度に信じすぎたことを挙げている。女子は「三従」により、自主的にはならず、男性を頼っていた、これからは女子への教育に関心を持つべきだと論じている[Phạm Quỳnh 1917: 2-3]。つまり、クインも女子教育を推進するにあたり、「三従」への消極的な態度を示している。

ティ・ボンに協力依頼をしている [Nguyễn Thị Bông 1918a: 8-9]。また、『女界鐘』13号からは『南風』の販売代行をしており、最終号の22号には『南風』購読希望者に向けて、これからは当時の主筆であったファム・クイン宛に手紙を送るよう、ハノイの住所を記載している [Nữ Giới Chung 1918b: 1]。

アインは創刊号から9号までの社説をほぼ毎回にわたって書いていたが、10号からは社説を書くことはなくなった。代わりに10号以降は、北部の書き手が中心となって社説を担当していく。まさに、この時期に、社説のなかで「三従」が「四徳」とならんで女性が守るべき徳目として提示されてしまう [Nguyễn Thị Bông 1918b: 1-2] [Nguyễn Song Kim 1918: 1-3]。このなかの一人であるグエン・ソン・キムは、初めて『女界鐘』に登場した時は自分を「女学生」と示しているが [Nữ sanh Nguyễn Song Kim 1918: 1]、実際にはグエン・マン・ボンという男性が執筆していた [Mchale 1995: 183]。彼は北部の『南風』の執筆メンバーであった。

このような儒教の徳目について当初の方針と逆行するような論者を引き入れてしまったことには、いかなる要因があったのだろうか。ひとつに南部において、女性誌の記事を執筆できる女性が少なかったこともある。また、当時の読者は投稿記事を見る限り女性が多いが、当時の女性の経済的状況からみると、実際には男性が購入しなくては『女界鐘』は女性の手元に届かない。そのため『女界鐘』の存続のためには、男性の意向を汲んだ編集方針をとらなくてはならなかったのではないか。

4. 読者の反応

『女界鐘』には、読者からの雑誌への感想や、主筆アインへの手紙なども掲載されている。その形式は、詩や、短い文章の場合もある。その

大半が女性誌の登場を祝うものである。それは、編集部側が意図的に選び『女界鐘』がいかにかに女性の支持を得ているかを宣伝する役割もあっただろうが、実際に女性に向けて作られた雑誌は初めてのことであり、それが南部、中部、北部の都市で読むことができたのは画期的な出来事であった。また、短い文章や詩の形式以外にも、まとまった文章が送られ、それが雑誌に掲載される事例もある。その場合、書き手は明確に読者であると記さない時もあるが、全号を通して数回程度しか名前が挙がってこないことを見ると読者であったと推定できる。

読者の意見のなかには少数だが、『女界鐘』編集部の議論とは異なる立場を表明するものも見受けられる。前節でみたように、編集部は良妻賢母論を提示しつつも、儒教的価値観の抑圧性を回避しようとする意志は読み取れるが、それを完全に否定することはできなかった。しかし、読者のなかには、より明確に女性の抑圧を摘発し、良妻賢母論へ抵抗する人々も登場しているのだ。

例えば、ある女学生は、自分たち女性は「世の中には英雄はいるが、英雌はいない。実際の私たちの責任は英雄を産むことで、社会的英雌を立ち上げるのではない」と嘆き、急いで進歩できるよう女子の模範を同胞に示してほしいと主張する [Liễu thị soạn 1918: 5-6]。創刊号で、主筆のスオン・グエット・アインは女性は英雄を産むことにより「山河を彩る」と論じた。この投稿記事は、アインへの返答になっており、書き手の女学生は、アインの主張はこれまでの女性の役割と同じにすぎず、そこからの脱却、さらなる進歩を求めている。

また儒教道徳による女性への抑圧性について、明確に記されることがある。投稿者のフオンは、『礼記』の「内則」により定められたとする、性別による誕生したときの儀礼の違いを取り上げ、女子が抑圧された状況であることを示

す。男子の時は左側に弓をつるし、女子の時には布を右側につるす。弓矢は、四方に男子が生まれたことを知らせる意味があり、布には女子が幼い頃から、そして結婚後も家事のため手を洗うのに十分な布が用意されているようにという意味が込められていた。フオンは、女子が生まれた時は「謙讓」という意味があてられるが、それは女子の無駄な怒りを生んでいると指摘し、学業を積むことにより女中のような文字があてられる身分から抜け出すことができるだろうかと論じている [Mlle Hưòn 1918: 6-7]。つまり、「内則」に基づく男女役割分業やその女性観への否定が読み取れるのである。

フオン以外にも、女性の抑圧について言及している読者がいる。リューはベトナム建国以来、中国の倫理観の影響を受けたことを指摘する。「貞節」が『礼記』にあるが、それは女性を軽視しており、女性に何も価値がないとはいわないが、夫への操を失った女性はあざ笑われるとし、女性が悠々としていることを許していないのではないかと批判する [Mlle Liễu 1918: 7-8]。また、「三綱」については、子は父に従い、妻は夫へ従い、妹や弟は兄に従うという、小さいものは大きいものへ従うことが家の和順となり、それが国を安泰にするというが、この倫理観によって夫は権利を乱用し妻を従わせているのではと問題提起する [Mlle Liễu 1918: 6-7]。以上のように、読者のなかには儒教による女性への抑圧を批判する言説があった。しかし、この意見は『女界鐘』の編集方針には反映されず、むしろ編集部側はそれと逆行するような立場をとっていった。

このような女性の権利拡大に向けての動きが、読み手のなかに登場する一方で、また別の流れも登場している。それは、『女界鐘』の女性規範を受け入れ、その枠組みのなかで「女工」の技術をさらに高めていこうとする流れである。『女界鐘』は、創刊号から「女工」に関す

る実用記事を一定のスペースを割いて紹介してきた。「女工」とは料理や裁縫といった女性の仕事を意味し [川本 2011: 1101]、家政に近い用語である。『女界鐘』の読者はこの「女工」の技術習得のため熱心に実用記事を読んでいたことがうかがえる。

ある女性教師は、スオン・グエット・アインを「私にとっての良き模範である」と全面的に肯定し、幼い頃から「女工」について知っていたが『女界鐘』を読み、新たに多くの料理を作れるようになったという。そして、男性が新聞を買って女子に菓子作りを練習させようと提案する [Mademoiselle Aline Điện 1918: 6]。また、役人の妻は、『女界鐘』により、妻や母としての役割に役立つ知識を身に付けることを推奨している [Mme Trần Quân Quòn 1918: 11-12]。男性に対して、新聞を女性に見せ、昨日の出来事について話し合い、女性は文章を書く練習をし、料理や刺繍の練習をすることで賢くなっていくとする [Mme Trần Quân Quòn 1918: 11-12]。最後に『女界鐘』は女性だけではなく、男性にとっても利となることを強調する [Mme Trần Quân Quòn 1918: 12]。彼女たちは、良妻賢母という枠組みのなかで、「女工」を進歩させることにより、母・妻としての地位を自ら高める意向があったのではないだろうか。

おわりに

『女界鐘』は、従来の研究では、儒教ヒエラルキーを保持したと論じられてきた。しかし、『女界鐘』の主な書き手には選択的に儒教の徳目を提示する意思があった。それは20世紀初頭から男性知識人が示してきた男女平等観に基づく良妻賢母像を女性自身の理想として描き、その観点から矛盾する「三従」を排除していこうとする動きであった。『女界鐘』が、儒教の抑圧性を回避しながらも道德的基礎を儒教に求めたのは、書き手の学問的基礎が儒教・漢文

にあったからだけではなく、フランスの教育による同化が進行するなかで、民族としての独自の文化を儒教道徳に求めたからではないだろうか。

朝鮮の『女子界』とは異なる条件のもと生まれた『女界鐘』は、『女子界』ほど明確に「民族」を提示していないが、儒教を民族の独自の文化と位置づけ保持することで民族イデオロギーを示した。つまり、『女界鐘』もまた、母・妻として民族の近代化に貢献することが第一義であり、女性の権利拡大に向けて議論が発展することはなかった。

ただ、読者の記事からは、次の10年へと繋がる新たな潮流が生まれたのも確かである。投稿者のなかには『女界鐘』や儒教による女性への抑圧を批判した者もいた。その後の1920年代後半に登場した女性誌には、良妻賢母像を維持しながらも、近代的職業についての欧米の女性を肯定的に紹介し、さらに家父長制による女性への抑圧を批判する動きもでてくる。つまり、1920年代後半の女性誌において大々的に取り扱われるようになるテーマを、『女界鐘』の投稿記事のなかに見出すことができるのだ。

また読者のなかには、『女界鐘』の規範的女性像に賛同し、「女工」をさらに発展させようとする動きもあった。1918年の時点では、読者それぞれが雑誌で知識を得て、生活の中で練習をするという動きでしかなかった。組織化されるのは1926年であった。この年に、中部の都市フエにて初めての女性団体である「女工学会」が結成された。会長にはダム・フォン女史が就任した。この会の目的は以下の通りである。

女工は、女性にとってあらゆる面で利となる。女性には、「自立」の精神や、暇を避けるほどに仕事を好む勤勉な性格が生まれる。女工は、女性の自立への道だけで

はなく、生計や、さらには将来の国家にとっては工芸の実業化の萌芽にもなる。今日期待することは、アメリカやヨーロッパの教化を少し享受している一部の姉妹たちのいい加減な点や、欠点を直し、女工を完全にし、好ましくすることである。これが、私たちの会の開設趣旨である [Đoàn Ánh Dương 2018: 24]。

ここでは、「女工」の技術向上により、女性たちを自立させることや、さらに国家の産業分野への貢献までも唱えられている。この会では、家政や進歩的書籍の学習会、演説会、養蚕・機織りなどの実習会が行われた [今井昭夫 1995: 3]。このように、組織化され、女性主導のもとで「女工」の発展や普及という活動基盤ができあがるのは1926年であったが、その前段階の女性たち自身が「女工」の意義や技術向上の意欲が芽生えたのは、1918年『女界鐘』までさかのぼることができる。

【参考文献】

【和文】

- アルベール・サロー, 小川了 (訳) 2021, 『植民地の偉大さと隷従』東京外国語大学出版会.
- 井上和枝, 2013, 『植民地朝鮮の新女性——「民族的賢母良妻」と「自己」のはざままで』明石書店.
- 今井昭夫, 1995, 『戦間期ベトナムにおける社会変容とジャーナリズム 1. 女性新聞・女性雑誌』東京外国語大学海外事情研究所.
- , 1997, 「フェ時代のファン・ボイ・チャウの思想」『東京外国語大学論集』54: 61-72
- 岩月純一, 1995, 「ベトナム語意識の形成と「漢字／漢文」～『南風雑誌』に見る～」『東南アジア——歴史と文化——』24: 3-24.
- 小田なら, 2021, 『〈伝統医学〉が創られるとき——ベトナム医療政策史』京都大学学術出版会.
- 何純慎, 2017, 「東遊運動期におけるファン・ボイ・チャウの女性論: 梁啓超との比較について」『比較文化研究』128: 23-35.
- 川本邦衛, 2011, 『詳解ベトナム語辞典』大修館書店.
- Kim Jin Seouk, 2005, 「近代女性論の形成と展開——日本と韓国の比較研究——」東北大学大学院国際文化研究科 17年度博士論文.
- 木村涼子, 2010, 『〈主婦〉の誕生: 婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.
- 魏則能, 2011, 「儒家文化の女性倫理について——貞節行為の原因分析を中心に」『多元文化』11: 1-14. (2022年7月8日取得 <https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/12750#.YzOeb3ZBxD8>)
- 洪郁如, 2001, 『近代台湾女性史——日本の植民統治と「新女性」の誕生』勁草書房.
- 河野美奈子, 2020, 「グエン・ヴァン・ヴィンとフランス: インドシナにおけるベトナム人知識人による新聞出版をめぐる」『立教大学ランゲージセンター紀要』43: 25-34.
- 崔蕙隣, 2013, 「植民地近代女性の主体と民族意識——朝鮮人女子留学生と『女子界』を中心に——」『言語・地域文化研究』19: 189-203.
- 白石昌也, 1976, 「開明的知識人層の形成: 20世紀初頭のベトナム」『東南アジア研究』12: 559-579.
- , 1987, 「東遊運動(ベトナム)をめぐる日仏両当局の対応(1)」『大阪外国語大学学報』73: 111-140.
- 白水紀子, 2004, 「中国における「近代家族」の形成——女性の国民化と二重役割の歴史」『横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅱ(人文科学)』6: 135-151.
- 末次玲子, 2009, 『20世紀中国女性史』青木書店.
- 近田政博, 2005, 『近代ベトナム高等教育の政策史』加賀出版.
- 陳姪媛, 2006, 『アジアの良妻賢母論: 創られた伝統』勁草書房.
- 広木克行, 1978, 「ベトナム教育改革史」アジア・アフリカ研究所『ベトナム〈上巻〉自然・歴史・文化』水曜社, 151-170.
- 船越康寿, 1998, 『南方文化圏と植民教育』大空社.

- 古沢常雄, 2011, 「日本におけるベトナム教育史研究の状況: フランス植民地教育史研究の視点から」『法政大学キャリアデザイン学部紀要』8: 229-245.
- , 2009, 「フランス領インドシナにおける教育法制(1917年)」『法政大学キャリアデザイン学部紀要』6: 259-294.
- 李貞恩, 2014, 「近代朝鮮における女性主体の形成過程——1890年代～1920年代印刷媒体に現れた女性言説を中心に——」一橋大学大学院言語社会研究科26年度博士論文.
- レ・ティ・ニャム・トゥエット, 片山須美子(訳), 2010, 『ベトナム女性史 フランス植民地時代からベトナム戦争まで』明石書店.

【英文】

- Dang Thi Vang Chi, 2015, “Education for Women and the New Woman in Colonial Vietnam,” *The Emergence and Heritage of Asian Women Intellectuals*, 11(1): 207-250.
- Marr, G. David, 1981, *Vietnamese Tradition on Trial 1920-1945*. Berkeley: University of California Press.
- Micheline, R. Lessard, 2002, “Civilizing Women: French Colonial Perceptions of Vietnamese Womanhood and Motherhood,” Hunt, Tamara L. and Lessard, Micheline R eds., *Women and the Colonial Gaze*. London: Palgrave Macmillan, 148-161.
- Shawn, McHale, 1995, “Printing and Power: Vietnamese Debates over Women’s Place in Society 1918-1934,” K. W. Taylor and John K. Whitmore eds., *Essays into Vietnamese Pasts*, New York: Southeast Asia Program Publications at Cornell University, 173-194.

【越文】

- Bảo tàng Lịch sử quốc gia, 2018, “100 năm báo Nữ Giới Chung (1918-2018): Nữ chủ bút Trương Nguyệt Anh (Phần 1),” Bảo tàng Lịch sử Quốc gia, Hà Nội : Bộ Văn hóa, Thể thao và Du lịch, (Retrieved July 3, 2022, <https://baotanglichsu.vn/vi/Articles/3097/62101/100-nam-bao-nu-gioi-chung-1918-2018-nu-chu-but-suong-nguyet-anh-phan-1.html>)
- Đoàn Ánh Dương, 2018, “Đạm Phương Nữ sử với Vấn đề phụ nữ,” Đạm Phương nữ sử, *Đạm Phương Nữ Sử – Vấn Đề Phụ Nữ Ở Nước Ta*, Hà Nội: Nhà xuất bản phụ nữ, 7-36.
- Hồng Chương, 1987, *Tìm hiểu lịch sử báo chí Việt Nam*, Hà Nội: Nhà xuất bản sách giáo khoa Mác-Lê-Nin.
- Lại Nguyên Ân, 2019, “Bí ẩn về 'Đã Lan Nữ Sĩ' trên báo 'Tiếng dân' gần 100 năm trước,” Dân Việt, Hà Nội: LƯU QUANG ĐỊNH, (Retrieved December 10, 2021, <https://danviet.vn/bi-an-ve-da-lan-nu-si-tren-bao-tieng-dan-gan-100-nam-truoc-77771041417.htm>)
- Lê Thị Nhâm Thuyết, 1975, *Phụ nữ Việt Nam qua các thời đại*, Hà Nội: Nhà xuất bản khoa học xã hội.
- Nam Sơn Trần Văn Chi, 2021, “Trường Áo tím Sài Gòn ngày xưa,” Trí Thức VN, Vision Times,

仏領期ベトナムにおける規範的女性像の創出

(Retrieved May 13,2022, <https://trithucvn.org/van-hoa/truong-ao-tim-sai-gon-ngay-xua.html>)

Ngô Minh Oanh, 2011, “Sự du nhập giáo dục phương Tây vào Nam kỳ Việt Nam thời thuộc pháp,” *Tạp chí khoa học ĐHSPTP HCM*, 25: 13-23.

Nguyễn Thị Kim Hằng (Biên Tập), 2018, *Lời Người Man Di Hiện Đại - Nời Đàn Bà*, Hà Nội: Nhà xuất bản Phụ Nữ.

Nguyễn Thị Tập, 1980, *Lịch sử phong trào phụ nữ Việt Nam*, Hà Nội: Nhà xuất bản Phụ Nữ.

Phan Bội Châu, 1999, *Phan Bội Châu toàn tập 2*, Huế: Nhà Xuất Bản Thuận Hóa và Trung Tâm Văn Hóa Ngôn Ngữ Đông Tây.

Phan Đăng Thanh, Trương Thị Hòa, 2017, *Lịch sử các chế độ báo chí ở Việt Nam trước cách mạng tháng tám 1945*, Hồ Chí Minh: Nhà xuất bản Tổng hợp Thành phố Hồ Chí Minh.

Thái Thị Ngọc Dư, Dominique Rolland, Nguyễn Thị Nhận, Bùi Trần Phương, 2014, “Trường học Pháp Việt trong thời kỳ 1920-1945 và sự hình thành tầng lớp nữ trí thức,” Trung tâm Nghiên cứu Giới và Xã hội - Đại học Hoa Sen & INALCO Paris.

(Retrieved July 5, 2022, <https://drive.google.com/file/d/1HLPHQGnUbpp0cYnnVyGi9vedPpSF1wqi/view>)

Trần Đình Việt, 1999, *Báo chí Việt Nam từ khởi thủy đến 1945*, Hồ Chí Minh: Nhà xuất bản thành phố Hồ Chí Minh.

Trần Văn Nghĩa, 2014, “tư tưởng trọng thương của Lương Khắc Ninh trên tờ Nông cổ mìn đàm,” Nghiên cứu lịch sử, 6: 45-53.

Trịnh Văn Thảo, 2009, *Nhà trường Pháp ở Đông Dương*, Hà Nội: Nhà xuất bản tri thức.

Tường Khanh, 2018, “100 năm báo Nữ Giới Chung (1918-2018): Bàn về địa vị, vai trò của người phụ nữ,” Bảo tàng Lịch sử Quốc gia, Hà Nội : Bộ Văn hóa, Thể thao và Du lịch,

(Retrieved July 3,2022, <https://baotanglichsu.vn/vi/Articles/3097/68463/100-nam-bao-nu-gioi-chung-1918-2018-ban-ve-djia-vi-vai-tro-cua-nguoi-phu-nu.html>)

『農賈茗談』

Lương Dũ Thúc, 1902, “Huân nữ lưu,” *Nông cổ mìn đàm*, số53: 6-7.

Chủ Búc, 1902, “Huân nữ lưu,” *Nông cổ mìn đàm*, số55: 4-5.

『南風』

Phạm Quỳnh, 1917, “Sự giáo dục đàn bà con gái,” *Nam Phong*, số4: 1-10.

『女界鐘』

B.B, 1918, “Cần Khãi,” *Nữ Giới Chung*, số3: 1.

Bồn Báo 1918a, “Xin nhớ” *Nữ Giới Chung*, số1: 1.

Bồn Báo, 1918b, “Lời tựa đầu,” *Nữ Giới Chung*, số1: 1-4.

- Liễu thì Soạn, 1918, “Mừng báo Nữ giới chung,” *Nữ Giới Chung*, số3: 5-6.
- Mademoiselle Aline Điện, 1918, “Một lời phụ ích,” *Nữ Giới Chung*, số 8: 5-6.
- Mlle Hườn, 1918, “Sanh con gái,” *Nữ Giới Chung*, số 8: 6-7.
- Mlle Liễu, 1918, “Nữ quyền tự do luận nói về quyền con gái đàn bà,” *Nữ Giới Chung*, số 6: 7-8.
- Mlle Nguyễn Thương Nam, 1918, “Lời đờn bà bắc,” *Nữ Giới Chung*, số10: 6-7.
- Mme Trần Quân Quờn, 1918, “Bon! Bon!! Bon!!!,” *Nữ Giới Chung*, số 5: 11-12.
- Nguyễn Song Kim, 1918, “Đạo đàn bà II,” *Nữ Giới Chung*, số18: 1-2.
- Nguyễn Thị Bồng, 1918a, “Lời đàn bà Bắc,” *Nữ Giới Chung*, số11: 8-9.
- , 1918b, “Đạo đàn bà I,” *Nữ Giới Chung*, số17: 1-2.
- Nguyễn Thị Tần, 1918, “Chữ trình đáng giá ngàn vàng,” *Nữ Giới Chung*, số16: 11-12.
- Nữ Giới Chung, 1918a, “Cần Khôi,” *Nữ Giới Chung*, số 13: 1.
- , 1918b, “Cẩn cáo,” *Nữ Giới Chung*, số22: 1.
- Nữ sanh Nguyễn Song Kim, 1918, “Bàn về lòng bác ái,” *Nữ Giới Chung*, số 11: 1.
- Phạm Bạch Tuyết, 1918, “Chữ trình đáng giá ngàn vàng,” *Nữ Giới Chung*, số20: 6.
- S.N.A, 1918, “Thương nhau xin nhớ,” *Nữ Giới Chung*, số 4: 7.
- S. Nguyệt Anh, 1918, “Nghĩa tiện tãng,” *Nữ Giới Chung*, số 5: 1.
- Sương Nguyệt Anh, 1918a, “Thê lực người đàn bà,” *Nữ Giới Chung*, số1: 4.
- , 1918b, “Nam nữ bình quyền là gì,” *Nữ Giới Chung*, số3: 3.
- Trần Thị Đào, 1918a, “Tiếng chuông Nữ giới,” *Nữ Giới Chung*, số1: 8.
- , 1918b, “Trách Nhiệm người đàn bà,” *Nữ Giới Chung*, số3: 6-7.
- , 1918c, “Nhàn sự xin ai nên ghe mắt,” *Nữ Giới Chung*, số22: 8.

独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷について ——国家高等教育改革を中心に——

Changes in National Higher Education of Uzbekistan: Focus on the Higher Education Reforms since Independence

イブロヒモワ・ズライホ
IBROKHIMOVA Zulaykho

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録

人間開発において最も重要な要素のひとつが教育であり、社会の根本的な問題を解決するために大きな役割を担っている。教育は多くの社会的、経済的、政治的、人道的問題の解決に決定的な影響を与える。本研究は、独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷を明らかにするため、国家政策とそれを受けて変容しつつある高等教育分野の両方の立場を調査したものである。ウズベキスタンでは、時代の変化や国民のニーズに適した教育を提供するため、改革が継続的に実施されてきた。独立後に新しい省庁や行政機関が設立され、それらの機関で活躍する専門家を育成するため、高等教育制度に修正を加えることも意欲的に取り組まれた。本研究では、独立後の教育改革を五段階に分けて分析している。特に、高等教育に目が向けられるようになった2016年以降の教育政策について考察することが特徴である。

Summary

More than half of the population of Uzbekistan is youth, and the education sector needs to be given much attention for the development of the country. For Uzbekistan, the establishment of an advanced and appropriate education system will be a solid path to the future. This study examines the transformation of the higher education sector in Uzbekistan after becoming independent in 1991, with a focus on the state education policy. After becoming independent from Soviet Union, educational reforms have been continuously implemented in the country in order to provide education that is appropriate to the changing times and the needs of the people. New ministries and administrative bodies were created, and large-scale changes were also carried out in the higher education system to train specialists to work in these institutions. The main feature of this study is the investigation of the transformation of higher education under the state education reforms in Uzbekistan, especially the transformation of the higher education system after 2016, from the standpoints of both state policy and the sphere of education.

キーワード

高等教育 教育改革 教育政策 変遷 改善 戦略

Keywords

higher education; education reforms; education policies; changes; improvement; strategy

原稿受理日：2022.11.3.

Quadrante, No.25 (2023), pp.175–197.

目次

はじめに

1. 独立後のウズベキスタンにおける高等教育改革
(1991～2006年)

1-1. 1991年から2001年までの国家教育改革

1-2. 教育改革の「発展期」および「調整期」にお
ける高等教育

1-3. 再編後の高等教育課程の概要(1991～
2006年)

2. ウズベキスタンにおける高等教育の新展開

2-1. 高等教育機関への学生受け入れ制度の
改善

2-2. 高等教育における学生の支援

おわりに



はじめに

ソ連邦解体とともにソ連邦の構成共和国であった15ヶ国が独立を宣言し、広大で多様な連邦の領土において、数十年にわたって発展した単一のソビエトモデルから15のユニークな国家制度に発展していった[Huisman, et al., 2018: 1]。独立を宣言したウズベキスタンは、新社会構築と経済発展を目指し、1992年より市場経済へ移行する方針を選択した。市場経済への移行期において、ウズベキスタン政府は、新教育制度の再構築、教育の全段階における新教育制度への完全移行を行わなければならない、中等および高等教育において時代の変化に対応できる人材養成などといった教育課題に直面した。こうした問題意識から、1992年に「教育法」、1997年に「改正教育法」とともに、教育制度全体の段階的な改革を想定した「国家人材養成プログラム」が策定され、実施された。

1992年制定の「教育法」において9年間の中等教育が義務化された一方で、10-11年生への進学は自由とされたことが、中等教育課程に包括的な悪影響を及ぼした。様々な理由で進学しなかった中等学校9年生の卒業生が多くなされた。これらの青少年は、専門的な学位を有さないことや、年齢的な問題(16歳未満の子どもは労働は法律で禁止されている¹)のために、職に就くことができなかった。その結果、1997年には中等学校の9年生を卒業した者の21.5%(1991年にはわずか5.4%だった)が職業訓練を受けずに労働市場に参入した[UNDP 2008: 84-85]。これらの問題に対処するため、1997年に学校教育制度の見直しを目指した「改正教育法」が制定された。「改正教育法」により、義務教育期間が1年間延長され、初等および前期中等教育を含む一般中

等教育が9年制となり、特別中等および職業教育を提供する3年制の後期中等教育とあわせて計12年制となった。3年制となった後期中等教育機関も二種類に分けられた。つまり、高等教育機関への進学に注力して、普通教育を提供するアカデミック・リセ(akademik litsey)と、専門・職業教育に焦点を当てる職業カレッジ(kasb-hunar kolleji)が登場した[トフタミルザエヴァ 2016: 37]。独立後に中等教育制度が再編された結果、国民の中等教育への進学率が99%に達した一方で、2016年においても、高等教育機関への進学率はわずか9%にとどまり、地域的にも国際的にも低い水準であった。独立後には、新しい省庁や行政機関が設立され、それらの機関で活躍する人材育成にも注目が集まったものの、後期中等教育から専門家教育が導入されたことにより、高等教育分野の改革は積極的に行われてこなかったと考えられる。

ウズベキスタンにおける教育改革は、ウズベキスタンの法律と大統領令、内閣府令(Vazirlar Mahkamasini)を基にして行われている。ウズベキスタン共和国憲法により、国民の代表として行動できるのは、最高会議(Oliy Majlis)の議員と、国民によって選出された共和国大統領のみである²。独立後のウズベキスタンの初代大統領はイスラム・カリモフ(Islom Karimov)であり、2016年のカリモフの死後に行われた全国民大統領選挙ではシャフカト・ミルジヨエフ(Shavkat Mirziyoyev)が大統領に選出された。本稿は、独立後、すなわち上の2人の大統領の統治期のウズベキスタンにおける国家教育改革について分析し、教育政策を受け、高等教育分野が約30年間でどのように変化したか、初等・中等教育改革が進んだ中、なぜ高等教育への進学率が10%にも達しない状況が

¹ 当時の9年生の卒業生は15～16歳であった。

² O'zbekiston Respublikasi Konstitutsiyasi 10-modda (ウズベキスタン共和国憲法第10条)。

生じたかについて考察する。特に高等教育に目が向けられるようになった2016年以降の教育改革について論じることが本稿の特徴だと言える。トフタミルザエヴァ [2016] は、独立後のウズベキスタンの初等および中等教育改革について四段階に分けて分析している [トフタミルザエヴァ 2016: 34-40]。筆者は、初等および中等教育改革が重視された中で、高等教育改革はどう進められ、教育分野においてどのような変容が見られたかを明らかにし、独立後の高等教育改革の全体像を描くため、トフタミルザエヴァ [2016] の分析・考察を踏まえつつ、現在までの教育改革を五段階に分けて分析する。そこで2016年以降の第二代大統領の下で実施されている教育改革を第五段階として扱う。2020年現在のウズベキスタンの人口の約60%が30歳未満であるため、国の発展のためには、教育分野に大いに注目する必要がある。ウズベキスタンにとって、先進的で適切な教育制度を構築することは、将来への確かな道となる。

これまで、独立後のウズベキスタンの初等および中等教育について多くの研究や考察がなされてきたが、本稿において注目される高等教育分野について、著者が概観する限りでは研究が少ないように考えられる。2016年以降の第二代大統領の下で進められている教育政策については政府資料と教育政策の結果として公開されている教育現状のデータを参照し、分析する。

近年のウズベキスタンの高等教育が抱える課題の中で、本研究において注目する問題点を4つ指摘する。まず強調すべき点は、高等教育機関の学生受け入れ枠の問題である。大学などの学生受け入れ枠は専攻分野ごとに政府の決定で定められており、学生は国家テスト

センターが実施する全国入試に基づいて選抜されることになっている。第二に、各分野で高等教育を受けた人材が不足し、現代の科学技術の発展に沿った分野・専門別の高等教育訓練が不十分な点である。ウズベキスタンの高等教育制度は教育者の養成を主な目的としており、2010年の教育学専攻の卒業生の割合が59.8%であったことは特筆すべきことである。第三に、教育および人材の質的な問題である。2011-2012学年度に、高等教育機関で活動する教員の内、博士号の学位を有しているのは32%にすぎなかった。第四に、高等教育機関の自主性や自律性を損なうような中央支配的な管理が行われてきたことである。つまり、出願者が入学資格を獲得するために競争し、高等教育機関が出願者のために競争するのではない。独立後、中等教育修了者の10人の内9人が大学に進学できないことが判明している一方で、高等教育の需要は高く、大学の募集定員1人に対して6人以上の競争率がある³。こうした問題背景は、ウズベキスタンにおける高等教育改革の重要かつ不可欠な側面であると思われる。

以上のようにウズベキスタンでは、教育の全段階において改革や改善がなされてきている。このように教育分野が大々的に注目を集め、改善されてきているのに対し、高等教育への進学率はなぜ低い水準なのだろうか。ウズベキスタン政府は、高等教育改革を行うにあたって、2016年以降にどのような政策を策定し、教育改革をどう進めてきているのか。近年の大学教育はどのように変化し、また、進学率を引き上げるため、どのような措置が取られているのか。これらの問題関心を踏まえ、本研究では、独立後のウズベキスタンにおける教育分野の中でも、大学教育の変容について検討すること

³ O'zbekiston Respublikasi Statistika Qo'mitasi "Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga qabul qilingan talabalar" (2022.07.07) (ウズベキスタン共和国統計委員会「高等教育機関の学士課程に受け入れられた学生数」)。

を目的とする。さらに、独立後から現在に至るまでの国家教育改革について分析し、ウズベキスタンでの高等教育の変遷について考察する。

本稿は、次のように構成される。まず、第1章では、1991年から2016年までの初代大統領の下で行われた教育改革および高等教育政策について考察する。第2章では、2016年以降の第二代大統領の下で実施されている高等教育改革について分析し、2021年までの5年間で見られた改革の結果について考察する。

1. 独立後のウズベキスタンにおける高等教育改革(1991～2006年)

ソ連崩壊に伴い国家独立を宣言したウズベキスタン政府は、国を発展させ、国民に適切な環境を提供するために、全面的に新しい社会の構築や経済発展、国際関係構築などといった多くの課題に直面した。国の発展の土台となる将来の知識人や人材を育成するのは、学校教育を管轄する教育分野である。それに伴い、ウズベキスタン政府は教育制度の再構築に力を入れ、ソ連制度からの脱却を目指した。

トフタミルザエヴァ[2016]によると、独立後のウズベキスタンの初等および中等教育改革は、「準備期」、「始動期」、「発展期」、「調整期」の四段階に分けられる[トフタミルザエヴァ2016: 34-40]。前述したように本稿では、独立後の国家高等教育の変遷について分析するため、トフタミルザエヴァ[2016]を参照しつつ、現在までの教育改革を五段階に区分したい。そのうえで2016年以降の第二代大統領の下で実施されている教育改革を「改善期」と

する。

本章では独立後から2016年までのウズベキスタンにおける高等教育について初代大統領の下で行われた教育改革について検討する。

1-1. 1991年から2001年までの国家教育改革

ウズベキスタンの高等教育機関(Oliy ta'lim muassasalari)は、大学(universitet)⁴、アカデミー(akademiya)⁵、単科大学(institut)⁶の三種類に分類される。

1989年時点でウズベキスタンには、43の高等教育機関があり、その内40校が単科大学(institut)、3校が大学(universitet)であった[Brunner, et al. 2007: 158]。1991年に独立した際、46の高等教育機関に、340,920人が在学していた[Госкомстат СССР 1991: 224]。1991年1月の時点の首都タシケントの人口は2,120,000人であり、中央アジアの大都市として、また歴史的に国内および中央アジア地域の高等教育の中心地として位置づけられていた[Госкомстат СССР 1991: 72]。ソ連期においてウズベキスタンで宗教から脱却した世俗的教育が導入され、それに合わせた初めての大学も設立され、現在もウズベキスタンの代表的な総合大学として高等教育を行っている⁷。独立前、全国の高等教育機関のほぼ半数が、人口の約60%が学ぶタシケントに立地していた[Ruziev, et al., 2018: 442]。また、国内における大学などの4分の3がタシケントとサマルカンド、ヌクス(カラカルパク自治共和国の首都)とその他の大都市に集中していた。

教育改革の「準備期」は、1991～1997年で

⁴ 大学(universitet)は、学生に専門分野またはさらなる研究のための包括的な知識を提供することに焦点を当てる高等教育機関である。いくつかの専門分野において、学部および大学院の教育を提供する。継続的な専門教育と幅広い分野での基礎的・応用的科学研究を実施する[Brunner, et al., 2007: 162]。

⁵ アカデミー(akademiya)は、高等教育を提供するとともに、さらなる研究のために特定の専門的科目を教育する高等教育機関である。

⁶ 単科大学(institut)は、一つの専門分野の教育を提供する高等教育機関である。大学とは異なり、より狭い範囲の科学的プログラムを教える[Brunner, et al., 2007: 162]。

⁷ ウズベキスタンにおける最初の近代的な高等教育機関であるトルキスタン国立大学は1920年9月に設立され、その後中央アジア大学に改名された[Ergashev 1998: 17]。1995年よりミルゾ・ウルグベク名称ウズベキスタン国立大学。

ある。1992年に「ウズベキスタン共和国憲法」や「教育法」などの法令が発効し、教育改革の法的基盤が整えられた時期である〔トフタミルザエヴァ 2016: 34-36〕。「準備期」において以下に示すような二層構造の高等教育制度への移行が始まり、大都市に集中していた大学の地方への設置も行われた。入試制度も大きく変わり、マーク式の入学試験が導入された。

1992年の「教育法」により、学士(bakalavriat)と修士(magistratura)の二層構造の高等教育への移行が始まった⁸。学士課程は最初の段階であり、最低4年間続き、焦点を絞った理論的および実践的な知識が提供される。修士課程は2年制で、特定の専門分野に関する理論的および実践的な知識が提供される。修士課程には、学士学位の取得後にのみ進学することができる⁹。また、新たな高等教育機関の設立や地方への拡大に加え、単科大学(institut)の大学(universitet)への移行、ならびに専門分野に応じた既存の大学の解体なども進められた〔UNDP 2008: 125〕。独立国家となったウズベキスタンは社会・経済発展に関するウズベクモデルを作成し、市場経済への移行を段階的に行う方針を選択した。それに伴い、タシケント金融単科大学や税務アカデミーなどの新しい高等教育機関が設立された他、大学やビジネスを専門とするその他の高等教育機関にも金融部門が新設された。また、独立国家として、外務省や対外経済関係省、関税庁などといった新しい省庁の設立が必要となった。新しい省庁の創設に伴い、専門家・人材不足が課題となった。その短期的な解決策として、比

較的人数が多かった教員養成大学の卒業生を選抜し、再教育することが決定された。長期的な解決策としては、新しい分野や新興分野の専門家を教育するための新たな高等教育機関を設立し、大学などの教育分野も拡大することとなった。既存の高等教育機関が分割され、新たに設立されたことで高等教育機関の数が増加する傾向がみられた〔Ruziev, et al., 2018: 444〕。

「準備期」においては、新しい大学と地方にある教員養成単科大学を基礎として地方の代表的な国立大学が創設され、既存の単科大学も大学に昇格した。そして、タシケントとその他の大都市に集中していた高等教育機関の地方への分散が行われた。結果として、高等教育機関の数は1995年には55校へと増加した¹⁰。

高等教育機関の入試制度も大きく変わった。1992年に学生の選抜に関する統一の国家政策を設けることを目的とする大統領令「共和国の高等教育機関の昼間部への入学制度の改善について」が採択された¹¹。

高等教育機関への入試を管理するために、昼間部の出願者を選抜する「共和国センター」が設立された。大統領令により1992-1993学年度に試行的に部分的に実施された入試が成功した。それに伴い、1993年に内閣府令「ウズベキスタン共和国における高等教育機関のマーク方式の学生選抜について」が制定された¹²。本内閣府令により1993年に国内の46校の大学の内19校でマーク方式の入学試験が行われた。1994年から国内全ての高等教育機関において統一の入試制度が

⁸ O'zbekiston Respublikasining Ta'lim to'g'risidagi Qonuni (kuchga kirish sanasi: 23.07.1992) (ウズベキスタン共和国教育法 発効日: 1992年7月23日)。

⁹ O'zbekiston Respublikasi Oliy va O'rta-maxsus ta'lim vazirligi "Oliy ta'lim tarmog'i haqida" (ウズベキスタン共和国高等および特別中等教育省「高等教育分野について」)。

¹⁰ O'zbekiston Respublikasi Statistika Qo'mitasi ijtimoiy soha "Oliy ta'lim tashkilotlari" (2022.06.01) (ウズベキスタン共和国統計委員会「高等教育機関」)。

¹¹ № УП-361 (大統領令361号)。

¹² Постановление Кабинета Министров № 181 (内閣府令181号)。

導入された¹³。そして、同年5月に「ウズベキスタン共和国内閣による国家テストセンター設立」に関する内閣府令が採択された¹⁴。これにより1992年に設立された高等教育機関の昼間部の出願者を選抜するための共和国センターが、「国家テストセンター」（以下、テストセンターと称す）に改編された。テストセンターは高等教育機関だけではなく、特別中等教育機関への入試も実施することとなっている。

教育改革の「始動期」は1997～2001年である。「改正教育法」と「国家人材養成プログラム」が採択され、教育改革が継続された〔トフタミルザエヴァ 2016: 36〕。「始動期」には、二層構造の高等教育制度への移行が完了し、マーク式入試制度が全面的に行われるようになった。入試の上位者から、学費が国家負担になる「国費」と高等教育が有償の契約で行われる「私費」の資金調達制度への移行が行われた。

「国家人材養成プログラム」により、ウズベキスタンでは学士・修士課程を含む高等教育の二層構造の導入が完了した。学士課程では、前述したように最低4年間、修士課程では、2年間の教育が提供される。そして、ソ連期に導入された大学院教育の博士候補(fan nomzodi) および博士(fan doktori) から成る二層構造の制度が維持された¹⁵。

1996年から従来の口頭試問や筆記試験に変わり、マーク式の入試による学生の受け入れが全面的に導入された。現代的なコンピューター技術を使用し、全国で同日同時刻¹⁶に大学入試が実施されるようになった。このマーク式の入試制度が現在も継続されている¹⁷。

「始動期」には、高等教育の新たな資金調達制度への移行が行われた。国費(国の補助金)という形での予算からの資金調達と、学生側からの資金調達、すなわち、高等教育が有償の契約で提供される私費制度が導入された〔UNDP 2008: 125〕。毎学年度に、大統領令と内閣府令に基づいて学生受け入れ枠が決定され、教育分野に応じて授業料の金額が決定される仕組みになった。そして、決められた枠内に入る優秀な入試の上位者は、国費から授業料が支払われる。ただし、国費制度の対象者はウズベキスタン国民に限られ、外国籍者は対象外である。授業料の納入期限に関しては、新入生は9月15日までに授業料の50%を、2～4年生は同じく授業料の半額を10月1日まで払わなければならない。そして、3月1日までに授業料の残額を納入することが全学年の学生に義務付けられた¹⁸。

1-2. 教育改革の「発展期」および「調整期」における高等教育

2001～2005年における教育改革の「発展期」では、2001年に「高等教育の国家スタンダード」（以下、高等教育スタンダードと表記する）が採択され、高等教育制度が改善された。そして、学生受け入れ枠や奨学金制度に関する法令も制定され、実施された。

高等教育制度に関する法律や規制文書が作成され、カリキュラムも提供された。学士課程については、高等教育の第一段階における専門分野のカリキュラムおよびプログラムは、一般的な中等教育および中等職業教育との連続性を考慮して作成され、学生が人文科学と社会

¹³ Davlat Test Markazi “Markaz tarixi” (国家テストセンター「センターの歴史」)。

¹⁴ Vazirlar Mahkamasining qarori 293-son (内閣府令293号)。

¹⁵ Oliy Majlis qarori 463-I-son (国会決議463-I号)。

¹⁶ 毎年8月1日午前9時から試験が開始されていた。

¹⁷ Davlat Test Markazi “Markaz tarixi” (国家テストセンター「センターの歴史」)。

¹⁸ Oliy va O'rta maxsus ta'lim vazirining buyrug'i 508-son (高等および特別中等教育大臣令508号)。

【表 1】 2000-2001 学年度の全国高等教育機関の学生受け入れ枠

	学士(人)	修士(人)
総枠数	49,500	3,600
国費枠	19,800	1,400
私費枠	29,700	2,200

(出典元：「2000-2001 学年度の全国における高等教育機関の学生受け入れ枠に関する内閣府令」を参考に筆者が作成)

科学、数学、自然科学、職業に関する一般科目、専門科目、補足の科目などの必須分野に関する科目を履修することが規定された。また、ウズベキスタン共和国政府の決定に基づき、特定の高等教育機関や分野・専門性に応じて、他の分野の科目を導入することができる¹⁹。つまり、全専門分野の学生はこのカリキュラムを基に共通の必修科目を履修する制度になった。人文科学と社会科学、および経済学の科目に関しては、全専門分野の学士課程カリキュラムの20%程度が共通科目に割り当てられた。ここでは、主に国家独立イデオロギーや国家政策に関する科目が教えられる。

修士課程のカリキュラムと授業予定案は、学部のカリキュラムと教育プログラムの継続性を考慮して開発される必要があり、学生は一般的な方法論と専門科目、学術活動の必須科目を受けなければならない²⁰。カリキュラムと教育プログラムには、必修科目に加えて、専攻科目も含まれる。高等教育スタンダードを基に内閣が毎学年度の学生受け入れ枠を採択する仕組みになった。表1から、内閣により学生受け入れ枠は具体的に決定されていることがわかる。総枠数はさらに専攻分野に応じて割り振られている。そして、全体の60%は私費で、40%は国費であることが見て取れる。

「発展期」に高等教育機関の学生を対象とする奨学金制度が採択され、2001年9月1日よ

り給付が始まった。国費、私費を問わずウズベキスタン国籍を有する全学年の学生が奨学金支給の対象であり、外国籍の学生は対象外とされた。奨学金の金額は成績により決定され、学年に2回、学期末の成績を基に見直される。よって、授業料と奨学金の額は毎年変動する。授業料額は専攻分野によって異なるが、奨学金額は共通である。たとえば、2001-2002 学年度の奨学金は、9,400スムであった。毎学年度の奨学金の100%の金額が決定され、優、良、可の成績に応じて支給される。優は100%、良は75%、可は50%の奨学金を受ける。

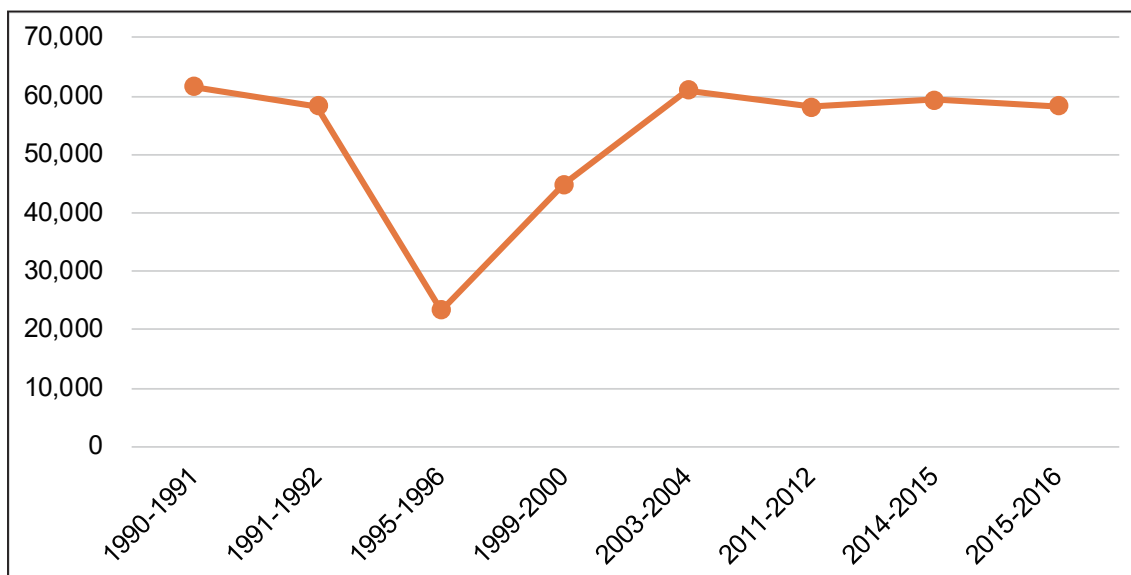
2005～2016年の教育改革の「調整期」には、それまでに採択された制度が維持された他、高等教育機関の数が増やされ、さらに外国の大学の支部も設置された。具体的には、1991年の46校から、2015年には69校へと増加した。一方、1995年から高等教育機関の学生数は大幅に減りはじめた。その主な理由は、同年の新規学生受け入れ枠が急激に減少した点にある。

図1は、1995年から急に高等教育機関の入学者数が減少したことを示している。独立後の教育改革を分析からは、この減少に関して以下の理由を挙げるができる。

- 独立直後の高等教育には、昼間部と夜間部、

¹⁹ Oliy va O'rta maxsus ta'lim vazirining buyrug'i 35-2021-son (高等および特別中等教育大臣令35-2021号)。

²⁰ 同上。



【図1】 高等教育機関の入学者数

(出典：ウズベキスタン国家統計委員会の「Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga qabul qilingan talabalar (高等教育機関の学士課程に受け入れられた学生数)」(2022年7月7日公開)のデータより筆者が作成)

通信制があり、これらの三部に学生の受け入れが行われていたが、1995年より夜間部への学生受け入れが停止された[Brunner, et al., 2007: 159]。

- 1996年以降のマーク方式の入試制度への全面的な移行と、学費制度の導入が入学者減少に影響を及ぼしたと思われる。さらに、2010年より入試制度が改正され、出願者それぞれに向けて異なる質問から構成されるテストが作成されることになり、入学試験の難易度が高くなったことも入学者減少の一因であろう。
- 高等教育が有償化されたこと。
- 後期中等教育を中心に無償の3年間の職業教育が導入されたこと。

1-3. 再編後の高等教育課程の概要(1991～2006年)

本節では、1991年から2016年までの教育改革の四段階において再編された高等教育課程について言及し、人材養成と国際化について論じる²¹。第2章で分析する2016年以降の教

育改革の「改善期」において見直された点を明らかにする。

独立後の教育改革で新たな高等教育制度が作られた。制度的には、内閣府令を受けて、高等教育機関が所属する省庁と高等および特別中等教育省が決定を下し、高等教育機関が管理される。つまり、高等教育機関は、内閣および省庁によって共同管理され、学生の受け入れに関しては、テストセンターも含め3つの機関による共同管理の下にあることがわかる。この管理状態は、高等教育制度が柔軟に変化に対応することを妨げてしまう[Weidman, Yoder 2010: 63]。国内の高等教育機関の多くは、高等および特別中等教育省に属するが、さらに、教育分野に応じて他の省庁によって管理されることもある。たとえば、世界経済外交大学は外務省に、タシケント国立法科大学は法務省に属する。

高等教育機関への進学は、中等教育修了後に可能である。出願期間は、毎年6月20日から7月20日までである。入試は、全国の高等教育機関で同じく毎年8月1日に行われる。学

²¹ なお、本稿では教育改革の「改善期」における高等教育の国際化には触れない。

生の受け入れ枠は、大統領および内閣により決定され、毎学年度異なる。

高等教育における学年は2学期制であり、毎年9月2日から学年が始まる。第1学期(1 semestr)は、9月から1月であり、第2学期(2 semestr)は、2月から7月である。冬休みは短く、10～14日間で、12月28日から1月11日までである²²。教育は、昼間部および通信制で行われ、昼間部の学士課程は最低4学年、通信制課程は1年長く5学年である。

全教育期間のカリキュラムは、理論的な知識60～70%、冬休みおよび夏休み14～16%、専門実習6～9%、試験期間9～10%、卒業論文の執筆2～3%のように割り当てられる。

2001年から学生の知識の評価は、100点満点の採点制度(reyting-baholash tizimi)で行われるようになった。総点の内、40点は平常点(kundalik nazorat)、30点は中間評価(oralik nazorat)、30点は期末評価(yakuniy nazorat)に割り当てられる。中間評価は7週間に1回、各学期に2回行われる。

奨学金は前学期の成績により支給される。学内の奨学金の他に優秀な学生を対象とする大統領奨学金と国家奨学金、また、障がいのある学生、経済的に困難な状況にある学生を支援するために支給される奨学金もある。

大統領奨学金と国家奨学金の対象者は、学士課程の最終2学年の学生である。大統領奨学金以外の各種奨学金の条件は、優秀な成績と学術的(創造的)な研究への貢献、言語能力があることとされた。国家語と1つの外国語(CIS(独立国家共同体)諸国の言語を除く)、外国語専攻の学生の場合は専攻する外国語に加えて他の外国語の能力も有することである。

その他、障がいのある学生や両親のいない学生の生活を支援するために奨学金が支給さ

れる。障がいのある学生に関して、高等教育機関の学生に支給される奨学金に50%を割り増した金額が支払われる。

高等教育分野においては、国際協力にも力が入れている。独立後から2016年までに7つの外国の高等教育機関の支部が設置された。欧州連合(EU)は、1994年にサマルカンドとブハラで最初のTempus Tacisプロジェクトを開始して以来、ウズベキスタンの教育改革プロセスを支援してきた。80以上のプロジェクトが、ウズベキスタンの高等教育制度の近代化を支援している[Burxonova 2019: 163]。

Tempus(またはTACIS)の主な目的は、東欧、西バルカン、南地中海、中央アジアの提携国における高等教育の近代化を支援することである。ウズベキスタンは1994年からこのプログラムに参加している。Tempusは、1997年の「改正教育法」と「国家人材養成プログラム」の採択以降、ウズベキスタンの教育改革を支援し、カリキュラム開発および二層構造の高等教育制度の導入に貢献した²³。二層構造の高等教育制度への移行はボローニャ・プロセスを基に実施された改革である。欧州全体の教育制度、特に高等教育の調和を目指すボローニャ・プロセスは、1999年に欧州の29人の教育大臣によって署名されたボローニャ宣言を基に実施されている。ボローニャ・プロセスにより決定された条件を基に高等教育制度を運営している国は、プロセスに参加することができる[Kruglikova 2013: 190-196](次頁の表2を参照)。

表2が示すように、高等教育改革の結果、ウズベキスタンはボローニャ・プロセスの大部分の条件を満たすようになった。一方で、単位互換制度と教育の質的保証はまだ実施されていないと思われる。また、内閣、高等および特別

²² しかし、毎年の冬休みの開始および終了期間は、高等および特別中等教育省により決定される。

²³ National Erasmus+ Office in Uzbekistan Tempus Projects (website).

【表 2】 ボローニャ・プロセスへの主な参加条件とウズベキスタンの高等教育の比較

ボローニャ・プロセスへの主な参加条件	ウズベキスタンの高等教育
高等教育において、同等の学位を導入すること	学士と修士の地位は明確に分かれている
二層構造 (学士、修士) の高等教育制度	1997年に移行
ディプロマ・サプリメント (DS)	卒業証明書に付加される
アカデミック・モビリティの支援 (教員、学生、研究者)	積極的ではない
高等教育の質確保 (質保証制度)	---
高等教育学位および証明書の相互承認	卒業証明書の承認制度
高等教育機関の自律性の確保	---
第三段階としての博士レベルの導入	導入されている
連続教育教育	導入されている
単位互換制度 (ECTS)	---
教育制度の質のスタンダード化	教育スタンダードと高等教育スタンダード
高等教育における協力	国際協力および外国の大学の支部設置
授業料と学生への経済的支援	授業料の有償化と奨学金支給制度

(出典元：Кругликова 2013: 193-196 を参考に筆者が作成)

中等教育省および他省庁、テストセンターの管理下にある高等教育機関の自律性は確保されていない。高等教育学位および証明書の相互承認に関しては、国外で取得した卒業証明書の承認制度が導入されている。第三段階としての博士レベルの導入に関しては、ウズベキスタンでは2013年より一層の高等教育後の教育へ移行された²⁴。それに伴い、博士候補者の学位付与の制度は廃止された。

上記で見たように、ウズベキスタンは、ボローニャ・プロセスに沿って高等教育改革を行ってきたが、そのプロセスには参加していない。中央アジア諸国の中ではカザフスタンのみが2010年からボローニャ・プロセスに参加している。ウズベキスタンも段階的に教育改革を行ってきたため、将来的にはボローニャ・プロセスに参加すると思われる。

2. ウズベキスタンにおける高等教育の新展開

ウズベキスタンでは、この31年にわたって独立国家として全面的かつ包括的な改革が行われてきた。第1章で言及したように、実施されてきている教育改革を五段階に分けることができる。独立直後には教育改革を導く法的基盤が創設され、政策の実施結果に基づきつつ改訂されてきた。国民の60%以上を若年層が占めるため、後期中等教育を含む学校教育の改善が大いに注目された。無償の義務教育の中で最高学年を対象に職業教育が提供され、青少年の社会的および労働的ニーズを満たす政策が取られた。連続教育制度が構築されたのは、独立後の大きな成果だと言える。それに伴い、中等教育進学率は99%に達した。しかし、2016年の高等教育への進学率はわずか9%

²⁴ Vazirlar Mahkamasining qarori 365-son (内閣府令365号).

にとどまった²⁵。ウズベキスタン政府は、若者への高等教育の提供率を上げるため、2016年以降、高等教育改革に力を入れている。近年、高等教育分野は概ね改善されていると言える。

上述したように、ウズベキスタン国民の代表として行動できるのは、最高会議(国会)と国民によって選出された共和国大統領だけである。それを踏まえ、本章では第1章に続けて、高等教育について大統領令を含む国家政策に注目しながら分析し、教育改革の「改善期」について述べる。

2-1. 高等教育機関への学生受け入れ制度の改善

教育改革の「改善期」においては、進学率を引き上げる、つまり、可能な限り多くの若者に高等教育を提供することが心がけられている。ウズベキスタンの大統領は高等教育拡大の重要性について以下のように述べている。

先進国では、教育の全課程への投資、つまり3歳から22歳までの子供の育成への投資に重点が置かれています。なぜならこの投資は社会に15～17倍の利益をもたらすからです。ウズベキスタンでは、その数字がたった4倍であります。したがって、人的資本をより重視し、そのためにすべての策を講じなければなりません。高等教育制度において教育を受ける平等な機会を創出するための取り組みをさらに強化する必要があります。²⁶

「改善期」の高等教育改革の第一歩として、2017年2月に「2017～2021年ウズベキスタン共和国発展行動戦略」(以下、行動戦略と表記する)の採択を挙げることができる。行動戦略には、ウズベキスタンの発展のための五項目が提示されている。その中で、教育・科学分野は第四項の社会分野の発展に属し、行動戦略を基に高等教育制度の改善措置が取られるようになった。それに従い、「2017～2021年高等教育包括的開発プログラム」が制定された。本プログラムにより、高等教育改革では次の内容が目的とされた。高等教育における国際協力と高等教育の方向性、専門分野の改善、カリキュラムのさらなる改善、新教材の開発と高等教育課程への導入、教師の専門性の質とレベルの継続的な改善、高等教育機関の学術的能力の強化、精神のおよび道徳的な内容の増加、高等教育機関のインフラ整備、最新の情報通信技術の設備の整備などである²⁷。

ウズベキスタンでは、教育の質的向上のために、まず、子供を教育する教師の質を向上させる改革が始まった。2017年の時点で全国の一般中等教育機関の数は9,680校であり、これらの教育機関に勤務する教師の人数は112,261人であった。その内特別中等教育学位(後期中等教育までを修了した者へ与えられる学位)にとどまる教師は41,718人(37.2%)である。さらに、就学前教育機関で働いている教師に関しては、半数以上の63%が後期中等教育までしか修了していない²⁸。この状況を改善するため、2017年に大統領決議「高等教育機関における教育学の特別通信制の設立につ

²⁵ “O‘zbekiston Respublikasi Prezidenti Shavkat Mirziyoyevning maktablarni bitiruvchi o‘g‘il-qizlarga tabrigi (2021.05.24) (ウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの中等学校を卒業する生徒への祝辞) (2021年5月24日)。

²⁶ Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (24 Январь 2020 год) (2020年1月24日のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説)。

²⁷ PQ-2909-son (大統領決議2909号)。

²⁸ PQ-3183-son (大統領決議3183号)。

【表 3】 高等教育機関への学生受け入れ制度の改善

No.	改善前	改善後
1	教育形態	
	昼間部、通信制	昼間部、夜間部、通信制、特別通信制（中等教育機関の教員が対象）
2	出 願	
	1つの高等教育機関の1つの専攻にのみ出願可能	専攻分野が共通の5校までの高等教育機関に出願可能
3	マーク式入学試験の日程	
	全国において、毎年8月1日に1回実施	全国において1ヶ月間に1日に2回実施（昼間部と夜間部の出願者に分けて）
4	学生受け入れ枠	
	決められた枠内に国費、私費の順で学生を受け入れ	国費枠の増加、枠外で私費での受け入れ制度の導入

（出典元：Vazirlar Mahkamasining qarori 393-son（内閣府令 393 号）を参考に筆者が作成）

いて」が採択された²⁹。本決議を受けて、内閣は高等教育機関の昼間部に加えて夜間部と通信制、特別通信制への学生受け入れに関する内閣府令を公布した³⁰。1995年から学生受け入れが停止されていた夜間部が復活し、学生受け入れ枠が拡大された。特別通信制は、就学前および中等教育機関の教師が対象である。そして、2017～2020年に高等教育機関への学生受け入れ制度が下記のとおりに変更された。

表3からわかるように、学生受け入れ制度が注目されるようになったのは高等教育の進学率を引き上げるためである。教育形態は従来、昼間部と通信制の二種類であったが、2017年より以前の形態に加えて夜間部、特別通信制も導入された。そして、全国で同日同時刻に実施されていた入学試験の日程も変更され、8月に1ヶ月間にわたり実施されることになった。さらに、専攻分野が共通する3校まで出願する機会

を創出するため、試験日程が高等教育機関ごとにずらされた。2020年には5校まで同時に出願する仕組みも創設された³¹。この政策は、首都だけではなく、地方の高等教育機関の出願者および学生の人数も増加させる要因になる。

学生受け入れに関しては、従来と同じく入試の上位者から順に国費と私費の入学者に分けられる。そして、補足枠が新しく設定された。補足枠に入った者は、私費の枠内に入れる最低点から不足点に応じて加算される授業料を支払う。授業料は、不足分の点数に従って二種類に分けられる。一つ目は、加算された授業料の枠が点数ごとに決定され、1学年のみ規定の学費の3倍以内の割増金が課され³²、2学年からは通常の授業料になるという内容である。これは、私費の枠内に入る最低点よりマイナス4点以内の者に適用される。

二つ目は、入学試験の総得点が前者の条件を満たさないものの、高等教育を受けることを

²⁹ 同上。

³⁰ Vazirlar Mahkamasining qarori 393-son（内閣府令393号）。

³¹ PQ-5157-son（大統領決議5157号）。

³² 1.1～2点：2倍、2.1～3点：2.5倍、3.1～4点：3倍。

志望する者が対象である。ただし、入試で枠内の最後の点に4点以上不足し、かつ総得点が最低56.7点以上でなければならない。総得点によって通常の授業料の10倍から20倍までの幅で授業料が変動する仕組みになっている³³。後者の補足枠は、「スーパーコントラクト」(super kontrakt)と呼ばれる。これらの政策立案の目的は、若者に高等教育を受ける機会を提示することで、中等教育卒業生の高等教育進学率を上げることである。

また、高等教育改革において進学率を上げるとともに男女平等も目指されている。ウズベキスタンの大統領は、国費枠の増大、および可能な限り多数の女性に高等教育を受ける機会を創出する必要性について、以下のように述べている。

高等教育の拡大は、学費納入契約に依存すべきではないことに留意する必要があります。それを念頭に置いて、高等教育機関への学生受け入れに対する国家補助金を2倍にしようとするならば、皆さんはこの考えをどう思いますか。女子のために特別な補助金も割り当てられます。婦女委員会は、これらの補助金を受給しながら教育を受ける候補者を選抜し、また選抜基準を策定する必要があります。³⁴

女性が高等教育を受ける機会を増やすため、2020年から女性学生を受け入れるために補足国費枠が与えられるようになった。居住

地の自治体および家族支援部門の推薦に基づき困窮している家族の女性に国費枠で高等教育機関に入学できる推薦状が与えられる。推薦の対象者は、(1)低所得世帯の女性、(2)一人親家庭で育った女性、(3)配偶者を亡くした女性、(4)障がいを持つ子供がいる家族の女性、(5)離婚した母親をもつ女性³⁵、(6)親が障がい者である女性³⁶である³⁷。補足国費枠で教育を受けることを希望する女性は、出願に必要な書類と一緒に居住地の自治体および家族支援部門から与えられた推薦状を提出しなければならない。ただし、推薦状の提出だけで国費枠の対象になるわけではない。自治体および家族支援部門から推薦された女性の個人情報7月15日までにテストセンターのデータベースに登録され、入試日までに審査される。審査結果で、推薦された女性が上述の条件に満たないことが明らかになった場合、その女性が入試を受けることができない。以上より、女性に与えられる国費枠の割り当ての透明性を確保するための規定が作られていることがわかる。2020-2021学年度には945人、2021-2022学年度に2,000人の女性が補足国費枠で入学した³⁸。女性を対象とする国費枠の導入により、高等教育における女性学生の割合が増加する傾向が見られた。補足国費学生受け入れ枠が導入された2020年に、高等教育機関で勉強する女性の割合は2017年の41%から49%に増加した³⁹。

学生受け入れ制度が改善された結果、学生数は増加しつつある。2015年の出願者数は、

³³ Vazirlar Mahkamasining qarori 393-son (内閣府令393号)。

³⁴ Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (24 Январь 2020 год) (2020年1月24日のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説)。

³⁵ 社会的保護を必要とし、2人以上の子供を育て、他の親戚とは別居(賃貸)している独身女性の娘。

³⁶ 片方または両方の親が第1または第2グループの障がいを持つ貧しい家族の女性。

³⁷ Vazirlar Mahkamasining qarori 402-son (内閣府令402号)。

³⁸ Vazirlar Mahkamasining qarori 393-son (内閣府令393号)。

³⁹ O'zbekiston Respublikasi Oliy va o'rta-maxsus ta'lim vazirligi statistik ma'lumotlar (ウズベキスタン共和国高等および特別中等教育省の統計データ)。

【表 4】 2016 年以降の高等教育機関における学生数

学年度	大学などの数 (校)	総学生数 (人)
2017-2018	82	314,467
2018-2019	101	344,790
2019-2020	120	468,399
2020-2021	132	590,077

(出典元：ウズベキスタン国家統計委員会「Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga qabul qilingan talabalar (高等教育機関の全教育形態の学士課程への学生受け入れ数)」(2022年7月7日公開)のデータより筆者が作成)

616,253人であり、入学者数は58,301人であった⁴⁰。志望者に対して、学生受け入れ枠が少なかった理由は、全国における高等教育機関の数が少なかった点にもある。そのため、教育改革の「改善期」では四種類の教育形態に加えて、高等教育機関の増加にも注目が集まった。ここで、「改善期」にあたる2020年に新たに採択された「教育法」が重要な役割を果たした。「教育法」により、ウズベキスタンで初めて非政府高等教育機関(私立大学)の設立も認められた。ただし、非政府高等教育機関も「国家教育スタンダード」および「高等教育スタンダード」を基に教育を行い、政府により決定された様式の卒業証明書を卒業生に授与しなければならない。

表4が示すように「2017～2021年高等教育包括的開発プログラム」の実施にあたり、高等教育機関数と学生数も年々増加しつつある。2020-2021学年度において全国の高等教育機関数は132校に達した。そして、外国の大学の支部も増え、2016年の7校から2021年には27校になった。「改善期」における高等教育改革の特徴としては、非政府高等教育機関の設立が挙げられる。「調整期」の末までは、

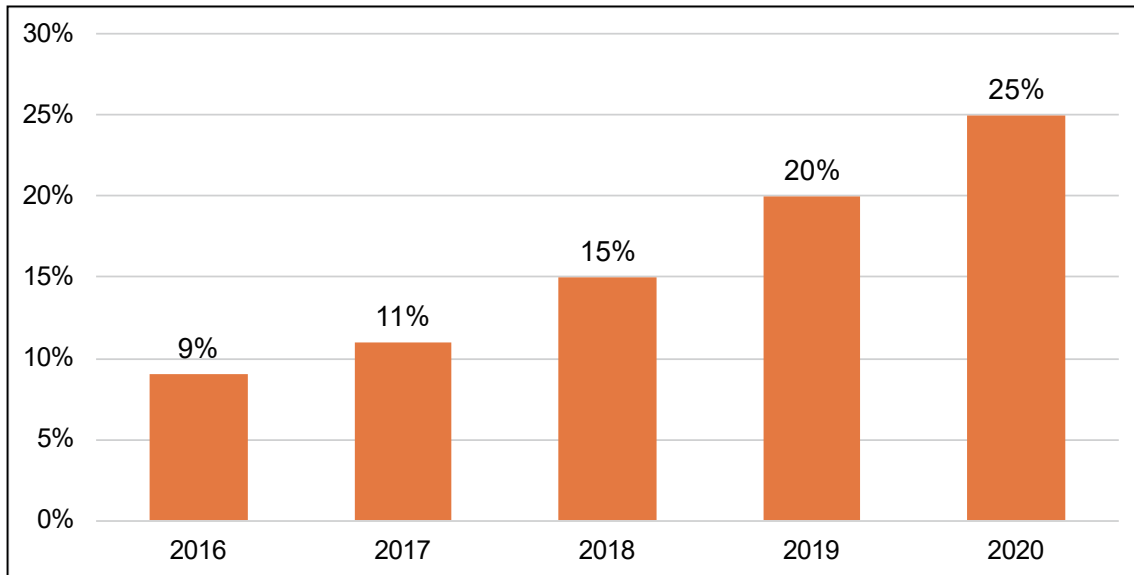
国内の高等教育機関は全て国立であったが、2021年時点では、27校の私立大学が運営されている。外国の大学の支部の増加と非政府高等教育機関の設立、学生受け入れ枠の増加はもちろん、大学間の競争を生み出し、教育課程の質的向上および改善につながる。

2017年より3校の、さらに2020年より5校の専攻分野が共通する高等教育機関へ同時に出願できる仕組みが創設された。入試制度の改善に伴い、試験実施期間は、高等教育機関によって異なる日程で行われることも出願数の増加に影響を与えたと思われる。二種類の補足枠の実施も受け、学生受け入れ数が増加しつつある。2017-2018学年度の高等教育機関への出願数は786,121人であったのに対し、受け入れ数が80,822人であった。この数字は2020-2021学年度に約2倍に増え、出願数は1,820,342人であり、受け入れ数165,021人であった⁴¹。

教育改革の「改善期」においては、高等教育の進学率を引き上げることが主な目的とされた。中等教育および特別中等教育機関の卒業生の高等教育課程への進学率を2020年までに25%にまで引き上げることを目指す政策が

⁴⁰ O'zbekiston Respublikasi Statistika Qo'mitasi "Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga topshirilgan arizalar" (2022.03.03) (ウズベキスタン共和国統計委員会「高等教育機関の全教育形態の学士課程への出願数」)。

⁴¹ O'zbekiston Respublikasi Statistika Qo'mitasi "Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga topshirilgan arizalar" (2022.03.03) (ウズベキスタン共和国統計委員会「高等教育機関の全教育形態の学士課程への出願数」)を参考に筆者が算出した。



【図 2】 高等教育への進学率（学士課程）

（出典元：ウズベキスタン国家統計委員会の「Ta'limning barcha turlari bo'yicha oliy ta'lim tashkilotlarining bakalavriatiga qabul qilingan talabalar（高等教育機関の学士課程に受け入れられた学生数）」（2022年7月7日公開）のデータより筆者が作成）

取られた⁴²。

ウズベキスタンの大統領は高等教育のさらなる改革の重要性について次のように述べている。

過去には、ウズベキスタンにおける中等教育および特別中等教育機関の卒業生の高等教育課程への進学率は9～10%でした。ここ2年間（2016～2018年）に講じられた対策のおかげで、この数字を15%以上に向上させることができました。したがって、中等教育機関の卒業生の高等教育課程への進学率を2019年には20%に引き上げ、今後、数年間でそれをさらに高めていくことが重要な課題であります。高等教育機関には、実情に応じて入学定員を独自に決定できる制度を導入しなければなりません。⁴³

2017年から高等教育を中心に実施された学生受け入れ制度の包括的な改善に伴い、大統領の演説でも注目された中等教育卒業生の高等教育への進学率が上昇していることが分かる。

図2は中等教育および特別中等教育機関の卒業生の高等教育課程への進学率の変化を示している。2016年以降、進学率は向上する傾向にある。2017年には前年比で2%増え、2019年には20%に達した。2020年には進学率の引き上げ目標である25%に到達している。

「2017～2021年高等教育包括的開発プログラム」では、高等教育の方向性と専門分野の改善も考慮されている。そのプログラムにしたがって、2016～2020年に高等教育機関において新しい専攻分野が導入された。学士課程では134専攻、修士課程では147専攻が設置された⁴⁴。

⁴² Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (24 Январь 2020 год) (2020年1月24日のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説)。

⁴³ Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (28 Декабрь 2018 год) (2018年12月28日のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説)。

⁴⁴ 同上。

2-2. 高等教育における学生の支援

ウズベキスタンの人口の約30%が15歳から29歳までの青少年である⁴⁵。そのため、年々高等教育の志望者は増加傾向にあり、入学競争が激しくなりつつある。入学できても経済的な困難のため勉強できない、または勉強を続けることができない若者も大勢存在する。そのため、「改善期」には、青少年の支援措置にも注目され、学生の教育が財政的に支援されることとなった。前述の2016年以降の学生受け入れ補足枠の増量に伴い、高等教育への投資が増え、高等教育の収入源は変化している。授業料が20倍まで割増される補足枠の導入および学生受け入れ枠の増大に伴い、高等教育の資金に占める授業料の割合が伸びはじめ、国家資金の割合が減る傾向にある。2016年の高等教育における国家資金の割合は38%だったが、2020年には29%へと縮小した。同時に、「改善期」には学生支援が積極的に行われている。前節で言及したように、様々な事情を持つ(障がい者など)学生と優秀な学生に支給される国家奨学金の種類と枠が増えた。優秀な学生に支給される従来の国家奨学金に加え、Buxoriy⁴⁶ 国家奨学金とKamoliddin Behzod⁴⁷ 国家奨学金も創設された。Buxoriy 国家奨学金の対象者は、国際イスラームアカデミーの学生である。そして、Kamoliddin Behzod 国家奨学金は、美術分野を専攻とする学生に支給される。大統領およびその他の国家奨学金は、高等教育機関の1年生と4年生(教育期間によって5年生および6年生)の学生は対象外であ

る。

高等教育における学生の支援としては、支給される奨学金制度も見直された。国費学生には、成績に応じた奨学金支給が維持された。しかし、私費学生の場合、奨学金支給の希望がなければ、1学年に当たる基本奨学金(「可」の奨学金)の金額が授業料から引かれることとなった⁴⁸。つまり、奨学金の希望が示されなければ授業料も減額される。そして、1回あたりの授業料納入金額も軽減された。以前の制度では、1学年の授業料を半額ずつ2回に分けて治めていたが、2020年以降は4分の1ずつ4回分割で納入する仕組みとなった。

高等教育分野に資金が回されたことで、国内だけではなく、国外で勉強することを希望する学生の留学を支援することが心掛けられている。学生の留学のために「El-yurt umidi⁴⁹ 財団」が奨学金を支給する。El-yurt umidi 財団は外国の高等教育機関で勉強することを希望する才能のある若者の教育を支援するために「Umid 財団」として設立された。1997年から2003年にかけて、Umid 財団は、先進国やG7諸国である米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、日本で合計828人の学部生と大学院生の留学を支援した。2003年に「Iste'dod⁵⁰ 財団」として改編され、学生に加え、教職員の外国における研修および教育も支援する制度が創設された。2003～2018年にIste'dod 財団は914人の教職員と学生の留学および研修を無償で提供した⁵¹。そして、2018年にIste'dod 財団はEl-yurt umidi 財団(以下、

⁴⁵ O'zbekiston Respublikasi Statistika Qo'mitasi "Aholining yosh tarkibi bo'yicha taqsimlanishi" (2022.06.01) (ウズベキスタン共和国統計委員会「人口の年齢別的人数」)を参考に筆者が算出した。

⁴⁶ Buxoriy (ムハンマド・アル=ブハーリー)は、9世紀のイスラーム世界で活躍したハディース学者、イスラーム法学者である。

⁴⁷ Kamoliddin Behzod (ビフザード)は、15世紀から16世紀にかけてイランで活躍したイスラーム世界でもっとも有名な画家の一人である。

⁴⁸ Vazirlar Mahkamasining qarori 59-son (内閣府令59号)。

⁴⁹ El-yurt umidi は「国民の期待」という意味。

⁵⁰ Iste'dod は「才能」という意味。

⁵¹ "El-yurt umidi" jamg'armasi "Jamg'arma faoliyati haqida" ("El-yurt umidi" 財団「財団の活動について」)。

財団と表記する)に改名され、財政面から若者の留学を積極的に支援し始めた。財団は博士と修士、学部での学修の全期間における留学資金を支給する。そして、短期および中長期の留学または研修のためにも奨学金を支給する。具体的には、2003～2018年の間には計914人に奨学金が支給されていたが、2019～2020年に奨学金の枠が大幅に増加し、2年間に985人が財団の奨学金で外国で学習した⁵²。財団は国家の将来のために働く人材を養成する目的で投資しているため、外国で教育を受けた者は帰国しなければならない。つまり、奨学金の支給対象になり、外国で教育を受けた者は、教育期間が修了した後、1ヶ月以内に帰国しなければならない。そして、学部を卒業した場合5年間、修士と博士の場合3年間ウズベキスタンの国家機関で勤務する契約が結ばれる。

以上、第2章では「改善期」における高等教育の改革について分析した。「改善期」の国家高等教育改革を分析した結果、中等教育卒業後の高等教育への進学率を引き上げるため、学生受け入れ制度が見直されていることが明らかになった。以下のように高等教育機関への学生受け入れ制度が改善されている。

- 国費および私費の学生受け入れ枠が増加された。高等教育を希望する青少年に教育を受ける機会を築くため、二種類の学生受け入れ補足枠が導入された。女性のために特別国費枠も割り当てられる仕組みになった。
- 学生受け入れ枠の増量に伴い、国立および非政府高等教育機関が新設され、外国の大学の支部が設置されたため、高等教育機関の数が増加した。
- 高等教育機関への入学試験制度も見直された。マーク式の入試が高等教育機関ごとに異なる日に実施されることになった。そして、

同時に専攻分野の共通する5校まで出願する機会が与えられた。

- 昼間部と夜間部、通信制および特別通信制という4つの教育形態で高等教育が実施されることになった。

これらの措置の結果、5年間で中等教育卒業者の高等教育機関への進学率が9%から25%へと増加した。

近年、高等教育課程も変容している。高等教育課程の透明性を確保するため、単位互換制度への移行が始まっているが、制度の変化は時間がかかるプロセスのため、移行が完了するまで最低4年かかると想定される。教育の質を管理するため、国家教育の監視庁は国内の教育機関のランキングを作成している。さらに、ウズベキスタンにおける高等教育機関を世界大学ランキングに入れるため、教員の博士学位取得も注目されている。最大20倍まで課される授業料を支払う学生受け入れ補足枠の導入に伴い、高等教育への投資が盛んになっている。そのため、学生や教員の留学が積極的に支援されるようになった。

教育改革の「改善期」において高等教育機関への学生受け入れ制度が包括的に改善された結果、進学率を引き上げる数値的な目的は達成された。国費や私費学生受け入れ枠も増大したことは、教育を受けることを志望する若者に高等教育への道を開いた。しかし、学生受け入れ補足枠の増大は、今後教育と育成される人材の質の低下という影響を及ぼす可能性がある。

おわりに

本稿では、独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷について国家教育政策に注目しながら分析・考察した。まず、独立後の国家

⁵² 同上。

教育改革の四段階における高等教育の変容について分析した。教育制度の再編が行われた2016年までの教育改革において、教育法および「国家人材養成プログラム」を法的基盤とし、改革が進められた。独立直後は高等教育の昼間部と夜間部、通信制があり、これら三部で学生の受け入れが行われていたが、1995年より夜間部への学生受け入れが停止された。無償の職業教育の導入に対し、高等教育の有償化や新入学試験制度の導入により、進学率と学生数が減少する傾向が見られた。義務教育期間が12年制とされ、後期中等教育から専門家教育が導入されたことが、有償化された高等教育への進学率が大きく低下させた原因の一つであることが明確になった。高等教育機関は、高等および特別中等教育省に属する上、教育分野に応じて他の省庁にも属するため、二重および三重に管理される。このことは、高等教育の発展に悪影響を及ぼし、学術的な自由を制限してきた。

続けて国家教育改革の「改善期」における高等教育の変容を分析した。「改善期」において「2017～2021年の高等教育の包括的な開発プログラム」と「2030年までのウズベキスタン共和国の高等教育制度開発理念」が基盤とされ、高等教育改革が実施されている。「改善期」に高等教育機関への学生受け入れ枠が増されたことに伴い、在籍学生の人数が2倍になったことが分かった。それは、ウズベキスタン国民としての教育権利が保証され、青少年が高等教育を受ける機会が増えたことを意味する。さらに、高等教育の進学率を引き上げや、学位取得率の向上といった数値が重視された結果、数値的な目標は達成されたものの、教育の質的保証の管理が立ち遅れていることも明らかになった。したがって、今後の高等教育改革や改善措置において教育課程や学術活動の質的向上に注目する必要がある。

本稿は、独立後の教育改革について国家政策に焦点を当て、公開されたデータや政府の資料を対象に考察した。国家政策を受けて実際の高等教育現場においてどのような変化が見られ、それによりどのような課題が新たに生じたのかを明らかにするためには、現地調査を行い、実際の活動において変化を実感していると思われる高等教育機関の教員を対象にインタビュー調査を行う必要がある。今回触れなかった2016年以降の高等教育の国際化を目指す改革も含め、今後の課題とする。

【参考文献】

【日本語文献】

- 河野明日香 (2014) 「独立後のウズベキスタンにおける中等教育改革の動向と特質」, 『教育制度研究情報』, 21号, 262-267頁。
- トフタミルザエヴァ・マシフラホン (2016) 『現在ウズベキスタンの社会変容と教育』 (博士論文、2016.3) 東京外国語大学学術成果コレクション、306-321頁。

【英語文献】

- Brunner, J., Tillet A. (2007) *Higher Education in Central Asia: Challenges of Modernization*. The World Bank, pp.158-180.
- Huisman, J., Smolentseva A., Froumin I. (2018) *25 Years of Transformation of Higher Education Systems in Post-Soviet Countries*. Global Higher Education, p.1.
- Ruziev, K., Burkhanov, U. (2018) Uzbekistan: Higher Education Reforms and the Changing Landscape Since Independence. In: *25 years of Transformations of Higher Education Systems in Post-Soviet Countries: Reform and Continuity*, pp.435-459.
- UNDP Uzbekistan (2008) Education in Uzbekistan: Matching Supply and Demand. In: *National Human Development Report*, Tashkent. pp.76-138.
- Weidman, J., Yoder, B. (2010) Policy and Practice in Education Reform in Mongolia and Uzbekistan during the First Two Decades of the Post-Soviet Era. In: *Excellence in Higher Education 1* (2010), pp.57-68.

【ロシア語文献】

- Госкомстат СССР. Народное Хозяйство СССР в 1990 г., Статистический ежегодник. Москва: «Финансы и статистика», 1991. С.67-72. (1991年におけるソ連の国民経済、統計年鑑)
- Госкомстат СССР. Народное Хозяйство СССР за 70 лет, Юбилейный статистический ежегодник. Москва: «Финансы и статистика», 1987. С.523-526. (70年間のソ連の国民経済、70周年記念統計年鑑)
- Житников, Н., Зверев И., Ткач, Г., Система образования Республики Узбекистан: образовательные программы и присваиваемые квалификации. Научный вестник МГТУ ГА. 2008. №128. С.50.
URL: <https://cyberleninka.ru/article/n/sistema-obrazovaniya-respubliki-uzbekistan-obrazovatelnye-programmy-i-prisvaivaemye-kvalifikatsii> (дата обращения: 05.12.2021).
(ウズベキスタン共和国における教育制度、教育プログラムおよび授与される資格)
- Кругликова, Т. Болонский процесс: Итоги первого десятилетия. (Обзор), АПЕ. 2013. №2. С.189-220.
URL: <https://cyberleninka.ru/article/n/bolonskiy-protsess-itogi-pervogo-desyatiletija-obzor> (дата обращения: 01.01.2022). (ボローニャ・プロセス：最初の10年間の成果 (概要))

独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷について

Руффио, Ф. Реализация Болонского процесса в странах Tempus (2009/2010). Брюссель, 2010. С.9-24.
(Tempus パートナー国におけるボローニャ・プロセスの実施状況)

【法令など】

〈法律〉

O'zbekiston Respublikasi Konstitutsiyasi 10-modda (ウズベキスタン共和国憲法第10条)

〈<https://constitution.uz/oz/clause/index#section2>〉 (2022年9月29日最終閲覧)

O'zbekiston Respublikasining Ta'lim to'g'risidagi Qonuni (kuchga kirish sanasi: 23.07.1992)

(ウズベキスタン共和国教育法 発効日: 1992年7月23日)

〈<https://lex.uz/docs/-56418>〉 (2022年9月29日最終閲覧)

O'zbekiston Respublikasining Ta'lim to'g'risidagi Qonuni (kuchga kirish sanasi: 30.09.1997)

(ウズベキスタン共和国改正教育法 発効日: 1997年9月30日)

〈<https://lex.uz/ru/docs/-16188?ONDATE=05.01.2018%2002>〉 (2022年9月29日最終閲覧)

O'zbekiston Respublikasining Ta'lim to'g'risidagi Qonuni (kuchga kirish sanasi: 24.09.2020)

(ウズベキスタン共和国新教育法 発効日: 2020年9月24日)

〈<https://lex.uz/docs/-5013007>〉 (2022年9月30日最終閲覧)

〈大統領令・大統領決議〉

№УП-361 «О совершенствовании приема на дневные отделения высших учебных заведений Республики» (дата вступления в силу: 11.03.1992)

(大統領令361号「共和国の高等教育機関の昼間部への入学制度の改善について」)

〈<https://lex.uz/docs/165530>〉

PF-4947-son “O'zbekiston Respublikasini yanada rivojlantirish bo'yicha harakatlar strategiyasi to'g'risida”

(大統領令4947号「ウズベキスタン共和国のさらなる発展のための行動戦略について」)

〈<https://lex.uz/acts/-3107036>〉 (2022年9月22日最終閲覧)

PQ-2909-son “Oliy ta'lim tizimini yanada rivojlantirish chora-tadbirlari to'g'risida”

(大統領決議2909号「高等教育制度のさらなる発展措置について」)

〈<https://president.uz/oz/lists/view/420>〉 (2022年8月31日最終閲覧)

PQ-3183 “Oliy ta'lim muassasalarida pedagogika yo'nalishida maxsus sirtqi bo'limlarni tashkil etish to'g'risida”

(大統領決議3183号「高等教育機関の教育分野での特別通信制の設置について」)

〈<https://lex.uz/docs/-3299721>〉 (2022年8月15日最終閲覧)

PQ 5157 “2021-2022 o'quv yilida O'zbekiston Respublikasining oliy ta'lim muassasalariga o'qishga qabul qilishning davlat buyurtmasi parametrlari to'g'risida”

(大統領決議5157号「2021-2022学年度におけるウズベキスタン共和国の高等教育機関へ

の学生受け入れ数の国家提案について」)

〈<https://lex.uz/docs/-5472291>〉 (2022年9月10日最終閲覧)

〈国会決議〉

Oliy Majlis qarori 463-I-son “Kadrlar tayyorlash milliy dasturi” (kuchga kirish sanasi: 28.03.1998)

(国会決議463-I号「国家人材養成プログラム」 発効日：1998年3月28日)

〈<https://lex.uz/docs/-48401>〉 (2022年9月28日最終閲覧)

〈内閣府令〉

Постановление Кабинета Министров № 181 «Об организации и проведении эксперимента по приему на дневные отделения высших учебных заведений Республики Узбекистан»

(内閣府令181号「ウズベキスタン共和国における高等教育機関のマーク方式の学生選抜について」 発効日：1992年4月9日)

〈<https://lex.uz/docs/737405>〉 (2022年8月31日最終閲覧)

Vazirlar Mahkamasining qarori 293-son “O‘zbekiston Vazirlar Mahkamasi huzurida Davlat test markazini tashkil etish to‘g‘risida” (kuchga kirish sanasi:14.05.1994)

(内閣府令293号「ウズベキスタン内閣の下で国家テストセンターの設立について」 発効日：1994年5月14日)

〈<https://www.lex.uz/docs/-726048>〉 (2022年8月31日最終閲覧)

Vazirlar Mahkamasining qarori 365-son “Oliy o‘quv yurtidan keyingi ta‘lim hamda oliy malakali ilmiy va ilmiy-pedagogik kadrlarni attestatsiyadan o‘tkazish tizimini takomillashtirish to‘g‘risida” (kuchga kirish sanasi: 07.01.2013)

(内閣府令365号「高等教育後の教育および高度な教員人材の学位認定制度をさらに改善するための措置について」 発効日：2013年1月7日)

〈<https://lex.uz/docs/-2111824?ONDATE=07.01.2013>〉 (2022年9月21日最終閲覧)

Vazirlar Mahkamasining qarori 393-son “Oliy ta‘lim muassasalariga o‘qishga qabul qilish, talabalar o‘qishini ko‘chirish, qayta tiklash va o‘qishdan chetlashtirish tartibi to‘g‘risidagi nizomlarni taqdiqlash haqida”

(内閣府令393号「高等教育機関への入学、転校、復職、退学に関する規則の承認について」)

〈<https://lex.uz/uz/docs/-3244181?ONDATE=05.04.2022>〉 (2022年7月28日最終閲覧)

Vazirlar Mahkamasining qarori 59-son “Oliy ta‘lim muassasalari talabalariga to‘lanadigan stipendiyalar miqdorlarini belgilash hamda stipendiyalar tayinlash va to‘lash tartibini takomillashtirish chora-tadbirlari to‘g‘risida”

(内閣府令59号「高等教育機関の学生に支給される奨学金額の決定、奨学金の付与、および支給に関する規則の改善措置について」)

独立後のウズベキスタンにおける高等教育の変遷について

〈<https://lex.uz/docs/-4725554>〉 (2022年8月1日最終閲覧)

Vazirlar Mahkamasining qarori 402-son “Oliy ta’lim muassasalariga qo’shimcha davlat granti asosidagi qabul ko’rsatkichlari doirasida ehtiyojmand oilalardagi xotin-qizlarga tanlovda ishtirok etish uchun tavsiyanoma berish va ularni o’qishga qabul qilishni tashkil etish tartibi to’g’risidagi nizomni tasdiqlash haqida” (kuchga kirish sanasi: 23.06.2020)

(内閣府令402号「高等教育機関への補足国費枠の選抜に参加できるために困窮している家族の女性に推薦状を与えることに関する規則の承認について」 発効日：2020年6月23日)

〈<https://lex.uz/docs/-4866624>〉 (2022年9月29日最終閲覧)

〈大臣令〉

Oliy va O’rta maxsus ta’lim vazirining buyrug’i 508-son “Oliy va o’rta maxsus, kasb-hunar ta’limi muassasalarida o’qitishning to’lov-kontrakt shakli va undan tushgan mablag’larni taqsimlash tartibi to’g’risidagi nizom” (kuchga kirish sanasi:28.12.20)

(高等および特別中等教育大臣令508号「高等および特別中等、職業教育機関における授業料の形態と収入の分配に関する規則」 発効日：2020年12月28日)

〈<https://lex.uz/acts/-2137212>〉 (2022年9月25日最終閲覧)

Oliy va O’rta maxsus ta’lim vazirining buyrug’i 35-2021-son “Oliy ta’limning davlat standarti”

(高等および特別中等教育大臣令35-2021号「国家高等教育スタンダード」)

〈<https://lex.uz/docs/-361387>〉 (2022年9月15日最終閲覧)

【参照ウェブページ】 (アルファベット順)

Davlat Test Markazi (国家テストセンターのウェブサイトより)

〈<https://dtm.uz/page/history>〉 (2022年9月30日最終閲覧)

El-yurt umidi jamg’armasi (El-yurt umidi 財団ウェブサイト)

〈<https://eyuf.uz/>〉 (2022年9月28日最終閲覧)

National Erasmus+ Office in Uzbekistan (ウェブサイト)

〈<http://www.erasmusplus.uz/>〉 (2022年9月26日最終閲覧)

O’zbekiston Respublikasi Prezidenti Shavkat Mirziyoyevning maktablarni bitiruvchi o’g’il-qizlarga tabrigi (2021.05.24)

(ウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの中等学校を卒業する生徒への祝辞) (2021年5月24日) (大統領府のウェブサイトより)

〈<https://president.uz/uz/lists/view/4378>〉 (2022年9月10日最終閲覧)

O’zbekiston Respublikasi Statistika Qo’mitasi (ウズベキスタン共和国統計委員会のウェブサイトより)

〈<https://www.stat.uz/uz/rasmiy-statistika/social-protection-2>〉 (2022年9月30日最終閲覧)

O’zbekiston Respublikasi Oliy va O’rta-maxsus ta’lim vazirligi (ウズベキスタン共和国高等および特別中等教育省のウェブサイトより)

〈<https://edu.uz/uz/pages/undergraduate-education>〉 (2022年9月30日最終閲覧)

2021-2022-o'quv yilida O'zbekiston Respublikasining oliy ta'lim muassasalariga o'qishga qabul qilishning davlat buyurtmalari to'g'risida (2021-2022 学年度においてウズベキスタン共和国高等教育機関への学生受け入れ補足枠の国家提案について) (ウズベキスタン国家通信社配信記事)

〈https://uza.uz/uz/posts/2021-2022-oquv-yilida-ozbekiston-respublikasining-oliy-talim-muassasalariga-oqishga-qabul-qilishning-davlat-buyurtmasi-parametrlari-tog'risida_278959〉 (2022年9月28日最終閲覧)

Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (28 Декабрь 2018 год) (2018年12月28日付のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説) (Kun.uz 通信社配信記事)

〈<https://kun.uz/uz/news/2018/12/28/prezident-murojaatnomasi-toliq-matn>〉 (2022年9月22日最終閲覧)

Послание Президента Республики Узбекистан Шавката Мирзиёева Олий Мажлису (24 Январь 2020 год) (2020年1月24日付のウズベキスタン共和国大統領シャフカト・ミルジヨエフの国会への教書演説) (ウズベキスタン国家通信社配信記事)

〈<https://uza.uz/ru/posts/poslanie-prezidenta-respubliki-uzbekistan-shavkata-mirziyeev-25-01-2020>〉 (2022年9月22日最終閲覧)

ホセ・マルティの見た米墨関係：1887～1891

Jose Martí's View on Mexico: 1887-1891

松枝 愛

MATSUEDA Megumi

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録

小論は、キューバで第二次独立戦争を指導したホセ＝フリアン・マルティのメキシコ観について、米国亡命中に執筆された記事を資料に、その後半期である1887年から1891年までを対象に分析する。第一節で、メキシコの近代化に期待したマルティの言論を確認する。第二節では、米国におけるメキシコ観のゆがみとしてマルティが指摘した文献とその表現、彼が懸念した南方外交に関わるB.ハリソン政権の政策を具体例に沿って挙げた。第三節では、米州国際会議と米州国際通貨会議の場で顕在化した米州諸国間の懸念にマルティがどう反応し、分析したかを明らかにする。そこから、ポルフィリアート期のメキシコの堅実な外交姿勢に対する評価と不安が入り混じりつつも、キューバの独立運動のためにメキシコを必要としたマルティには、理想高い言説とは別の現実的な側面があったと論じる。また、米州国際会議後に発表された「我らのアメリカ」論考のマルティの主張は、その後行われた米州国際通貨会議の場でのマルティの公の言動と一致することを示し、同論考発表当時のマルティの問題意識を具体的事例から明らかにする。

Summary

This paper analyses the view of Cuban Independence leader José Julián Martí on Mexico through his articles written in the United States during 1887 and 1891. Firstly, we confirm his expectation toward Mexico for its steady modernization in the era of Porfirio Díaz. In the second section, highlighting his interest and his pro and con on the publication about Mexico and putting close eye on his analysis of the politics of the President Benjamin Harrison, the apprehension for the U.S. expansionism and its ignorance be affirmed. In the third section of this paper defines how Martí reacted to the Mexican diplomacy in the International Conference of American States as well as International Currency Conference that both held in Washington D.C. and revealed that Martí had a complex feeling on Mexican diplomacy but chose to ask to Mexican president Díaz an assistance for his Cuban Independence War. Then lastly we argue that the assertion of his renowned speech “Nuestra América” firmly consist with his public language and behavior in the mentioned Currency Conference in 1891.

キーワード

ホセ・マルティ メキシコ 19世紀 キューバ独立戦争

Keywords

José Martí; Mexico; 19th Century; Cuban Independent War

原稿受理日：2023.2.9.

Quadrante, No.25 (2023), pp.199–221.

目次

はじめに

1. メキシコへの期待

1-1. マルティのポルフィリオ・ディアス政権観

1-2. 揺れるマティーアス・ロメーロ観

2. 米国のメキシコ観への憂慮

2-1. メキシコの描かれ方

2-2. B.ハリソン政権と銀運動への関心

3. 国際会議に見るメキシコと米国

3-1. ワシントン米州国際会議

3-2. 米州国際通貨会議

結び

はじめに

キューバ第二次独立戦争を率いた詩人ホセ



＝フリアン・マルティ(José Julián Martí, 1853～1895年)は、米国亡命中に米州関係に関する著述を数多く残している。その中で最も分量も多く、内容も充実しているのはメキシコ関係のそれである。本稿では、19世紀に入り急速に近代化を遂げる米国が、イスパノアメリカをどのように扱い、勢力圏に引き込もうとしてきたか、他方、イスパノアメリカ諸国は、どのようにそれに対応していたかを、特にメキシコに着目して、マルティの目を通して明らかにすることを目的にする。筆者は先行研究の傾向を踏まえた上で、10年余りのマルティ米国滞在中のイスパノアメリカに関する言説の推移を継続的に追うことで、代表的論説「我らのアメリカ」の意図を具体例に基づいて浮かび上がらせることができるのではないかと考えた。そして、マルティのメキシコ観について、研究ノート「ホセ・マルティの見た米墨関係：1881～1886」(『クアドランテ』24号)で、クリーヴランド民主党政権第一期(1885～1889年)にいたる時期の米墨関係をめぐる論説を検証した。本稿はそれに続くベンジャミン・ハリソン共和党政権期(1889～1893年)の同じ主題の論説を扱う。

同研究ノートでは、マルティがメキシコの対米外交を手放しに評価する傾向が確認された。また、与野党が逆転した1884年の大統領選挙や、1886年のカッティング事件¹を通じて、マルティの情勢分析では、歴史的経緯を重視することがわかった。翻ってマルティが問題視したのは、目先の利益と先入観にとらわれた印象をもってイスパノアメリカを扱おうとする米国の姿勢だった。特にメキシコについて米国に流布する情報は無理解であり、それに基づく侮蔑が見られ、米国は間違った対応をしていると、マルティは指摘している。このような分析に基

づくマルティの批判は、亡命後半期において、より先鋭化したことを本稿では確認するとともに、メキシコに抱くマルティの期待の変化にも着目する。さらに、マルティの記事は、その熱量にかなりのばらつきがあることも指摘する。熱意が漲る記事もあれば、報道ぶりを淡々と並べるにとどまる記事もある。そこから浮かび上がるのは、マルティにとっての言論空間は、時事的な出来事を題材にして彼が理想とする世界観を表現する場である一方、生活の糧を稼ぐために必要な仕事にすぎないという現実的な側面である。

本稿では、まず、マルティは、メキシコへの期待をポルフィリオ・ディアス期の近代化政策の順調な進捗状況に見出していたことを明らかにする。その上で、米国のメキシコ観をマルティが憂慮した理由が、メキシコに関する叙述に見られる偏見と、大資本家寄りの政治にあったことを確認する。そして最終的に、ベンジャミン・ハリソン政権下で開催された国際会議の場で繰り広げられた米国の強硬姿勢とそれに翻弄されるメキシコをめぐるマルティの言説を見ることで、マルティの不安と希望が混淆したメキシコ観がどのような事実に基づくものだったのかを探る。さらにディアス政権との距離を徐々に縮め、キューバ独立戦争への支援を視野に入れて米墨関係の動向を追い続けた様子を明らかにしたい。

1. メキシコへの期待

19世紀後半のメキシコは、ポルフィリオ・ディアス²政権の近代化政策が功を奏し、財政運営は黒字に転換、国際的にも評価されていた。マルティは、祖国キューバが足踏みをしている間にスペイン植民地体制からの脱却と独立国家

¹ 1886年6月22日にメキシコ当局によって米国人の記者A・K・カッティングが逮捕・収監されたことに端を発してエル・パソとエルバソ・デルノルテの国境地帯で住民同士の対立が起こった事件。米墨戦争再発が懸念されるほどの国際問題に発展した。

² José de la Cruz Porfirio Díaz Mori (1830～1915年)。

として近代化を果たしつつある姉妹国メキシコに、特別な思いを抱いていた。亡命下の青年時代の2年間(1875～1877年)をメキシコ市で家族と過ごした経験に裏付けられた愛着がそもそも根底にあるのだが、主に二つの信条的な理由が挙げられる。まず、「もう一つのアメリカ³」の中の大国で、米国と国境を接するメキシコの外交姿勢によって、米国の領土拡張主義からイスマノアメリカを守れるかどうかは左右される、とイスマノアメリカの統合思想的視野を持つマルティが考えていたこと。二つ目は、キューバ独立運動にメキシコ政府の支援をマルティが期待していた点である。

本節では、マルティがメキシコに抱いた期待に焦点を当てる。マルティにメキシコを去る決断をさせたポルフィリオ・ディアスであったが、次第に彼の政治手腕、国家運営をマルティが認め、さらにディアス政権の要人たちと関係を深めたことがディアスへの理解にもつながった。その関係性は同時に、マルティの政治活動、執筆活動を大いに支えるものであったこともみていく。最終的に、マルティがキューバ独立戦争の支援をディアス政権に求めるに至る過程を辿る。

1-1. マルティのポルフィリオ・ディアス政権観

マルティは、内紛を治め国家を近代化の軌道に乗せたポルフィリオ・ディアス政権下のメキシコに、イスマノアメリカの希望を重ねていた。マルティは、キューバ独立戦争への協力をディアスに仰ぐために、1894年にメキシコを訪問し、彼と面会している。ただしマルティは、ディアスを当初から肯定的に見ていたわけではなかった。

マルティは、イスマノアメリカに重大な危機を誘発するのは政治権力をめぐる寡頭勢力間

の争いだと認識していた。そのため、1876年に「〔レルド・デ・テハーダ大統領の〕再選反対と公正な選挙」をスローガンに掲げて政権奪取のためにディアスが起こした反乱を批判し、1877年1月にメキシコを去る決意をした。非合憲的な政治手法への反発は、グフスト・ルフィーノ・バルデス政権下のグアテマラとグスマン・ブランコ政権下のベネズエラからマルティが実質的に追放された経験からも確固たる信念となる(Padrón 2015: 68-73)。ではどのようにマルティのディアス観は変化していったのか。

マルティはメキシコに拠点を移した1875年に執筆活動を本格的に開始しているが、家族的な付き合いで生涯の親友となったマヌエル・メルカードなど自由主義派と交流を深め、紹介されて投稿を始めたのが、政権派のユニベルサル誌⁴だった。やがて、労働界系のソシアリスタ誌、1876年には政治専門の新聞フェデラリスト紙にも寄稿を始める。

その間、メキシコの歴史や社会の仕組み、権力構造に精通したマルティは、政治改革と資本主義発展を目指すレルド政権寄りの立場を取った。ディアスの反乱でレルド派は国外脱出を余儀なくされ、ユニベルサル誌もこれに合わせて閉刊した。マルティがディアスを否定した経緯もそこにある。また、ディアスは決起後、一度ニューオーリンズに亡命し、国境沿いのテキサス州ブラウンスビルで同志を募って軍隊を立て直し、国境を越えてタマウリパス州マタモロスから攻略活動を始めた。このため、国境をめぐる米墨の軋轢を利用して反墨分子を反乱のために取り込んだディアスを「忌まわしい革命家(Martí [1985] 2009(2): 279)」とマルティは捉えている。

しかしディアスは政権奪取後、ディアス派の軍とレルド派の進歩主義者たちの間の政治的

³ Otra América、メキシコ以南の米州諸国を指すマルティの表現で、1870年代半ばのメキシコ滞在時から使い始めた。

⁴ Revista Universal de Política, Literatura y Comercio.

和解を進め、レフォルマ⁵と復興、自由主義経済の路線を引き継いだ (Ponce 2001: XVIII)。マルティは、ディアスの野心的性格には否定的だったが、彼の功績を次第に認めていった。ディアスは政権を奪取した1877年から革命勃発で亡命に至る1911年までの34年間の支配のうち、30年間政権トップに居座り続けたが、初期のディアス第一期政権で旗印にした再選禁止の立場を維持し、1878年には大統領再選禁止を憲法改正案に盛り込んだ。そして1880～1884年の4年間は、腹心のマヌエル・ゴンサレス⁶に政権を譲っている。国内外で政治家としての信頼を獲得しつつ権力を維持し、1884年の政権復帰につなげたのである。しかし、ディアス第二期政権の船出は難航した。ゴンサレス政権下で政府は莫大な補助金を近代化政策に費やし財政は破綻寸前だったため、財政再建で莫大な債務を処理することが喫緊の課題となっていた。ディアスは自国の利益を最優先に、国内秩序回復と経済発展のために大胆な手法を取った。1885年7月時点でディアスの財政手腕を、マルティはデータと共に評価する。

「ディアスは議会で多数派を占めると見込んで、絶望的な状況に果敢に挑んだ。つまり、財政支出を減らし、ゴンサレス政権が軽率に許可してしまった補助金の支払いを停止し、年率6%の2,500万ペソの25年債に一元化した。そして複数の債務利子が年1%ずつ上昇しても3%を上限に固定金利となる最も低い借入に統一し、債務

額を約1億4,400万ペソに抑えた」(Martí 2003: 502)⁷。

着実に近代化を進めるディアスの手腕と国際的評判をマルティが一定程度受け入れているのが、この頃からのメキシコ政府の政策運営への評価に表れている。メキシコは1864年のフアレス復権後、マクシミリアーノ・メキシコ皇帝⁸の君主制を支持した欧州諸国と断交し、当該国への債務返済放棄を宣言した。君主制支持に名を連ねた英国は外交使節を引き揚げさせるなどしたために関係は冷え込み、かつてメキシコの寡頭勢力との強固な繋がりを土台に築かれた経済的特権を失っていった。しかし、ディアス政権は巧みな外交政策で、フアレス政権下に自由主義の理想を共有し急接近した米国と互惠条約の交渉を進めつつも、途絶えていた欧州諸国の外交・経済関係の再構築に乗り出した。債務返済を再び交渉のテーブルに乗せたい英国は、当時の米国では敵わない外交力を駆使してメキシコの権力層に影響力を浸透させていく (Riguzzi 1992: 365-391)。メキシコでの経済優位性を争う米英とメキシコの駆け引きをマルティは肯定的に記述する。ただしここでは、米国に対するメキシコの警戒の緩さが指摘される。

「ロイヤルティに基づいた英国の支援がメキシコにとって非常に重要で、実に債務額の3分の2が英国人から出ているにも拘らず、将来的な米国との摩擦を恐れ、債務返済交渉は干渉の余地を与えかねないと果

⁵ 「改革」を意味し、1857年憲法と同時代に進められた法制度の整備を主に指す。メキシコが近代化に乗り出すための土台を整える目的だったが、自由派と王党派の分断がさらに進み、レフォルマ戦争に発展した。

⁶ Manuel del Refugio González Flores (1833～1893年)。

⁷ この先 [Martí 2003] からのマルティの記事の引用は、引用の後にページ数のみを示す。同じページからの引用が続く場合、最後の引用にのみページ数を付した。〔 〕内は、執筆者の補足的な説明である。

⁸ マクシミリアーノ一世 (1832～1867年)。帝政を望むメキシコの王党派とフランスのナポレオン3世の支援のもと、1864年にメキシコ皇帝に即位した。改革的な治世に取り組んだが、1867年に自由派に捕まり、ベニート・フアレスの命により処刑された。

敢にメキシコは〔英国に〕訴えた。メキシコのこの良心的な行為を米国人は深謝すべきだが、メキシコは自らの置かれた危険に気づいていないし、驚いたことに、米国に用心するのをやめてしまった。見るからに丁重に振る舞う米国の動機がなんであれ、従順かつ純朴に応ずるのはやめるべきだ」(502)。

このように、ディアス政権が米国に追従的な態度を見せるや、すかさず指摘したマルティであったが、メキシコの外交駆け引きをある程度評価していた。友人マヌエル・メルカードへの1886年10月の手紙では、次のようにディアスを語っている。

「ロメーロ・ルビオとディアス将軍の宣言について私が語っていることは事実です。報道や私的な会話でも感じられますが、彼らの行動は的確で、そこには威厳と謙虚さがあります。ディアスの行動にはある種荒削りで明からさまな獐猛さが見られますが、それはここでは問題とされていません」(Martí [1963-7]1975 (2) Vol.20: 98)。

これは8月6日付のラ・ナシオン紙⁹でマルティがカッティング事件を扱った際に触れた、ディアス大統領とマヌエル・ロメーロ＝ルビオ内相による宣言が米国内で好意的に受け止められたという内容を指している(686-7)。

ディアスは、妻カルメン・ロメーロ＝ルビオ¹⁰を教会の活動に参加させて教会勢力を取り込み、農民に自治的な権利を与えて農民組織の

反目を抑え、寡頭勢力の政治力を弱めつつ経済的利益は温存させるなど、国内の反対勢力を取り込む手腕にも長けていた。だが対外的に融和な態度を取り、国際的な認知を得た点もマルティの意識変化に繋がっていると見られる。ディアスはフアレス時代に途絶えたフランス、英国、ドイツ、ベルギーと外交関係を再開し、また移民、国境、債務返済不履行、先住民の越境など問題が山積する米国とも、主権を断固守りながら良好な関係を築き、既に1878年に米国政府はディアス政権を承認している(Escalante 2004=2013: 201)。

ディアスの近代化構想とその実現に重要な役割を果たしたのが、シエンティフィコス(科学主義者)と呼ばれる大統領の側近たちだ。マルティは親友マヌエル・メルカードを通じて彼らと知り合い、ディアス政権の政策への理解を深めた。同時にマルティの博学ぶりを認めた彼らが、その後の自由党(*El Partido Liberal*、以下EPL)誌への投稿を促したり、児童向け雑誌『黄金時代』へ支援したりするなどして、現在に残るマルティの業績を築く一助となった。

シエンティフィコスは、その名の通り、科学に基づいた方法で社会を分析し問題解決に繋げることを是としていた。「科学的政策」を概念化して適用させることで、メキシコを近代化に導き、経済的繁栄が得られると考えた。そのため重要なのが、「秩序と進歩」¹¹であった。教育者フスト・シエラ、経済人ミゲルとパブロのマセード兄弟やホアキン・カサス、文人政治家のフランシスコ・ブルネスやロセンド・ピネーダといった、多い時でも十人程度に過ぎなかった少数精鋭のグループが大統領を支え、そ

⁹ 1870年に当時の自由主義派の大統領バルトロメ・ミトレの指示で創刊されたアルゼンチンの有力紙。

¹⁰ ディアスはマヌエル・ロメーロ＝ルビオの娘と結婚した。

¹¹ これはオーギュスト・コントの実証主義に基づいており、伯国旗にもこの言葉が描かれている。シエンティフィコスは実証主義者であった。

の活動分野は多岐にわたった¹²。

この中のパブロ・マセード¹³は、マルティより2歳年上の友人であった。元外務大臣のマリアノ・マセードを父に持ち、国立銀行の創設に尽力した人物として知られることになるマセードは、メキシコ市とニューヨークを行き来する際に、マルティとマヌエル・メルカードの間の書簡を届けることもあった。2人の書簡の中にも度々登場し、マルティが長年構想していた『黄金時代』の実現に向けて背中を押してくれたのがマセードであることが記されている。1886年2月26日付のメルカード宛のマルティの書簡では、「今、様々な考えが蘇っていて、まるで私は陽光で遊ぶ子供のようにわくわくしています。そうさせた犯人はパブロ・マセードです。マセードは思いつきで、米州人のためのものを書いてシリーズにしようと私に提案したのです。これは我が人生の目標でもあり、長年夢見たことです。祖国のために、今、或いは永遠に役に立つものを生み出せるかもしれない希望が再燃したのですから」と、マセードが発案した子供向けの出版企画にマルティは心を躍らせている。また同書簡には、生活費の捻出に苦心するマルティに、*EPL* 紙への寄稿をマセードが提案した経緯も書かれており、「米国の基本的な情報、出来事、流行について定期的かつ冷静に語る情報がメキシコには必須である」という信念を共有し、手を差し伸べてくれた友人について、「パブロ・マセードが僕の魂に火をつけてくれました」と締めくくっている (Martí [1963-7]1975 (2) Vol.20: 84-6)。*EPL* 紙はディアス第二期政権の発足間もない1885年

2月6日に創刊した有力な政府系メディアで¹⁴、後にマルティが米国のエル・アメリカ¹⁵誌への投稿に続いて「我らのアメリカ」論考を載せた媒体である。マルティはこの書簡から約2ヶ月半後の1886年5月15日から同誌への寄稿を始めている。

1-2. 揺れるマティーアス・ロメーロ観

もう一人、ディアス政権とマルティをつなぐ重要人物がいる。メキシコ政府代表としてワシントンに駐在していたマティーアス・ロメーロ＝アベンダーニョ (1837～1898年) である。ロメーロは、1859年から終生米墨外交に携わり、ブキャナン、リンカーン、グラントといった米国大統領たちとの交渉を担当するなど、米国の政財界に広い人脈を持つ、マルティにとっては「怪物の内臓¹⁶」を渡り歩くイスマノアメリカの先達にあたる。

ベニート・フアレス、ポルフィリオ・ディアスと同じく南部オアハカ州出身のロメーロは、法律を教えていたベニート・フアレスの下で学んだ後、1861～1868年まで米国に外交官として滞在した。当時、保守派と自由派の内戦が続き国際的信用を得られなかった祖国を米国に認めさせることが、メキシコ人外交官の使命だった。

帰国後は米国の財政運営に関する知見を生かし、フアレス政権で財務大臣としてメキシコの国立銀行創設や財政システム構築に貢献した。マルティがロメーロを知ったのもこの頃で、1875年4月15日、当時オアハカ州代表の下院議員を務めていたロメーロが、鉄道建設につ

¹² 各人はほとんど接点がなかったものの、実証主義を推進する立場から、彼らは1890年代に入って有力政治家マヌエル・ロメーロ＝ルビオを介して自由連合の設立に携わった (Escalante 2004=2013: 203-5)。マヌエル・ロメーロ＝ルビオはフアレスともレルドとも行動を共にした自由派の法律家、政治家であるが、このようにディアスは、欧米の制度と文化、技術を取り入れた近代化を構想するシエンティフィコスを政治的派閥にとられず、積極的に採用した。

¹³ Pablo Macedo y González Saravia (1851～1919年)。

¹⁴ セラーノによると、*EPL* 誌はディアス政権に最も近い政府系媒体であった (Serrano 2012: 143)。

¹⁵ El América。

¹⁶ マルティが米国にいる自分を表現した際の言葉。

いて発言した内容をマルティはエル・ユニベルサル誌に書いている (Franyutti 1993: 78)。

ロメーロは再び 1881 年にメキシコ全権代表としてワシントンに送られ、亡くなる 1898 年まで米墨外交の第一線にいた。マルティが米国で最初にロメーロに言及したのは、1883 年の年頭にアーサー米大統領が主催したレセプションでの姿である。この時マルティは、「ニューオリンズのすらりとした夫人 (ルクレシア・アレン) を連れているのは、疲れ知らずの勤労家で、政治のビーバー、あらゆることに慎重で、上品な外見とは裏腹に、昼夜蟻のように働き、象の体重に匹敵する仕事を積み重ねるディオゲネス¹⁷のごとき人物、ドン・マティーアス＝ロメーロである」と表現している (214)。

マルティは、ロメーロとグラント元大統領がメキシコ鉄道建設をめぐる懇意になり、その後も二人が二国間通商に影響力を持っていたために、ロメーロを「メキシコと米国の接近を時代の使命とした男」、「米国に身を捧げた人物」などと形容し、自国より米国を優先するのではと懸念していた (502)」。グラントをはじめ共和党の有力政治家を中心に権力者と繋がりのあったロメーロだが、マルケスによると、共和党の大物ジェームズ・ブレインのことは友人と認識していなかった (Marquéz 2019: 93)。その後、第一回米州国際会議以降、当時 37 歳だったマルティと 51 歳のロメーロは私信を交換し合う友人となり、通貨会議中の 1891 年 4 月には、ロメーロに招かれ、マルティはワシントンの公邸で会食している。その後、ロメーロがディアスに宛てた書簡にもマルティの名が言及されるなど、マルティはディアス政権の中枢を通じてディアスとつながっていった (Padrón 2015: 82)。

1894 年 8 月のディアスとの面会につながる道はこうして開かれていった。だがキューバ独立派がメキシコに支援を求めるのはこの時が初めてではなく、1880 年代に独立派がメキシコ政府に働きかけた際にも、マルティは関与している。

その発端は、キューバの第一次独立戦争が始まった翌年の 1869 年 4 月 5 日、時のメキシコ大統領ベニート・フアレスが、キューバ独立派に交戦団体としての地位を承認したことで、独立派のメキシコ沿岸での武器調達を可能にした過去に遡る。これを根拠に、キューバ独立戦争を指揮したアントニオ・マセオ将軍とマクシモ・ゴメス将軍は、キューバ独立運動へのディアス政権の公的承認と物資支援の要請を具体的に検討し始めた。1884 年 11 月にマセオ将軍はメキシコを訪問した。訪問中、マセオは二度ディアスへの面会を求め、ディアスの妻カルメン・ルビオから承諾の返事を受け取っていたものの、面会は叶わなかった。メキシコ政府の支援を得られないまま、1885 年初頭に独立派リーダーのアンヘル・マエストレ＝コラーレスがメキシコからキューバ島に向けて出航した際、メキシコ当局の介入で、航海は失敗に終わった (Padrón 2015: 78)。

この取り組みは不発だったが、マセオがメキシコに出向く前月、将軍 2 人はニューヨークでマルティと面会している。この会合では、両将軍が独立後のキューバの国家体制を軍政にすると主張したため、文民派のマルティと意見が食い違った。そのためマルティは 2 人と一旦距離を置いて、執筆活動に専念する数年間を送ることになるのだが¹⁸、マルティがメキシコの支援をめぐる起こった一部始終について考察したであろうことは想像に難くない。この一件は、

¹⁷ 紀元前 5 世紀のギリシャの哲学者。

¹⁸ 両将軍が元軍人であるディアスに支援を求めたことをマルティがどう評価したか、またディアス政権への両将軍の支援要請とマルティの決別の決断に関係性があるかは定かではなく、本稿では指摘するに留める。

キューバ独立運動とメキシコ情勢の緊密さをマルティに知らしめると共に、約10年後に自らディアスと面会する布石ともなったと考えられる。

2. 米国のメキシコ観への憂慮

本節では、米国でのメキシコをめぐる言論へのマルティの反応を分析する。メキシコでディアス第二期政権が中央集権的な体制で国内秩序を整え国際的評価を高めつつあった頃、1888年の米国の大統領選では再び与野党が入れ替わった。クリーヴランド続投を望んでいたマルティは、地元ニューヨークの政治腐敗がB. ハリソンの勝利につながったと嘆いた。マルティは、高い道徳意識に根ざして自由の理念を実現させた独立時代の米国と、カネと権力におぼれ政治腐敗が深刻な「金ピカ時代」のそれとの落差に慨嘆していた。その一方で、イスパノアメリカについて、スペイン植民地時代から続く圧倒的な格差社会のような害悪を歴史的な負債として背負い、苦悩しつつ生きていると捉えていた(776)。米国の有力者たちが、相手国を十分に理解することなしに目先の利益や表面的な印象で物事を進めようとするのを、マルティは米州関係において特に憂慮している。そのため、米国が発する米墨国境以南の地域についての情報に非常に敏感であり、イスパノアメリカがどのように米国で表現されているかを紙誌で細かく解説し、無知や蔑みに対しては憤りを露わにする。米州諸国の中でも特にメキシコは取り上げられる頻度が高いこともあり、米国で語られるメキシコ観にマルティは注目した。米国の間違ったメキシコ観を正したいという思いをマルティは強く抱いていた。米国がメキシコをどう見るかは、つまりイスパノアメリカをどう見るかにつながる。

本節では、初めにメキシコに関する米国内の

¹⁹ 著者名は記述されていない。

情報に対してマルティがその無理解を糾弾する言説と、出版早々にマルティが翻訳を名乗り出た小説『ラモーナ』への共鳴ぶりを確認する。そしてB. ハリソン当選の経緯に象徴される政治腐敗を非難した、同大統領就任当初、および年次教書へのマルティの言及から、メキシコとの関係性に着目して彼の注目した政策とその言説を分析する。

2-1. メキシコの描かれ方

1887年1月8日のEPL紙に宛てたマルティの論考は、「ここ数日、[米]国内の新聞でメキシコのことをよく目にする」と、米墨間の互惠条約を米上院が批准延長したことについてのニュースに始まって、メキシコに関する新刊本3冊を紹介している。

新刊書のうち2冊、ルシアン・ビアーの『アステカ民族(*Los aztecas*)』と、『今日のメキシコ(*The Mexico of Today*)』¹⁹はそれぞれ「フランス語からの翻訳で、著者の知識と分別が賞賛に値する」、「概して描写的だが新鮮味に欠ける」と単調な紹介に留めている。だがデーヴィッド・A. ウェルズの『メキシコ研究(*A Study of Mexico*)』については、「自発的に邪推し、無知と偏見を晒している」と、著者の未熟なメキシコ観を延々と糾弾する。「肉付きの良い逞しい人種は、体が小さく歴史的に苦難を経験してきた人種に怒りを向けるが、その事実を何ら覆い隠すことはない。常に恰幅の良い人種の中に身を置き、説得し続けなければならない」と、ここでのマルティは、まるで米国からの言論発信の使命に駆られているかのように語気が強い。続けて、「メキシコを羨んでいるのか無知なのか、ここではメキシコを馬鹿にするきらいがある」と、米国を空想上の生物グリフォンに準える。「米国には、二つの要素がある。慩懃かつ獐猛に前足を上げて、その羽を北から南まで広げよう

とする要素と、理性を必然的に働かせようとするものの、欲や悪意に左右されやすい正義の要素である」(775)。この表現はその半年前のカッティング事件²⁰をめぐって、戦意を旗幟鮮明にしたテキサスの民衆を連邦レベルで抑えたが、影では政治的打算が渦巻いていた事実と重なる。そして、ウェルズの描写について、著者の表現はメキシコ史や文化的な背景知識に欠けると指摘しながら具体例を挙げて批判する。それとともに、メキシコの未開性という固定概念を強調するばかりで、そこに生きる人々を貶める内容だと扱き下ろし、このような本が賛辞される環境を変えなくてはならないと主張する。強者が弱者を蔑んで平然と抑圧する構造を、まず人種で示してから国家の関係性で表し、さらに経済的支配への懸念に繋げる。

マルティは、アルゼンチン経済を紙幣の流通で近代化させた英国資本と比較し、メキシコへの理解が浅い米国資本がメキシコの近代化に寄与しうるのかと疑問視する。この批評はメキシコを表面的に見ることしかできない米国の内臓をえぐるような、熾烈な表現に溢れている(774-5)。

その後、1887年6月23日付のEPL紙への寄稿記事「米国におけるメキシコ」の中でも、米国で出版されたメキシコ関連の書籍について、マーク・トウェインと『金ピカ時代』を共著で著したチャールズ・ドウドレー＝ワーナーのメキシコ滞在記をマルティは事細かく分析した上で、「表面的で気取っている」と痛烈に批判している(864-8)。しかしながら、このワーナーの滞在記に関連して、1889年2月にメキシコ

人の親友マヌエル・メルカードに宛てた手紙では、ワーナーと共にミチョアカン州²¹を回ったイラストレーターと話したという一件に触れ、ワーナーの旅を「羨ましい」と吐露している。また同書簡中、マルティは小説『ラモーナ』²²の翻訳出版についても触れているが、1884年にヘレン・ハント・ジャクソンが発表し、一世を風靡したこの作品をマルティが翻訳したのは、メキシコの文化的背景がよく描かれている内容だからだと記し、その評価は一転して好意的である(Martí [1965-7] 1975(2) Vol.20: 137)。『ラモーナ』については、スペイン語版の序文でマルティは、「[当作品は] 我らのアメリカの国々でも真の復活を遂げうる」、「現実的でありながら、美しい。言葉が宝石のように光り輝く」と絶賛し、ハリエット・ビーチャー・ストウの『アンクル・トムの小屋』に匹敵するものだと評している(Hunt 1884=2021: 11-3)。

2-2. B. ハリソン政権と銀運動への関心

マルティは1884年の米大統領選挙同様に、1888年の選挙戦の経過もつぶさに追った。この大統領選では、再選をかけたグローバー・クリーヴランドがベンジャミン・ハリソンに敗れ²³、共和党が返り咲いた。米国情勢を米国内部から発信して8年目を迎えていたこの頃のホセ・マルティは、党利よりも信条を貫き、高関税政策を非とするクリーヴランドに共感を抱いていた。それだけにB. ハリソンの勝利と共和党の復権にマルティは否定的だった。しかも、ニューヨーク州の政界の打算と腐敗が結果を左右しただけに、マルティの落胆は大きかつ

²⁰ 松枝 2022: 132-136。

²¹ メキシコ中西部に位置し、死者の日の祭りで名高いパツクアロ湖を有する州。州都モレリア。

²² 原題 Ramona。米墨戦争直後の南カリフォルニアを舞台に混血女性の生き様が情緒あふれる詩的な文章で綴られている。マルティの翻訳について、レタマールによると、エンリケ・ウレーニャは原作を凌ぐと評価した。(Hunt 2021: 340)。

²³ 大統領選挙の敗因はクリーヴランドの保護関税攻撃がひとつにある。クリーヴランドは、1887年の一般教書の全てを高関税への攻撃に費やした。「国民に対して重い負担を強要することは弁護の余地がない強奪であり、米国の公平と正義に対する裏切り行為であることは明らかである」と主張した。実際は具体的な措置はなかったため、クリーヴランドの提案はほぼ受け入れられず、関税率の微減に止まった。

たようだ。関税改革を争点に11月4日に行われた選挙では、再選を目指す自由貿易派のクリーヴランドが、保護関税を訴えたB.ハリソンを一般投票において僅差で負かした(48.6%対47.8%)。しかし、選挙人投票でB.ハリソンは233票対168票で上回った。勝敗を分けたのは、わずか1%差でB.ハリソンが競り勝ったニューヨーク州だった。選挙人票36票のニューヨーク州をクリーヴランドがおさえていれば、当選必要数201票を上回る204票対197票で民主党が勝利したはずだった。マルティはニューヨークの民主党と共和党の間で交わされた、民主党の現職州知事デーヴィッド・ヒル²⁴の再選と引き換えに大統領選ではB.ハリソンへの投票を約束する密約の存在に選挙戦当初から触れ(1049-52)、ニューヨークの状況をこう語る。

「ニューヨークには金を出す富豪がいて、票が売られる。ニューヨークには、ビール産業が支援するヒルがいる。ヒルは高潔なクリーヴランドによって大統領選への道を阻まれ、恨んでいた。ニューヨークにはタマニー協会²⁵がある。彼らは利益にならない大統領の票を捨て、地元での権力拡大を決めた。年8万ペソ、5万ペソ、3万ペソ程度の閑職ならば撒ける」(1136)。

従来の共和党の手法同様に、野心家のヒルも猟官制度を温存させて票田を得て、再選に繋げる目論みだとマルティは説明した。そしてB.ハリソンの勝利に失意を隠さなかった。「ニュー

ヨーク州では民主党員らが州議会選挙で当選し、同党の大統領候補クリーヴランドは負けた。保護主義の弁護士ハリソンが勝ったのだ。ハリソンの背後では、跪くライバルに象牙色の目で澱んだ視線を向けるブレインが勝利した。金持ちの友が権力の座に就き、彼らの懐を肥やし続ける政治が始まる!正当な富を脅かすわけでも打つ手のない不正義に楯突くわけでもない貧者たちの怒りを鎮める政治が進んでいたのに!」(1132)。

マルティがB.ハリソン政権発足にあたり米州関係において最も危惧したのは、国務長官に任命されたジェームズ・ブレインの采配だろう²⁶。ブレインは就任半年後に控えた米州会議を取りまとめることになる。ブレインの暴走を阻止すべく奔走した共和党の大物政治家コンクリングももういない²⁷。マルティのこの頃の言論には、1892年の大統領選挙の党指名を狙うブレイン、といった表現が目立つ。米州国際会議で米国の覇権主義が顕になり、「もう一つのアメリカ」であるイスマノアメリカ諸国が米国に追従するのではないか、あるいは追従させられるのではないかという懸念が増した。

1889年3月の政権交代を機に就任した第23代大統領B.ハリソンが任期中に挙げた主な功績は、いずれも1890年7月から10月にかけて成立したマッキンリー関税法、シャーマン銀購入法、シャーマン反トラスト法が挙げられるが、同時に南方外交が大きな展開を見せた時でもある。

地政的にも経済的にも、メキシコの台頭は、隣の米国情勢に左右された。特に1880年代

²⁴ David Hill Bennett (1843～1910年)。民主党の有力政治家。ニューヨーク州知事を二期(1885～1888年、1889～1892年)務め、その後1892～1897年まで同州の上院議員となった。

²⁵ タマニーホールはニューヨーク市にある民主党の拠点。

²⁶ 松枝 2022: 327。

²⁷ Roscoe Conkling。ニューヨーク出身の共和党大物政治家。長年上院・下院議員を務め、終生グラントを支持した。マルティは、絶大な権力を持ちながらも、知的で肩書きに固執しないコンクリングに古き米国の政治家像を重ね評価していた。1888年4月24日のコンクリング死亡翌日に寄せた追悼記事で、マルティは、コンクリングの政治家人生を詳細に振り返り、「類まれなる雄弁家、グラントの至高の行政官、ガーフィールド政権の分裂仕掛け人、ブレインの申し分ない敵、米国で最も高潔で文学的な演説者」と表現した(1038)。

後半から1890年代にかけて米国世論を二分した金銀複本位制の是非は、米州全体を議論に巻き込むこととなり、銀の主要産出国であるメキシコにとっては見過ごすことのできない問題であった。そのため、銀運動 (Free Silver Movement) への B. ハリソン政権の対応に、マルティも大いに注目していた。

銀運動とは、通貨不足解消を目指すグリーンバック運動²⁸の意志を引き継いだ、南西部の銀生産者や農民を中心に展開された運動で、銀の貨幣価値を高めて通貨量を増やすことを目的とした。世界経済の中心にいた英国が1844年に金本位制を採用したのを契機に欧州が金本位制に一本化したことにより、欧州で行き場を失った銀が米国に還流してきた。グラント政権は1875年に正貨兌換復帰法²⁹を採択し、一旦は金本位制が確立したが、グレンシャムの法則に沿って金が欧州に流出した。銀による貨幣の役割を海外取引に使用される「貿易ドル」に限定していた米国では、還流した大量の銀が「貿易ドル」の鑄造のために造幣局に持ち込まれた。銀が大量に流れ込んだため、米国は1876年に銀の自由鑄造を停止するに至る。だぶついた銀の価格は低下し、銀生産者が苦境に陥った。それを救うために、連邦政府に毎月一定額の銀購入を義務付けるブランド・アリソン法³⁰が1878年に成立した。金本位制では貨幣流通量が需要に追いつかない状況にあった米国では、銀と金の複本位制が現実的だった³¹。しかしマルティは銀を「米国人が享受する三つの富の一つ」(636)と捉えていて、ブラン

ド・アリソン法に「なぜ国は毎月200万ドル分の銀を金の価格で買い取るんだ？ 誰も銀貨なんて買おうとしないし、銀の価値しかないではないか」(620)と懐疑的だった。前政権ではクリーヴランド大統領が同法を再三問題視していたにも拘らず³²、議会は法改正に及び腰だった(770-1)。1888年の選挙で上下院とも共和党が勝利して議会の振れが解消されていたことに加え、金本位制支持派は共和党に多かったため、いよいよ改正に舵が切られるかのようにみえた。

銀の国際的な動向をメキシコが注視した背景には、植民地時代から続く銀産業の存在がある。スペイン植民地時代の16世紀に起源を持つメキシコ銀貨³³は、南米のポトシ銀山や国内の銀山から産出した銀をメキシコで鑄造して作られていた。その質の高さから、スペイン領フィリピンを通じて特に東アジアで国際貿易の主要通貨となっていた。19世紀を通じて、英国系の貿易会社を介して銀はメキシコ最大の輸出品だった。しかし、1870年代から銀価格は低下傾向にあり、その流れを食い止める唯一の方法は、銀需要の実質的な増加であった (Márquez 2019: 95-7)。

こうした背景から B. ハリソン政権の銀政策には注目が集まり、米州国際会議の会期中の1889年12月3日、B. ハリソン政権2年目の年次教書の銀に関する発言でハリソンが銀の政府買取り額の倍増を懸念すると、マルティはこれに同調的であった。

²⁸ グリーンバック運動とは、南北戦争の戦費調達のために1862年から米国政府が発行した合衆国紙幣グリーンバックの兌換回復に伴い引き起こされた通貨不足とデフレーションに対処するための運動。

²⁹ Resumption Act.

³⁰ Bland-Allison Act.

³¹ 1860～1880年代の米国の貨幣制度の歴史に関して、詳しくは Friedman and Schwartz (2008: 58-84)、川浦 (2014: 62-65) を参照。

³² 1885年と1886年の年次教書で銀貨の滞留、市場価格と公定価格の乖離を問題にした (Department of States 1887)。

³³ Real de ocho (英語名 piece of eight)。直径4cm、重さ27g、純度93%の鑄貨で、当時のスペイン・レアル硬貨の8倍の価値があったため、スペイン語で「レアル8枚分の硬貨」という意味の Real de ocho という通称がついた。

「教書で大統領は銀の行き過ぎた鑄造を望んでいないと言った。現状で月200万ペソ分鑄造しており、法律が許しても400万ペソ分の鑄造をしようとする財務長官などいるはずがない。兌換率安定のため、共通理解の上で金に即した銀の証書は出回っている。でも証書に代わる鑄造銀でさえ、行き場を失い財務省の地下に雑然と積み上がる一方だ。そうとはいえ、銀がだぶついているからといって、公定価格と市場価格が乖離する市場に銀が出回ったところで商売は成り立たない。銀の信用を保つ最善策は、鑄造量を抑えることだ。(中略)銀貨は必要だ。というのも世界的に金が不足しているからだ。銀産出国が関心を持つべきは、過度な鑄造を約束せず、公定価格も市場価格も固定することなく、価格の変動率が低調な銀の価値を維持することだ」(1345)。

このように銀鑄造に慎重な姿勢を見せつつ、主に北東部の大資本家の支持を受けた B. ハリソンは、選挙公約通り保護関税主義の立場を保持した。当時の米国は巨大資本が主要産業を牛耳り、ロビーイングが政治活動に浸透していた。さらに、世界市場が拡大する中で国内産業を保護し大企業を優遇する保護関税主義か、はたまた市場に委ねる自由貿易主義かで意見が割れていた。このため、北東部の資本家寄りの政策である、外国製品に50%の高関税をかけるマッキンリー関税法の抱き合わせとして、保護関税主義に反対する西部や南部寄りの、シャーマン銀購入法が成立した。共和党が絶対多数を保つ議会でも一筋縄にいかないほどに、銀自由運動には影響力があった。シャーマン銀購入法は、政府が国内で生産されるほ

ぼ全ての銀を市場価格で買い取り、政府発行の証書で支払うことで、貨幣流通の安定が期待され、貨幣不足でデフレーションに悩む農家や銀生産者を救済できるとした。

B. ハリソン政権の重要政策の成立時期と二つの国際会議の開催時期との関係は、会議に参加した米国代表団の行動を理解するのに重要である。B. ハリソン政権下で発効した一連の重要法案(反トラスト法、マッキンリー関税法、シャーマン銀購入法)は、いずれもワシントン米州国際会議と米州国際通貨会議の間の1890年7月から10月にかけて、上下院とも共和党が過半数を占める第51回議会の会期中に可決された。第51回米国議会は“Billion-dollar Congress”と表現される通り、歳入を軍人の年金や企業への補助金に充てるなど資産家に手厚かったことが不評を買い、またマッキンリー関税法への反発も伴った。そのため、11月に行われた中間選挙で、かろうじて上院は共和党が優勢を保ったものの、下院の過半数を民主党に譲り、また第三党の人民党の躍進が見られた³⁴。第52回米国議会で共和党が下院で少数派となった影響は、1890年1月に始まった米州国際通貨会議の進捗を追う上で考慮すべき点であろう。

その後もマルティは銀運動の行方に関心を示し続けた。米州国際通貨会議がこれといった結果を残すことなく終了して8ヶ月経った際に実施された B. ハリソン政権の3年目となる年次教書について書いたマルティは、「ハリソンは銀自由派のクリスプを大統領選のために活気づけようとしているところ³⁵だが、銀の自由鑄造について何と言うだろうか。チリとの関係悪化、新しい海軍、互惠条約、マッキンリー法についての意見は？」(1495)と、翌年の大統領選を控えて大統領にどんな思惑があるのか、

³⁴ 上院に二人の議員を送った。

³⁵ 民主党の予備選でクリーヴランドの対抗馬に目されていた。

複数の政策に関心を示して分析した。その中で、「望ましい目標は複本位制だ」という大統領の言葉を引用し、金で支払う欧州で、支払いのための金の不足が顕著になるまで、市場に銀を過度に流通させることは控えるよう訴えた姿勢を、銀自由派とは反対の立場にあると捉えた。マッキンリー法に関しては「いくつかの産業でこの先多くの雇用が米国人にもたらされるだろう」という大統領の発言に、シャーマン銀購入法のように自国産業を保護すればいいと皮肉りつつ、「効果が出るまでもう少し待とう」という苦し紛れの大統領のコメントに何ら意見を挟むことなく締めくくる(1495-96)。

ほかにもメキシコに関しては、「メキシコ以外にも」両洋横断鉄道が敷設されるという大統領の発言を敢えて引用し、エクアドルなど米州内のほかの地域でも両洋を繋ぐ鉄道敷設計画が随時進んでいることや、メキシコやカナダを通して「招かれざる中国人が入国する」といった発言を淡々と綴り、「メキシコについては、国境線条約についての特別な一節があった」として、グランデ川とコロラド川の地形変化による国境線の調整を条約に則って進めること。そしてメキシコ側が迅速に作った委員会に倣い米国側も対応することが望まれるという大統領の発言に注目した(1498)。米墨国境問題は、マルティがメキシコ滞在時代から長年注視してきたテーマである。スピーチの2ヶ月前に起きて国際的注目を集めたチリ・バルパライソでの米海兵隊との衝突から発展した米智間の外交問題と並ぶ形でマルティが同報告に収めたことは注目されるが、この年次教書に関するマルティの筆致は淡白であり、この頃のマルティは、執

筆よりも独立運動に活動の中心を移したことがその背後に見える。

3. 国際会議に見るメキシコと米国

米国は1889年10月から断続的に半年間続いた第一回米州国際会議と、1891年1月から3ヶ月の会期で行われた米州国際通貨会議を主催した。ラテンアメリカ諸国³⁶は近代化の行方を左右する輸出部門の収益性が財政、通貨、為替政策(国際価格)によって影響されるため、関税と銀をめぐる問題が国際会議の場において米国主導で米国の利益優先で進むことは避けたかった。マルティは、「正義がありながらも目先の欲に流されやすい」(775)米国から、「我らのアメリカ」を今こそ守る使命を感じたのであろう。二つのアメリカが対峙する国際会議の場でのメキシコの役割に、マルティは期待する。しかしながら、会議を通してマルティの心はメキシコから次第に遠ざかり、アルゼンチン、チリといった南米の大国に寄り添うようになっていく。それでも個人的にメキシコの有力者と良好な関係を築き、来たる独立戦争でメキシコの支援をおおぐ糸口にする。

本節ではワシントン米州国際会議と米州国際通貨会議のマルティの言論が一貫して米国の姿勢と対峙することに注目し、メキシコの態度に厳しい目を向けたことを確認する。

3-1. ワシントン米州国際会議³⁷

1889年10月から翌年4月にかけて、米州18ヶ国の代表がワシントンに集まった³⁸。ブレインの肝煎りで始まったこの会議の発端は、1879年にチリ、ボリビア、ペルーとの間で国境

³⁶ B. ハリソン政権発足と同年の1889年にブラジルは共和制に移行し、米州国際会議にも参加し近隣諸国と足並みを揃えるようになった。マルティがイスマノアメリカと表現している箇所以外は、イスマノ(スペイン)アメリカではなく、これ以降ブラジル、カリブ海諸国も含め、ラテンアメリカと表記する。

³⁷ International Conference of American States.

³⁸ 代表団の構成は以下の通り。

Argentina: Roque Sáenz Peña, Manuel Quintana. / Bolivia: Juan F. Velarde. / Brasil: Lafayette Rodrigues Pereira, J. G. do Amaral Valente Salvador de Mendonga. / Colombia: José M. Hurtado, Carlos Martínez Silva, Clímaco Calderón. /

線をめぐって勃発した太平洋戦争に遡る。この米州内の紛争に乗じて欧州列強が干渉してきたことから、米州内の紛争仲裁について話し合うべきだと当時の国務長官ブレインが提唱した。そして、ワシントンに駐在する米州諸国の外交団代表相手に会議の主旨が説明されるまで話は進捗した。そんな最中にガーフィールド米大統領の暗殺事件が発生し、同会議の計画は頓挫する。しかしブレインは政治的な働きかけを続け、クリーヴランド政権下で招待状が米州各国に送られると、1889年、長年ブレインが待ち望んだ会議は、B. ハリソン政権下で日の目を見ることになった。

マルティは1889年9月28日から翌年8月31日まで計11回、アルゼンチンのラ・ナシオン紙及びメキシコのEPL紙に宛てて、同会議の推移を報告している。マルティにとってこの会議は「ブレインの会議」(1312)であり、「もうひとつのアメリカ」が団結して米国に対峙しなければならない重要な機会であった。

9月28日の記事では、ニューヨークで汽船を降りて続々と到着する人々をはじめ、集まった代表団の顔ぶれを紹介している。メキシコ代表マティーアス・ロメーロを「祖国では誰も彼に疑心を抱かず、ワシントンではグラントを鉄道の件で後押しした人物だと皆が彼に好意を抱く」と一目置かれる存在であることが示されている。メキシコの代表団に同行したホセ・リマントウールについても「金持ちの息子だが、父親の財産で放蕩するのではなく能力と威厳を保っている」と描写し、在ニューヨーク領事フ

アン・ナバーロは「国の設立者たちの仲間」で、「先住民出身の紳士」とそれぞれ紹介されている(1303)。しかしこの会議で、マルティはメキシコの姿勢に強い疑問を感じるようになる。

米州諸国が集まって米国主導で国際会議を開くという構想は、マティーアス・ロメーロが自国にフランスが干渉して以来その必要性を感じ、長年根回してきたものだった。会議の議題はどれもメキシコに利するものだとロメーロは考えており、特に関税同盟と銀の共通通貨に関しては疑いようがなかった(Marquéz 2019: 93)。同会議をめぐるマルティの言論は、ロメーロとの見解の違いを如実に表す³⁹。

会議は冒頭の議長選出の時点から波乱含みの展開となった。ブレインは、開催国を代表する立場として自らが当然議長に選出されるものと考えていたが、チリとアルゼンチンから、彼は正式な米国代表団メンバーではない、と異議が出された。マルティもこの様子を「すでに剣術と諍いと誹謗の幕が下りた。」(1313)と表現し、チリのバラス、アルフォンソ、アルゼンチンのロケ・サエンス＝ペーニャ⁴⁰とマヌエル・キンターナがいかに激しく対ブレイン論戦を展開したかを語る。副議長を選ぶ選挙では、ペルー代表団のフランシスコ・セガーラが第一副議長に、マティーアス・ロメーロが第二副議長にそれぞれ決まった(1352)。ロメーロはこの会議で「慎重さと英語の学識の高さ」が知れ渡っていた。

米国は初日の会合で一旦11月18日まで会議を休会とし、代表団たちを鉄道での視察旅行

Costa Rica: Manuel Aragón. / Chile: Emilio C. Varas, José Alfonso. / Ecuador: José María Plácido Caamaño. / El Salvador: Jacinto Castellanos. / USA: John B. Henderson Cornelius N. Bliss, Clement Studebaker, T. Jefferson Coolidge, William Henry Trescot, Andrew Carnegie, Morris M. Estee, John F. Hanson, Henry G. Davis, Charles R. Flint. (James G. Blaine は議長、William E. Curtis は統括官(executive officer).) / Guatemala: Fernando Cruz. / Haiti: Arthur Laforestrie Hannibal Price. / Honduras: Jerónimo Zelaya. / Mexico: Matías Romero, Enrique A. Mexía. / Nicaragua: Horacio Guzmán. / Paraguay: José S. Decoud. / Peru: Félix C. C. Zegarra. / Uruguay: Alberto Nin. / Venezuela: Nicanor Bolet Peraza, José Andrade, Francisco Antonio Silva.

³⁹ 米州国際会議にマルティが直接関わることはなかったが、米州大陸通貨会議ではウルグアイ代表団の一員として、ロメーロと直接議論を交わす立場になった。

⁴⁰ アルゼンチン代表団のロケ・サエンス＝ペーニャは1890年4月に外務大臣に任命され、その後1910～1914年にアルゼンチン大統領となっている。

に招待した。ボストン、クリーヴランド、フィラデルフィア、西はシカゴにまで至る1ヶ月以上の視察は、米国の近代化の勢いを招待国に見せつける狙いがあった。17ヶ国の招待国のうち、アルゼンチン、チリ、メキシコはこの視察を早々に辞退している。敵対的態度を示したアルゼンチンとチリのことを、ブレイン寄りの新聞ザ・サン紙が「英国の手下かつ道具」と表現したことに対してマルティは、「ここでは英国への嫉妬が渦巻いていて、悪徳なザ・サン紙はブレインの仲間だ」と指摘。英国はアルゼンチン、チリ最大の貿易相手国で、ブレインがこの会議を利用して英国資本を駆逐しようとする目論見にアルゼンチンとチリ両国は予め警戒網を張った、トラ・ナシオン紙で伝えている(1315)。英国資本はニューヨークでも進出が盛んで、この頃次々と米国企業が買収されていた。

同会議の開催期間を通じて、マルティの反米的な言論は先鋭化する。会議期間中の代表団のクリスマス休暇に、マルティは各国代表団を前にイスマノアメリカ文学協会主催の歓迎会の場で「母なるアメリカ」と題した演説をした⁴¹。同論考でマルティは、リンカーンが生まれた米国がいかに特別であろうと、フアレスのアメリカの方が偉大だと、二つのアメリカを対立させて説く。米国と同じテーブルにつくにあたっては、米国の成り立ちを理解すると同様に、「もう一つのアメリカ」の輝かしい歴史を改めて見つめ直すべきで、物乞いのように富を待つのではなく、自ら作り出し、自由を自らの手で獲得するために、団結すべきだとする内容である。この背景には、当時起こっていたハイチ、ドミニカ共和国への貿易を盾にした米国の武力行使の構えと、メキシコとの貿易摩擦問題が大きく関係している。マルティは10月30日のラ・ナシオン紙へ宛てた記事で詳述している。サンニコラス

半島⁴²を譲らないハイチ政府を打倒しようと、反乱軍に武力支援する米国の行動を「犯罪」と表現する。さらに、ハイチに黒人系の元上院議員ダグラスを米公使として送ったところ、黒人系と肩を並べることを嫌う共和党員が戦艦での同行を拒否した問題がスキャンダル化していることに触れ、共和党員の人種差別的態度を批判している。ドミニカ共和国に関しては、「サントドミンゴを併合しようとしたグラント時代に逆戻りしている」と、ドミニカ共和国産の農産品への不平等かつ不合理な課税がルイジアナ州の砂糖産業保護の利権に与すると非難する。また、メキシコに関しては、鉛と銀の合成金属がメキシコから米国に入る際に税金が上乘せされるのは国内の銀産業と共和党との選挙資金をめぐる汚職が絡んでおり、その対抗措置としてメキシコが課税措置を採り貿易摩擦に発展しても、米資本の鉄道会社が同合金の配送を担っている限りは曖昧な態度を取り続けるしかないだろうと、政治の腐敗体質が国際貿易に及ぼす影響を憂慮している(1319)。

このように、米国の南方外交が利権でもって展開される経過を目の当たりにしていたマルティは、国際会議で米国が主導権を握ることに危機感を抱いた。各国代表団を前にメキシコ以南のアメリカの団結を訴えたのは、長年抱いてきた危惧が現実のものとなり、会議で「制度化」されるのを恐れたからであろう。

会議はテーマごとに16の委員会が設けられた。そのうちのひとつ、通貨協定委員会では、7人の委員により、銀貨による米州の共通通貨を採用する通貨協定の可能性が話し合われ、議論の末に、三つの意見書が提出された。ここで米国代表団の間の意見の食い違いが明確に表れた。意見書のひとつはメキシコ、ベネズエラ、チリ、ホンジュラス、ボリビアの連名で、銀によ

⁴¹ 1889年12月19日に開催。

⁴² イスパニョーラ島北西部に位置し、キューバとハイチを隔てるウィンドワード海峡に向かって突き出た半島。

る共通通貨の設立を推奨し、含有量、価値、金との関係などの詳細は、再びワシントンで話し合うことが提起された。残り二つの意見書は、それぞれ米国のクーリッジとモリス・エステーによるもので、前者は中米、南米からの銀を米国内とメキシコが受け入れ、米国内と同じように銀証書を発行するという内容、後者は共通ルールのもとで各国が銀貨を鑄造するというものだった。結果的に同会議の共通通貨に関する声明は、5ヶ国連名の意見書に近い、共通通貨制度の設立を推奨する文言に留まった(Roubic and Schmidt 1994: 60-6)。

このように、共通通貨に関する米国代表団内の分裂が浮き彫りになる一方で、米国の本来の意図が顕になったのが、ツォルフェライン(Zollverein)と呼ばれるドイツで始まった共通関税制度の米州版の設立だった。マルティは、この関税制度について、会議早々から注目し、米国での報道ぶりを綿密に分析。米墨の国境貿易事情に精通する在マタモロス領事ワナー・ペリン＝サットンの報告書の内容から、実現を危ぶむ見方に傾く有力紙に賛同した(1322-4)。

会議では、ツォルフェラインを非現実的だと捉える空気が早々に流れ、結果的に二つの意見書が提出された。ひとつはブラジル、メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、ニカラグア、米国の連名で、関税同盟の前段階として互惠条約の推進を望むというもの。もうひとつのチリとアルゼンチンの連名の意見書は、関税同盟を実現不可能と結論づけた。そしてマルティが会議後に執筆した1890年5月の記事では、「経済問題ではツォルフェラインが議論の的になったが、太陽に向かうアルゼンチンが勝った」(1411)と綴っている。ロメーロも、「米国世

論は未だ、この大陸の兄弟国が相手であっても自由主義的な対外貿易手法を受け入れる準備ができていない」ことを確信した(Marquéz 2019: 96)。

同会議も終わりに近づいた1890年4月、満を持して仲裁についての決議案が検討された。マルティはこれを、「会議は中国製の重箱のようだった。蓋を開けばまた一つ箱が出てきて、取っても取っても箱がある。最後に出てきた宝物、それがまさに仲裁だ」と示す(1400)。

議場には、緊張感がみなぎっていた。マルティは「劇的な一日」を鋭く嗅ぎ分けたのだろう。この時ワシントンD.C.にいた。さらに彼は、メキシコの曖昧な態度の真意も嗅ぎ取った。議場の顔ぶれは、少し「緊張気味」の議長セガーラ(ペルー)、その隣には「二言語を自在に操る」キューバ人のホセ・イグナシオ・ロドリゲス⁴³、対面に「けばけばしい口髭をはやし、耳にするスペイン語に甘味をつけるでも氷を入れるでもなく軍人さながらにそのまま英語に訳出する」ファガーソン、「血色のよい」ヘンダーソンほか、米国代表者は初めて全員揃って時間通りに着席していた。

代表団に世界平和同盟⁴⁴の決議案が配られ、副議長のマティーアス・ロメーロが議会を開会した。しかし、多くの席が埋まらずにいた。委員たちが別室で「強力な」追加案を話し合っていたのだった。追加案は、征服国家を非難する主旨で練られていたため、米国代表団はこれに否定的だった。米国のトレスコットは啖呵を切って、小委員会の討議を待つ必要はないと主張したが、アルゼンチン代表団のサエンス・ペーニャに「礼儀正しく」嗜められた。討議を終えた委員会メンバーが入ってきた。ベネズエラのボレ・ペラサ、「大きな口髭の」ポルトガル

⁴³ 英語と西語を自在に使いこなすので起用された。マルティは教え子だった。

⁴⁴ Unión de Paz Universal (UPU)。南北戦争から生まれた平和団体で、紛争は仲裁によって解決できるという信念に基づき、産業界の揉め事のほかにもグラント政権時のドミニカ共和国とキューバへの干渉を非難するなど、政治的な発言も積極的に行った(Scholarly 2005: v)。

人アマラル・バレン、「病気を患った」グアテマラのクルス、「瞳に闘志、頬に貶められた祖国の炎が漲るボリビアの紳士」ベラルデ、コロンビアのウルタード、「仲裁の歯を研ぎ澄ました戦う弁護士」キンターナといった具合に、マルティの筆致には躍動感が漲る(1401)。

アマラルは委員会で討議されたばかりの追加案の読み上げを提案した。トレスコットは立ち上がってこれに抗議するも聞き入れられず、追加案は事務局長によって読み上げられた。マルティは、米国代表団の判事エステーが所有権に関する専門用語の知識不足を露呈させた場面を冷笑気味に叙述する。『『米国大陸に、空白地帯(Res Nullius)はない』という文言が読み上げられると、エステーは振り返って尋ねた『リス何だって?』仲間たちから苦笑がこぼれた』。またマルティは、これを聞くメキシコ代表団の様子を「蒼白で不可解」と表現する(1401)。アルゼンチン代表団のキンターナが自国の立場を表明した。「米州の国際的な権利の前では、米州諸国に大国と小国の違いはない。全ての国が平等に主権を持ち、独立している。全ての国が平等に、思いやりと尊重を得るに値する尊厳を持つ」。その後が続いたメキシコと、議場がメキシコの動向に注目している様子をマルティはこう語る。

「メキシコのことかどれだけ話題に出ていたことか!『メキシコが理解できない!』という声もあれば、『メキシコは全力を尽くしている』という声や、『メキシコは我々よりもよくわかっている』という声もあった。優しく落ち着いて話すメキシコは、椅子から椅子に移動し、声を集め、調べ、皆が話している時に何も言わない。『ローメロの細かさ』を理解できずにいる者もあれば、こんなことが言われる。『策略が筒抜けだ。藁で覆わなければ』、『でもこの会議でメ

キシコは置いてきぼりにされていないし、敵も作っていない』(1404)。

そして発言者のローメロが一条ごとに意見を細かく説明する様子を、「滑らかに読み上げ、その声は純潔さを響かせる」と言うが、そこに潜むものを「あの純粋さの影に何を隠しているのだろうか。戦う意志でも恐怖でもない。仲裁を法と捉えているのだ。注意深く詳細に、法律を語るように仲裁を語る」と見る(1404-5)。

この時メキシコ代表団は、ジレンマに陥っていた。仲裁案の真の目的は、大陸内の紛争仲裁へ米国が関与を可能にすることである。この仲裁メカニズムが一度承認されれば、それがグアテマラとメキシコの国境紛争に適用される可能性が非常に高い。しかし、米墨間の紛争については潜在的に有効かもしれない(Márquez 2019: 98-99)。メキシコが取った曖昧な立場に対して、マルティの筆には苛立ちが読み取れる。「メキシコは仲裁を拒否しているのではない。かといって、メキシコは方針があるのにそれを語らない」、「メキシコは反対しているとも言わないだろうし、はっきりもしないだろう。いいと考える条文もあれば、そうでない条文もあるのだ」、「保留事項を仲裁要件に含めるのはあまり得策ではないとするのは、チリを喜ばせるためだろうか。誰を仲裁者にするかなどの詳細に拘る必要はないと考えるのは、米国を喜ばせるためだろうか」(1405)。

そして仲裁の例外事項として「係争国の名誉と尊厳が直接傷つけられる場合」という文言を入れなければ署名できないとする立場を取りながらも、結局は、仲裁案が「同意の指針を持てば」合意する用意があるというメキシコに、マルティは煮え切らない気持ちを滲ませる(1405)。

ローメロは同会議で取ったメキシコ代表の立場について、会議後に国内で批判を受け

た。その際、こともあろうか上記のマルティの記事を自身の著作で弁解のために引用している(Márquez 2019: 101)。苦境に立つメキシコの立場をマルティの描写で理解してもらおうという意図だったのか。

同会議では、南米諸国の反米姿勢が明らかになった。マルティはこれに賛同と協調を見せるようになる。そして会議終了後の6月に、在ニューヨーク駐在アルゼンチン領事、翌月同パラグアイ領事に任命され、米国に対して毅然とした態度をとる南米諸国の言論形成にさらに重要な役割を果たすと共に、実際に外交を動かす立場になった。そのような中で、米州国際通貨会議が始まる1891年1月に発表されたのが、『我らのアメリカ』論考であった。

3-2. 米州国際通貨会議⁴⁵

米州国際会議で開催が勧告された同会議は、1891年1月7日から3ヶ月の会期で開かれた。その目的は、国際通貨同盟を作り、参加国が共通の国際通貨を鑄造することだった。この会議にマルティは、ウルグアイ外交団の代表として参加した。自らが直接に「我らのアメリカ」の利益のために力を尽くせる場で、公の言動は終始一貫していた。

マルティの共通通貨に反対する立場は、このように表現されている。「銀貨を国際通貨として承認し、その価値を固定させるうえで最大の障壁になっているのが、米国では銀が野放図に生産されるのではないかという懸念であり、合衆国は国内法に則り銀貨の名目価格を自由に決めるのではないかという懸念であるとすれば、このような懸念を増幅させるものは、すべて、銀の値打ちを損なうものである。「イスパノアメリカの銀は、世界の銀市況に見合って、上昇することもあれば下落もする。イスパノアメリカ諸国は自分達の商品の全量を、独占的と

まではいわないものの、主として欧州に売り、欧州から借款や信用を受けている。われわれが、欧州の通貨制度を混乱させようとする制度に与し、欧州が受け入れるのを拒否するか、受け入れたとしても、切り下げられるのが明らかな通貨を軸にした制度に加わることに、どのような利益があるというのか」(Martí [1967-69] 1975(2) Vol. 6=2005: 354)。

議長国には全会一致でメキシコが選ばれた。定例会と事前折衝の時点ですでに暗雲が立ち込め、議論の余地なく結果がうかがえるような状況にあったものの、米国は「下院の見解を見極めるため」という理由で、討議もそこそこに、2月に休会を提案した。その間、下院で銀の自由鑄造案が採決されることはなく、休会明けの会議において、米国代表団は方針転換を余儀なくされた。

マルティ率いるウルグアイは本会議で、米国及びメキシコと反対の立場を取った。米国が2ヶ月の休会を提案した際、同会議審議が米国議会に左右されることに断固反対し、聖週間明けの1ヶ月後への期間短縮を勝ち取った。また、下院議会の動向が固まった後に再び会議を招集する提案をしたメキシコを強く非難し、会議後にこのように記録している。ここでマルティは名指しをせずともメキシコ代表団の行動を非難している。

「合衆国の説明によれば、国際通貨の創設を妨げているのは、銀貨の自由鑄造法案に米下院が難色を示しているからではなく、海の向こうの強大な世界が金貨と固定相場をもつ銀貨を受け入れることに反対しているためである。しかし、あるイスパノアメリカの国の代表は次のような質問をした。『新しく招集される米下院での審議において、年内にも銀貨の自由鑄造法

⁴⁵ International American Monetary Commission.

案が採決されることが考えられるため、会議を、たとえば1892年1月1日まで、つまり、本件に関する米国政府の決定が出るまで、休会にするのがよいのではないかと。(中略)米国の音頭で開かれたこの会議を、主催国の明確な意向に反してまで続けようとする利害関係とは、イスマノアメリカの各国代表にはその気がないのにどこから出てくるのだろうか。(中略)参加国の大多数がイスマノアメリカの国である通貨会議で、イスマノアメリカの代表たちが、ほぼ一様に、実現は不可能だとはっきり表明した計画について協議するために集まった会議を閉会することに異議を唱える利害関係とは、どこから、それも臆面もなく出てきたのだろうか。それは自国の利益のためでないとするれば、どのような利害関係が、代表団のなかに忍び込み、その溢れんばかりの善意を取り込み、己の利益のためとするのだろうか」(Martí [1967-69] 1975(2) Vol. 6=2005: 359-60)。

会議中、メキシコが牽引力を発揮することはなかった。それでもマルティは、この会議を通じてマティーアス・ロメーロと個人的な信頼関係を築いた。その発端は、國務省からマルティのウルグアイ代表としての参加を了承する返事がなかったため、これをロメーロに相談すると、ロメーロは快く仲介を引き受け、翌日には段取りをつけてくれたことだった。マルティはロメーロへの礼状に、「貴方をご存知ないでしょうが、以前から私は愛情と敬意を持って貴方のことを見ていました。その価値観、祖国への想いは私と共通するところがあり、今回私の任務を果たす喜びは、貴方のようなお方を近くで知ることによる部分が大きいことを、信じていただきたく存じます(Franyutti 1993: 91)」と綴り、メキシコ代表団との良好な関係構築への希望を滲

ませている。

同通貨会議は、報告書の起草をマルティが担った。米国の当初の意図は挫かれ、ブラジルを含めたラテンアメリカ諸国が大きなまとまりを見せて米国に対峙することに成功したことをマルティ自らも実感した。これを一つの節目として、マルティは祖国キューバの独立に向けて、本格的に舵を切ることとなる。

結び

マルティは、メキシコのポルフィリオ・ディアス政権の誕生を当初受け入れなかったが、ディアスの近代化政策が順調に進み、レルド政権との融和を図ってレルド派を政権内に組み入れたことでマルティとディアス政権の距離は縮み、マルティはディアス政権のメキシコを、期待を込めて見るようになった。

そのため、米国にメキシコ観が正しく伝わっていないことを嘆き、米国で伝えられるメキシコの情報に高い関心を示した。米国の報道にみられるメキシコ蔑視の言論を指弾する姿勢や、メキシコを正しく理解することを主張する姿勢には、メキシコへの深い愛情がうかがえると同時に、後世で開花する、土着性を尊重するモダニズムの要素をこの頃のマルティの言論からも見ることができる。

マルティの滞在した1880年代の米国は、二大政党の与野党が入れ替わる選挙戦の駆け引きが激しく、マルティは、いずれの政党も自党の大統領の意向よりも大資本家寄りの政策や票田のための政治を優先させることを常に疑問視した。B. ハリソン政権の政策に関しては、特に関税政策と銀鑄造の政策にマルティは着目していた。また、南方外交に関しても、ハイチやドミニカ共和国への米国の姿勢に警戒を顕にした。

そのような中で開かれた米州国際会議で、米国外導で会議が進むことを危惧したマルティ

は、南米諸国の揺るぎない態度に共鳴した。メキシコ代表マティーアス・ロメーロは本会議の副議長に選ばれるなど、会議の参加国の中で指導的な役割を求められた。ところがマルティが望むほどに米国に対して毅然と振る舞うことはなく、メキシコ代表団を描写するマルティの筆致には苛立ちが表れていた。

ラテンアメリカは同会議において、分裂ではなく結束しなければならないと考えていたマルティが、同会議休会中に代表団に向けて行った演説「母なるアメリカ」は、イスマノアメリカ参加諸国に共通する歴史観を説き、団結を期待するものであった。また、「我らのアメリカ」論考は、米州国際会議後、米州国際通貨会議開催直前に発表されたもので、論考の主張はマルティの通貨会議での行動と一致する。

米州国際通貨会議にウルグアイ代表として参加したマルティは、米国の機嫌を窺いながら会議を進めようとするメキシコの曖昧な態度を非難したが、個人的にマティーアス・ロメーロと友情関係を築いた。

この間通して見てみると、メキシコの19世紀後半の米墨関係を語る上での重要人物であるマティーアス・ロメーロを、メキシコ全権大使として1881年にワシントンに赴任してきた当初からマルティは的確に捉えていた。相手を怒らせることなくうまく距離を取りながら関係性を保つロメーロの対米外交は、当時のメキシコに求められた最善策であっただろう。銀の国際通貨化に関する経済的な恩恵を銀産出国メキシコが優先させようとしたのも無理はない。

しかしマルティは、メキシコにも米国に対する毅然とした態度を期待した。この一連の国際会議を含め、1860年代から長年に亘りメキシコの対米交渉を一手に引き受けていたロメーロに言及するマルティの言論には、期待と疑念が混淆していた。また、公に向けた言動は首尾一貫している反面、私信や個人的な親交

関係においては、生きていくための現実的な選択をするマルティの一面もうかがえた。

本稿では1880年代後半から1890年代前半にかけてのメキシコに関するマルティの記事を主な分析対象とした。今後はメキシコ以外のラテンアメリカ諸国に向けたマルティの視点を分析対象にし、マルティの米州諸国観を明らかにしていきたい。

【一次資料・分析対象】（* 本リストの日付は特定の記載がない限り、記事の掲載日ではなく執筆日を示す。）

- Martí, José Julian, 2003, *En los Estados Unidos: Periodismo de 1881 a 1892*, Madrid: ALLCA.
- 1883: “Cartas de Martí”, *La Nación* (1883/1/19), *ibid.*, #30, pp.213-25.
- 1885: “Cartas de Martí”, *La Nación* (1885/7/6), *ibid.*, #86, pp.498-503.
- 1886a: “Primavera”, *La Nación* (1886/5/2), *ibid.*, #111, pp.618-22.
- 1886b: “Correspondencia particular para El Partido Liberal”, *El Partido Liberal* (1886/6/18), *ibid.*, #115, pp.635-40.
- 1886c: “Carta de Nueva York”, *La República* (1886/6/18), *ibid.*, #125, pp.681-4.
- 1886d: “Correspondencia particular de El Partido Liberal”, *El Partido Liberal* (1886/12/22), *ibid.*, #141, pp.770-3.
- 1887a: “Correspondencia particular de El Partido Liberal”, *El Partido Liberal* (1887/1/8), *ibid.*, #142, pp.774-8.
- 1887b: “Correspondencia particular para El Partido Liberal”, *El Partido Liberal* (1887/6/23), *ibid.*, #157, pp.864-8.
- 1888a: “Muerte de Roscoe Conkling”, *La Nación* (1888/4/25), *ibid.*, #193, pp.1038-43.
- 1888b: “La campaña presidencial en los Estados Unidos”, *La Nación* (1888/5/17), *ibid.*, #195, pp.1049-52.
- 1888c: “Curiosidades americanas. Egipto y América. La masonería en América”, *El Economista Americano* (1888/10 [掲載月]), *ibid.*, #210, pp.1112-3.
- 1888d: “¡Elecciones!”, *La Nación* (1888/11/2), *ibid.*, #218, pp.1132-45.
- 1889a: “El Congreso de Washington”, *La Nación* (1889/9/28), *ibid.*, #246, pp.1301-6.
- 1889b: “El Congreso de Washington”, *La Nación* (1889/10/4), *ibid.*, #248, pp.1312-5.
- 1889c: “En los Estados Unidos”, *La Nación* (1889/10/30), *ibid.*, #249, pp.1316-21.
- 1889d: “El proyecto de Zollverein”, *El Partido Liberal* (1889/12/3), *ibid.*, #250, pp.1322-4.
- 1889e: “Congreso Internacional de Washington Su historia, sus elementos y sus tendencias I”, *La Nación* (1889/11/2), *ibid.*, #252, pp.1330-5. = [青木・柳沼編 2005: 291-301].
- 1889f: “Congreso Internacional de Washington Su historia, sus elementos y sus tendencias II”, *La Nación* (1889/11/2), *ibid.*, #253, pp.1336-42. = [青木・柳沼編 2005: 302-317].
- 1889g: “En los Estados Unidos”, *La Nación* (1889/12/6), *ibid.*, #254, pp.1342-8.
- 1889h: “La conferencia americana”, *La Nación* (1889/12/11), *ibid.*, #255, pp.1349-53.
- 1890a: “La conferencia de Washington”, *La Nación* (1890/4/18), *ibid.*, #266, pp.1399-1410.
- 1890b: “Congreso de Washington”, *La Nación* (1890/5/3), *ibid.*, #267, pp.1411-4.
- 1891: “El mensaje del presidente Harrison”, *El Partido Liberal* (1891/12/18), *ibid.*, #287, pp.1495-8.

- Martí, José Julian[1963-67]1975(2), *Obras completas* Vol.6, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales. pp.157-67. = [青木・柳沼編 2005: 347-362].
- [1963-7]1975(2), *Obras completas* Vol. 20, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales.
- Martí, José Julian [1985]2009(2), *Obras completas edición crítica* Vol. 2, Centro de Estudios Martianos.

【参考文献】

- Department of States, 1886, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 8, 1885.” (Retrieved September 22, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1885>).
- 1887, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 6, 1886.” Office of the Historian, Washington D.C. (Retrieved September 22, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1886>).
- 1890, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 3, 1889.” Office of the Historian, Washington D.C. (Retrieved September 18, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1889>).
- 1891, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 1, 1890.” Office of the Historian, Washington D.C. (Retrieved September 18, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1890>).
- 1892, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 5, 1891.” Office of the Historian, Washington D.C. (Retrieved September 18, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1891>).
- 1893, “Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, With the Annual Message of the President, December 5, 1892.” Office of the Historian, Washington D.C. (Retrieved September 18, 2022, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1892>).
- Escalante Gonzalbo, Pablo, 2004, *Nueva historia mínima de México*, Ciudad de México: El Colegio de México. (Elaine Jones and Fionn Petch, trans., 2013, *A New Compact History of Mexico*, Mexico City: El Colegio de México).
- Franyutti, Alfonso Herrera, 1993, “José Martí y Matías Romero. La Comisión Monetaria Internacional Americana: anécdotas, cartas y hechos desconocidos.” *Anuario del Centro de Estudios Martianos*, 16, La Habana: Centro de Estudios Martianos, 76-106.

- Hunt Jackson, Helen, 1884, *Ramona*, (José Martí, trans., [1888] Reprinted in 2021, *Ramona*, Mexico: Gobierno del Estado de Baja California.)
- Márquez, Graciela, and Sergio Silva Castañeda, 2019, *Matías Romero and the Craft of Diplomacy: 1837-1898*, Mexico City: Instituto Matías Romero.
- Martí, José Julian, 2003, *En los Estados Unidos: Periodismo de 1881 a 1892*, Madrid: ALLCA/FCE.
- 1963-1967 (1975 (2)), *Obras completas* (en 26 volúmenes), La Habana: Editorial de Ciencias Sociales.
- 1983-2019, *Obras completas edición crítica* (en 29 volúmenes), La Habana: Centro de Estudios Martianos.
- Padrón Iglesias, Wilfredo, 2015, “José Martí y Porfirio Díaz: notas sobre una singular relación.” *Cuadernos Americanos*, 154 (4), La Habana: Centro de Investigaciones sobre América Latina y el Caribe, 67-87.
- Ponce, Maria Eugenia, 2001, *Catálogo de la colección Porfirio Díaz: correspondencia de Carmen Romero Rubio*, Mexico City: Universidad Iberoamericana.
- Riguzzi, Paolo, 1992, “México, Estados Unidos y Gran Bretaña, 1867-1910; una difícil relación triangular.” *Historia Mexicana*, 41 (3), Mexico City: El Colegio de México, 365–436.
- Rojas, Rafael, 1996, “La política mexicana ante la guerra de independencia de Cuba (1895-1898).” *Historia Mexicana*, 45 (4), Mexico City: El Colegio de México, 783–805.
- Roubik, Caroline and Marcela Schmidt, 1994, *Los Orígenes de la Integración Latinoamericana*, México City: Instituto Panamericano de Geografía e historia.
- Scholarly Resources Inc., 2005, *Records of the Universal Peace Union [1846-1866], 1867-1923, 1938*, Woodbridge, CT: Swarthmore College Peace Collection, Scholarly Resources microfilm edition.
- Wells, David A., [1887]2009, *A Study of Mexico*, Charleston: BiblioLife.
- 青木康征・柳沼孝一郎編、2005、『ホセ・マルティ選集 II—飛翔する思想』日本経済評論社。
- 牛島信明編、1998、『ホセ・マルティ選集 I—交響する文学』日本経済評論社。
- 川浦昭彦、2014、「クリーブランド大統領による銀購入法撤廃：政策の選択肢と政治的リーダーシップの関係の考察」『同志社政策科学研究』（16-1）同志社大学：61-9。
- 後藤政子編、1999、『ホセ・マルティ選集 III—共生する革命』日本経済評論社。
- 松枝愛、2021、「マルティの見た米墨関係：1881～1886」、『Quadrante クアドランテ』（24）東京外国語大学海外事情研究所：323-39。
- 柳原孝敦、2007、『ラテンアメリカ主義のレトリック』エディマン。

書評論文
Review Articles

リトアニアのホロコースト研究と歴史認識問題 ——ルータ・ヴァナガイテ／エフライム・ズロフ『同胞——リトア ニアのホロコースト 伏せられた歴史——』を読む——

Holocaust Studies and the Historical Consciousness in Lithuania: Reading *Mūsiškiai* by Rūta Vanagaitė and Efraim Zuroff

紺谷 南

KONTANI Minami

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master's student

キーワード

リトアニア ホロコースト 対独協力 歴史認識

Keywords

Lithuania; Holocaust; Collaboration; Historical Consciousness

原稿受理日：2022.10.30.

Quadrante, No.25 (2023), pp.225–236.

目次

はじめに

1. リトアニアのホロコーストに関する研究動向と
歴史認識問題

1-1. ホロコーストを巡る歴史認識問題

1-2. 研究史と近年の研究動向

2. 『同胞』の評価と位置付け

2-1. 構成と内容

2-2. 意義と批判・疑問点

おわりに

はじめに

本稿では、これまでのリトアニアのホロコースト研究と歴史認識問題の関係を踏まえながら、ルータ・ヴァナガイテ¹、エフライム・ズロフ²による共著『同胞——リトアニアのホロコースト 伏せられた歴史——（以下、『同胞』）³』の書評を行う。

本題に入る前にまず、なぜ数あるホロコースト関連の書籍の中でナチス・ドイツやアウシュヴィッツを題材としたものではなくリトアニアを扱った本書を取り上げるのか、つまり、なぜ今リトアニア及び東欧のホロコーストに関する議論や研究へ目を向けることが重要なのかという点について考えてみたい。

ナチズムやホロコーストに関する書籍は、専門性の高い学術書から子ども向けの教育本まで毎年膨大な数が世界各地で出版されている。日本においてもナチズムやホロコーストに高い関心を寄せる一般読者は多く、手に取りやすい新書の刊行や外国語の研究書の翻訳などが日本人研究者によって絶えず精力的に行われている。その量は日本で出版された関連書籍を把握することさえ困難な程で、範囲を外国にまで広げれば、テーマの細分化の進行や言語的な制約も相まって、これまでのホロコースト

¹ 舞台演劇評論家やジャーナリスト、文芸誌の編集者など様々な分野で活躍するリトアニア人作家。

² 米国生まれ。イスラエルのサイモン・ヴィーゼンタール・センターの現所長。また、戦後ナチの戦争犯罪者の捜索と逮捕を精力的に行ってきた人物であり、リトアニアでは「ナチ・ハンター」という名でも知られている。

³ ルータ・ヴァナガイテ／エフライム・ズロフ、重松尚訳『同胞——リトアニアのホロコースト 伏せられた歴史——』東洋書店新社、2022年。



ト研究をすべて網羅することはほぼ不可能に近い状態となっている。

しかし、そうした量的・言語的な制限を考慮したとしても、現在日本で行われている研究、又は翻訳・紹介されている書籍は、ホロコースト研究全体における近年の動向を踏まえれば大きな偏りがあるように思われる。近年の欧米におけるホロコースト研究では、ナチスのイデオロギーや世界観、政策決定過程といった「中心」への関心以上に、ホロコーストはドイツやアウシュヴィッツだけで起きたのではなく全ヨーロッパ的な事象であったとして、「周辺／現地」に重点を置いたテーマの研究が盛んである。例として、各国における占領者と被占領者の関係や現地当局／スタッフの決定権の大きさ、強制収容所や都市部以外の地方におけるユダヤ人迫害・殺害、重要なアクターとしての非ドイツ人・非ユダヤ人現地住民の行動論理などが挙げられる。こうしたホロコースト研究の「ヨーロッパ化」は、ナチス・ドイツや主要な強制収容所への学術的関心が集中したことで、これまで光が当たりにくかった地域やアクターへの研究を促進した⁴。特に、ユダヤ人絶滅政策の主要な現場であった東欧への関心はますます高まっている。また、その東欧諸国の中でも特にドイツ占領下のリトアニアでは、ナチス主導によるユダヤ人絶滅政策が他に類を見ない徹底さと迅速さで実行された。1941年から1944年のドイツ占領期に、リトアニアのユダヤ人人口の約95%にあたる約20万人のユダヤ人が殺害された。さらに、この約4分の3は1941年6月末から12月までの約5ヶ月間でユダヤ人絶滅政策の犠牲者となった。これほど

の短期間でユダヤ人大量殺害が急進化した点に着目し、リトアニアのホロコーストを、それ以降ナチスによって進められる「最終解決」の組織化と実践の分析に、重要な視座を与える事例として位置付ける研究もある⁵。

さらに、学術研究における重要性以外にもリトアニアを含む東欧を軽視すべきではない理由がある。それは、第二次世界大戦下のユダヤ人絶滅政策とそれに伴う現地住民の「協力」という過去の経験が、今日の現代社会でもいまなお激しい歴史認識・記憶をめぐる論争を誘発する極めてアクチュアルな問題だからである。社会主義体制下で独特のイデオロギー的な歴史政策を経験した東欧諸国では、西側以上に自国の「歴史」と国家の「政治」が分かちがたく絡みついており、両者は常に緊張関係にあるといえる。

このような研究動向の大きな変化と現代社会へのアクチュアルな問題提起を含んでいるのにも関わらず、日本では依然として東欧におけるホロコーストへの関心は低く、東欧各国の通史の概説書で部分的に言及されるにとどまっている。

こうした状況の中ここ数年で、リトアニアのホロコーストを考える上で重要な書籍が日本で複数出版された。2019年出版の『ナチスから図書館を守った人たち——囚われの司書、詩人、学者の闘い』⁶はヴィルニウス・ゲトローで図書館の本の保存に奔走した「紙部隊」を扱っている。2020年、2021年には、日本人にとってなじみの深い杉原千畝の「命のヴィザ」伝説を批判的に分析した研究書が二冊相次いで刊行された⁷。

⁴ Lower, Wendy, "Holocaust Studies: The Spatial Turn.", Baranowski, Shelly, et al. (eds.), *A Companion to Nazi Germany*, Medford, 2018, p.566.

⁵ Kwiet, Konrad, "Rehearsing for Murder: The Beginning of the Final Solution in Lithuania in June 1941.", *Holocaust and Genocide Studies*, 12(1), 1998, pp.3-26.

⁶ デイヴィッド・E・フィッシュマン、羽田詩津子訳『ナチスから図書館を守った人たち——囚われの司書、詩人、学者の闘い』原書房、2019年。

⁷ シモナス・ストレルツォーバス、赤羽俊昭訳『第二次世界大戦下リトアニアの難民と杉原千畝——「命のヴィザ」の真相』明

そして、2022年には、『同胞』がリトアニア近現代史を専門とする重松尚の翻訳により出版された。本書の底本 *Mūsiškiai* は、リトアニア現地住民のホロコーストへの協力を扱った一般書で、2016年にリトアニア語の原著が、2020年には英語版⁸が出版された。これまで公の場での真剣な議論が避けられてきたホロコーストにおける自国の加害者性というテーマに、リトアニア人著者自らが取り組んだことにより、国内では刊行直後から大きな反響があった。しかし、それと同時に、政治家やメディアからの「政治的な」反発と、史料論や方法論を巡って専門家からの「学術的な」批判が殺到した⁹。本書刊行後著者ヴァナガイテは複数の知人や親戚からの関係の断絶を経験し、本書自体は出版翌年に突如販売停止に追い込まれた。

このように、リトアニア社会に大きな衝撃を与えた本書の功績は、リトアニアにおける対独・対ホロコースト協力の歴史を一般読者に紹介したというだけではない。本書は、自国の加害の歴史やホロコーストの記憶が戦後70年以上たった今日においてなお深刻な議論を巻き起こす極めてアクチュアルな問題であるということを強烈に浮き彫りにした。こうした点から、本書は研究史上の位置付けや議論の評価を綿密に検討する必要があるといえる。

以上のような背景・理由を基に、本稿は次のような構成で議論を進める。第一章では、書評の土台となる、これまでのリトアニアのホロコースト研究の動向を概観する。ここでは、学術的な歴史研究が常に国家体制や政策の介入・影響を受け、またそれに抗いながら進められてきた点を踏まえ、リトアニアのホロコーストを巡る歴史認識問題についても議論する。そして、第二章で本書『同胞』の書評を行う。ここでは、

前章での議論を踏まえながらこれまでの研究史上での位置付けや本書の新規性を検討し、ホロコースト研究という大きな流れに本書がどのように結びつけられるのかを考察したい。最後に、本稿の議論を再度簡単にまとめて結論とする。

1. リトアニアのホロコーストに関する研究動向と歴史認識問題

本章では初めに、先行研究を概観する前に、なぜ第二次世界大戦後リトアニアではナチス・ドイツ占領期の対独協力やユダヤ人絶滅政策への関与というテーマが激しい論争の場となっているのかについて、当時の政治体制や一般社会の風潮、対外関係などを踏まえながら論じ、ホロコーストをめぐる歴史認識問題の現状を考察する。次に、こうした自国の歴史と政治が複雑に絡みあっている状況下で、リトアニアのホロコーストに関してどのような歴史研究がこれまで行われてきたのか、また、研究の焦点や方法論が時代とともにどのように変遷していったのかを検討する。

1-1. ホロコーストを巡る歴史認識問題

リトアニアを含む東欧諸国がホロコーストに向き合う時に生じる困難さやその課題、リトアニアで起きたホロコーストを巡る論争や裁判、様々な組織の働きなどについては、『同胞』のズロフ執筆の章である「リトアニアとホロコースト」で詳しくまとめられている¹⁰。同章の内容を基に、各所ポイントを補いながら、リトアニアにおけるホロコーストの歴史認識問題を概観する。

東欧諸国においてホロコーストを語る際に直面する難しさの大きな要因の一つは、同章で

石書店、2020年；菅野賢治『「命のヴィザ」言説の虚構——リトアニアのユダヤ難民に何があったのか?』共和国、2021年。

⁸ Vanagaitė, Rūta/Zuroff, Efraim, *Our People: Discovering Lithuania's Hidden Holocaust*, Lanham, 2020.

⁹ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.440, 450.

¹⁰ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、pp.419-437.

も指摘されているが、第二次世界大戦後40年以上にわたるソ連の共産主義支配の下で、戦時中の経験がソ連の「大祖国戦争」史観に基づいて極度に政治化・定式化されて語られてきた点にある¹¹。1950・60年代社会主義体制期のリトアニアでも、同様の歴史叙述が支配的だった。当時、リトアニア政府当局は、多くの「ナチ協力者」や反ソ抵抗運動に加わった者を戦犯裁判で裁いたが、ソ連史観に基づき、被告らに「ソ連市民の敵」という政治的なレッテルを張り「断罪／糾弾」するばかりで、彼らの役割や動機を深く分析しようとはしなかった。

1980年代リトアニアにおいてソ連体制からの独立と民主化の機運が高まると、これまでのソ連の「大祖国戦争」史観に対立する独自の歴史観が主張されるようになる。それは、1940年6月から約1年間のソ連占領期における「反ソ分子」の逮捕及び極東への強制移住や、スターリン期の迫害・抑圧を「ジェノサイド」とみなす歴史観である¹²。この歴史観では、自国民の犠牲者性が強調され、ソ連体制化の抑圧とナチスのユダヤ人絶滅政策が「同格化」される。

特に、ソ連とナチスによる犯罪の「同格化」は、リトアニアでは「二つのジェノサイド」理論¹³と呼ばれ、ズロフもその問題性を指摘している¹⁴。なお、同理論の危うさは、「同格化」に伴うホロコーストの矮小化だけではない。それは、この理論の下では、ユダヤ人がソ連共産主義体制の「共犯者」としてみなされるため、ナチス・ドイツ占領期のリトアニア現地住民による対独協力が正当化・弁明されて説明されるという問

題である。こうした「二つのジェノサイド」理論に基づくホロコーストと対独協力の理解は多くの研究者から問題視されているが、今日依然としてリトアニア社会の公の議論の場では大きな役割を果たしている¹⁵。

1980年代後半から1990年代になると、ホロコーストや現地社会の関与についての議論や研究がより活発化していく。ただ、こうした議論の転換は、リトアニア社会の中から内発的・自省的に行われたというより、当時の国内の政治的状況や対外関係上の圧力という現実的な問題から生じたといえる。1990年の独立後リトアニアで西側陣営及びEUへの加盟が目指されるようになると、アメリカや西欧諸国からは、ホロコーストの相対化やリトアニア現地社会の対独・対ホロコースト協力の矮小化に対して大きな懸念と批判が発せられ、自国の加害の歴史に批判的に向き合うことがリトアニアに強く要求された。

こうした要求を受け国際社会での摩擦を避けるため、当時の大統領ヴァルダス・アダムクスが1998年に「リトアニアにおけるナチとソヴィエトの占領体制による犯罪評価国際委員会（以下、国際委員会）」を設立した。名称のとおり、国際委員会は、ソ連期だけでなくナチス・ドイツ占領期の戦争犯罪に関する調査と研究もその任務としている。加えて、中等教育の教師や生徒を対象とした教育啓蒙活動や記念・PR活動などにも取り組んでいる¹⁶。

しかし、上記のような進展がある一方で、国際委員会の構造そのものやホロコーストの研

¹¹ 同上、p.420.

¹² 梶さやか「第3章 リトアニア—ジェノサイド・センターと国際委員会」橋本伸也編著『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題—ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』ミネルヴァ書房、2017年、p.41.

¹³ Dieckmann, Christoph, *Deutsche Besatzungspolitik in Litauen 1941-1944*, Göttingen, 2016[2011], S16; Katz, Dovid, "The Extraordinary Recent History of Holocaust Studies in Lithuania.", *Dapim: Studies on the Holocaust*, 31(3), 2017, p.286.

¹⁴ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.428.

¹⁵ Dieckmann, *a.a.O.*, S.17.

¹⁶ 国際委員会の組織構成や活動内容、その重点の変遷などは、梶の前掲論文に詳しい。

究方針に対して批判的な意見も存在している。ズロフも『同胞』内で、同委員会が「二つのジェノサイド」理論を支持している側面があると批判する¹⁷。国外のユダヤ系団体からは、ソ連とナチズムの犯罪を並置させて調査する国際委員会の方針を、ナチズムによるホロコーストと共産主義体制の「混同」だとして、批判の声が上がった¹⁸。

さらに、アメリカの研究者マーティン・ディーン¹⁹は、リトアニア含めバルト諸国の国際委員会では、ナチズムの犯罪が、ソ連の占領と強制追放という大きな枠組みの内部で調査されているにすぎないと批判する²⁰。このようなアプローチ方法では、ユダヤ人絶滅政策への現地社会の関与が、単にその直前に起きたソ連による占領・抑圧への「反応／報復」としてのみ理解されてしまうという。ここに先述した「二つのジェノサイド」理論の問題点が見て取れる。ディーンは、対独協力の問題が自国民の行動を正当化する弁明的な説明に還元されてしまうことで、「協力者」の多様な動機や行動論理の説明の可能性を消してしまっていると指摘する²¹。ズロフもその名を挙げている、ユダヤ研究者ドヴィッド・カツは、こうした歴史解釈を持つ国際委員会は「ナショナリズム的な歴史修正主義」において一定の役割を果たしてきたと厳しく非難している²²。

以上が、戦後のソ連型社会主義体制期から

独立後現在に至るまでのリトアニアにおけるホロコーストに対する歴史観とその変遷及び問題点であった。次節では、具体的な研究を取り上げつつ、研究の焦点・傾向の変遷について論じる。

1-2. 研究史と近年の研究動向

前節で論じたような歴史認識問題がありながら、リトアニア国内外の多くの歴史家や研究者たちは偏った認識に基づく歴史理解の克服に取り組んできた。

まず、戦後リトアニア社会で初めて公にナチスのユダヤ人絶滅政策におけるリトアニア住民の関与を主張したのは、『同胞』でも言及されている、詩人であり文献学者のトマス・ヴェンツロヴァである²³。彼は1970年代にエッセイ「ユダヤ人とリトアニア人」²⁴で、1941年に「ユダヤ人はドイツ人だけではなくリトアニア人によっても殺された」²⁵と明確に述べ、リトアニア社会は自国の罪と加害の歴史について語る義務があることを強調した。しかし、彼のような、反ユダヤ主義的な歴史理解に対する批判と自国の加害者性への自己批判的な態度は、当時の国内の世論においても学術界においても圧倒的少数派であった。依然としてソ連型の歴史観と犠牲者心理の影響が強かった1970・80年代には、本格的な歴史研究が盛り上がることはなかった。

¹⁷ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.435.

¹⁸ 梶、前掲論文、p.48.

¹⁹ ウクライナとベラルーシを中心とした東欧の対独協力について重要な研究を多数行っている。主要な著書に Dean, Martin, *Collaboration in the Holocaust: Crimes of the Local Police in Belorussia and Ukraine, 1941-44*, New York, 2000. がある。

²⁰ Dean, Martin, "Local Collaboration in the Holocaust in Eastern Europe.", Stone, Dan(ed.), *The Historiography of the Holocaust*, Palgrave Macmillan, 2005, p.124.

²¹ Ibid. p.124.

²² Katz, op.cit., p.286., ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.436.

²³ 同上、p.18 又は p.449.

²⁴ Venclova, Tomas, "Jews and Lithuanians.", *Forms of Hope: Essays*, New York, 1999, pp.43-51. (リトアニア語で書かれたオリジナル "Žydai ir Lietuviai" はサミズダート雑誌『ソ連のユダヤ人 (Evrei v SSSR)』の付録 "Tarbut" に掲載。) 本稿は、Levinson, Joseph(ed.), *The Shoah (Holocaust) in Lithuania*, Vilnius, 2006, pp.443-450. に掲載されていたものを参照。

²⁵ Levinson, op.cit., p.443.

その後1980年代後半・1990年代になると、前節で論じた政府のホロコーストへの取り組み方の変化に呼応するように、国内でも史料に基づく実証的な歴史研究が活発になる。こうしたリトアニアの歴史学における新たな潮流の原因は、ドイツの歴史家クリストフ・ディークマンによると、①リトアニアの完全な独立の達成(によるソ連史観からの脱却)、②ソ連崩壊による元社会主義体制諸国の文書館の公開、③歴史家の世代交代(による若手の研究者の登場)にあるという²⁶。

その中でも重要な研究を残したリトアニア人歴史家として、ヴァレンティナス・ブランディシャウスカスとアルーナス・ブブニースが挙げられる。ブランディシャウスカスは、1941年ドイツの進軍に合わせソ連に対して行われたリトアニアの六月蜂起を主導したリトアニア人行動主義戦線(Litauische Aktivistenfront, Lietuvos Aktyvistų Frontas、以下LAF)及びこの時期設立されたリトアニア臨時政府に関する研究を行った²⁷。このテーマについては、『同胞』の第三章「私たちの同胞——政治家たち」で詳しく取り上げられているが、彼の大きな功績は、これまで国内で、反ソ抵抗運動を率いた「英雄」や国家再独立に尽力した機関として肯定的に評価されてきたLAFと臨時政府を、文書史料に基づいて、両組織の反ユダヤ主義的性格やナチス・ドイツ当局との結びつきを実証的に明らかにした点である。

アルーナス・ブブニースは国際委員会のナチス担当小委員会のメンバーを務めており、今日に至るまでリトアニアのホロコーストやナチス・

ドイツの占領政策について多くの研究を行っている²⁸。特に、リトアニア補助警察大隊の活動とユダヤ人大量殺害における各部隊の役割に関する詳細な分析は、少数の個人だけでなく、リトアニアの現地組織がホロコーストに深く関与していたことを明らかにした²⁹。

さらに、国内の研究者だけでなくアメリカに移住した歴史家サウリュス・スジエデリスもリトアニアのホロコースト研究における先駆的研究者である。『同胞』第七章では、ヴァナガイテによるスジエデリスのインタビューがまとめられ、現地住民による対独協力や反ユダヤ主義の影響、今日の歴史認識の現状などに関するスジエデリスの見解を読むことができる。彼の代表的な研究として、国際委員会の下でディークマンとの共同執筆で発表された『1941年夏と秋におけるリトアニア・ユダヤ人の迫害と大量殺害』³⁰が挙げられる。そこでは、ユダヤ人に対する迫害が、6月22日のドイツ軍進駐にあわせて各地で起きた散発的なポグロムや暴力から、晩夏から秋にかけての集中的なユダヤ人大量殺害へと急進化していく過程が、リトアニアの文書史料とナチス・ドイツ側の公式文書に基づいて詳細に論じられている。

また、リトアニアのホロコースト研究は国内における歴史認識の変化だけでなく、海外のホロコースト研究の動向にも大きな影響を受け、外国の研究者による学術的貢献も無視できない。これまではユダヤ人絶滅政策が一つの独立した事象として分析されることが多かったが、他の政策領域との関係性の中で大量殺戮を捉える研究が新たに主流になっている。そうした

²⁶ Dieckmann, *a.a.O.*, S.22.

²⁷ Brandišauskas, Valentinas, "The June Uprising of 1941.", *Lithuanian Historical Studies* 3, 1998, pp.49-72.

²⁸ 例えば Bubnys, Arūnas, "The Holocaust in the Lithuanian Province in 1941: The Kaunas District.", Gaunt, David/Levine, Paul A./Palosuo, Laura(eds.), *Collaboration and Resistance During the Holocaust: Belarus, Estonia, Latvia, Lithuania*, Bern, 2004, pp.283-312.

²⁹ Bubnys, Arūnas, "Die litauischen Hilfspolizeibataillone und der Holocaust.", Bartusevičius, Vincas(eds.), *Holocaust in Litauen: Krieg, Judenmorde und Kollaboration im Jahre 1941*, Köln/Weimar, 2003, pp.117-131.

³⁰ Sužiedėlis, Saulius/Dieckmann, Christoph, *The Persecution and Mass Murder of Lithuanian Jews During Summer and Fall of 1941: Sources and Analysis*, Vilnius, 2006.

なか、クリストフ・ディークマンがナチス・ドイツ占領期のリトアニアに関する記念碑的な研究書を発表した³¹。1・2巻合わせて1,500ページを超える本書は、①戦争・占領・ユダヤ人大量殺害の関係性、②当時のリトアニアに生きた様々な集団の関係という二つの大きな問いに取り組んでいる³²。このようにユダヤ人大量殺害をナチス・ドイツの戦況や征服・占領政策との関連性の中で分析することで、占領期リトアニアで起きた様々な歴史的事象をより大きな文脈で明らかにし、リトアニアを一つの事例としてホロコースト研究全体に結びつけることを可能にしている。

ディークマンと並びリトアニア語を使いこなす数少ない外国人研究者に、ドイツの歴史家ヨアヒム・タウバーがいる。近年、タウバーはリトアニアに設置された主要なゲットーに関する著書を執筆した³³。そこでは、文書史料や個人の回顧録などからなる膨大な一次史料に基づいて、ゲットーの経済機構としての役割やユダヤ人たちの日常、抵抗といったゲットーの多様な側面を明らかにした。さらに、リトアニアのゲットーにおけるユダヤ人の労働への動員を、近隣諸国のゲットー（リガ、ビャウイストク、ベラルーシ）の状況と比較分析するという刺激的な試みも行っている。

さらに、近年では、ナチス・ドイツ側の公式文書やソ連体制期の戦犯裁判の報告書以外の史料の価値にも注目が集まっている。そのような史料で重要かつ広く知られているものとして『ポナリー・ダイアリー』³⁴が挙げられる。『同

胞』でも取り上げられているが、これは、ナチス・ドイツ占領下のリトアニアでポーランド人ジャーナリストのカジミエシュ・サコヴィッツが、ポナリーの森で行われた大規模なユダヤ人殺害を目撃し、その様子を記録した日記である³⁵。犠牲者のユダヤ人でも現地住民のリトアニア人でもない、第三者の「観察者」であるポーランド人サコヴィッツによって書かれたこの日記は極めてユニークな記録史料であり、リトアニアにおけるユダヤ人大量殺害の一端を鮮明に伝える史料として長年重要視されている。

ホロコースト研究者デイヴィット・バンキアーは、ライブ・コニュホフスキーコレクションと呼ばれるリトアニアのユダヤ人生存者の証言史料を使った研究を発表している³⁶。この史料は、リトアニアのホロコースト生存者であるユダヤ人コニュホフスキーが終戦直後の1945～1949年にドイツとポーランドのDPキャンプを訪れ、そこに収容されていたリトアニアのユダヤ人に聞き取り調査を行い集められた記録である。この史料の最大の特徴は、リトアニアの地方における証言が集められている点である。バンキアーは、これまでヴィルニウスやカウナスといった大都市と比べて研究の蓄積が少なかった地方や田舎におけるユダヤ人絶滅政策の実態を犠牲者の証言を用いて再構成した。

また、ヴィオレタ・ダヴォリューテは、1990年代以降にアメリカ合衆国ホロコースト記念博物館の下で収集されたインタビュー映像の中からリトアニア現地住民の証言記録を選び出し、それを基にドイツ占領下リトアニアにおける地域

³¹ Dieckmann, *a.a.O.*

³² *Ebd.*, S.13.

³³ Tauber, Joachim, *Arbeit als Hoffnung. Jüdische Ghettos in Litauen 1941-1944 (Quellen und Darstellungen zur Zeitgeschichte)*, Berlin/Boston, 2015.

³⁴ Sakowicz, Kazimierz, (Arad, Yitzhak ed.), *Ponary Diary 1941-1943: A Bystander's Account of a Mass Murder*, New Haven/London, 2005.

³⁵ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.126.

³⁶ Bankier, David, *Expulsion and Extermination: Holocaust Testimonials from Provincial Lithuania*, Jerusalem, 2011.

社会の暴力 (Communal Violence) や性暴力について分析している³⁷。

日本では、『同胞』の記者である重松尚がリトアニア臨時政府や LAF に関する研究をいくつか発表している³⁸。特に、1930年代リトアニア商工業界の経済団体が発行していた新聞『ヴェルスラス (Verslas)』の中の反ユダヤ主義的言説を分析した論文は、リトアニアの経済界において、ユダヤ人は単なる経済的競争相手ではなく、言語や習慣等の様々な観点から嫌悪され、迫害されて当然な存在だとみなされていた点を明らかにしている³⁹。

さらに、最近日本で刊行された研究書も注目に値する。リトアニア人研究者シモナス・ストレルツォーバスの研究書と、フランス文化・ユダヤ研究専門の菅野賢治による研究書⁴⁰である。この二冊は、杉原千畝の「命のヴィザ」伝説を批判的に再検討し難民問題を実証的に分析した研究書であり、ホロコーストを主題として扱っているわけではない。特に、菅野の研究書は、使っている史料や分析対象を見ても、ユダヤ史に比重が置かれているが、同書の序盤では両大戦間期リトアニアにおける様々な民族集団間の複雑な関係を詳細に議論している⁴¹。こうした、両大戦間期の東欧諸国の複雑な民族的・政治的・対外的状況は、その後勃発する第二次世界大戦やホロコーストの経験と無関係ではない。むしろ、ホロコーストがナチス・ドイツの反ユダヤ政策からだけでは決して理解できないその背景を捉えるためにも、それ以前の

情勢の把握は重要であり、そうした点から上記の二冊は一読の価値がある。

以上、リトアニアのホロコーストをめぐる歴史認識問題と研究史および近年の研究動向について論じてきた。ソ連史観やリトアニア政府が推し進める歴史観からの脱却を図り、史料に基づいて実証的に自国の対独協力を検討するという点では、『同胞』の内容とこれまでの研究動向は重なる部分が多い。一方で、今日のリトアニア社会における歴史認識問題に取り組むために、「敵」と対話しながらユダヤ人殺害現場を実際に訪れ、直接住民の声を聞くというのは、極めて新鮮かつ独特な方法といえる。こうした点を踏まえ、次章では、研究史における『同胞』の位置付けや意義、新規性などについて詳しく考察していく。

2. 『同胞』の評価と位置付け

初めに、本書の構成と内容を簡単に整理した後、本書がリトアニア社会に与えた影響を踏まえつつ、意義や批判点について検討する。

2-1. 構成と内容

本書『同胞』は大きく二部構成となっている。第1部「闇への旅」では、ヴァナガイテが独自に行ったアーカイブ史料の調査や研究を基に、様々なレベルでユダヤ人絶滅政策に関わったリトアニア現地住民が取り上げられる。調査の対象となっているアクターは、LAF やリトアニア臨時政府の政治家たち (第三章) から民族

³⁷ Davoliūtė, Violeta, “The Gaze of the Implicated Subject: Non-Jewish Testimony to Communal Violence during the German Occupation of Lithuania.”, *East European Politics and Societies: and Cultures*, 2022, <https://doi.org/10.1177/08883254211070852> [2022年9月29日最終閲覧]; Davoliūtė, Violeta, “Local Testimony and the (Un) Silencing of Sexual Violence in Lithuania under German Occupation during WWII.”, *Humanities*, 10(4), 2021, <https://doi.org/10.3390/h10040129> [2022年9月29日最終閲覧]

³⁸ 例えば、重松尚「第12章 リトアニア臨時政府 (1941年) — 「抵抗」の歴史とその記憶」橋本、前掲書、pp.173-194.

³⁹ 重松尚「1930年代末リトアニアにおける反ユダヤ主義—リトアニア人実業連合の新聞『ヴェルスラス』の分析を中心に—」『東欧史研究』第39号、2017年、pp.40-63.

⁴⁰ スترلツォーバス、前掲書; 菅野、前掲書。

⁴¹ 菅野、前掲書、例えば pp.57-64.

労働防衛大隊 (Tautinio darbo apsauga、以下 TDA)⁴² やハーマン機動部隊 (Rollkommando Hamann)⁴³ の隊員 (第四章)、いわゆる「普通」の現地住民 (第五章) と幅広い。さらに「協力者」だけでなく、当時ユダヤ人殺害の現場を目撃していた子どもたち (第二章) やユダヤ人を救った人々 (第六章) の証言も紹介されている。

そして、第2部「敵との旅」では、2015年にヴァナガイテとズロフが、リトアニア国内に点在するユダヤ人殺害の現場や町 (計14ヶ所) を共に巡った「旅」の経過とそこで行われた両者の会話の内容がまとめられている。なお、殺害現場の跡地は、未だ調査や研究が十分でない地方の中小都市の中から選ばれている。各都市の「旅」ごとに、ドイツ占領期の状況やユダヤ人殺害の過程が史料に基づいて説明されているが、現在と戦時中の状況を並べて示すことで、その都市におけるユダヤ人コミュニティのほぼ完全な消滅という悲劇が一層強調される構成となっている。

2-2. 意義と批判・疑問点

ここで、本書の意義と批判点について検討する前に言及しておきたいのは、本書『同胞』は専門的な学術書ではなく、幅広い読者層が手に取ることができる一般書としての性格が強いという点である⁴⁴。本書、特に第1部では、ある研究対象が細かく分析され、その分析結果に対する著者独自の「議論」や「主張」が行われているというよりは、著者が抱いた疑問に関連する様々な史料や歴史家・研究者の見解が「提示」されるという形をとっている。著者ヴァナガイテがホロコースト研究の専門家ではない点

も踏まえれば、事実関係の正否を細かく批判したり、議論の不十分さを逐一指摘するのは不適切であろう。それ以上に、この本が提起した新たな論点やホロコースト研究史及びリトアニア社会にとっての意義や今後の課題を考察する方がより有益だと考えられるため、そうした点に注意しつつ議論を進めたい。

まず、本書の大きな意義を見出せる要素として以下の四点が挙げられる。

一つ目は、本書最大の特徴であるが、ホロコーストとリトアニア社会の「居心地の悪い」関係性に対して自国の作家自らが声を上げたという点である。さらに、この本が専門家ではなく、ヴァナガイテ自身が自らをそう称しているように「どこにでもいる普通のリトアニア人」⁴⁵によって書かれたことの意義は極めて大きい。本稿第一章で示したように、これまでも自国のホロコーストとの関わりや加害の歴史について取り組んできたリトアニア人歴史家や研究者は多く存在する。しかし、これまで問題だったのは、ズロフが本書で的確に指摘しているように、「リトアニアの歴史家の学術研究で書かれていることと、リトアニア社会の大半の人たちが知っていることの違いには、大きなずれ」⁴⁶があるという点であった。国内の研究者がどれだけ詳細にホロコーストについて研究を進めても、関心を集め多くの人に読まれなければ、一般社会のホロコーストに関する知識は更新されず、自国のホロコーストへの関与に対する自己反省的な認識も生まれてくることはない。しかし、本書は、わかりやすい簡潔な文章、読者を動揺させ感情を揺さぶるような様々な史料と証言記録、二人の著者の挑戦的な会話が効果的に構

⁴² 1941年6月28日にドイツ現地当局の容認の下設置されたリトアニアの軍事組織。

⁴³ 親衛隊少将ヴォルター・シュターレッカーの命令の下編成された部隊で、親衛隊中尉ヨヒム・ハーマンが指揮を務めた。このハーマン機動部隊は、リトアニア各地におけるユダヤ人大量殺害で中心的な役割を果たした。

⁴⁴ 同様の指摘として以下を参照。Pukelytė, Ina, "Political Influence on Theatre Historiography: Jewish Memory Topics in Lithuania.", *Nordic Theatre Studies*, 31(2), 2019, p.44.

⁴⁵ ヴァナガイテ/ズロフ、前掲書、p.15.

⁴⁶ 同上、p.334.

成されることによって、誰にとっても読みやすくかつ刺激的な内容の著書となっている。このような「一般書」としての利点が大きく働き、本書はリトアニア社会の幅広い層に読まれる結果となった。本稿はじめにで言及した様に、大きな反響とともに複数の方面から厳しい批判があったことは否定できないが、そのことは本書の価値を減ずることにはならない。むしろ、「読まなければならない影響を与えることはできない」という最初の難関を大幅に乗り越えた本書は、これまで広がる一方だった学术界と一般社会との溝を埋める重要なきっかけを与えることに成功したと言えるだろう。

二つ目は、ナチス・ドイツ占領期リトアニアにおいて様々な領域の「対独協力者」について検討されている点である。第一章で挙げた先行研究の中でもホロコーストの「協力者」を扱った研究は多いが、いくつかの包括的な著書を除けば、ある特定の現地組織や社会層の人々に焦点を絞ったものがほとんどである。もちろんそこでは、一つの組織や部隊への詳細な分析と深い考察が行われているわけだが、リトアニア社会によるユダヤ人殺害への関与・協力の全体像が見えにくいという問題点もある。そのため、本書が、間接的にユダヤ人迫害に関与した LAF や、実際にユダヤ人殺害に参加した直接的「協力者」としての TDA 隊員など、アクターを幅広く調査対象としている点は高く評価できる。

そのなかでも特に、政治家や部隊の隊員でないリトアニアの一般住民が、殺害後押収されたユダヤ人の貴重品や財産を横領していた点に言及している第五章「得をしたリトアニア」は、分量は少ないものの、極めて重要な論点を

提起している。リトアニアではこれまで、組織や部隊に所属していた人々へは大きな焦点が当てられてきたが、いわゆる「普通」のリトアニア住民の行動や彼らのユダヤ人殺害への反応は十分に分析されてきたとは言えない。第五章で示されるような、経済的動機に基づいた地域社会全体によるユダヤ人財産の押収や略奪は、対独協力を考える上で見落としてはならない要素である。同様の問題は、他の東欧諸国においても重要なテーマである⁴⁷。

三つ目は、第2部「敵との旅」で行われるヴァナガイテとズロフの会話が、ホロコーストの犠牲者と加害者が互いに歩み寄り共通の理解または「和解」に至ることがいかに難しいかを読者に強烈に突き付けているという点である。14ヶ所の都市をめぐる旅の中で、犠牲者と加害者の人数や、「協力者」の動機、責任追及の必要性、リトアニア社会全体の無関心の原因を議論するなかで、二人が同意に達する場面は限りなく少ない。もちろん、意見の衝突だけでなく、互いへの理解や自己反省的な態度も所々で見られる。しかし、旅を終え二人が別れる際にズロフが放った、「(リトアニアが犠牲者を記憶し過去に向き合う時、) 殺された私たちの同胞は、あなたがたの同胞になるんです——あなたがたの同胞はけっして私たちの同胞にはなりませんけどね」⁴⁸という言葉は一筋縄ではいかない歴史認識問題の厳しい現実を表している⁴⁹。このように本書は、ホロコーストの犠牲者と加害者の間の対立・緊張関係は、両者による対話が行われさえすれば必ず解決するなどといった生易しいものではなく、個人の感情やお互いが帰属する社会の歴史認識と深く絡まり合った恐ろしいほどに複雑な問題であることを、著者同

⁴⁷ ポーランドについては、例えば、フェリクス・ティフ、阪東宏訳『ポーランドのユダヤ人——歴史・文化・ホロコースト』みすず書房、2006年。

⁴⁸ ヴァナガイテ／ズロフ、前掲書、p.398。

⁴⁹ 同様の指摘として以下を参照。Shafir, Michael, “Book Review: *Our People: Discovering Lithuania’s Hidden Holocaust*.”, *Israel Journal of Foreign Affairs*, 14(3), 2020, p.525.

士の会話で示しているという点で非常に説得的かつユニークである。

四つ目は、旅の途中で出会う町の人々や郷土博物館の職員らが持つホロコーストやリトアニア現地住民の加担に対する意見や認識を読者が知ることができるという点である。数十年前に記録された古い史料を使い歴史的事象を研究することは重要であるが、現代社会の歴史認識問題に取り組むには、今現在リトアニアに住む人々が過去をどのように記憶・認識・評価しているかを知る必要がある。例えば、リトアニア東部に位置する街シュヴェンチョニースの郷土博物館の責任者が、著者にホロコーストについて尋ねられた時に返した言葉は印象的である。彼女は、「ほかにいろいろな問題はあるのに、どうしていつもその問題ばかり調べられるんでしょう。私たちは、ユダヤ人の問題だけでなく、私たちが受けた損害についても調べなければいけません」と答え、住民たちにとっては切実な問題ではないと述べる⁵⁰。これは、決して彼女がナショナリスティックな人間で犠牲者への共感に乏しいなどという個人の問題ではない。リトアニア社会では依然としてホロコーストと自国の関係に対する無関心や自国民の被害への集中という態度が強いということを理解しなければならない。このような現状を知るという点で、二人の著者が旅の途中で出会う様々な住民の生の声は非常に貴重な分析対象となり得る。

以上、本書がリトアニアのホロコースト研究や歴史認識問題に対して提起している重要な視座・論点について論じてきたが、批判点や疑問がないわけではない。

まず、本書での史料の扱われ方は大いに批判的に見る必要がある。本書冒頭でヴァナガイ

テがリトアニア人によって語られ、記録され、研究された史資料のみを使うというルールを自らに課した通りに、本書では様々なリトアニア人側の一次史料が参照され、引用されている。しかし、そこで使われる史料が誰にどのように収集・作成されたのか、その史料を使うメリットと注意点は何かについては十分に検討されていない。特に本書では、1941年から1990年の社会主義時代の資料を保管しているリトアニア特別文書館所蔵の裁判記録や調書が多く参照されているが、訳者も指摘しているように、ソヴィエト時代に当局によって作成された文書を十分な史料批判なしに使うことは安易だと言わざるを得ない⁵¹。なお、この問題点を補うために、日本語版の本書では、訳者によって引用元の史料及びインタビュー証言が徹底的に参照され、原著の誤りの修正や再構成がなされている⁵²。より信頼できる内容を読者が手にすることができるのは、こうした訳者の膨大な作業によるところが極めて大きい。

次に、本書全体を通して、今日のリトアニア社会に住むユダヤ人コミュニティ側の声や視点が十分に議論されていない点が指摘できる。第2部のヴァナガイテとズロフによる「敵との旅」で、読者はホロコーストの歴史を現在の人々がどう認識しているかを、住民の実際の発言を通して知ることができる。しかし、著者二人が出会い、話を聞く人々のほとんどはリトアニア人住民で、本書における「ユダヤ人」側の見解のほとんどはイスラエル在住のズロフの発言である。こうしたアンバランスさを補うために、「訳者解題」でリトアニアのユダヤ人コミュニティ代表の声明や立場が紹介されているが⁵³、ユダヤ人住民一人一人の意見というのは不透明なままである。リトアニア人住民の中で、どこにある

⁵⁰ ヴァナガイ／ズロフ、前掲書、pp.258-259.

⁵¹ 同上、p.450.

⁵² 同上、p.450.

⁵³ 同上、pp.445-447.

か定かではないユダヤ人の殺害現場探しを手伝ってくれる老人もいれば、ホロコーストはリトアニア人にとって切実な問題ではないと主張する博物館職員がいるように、ユダヤ人コミュニティ内の意見も一様ではあり得ない。現在リトアニアに住むユダヤ人住民の実際の言葉を通して、リトアニア政府による歴史政策やホロコーストの記憶のされ方に対する彼らの態度や立場が紹介されれば、歴史認識の現状がより鮮明に見えてくるのではないだろうか。

おわりに

本書『同胞』は、リトアニアのホロコースト研究と現代社会における歴史認識問題の両方の領域において重要な論点と視座を提示することに成功した。

ホロコースト研究にとっては、非ドイツ人・非ユダヤ人である現地住民への注目と、彼らのユダヤ人絶滅政策への関与と協力が社会の幅広い層に見られた事実を多様な史料によって明らかにした点が重要である。特に、日本についていえば、東欧諸国の現地住民によるユダヤ人絶滅政策への関わりを主要なテーマとして一冊全体で詳細に扱ったものはおそらく本書が初めてであり、日本のホロコースト研究界にとっても新規性あふれる一冊であるといえるだろう。

今日のリトアニア社会には、さらに深刻かつ挑戦的なインパクトを与えた。著者二人による「敵との旅」は、犠牲者心理に強く基づいた歴史認識がはらむ問題性とリトアニア社会に広がる自国の加害の歴史と犠牲者に対する無関心な態度を浮き彫りにした。これにより、戦後約70年たった今も加害者と犠牲者との間の歴史認識には大きなズレがあり、双方による平和的な対話がいかに困難なプロセスであるかが国内外に示されることとなった。

今後の大きな課題は、これまで蓄積された専

門的な学術研究の成果を、リトアニアの一般社会にどれだけ還元できるかという点であろう。著者ヴァナガイテはすでに、ホロコーストの歴史における学術界と一般社会の乖離というこの問題点について取り組んでいる。2021年刊行の『それはいかにして起きたか——ホロコーストを理解する』⁵⁴では、ヴァナガイテの質問に専門家であるディークマンが答えるという対話形式で、リトアニアのホロコーストについて一般読者にとってもわかりやすくかつ学術的にも信頼できる説明と議論の提示が試みられている。

一般書であるがゆえの学術的不十分さは否定できないが、これまでリトアニア社会が避けてきたテーマに挑んだ著者の強い問題意識は高く評価されるべきであろう。「過去」の歴史的事象と「現在」の歴史認識・記憶の問題の両方を一冊で概観できるユニークさと、提示された視座や論点の新規性を踏まえれば、東欧諸国のホロコースト及び歴史認識に関する研究・議論における本書の重要性は極めて大きい。

⁵⁴ Dieckmann, Christoph/Vanagaitė, Rūta, *How Did It Happen?: Understanding the Holocaust*, Lanham, 2021.

Hudek, A., Kopeček, M., Mervart, J. (eds.), *Czechoslovakism*, New York, 2021.

佐藤 ひとみ
SATO Hitomi

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

中辻 柚珠
NAKATSUJI Yuzu

京都大学大学院文学研究科博士後期課程
Kyoto University, Graduate School of Letters, Doctoral Student

キーワード

チェコスロヴァキア主義 ナショナリズム 国民性 市民権 チェコスロヴァキア・ネイション

Keywords

Czechoslovakism; Nationalism; Nationhood; Citizenship; Czechoslovak Nation

原稿受理日：2023.1.26.

Quadrante, No.25 (2023), pp.237–248.

目次

はじめに

1. 本書の問題意識
 2. チェコスロヴァキア・ネイションをいかに代表するか
 3. 第二次大戦後におけるチェコスロヴァキア主義とチェコスロヴァキア・ネイションの存在理念
- おわりに

はじめに

第一次世界大戦の結果として誕生したチェコスロヴァキア第一共和国は、チェコ人とスロヴァキア人を国家の主要構成ネイションとし、その他にもドイツ人、ハンガリー人、ポーランド人、ユダヤ人といったナショナル・マイノリティを抱えていた国家であった。チェコスロヴァキア国家は1992年に解体されることとなったが、

この国家において、諸ネイションの歴史を考えるうえで重要となり、ネイション形成にとって影響を与えた概念の1つが「チェコスロヴァキア主義」である。

本稿が扱う論集『チェコスロヴァキア主義』の中心的な編者であり、序章を担当した歴史家のコペチェクによれば、歴史上の人物によるチェコスロヴァキア主義の解釈の仕方は2つあり、そのことは多くの研究者によっても認知されてきた。1つは、チェコ人とスロヴァキア人は単一のエスニックなネイションであり、かつ常にそうあり続けたのであって、スロヴァキア語はチェコ語の方言に過ぎず、「スロヴァキア人は事実上チェコ人である」¹というものである。そして2つ目は、チェコスロヴァキア・ネイションは、チェコ人とスロヴァキア人という2つの「部族」から構成され、それらの「部族」が「より高度な」政

¹ Kopeček, M., “Czechoslovakism: the concept’s blurry history”, in: Hudek, A., et al. (eds.), *Czechoslovakism*, Routledge, 2021, p.5. コペチェクは先行する諸研究の認識をこのように示しているが、これはバッケの1999年の研究で提示された「第一共和国の国家イデオロギーであるチェコスロヴァキア主義には、少なくとも2つの意味があった。それは、チェコスロヴァキア・ネイションはチェコ人とスロヴァキア人という2つの「部族」によって構成されるという意味と、スロヴァキア人は発展が遅れているだけで、実際にはチェコ人である、という意味であった」という見解を踏襲したものと思われる。Bakke, E., *Doomed to Failure? The Czechoslovak Nation Project and the Slovak Autonomist 1918-1938*, University of Oslo, 1999, p.179. しかし、「スロヴァキア人は事実上チェコ人である」とするのであればチェコスロヴァキア主義は成立しないのではないかという疑問も生じうる。したがって、この定義には議論の余地があることをここで付言しておく。



治的な連合体を形成するというものであった²。

しかし同時に、「チェコスロヴァキア主義」は、この概念を用いる書き手の歴史認識が反映される論争的な概念でもあった。コペチェクは、この概念は当初から否定的な意味合いを含んでおり、特にスロヴァキアにおいて頻繁に批判されていたが、反対にチェコでは擁護される傾向にあったことを指摘する³。フデク、コペチェク、メルヴァルトを編者とし、16人の研究者によって編まれた本論集『チェコスロヴァキア主義』は、チェコスロヴァキア解体から四半世紀以上たった今、チェコスロヴァキア主義を、付随するチェコ人とスロヴァキア人による政治的なプロジェクトやイデオロギーとしてだけでなく、多面的な歴史現象として捉え直すために執筆された⁴。

1. 本書の問題意識

本書は、2019年にチェコ語及びスロヴァキア語で発表された同名の論集に加筆修正し、さらにバツケの研究論文を加えて2021年に発表された英語の論集である⁵。序章では、本論集が編まれた意義が明示されている。そこで以下では、本論集の問題意識を序章に即して提示したい。コペチェクはまず、チェコスロヴァキア主義そのものを扱った先行研究が意外なほど少ないことを指摘する。一方、チェコおよびスロヴァキアのナショナルな運動の歴史や、チェコとスロヴァキアの関係史などについては、無数

の歴史文献が存在しているという⁶。

またコペチェクは、スロヴァキア側の文脈でチェコスロヴァキア主義を扱った研究と、チェコ側の文脈でチェコスロヴァキア主義を扱った研究の間には大きな偏りがあることを指摘する。チェコスロヴァキア主義は、先述の通り書き手の歴史認識が反映される概念であり、筆者によれば、チェコスロヴァキア主義をめぐる言説は、この概念を批判するスロヴァキアの自治主義者と、スロヴァキア内でチェコとの連帯を唱える「チェコスロヴァキア主義者」⁷たちとの政治的対立のなかで生み出されてきた⁸。そのためチェコ側の文脈でチェコスロヴァキア主義が検討されることはほとんどなかったという。そこで本論集では、チェコ、スロヴァキア双方でこれまで行われてきた議論の差異を埋めることを目的としている。

次に、チェコスロヴァキア主義研究の時代的偏りが指摘される。これまで多くの研究者は、文化的概念としてのチェコスロヴァキア主義が政治プログラムへ転換する過程に関心を寄せ、19世紀後半、特に世紀末に注目してきた。また、この概念は19世紀の文化的な相互連関、第一共和国における国家統合のイデオロギー、そして1930年代後半の崩壊という物語として特徴づけられると指摘する⁹。それゆえ、第二次大戦後を扱った歴史研究においてチェコスロヴァキア主義はほとんど欠落している。しかしコペチェクは、中央集権であれ連邦制であ

² Kopeček, *op. cit.*, p.5.

³ *Ibid.*, p.6.

⁴ *Ibid.*, p.2.

⁵ チェコ語およびスロヴァキア語の書誌情報は以下の通りである。Hudek, A., Kopeček, M., Mervart, J., *Čechoslovakismus*, Praha, 2019.

⁶ Kopeček, *op. cit.*, p.4.

⁷ 「チェコスロヴァキア主義者」とはチェコスロヴァキア主義を支持する者を指すが、それは蔑称として用いられることもあった。例えば1959年に刊行された『スロヴァキア語辞典』では、「チェコスロヴァキア人」を政治用語かつ蔑称とし、「チェコスロヴァキア主義の支持者」と定義づけている。„čechoslovák“, Peciar, Štefan, *Slovník slovenského jazyka I*, Slovenská Akadémia Vied, 1959, p.196.

⁸ Kopeček, *op. cit.*, pp.7-8.

⁹ *Ibid.*, pp.5-8.

れ、共通国家には何らかの共通のアイデンティティ、すなわち「チェコスロヴァキア性」が必要だったと主張する。そのため、本論集は第二次大戦後のチェコスロヴァキア主義についても問うことを目的としている¹⁰。

またコペチェクは、チェコスロヴァキア主義が持つ概念的歴史、論争的で時に矛盾する意味、特異な時間性と歴史的層性、特異な多義性は、他の類似した歴史的現象、例えば「ユーゴスラヴィア主義」などとは異なると述べる。しかし同時に、これらの概念は、それぞれ非常に異なった歴史的・文化的な層を含みながらも、複数の近代的なネイションがより高度なネイション、あるいはネイションを超えるような全体へと統合され、それによって新しいタイプのネイションが創造されるという点で共通していることが指摘される。本書は、これらの歴史的現象を将来的に比較分析するための基本的な前提条件を作り出すためにも執筆された¹¹。

さらに、チェコスロヴァキア主義研究は、チェコスロヴァキア主義の構成要員として必ずしも指定されていない、あるいはそのように理解されていない様々な集団的アイデンティティにも注意を払わなければならないことが主張される。これらのアイデンティティに属する人々は、「チェコスロヴァキア・ネイション」の創設に参加することを意識的に望んでいたわけでも、あるいは国家愛国主義（自由民主主義、マルクス主義、社会主義）を支持していたわけでもない。しかしそれでも、そのような人々は、様々な形のチェコスロヴァキア性あるいはチェコスロヴァキア・アイデンティティに属していた。そしてそのチェコスロヴァキア・アイデンティティとは、例えばチェコスロヴァキア系ドイツ人やチェコスロヴァキア系ハンガリー人といった形

で、彼らのエスニックな言語的アイデンティティと補完しあうものだったのである¹²。

以上のことから、本論集の目的は以下のようにまとめられるだろう。すなわちその1つは、これまで地域的にも時代的にも偏った状態で論じられてきたチェコスロヴァキア主義という概念を、より体系的に論じるというものである。次に、チェコスロヴァキア主義をチェコスロヴァキアのネイション形成という文脈から捉え直すというものである。これまでも、チェコスロヴァキア主義はチェコ人とスロヴァキア人によるチェコスロヴァキア・ネイションの形成という意味合いで論じられてきた。しかし序章で述べられる通り、本論集はチェコスロヴァキア主義を政治綱領やイデオロギーとしてではなく、より多面的な現象として捉えることを試みている。そしてその多面的な現象とは、チェコ人とスロヴァキア人の関係史やその政治綱領に収斂していくものではない。それは、複数のネイションが統合され新たな形のネイションが創造される様相や、無自覚にチェコスロヴァキア・ネイションに組み込まれていた集団の存在を検討することによって明らかにされるのである。ここで重要となるのは、チェコ人とスロヴァキア人に限定されない多様なチェコスロヴァキア国家市民が、チェコスロヴァキア・ネイションの構築にいかなる意味を持ったかを論じることだろう。

コペチェクは、たとえチェコスロヴァキア・ネイションの形成が現実には達成されなかったものだとしても、それを理由にチェコスロヴァキア主義を歴史的に実現不可能な事象だったと断定することは相応しくないという。なぜなら、チェコスロヴァキア・ネイションをまったく非現実的なものと見なす語りは、エスニックなアイデンティティを所与のものに見なす本質主義を

¹⁰ *Ibid.*, pp.11-12.

¹¹ *Ibid.*, pp.14-15.

¹² *Ibid.*, p.16.

暗に前提としているからである¹³。それゆえ本論集は、チェコスロヴァキア主義を、実現が目指されたチェコスロヴァキア・ネイション形成の試みとして多面的に論じるのである。

これらを目的として書かれたそれぞれの論文は、第一共和国誕生以前、第一共和国期、第二次大戦後と、時代ごとに3つに区分されている。本書の目次は以下のとおりである。

序章 M. コペチェク「チェコスロヴァキア主義——本概念の曖昧な歴史」

第1部 チェコスロヴァキア以前のチェコスロヴァキア主義

1. V. ドウベク「潜在的チェコスロヴァキア主義——19世紀リベラル・エリートの中で政治化する議題」

2. K. ホリー「20世紀転換期におけるチェコスロヴァキア主義の議論」

3. L. ヴェレシュ「1895年から1914年におけるハンガリーの行政機関、管理・監督当局、およびチェコスロヴァキア主義の運動——監察、誤解、対抗策」

4. M. サボー「『ユダヤ人はスロヴァキアの不幸』——19世紀末から20世紀前半におけるチェコスロヴァキア主義と反ユダヤ主義」

第2部 「国民国家」建設期におけるチェコスロヴァキア主義

5. E. バツェ「1918年から1938年の政府就任討論におけるチェコ人政治家のチェコスロヴァキア主義に対する理解」

6. M. ドウハーチェク「チェコスロヴァキア共和国前半期におけるチェコスロヴァキア主義——国家建設の概念か、ただの古びたフレーズか」

7. R. アルパーシュ、M. ハヌラ「戦間期におけるスロヴァキア系主要政治勢力のチェコスロヴァキア主義概念に対する態度」

8. Z. マルチャーレク「国家＝市民概念としてのチェコスロヴァキア主義の失敗——1918年から1945年における軍隊のナショナル・マイノリティ」

9. M. ミヘラ「第一共和国期における国家の祝典とチェコスロヴァキアというナショナルな共同体の建設」

10. D. ナードヴォルニーコヴァー「1918年から1938年に出版されたチェコ側の歴史の教科書と公民教育の教科書に見るチェコスロヴァキア主義思想」

11. M. バルトロヴァー「チェコスロヴァキア造形芸術」

第3部 共産党独裁と民主化への移行の時代のチェコスロヴァキア主義

12. J. ベンコ、A. フデク「スロヴァキア人共産主義者とチェコスロヴァキア主義のイデオロギー」

13. Z. ドスコチル「1960年代の改革期におけるチェコスロヴァキア主義と人民主義」

14. J. メルヴァルト「チェコスロヴァキア主義と『民族問題』の党理論」

15. T. ザフラドニーチェク「1989年から1992年の連邦制末期におけるチェコスロヴァキア主義とチェコスロヴァキア・アイデンティティをめぐる議論」

16. N. クメチ「1989年以降のスロヴァキアにおけるチェコスロヴァキア主義の問題」

17. O. ヴォイチェホフスキー、B. モスコヴィチ、J. ペリカーン「20世紀におけるユーゴスラヴィア主義——展開と傾向」

それぞれの論文はテーマごとに次のように大別できるだろう。まず、本論集において最も多く占められるのが、チェコないしスロヴァキアで、チェコ人もしくはスロヴァキア人によって論じられたチェコスロヴァキア主義を検討したも

¹³ *Ibid.*, p.2.

のである。この研究には、1章、2章、6章、7章、9章、10章、11章、12章、13章、15章、16章が該当する。これらの研究には、チェコ側・スロヴァキア側双方の主張を相互に比較したものから、チェコないしスロヴァキアの片方の地域に限定し、そこで論じられたチェコスロヴァキア主義を検討した論文までが含まれる。次に挙げられるのが、チェコスロヴァキア主義を国家市民的なネイション形成に寄与する概念と規定し、そのネイション形成が実際どの程度行われたのかを概観する研究である。これは、5章と8章が挙げられる。その他の研究としては、ハンガリーの行政とチェコスロヴァキア主義の関係に力点を置いた3章、チェコスロヴァキア主義と反ユダヤ主義を論じた4章、共産党の党理論がいかにかにチェコスロヴァキア主義を規定したのかを論じた14章、ユーゴスラヴィア主義を論じた17章が挙げられる。

チェコスロヴァキア主義は、チェコ人とスロヴァキア人による単一のチェコスロヴァキア・ネイションの形成の試みであったと同時に、多様なエスニック集団を含むチェコスロヴァキア・ネイション形成の試みでもあった。また国内の多様なネイションに属する人々やネイション形成に距離をおく人々にも作用する力を持った思想・運動でもあった。チェコスロヴァキア主義がこれまでチェコ人とスロヴァキア人の「関係史」を前提としつつ、スロヴァキアの文脈において論じられてきたのに対して、本書はその多様な側面を取り上げることが目的としている。しかし本書にはチェコ人とスロヴァキア人の対立の図式を再生産するものも収録されている。本稿では、斬新な挑戦を試みる本書の魅力を論じながら、同時にその限界の源がどこにあるのかを考えてみたい。

そこで本稿では、まずチェコスロヴァキア主義がチェコ人とスロヴァキア人の対立と連帯の問題として捉えられた特定の論考を引き合い

に出し、そこで扱われた史料を市民性の観点から実際に読み直してみることで、従来の分析視角にひそむ課題を具体的事例に即して提示する。次に、第二次大戦後における議論を、国家市民的な視点から概観する。そして、チェコスロヴァキア・ネイションの存在理念に着目することで、この議論をより広い文脈で捉えることの可能性を示す。なおここではすべての収録論文を扱うものではない。

2. チェコスロヴァキア・ネイションをいかに代表するか

前節の通り、本書はチェコスロヴァキア主義の多義性という視点から、「チェコスロヴァキア」という名称が、エスニックなチェコ人とスロヴァキア人の一体性だけでなく、多様なエスニック集団が住まう国家も指すものであったことを重視し、広く国家の市民がチェコスロヴァキア性の構築に与えた影響にも注意を向けている。しかし、論集全体の内容に関する先の整理にも明らかのように、国家市民的観点からチェコスロヴァキア主義を考察したものはごくわずかである。多くの論文は文化的相互連帯としてのチェコスロヴァキア・ネイションが「政治的ネイション」に変容する過程に着目しているが、ここで検討される「政治的ネイション」の構成主体はほとんどの論考においてチェコ人とスロヴァキア人である。そのため、コペチェクの挑戦的で先進的な問題設定にもかかわらず、本論集の多くの論考は、全体としてチェコスロヴァキア主義の歴史をチェコ人とスロヴァキア人の二項対立の歴史に収斂させてしまっている。以下では、この二項対立を克服するために、チェコスロヴァキア性の構築の歴史を、チェコスロヴァキアという国家で生きた市民全体に目を向けつつ再検討していく可能性について考察したい。

まず、本論集では全体として、チェコスロヴァ

キア共和国の市民であったはずのドイツ人やハンガリー人といったマイノリティの存在が視点からほとんど取りこぼされている。例外として、第5章のバツケと第8章のマルチャーレクは、これらエスニック・マイノリティを含めたチェコスロヴァキア主義の可能性(とその失敗)に焦点を当てている。前者は政治家の就任演説、後者は軍隊の資料を参照し、ともに市民的チェコスロヴァキア理念は失敗に終わったと結論づけている。コペチェクも指摘する通り、たとえ多くの住民が言語に基づいて個々のエスニック集団に属していたのだとしても、チェコスロヴァキアという国家に住んでいる限りは、何らかのチェコスロヴァキア性ないしチェコスロヴァキア・アイデンティティが人びとの中に存在していたはずである。例えば、以下のような問いを立てることが可能だろう。世界的に著名な人物や組織は国を代表する存在となりえたはずだが、自らをドイツ人やハンガリー人と位置づけるマイノリティにとってもかれら／それらは同郷の誇りたりえたのだろうか。仮にそうであるならば、エスニシティの問題はどの程度人びとにとって重要であったのだろうか。また、芸術やマスメディアにおいては、チェコスロヴァキア性はどのように表象され、そこでエスニシティの問題はどう位置づけられたのか。

実際のところ、チェコスロヴァキア性の表象に関する論稿は本書にも2本収められている。第9章と第11章がそれにあたる。これらは、チェコスロヴァキア主義の歴史をチェコ人とスロヴァキア人の対立と連帯の歴史として古典的に捉えている。しかし、少なくとも第11章で

扱われた史料は、こうした二項対立とは異なるチェコスロヴァキア性の形を示しているように思われる。

第11章は、「チェコスロヴァキア造形芸術というカテゴリーが[...]チェコの芸術史によっていかに自明のものとして上から構築されたか」を考察した論文である¹⁴。著者のバルトロヴァーによれば、長らくチェコとスロヴァキアの両美術史は非対称な関係性にあり、スロヴァキアでは第二次世界大戦期以降チェコスロヴァキア芸術はテーマ化さえされず、他方チェコの美術史ではチェコスロヴァキア芸術が事実上のチェコ芸術を意味してきた¹⁵。

しかし、特定の集団的アイデンティティを表明するものとして「チェコスロヴァキア芸術」という概念を定式化しようとする試みがまったくなかったわけではない。その事例としてバルトロヴァーが注目したのが、ウィーン学派に学び、戦間期に活躍した美術史家ズデニェク・ヴィルトである。ヴィルトは、1935年に『チェコスロヴァキア総覧』という叢書の芸術の巻にあたる第8巻の編者の一人を務め、そこに収録された300頁以上に及ぶ「チェコスロヴァキアにおける造形芸術」というパートの編集および序文とあとがきの執筆を担当した人物である¹⁶。ヴィルトの本著作は、19世紀中葉までとそれ以降の2部構成になっており、前半部は「チェコスロヴァキア地域の」芸術様式ごとに、後半部は個々のナショナルな文化ごとに執筆されている¹⁷。後半部は「チェコスロヴァキア芸術」、「チェコスロヴァキア共和国におけるドイツ人芸術」、「旧上部ハンガリーの芸術」の3章で構成されており、さらに「チェコスロヴァキア芸術」の章

¹⁴ Bartlová, M., “Czechoslovak visual arts”, in: A. Hudek et al. (eds.), *op. cit.*, p. 295.

¹⁵ *Ibid.*, p.294.

¹⁶ Wirth, Z., et al., “Výtvarné umění v Československu”, in: Branbergr, J., et al. (eds.), *Československá vlastivěda VIII. Umění*, Praha, 1935, pp.7-322.

¹⁷ Bartlová, *op. cit.*, p.297.

はボヘミア、モラヴィア＝シレジア、スロヴァキアの3つに分けられている¹⁸。また、ヴィルトはあとがきにおいて、「チェコスロヴァキアの芸術家たちは常にネイションの声であり続けるだろう」と述べ、「チェコスロヴァキア芸術」を、地理的独自性を有する概念として解釈している¹⁹。この点を指してバルトロヴァーは、ヴィルトの思想に、造形芸術を「血縁関係や人種によって定義されるナショナル・アイデンティティの真の表明」と見なす当時のヨーロッパのコンセンサスが反映されていると分析する²⁰。

「チェコスロヴァキア芸術」をチェコスロヴァキア人のアイデンティティを表すものとして提示したヴィルトの議論は確かに興味深く、重要なものである。しかし、バルトロヴァーによれば、この定式化は1935年の著作においてようやく成立したものであり、彼の1920年代の著作は上記のような「チェコスロヴァキア芸術」観を示してはいない。例として、ヴィルトの著作である『チェコスロヴァキア芸術』（1926年）と『チェコスロヴァキアの人びとの芸術』（1928年）という本を引き合いに出し、「チェコスロヴァキア」という形容詞を冠する両著作がともにスロヴァキアには言及していないことを指摘している²¹。なお、スロヴァキアを無視するこのような立場は決して孤立したものではなく、例えば建国10周年を記念して組織された展覧会のカタログ『1918年から1928年のチェコスロヴァキア造形芸術』にも同様の傾向が見られたという。バルトロヴァーの整理するところによれば、本カタログに掲載される800を超える作品はチェコ人芸術家とドイツ人芸術家で占められており、スロヴァキア人はほとんどいない²²。

整理すると、バルトロヴァーの考えでは、ヴィルトの1935年の著作はチェコスロヴァキア主義を体現した数少ない試みの1つであるが、1920年代のヴィルトの著作はチェコスロヴァキア主義の著作には当たらない。しかし、コペチェクの問題意識に従えば、「チェコスロヴァキア」のラベルを冠した幅広い事象もチェコスロヴァキア主義の問題群に含まれるはずである。そのようにチェコスロヴァキア主義を広く解釈することは、決して「チェコスロヴァキア」を称しながら事実上チェコ側のことしか扱っていないという従来状況の強化を意図することではない。評者が強調したいのは、内実としてスロヴァキアが含まれていない「チェコスロヴァキア」のラベルを冠したものが、実際に「チェコスロヴァキア性」として人びとの認識の中で構築されていたのだとしたら、それはやはり「チェコスロヴァキア主義」の問題として扱われるべきではないかということである。

興味深いことに、先述の「1918年から1928年のチェコスロヴァキア造形芸術」展のカタログの絵画の部は、4分の1をドイツ人が占めていたという²³。スロヴァキア人芸術家への注意の欠如と並行して、ドイツ人芸術家が「チェコスロヴァキア芸術」のカテゴリー内で重要性を占めていたことが分かる。当時、国内のドイツ人マイノリティとのバランスは非常に重要な問題であり、これは、ある意味では国内のチェコ人・ドイツ人の両市民をチェコスロヴァキア国民として包含しようとする試みだったと言える。また、1935年の「チェコスロヴァキアにおける造形芸術」も、こうした傾向を失っていたわけではない。バルトロヴァーは、ヴィルトの

¹⁸ *Ibid.*

¹⁹ *Ibid.*, pp.318-321.

²⁰ *Ibid.*, pp.299-300.

²¹ *Ibid.*, p.297.

²² *Ibid.*, pp.297-298.

²³ *Ibid.*, p.298.

中で「チェコスロヴァキア芸術」という枠組みの中にスロヴァキアが加わったことを重視し、彼の20年代の著作からの変化を強調するが、評者の目には、チェコスロヴァキア国内の複雑なエスニシティのありように配慮する試み自体は20年代から一貫しているものと見える。実際、1926年の著作の方では、扱う対象として、「現地の環境に溶け込んだ帰化外国人」も含まれるとする説明がなされていた²⁴。

国内の市民すべてを代表できるよう考慮することと、どのようなカテゴリーに属する人びとを考慮に入れれば市民全体を考慮することとなるかという問題は、深く関連し合うものである。このような市民性とエスニシティの連関を問うていくためには、現在ネイションやエスニック・グループとして自明視されているものの枠組み自体を疑っていく視角が必要となろう。実際、バルトロヴァーの事例に鑑みても、戦間期においては、「チェコスロヴァキア」はもちろんのこと、「チェコ」と「スロヴァキア」のラベルが指すところも一枚岩ではなかったと推察される。コペチェクも指摘していることであるが、従来の研究では、チェコ系の論者が述べるチェコスロヴァキア主義は、戦前のチェコ・ネイションのナラティブを拡張したものすぎないとして捉えられてきた²⁵。しかし、第11章の事例を見る限り、スロヴァキアを無視したチェコスロヴァキア性(事実上のチェコ性)に、「ドイツ人」が含まれることはありえたのだと分かる。これは、言

語＝民族主義的な戦前のナラティブとは異なるものである。ゆえに、チェコ性もまた、チェコスロヴァキア国家という枠組みの中で、常にその何たるかが問われ、再定義されていったものであったと言える。したがって、今後チェコスロヴァキア主義をより深く考えていくためには、「チェコ人」と「スロヴァキア人」という主体自体を自明のものとして前提化しない視座が必要となろう。

この際、ナショナリティに所属しない、あるいはできないといった状況にも目を向けると、議論は一層広がりを持つだろう²⁶。戦間期のチェコスロヴァキアでは国勢調査にナショナリティを問う項目が設けられていたが、タラ・ザーラによれば、1930年の調査では、統計局側から「ナショナリティなし」あるいは「ナショナリティ不明」の項目を設ける案が浮上していた²⁷。この案は結局実現されずに終わるが、このことが示唆するのは、戦間期のチェコスロヴァキアという「国民国家」が建国された時代においてすら、ナショナリティに対する人びとの帰属意識は曖昧であったということである。また、ナショナリティという概念の妥当性に対し、科学的に疑問を呈する知識人もいた。例えば、哲学者で生物学者のエマヌエル・ラードルは、ナショナリティを客観的指標であるかのように扱う国勢調査の手法を批判している²⁸。こうした状況においては、「チェコスロヴァキア市民」という枠組みは、ナショナリティを超克する、あるいはそれ

²⁴ *Ibid.*, p.297.

²⁵ 対称的に、スロヴァキア側では、チェコスロヴァキア主義はスロヴァキア・ネイションのナラティブのより根本的な再構築を要するものと捉えられてきた。Kopeček, *op. cit.*, p.8.

²⁶ これを近年の研究では一般に「ナショナル・インディファレンス」と呼ぶ。ただし、この概念の定義については曖昧さが指摘されている。中辻柚珠「二〇世紀転換期プラハにおける芸術界とナショナリズム——マーネス造形芸術家協会を中心に」『史林』104-6、2021年、6-9頁。

²⁷ なお、ここでいう「ナショナリティ *národnost*」とは、国籍のことではなく、ネイションへの所属のことである。Zahra, Tara, *Kidnapped Souls: National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands, 1900-1948*, Cornell University Press, 2008, p.124.

²⁸ ラードルについては、本論集の第5章や第6章でも言及がある。しかし、例外的な事例として周縁的に指摘されるに留まっている。Bakke, E., "Conceptions of Czechoslovakism among Czech politicians in government inauguration debates 1918-1938", in: Hudek, A., et al. (eds.), *op. cit.*, p.154; Ducháček, M., "Czechoslovakism in the first half of the Czechoslovak Republic: State-building concept or hackneyed old phrase?", in: *Ibid.*, pp.179-180.

と対立する概念ともなる。チェコスロヴァキア国家の失敗に目を向けるのであれば、エスニックなチェコスロヴァキア人の形成の失敗だけでなく、市民的チェコスロヴァキア人の形成の失敗にもより焦点が当てられるべきではないか。市民性からエスニシティまでに広がるチェコスロヴァキア性を多角的に検討していく必要がある。

3. 第二次大戦後におけるチェコスロヴァキア主義とチェコスロヴァキア・ネイションの存在理念

これまで、チェコスロヴァキア主義を市民性という視点から論じてきた。それでは、チェコスロヴァキア主義が否定され、チェコ人とスロヴァキア人のネイションとしての存在が憲法に明記された社会主義期から、連邦解体へ向かっていく時代において、チェコスロヴァキア主義はどのような意味を持っただろうか。コペチェクによれば、第二次大戦以降、チェコスロヴァキア・ネイションが正式に否定されたにもかかわらず、その時代にも何かしらの「チェコスロヴァキア性」が存在していた。また、チェコスロヴァキア・ネイションの実現が失敗したからと言って、その存在が無視されてはならないだろう。第二次大戦後において何かしらの形で存在したかもしれないチェコスロヴァキア・ネイションと、その存在理念を本論集から問うてみたい。

第二次大戦後を扱った第3部の叙述は、チェコスロヴァキア主義がスロヴァキアで否定的に評価されたことを指摘する傾向にある。そのなかで、チェコスロヴァキア・ネイションの問題に取り組んだのが、第15章を執筆したザフラド

ニーチェクである。筆者は、正常化体制期末期から1992年にかけて、誰が、いつ、どのような文脈で「チェコスロヴァキア主義」という言葉を使い、それがどのような内容であったかを検証した。具体的には、正常化体制期末期と体制転換直後の作家や知識人たちの議論と、連邦議会、国民評議会におけるチェコスロヴァキア主義の議論を、チェコとスロヴァキア的环境から双方向的に概観している²⁹。そしてチェコスロヴァキア主義に対する評価という意味で、1989年以降のチェコ社会とスロヴァキア社会には大きな差があったことを明らかにした。

ザフラドニーチェクは体制転換前後の議論において、作家や研究者の議論を検討しながら、チェコスロヴァキア主義という言葉が彼らによってどのように用いられたかを検討している。例えば1990年には、チェコの作家であり、1968年に『二千語宣言』を発表したヴァツリークが、「我々のスロヴァキア問題」という論考を発表した。ザフラドニーチェクは、ヴァツリークの「…子どもの頃から、私はチェコスロヴァキア国家のことを考えてきた。…偉大なスロヴァキア人は皆、私にとってのチェコスロヴァキア人だった」³⁰という主張を紹介する。そしてそのうえで、ヴァツリークが主張する「チェコスロヴァキア人」とは、教育や生い立ちによって獲得されるチェコの「ナショナルリティ」に基づき形成される、市民的アイデンティティという意味での、ナショナルな帰属意識であることを指摘する³¹。すなわち著者は、ヴァツリークの主張を引き合いに出しながら、継承されてきたチェコのアイデンティティが、チェコスロヴァキアという言葉

²⁹ Zahradníček, T., "Debates on Czechoslovakism and Czechoslovak identity in the closing years of the federation, 1989-1992.", in: *Ibid.*, pp.396-397.

³⁰ ヴァツリークは偉大なスロヴァキア人をチェコ人だと表現するが、その後同じ論考において、チェコ人を「兄」、スロヴァキア人を「弟」だとも述べている。そして、当時行われていた国家形態や国名を巡る議論を背景に、「弟」であるスロヴァキア人が成長した結果、スロヴァキア人は「兄」であるチェコ人からさらなる権利を主張するようになったと述べる。このことから、ザフラドニーチェクが指摘する通り、ヴァツリークが言うところのチェコスロヴァキア人とは、チェコの市民アイデンティティと同義であったことが伺える。Vaculík, L, "Naše slovenská otázka", *Literární novina*, 1990, no.11, p.2.[<http://archiv.ucl.cas.cz/index.php?path=LitNIII/1.1990/13/7.png>]

³¹ Zahradníček, *op. cit.*, pp.400-401.

からチェコという言葉へ再び書き直されようとしたこと、そしてじょじょに、チェコのナショナル・アイデンティティが宣言されるようになっていったことを明らかにしたのである³²。

ここでは、「チェコスロヴァキア人」と冠されるアイデンティティの内実が、実際にはチェコ人であることが指摘されている。しかし、バルトロヴァーでの議論と同様に序論の目的に立ちかえるのであれば、重要なのは、チェコ人とスロヴァキア人に限定されないチェコスロヴァキアに暮らす市民が、何らかの形でチェコスロヴァキア・ネーションとして想像されることである。これを踏まえるのであれば、ヴァツリークの議論が想像する「チェコスロヴァキア人」は実際にチェコ人であるため、それが政治的ネーションとしても、国家市民的なネーションとしても「失敗」だった、と結論づけることは本質的な議論ではない。重要なのは、ヴァツリークが描く「チェコスロヴァキア人」の存在は、何によって可能になるのかということである。

ザフラドニーチェクの研究において、チェコスロヴァキア人はチェコ人によって構成される存在であるが、そのチェコ人という枠組は自明とされている。それではチェコ人とは、同じ教育を受けた者全てが成り得た存在だったのだろうか。チェコスロヴァキア・ネーションの存在と、それを構成する集団は、常に互いに作用しながら形を変えていった。チェコスロヴァキア・ネーションの構成要素となる諸ネーションを自明のものとしてせず、どのような理念に基づき、誰がチェコスロヴァキア・ネーションを構成すると考えられたのか、すなわちチェコスロヴァキア・ネーションの存在理念を論ずる必要があるように思われる。チェコスロヴァキア・ネーションを国家市民的な意味合いで論じることにより、

その存在理念というこれまでとは異なる視点での研究が可能になると評者は考える。

ザフラドニーチェクはまた、チェコの社会学者であるチェルマークの論稿『チェコスロヴァキア・ネーションのための追悼』を紹介する。そしてチェルマークが、チェコスロヴァキア主義はヨーロッパの西と東を統合するという意味で時代に先駆けており、チェコスロヴァキア・アイデンティティとは、様々なネーションや異なる言語を使用する市民にとっても現実的な選択肢だったと考えていたことが明らかにされた³³。つまりここでは、チェコ人とスロヴァキア人に限定されないチェコスロヴァキア・ネーションが第一共和国によって誕生し、現在でも存在していることが示されているのである。ザフラドニーチェクは、連邦解体前に行われた国勢調査により、チェルマークの主張が現実には耐えうるものではなかったことを指摘する³⁴。しかし、やはりここで疑問となるのは、チェコスロヴァキア・ネーションの実現可能性よりも、その存在理念である。

チェルマークは、チェコスロヴァキア・アイデンティティがチェコ人とスロヴァキア人以外の多様なネーションによって構成されることを明言している。彼の議論の中では、チェコ人とスロヴァキア人による政治的なネーションではなく、チェコスロヴァキア国家に暮らす多様な市民がチェコスロヴァキア・ネーションとして想像されていると言えよう。それでは、チェルマークが論じるチェコスロヴァキア・ネーションとは、チェコスロヴァキア国家に暮らす全ての人間が自動的になり得るものだったのか。それとも、一定の理念を共有して初めて実現されるべきものだったのだろうか。

チェコスロヴァキア・ネーションの存在理念

³² *Ibid.*, p.412.

³³ *Ibid.*, p.401.

³⁴ *Ibid.*

は、ザフアドニーチェクの議論にとどまらず、第二次大戦後の文脈で検討可能であろう。例えば、スロヴァキア出身のマルクス主義哲学の研究者であり、社会主義期に反体制派として活躍していたクスィーは、チェコ、スロヴァキア両地域において自治が与えられたうえで、チェコスロヴァキア・ネーションというアイデンティティを新たに創造するべきだと主張していた³⁵。彼はまた、スロヴァキアに存在していたハンガリー・マイノリティに関心を持ち、ハンガリー系の反体制派と交流を持っていた。体制転換後のスロヴァキアでナショナリズムの高揚が訴えられるようになると、ナショナリティの問題を扱うための理論的枠組の提示を試み、その枠組を援用しつつ、マイノリティの問題に取り組んだ³⁶。

クスィーは1991年に発表した「マイノリティの集団権利」という論考のなかで、スロヴァキア人は、チェコ人に対して自分達がマイノリティであると主張するが、国内において、彼らはハンガリー人に対してはマジョリティであると述べる。クスィーによると、マイノリティはマジョリティの権利行使によって脅かされていると感じているため、マジョリティが主張する権利と、同等の権利を獲得しようと努力するという³⁷。

クスィーは、こういった権利保障は国家によって行われるが、国民国家は少数派のエスニックおよびネーション集団よりも、国家形成において多数派を占めるネーションを優遇すると指摘する。そして国家が多数派を占めるネーションの権利を優先させる場合、国家は、マイノリティに対しマジョリティと同等の権利を認めるか、強制的な同化を起こす。だからこそ、複雑な補

償制度と抑圧を避けるためにも、民主的な国家はできる限り市民的な水準、つまり、すべての人に共通するものを国家の基礎とし、諸ネーションの権利の問題については最小限の介入を行うべきだと、クスィーは主張した。クスィーは、市民的原則に基づいた国家を支持したと言えるだろう³⁸。

クスィーは、チェコスロヴァキア国家における市民的原則の明確な定義をしていない。しかし、この議論を踏まえるのであれば、クスィーにとってのチェコスロヴァキア・ネーションとは、チェコ人とスロヴァキア人に限定されるのではない、市民的原則という理念を共有する国家市民を意味していた可能性がある。

チェコスロヴァキア・ネーションが想像される以上、その議論はチェコスロヴァキア主義の問題として論じることが可能だろう。本論集の国家市民的なチェコスロヴァキア・ネーションという理解を手がかりに、チェコスロヴァキア主義やチェコスロヴァキア・ネーションを論じた言説に着目する、あるいは再解釈を行うことで、チェコスロヴァキア・ネーションの実現可能性やその失敗した過程ではなく、その概念に期待された理念を明らかにすることに繋がると評者は考える。

おわりに

本書はチェコスロヴァキア主義を、政治綱領やイデオロギーとしての議論のみに収斂させず、チェコスロヴァキアのネーション形成という文脈でも捉え直すことを目的に編まれた。しかし同時に、本論集で行われた研究の多くは、「既存の」チェコ人とスロヴァキア人によって取り組

³⁵ 佐藤ひとみ、「正常化体制期における『チェコスロヴァキア主義』——1980年代のスロヴァキア知識人による歴史議論——」、『東欧史研究』第44号、2022年、7-11頁。

³⁶ Trencsenyi, B., Kopeček, M., (eds.), *A History of Modern Political Thought in East Central Europe*, Oxford, 2018, p.266.

³⁷ Kusý, M., *Čo s našimi Maďarmi*, Kalligram, 1998, p.19.

³⁸ *Ibid.*, pp.18-21.

まれた問題としてチェコスロヴァキア主義を限定的に捉えている。その結果、「チェコスロヴァキア主義」という新しい視点を得ながらも、チェコスロヴァキア・ネイションはこれまで通り政治綱領の文脈のなかでとらえられてしまうのである。本稿では、チェコスロヴァキア国内を生きた幅広い市民の存在に目を向け、彼らのネイションへの統合を試みるチェコスロヴァキア主義が実際の研究のなかでどう扱われたのか、もしくは今後いかに応用可能かを論じてきた。こうした国家市民的なネイションの形成で問題となるのは、どういった理由で、何を目的として、いかなる理念によって、国内の多様な人びとがチェコスロヴァキア・ネイションとして想像されたのかということである。その際、チェコスロヴァキア・ネイションの一員として想定される集団を自明の存在として、実体的に捉えてはならない。チェコスロヴァキア・ネイションとの関係の中で変化していった個々の諸集団のアイデンティティも論じられるべきだろう。ただし、本稿で扱えなかったこととして、なぜチェコ人とスロヴァキア人という二項対立がこれほどまでに強固に前提とされたままなのかという問題がある。それを、本質主義的な態度として一蹴することは容易かもしれない。しかし、構築主義的な見方が少なくとも学术界に十分に根付いた今日において、世界中でナショナリズムが再び高まっていることに鑑みれば、「チェコ人」や「スロヴァキア人」といった枠組みを要する人びとの論理にも改めて目を配る必要があるように思われる。こうした課題に応じてこそ、市民的ネイションの模索の歴史を探求することにも一層意味が生まれるだろう。以上の課題を共有しつつ、本稿を閉じたい。

民主抗争と国家安全：中国の視点から 香港「逃亡犯条例改正運動」を再考する ——兎主席著『撕裂之城：香港運動的謎與思』を読む——

Democratic Struggle and National Security: Reconsidering Anti-ELAB Movement from a Chinese Perspective: Reading “The Splited City”

エン・シンキョク

EN Shinkyoku

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral student

キーワード

香港 中国 社会運動 国家安全 逃亡犯条例改正運動

Keywords

Hong Kong; China; Social Movement; National Security; Anti-ELAB Movement

原稿受理日：2023.1.22.

Quadrante, No.25 (2023), pp.249–262.

目次

はじめに

1. 本書の概要と構成

2. 本書の意義と問題点

おわりに

はじめに

1997年の香港返還以降、中国政府による「一国二制度」政策が実施されてから25年が経ち、返還当初に約束された「50年不変」¹の半分が過ぎた。香港人のアイデンティティや政治思想は複雑で多様であり、それに応じて中国大陸の人々は香港に対して断片的な認識を持っている。2003年の「七一デモ」、2012年の「国民教育反対運動」、2014年の「雨傘運動」などの社会運動は、香港の社会を変えた。その一方で、大陸人の香港に対する認識も徐々に変化

したが、そこまで大きな影響を与えたとは言えない。

しかし、2019年の香港での「逃亡犯条例改正運動」（以下「2019年運動」）は、規模、形態、影響力のあらゆる面でこれまでの運動とは大きく異なる。本書の序文にあるように、「この出来事は中国の政治・社会・文化運動の歴史に非常に重要な1ページとなる運命にある：一つには、いくつかの大きな歴史過程に影響を与え、もう一つには、極めて強力な歴史的意義があり、そこから多くの教訓を得ることができる」²。

著者の兎主席（本名：任意）は、元広東省委書記・任仲夷の孫であり、「紅三代」³とも呼ばれている。兎主席は、広東省で生まれ育ち、海外に留学してハーバード大学のケネディスクールにて修士号を取得し、中国や東アジアの専門

¹ 香港特別行政区基本法第5条は、「香港特別行政区では社会主義制度と政策を實踐してはならず、以前の資本主義制度と生活様式は50年間変更しない」と規定している。

² 兎主席（2020）『撕裂之城：香港運動的謎與思』中華書局（香港）有限公司、p.X。以下、「本書」と記載する。なお、本書の日本語訳は公開されていないため、本稿内での本書の引用箇所は全て評者による日本語訳である。

³ 「紅二代」は中国共産党元高級幹部の子弟で構成されるグループ「太子党」のうち、1949年の中華人民共和国成立の前に共産党に参加し、日中戦争や中国内戦で貢献のある幹部たちの子女の総称である。「紅三代」は「紅二代」の次の世代である。



家であるエズラ・ヴォーゲル⁴の学生、助手を務めた。卒業後、北京の中国系投資銀行に就職し、長い間、北京と香港を行き来して活動している。大学時代に香港研究を行っていたことはないが、広東出身で広東語に堪能であり、香港とその周辺の背景をよく理解している。それに加え、中国問題の専門家に師事し、留学中に政治理論の基礎を身につけていたため、香港の社会運動を分析する際に問題の本質を鋭く見抜く発言が多かった。「2019年運動」中には高い頻度でリアルタイムな解説を更新していた。その多くの記事が中国大陸のインターネット上で強い影響を持ち、中国共産党上層部の内部資料として使われたことさえあったという⁵。彼の微博(ウェイボー、中国版 Twitter)アカウントは、フォロワーが180万人を越え、政治時事評論、特に香港問題を語るインフルエンサーの中ではトップレベルの影響力があると言える⁶。

『撕裂之城：香港運動的謎與思』（評者による日本語訳：『引き裂かれた都市：香港運動の謎と思考』）は、兎主席が2019年7月から2020年6月まで中国大陸のインターネット上で発表した香港「2019年運動」に対する観察と評論をまとめたものである。本書は、香港の中華書局から出版されたもので、著者の運動に対する理解のダイナミックな展開を示すことを目的に、異なる時点・要点をもつ代表的な記事数十本を選び、記事を時系列順で配列したものである。本書は中国大陸における「香港政治」という非常にセンシティブな問題を論じ、香港で出版されている。しかし、中国大陸の各種ネット通販で簡単に入手できることから、本書の内

容が北京当局の基準を満たしていることがわかる。一方で、中国大陸で「香港政治」を論じた学術書または学術論文を見つけることが困難であることから、本書は、本格的な研究書とは言えないが、「時代の証言」として香港の政治運動をめぐる中国大陸側の重要な時事評論集と位置づけることができる。

1. 本書の概要と構成

本書は時系列順に並べられた全4章83節からなる。それぞれが独立したテーマでありながら、ある程度の一貫性と論理性を有している。各章の構成は以下の通りである。

第一章 嵐が来る(山雨欲來)(2019年7月23日～2019年9月15日)

第二章 塗炭の苦しみ(水深火熱)(2019年9月17日～2019年10月26日)

第三章 子供を救え(救救孩子)(2019年10月28日～2019年11月29日)

第四章 傍目八目(旁觀者清)(2019年12月1日～2020年6月21日)

本節では、本書の概要と主旨について、以下のように説明する。

①「逃亡犯条例改正運動」の原因と背景：香港人アイデンティティとは何か？

香港人は三つのアイデンティティを持っている。(1)西洋文明と同一化するアイデンティティ、(2)広東文化圏アイデンティティ、(3)一番重要なのは、北京政府とそれが象徴する政治体制、文化、秩序に対する疑念、抵抗、反発から

⁴ Ezra Feivel Vogel, 中国語名「傅高義」、1967年から2000年までハーバード大学で教鞭をとり、ハーバード大学費正清東アジア研究センター所長、アメリカの代表的な中国研究者と見られ、中国でもよく知られている。ヴォーゲルの著作 *One Step Ahead in China: Guangdong under Reform*, Harvard University Press, 1990 (訳書：中島嶺雄訳『中国の実験——改革下の広東』、日本経済新聞社、1991年)は兎主席が彼の助手を務めた時期に出版された本である。

⁵ 『什麼人訪問什麼人：分析香港的紅三代 KOL, 網文成中央參考—誰是兎主席』、明報 OL 網、2021年2月7日 [https://ol.mingpao.com/ldy/cultureleisure/culture/20210207/1612637827579 (2022年9月10日最終閲覧)]。

⁶ 2022年9月10日現在。微博アカウント名：兎主席、https://weibo.com/jeune。

構成されたアイデンティティ。この第三のアイデンティティが形成された理由は、香港人の歴史的経験と表裏一体である。彼らは皆、大陸から逃れてきたのである⁷。香港は、中華人民共和国建国前後、建国初期から改革開放までの三つの時期において、政治的、社会的、経済的理由で中国大陸を離れた移民にとって最も重要な安住の地であった。

2019年2月、香港政府は、中国大陸やマカオ、台湾などに刑事事件の容疑者を引き渡すことができるようにする「2019年逃亡犯条例改正案」を提出した。この出来事をきっかけに反対デモが始まり、香港史上最大規模の社会運動まで発展した。著者は「逃亡がなければ、香港はない」とまで述べている。従って「逃亡犯条例」の改正が香港人の心に触れ、最大の恐怖を引き起こしたことになり、これが運動初期に広く支持された歴史的な理由でもあるという。

著者によれば、「生粋の香港人」というアイデンティティの指標は、この運動に対する発言の仕方に最も顕著に表れるという。中国大陸寄りの親北京派でも、香港人にインタビューするときは、まず「私は生粋の香港人だ(我是土生土長的香港人)」と主張してから意見を述べ始める。

「生粋の香港人」の普遍的定義は、(1) 香港生まれ香港育ち；(2) 完全に香港で教育を受けたこと；(3) 広東語を流暢に話せること、の三点である。これらの条件を満たさない限り、たとえ香港永住権を有していても「2019年運動」の間は香港の政治に口を出すことはできなかつた、と兎主席は主張する。彼によれば、このような排他的現象は「政治権力剥奪(political disenfranchisement)」の典型的なケースである。同じ現象は、欧米社会の主流の

価値観では、露骨な排外主義や差別とみなされ、ポリティカル・コレクトネスに反する極右的な発言とみなされる。しかし香港では、西欧の民主主義や自由といった理念は表面的な理解にとどまっており、現代の西欧社会の政治文化や価値観は根付いていない、と著者は指摘する。すなわち香港は、本質的には差別や偏見、後進性、近代的価値観に反する伝統的な中国社会であるため、政治的権力の剥奪が当然視されている、というのが著者の考えである⁸。

香港人のアイデンティティについて、著者は「三つの否定」とまとめている。つまり、(1) 西洋文明とシステムの代理人のアイデンティティ：中国の制度的否定、(2) 共産主義の否定、(3) 中国大陸の否定、である。「2019年運動」の語りは、中国への反発と分離を基調としている。「光復香港(香港を取り戻せ)」のスローガンも、「中国に奪われた」という考え方が根底にある。この「三つの否定」という意識は、大陸と共産主義政権の否定に基づくものであり、運動中に西側諸国、特に米国の国旗が掲げられた理由も、あらゆる面で中国に対する最大の反感と否定を構成するのは米国であり、米国と声高に同一化することによって、反中国・独立派は自らの積極的な命題と存在を見出すことができるからである。つまり、香港の政治や社会、経済、生活の問題はすべて中国大陸というはけ口を見つけることができ、大陸がいくら香港を助けても、反対派は感謝することはない。これは、この運動の支持者や共感者、そして2010年代の香港の若者たちにも共通する意識である⁹。

典型的な大陸学者の研究を参照するならば、李益斌・劉洋(2021:86)は、「2019年運動」が起こった理由は、(1) 外部勢力からの

⁷ 本書、pp.33-34.

⁸ 本書、pp.89-91.

⁹ 本書、pp.176-181.

干渉と扇動、(2)ごく少数のグループの極端的な行動、(3)インターネットの悪意ある利用、という三点に起因していると考えた。このような観点は、中国政府が強調している、香港の革命を左右するのは「外部の力」であるということと一致している。

しかし、評者の考えでは、この理由は中国政府が自らの対香港政策の失敗を回避するために与えた極めて一方的な言い訳としか思えない。一方、香港固有のアイデンティティの問題を分析しようとし、香港の歴史を踏まえて「逃亡がなければ、香港はない」と結論付けた著者は、この点で評価されるべきものである。ただし、著者が主張する、香港人のアイデンティティは歴史的遺産であり、彼らの「中国否定」感情は長い時間をかけて形成されたものであるという理解は、早計だと思われる。なぜなら、香港民意研究所のデータによれば、香港人の「中国人」としてのアイデンティティは返還後比較的に安定し、2008年頃にピークとなり、急激に低下したのは2010年代以降である¹⁰。倉田(2021)は、2012年から始まる習近平時代の香港を「国家の安全の香港」とまとめている。倉田によると、2012年以降の習近平時代の香港政治の混乱の原因は、もちろん、依然として残っている民主化問題の浮上、香港政府の指導者の個性、国際関係の環境などの歴史的な軋轢にもあるが、一番重要な点としては中央政府が「国家の安全」を前面に押し出して香港への介入を強めたことが大きく関係している¹¹。その結果として、2019年の香港危機は発生した。したがって香港人アイデンティティの形成に対する認識は、歴史問題だけでなく、むしろ返還後の中国政府の対香港政策とも強く関係してお

り、2010年以降の事象を踏まえながら評価する必要があると評者は考える。

また、著者は「政治権力剥奪」という概念を使い、香港の抗議運動が内包する排他性を批判している。しかし、この解釈には二つの問題があると思われる。(1)著者は、民主派のあいだで「政治権力剥奪」が強く働く点を特に批判したが、親北京派における「政治権力剥奪」を黙認している。そして、(2)香港の最高権威である「立法会」で親北京派が絶対多数を占め、民主派の発言力が制限されるケースが少なくないという香港の政治環境を鑑みれば、この状況も「政治権力剥奪」と言えるのではないか。これらの問題について著者の主張はご都合主義的であり、公平な視点に欠けると評者は考える。

②「逃亡犯条例改正運動」の発生と発展：何が行われていたのか？

ハーバード・ケネディスクールのエリカ・チェノウェス(Erica Chenoweth)教授の研究によると、人口の3.5%以上が運動に積極的に参加すれば、その社会運動が政府にとって効果的に防御することが困難であり、政権交代につながる可能性が高くなる。実際、彼らの研究によると、人口の3.5%以上が関与した運動が失敗した歴史的な前例はない¹²。香港の人口構成を見ると、18歳から30歳の6人に1人が運動に参加しており、香港の総人口の3.5%に達している¹³。現実には、若者の6人に1人以上が参加していた可能性があり、運動は他の年齢層にも影響を与えるため、3.5%の基準を達成することは難しいことではない。同質性の高さ、人口密度の高さ、完全に都市化された人口、非常

¹⁰ 出典：香港民意研究所データベース [https://www.pori.hk/pop-poll/ethnic-identity/q001.html (2022年12月11日最終閲覧)]。

¹¹ 倉田徹(2021)『香港政治危機—圧力と抵抗の2010年代』東京大学出版会、pp.65-68。

¹² 本書、p.13。

¹³ 本書、p.16。

に強い対人関係、高度に発達した情報伝達手段といった香港の特有の要因に加えて、この運動は共通の外敵（中国政府／中国大陸）と派生する問題を浮き彫りにした。それに対する特別行政区政府の反応は弱く曖昧であったため、「2019年運動」は国際的注目を集め、国際政治勢力の支援と利用を受けることになった。さらに、香港の反対派政治家やメディアは、より多くの人を巻き込むために、「和理非（平和、理性、非暴力）」という言葉で運動を描き、参加人口を限りなく高めていこうとした。「その目標は、3.5%ではなく、35%に達する可能性がある。現代の人類史において、人口の3.5%以上が関与し、大きな変革に至らなかった運動はほとんど存在しない。これは正に「時代革命」である。従って、中国政府や大陸の同胞、香港の親北京派は、これが普通の社会運動であると簡単に断言することはできない。」¹⁴ 実際には、香港中文大学の民意調査の結果によると、「少なくとも一つの条例改正反対運動に参加した経験のある」比率は52.6%である¹⁵。

上記の内容は、2019年7月に書かれたものであり、その時期の中国政府の意思を代表する『環球時報』が、まだ「西側敵対勢力は香港の全体的な安定を揺るがすことができない」¹⁶、あるいは「中央の権威に公然と挑戦する暴徒たちは決してうまく終わらない」¹⁷などと記し、暴力に対する批判に留まっていたなか、著者は社会運動の論理に基づいてこの運動の行先を模索していた点は評価に値する。結果論から言えば、「国家安全法」の施行で実質的に終了した

「2019年運動」は失敗に終わったように見えるが、香港内部の人口比率に基づいたこの理論から見れば、この運動は香港内に大きな影響を与え、区議会選挙での大勝利の後にピークに達しているため、民主派の「成功」とも言えるのである。ただしその後の中国政府からの干渉は、外的要因であり、香港の運動自体の成否とは別に議論されるべきと評者は考える。

著者によれば、現代の大規模な政治運動は、一つの導火線が契機となり、そこから急速に拡散・拡大し、国民的な政治運動へとエスカレートし、急激な政治変動（指導者の退陣や政権交代）を引き起こすケースが多い。どのような導火線であれ、運動が成功する可能性があるのは、人口の大部分が参加するきっかけとなる閾値や転換点に、できるだけ短い時間で到達した時である。反政府運動でよく使われる「最小公倍数¹⁸」という概念は、国民の大多数が理解・共感でき、特定の心理的基盤に触れ、集団意識を動員し、比較的強い緊急性を持つ問題を指す¹⁹。

「2019年運動」の布石は「逃亡犯条例」の改正であり、一般市民には理解できないはずの高度な法律知識が含まれている。しかし、民主派の巧みな誇張と扇動の末、この最小公倍数は香港人の反政府・反体制の感情へと広がったのである。「逃亡犯条例」の改正は、すべての人々の存在を脅かすものとして描かれることに成功し、この問題に対処し解決するために最大の緊急性と総動員を必要としている。運動が始まってしばらくすると、警察がデモ隊の暴力

¹⁴ 本書、pp.16-17.

¹⁵ 出典：『香港反修例運動中の民意状況研究報告』、香港中文大学伝播與民意調査中心、2020年5月。調査時間と方法：2019年6～12月に26回の現場調査。調査規模：デモ参加者計17,233名。

¹⁶ 「反対派勾結撼動不了香港大局」、『環球時報』WPA, 2019年6月10日〔<https://mp.weixin.qq.com/s/iywqFGXbniY9q7GOylU7sQ> (2022年9月10日最終閲覧)〕。

¹⁷ 「社評：暴徒公然挑戰中央權威絕不會有好下場」、『環球時報』WPA, 2019年7月22日〔<https://mp.weixin.qq.com/s/XROTjrxpVWWTyH7VoZn7wA> (2022年9月10日最終閲覧)〕。

¹⁸ 原文は「最小公分母」。数学では「二つ以上の分数で、その分母の最小公倍数」との意味であり、「最小公倍数」とやや異なる概念になるが、次の段落の「最大公約数」と対照しやすいため、評者はここで「最小公倍数」と訳す。

¹⁹ 本書、p.284.

を抑えるために武力を行使したことから、運動の主催者は「反警察」を要求の中核に組み入れ始めた。すなわち「独立調査委員会 (COI)」設置の要求であり、実質的には運動・デモ隊に対抗した代償を警察に要求することであった。

この要求は「最大公約数」とは対照的である。「多くの人々が共感・共有でき、将来実現したい、反対しない、中長期的な特性を持つ究極の目標」と解釈できる。2019年6月、香港の運動は、香港人の「最大公約数」であり、誰も反対しない「二重普通選挙 (雙普選)」の要求を追加した。運動の求心力を高めるため、野党は「小さな目標」と「大きな目標」を結びつけ、「五つの要求、ひとつも譲らない (五大訴求, 缺一不可)」というスローガンを掲げた。しかし、政府が同時にさまざまな要求を満たすことは困難である。

著者は、「反警察」は「条例改正」と同等の最小公倍数ではなく、それほど憎悪をかき立てることはできないと主張すると同時に、年齢を重ねれば重ねるほど、このように「二重普通選挙」のために戦うことは非現実的であり、香港をこの目標からさらに遠ざけることを知ると結論付けている。したがって、今後の運動の特徴は、(1) 参加者の若年化が進む、(2) 暴力の規模は小さくなるが、場合によっては激化し、レッドラインに触れることもある、(3) 間もなく行われる区議会選挙が新しい目標点となり、野党は全力で選挙結果を妨害する運動を続ける、(4) 運動は学校に回帰し、運動参加者の年齢層が下がり、過激化し、暴力的になる、の四点に集約された²⁰。

2019年11月3日に発表された上記の今後の運動に対する著書の発言内容に見られる「若年化」、「暴力化」、「区議会選挙目当て」、「学校回帰」という四つの傾向は、現時点からから見ると、いずれも的中したと言える。特に、

2019年11月13日から29日まで16日間続いた香港理工大学キャンパス周辺での学生と警察官との大規模な対立事件「籠城事件」は、「2019年運動」の大事件の一つとなった。著者のこの段階での運動に関する分析には同意すべき点が多く、「最大公約数」「最小公倍数」という概念は、運動における民主派の戦略と軌跡を、深くかつ分かりやすく説明していると言えるだろう。

③「逃亡犯条例改正運動」の論理性と本質：この運動はどう理解すべきなのか？

著者は、2019年の香港社会は、1933年のドイツのように、目標が何であれ、その解決方法をユダヤ人に押し付け、ユダヤ人に対して本格的な人種差別 (血統、文化、経済、政治) を実践し、最終的にはユダヤ人を抹殺した社会と同じであると主張している。「逃亡犯条例改正運動」が体現しているのは、政治的に「反中」であるだけでなく、自治と自由・民主という明るいスローガンのもとにパッケージ化され、香港人を守る = 自由・民主を守る、大陸人を差別する = 独裁に反対するというように、自由と民主を自らのアイデンティティとして内面化することでもある。これはまさに民族中心主義 (ethnocentrism) あるいは種族主義 (racism) の典型であり、自分の民族にはさまざまなプラスの特性を、相手の民族にはさまざまなマイナスの特性を投影し、相手はその集団に属している限りは、自動的にその特性に適合させるというものであると、著者は主張している²¹。

19世紀から20世紀にかけての西ヨーロッパのユダヤ人は、極めて非友好的で強力な文明の中で長い間暮らしていた。しかし、時が経つにつれ、彼らの多くは他民族との統合を望み、外国人の強力な物質的に進んだ文明によつ

²⁰ 本書、p.290.

²¹ 本書、pp.164-165.

て、外国人が自分たちのコミュニティに対して抱くネガティブな意見を自ら進んで受け入れ、自分たちの考えとして定着させていった。したがって、彼らは他民族との統合を望めば望むほど、ユダヤ人としてのアイデンティティを消し去り、内面も外見もできるだけ現地の人と同じになろうとしたのである。著者は、この「自己嫌悪 (Self-hating)」の特徴を香港人にも見出している。100年にわたる強力な西洋文明を経験し、欧米に内面も外見も寄せようとした香港の人々は、返還後、自身をより後進的で、民主・自由・法治といった自由世界の精神に反した存在であることを受け入れようとはしないのである。しかし、国際社会では、政治的にも民族的にも「香港人」は「中国人」としてのアイデンティティを捨てることはできず、「香港独立派」は世界の長い歴史の中で「自己嫌悪の中国人 (self-hating Chinese)」と呼ばれるべき存在なのである²²。

著者は、香港の政治と社会運動は「格下げ解釈 (降維解釈)」の必要があると主張している。すなわち、民主派が提唱する形式的なグランドナラティブを取り払ってしまえば、香港を位置づけるために西洋や先進国の政治経済システムの展開を探り、西洋における民主・自由・法の支配、手続的正義など民主派が提起する政治的・市民的権利問題を掘り下げる必要はなくなる、と主張している。なぜなら、香港の問題を分析するのに必要なのは、複雑な部分を単純化することであり、皮を取り除くことさえできれば、真相を追求することができるからである²³。

「格下げ解釈」論理は本書で何度も書かれ、強調されている。著者によれば、香港の政治言論は非常に後進的で、運動の参加者は理論を知らず、歴史を知らず、世間を知らず、抽象的

思考に非常に不慣れであるという。つまり、香港人は自分たちで香港を守っているつもりでも基本的な社会的責任感すら持たず、政府がすべてやってくれていると想像し続けていると冷笑している。総じて、『環球時報』などに代表される中国の公式メディアは、しばしば運動の参加者を「無知」「無謀」「迷惑」と表現し、極端的なケースを取り上げ、ネガティブな宣伝を通じて香港側にたいする大陸側の批判意識を扇動する効果を狙ったが、著者もその流れに加担している。上記の著者の議論にも、この点が陰に陽に反映されている点を看過してはならない。著者は、抗議者たちをユダヤ人と対比させ、大陸出身者に対する軽蔑を「民族中心主義」や「種族主義」などかなり厳しい言葉遣いで評し、最終的に「自己嫌悪」に帰することで、中国政府の対香港政策やその影響についての詳細な検討を完全に放棄しており、かなり乱暴で大雑把な議論にとどまっている言わざるを得ない。

④「逃亡犯条例改正運動」の結末：国安法後の香港はどうなるのか？

「国家安全法」の公布は、「2019年運動」の終息点、あるいは、段階の終わりと考えることができる。「国家安全法」が施行された後、香港の社会は激変する。中央政府は過去の教訓からよく学んでおり、香港でガバナンスを実現するための自らの「手」を有していなかったという最大の痛手に対処しなければならなかった。そこで今回は、香港に信頼できる人材を派遣し、香港に専門機関を設置して具体的な法執行に携わるという一歩踏み込んだ方法をとることになった。国家安全署は、北京の香港における現地法執行のための法的・制度的・組織的基礎を確立した。これは、この法律における

²² 本書、pp.114-116.

²³ 本書、pp.168-170.

最も重要な突破口であり、香港の社会にとって最も衝撃的なことである²⁴。

著者は「2019年運動」の結果を次のように総括している：(1) 北京のこれまでの香港統治の問題点を徹底的に暴いた。(2) 北京と大陸が香港社会(特に若い世代)の反中・反華の志向と根拠を徹底的に見抜くことができたようになった。この感情は大陸の人々の香港嫌いや回避を誘発しており、その結果、観光客が大幅に減少し、香港の草の根経済に大きな影響を与えた。しかし、それは民主派が提唱する「死なばもろとも(攪炒)」の目的の一つでもある。(3) 香港問題を中国と西側(主に中国と米国)の政治的対抗および文明的衝突の最前線として位置づけ、香港にスポットライトを当て、中国の対外関係における重要課題とした。(4) 香港が中国の政治秩序を受け入れることなく、逆に国際的な反中国勢力と結託してまで中国大陸の政治秩序を覆そうとする、国際最前線で中国と対抗する脅威を完全に露呈させた。国際的な反中国勢力と結託して、中国大陸の政治秩序を破壊しようとする事さえあった。その中で著者は、中央政府の「動き」は、香港国家安全法の公布という「中国人民への歴史的説明」であると主張している。香港が中国に反対し、中国から離脱すればするほど、中央政府は香港に対する主権と支配を主張し、実施する必要がある。香港の民主派は、その政治的素朴さ、および中国の歴史と国際関係に対する無知から、この結果を予測することは不可能のはずだった。著者は、「彼らの中には、まだ大局を見ない者がいて、今後さらに過ちを犯し、最終的にその代償を払うことになる」と考えてい

る²⁵。

また、著者が「国安法」を「深謀遠慮、一回で完璧(一步到位)」と完全に肯定的に評価していることは中国政府を擁護する発言でしかない。これは、香港の法治を全く考慮せず、北京政府の視点に基づいた結論であり、北京政府や大陸の読者に媚びた態度であるように評者の目には映る。著者がインタビューで語ったように、彼は愛国者であり、その価値観は基本的に中央政府と同じである。彼の香港の経済・政治の事例分析は、大陸の発展のための参考となることを意図している²⁶。そのようなあらかじめ設定された立場があれば、欠落する論点が出てくるのは当然であろう。しかし、廣江(2022)によれば「国安法」には、香港基本法違反が指摘される条文が多く、香港憲法秩序の再構築が起き、香港基本法の崩壊危機が迫っている²⁷という見方もあり、必ずしも肯定的には評価できない。

2. 本書の意義と問題点

丹念に議論を深めなければならない点は多く残るものの、もちろん全体として、本書は新しい視点、豊富な理論と代表性のある事例など、多くの点で新鮮な内容を書いている点は評価できる。本節では、その意義について分析する。

①革新的視座：他人事ではない傍観者

「2019年運動」期間中、新華社(通信社)、CCTV(テレビ局)、『環球時報』(新聞)などの中国国営メディアは、運動関連の報道を数か月間頻繁に取り上げ、続けていた。例えば、2019年6月から2020年1月までの『環球時

²⁴ 本書、pp.629-630.

²⁵ 本書、p.629.

²⁶ 注5参照。

²⁷ 廣江倫子(2022)「第四章 香港国家安全維持法と香港基本法」倉田徹・小栗宏太編『香港と「中国化」——受容・摩擦・抵抗の構造』、明石書店、pp.110-111.

報』ウィチャット公衆アカウント²⁸の香港関連記事は総記事数の25.6%を占めており、ピーク時の8月では58.6%という半数を超える割合となっている²⁹。ただし、その視点は極めて制限された言論であることに留意する必要がある。中国公式メディアでの報道は、次のようなものがほとんどを占めていた：(1) 外務省(外交部)や香港マカオ事務弁公室(港澳弁)など公的機関の発言、(2) 親北京派香港市民のインタビュー(ほとんどの内容は運動に対する批判)、(3) 反対派に立ち向かう香港の愛国者の評価、(4) 香港警察への絶対支持、(5) 中国側が軍隊を送って香港に直接介入すべきかどうかという論議、などである。これはいわゆる中国における「大内宣」の一部と言える。

一方で、当時の国際世論は、まったく違う方向に向かっていた。国際的な主流メディアの多くは、権威主義に反発して自由主義を求める世界史における民主化運動の一環として、香港の運動を非常に肯定的に捉えた。しかし、中国大陸の一般市民は中国国内における以上のようなプロパガンダによる影響やGFW³⁰による海外情報の遮断のため、香港の社会運動は長い間「西側の邪悪なる勢力」に扇動された「少数な独立派」が、北京政府に反対し中国への対抗手段として「香港独立」を目指すよう大衆を扇動しているだけだと信じていたのである。親北京派が大敗した2019年11月の香港区議会選挙を経て、香港問題に関心を持つ一部の大陸人は、この運動の参加者や支持者が「極めて小さ

な集団」ではないことに気が始めた。

著者は、主に中国大陸人の視点から、香港の社会運動における問題点を分析している。大陸人の大多数は、香港の人々の運動を複雑な思いで見ている。運動の敵は一般に「北京政府」とその管轄下にある「香港特別行政区政府」とされていたが、香港の「新香港人」³¹であれ、大陸のネット上の「五毛党」³²であれ、街頭の暴力であれ、ネット上の悪口であれ、「大陸人」はしばしば敵視されるようになった。しかし、大陸の国民は北京政府と足並みを揃えていない。「大内宣」のもと、中国の世論は香港の運動参加者に対するネガティブな報道や個人攻撃ばかりとなり、大陸の世論は政府に強く寄り添っているように見えるが、実は政府のレトリックに沿った発言しか掲載できないのである。一般に、中国大陸には、理性的に考え、冷静に判断し、客観的で深い視点から香港の社会運動を見たいと願う人々も多く存在する。兎主席の記事は、大陸人、海外華人、そして香港人を対象として、このギャップをうまく補完し、中国大陸にも、香港の問題を超国家主義ではなく、冷静かつ客観的に見ようとする人々が存在することを表している。

一方、著者はそうした人々の立場に立ち、最も身近な傍観者の視点から香港の社会問題を十分に分析している。このように、中国大陸からの視角では、香港は近くて遠い、国際問題でありながら内部解決として扱いたい問題でもある。つまり本書は、中国大陸の人々が香港の動

²⁸ ウィチャット公衆アカウント(中国語では「微信公衆号」)は、中国で一番よく使われる通信アプリ「WeChat(微信)」にニュースやコラムなどの発表ができるネットサービスである。

²⁹ エン・シンキョク「中国メディアから見る香港逃亡犯条例改正反対デモ——『環球時報』の視点を中心に」『中国研究月報』2021年2月号、vol.75、p.41。

³⁰ GFW、Great Firewall(中国語訳：国家防火牆、防火長城)は、中国政府が中国大陸のインターネット内容を審査するため作った複数のシステムとその関連機関の総称である。VPNを経由しない限り、Google、Facebook、YouTube、Twitter、Wikipediaなどの海外サイトにアクセスできない。

³¹ 一般的には、香港返還後に進学・就職などの原因で香港に移住した大陸人のことを指す。

³² 中国大陸のインターネット・コメンテーターの蔑称として使われていた。通常、各国内外のあらゆるサイトのコメント欄で中国の「良さ」を投稿している人びとである。「五毛」とは、インターネットのコメンテーターが1回の投稿で「50セント稼ぐ」ことを象徴した言葉である。

きをどう見ているかという点で、香港政治に関する学術研究の良い補足になると同時に、大陸人の知識になり、情報を制限されている大陸人の香港社会と香港人への理解を深めるという点で重要な意味がある。

②運動の主体：批判的思考

本書の冒頭では、香港人の大陸人への敵意とその原因が語られている。2019年7月22日放送の「新聞聯播」³³では、過激なデモ隊が中央政府駐香港連絡弁公室（中聯弁）での抗議で「支那」という言葉が含まれた侮辱的なスローガンや標語を使用する様子が映し出された³⁴。この映像は、中国大陸の人々にとって極めて衝撃的であり、言語道断であったことは間違いない。なぜこの言葉を選んだのか？ この点、著者は、これらの人々がこの言葉の複雑な歴史を理解せず、無知に基づいて、この差別用語に新たな意味を与えたいと願っていると主張している³⁵。それと同時に、様々な運動のあり方が書かれている：例えば、運動のスローガンである「五つの要求」、運動の形態である「勇武」³⁶と「和理非」、運動の具体的な内容である「和你shop」と「和你影」などが紹介されている。

「和你shop（あなたとショッピング）」：抗議者たちが親政府の店を包囲し、店内にいる客を非難し、圧力をかけること。

「和你影（あなたと撮影する）」：抗議者たちが親政府の店を包囲し、店内の顧客たちを撮影すること。このような嫌がらせを受けたくない大多数の客は、すぐにその場を立ち去り、事業者はその場を閉鎖しようとするため、店舗を運営できなくなるするという目的が達成され

る。

これらの運動の具体的な行動に関する本書の詳細な記述は、香港の運動の詳細を知らない中国大陸の読者の知識を増やすと同時に、香港の運動において「親北京派」であった一般市民が排除され疎外されている証拠にもなっている。

本書の特徴は、歴史を通じて社会運動の理論を適用し、運動の具体的な行動を幅広く分析することによって結論を導き出している点である。例えば、著者は、大陸人が香港を社会的・経済的観点から理解することに慣れており、政治的権利は様々な公民権力の一つに過ぎず、全てではないとしている。現代西洋の主流の考え方は、政治権力を社会的、経済的、文化的権力よりも格上と考え、政治権力・公民権力（Political and Civil Rights）を第一の決定的なものとするものである。香港の運動のテーマが右翼政治（ナショナリズム）であるのに対し、左翼政治（社会経済問題の解決）の言説が欠落している。この言論体制では、欧米の政治体制や文化を目指すことが香港人のアイデンティティであり、中国からの「赤化」の影響から香港人が自分たちの政治文化を守るべきであると考えている。このアイデンティティ政治は、米国のトランプ前大統領の理念（反移民・白人主流）、イギリスのBREXIT、フランスのマリーヌ・ル・ペン（Marine Le Pen）、イタリアのマッテオ・サルヴィーニ（Matteo Salvini）、ドイツのAfD（ドイツのための選択肢）などと同じく、21世紀に入って欧米がポピュリズムに移行した結果である、とも指摘している³⁷。

この部分について評者は、著者の留学経験

³³ 中国の国営テレビ CCTV で毎晩 19:00～19:30 に放送されるニュース番組である。中国では最も公式的なニュース番組と見られる。

³⁴ 本書、p.1.

³⁵ 本書、p.7.

³⁶ 暴力を使用するデモ参加者。「和理非」と逆の意。

³⁷ 本書、pp.469-470.

と学術経歴が反映されており、中国大陸の官製批判・他の典型的な大陸学者の研究と一線を画すと考えている。著者の分析はあくまで批判的な立場からのものであることは明らかだが、社会運動のレパトリーにおける香港の内部矛盾を捉える上で、それなりの価値があると言えるだろう。

③中国の言論自由：香港のことをどこまで書けるのか？

中国のソーシャルメディアでは、香港のことを話題にすることは極めて難しい。一般人がインターネットで香港の問題、特に香港の社会運動や政治状況について勝手に議論すると、投稿の削除やアカウントのブロックがなされ、さらに投稿者本人が行政処分や刑事罰の対象となる可能性もある³⁸。その厳しい世論統制のもとでは、数少ない政府公認のメディア・個人だけが、基本のレッドラインを越えない限り、関連する「敏感な問題」についてわずかに話すことが許されている。本書の著者である兎主席は明らかにその許されている個人の一人である。

著者は、メディア（伝統メディア、インターネットを含む）を五段階に分けている。中国では、発言するのは主に政府公式メディアで、レベル1.0に過ぎず、国際舞台では「プロパガンダ」とみなされ影響力は小さい。欧米のほとんどのメディア組織は政府の一部ではなく、より高い信頼性を持っているため、レベル2.0となった。ネット上の膨大な数のあるセルフメディア「KOL」はレベル3.0である。専門性のレベルは低く、情報も玉石混交だが、従来のメディア（中国、欧米とも）は人気がなく、ネットユー

ザー、特に若い世代はネットからしか情報を得ていないことから、KOLは大きな影響力を持っているといえる。レベル4.0は、ロシアのインターネット調査機関（IRA）のように、レベル3.0のことを政府が行うと、アメリカの選挙妨害さえできるようになっている。レベル5.0は、情報配信プラットフォームが国際的な影響力を持つソーシャルメディアであり、政府が政治的な影響力を行使したり、特定の政治的目標を達成するためにメディアを支配して利用したりことができる³⁹。著者は、「私はレベル3.5かな」と自称している。「公務員ではないが、『家族が中国体制内に関係している』ことと『政府に感情がある』から、3.0でも4.0でもない、その中間の数値になっていることを付け加えた。」⁴⁰

以上、著者の持つあらゆる特殊性から、中国大陸で「香港運動」をキーワードに通販サイト上で検索して購入できるのは本書のみであることは不自然ではない⁴¹。「北京政府は香港に対する理解を変えるプロセスを経てきた。2014年の「雨傘運動」時、中央政府はまだ「反中」の香港人は「少数派」であり、香港人と大陸の対立を拡大し公表するのは適切ではないと考え、「2019年運動」の始まりまで、「大部分の香港人はまだ愛国的」と考えていたと例を挙げている。現実とは逆で、香港人の大半が実は「非愛国的」であり、中央政府は香港に期待する立場から失望する立場に変わっていたことに気づいたのは、2019年末の区議選のときであった。それ以前に、親北京陣営は真実を知っていたが、それでもあえて言わなかった、言えなかったという。中国政府は「ほとんどの香港人は非愛国的」とは言えず、香港の親北京陣営は「反

³⁸ 「南昌一高校教師说“暴徒都是孩子没整死人” 校方：严肃处理」、観察者網、2019年11月14日〔https://www.guancha.cn/politics/2019_11_14_525156.shtml (2022年9月10日最終閲覧)〕。

³⁹ 本書、p.452。

⁴⁰ 注5参照。

⁴¹ 2022年9月10日の時点で、中国ネット最大の通販サイト「淘寶（Taobao.com）」および「京東（jd.com）」の「書籍」分類で検索した結果である。

対派(の暴力行為)は人権侵害だ」とは言えないが、私は言える」と著者は述べている⁴²。

ならば、中国では香港の政治と社会運動について、どこまで書けるのか？ 本書の内容から、香港のアイデンティティの歴史的原因、社会運動の具体的な表現、香港政府の政策に対する批判、さらには北京政府の判断ミスに対する批判を論じることが可能であるが、中央政府の責任を問うという意味では、そこまでが限界である。この部分では、香港研究のみならず、中国大陸における言論の自由やプロパガンダに関連する地域研究にも参考になれると評者は考える。

④本書の問題点

前節で述べたように、独自の視点があるからこそ本書の意義があるのだが、その分、限界もある。本書の対象読者は主に大陸人であり、問題を分析する際も、大陸の視点から見ることが多い。例えば、「2019年運動」の原因を分析すると、「香港人の西洋文明社会への憧れと共産党政権への嫌悪」、「香港人の大陸人への敵意と嫌悪」など、香港社会内部にほとんどの原因を見出している。

本書は残念ながら、中国大陸における香港というテーマについて、次のような基本的な立場を維持しており、本質的な打開策を生み出すには至っていない。(1) 香港における民主主義と法の支配の正統性の主張。『英中共同声明』の初期から香港返還後の基本法に至るまで、香港の中国への返還は、香港の社会が法の支配の下で既存の自由を維持することを中国が保証することが前提となっていた。しかし、本書はそうした要素にはほとんど触れておらず、「中央政府の権威と、何より国の安全と統一」という、まさに中国大陸的な立場のみが文章に表れている。(2) 運動における反対・民主派につい

ての記述と分析。本書の大部分において、香港の野党・民主派「2019年運動」本体の内部構成、その内部矛盾、その「中国嫌悪」などが詳細に描かれている。しかし、これらの部分の記述は、環球時報などの官製メディアの主張、すなわち「運動の参加者はもともと欧米勢力に扇動されて「反中」の旗を掲げ、意図的に暴力のエスカレートと拡大により、運動が徐々に激化している」という主張と変わらない。(3) 中国政府側の責任に触れない点。本書は、ほぼ香港人の内部要因だけに注目し、運動開始時の条例改正の撤回拒否とその傲慢な態度、香港警察の暴力行為へのほぼ無条件の支持、デモ参加者が北京側に「香港独立派」と簡単に分類されたことなど、北京・香港政府からの外部要因を無視しているが、実際にはこれらは社会運動全体にかなりの影響を与えたに違いない。その点には本書ではほぼ触れていない。

おわりに

1989年の天安門事件以降、中国社会は急速な経済発展期を迎え、世界第2位の経済大国となった。中国大陸人、特に1990年以降に育った若い世代は、大きな社会運動をほとんど経験しておらず、生活の質が向上するとともに、国に対する信頼感も高まっている。中国の公式メディアが報じる新疆やチベット、香港、台湾の民主化・独立運動は、ほとんどが「米国を中心とする西側諸国の扇動」であり、極一部の反対派の動きに過ぎない、との像が描かれている。しかし、「2019年運動」は、平和・繁栄という中国に作られたイメージを打ち砕くと同時に、「米中新冷戦」を背景に、中国という新興勢力と旧資本主義世界との矛盾を白日の下にさらすことになった。香港での社会運動の激化は、このような国際的な対立の高まりの象徴である。

⁴² 注5参照。

「2019年運動」が始まって以来、香港の社会運動に関する国際的な研究は、その数、形態、内容ともに増えてきた。中国の厳しい言論統制を受け、中国大陸の研究者は「2019年運動」に関する研究をほとんど行っておらず、行えた研究であっても、深みや徹底した分析に欠ける表面的な内容である。本書の著者である兎主席は、「赤い背景」「海外留学」「広東育ち」「両親香港在住」「北京滞在」という五つのアイデンティティを同時に有していることで、中国のソーシャルメディア上で西洋の政治理論をツールに香港問題を分析する発言権を持っている。したがって本書は、まず中国大陸の香港の社会運動に関する研究の空白地帯をある程度埋めるものとなっている。次に、本書は、政治や社会、経済、法律、地理、歴史、文化、心理、コミュニケーション、哲学、社会など様々な観点から香港問題の分析を試み、西洋政治学と他の社会科学の理論を組み合わせ、可能な範囲で中国大陸の政治言論体制以外に香港の社会運動を分析し、中国のみならず世界中の読者に異なる観点からの分析結果を提供しようとしている。最後に、本書は中国「国家安全」の利益を説明し、「米中新冷戦」という新しい時期で中国にとっての香港の重要性、および「国家安全法」が短期間で徹底的に実施された理由などを大陸の視点から解説している。

評者は、日本における香港に関する研究は詳細かつ十分であると考える一方で、香港問題に含まれる「中国要因」に関しては、権威主義的な政府という固定的な印象から抜け出せず、図式的な構造を与えがちであり、大陸人の香港に対する社会的意見とそれが中国社会に与える影響に対する分析については、やや不十分だと考えている。なぜなら、同じ政権の統治下にある二つの集団として、大陸人と香港人の政治的認識を比較・分析することや、両集団間が同席する議論の場を検討することにも十分に価

値があると思われるからだ。これまでの香港研究では、「一国二制度」の「二制度」がしばしば議論の焦点となってきたが、中国政府にとっては、「一国」が「二制度」の基本である。したがって、政府への「ご機嫌取り」的な要素はあるものの、本書はもう一つの視座、すなわち「一国」の原則から香港の社会運動を分析する上で一定の役割を果たすことにもなるだろう。

中国で大規模な政治世論調査を行うことは非常に難しいが、大陸で中国国民の関心を集めているインフルエンサー的立場の人物の意見から多くのことを読み取ることができる。例えば、『環球時報』の編集長である胡錫進は長い間、中国のナショナリズムの代表者と見なされていたが、彼は2019年の香港での社会運動について中国のソーシャルメディアで最も早く、詳しく議論した人物であった。同年10月中旬、彼はまだ抗議活動が続いていた香港へと赴き、香港の学生7人と対話を行い、学生たちと香港の選挙制度、警察の暴力行為、「五つの要求」の内容と合理性のなどの議論を行った。この点から、彼を単に中国ナショナリズムの代表者と見なすのは一面的である。胡と同じく、本書の著者の兎主席は中国政府と強く繋がっている人物だが、中国の世論を重視し、そして影響を与えている。このため、本書は日本でも価値のある一冊と言えるだろう。

【参考文献】

中国語

- 郝詩楠（2019）「香港人的國家認同與展望：基於港臺海外學術成果的分析」『深圳大学学报』第36卷第1期 pp.37-44。
- 李益斌・劉洋（2021）「香港“獨狼”恐怖主義風險及其治理探析」『統一戰綫学研究』2021（5） pp.82-88。
- 閻小駿（2015）『香港治与亂：2047的政治想像』三聯書店（香港）。
- 袁莉（2019）「為什麼許多中国人反对香港的抗議活動？」『紐約時報中文網』2019年7月2日 <https://cn.nytimes.com/china/20190702/hong-kong-china-protests/dual/>（2020年12月1日閲覧）。
- 鄭煒・袁瑋熙編（2018）『社運年代：香港抗爭政治的軌跡』中文大學出版社。
- 鄭永年（2019）「對話鄭永年：香港風波將如何収尾？」
http://www.xinhuanet.com/gangao/2019-08/20/c_1124898116.htm（2022年9月10日閲覧）。

日本語

- 阿古智子（2020）『香港あなたはどこへ向かうのか』出版舎ジグ。
- エン・シンキョク（2021）「中国メディアから見る香港逃亡犯条例改正反対デモ——『環球時報』の視点を中心に」『中国研究月報』2021年2月号 Vol.75, pp.38-52。
- 何清漣（2022）『中国の大プロパガンダ——各国に親中派がはびこる“仕組み”とは？』福島香織訳、扶桑社。
- 倉田徹・倉田明子編（2019）『香港危機の深層』東京外国語大学出版会。
- 倉田徹（2021）『香港政治危機——圧力と抵抗の2010年代』東京大学出版会。
- 倉田徹・小栗宏太編（2022）『香港と「中国化」——受容・摩擦・抵抗の構造』明石書店。
- 中嶋嶺雄（1997）『香港回帰』中央公論社。
- 西本紫乃（2018）「中国におけるインターネットとナショナリズム」『21世紀東アジア社会学』2018巻9号 pp.89-99。
- 西本紫乃（2020）「中国社会のナショナリズムの現状とそれに対する党・政府の統制能力 中国の愛国世論台頭の諸要因と習近平政権のメディア政策」（外務省『令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業 中国の対外政策と諸外国の対中政策』第5章） pp.71-82。
http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/R01_China/05-nishimoto.pdf（2022年9月10日閲覧）。
- 野嶋剛（2022）『新中国論：台湾・香港と習近平体制』平凡社。

小川津根子著『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』を読む ——インターセクショナルな存在としての「中国残留婦人」——

Reading *The Motherland: Half a Century of Japanese Women Left Behind in China* by Tsuneko Ogawa: An Intersectional Entity- Japanese Women Left Behind in China

森川 麗華
MORIKAWA Reika

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master's student

キーワード

「中国残留婦人」 「満洲国」 中国東北 ジェンダー インターセクショナルリティ

Keywords

Japanese Women Left Behind in China; Manchuria; Northeast China; Gender; Intersectionality

原稿受理日：2022.12.26.

Quadrante, No.25 (2023), pp.263–272.

目次

はじめに

1. 本書の構成
2. 本書の成果と意義
3. 今後の課題——インターセクショナルリティの視点から

はじめに

1995年に出版された本書は、ジャーナリストとして活動し、女性史研究を行って来た著者が、日中両国の「中国残留婦人」（以下、残留婦人）のもとに赴き、聴き取りや調査を行ったものをまとめたものである。

いわゆる残留婦人とは、戦前、日本の国策の中で、満蒙開拓団や「大陸の花嫁」など、様々な背景のもとで「満洲国」（以下、括弧なし）へ渡り、1945年日本の第二次世界大戦敗戦に伴う混乱の中、日本への帰国が叶わず、「残留」を余儀なくされた敗戦当時満13歳以上の女性

を指す。この名称については、「残留」という言葉が「自らの意思で残り留まった」という意味を持つため適切ではないとの指摘や¹、残留婦人という分類そのものについても、1993年の政府国会答弁で、中国に残留している日本人への施策を行うにあたっては年齢による「帰国援護のための施策」の区別は行っていないと明言され、13歳という年齢は「身元調査の対象者の一つの日安にすぎない」としているように²、その分類自体が否定されている。だが実際には、13歳以上であり女性であること、すなわち年齢と性別が「基準」になっていることは疑いようがなく、そのために「中国残留日本人」（以下、残留日本人）の日本帰国に対する政府の補償内容においては、男性と女性の間には明確な差異が存在している。

本書は、残留婦人がこのような状況に置かれていたことを明らかにしたものであるが、評者はさらにインターセクショナルリティの視点を用

¹ 井出孫六(2004)『終わりなき旅「中国残留孤児」の歴史と現在』岩波書店, p.6.

² 内閣総理大臣細川護熙「参議院議員吉川春子君外三名提出中国残留婦人の永住帰国の実現に関する質問に対する答弁書」(第128回国会)



いながら、残留婦人の交差する属性に注目し、本書の内容とその意義について考察したい。

インターセクショナルリティとは「交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかを検討する概念」であり、「ある社会の、ある時点において、人種、階級、ジェンダーなどをめぐる権力関係は、別々に独立した相互排他的な存在ではなく、むしろそれぞれを土台として構築されており、相互に作用しあっている」ことの分析を可能にするものである³。この視点によって本書を考察することで、残留婦人らが「残留」を余儀なくされた背景を、彼女たちの、(1)戦後すぐに帰国できる経済状況ではなかったという「階級」、(2)女性であるために、売られるか、結婚することでしか生きる術がなかったという「ジェンダー」、(3)戦後中国における敗戦国民としての日本人であるという「民族」の三要素の交差から、どのような抑圧があったのかを提示したい。

なお、本稿では残留婦人という呼称を歴史用語としてすでに定着しているために用いるが、上記でみたように、その意味の不自然さやジェンダー不均衡に問題意識を持っていることをここに記しておきたい。そのほか、歴史／戦中用語として「満洲国」や「満洲」、「渡満」などがあるが、以下では煩雑を避けるために括弧なしで用いる。また、1932年から1945年の日本敗戦までの時期を「満洲国」、それ以外を「満洲」と分別して使用する。

1. 本書の構成

本節では、本書の内容を紹介する。

1994年の8月15日からプロローグは始まる。著者の小川は、当時まだ中国に残っていた残留婦人らに会い、話を聴くべく、中国人研究者とともに中国東北部を旅していた。

第一章は、「強行帰国」という仰々しい文字から始まるが、これは、1993年9月5日、12人の残留孤児(女性)と残留婦人たちが、日本帰国後の受け入れ先が見つからないという理由で日本への帰国ができない状況を打破するべく、二度と中国に戻らないという覚悟で帰国したことが、そのようにしてメディアで大々的に報じられたのであった。彼女たちは皆日本のパスポートを持っていたのにもかかわらず、である。日本政府はそれまで、残留婦人らの日本への一時帰国と中国へ「戻る」際の旅費を負担するなど、その額や回数、期間などに制限はあるものの、一応の対応をとってきた。だが、殊に「永住帰国」となるとより一層厳しい制約を設け、事実上日本への帰国をほぼ不可能な状態にしてきた。その「強行帰国」をした12人の女性のうちの一人である青木聡子さんに、著者は1993年の中国訪問時に既に会っていた。「大陸の花嫁」で1943年に満洲国へ渡った青木さんは、日本の敗戦後に働きにでた先で中国人男性と結婚した。青木さんは仕事のことについて、「仕事も強制的じゃない、自由意志です。」(本書 p.19、以下本書からの引用は引用元頁のみを記す)と言い、また日本への帰国についても、肉親の承諾が必要であることを憂慮し、「帰国のことはまだ本気で考えていないの。それにいま、こうしてしあわせだし」(p.20)と言っていたという。

多くの残留婦人を残留婦人たらしめた制度に、身元引受人制度というものがある。基本的に、残留婦人の身元は肉親が引き受ける必要があるが、肉親以外の第三者が引受人になる場合、肉親がそれを承諾する必要があるというものである。彼女たちの帰国に関する厳しい政策は、戦後すぐの引揚援護政策を引き継いでおり、刻々と変わる社会的背景や家族の状況を全く考慮していないものであった。残留婦人

³ バトリシア・ヒル・コリンズら著／下地ローレンス吉孝監訳(2021)『インターセクショナルリティ』人文書院, p.16.

の両親の多くは亡くなって次世代へと家の実権が移り、さらに日本の経済成長に伴った土地値上がりの中で、財産分与争いが起こり、肉親であるからなおさら受け入れたくないという肉親側の事情などが、残留婦人らの帰国への道を閉ざした。著者は、このような残留婦人に対する待遇について、残留婦人が中国で産んだ子ども(中国籍)を連れて帰ることが許されず、そのために本人たちは一時帰国しか叶わなかった、という女性ならではの特殊性を無視したものであり、それゆえに多くの女性たちが中国に残らざるを得なくなってしまうことを指摘する。

第二章で著者は、中国東北部の中で残留婦人が最も多く住んでいるという黒龍江省を訪れ、そこから佳木斯などの地域に移動し、残留婦人たちから渡満以降にどのように現地の中国人と接していたかについての語りを聴いている。1945年7月以降から中国人の日本人に対する態度が、それまでの最敬礼から怖い目つきで日本人を見るように変わったこと、また中国人が日本は戦争に負けるのだといっていることなどを聴くようになったという。実際に敗戦し、多くの中国人農民が立ち上がってきたことは、それまでの学校や社会の中で、中国人は自分たちよりも下の立場であると教えられ、そうだと疑わずに信じてきた「事実」が一気に変わる出来事であった。黒龍江省では、「日本婦女」という日本人女性を意味する中国語だけで、それが残留婦人であると意味を持つ。それは、それだけ多くの中国人が残留婦人と結婚したということを示すものである。著者は実際に訪れた中国で、残留婦人の子どもや孫の世代と交流したことから、日本の大陸侵攻の影響が、残留婦人となった女性だけでなく、その子どもの世代、さらに言えば中国の農民らに広く影響を与えているということをも感じたとする。

第三章では、「大陸の花嫁」という存在が、武装移民の男性たちにとって、そして国家とし

て、満洲国の人口を増やすのに必要不可欠な「定着剤」(p.68)であったこと、また女性たちにとっても日本で抑圧されてきた自由を勝ち取ることのできる、封建的なしきたりからの脱出を叶える道筋の一つであったことが示される。その背景には、昭和戦前期の日本では、女性たちが家族のために身売りしなければならないほどの困窮状況に陥っていたということがある。売買春が合法であった日本では、女性が一家のために身を売るということは「孝女」や「貞女」であるという価値観が存在し、そしてそれは残留婦人となった女性たちが敗戦後の困窮状況の中で中国人の家庭に入っていったことを、家族のためならやむを得ないとみなされたことと大きく重なっている。著者は、本章ではあえて、農村の貧困を背景とした女性たちの身売りの状況を報じた記事や内務省の報告書を引用した。それは、敗戦直後の満洲における開拓団の女性たちや勤労奉仕隊の女性たちが追い込まれた状況に、「孝女」・「貞女」と同じ構造を見ているからである。そして、「何千人もの望郷の声を上げつづけてきたのがもし男であれば、これほどまでに無視し、無関心でありつづけたらどうか」(p.82)と問いかける。

第四章では、1939年12月22日に日本、満洲国両政府が『満洲開拓政策基本要綱』を同時閣議決定した後、それまで以上に具体的な「花嫁」の送別の政策が出されたことに伴い、それぞれの残留婦人がどのような背景で渡満したかが明らかにされる。当時の新聞や雑誌には身の上相談に関する記事かと思いきや「大陸の花嫁」を宣伝していたり、それまでの武装移民の「花嫁」とは異なり、銃を持つ必要がなくなったりと、女性たちにとって満洲という場所がそれまで以上に近い存在になっていった。女性たちは「耕助者」、「慰安者」、「二世の保育者」、そして「大和民族純血保持」という役割を担うための教育を日本国内で受け、満洲へ渡っ

ていった。

第五章は、「根こそぎ召集」後の婦女子、老人らだけのソ連兵からの「逃避行」、収容所で多くの人々が亡くなっていく生活、中国人へ売られる女性たちの経験が叙述される。女性たちは、ソ連兵からの性暴力から逃れるべく頭を坊主刈りにしていたが、ソ連兵らは彼女たちの体を触り、女性であることを確認すると連れていった。その場に日本人男性が居合わせていても、止めようとすればその男性が殺される可能性があり、誰も助けることはできなかった。その惨状は、かつて日本兵に襲撃された経験のある中国人ですら、同情するものであったという。その後、女性たちは中国人男性の結婚相手としても「取引」されるようになる。薪や食料などと引き換えに、日本人男性が日本人女性を売るといふこともしばしば行われた。そのようにして売られていった女性は、「おれのいうとおりにするために日本人にお金をやったんだ」(p.155)とこき使われ、多くの子どもを産まされた。このようなことが行われた背景には、第三章でみた「孝女」の価値観が継続していたことがあると著者は指摘する。残留婦人は、満洲国が存在していた時期には、支配民族としての日本人として、被支配民族の中国人を抑圧する立場であった。だが、敗戦後、その支配と被支配の関係性は逆転しただけでなく、日本人の中でも女性として下位に置かれ、家族のために、また生き残るために中国人男性と結婚した。この複層的な立場に置かれた残留婦人たちを、著者は、加害と被害の複雑な交錯点に立たされていたとする。

第六章では、それぞれの残留婦人の結婚の

経緯、日本へなかなか帰国できない中での中国人／中国政府からの支援、文化大革命での苛酷な経験、そして中国人がどのように残留婦人を眼差していたのかが論じられる。女性たちが入った中国人家族の人柄は様々であったが、貧しさに関しては皆同様の苦勞をしていた。それは、残留婦人たちを探しにきた男性らが、中華人民共和国成立前の売買婚⁴の風習のもとでは、妻を買うことができない男性であったことに由来する。戦後の冷戦構造を背景に、日本は中国と敵対関係にあったが、日本の民間団体と中国紅十字会は接触を続け、1952年には「日本側が船の問題を解決すれば、中国政府は帰国の援助を惜しまない」(p.193)と中国政府は発表した。その翌年、5年ぶりの引揚が開始するも、1958年に「長崎国旗事件」⁵が起これ、中国側が抗議をしたものの日本政府はこれを無視した。結果、引揚は中断されてしまった。引揚が行われていた間、中国政府は、残留日本人は中国人と同様に「日本帝国主義・軍国主義の被害者である」という方針をとっていたが、1966年に始まった文化大革命によって、「帝国主義の象徴」として残留日本人やその子どもたちは攻撃的になってしまう。著者は、そのような「帝国主義の象徴」が、なぜ中国人の妻として迎えられたのかという疑問を解消すべく、中国農村の人々に聴き取りを行った。そこでは、日本人の男は畑の仕事を終えると休むが、女性は畑でも家でも働いていたこと、中国人に対して高圧的な態度をとる女性がいなかったことなどから、良いイメージが持たれ、日本敗戦後の彼女たちの状況に同情する者が非常に多かったことが分かった。一方で、日本兵

⁴ 中国の伝統的な売買婚の風習は、男性側の家が女性側の家に金品を支払い、「嫁」を「娶る」という形式のもので、中華人民共和国によって1950年に婚姻法が公布されるまで続いた。童養媳という形態の売買婚もあり、ここでは、女性が幼いうちに男性側の家に将来の妻として安価で買われ、男性の家側としては、労働力を確保できただけでなく、結納金も安く済ませることが出来るというメリットがあった(関西中国女性史研究会編(2005)『増補改訂版中国女性史入門』人文書院、p.18)。

⁵ 長崎のデパートで行われていた中国切手展において青年が中国国旗を引きずり下ろした事件。岸信介内閣は台湾政府との友好を強調し、中国政府からの抗議を無視した(本書 pp.193-194)。

に襲撃された経験から、日本人女性とは絶対に結婚したくなかったという人もいる。著者は満洲国時代に中国人に対して向けられた差別やそれに基づく数々の残虐行為が、文化大革命で残留婦人らに向けられたのだと分析する。

第七章では、日本へ帰国するまでの手続き上の困難、子どもたちの日本での生活、それを支援するボランティアの人々の活動が触れられ、残留婦人の問題が一刻も早く解決されるよう、日本国家の責任を問う形で締めくくられている。残留婦人が日本へと帰国する際、最も大きな問題となったのが、国籍の問題であった。彼女たちは、中国人との結婚、中国での外国人登録と、1952年に日本で行われた「戦時死亡宣告」とその後の戸籍回復により、戸籍と国籍の間に齟齬が生じ、無国籍状態になってしまう問題に直面した。また、残留婦人の中国人の家族が、彼女たちが日本人であるという理由から不利益を被らないようにするため、中国籍取得の手続きをしていた例もあり、自分は中国国籍に入った記憶がないという残留婦人もいた。彼女たちは、自分の子どもたちが文化大革命では日本人としていじめられ、日本では中国人だといわれることに憤りを感じていた。彼女たちをとりまく国籍の問題は、中華民国や中華人民共和国、日本のすべての制度が複雑に絡み合っていた。また、日本で生活を始めた二世や三世は、中国人であることや、中国のルーツがあるというだけの理由で、就ける仕事の数が減り、あるいは日本人がしたがらない苛酷な仕事をさせられるといった不利な立場に置かれることに葛藤を覚えた。つまり、残留婦人は、日本へ帰ってくることによって、また新たな悩みを持つこととなったのである。1994年に制定された中国残留邦人支援法で、残留日本人が生まれた経緯について、「国の責務」という言葉が初めて使用された。著者は、その言葉を発するには、帰国後の支援を個人やボランティアに任

せきりにしてはならないと、強く述べている。

2. 本書の成果と意義

本書は第一に、残留婦人たちが置かれた構造的差別を明示した。著者は実際に中国東北部に赴き、日本の敗戦後も50年以上も中国に留まることを余儀なくされていた残留婦人や、帰国を叶えてもなお多くの問題を抱える残留婦人の語りを記した。残留婦人たちの経験を、単なる叙述に留めず、彼女たちの置かれた環境をジェンダーの視点から捉えることで、満洲へ渡ったことや、中国に「残留」したことが、彼女たちが女性であったゆえに起こったことを明らかにしている点に、大きな意義がある。

第二に、残留婦人の語りから、女性が置かれた社会構造を意識しながら記録したことで、彼女たちの生きられたリアリティを浮き彫りにした。その際、著者は日中両国の史資料を用いて、残留婦人となった女性たちが満洲に動員されるに至った経緯や、その時の日本社会の状況と国策の制定過程を丁寧に追っている。それにより、彼女たちがどのような役割を期待されて、どのような位置づけをもって満洲へ渡っていったのかを深く理解することができる。また、残留婦人の語りも多く引用されている。その語りの叙述方法が時系列に沿ったものではない点も特徴だ。例えば文化大革命に関する語りと連動して、日本敗戦直後に中国人男性が「女は配給だ」(p.190)と言って女性を探しにきたことと、帰国後に日本人に言われた「みんなが苦勞して避難しているとき、暖かいオンドルと食べものをもらったんだ」(p.191)という言葉への怒りが、本書ではそのまま記述されている。その時間の間には実に30年以上の隔たりがあるのに、である。だが、それがかえって、彼女たちの記憶には連続性があることを読み手に理解させる効果を持つ。それは、研究者が聴きたい部分、歴史のみを問いかけるものとは反対

の、ある事柄がその後の彼女たちの生活に大きく影響しているということを理解した上で行われる、「証言者中心主義」の聴き取り方法といえる⁶。その「証言者中心主義」の聴き取り方法は、著者が意識していないにしても、ジャーナリストであるという経歴から体得されたものなのだろう。それは後から残留婦人の存在や誕生の経緯を歴史として学んだ世代が、彼女たちの、時間軸によって単純に分けることのできない、生きられたリアリティに触れることを可能にする。

第三に、「自己責任論」への批判である。本書が書かれた1995年は、1993年の「強行帰国」で残留婦人が注目を浴びたとは言え、残留婦人よりも残留孤児が社会に広く知れ渡っていた時期である。メディアでは、残留孤児が数十年の時を経て、生き別れた家族と再会するシーンが放送されていた。さらに山崎豊子原作のNHKドラマ『大地の子』⁷は、そういった潮流を象徴するものとして、多くの人々の涙を誘った。その一方で残留婦人は、本書でも触れられているような、「いやなら逃げればよかったのに」(p.8)という発言を受けたり、厚生省(当時)からは「日中国交回復のときに帰れたのに、帰れなかったのは、その気がなかったと認めざるを得ません」(p.8)などと決めつけられ、彼女たちが置かれた状況があたかも彼女たちの責任であるかのような言説によって苦しめられた。それは、1990年代から台頭した新自由主義の影響で、さまざまな社会問題が個人の問題に回収されるという、「自己責任論」と深く関係して

いる⁸。だが、著者はジェンダーの視点をもって残留婦人の置かれた状況を捉えたことで、その経験が、彼女たちが女性であったがために、常に犠牲を強いられたことを明らかにしている。それは、国策のための「武装花嫁」や「大陸の花嫁」、そしてその背景にあった家族のための身売り、敗戦後の食糧と引き換えとしての結婚、帰国に際しての規定、そのすべてが、彼女たちが女性であったという理由で行われたということである。どの時代にも一貫して彼女たちが抑圧構造に置かれているということは、著者が引用した政府の史資料、そして語られた残留婦人たちの語りからも、明確に示されている。

以上で挙げたように、ジェンダーの視点を持つことで、帰国に関する規定も、そこには男女の間で大きな差異があることが分かる。民間団体によってはじめられた残留孤児の帰国事業は、帰国に際して身元引受人などの規制があったとは言え、残留婦人のように中国人夫や子どもの存在が足かせとなることはなかった。それは、日本人男性と結婚した中国人女性は日本の家族制度の中では「日本人」としてみなされ、その間に生まれた子どもも日本籍となるという、父系血統主義の国籍法⁹に基づく規定が存在したためである。このような、日本社会では「当然」とみなされる男性中心的な家族制度によって、残留孤児の男性は残留婦人よりも早く帰国することができた。また、1980年代の新聞では、一時帰国をした残留婦人の女性を報じるものに、うつむいて涙を流している写真を多く掲載し、日本人の夫に先に帰国され、そ

⁶ 梁鉉娥(2020)「証言者中心主義とは何か 日本軍「慰安婦」被害者の証言研究の方法論とその意味」、金富子・小野沢あかね編『性暴力被害を聴く』岩波書店、pp.23-59。

⁷ 日中共同で制作、終戦50周年記念番組としてNHKで放送された。日本敗戦の混乱の中、家族と離れた主人公の少年(陸一心)は、中国人養父母に育てられる。文化大革命では、日本人であるため迫害されるも、日中共同のプロジェクトを進める技術者として成功していく。そのプロジェクトには、実父も関わっていた。当初はお互いが親子であることに気が付かなかったが、妹との再会と死別により、親子関係であることに気づく。その後、一心に日本への帰国をお願いするも、彼は、自分を「大地の子」と告げ、中国へ残ることを宣言する(NHKアーカイブス)。

⁸ 田中東子(2012)『メディア文化とジェンダーの政治学』世界思想社；山本昭宏(2016)『教養としての〈平和論〉』イートプレス。

⁹ 1985年の国籍法改定後は父母両系主義になったが、二重国籍は許されていないため、残留日本人の子孫が日本国籍を選択した場合、中国へ行く際の規制は依然として存在している。

の後中国人の男性と結婚した女性の「悲劇」を描いたものなどがあるが、これも、「中国人と結婚した女性は中国人」だという男性中心的な国籍／戸籍法に基づいたものであり、かつ日本人の夫に「すてられた」という見方がなされている¹⁰。

このような、残留婦人をジェンダーの視点をもって捉え、彼女たちが置かれた社会構造に焦点を当てた研究は、管見の限り、本書が初めてである。もちろん、残留婦人の経験やその人生を書き記したものは、これよりも前に多く存在する。だが、その多くは、メディアを通して作り上げられた、日本政府が彼女／彼らを棄てたことにより中国に留まったという「棄民」や「戦争被害者」というステレオタイプに基づくものが多い¹¹。著者はジェンダーの視点を持つことを通して、そのようなステレオタイプや残留婦人が生まれた経緯を仕方のないこととして捉えるのではなく、彼女たちの経験の背後にあった構造的差別を明示した。

3. 今後の課題——インターセクショナル리티の視点から

日中国交正常化から50周年を迎える2022年、メディアは思い出したかのように残留日本人を取り上げた¹²。しかしそこに映し出される残留日本人は、相も変わらずこれまでの「被害者」としての一側面からみた、残留日本人像を再生産するものであった。こういった状況に直面した時、残留日本人の中でもあまり注目されない残留婦人に焦点を当て、その置かれた状況やそれが生み出された経緯をジェンダーの視点により分析し、単なる「被害者」として残留婦人を捉えなかった本書が、いかに重要なものだったのかを改めて認識させられた。

残留日本人研究は今後、著者がおこなったジェンダーの視点をもって残留婦人を論じるという研究をしっかりと引き継ぐ必要がある。残留日本人研究は、本書が書かれた1990年代に、ポストコロニアル研究の隆盛の中で発展してきた。残留婦人に関しては彼女たちへの聴き取り調査などを通してそのアイデンティティの所在が考察されてきたが、ジェンダーの視点を取り入れられることはほとんどなかった。ジェンダーの視点がなければ、著者が提示した社会構造の問題が不可視化され、残留婦人たちの問題が自己責任化されるだけでなく、残留日本人全体がそういった文脈の中に回収され、彼女／彼らの抱えた問題が矮小化されることにつながる。

この重要な視点を踏まえ、以下では、今後残留婦人研究を行う上で深めるべき課題として、冒頭で述べたインターセクショナル리티の視点をとりあげ、残留婦人の置かれた抑圧構造についてジェンダーの視点からさらに進んで考察を深めていきたい。

著者は、ジェンダーの視点に加えて、本人が意識しているかどうかは別として、彼女たちの属性が交差することで起こる抑圧、インターセクショナル리티の視点を有した分析を行っている。それは、戦後日本において支配的といえる、残留婦人たちを単なる「被害者」として位置づけけない、著者の鋭い視点からも明らかである。

著者は、「日本人の被害者であったはずの中国農民が、ときに女たちの加害者に変わった。加害と被害、被害と加害が入り組んだそのいちばん芯のところに、さまざまな糸がからみ合って抜け出せずにいる女たちの姿が見える」(p.160)と述べ、残留婦人のその立場の特殊性を強調している。この分析からは、著者が残

¹⁰ 「もう一つの戦後」『朝日新聞』1985年8月10日。

¹¹ 南誠(2006)『『中国帰国者』の表象をめぐって：トランスポジションの展示を目指して』『多民族日本のみせかた——多みんぞくニホン特別展をめぐって』国立民族学調査報告, pp.199-210。

¹² 例えば NHK スペシャル『中国残留婦人たちの告白～二つの国家のはざままで～』2022年9月24日放送。

留婦人の女性というジェンダーのほかにも、「日本人」という民族の属性にも注目していることが分かる。敗戦まで、戦後残留婦人となった女性たちは、満洲においては日本人という支配民族として階級の最上位にいたが、その日本人の中では、家父長的な階層のもとで、女性として最下位に置かれるという複雑な立ち位置に置かれていた。この構図を金富子(2018)は「日本人女性は、「家」制度に象徴される家父長的ジェンダー秩序のなかで無権利だったが、植民地では「日本人としての特権」を享受できる立場にいた」¹³と説明している。これは当然、「満洲」という場所で敗戦を迎えた残留婦人の女性たちが置かれた社会構造を考える際にも有効である。残留婦人となった女性たちは、敗戦直後に軍人・軍属など、上層階級の人々が着々と日本へ引き揚げる中、その経済的状況から中国に留まらざるを得なかった。このような状況は、まさに「帝国日本」において、残留婦人となった女性たちが、階級・ジェンダー秩序の最下位置に置かれていたということを証明している。

著者は一貫して、残留婦人たちが貧困であるがゆえに中国人男性と結婚したことに注目している。これもまさに、残留婦人たちの階級、ジェンダー、民族という属性が交差したうえで起こったことである。著者は、戦中の日本人が中国人の民衆に行った残虐な行為が、敗戦後の女性たちの「モノ扱い」や文化大革命において「帝国主義の象徴」として扱われたことについて「女性や孤児たちの上にさまざまな形で返ってきたといえるだろう」(p.202)と、戦後中国大陸に残された残留孤児や残留婦人が、これまで支配していた中国で生活する上での困難さについて述べているが、この言葉はまさに、日本人として、また女性として生きた残留婦人たちの複雑な状況を説明してい

る。

また、帰国にあたっての厳しい制限についても、自費で帰ることのできない貧しい階級にいる彼女たちは、国からの支援を受けるほかなく、そうなれば国の規定に従って日本で身元引受人を肉親の中で探す必要があった。その際、戦中見下していた(現在もなくなっていないが)中国人に対するレイシズムによって、「満妻」(中国人の妻となった女性を蔑視する呼称)を実家で引き受けたくないなど、こちらも同様に彼女たちの三つの属性の複雑な交差が、その差別の背景となっていることが分かる。

このように見てくると、彼女たちの存在が、加害か被害かという二分法で簡単に分類できないのは明らかであり、彼女たちの置かれた状況が、彼女たちが選び取ったものであるはずがなく、13歳以上であれば状況を判断できるであろうという決めつけも、ただの憶測に基づいた押し付けでしかないということが分かる。

日中国交正常化から50年経った今日でさえも、残留婦人が経験した抑圧をジェンダーの視点を前提とした議論ができていない。本書が行ったジェンダーによる鋭い批判を、さらにインターセクショナリティの視点へと発展させ、今後の残留婦人研究の課題として引き継いでいきたい。

ところで、残留婦人に関する書籍や研究の多くは、渡満から始まり、すぐに敗戦直前の状況、そして逃避行と、時系列の間隔がいびつなものが多い。それは、彼女たちの過酷な経験を記述しようとしているからであるが、本書も「逃避行」の章の後に「文革の中国で」という流れになっており、そこには20年ほどの空白が存在する。その20年間の彼女たちの生活はどのようなものだったのか、どのような思いで生活していたのかについては明らかにされていない。この課題を、さらなるオーラルヒスト

¹³ 金富子(2018)「ジェンダー・セクシュアリティ」, 日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』岩波書店, p.101.

リーの収集によって乗り越えていく必要がある。だが、その時間は限られている。現在、多くの残留婦人が鬼籍に入られているなかで、早急に取り組むべき、喫緊の課題であるといえる。

本書の一貫した社会構造を問う視点は、残留婦人の問題が単に過去の問題であるだけでなく、現在まで通底する女性の問題であることも問いかけている。1995年に出版されたとはいえ、いまなお新しい学びが多く、歴史と社会構造を問いなおすためにも有益な、広く読まれるべき一冊である。

【主要参考文献・引用文献】

- 井出孫六(2004)『終わりなき旅「中国残留孤児」の歴史と現在』岩波書店.
- 小川津根子(1995)『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』岩波書店.
- パトリア・ヒル・コリンズら著, 下地ローレンス吉孝監訳(2021)『インターセクショナリティ』人文書院.
- 関西中国女性史研究会編(2014)『増補改訂版中国女性史入門女たちの今と昔』人文書院.
- 金富子(2018)「ジェンダー・セクシュアリティ」, 日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』, 岩波書店, pp.100-110.
- 田中東子(2012)『メディア文化とジェンダーの政治学』世界思想社.
- 南誠(2006)「『中国帰国者』の表象をめぐって:トランスポジションの展示を目指して」, 『多民族日本のみせかた—多みんぞくニホン特別展をめぐって』国立民族学調査報告, pp.199-210.
- 山本昭宏(2016)『教養としての戦後〈平和論〉』イースト・プレス.
- 梁鉉娥(2020)「証言者中心主義とは何か 日本軍「慰安婦」被害者の証言研究の方法論とその意味」, 金富子・小野沢あかね編『性暴力被害を聴く』岩波書店, pp.23-59.
- 「もうひとつの戦後」, 『朝日新聞』1985年8月10日.
- 内閣総理大臣細川護熙「参議院議員吉川春子君外三名提出中国残留婦人の永住帰国の実現に関する質問に対する答弁書」(第128国会).
- NHK スペシャル『中国残留婦人たちの告白～二つの国家のはざままで～』2022年9月24日放送.
- NHK アーカイブス <https://www2.nhk.or.jp/archives/articles/?id=C0010344>
(最終閲覧2022年12月25日)

戦後日本警察研究の批判的継承に向けて ——渡辺治『渡辺治著作集3 戦後日本の治安法制と警察』 を読む——

Toward a Critical Inheritance of the Police Studies in Postwar Japan: Book review *The Collected Works of Osamu Watanabe vol.3 Security Legislation and Police in Postwar Japan* by Watanabe Osamu

渡邊 啓太
WATANABE Keita

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

キーワード

政治警察／市民警察 警察権限 近代化／日本化 社会統合 暴力

Keywords

Political police/Police of citizens; Police authority; Modernization/Japanization; Social integration; Violence/Force

原稿受理日：2022.12.25.

Quadrante, No.25 (2023), pp.273–287.

目次

はじめに

1. 本書の構成と内容
 2. 本書の意義
 3. 本書への疑問・批判
- むすびにかえて

はじめに

近代国家特有の治安維持機構としての近代警察を対象とした歴史研究において警察は、法と秩序の維持を目的とした権力(暴力)行使が独占的に認められている、国家にとって必要不可欠な装置というように一般的に定義されたうえで、各地域や社会、国家におけるその歴史的な確立・展開過程および性格や活動の様相が探究されてきた。例えば大日方純夫は、「支配

階級の独裁システムの基本環」としての「国家装置は、「結局のところ、支配＝管理業務に職業的に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」にほかならない」ため、「国家はその不可欠の本質的機構として強力機構をもつのであり、国家の起源はすなわち警察の起源である」と述べ、大衆に対する抑圧的な性格を国家の強力機構としての警察の本質として提示している¹。そのうえで、「警察の本質を語るだけでは、歴史的分析としては決定的に不十分である」とし、警察機能の単純化を避けその多面性・全体像を歴史的に分析するための一般的な方法をいくつか挙げたのち、近代日本警察の歴史的展開についての精緻な分析を行なっている²。

また林田敏子は、自身が編者の一人を務める

¹ 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房(1992)、pp.14-17。なお、上記引用の「結局のところ、支配＝管理業務に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」という一文は藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社(1974)、p.115から大日方が引用したもののだが、原文では「結局のところ、支配＝管理業務に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」というように傍点があるのに対し、大日方は該当箇所を傍点をつけていない。

² 大日方(1992)、pp.17-21。



「警察の比較研究」を目的とした編著の序章でヨーロッパにおける警察(ポリス/ポリツァイ)の歴史を辿り、「ポリス概念の変化(縮小)によって生み出された新たな国家機関であり、国家が治安維持に関する権限を独占するための制度」「軍隊とならぶ国家権力の直接的な発動機関であり、近代国家になくなくてはならない支配装置」として近代警察を特徴づけながらも、同書が各国の近代警察の余すことなき類型化をめざすものではなく、むしろ「警察導入の過程で生じた軋轢、理念と実態との乖離、そして国や地域ごとの多様性に焦点をあてながら、「それぞれの近代」を浮かび上がらせ」ることを問題意識として持っていることを説明している³。大日方や林田の議論は、警察は国家にとってなくてはならない権力機構であるという原則を踏まえつつ、それぞれの地域・社会・国家における近代警察の歴史的確立・展開の過程や具体的な実態を探究するという、近代警察を対象とした歴史研究の基本的な姿勢を示している。近代世界における特定の国家の警察の制度や性格、活動実態等についての歴史的な分析は、その国家において生成する具体的な権力関係を別決するうえで必要不可欠な作業だといえることができる。

る。

近現代日本警察についての歴史研究の動向を整理してみると、戦前・戦時天皇制国家の警察については大日方純夫や荻野富士夫の研究を筆頭に数多く蓄積されてきた⁴、戦後占領期の警察についても、同様に多くの研究が積み重ねられてきた⁵。一方、相対的にみて占領期以後の警察の歴史研究は未だ少なく、現在に直接つながる戦後日本警察についての史的検証は、これから探究されるべき重要な課題として残されている。

とはいえ、法学者を中心に、同時代の警察に関する実証的な研究が継続的に行なわれてきたことも忘れてはならない⁶。そしてその成果を検証することは、戦後日本警察の歴史研究を進めるうえで重要な作業の一つだと評者は考える。なぜならこれらの研究は、戦後日本警察を対象とした分析を行なう際の基盤となる前提や認識枠組をかたちづくり、今日まで維持してきていると考えられるからである。こうした研究が何を問題にし何を達成してきたのか、そしてどのような問題を捉え損なってきたのかを検証することは、警察と人びととの関係を今日にいたるまで形成してきた歴史的な力学を実証的

³ 林田敏子「警察の比較研究に向けて」林田敏子／大日方純夫編『近代ヨーロッパの探究13 警察』ミネルヴァ書房(2012)、pp.2-11。

⁴ 大日方(1992)、同『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房(2000)、荻野富士夫『特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房(1984、増補版1988。増補新装版は明誠書林より2020年刊行)、同『特高警察』岩波書店(2012)。

⁵ 主に以下のものがあげられる。星野安三郎「警察制度の改革」東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革3 政治過程』東京大学出版会(1974)、三浦陽一「占領下警察改革の一断面——1947年9月16日付マッカーサー書簡の成立過程」『歴史学研究』498(1981)、荒敬『日本占領史研究序説』柏書房(1994)、小倉裕児「1947年警察制度改革と内務省、司法省」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』185(1995)、同「マッカーサーと47年警察改革」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』188(1996)、同「占領政策の転換と警察改革——マッカーサーの政治指導は変質したか」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』190(1997)、荻野富士夫『戦後治安体制の確立』岩波書店(1999)、荒敬解説・訳『GHQ日本占領史 第15巻 警察改革と治安政策』日本図書センター(2000)、竹前栄治『占領戦後史』岩波書店(2002)、戸邊秀明「占領改革期「警察社会」の意識とその変容——警察機関誌の分析から」山本武利編『早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書26 占領期文化をひらく——雑誌の諸相』早稲田大学出版部(2006)、小宮京「大阪市警視庁の興亡——占領期における権力とその「空間」」日本政治学会編『年報政治学』(1)(2013)、同「組合警察制度に関する研究——警察と地方分権」『社会安全・警察学』1(2014)、同「警視總監・消防總監・大阪市警視總監をめぐる分権の政治史」御厨貴／井上章一編『建築と権力のダイナミズム』岩波書店(2015)。

⁶ その初期のものに戒能通孝編『警察権』岩波書店(1960)がある。最も代表的なものとしては、広中俊雄『戦後日本の警察』岩波書店(1968)、同『警備公安警察の研究』岩波書店(1973)があげられる。その他のものとして、宮内裕『安保体制と治安政策』労働旬報社(1966)、中山研一『現代社会と治安法』岩波書店(1970)、同「治安と防衛」山崎真秀／中山研一／宮崎繁樹『現代法学全集53 現代の国家権力と法』筑摩書房(1978)、小田中聰樹『治安政策と法の展開過程』法律文化社(1982)、杉村敏正／中山研一／原野翹『治安と人権』岩波書店(1984)等がある。

に明らかにするうえで避けては通れない作業だといえるだろう。

これら先行研究の特徴は、中央集権的警察制度への志向および再編の動向や、それと密接に関連して重視され強化されてきた警備公安警察の実情、取り調べにおける自白偏重等々の戦後日本警察の実態を批判的に検証することを通じて、警察「民主化」を経た戦後においても継続／残存あるいは存在する抑圧的で国家主義的な性格が、戦後日本警察の制度と活動を強力に規定していると論じる点にある。さらにこの観点から、「政治警察」と「市民警察」とを明確に区分し⁷、戦後憲法と照らして全社の問題性・違憲性を指摘するとともに、警察が「国民」ではなく国家・政府に奉仕する事態あるいはリスクや警察による「国民」の権利と自由の不当な侵害・制限を防ぐべく、戦後憲法の理念に即した厳格な警察の法的統制原理を探求・提唱し、それに服する民主的な警察制度の確立を主張する点もまた注目される。

戦後日本警察の真の民主化という未完の課題に対する強い問題意識に動機づけられたこれらの研究は、なによりもまず、警察の現状に対する批判的かつ実証的な分析に基づいて国家権力としての戦後日本警察が有する政治警察的性格を指摘してきたといえる。そしてまた、このことを念頭において、戦後日本警察における政治警察優位の体質の払拭と「国民」の生命、身体および財産を守る近代的な市民警察

への進歩を、警察自身、そして戦後の「国民」にとっての喫緊の課題として提示し続けてきたのである⁸。

そして、本稿で検討する『渡辺治著作集3 戦後日本の治安法制と警察』旬報社(2021)(以下、本書。また本書の内容・引用についてはページ数のみ記す)も、その問題意識と課題設定からして、こうした戦後日本警察についての批判的研究の系譜に位置づけることができる。本書には、著者渡辺治(以下、著者)の数ある著作のうち、戦後の治安法制およびその担い手としての警察の性格や活動を検討した諸論文が収録されている。著者は「戦後」という時間軸を、戦前・戦時の治安法制および警察と、敗戦後の「民主化」を経た戦後のそれらとの断絶と変容に力点を置き設定する。関連して、本書の議論では、高度成長期以降の戦後日本における治安法制および警察の性格や活動の変容は戦前・戦時のそれらの単純な回帰もしくは復活をめざしたものではなく、「民主化」後の日本国家と社会のそれぞれの状況に規定され生じたものである、ということが一貫して強調されている。以上のような理解に基づき論じられる戦後日本警察の歴史的展開についての具体的な分析と評価、そしてとりわけこうした分析を行なうために著者が採用する方法的な分析視角に、戦後日本警察研究における本書独自の意義が存在すると評者は考える。

本論に入る前に、著者の来歴について簡単

⁷ 広中俊雄は警察の「どろぼうをつかまえたり迷い子を保護したりというような活動を「市民的警察活動」、「個人や団体の政治的行動を査察したり大衆運動の取締りをしたりというような活動を「政治警察活動」とそれぞれ定義している。そのうえで、必ずしも警察組織によって営まれる必要のないはずの「政治警察」機能の多くを警察が担当している日本の状況においては、警察がこの二つの活動をともに要求されていると指摘する。そしてこうした状況ゆえに、「警察は、第一に政治警察活動そのものによって、また第二には政治警察活動のために市民的警察活動が犠牲にされる可能性によって(たとえば「どろぼうの一人や二人つかまらなくても……」)といった考え方が出てくる)、市民の警察という性格を確保しにくならざるをえないであろう」と論じている。広中(1968)、pp.26-27。傍点原文。

この区分は現在でもよく用いられるものである。例えば生田勝義は、「警察」を組織と作用を区別したうえで、後者が誰に奉仕するものであるのかという観点からみたとき、「市民の日常生活の安全に奉仕するのが「市民警察」であり、「権力者のためにその政治的敵対者を抑圧する役割を担うのが「政治警察」ないしは「治安警察」である」ということができると論じている。生田勝義『人間の安全と刑法』法律文化社(2010)、pp.123-124。

⁸ なお宮澤節生と村山真維は、広中俊雄の研究を祖上に挙げて政治警察中心の分析に由来する市民警察部門の分析の不十分さを批判し、刑事警察と外勤警察の実証的な研究をそれぞれ行っている。宮澤節生『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動—組織内統制への認識と反応』成文堂(1985)、村山真維『警邏警察の研究』成文堂(1990)。

にみておこう。著者は、日本における著名な政治学者であり、本書もその一部である著作集の諸タイトルをみれば一目瞭然なように、その研究領域は極めて多岐にわたっている。1972年東京大学法学部卒業後、1973年4月から1979年3月まで東京大学社会科学研究所(以下、東大社研)で助手をつとめたのち、同年10月より東大社研で助教授の職を得ている。1990年4月からは一橋大学社会学部教授に、2010年同大名誉教授に就任している。本書に収録されている論文の多くは著者が東大社研助手をつとめていた1980年代に執筆されているが、この時期に著者は、それまで主として行ってきた天皇制国家の法的秩序についての歴史研究から戦後日本国家の支配構造の分析に軸足を移し、その解明に向けて戦後の国民統合や教育政策、憲法問題、そして治安法制および警察等、様々な分野の研究を同時並行的に開始している(pp.536-537)。

したがって、本来であれば、治安法制および警察を分析する作業として展開されている本書収録論文の多くは、他分野における諸作業と関連したものとして検討していく必要がある。しかしその代わりに、本稿では、他の戦後日本を対象とした警察研究と比較するなかで、著者の研究が持つ独特の問題意識と視角および意義、そして課題を検討したい。それは、評者の力量不足ゆえに著者の膨大かつ多岐にわたる研究実績のなかに本書を位置づけることが到底できないという事情によるものでもあるが、より積極的な理由としては、以下論じていくような、国家権力としての戦後日本警察の歴史を研究するうえで取り組まねばならないいくつかの重要な課題を本書が提示していると評者が考えるからである。

本稿では、まず第1章で本書の内容を要約し、著者の問題意識や方法、視角、論旨を確認

する。第2章では、第1章の内容に基づき、戦後日本を対象とした警察研究や近年の警察研究と本書を比較することで、本書の意義を考察する。第3章では、評者の考える本書の疑問点・批判点を提示する。なお、評者は現在、戦後日本警察を主たる研究対象にしているため、戦後日本警察を主題とした本書第II部・第III部を中心に本書を読み解いていくことをあらかじめ述べておく。

1. 本書の構成と内容

本書は下記のような構成となっている。

刊行にあたって

解説

第I部 戦後日本の治安法制——戦前から戦後へ

1 治安維持法と戦後民主主義 [1981年執筆]

2 政治的表現の自由法理の形成——公安条例、破防法と憲法の対抗 [1981年執筆]

3 破防法はなぜできたか、いかに使われようとしているか?——オウム真理教と破防法 [1996年講演・加筆]

4 なぜいま国家機密法なのか——国家機密法案の背景と法的問題点 [1985年講演・加筆]

5 秘密保護法制の歴史的展開と現代の秘密保護法 [2014年講演・加筆]

第II部 戦後日本社会の形成と現代の警察

6 現代警察とそのイデオロギー [1980年執筆]

附論1 ファシズム期における天皇制警察の理念——現代日本警察の源流 [1980年執筆]

7 現代日本警察の形成——「近代化」から「日本化」へ [1985年執筆]

- 8 八〇年代警察論 [1985年執筆]
- 9 風俗営業等取締法改正と警察権の拡大 [1984年執筆]
- 附論2 警察関係資料文献紹介 [1980年執筆]
- 附論3 八〇年代の警察関係文献紹介 [1987年執筆]
- 第III部 日本社会の新自由主義的転換と現代警察の変貌
- 10 グローバル化・「強い国家」政策と現代警察のねらい [2005年執筆]
- 資料
- 1 破壊活動防止法(抜粋)
- 2 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
- 3 特定秘密の保護に関する法律
- 解題にかえて・論文執筆の頃

以上に見たように、本書は全3部(10の章+3つの附論)で構成されている。このうち、第I部「戦後日本の治安法制——戦前から戦後へ」では、治安維持法に代表される戦前・戦時の治安法との比較を通じて、破壊活動防止法や国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案、特定秘密の保護に関する法律等の戦後の治安法の特徴が論じられている。第II部「戦後日本社会の形成と現代の警察」では、敗戦直後から1980年代までの時期を対象に、敗戦と戦後「民主化」によって大きな変容を余儀なくされた警察が、変容する戦後日本社会に適合する仕方でのその権限の拡大を図っていく過程が分析されている。最後に第III部「日本社会の新自由主義的転換と現代警察の変貌」では、第II部の議論を戦後日本における社会統合の確立と関連づけて整理した後、1990年代の新自由主義改革による社会統合の不安定化を受

け、警察が権限拡大の方針を転換したことが論じられている。

以下では、のちの議論のために、本書第II・III部の内容を、日本国家・社会および警察における戦前と戦後の連続と断絶および差異の特徴づけに着目して簡単にまとめてみたい。

著者は戦前・戦時天皇制警察を、国家的治安の保護を第一目的とした中央集権的で政治警察優位の体制として、また市民を日常的に監視するための分散的警察制度と多数存在した治安立法にも支えられた強大かつ膨大な行政警察権限の保有に代表される、予防主義的な体制として特徴づける。そして、敗戦後の「民主化」改革によって上記の警察権限とそれに支えられた活動領域の多くが警察の手を離れてしまったため、「戦後の日本の警察は、一貫してこういう権限の復活、活動領域の拡大を志向してきた」(p.337)と指摘する。この「警察権限の拡張意欲」(p.432)と政治警察優位の体制の継続(戦後における警備公安警察優位の体制)、とりわけ前者が本書において警察における戦前と戦後の連続性として随所で強調されており、こうした権限の拡大・縮小の動向を辿ることを中心に本書の議論は進行する。

しかし以上の連続性にもまして強調されるのは、戦前と戦後の断絶および差異であり、本書においてそれは特に戦後の「国民」運動と、企業社会的統合の確立を含む高度成長による社会変化とが促した警察の戦後的な変容として論じられている。著者はまず、敗戦直後から1950年代までの日本警察は「復古主義」的な性格をもっており、伝統的警察体制を継続し戦前・戦時天皇制警察への単純な復帰を試みていたとする。しかし、1960年前後における反「復古主義」を表現する「国民」の反対運動⁹と高度成長に伴う都市化がもたらす社会問題

⁹ 著者はこうした「国民」運動の例として1958年の警職法改正反対闘争と1960年の安保闘争を挙げ、「彼等〔警察の本流である警備公安警察：引用者〕が追いかけていた共産主義者の枠をはるかに超えた市民や労働者」(p.440)という、「かつて警察が一度としてカウントに入れたことがなかった“大衆”」(p.301、傍点原文)によってこれらの運動が行なわれたこ

の噴出¹⁰という、戦後新たに登場した社会変化に「復古主義」では対応することができず、大きな挫折を味わったことで、「近代化」を掲げて新たな社会変化に対応できる警察体制を模索しはじめたと述べる。そして、この過程で各部門の専門性を高めるべく権限の拡大を抑制する試みが1960年代警察の「近代化」でなされていたことを評価する。

しかし、1950年代に形成され1960年代に確立をみる企業社会的統合の結果としての犯罪減少¹¹を、交番制度や外勤警察・行政警察活動等日常的に「国民」と接点を持つことを特徴とする戦前・戦時天皇制警察以来の伝統的体制・活動および日本警察の優秀さと規律正しさによるものと誤認することを通じて自信を深めた戦後警察は、1970年代に「近代化」路線の否定と伝統的体制・活動の再評価を伴う、「国民」との関係を前面に掲げて権限拡大を図る新たな方針を立て展開することとなると論じられる。すなわち、現状の「治安の良さ」を根拠に、そしてそれを維持していくためと称して、「国民の要望に即した警察運営」「国民との連けいの強化」等の、「国民」に対する警察の奉仕を強調する仕方で活動領域と権限の拡大を図るに至り、積極的かつ予防主義的に「国民」生活内部に介入を試みることになることとされる。こうし

た、特殊日本的とされる伝統を再評価しながら「市民との接触領域を警察の側から意識的に拡大し、それに伴って権限を拡大するというやり方」(p.337、傍点原文)を、著者は1970年代の日本警察における「日本的警察主義」あるいは「日本化」として論じている。

そして、1980年代に入り、警察の「日本化」路線それ自体がもたらした警察の活動領域や権限の拡大に伴う警察と「国民」とのトラブルおよび警察不祥事の続発や、交通事故や少年非行、犯罪の増大によって、従来の手法での権限拡大が難しくなっている事態が生じても基本的には既存路線の徹底を図っていった警察は、1990年代の企業社会的統合の崩壊に伴う犯罪の増加と続発する警察不祥事への批判の高まりによって制度の根幹を揺るがす危機に直面することで、ついには方針の転換を迫られるようになり、これまでとは180度方針を変え「治安の危機」を前面に出しつつ権限の拡大を図っていくようになった、と説明される。

ここまで述べてきた本書における戦前と戦後の連続と断絶および差異の特徴づけの論旨を整理すると、だいたい以下のようなになるだろう。戦後警察は敗戦後の「民主化」改革によって失われた権限の再獲得を一貫して志向しているが、その手法は戦後的な変容を被っている。

とに注目している。そして、こうした新たな運動主体の存在を考慮に入れることができなかつたために、警察・治安当局は警職法改正や安保管備で大きな挫折を味わい伝統的な体制の転換を余儀なくされた、としている。

¹⁰ 著者は、交通事故の激増や1963年3月の吉展ちゃん事件、5月の狭山事件と相次いだ刑事警察の失態、さらには伝統的な派出所一駐在所体制が犯罪の都市化・広域化・スピード化についていけないことへの「国民」および警察部内での批判が、1960年以降高まっていったとしている(pp.440-442)。

¹¹ ここでは、企業社会的統合の確立とは「企業社会の形成による社会的統合の安定」、すなわち「企業社会への労働者の吸収・統合による、失業とりわけ若年層のその減少、家族の安定、そして企業の繁栄から上がる税収を梃子にした利益誘導型政治による農家や周辺層の安定」のことを指す(p.446、傍点原文)。

企業社会とは、1950年代半ばに企業がつくった「男性正社員労働者なら、ホワイトカラー労働者のみならずブルーカラー労働者も含めて企業の競争に忠誠を尽くせば昇進が可能な構造」と、終身雇用慣行や年功賃金制度が組み合わされて生まれた、「企業への忠誠競争でサラリーマンたちは「過労死」をするような労働を強いられたが、会社のなかで、自分のプライバシーとか思想を捨てて会社のために尽くせば、とにかく「人並みの」暮らしが保障される、そういう社会」とされている(pp.446-447)。著者は、こうした企業社会の構造、およびそれと並行して行なわれるようになった新卒一括採用により「実現された低失業率こそ、六〇年代以降の犯罪発生率の低下の第一の要因であったと推測」している(pp.447-448)。

次いで著者は、女性労働者の企業からの排除と男性労働者への「家族賃金」の保障が作りだした、「女性を家庭に追い込み専業主婦にして教育や介護に専念させる性別役割分業」に伴う離婚率の低さ(家族の「安定」)を犯罪発生率減少の第二の要因として挙げている(p.448)。最後に、「企業の繁栄で増大する税収を資源として」、政府が「大規模な公共投資や、皆保険制度、農業や都市自営業目当ての利益誘導型政治を展開することにより、企業に統合されない「周辺」層を統合した」ことを、犯罪発生率減少の第三の要因として挙げ、「以上のような企業社会-家族-自民党利益誘導政治の構造が、人々を社会内に安定的に結びつけた」ことが、「犯罪減少の社会的根拠であった」とまとめている(p.448)。

すなわち、とりわけ1970年代以降、「国民」を前面に出しての「市民警察」分野における権限拡大という性格を持つようになったのである。しかし、「その内実は天皇制警察がもっていたような国民掌握力を理念としており、それを現代日本において再生するところにあ」ったため、警察は自身の「運営の中に、国民や市民の声を反映させる」ことはなかったのであり(p.344)、ここで進行したのは「全“市民警察”部門の治安かともいうべき事態」であった(p.329、傍点原文)。そして、1990年代以降、警察権力をめぐる情勢は新たな局面を迎えることになる。社会統合の解体に伴い、支配層の治安問題への関心が高まるなかで、警察は「治安の危機」の回復を掲げて自己の活動の拡大と正当化を図るようになっており、それと同時に、新自由主義的改革の推進と軍事大国化をめざす支配層の思惑と歩調を合わせた警察権力の強化が進行しているのである。

以上、本書の内容と特徴をごく簡単に論じてきた。私見ではこの特徴こそが、本書の意義と深刻な課題を同時に生じさせているように思われる。ひとまず本書の意義から検討していくことにしよう。

2. 本書の意義

本書の第一の意義は、戦後日本警察の歴史の変容過程を論ずる上で、その「イデオロギー」¹²の歴史的变化をそれぞれの部門に即して分析する作業の重要性を提示したことである。戦後日本の警察を対象とした研究において、警察のイデオロギーの歴史の変遷を取り扱っているものは多くはない。例えば広中(1968)は制度や活動の歴史的展開を精緻に描き出してはいるが、イデオロギーという観点を打ち出して警察を論じているわけではない。それゆえ、戦後変容する社会のなかで、警察がいかにより自らの正統性を根拠づけようとしたのかということについて、意識的に論じているとはいえない。

また戦後の治安法との関わりのなかで警察を論じ、1960年代以降の治安法制全体のイデオロギーとして治安法に基づく権力を正当化する「福祉国家論のイデオロギー」を提示する中山(1970)や、1970年代以降の警察戦略を論じるにあたり危機管理国家構想という独占資本のイデオロギーを持ち出している小田中(1982)も、警察のイデオロギーの歴史的展

¹² 著者は本書で「イデオロギー」という概念に明確な定義を与えていないが、その用い方をみれば、当該組織(ここでは主に警察)が意識的に選んだり状況に応じて変更したりすることができる、一般的な意味での「理念」「方針」などの言葉で置き換え可能なものとして提示されているように思われる。以上を踏まえ、本稿では、著者の議論において用いられているイデオロギー概念について、自己正当化のための理念および戦略方針と仮に定義しておく。また著者は本書第6章でアルチュセールのイデオロギー論に言及し、「国家装置のイデオロギー的機能を明示するとともに、それについて、対内的と対外的の二つの契機を提示して、きわめて示唆的である」と評価しつつも、①家族や学校、組合等の装置がなぜ国家の装置となるのか説得的に示せていない②「国家のイデオロギー装置」と「国家の抑圧装置」の関係および国家装置としての統一性に関して、個々のイデオロギー諸装置を一括して「国家」の装置として把握することは「国家装置概念の拡散が生ずるばかりでなく、レベルの異なる装置をいっしょくたにしてしまう点で正しいとは思われない」(「家族、学校、文化・情報施設、組合等の装置は、国家装置のなかにふくめるべきではない」との批判を加えている(pp.220-221)。

しかし評者がみれば、著者とアルチュセールの「イデオロギー」の理解ないしは定義には、大きな隔りがある。あらかじめいっておけば、著者とアルチュセールのイデオロギーに関する理解が異なることが、本書の意義をそのまま損なうことにつながるわけではないと評者は考えている。ただし、本書の議論を徹底しようとする際、著者によるアルチュセールの読解およびイデオロギー理解では大きな問題が生じてくるように思われる。それは、アルチュセールのイデオロギー理論における重要な論点のいくつかを、すなわち、様々なイデオロギー諸装置が国家のイデオロギー装置として統一をなしているのは、生産諸関係の再生産を保証するために必要な特定の諸「価値」・諸テーマ—ブルジョワ国家に於いては①ナショナリズム②自由主義③経済主義④ヒューマニズムだとアルチュセールは述べている—を要約し再編する、国家権力を掌握し国家の抑圧装置を統御する支配階級のイデオロギーとしての「国家のイデオロギー」を現実化しているかぎりにおいてであること、そしてイデオロギーが諸個人を特定の自明性をもった諸主体へとかえることによって警察抜きで服従させることをその機能として持つことを、著者が捉えられていない点に起因する。L.アルチュセール(西川長夫/伊吹浩一/大中一彌/今野晃/山家歩訳)『再生産について—イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置 上・下』平凡社(2010)、上巻第8章、pp.277-283および下巻第12章参照。この点を見落としているがために、著者は特定の人びとが「国民」となることを通じて警察の正統性を承認し服従するのみならず、そうでない人びとを排除するうえで警察と共犯関係を取り結んでいることを問題化しえなかったのではないかと。

開を辿りその時々警察、もっといえば各部門に固有の自己正当化の戦略を取り出しているわけではない¹³。

対して本書は、例えば、高度成長がもたらす社会変化と「国民」運動のインパクトを受けた刑事や外勤、警備・公安といった各部門が、「近代化」というイデオロギーを掲げつつ、いかに他部門および部内での権力争いのなかでそれぞれに固有の変化と戦略を模索していったかを論じている。これによって本書は、警察が社会と隔絶された、国家意思を体現する一枚岩的な装置であるわけではなく、ダイナミックな社会変化や対抗的な闘争の影響を絶えず被ることで、それぞれの部内における変化と相剋を伴いながらその全体的な有り様を変容させる国家装置であることを、戦後日本の歴史のなかに位置づけて具体的に提示することに一定程度成功しているように思われる。

本書の第二の意義は、戦後日本における社会統合の変容に着目し、それとの関係で警察を論じる視座をひらいたことである。著者は1960年代を通じた企業社会的統合の形成・確立が可能にした、日本の「治安の良さ」を喧伝する「日本的警察主義」イデオロギーが「ジャパンアズナンバーワン」論という社会的政治的支配の現状を肯う保守的なイデオロギーの一部をなしていることを指摘している。また、1990年代に企業社会的統合が崩壊し、1970年代以来の警察の「日本的警察主義」路線が頓挫しつつあるなかで政府や警察が「治安の危機」論を盛んに唱えだしたことを、新自由主義政策の一環であり、治安権力の強化による統合の進行として論じている。こうした議論を展開することによって本書は、警察による権限拡大の方針の変遷を辿りつつ、治安権力を前面に出す必要

のない相対的に統合された「安定」した社会状況において生起し継続してきた方針と、そうした統合が解体され「不安定」となった社会において生じてきた治安権力を前面に出して統合を進めようとする方針との歴史的社会的差異とその変容過程を示しているといえる。後述するように、評者は著者による「統合」の論じ方には重大な問題が存在すると考えるが、著者が導入した、警察の政策や活動が社会統合の状況によって強く規定されているという論点は、戦後日本警察の歴史的変遷、とりわけ1990年代以降の警察権力の強化を論じるうえで有力な座標軸の一つになりうるといえるだろう。

第三に、戦後日本警察の主流であった警備公安警察や治安法との関係ではなく、刑事・外勤等の「市民警察」部門に焦点を当てて、それら各部門と警察全体の双方におけるそれぞれの年代の特徴、とりわけ1960年代と1970年代の画期性を論じる点である。

例えば、広中(1968)や中山(1970)が、警備公安警察や治安法の展開を中心に戦後日本警察を論じる観点から1960年代における刑事警察の「近代化」について、警備公安警察の拡大強化をおさえその整理縮小を達成するに至らなかったという否定的な評価を下しているに対し、本書は刑事警察が「専門化」を達成すべく自己の活動領域を限定する志向を持ち、さらには捜査における自白中心主義を是正する可能性を持っていたと、その積極的意義を論じている。無論、著者は刑事警察その他の「近代化」を手放して評価しているわけではない。刑事警察に関していえば、部内多数派が「近代化」戦略の一つである「捜査の合理化、高度化」方針を、自白中心主義を抑制するために打ち出されていた「捜査の適正化」方針の否定として

¹³ とはいえ、その内容の是非はともかく、治安政策全体あるいはその他の国家装置のイデオロギーを問題にすることそれ自体はいうまでもなく重要であり、警察においてこれらのイデオロギーがどう浸透し作用しているのかを辿ることもまた必要な作業である。そのため、本書における1960年代の警察に関する議論では論じられない、治安政策・刑事政策における「左右の暴力論」や「新社会防衛論」に言及している中山(1970)を含め、これらの議論は本書とあわせて検討されるべきである。

解釈し、自白中心主義を温存・正当化しようとしたことが指摘されている。さらに警察全体に関して、1960年代警備警察「近代化」による警備活動の「成功」が1970年代の日本警察の変貌のスプリングボードとなったことや1970年代に強化されるCR(コミュニティ・リレーションズ)活動¹⁴が警備活動における地域住民対策としての来歴を持つこと、さらには1960年代における市民警察部門の地位の見直しに、すでに1970年代における「国民のための警察」を前面に押し出した警察権拡大の方向がみえること、等々を論じている。

最後にあげることができるのは、敗戦直後から2000年代前半までの戦後日本警察の通史を提示した点である。個々の警察部門に着目した研究、あるいは特定の時期における警察の動向を論じた研究は多数あるものの、全体としての戦後日本警察の歴史的展開を、しかも

通史的に論じた研究は非常に少ない¹⁵。戦後日本警察の制度的な変遷を跡づけた先駆的な研究である広中(1968)もすでに50年ほど前の著作であるため、本書においてその画期性が強調されている1970年代以降の警察の動向を本格的に分析することはできていない。このような状況において本書は、著者自身も認めているように警備公安警察についての記述が薄いという問題点はあるものの¹⁶、敗戦直後から2000年前後までの戦後日本警察を歴史的に理解するうえでいわば入門的な役割を果たすことができる¹⁷。

ここまで述べてきたような本書の意義は、2000年代に入り興隆してきた「社会安全政策論」の観点からの警察論・警察研究が持つ性格と照らし合わせることで、より明確になる¹⁸。社会安全政策論とは、「市民の社会安全政策に関する意思決定(手法の選択に関する意思

¹⁴ CR活動とは、主として「コミュニティ」として把握された住民に対し一方的でなく相互的にかかわりを持ち、それらが抱える不満や要望、社会問題を警察主導で解決していくことを目指す市民サービスのな警察活動のことである(pp.255, 325)。元々は1950年代のアメリカで、都市化による地域社会の自律的な秩序維持機能および警察との結びつきの解体を治安悪化の要因と認識した警察当局が、都市化に対応すべく打ち出された近代化が市民と警察の隔たりをかえって強化してしまっていると問題にしつつ始めた施策であったが(p.325)、日本においては1960年代後半に、羽田や新宿等、新左翼運動が大々的に展開された地域や、基地や公害の被害地域における住民の自主的な組織化や運動への参加を防止すべく導入された(p.255)。1970年前後になると、日本においてCR活動は以前より交番によって事実上行なわれてきていることだとして、「日本型警察主義」イデオロギーに組み込まれながらCR活動は強化されていくこととなる(pp.326-327)。

¹⁵ 日本弁護士連合会編『検証 日本の警察—開かれた警察と自立した市民社会をめざして』日本評論社(1995)は、戦後日本における警察の変遷と問題点を、各警察部門やさまざまなトピックからある程度網羅的に論じている。

¹⁶ 著者は、「とりわけ戦後日本警察においては、外勤警察はじめ、後者の部門[「市民警察」部門]:引用者]による国民の監視・統合が、特徴となっている」という「想定の下で、[……]戦後警察の分析を、警備公安警察ではなく外勤警察をはじめとした「市民」警察部門に焦点を絞って行なった」点に自身の「検討の意義がある」ものの、その「反面、警備公安警察の強化、変貌過程の検討が手薄であり、警備・公安と「市民」警察部門が総合的に国民統合にいかなる役割を果たしたかの検討が不十分だという弱点もある」と述べている(pp.5-6)。警備公安警察については注6に挙げた文献のほか、戦後日本の公安警察に関しては青木理『日本の公安警察』講談社(2000)を参照のこと。また70年代以降変容した市民警察部門の方針や活動が具体的にどのように政治警察部門の方針や活動と連携・連動していたのかということについては、安藤丈将が論じている。安藤丈将『ニューレフト運動と市民社会—「六〇年代」の思想のゆくえ』世界思想社(2013)、同「警察とニューレフトの「一九六八年」—運動のポリシングとその遺産』『思想』(1129)岩波書店(2018)。

¹⁷ 著者は、「二〇一〇年代以降の警察の路線についての検討」がなされていないことを本書のもう一つの「限界、弱点」として挙げている(p.9)。2000年前後以降の警察の制度的変遷を論じたものとして、大日方純夫「現代日本における「治安」の構造」歴史科学協議会編『歴史評論』(818)(2018)、同「警察の「治安」構想と「民衆の警察化」」『福音と世界』77(4)新教出版社(2022)がある。そのほか、1990年代から2000年前後までの時期を対象として、警察による地域治安政策の本格的な強化の諸相を論じたものに清水雅彦『治安政策としての「安全・安心まちづくり」—監視と管理の招牌』社会評論社(2007)、1990年代後半からの入国管理行政と警察制度・活動の再編強化および相互連携の深化に基づく外国人管理の強化を論じているものに、古屋哲の諸論稿がある。古屋哲「見られる者と見る者—監視社会と外国人」小倉利丸編『グローバル化と監視警察国家への抵抗—戦時電子政府の検証と批判』樹花舎(2005)、同「警備情報活動と出入国管理行政との関係について」青木理/梓澤和幸/河崎健一郎編『国家と情報—警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む』現代書館(2011)、同「国境再編における国家の暴力—出入国管理、警察、軍事」森千香子/エレン・ルバイ編『国境政策のパラドクス』勁草書房(2014)。

¹⁸ 小林良樹は、2003~2004年に関係論文がいくつか発表されたことを契機として社会安全政策論が提唱されるようになったとつつ、こうした議論の枠組自体が生まれた背景として、①1990年代における「犯罪情勢の悪化」②「犯罪予防論(犯罪機会論)の発展」③「社会安全の問題に関与するアクターの多様化と利害調整の必然性」④「警察活動に対する国民の意識の変化」の四点を挙げている。小林良樹『犯罪学入門—ガバナンス・社会安全政策のアプローチ』慶應義塾大学出

決定)に有益なものを整理して提示し、市民が理性的な判断をすることに貢献することをめざすもの」などとして定義される¹⁹、「国民」一人一人、さらには様々な社会的アクターが自らと社会の「安全安心」のために主体的に犯罪対策に参与し、警察と協働して最も効率よく犯罪の予防や対処を行なうための政策を検討・提示する議論としてまとめることができる²⁰。

こうした議論が持つ問題点は多々指摘されているが²¹、評者が特に問題としたいのは、国家権力としての警察に関する歴史的視座の欠如である。社会安全政策論は犯罪や社会の「安全安心」をめぐる現在の状況や課題に対して警察の権力性を問題にしてきた従来の議論の枠組ではうまく対応できないことを強調し、それと対比する中で自身の理論としての来歴や意義を説明する傾向にある²²。しかし、過去の議論を吟味することなく過度に単純化することによって、社会安全政策論は、戦後日本の警察権力に関する研究の豊富な蓄積とともに、それらの議論が問題にしてきた警察の権力行使や「国民」の動員についての歴史的事実を矮小化してしまっているように思われる。このような、警察の権力性を軽視ないしは無視する没歴史的な議論が広がるなかで本書を読むことは、戦後日本警察に関する議論を行なう際にこそ政治警察的部門における(強制的な)権力行使に加え

て市民警察的部門において作用する「国民」を前面に出した権力の問題を問わねばならないこと、そしてこの問題は戦後日本警察の歴史的展開に即して把握する必要があること、等々についての示唆を得られる点で重要であると考えられる。

以上、評者の考える本書の意義を論じてきたが、評者からみれば、本来本書が持つ射程に相応の論展開がなされているとはいいがたい。さらにそれは、本書の問題意識と深い関係にあるいくつかの方法的な難点をその一因としてもっているように思われる。この点も含めて、次章で評者が本書に抱いた疑問と批判を論じていく。

3. 本書への疑問・批判

評者が本書に抱いた第一の疑問点は、警察のイデオロギーについてである。著者は警察を、社会的対抗・紛争を「秩序」——「社会内のすべての成員あるいはその一部が共通に服すべき規範として、その主たる部分を国家装置により定立もしくは認証されている社会の支配的イデオロギーの体系」——に押し込めることを任務に持つ、つまりは「秩序の維持・形成に携わる」国家装置と定義している(p.218、傍点原文)。そしてこのように定義された警察のイデオロギーを分析するにあたって、家族・学校等

版会(2019)、pp.52-55。社会安全政策論のアプローチをとる研究は、ここ5年ほどに限っても、小林の論のほか、警察政策学会編『社会安全政策論——警察政策学会20周年記念』立花書房(2018)、小山剛/新井誠/横大道聡編『日常のなかの〈自由と安全〉——生活安全をめぐる法・政策・実務』弘文堂(2020)などが該当する。

¹⁹ 田村正博「社会安全政策論における手法・理論・組織」警察政策学会編(2018)、p.22。ここで「社会安全政策」は、「市民が自らの安全と社会生活の上で必要な生活基盤とを、不法な侵害から守ることを、市民自身がコストを負担し、主権者として決定するもの」とされている。

²⁰ 小林(2019)、pp.6-9。

²¹ 社会安全政策論に対する批判として、本田稔『「社会安全政策論」の基本的性格に関する一考察』立命館法学会編『立命館法學』(6)(310)(2006)、大場史朗「現代警察活動とわたしたち」内田博文/佐々木光明編『〈市民〉と刑事法——わたしとあなたのための生きた刑事法入門 第5版』日本評論社(2022)。

²² こうした傾向は、例えば、「戦後長期間にわたり、警察と国民の関係は主に[……]「権力を持って国民の人権を侵害・蹂躪する可能性のある強者(警察)」と「権力による抑圧に晒されている弱者(国民)」という単純な「二項対立」的な図式で捉えられてきた」ために「警察の活動を極力制限するための議論が活発になされ」てきたものの、1990年代の「犯罪情勢の急激な悪化等を背景として、[……]国民の権利自由の確保のための積極的な警察活動を期待する国民の意識が高まっているとみられる近年においては、「警察と国民の関係を考えるに当たり、単純に警察の活動を制限するという視点のみならず、「社会安全を実現するために警察に一定の積極的な活動を認めた上で、同時にこれに対する効果的な民主的統制を加える[……]」ことによってバランスを取る」との視点が必要となっている、というような言明のなかに見いだすことができる。小林(2019)、pp.54-55。

の社会的諸集団が「イデオロギー的にも一定の方向付けをされることによって、国家的関係の網の目に組み入れられ、装置の総体としては支配的イデオロギーの実現のためにイデオロギー的に機能」していること、「また逆に、これら装置のイデオロギー的機能によって国家装置は反作用を受け」ることに留意することの重要性について述べている (pp.221-222)。

以上の観点に即した議論を展開していくなれば、人びとの側がどのように警察のイデオロギーを理解しているのか、あるいは、警察が社会のなかで具体的にどのように「社会内の諸イデオロギーによる浸透を受け、あるいは批判を受けて」きているのか (p.219) といった点についての具体的な記述が必要になってくると考える。しかし、本書においてこの点に関する議論が十分になされているとはいいがたい。「国家装置のイデオロギーは、それがもつ実力に裏づけられつつ、社会内部の諸集団、装置のイデオロギーを特定の方向にむけさせるといふきわめて重要な役割を果して」おり、「本稿では戦後の警察装置が掲げたイデオロギーのかかる機能についても一定の検討をおこなうこととなる」 (p.222) と述べている以上、この説明不足は大きな問題なのではないか。

例えば、1970年代の警察戦略の変容を論じるなかで著者は、「地域の共同体の連帯意識や伝統的社会規範は、いずれも従来警察がそれらに依拠して社会と接触し「秩序」を形成してきた基盤である」とし、都市化に伴う人口集中・核家族化の進行によってこの基盤が崩壊することを防ぐために、1970年代の警察は「国民の要望に即した警察運営」と「国民との連けいの強化」を掲げ、新しい手法で「国民」に自身の存在意義を示すとともに「警察のヘゲモニーによって住民の伝統的共同体を再編すること」をめざしたと述べている (p.247)。そしてこの路線に沿って、60年代合理化の対象となって

いた外勤警察の再評価とともに、CR活動の大幅強化が起こると論じるのだが、ここで、警察活動の「基盤」として注目されている地域の様々な共同体が警察と戦後取り結んできた具体的な関係の実態や、強化されたCR活動をはじめとした、1970年代以降の警察による共同体の組織化の諸相についての具体的な分析はなされていない。しかし、1970年代の画期性を論じるためには、地域共同体がいかなる警察のイデオロギーを受容あるいは共有することで「秩序」形成の基盤となってきたのかについての歴史の変容を論じる必要があると考える。こうした課題を歴史実証的に検証する作業にとりかかるのであれば、「国民」という一枚岩的な集団的主体を指す概念を中心に据えた分析ではなく、「国民」内部および外部の社会的諸集団間における権力関係や(イデオロギー)闘争に着目した分析を行なう必要があるだろう。

第二に社会統合という問題設定についてである。先にも述べたように、著者は1960年代に確立した企業社会的統合による社会の「安定」が、すなわち「企業社会への労働者の吸収・統合による、失業とりわけ若年層のその減少、家族の安定、そして企業の繁栄から上がる税金を梃子にした利益誘導型政治による農家や周辺層の安定」が犯罪減少の大きな要因だと論じているが、ここでそのことは「警察の取締り政策とは無関係な、大規模な社会的変化」であることが強調されている (pp.444-446)。「日本社会の安定は警察の努力や方針とは異なる要因で起こり、むしろ警察の方針の方が、そうした社会の安定に追随し」てこの「成果」を自己の手柄として誇示することで権限の拡大に努めてきたのであり (p.432)、1990年代における「安定」の崩壊、犯罪の増加に関して「今度も警察とは関係のないところから起こった」 (p.464、傍点原文) とするのが本書の基本的なスタンスだといえる。社会の「安定」あるい

は「不安定」と警察活動や方針の無関係さを強調するこのスタンスは、1970年代の警察のイデオロギーの「虚偽性」を批判するという強い問題意識と、警察と関係のある社会変化の第一に犯罪の増減を置き、社会の「安定」あるいは「不安定」を反映するものとしてこの犯罪の増減を捉える前提から生じてくるものだと思われる。社会の「安定」／「不安定」と犯罪の増減をナイーブに直接つなげる、この前提自体を問題にすることは当然可能である²³。しかし、評者がここで問題にしたい点は別にある。すなわち、犯罪の減少に警察活動や方針が無関係であることは、企業社会的統合と社会の「安定」において警察が役割を果たしていないことになるのだろうか、という点である。

著者は、企業社会的統合がもたらす警察に関わる変化(=犯罪減少の要因)の一つとしての失業率の低下について、「こうした企業社会の下では、公的福祉が貧弱であっても、企業の傘の下にすることができさえすれば暮らしていける」反面、「企業社会からいったん社会に放り出されたら、福祉からもみはなされ恐ろしいこ

とになる」ために「ますます労働者は企業にしがみつこうようになった」と論じている(pp.447-448)。ここで示されている、「企業社会からいったん社会に放り出され」、「福祉からもみはなされ」た人が直面することになる「恐ろしいこと」が具体的にどのような状況であるのかに関して、本書は特段論じてはいない。しかし評者としては、まさにこのような状況の創出にこそ、警察は密接に関与しているように思われてならない。つまり、企業社会が要請するルートから外れざるをえない人びとやこうした社会とは無関係に生きようとする人びと、こうした社会の変革をめざす人びとを「治安」あるいは「社会病理」の問題圏に引きずり込んで罰を与え、時に矯正を試みると同時に、こうした人びとに関するネガティブな言説を形成し、それを流通させることを通じて人びとの企業社会への囲い込みの強化に貢献するかぎりにおいて、警察は社会統合のなかでその独自の役割を果たしているといえるのではないか²⁴。

本書がこうした課題設定を試みていないことは、社会統合についての著者の議論が内包す

²³ 犯罪統計から読み取ることができるのは犯罪の「実態」ではなく、認知・検挙等の警察活動のデータである。そのため、犯罪統計の値は、警察の取締り方針の変化や統計処理の方法の変更にも大きく作用される。犯罪の増減と警察の政策の無関係さを強調するのではなく、むしろ警察活動・方針の変容と犯罪の増減の相関関係こそ探る必要があると考える。

また著者は河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学』岩波書店(2004)の議論に依拠しつつ、1980年代以降の犯罪の増加現象は様々な統計処理の変化をその要因としているものの、それを差し引いてみても、ホームレスや自殺者同様「犯罪の発生についても、九〇年代後半から、増加が始まっていることは否定できない」とし、その背景には「グローバル経済と新自由主義改革による失業や倒産の増大、福祉切り捨てによる既存社会統合の解体と貧困化の進行」があると推測している(pp.475-479、傍点原文)。

一方浜井浩一は、失業や離婚の増加が犯罪発生にまったく影響を与えないとは考えにくいとしつつも、1990年代末からの雇用の不安定化や生活保護受給世帯の増加は根本的に改善していないにもかかわらず2002年以降一般刑法犯認知件数が減少し続けていること、2008年以降失業率と一般刑法犯認知件数がまったく連動していないことを指摘している。そのうえで、「50-100年単位で見れば、経済安定や失業率の低下は犯罪を減少させるはずであるが、短期的には、一般刑法犯認知件数と失業率や離婚率と検挙人員との間にもそれほど強い関係は認められず、両者の間に直接的な因果関係があるとは認められない」と結論付けている。浜井浩一「なぜ犯罪は減少しているのか」日本犯罪学会編『犯罪社会学研究』(38)(2013)、pp.63-64。貧困と犯罪を直接に結びつけることを批判し、貧困が様々な社会的要因を媒介として犯罪に与える重層的な影響を明らかにすべきだと提起する津島昌寛も、1985年から2007年までの統計を使用し、この間の貧困率と傷害および窃盗の犯罪率が連動していないことを指摘している。津島昌寛「貧困と犯罪に関する考察—両者の間に因果関係はあるのか?」犯罪学会編『犯罪社会学研究』(35)(2010)。

こうした議論および、著者が依拠する河合の研究が、浜井が犯罪認知件数の急増が終了し急減へと向かう画期だとする2002年までを分析対象としているために、その後の展開を追うことができていないことを踏まえると、著者の結論もまた再考の余地があるように思われる。加えて評者は、貧困の増大と犯罪の増加をストレートに結びつける本書の議論は、貧困者を犯罪者(予備軍)として構成する知と権力の相互作用を正面から問題にできないどころか、こうした言説を補強し強化する危険性すらある点で問題であると考ええる。

²⁴ 高度成長期の日本警察を対象とした歴史研究でこの論点について本格的実証的に論じたものは評者が調べたかぎりでは見当たらないし、評者自身も本格的に論じるだけのものを持ち合わせていない。この論点を実証的に検証していくことは、評者を含めた戦後日本警察の歴史研究における課題だといえる。

る難点と関係していると考えられる。企業社会的統合の形成・確立についての本書の議論は、戦後日本独特の支配構造の持続をとき、「過労死」や性別役割分業等、統合された主体（「国民」）が抱えることになる問題に焦点を当てる一方、「外国人」やインフォーマルな経済に従事する人びと、寄せ場の日雇い労働者、「浮浪者」等、必ずしも著者が列挙する統合の区分に沿うようには統合され（てい）ないように思われる主体の存在およびその状況に言及することなく進行する。こうした議論展開のなかでは、「安定」した社会における統合の解れや排除・抑圧と表現される事態は、統合に関する議論のなかに位置付けることができるのか、というような問いは存在する余地がない。さらにそのことと関連して、そもそも企業社会的に統合された社会の「安定」なり「安全」は、いかなる人びとにとってのどのような「安定」であり「安全」であったのかという問いもまたあらかじめ封じ込められてしまっているように思われる。

評者が感じる第三の疑問は、1960年代の警察政策に対する著者の評価である。先述したように、著者は1960年代の警察政策の特徴を「近代化」として把握し、いくつかの留保をつけつつも、警備・公安優位の伝統的体制を脱して市民警察の地位を向上させるとともに、警察の権限を縮小させる可能性をもった試みとして評価している。この評価は、戦前・戦時天皇制警察が国家的治安の保護を第一目的に、分散的警察制度や強大かつ膨大な行政警察権限と治安立法をその特徴として持つという理解を前提に、戦後における警察全体の変遷を警察権限の拡大・縮小を中心に論じ評価する本書のスタンスからすれば妥当なものだといえる。しかし、評者としては、こうした評価を下すにいたる過程でいくつか重要な論点が見過ごされているように思われる。

例えば著者は、1960年代警察「近代化」の

内容の一つである「専門化」は、「「専門」力量の向上のために、各専務警察自体、また警察全体としても自己の活動領域を限定するという志向を伴った」とし、「この職務の限定ということは、可能な限り、広く市民社会に介入しようという天皇制警察以来の日本警察の伝統のひとつの転換を意味するものであり、この点でも警察「近代化」は、積極的可能性を持っていたといえる」との評価を下している（p.328）。そして、少年警察においても、「現在のように広範な少年すべてを、非行になるかも知れないとして警察の対象にし、非行になる前から網をはってつかまえるというような予防的・取締りの考え方ではなくて、少年をめぐる行政の中で警察が果たさなければならないのは、非行少年が犯罪を犯したときに、その犯罪を捜査・検挙することであり、警察はこれをやればよいのだという考えが出ていた時期」、つまりは「少年警察の中に、警察の役割を消極的なところに限定する、少年警察活動のある限界内でおさめようという方向が出ていた」時期だとする（pp.341-342）。

しかし著者は一方で、1959年風営法改正を画期とする少年警察活動の増強をふまえて、1960年少年警察活動要綱制定・1963年学校警察連絡協議会発足といった少年警察の確立がおき、さらにこれを背景に1960年代後半には少年警察権限の法的根拠を少年法改正によってつくろうとする試みがあったことを指摘してもいる（p.367）。著者自身が述べているように、この動きは警察が「自己の活動を非行少年の犯罪の捜査、福祉犯の取締りなどに限定する」という「謙抑的姿勢」を変えて、少年警察を「拡充」しようとしたものとして理解すべきだろう（p.367）。ただし著者は、この時期の少年警察が人員・予算ともに少なかったこと、「少年警察活動要綱」の原則に反して少年犯罪の多くを少年係ではなく捜査係が担当する状況を少年警察は是認せざるをえなかったことを指摘し、

「この少年警察も五〇年代から六〇年代にかけては拡充の一途をたどったわけではない」ことをむしろ強調している (p.367)。

評者がここで問題にしたいのは、「警察の役割を消極的などころに限定する、少年警察活動がある限界内でおさめようという方向」がこの時期の少年警察内部で出ていた、という著者の指摘を裏づける根拠が挙げられていない点である。この指摘は、1970年代の「日本的警察が犯罪の捜査よりもその予防を重視し警察の本務とする²⁵ことのコロラリーとして、従来の少年犯罪の捜査に自己の活動を限定してきた少年警察が「それにかえて少年を非行に走らせないような²⁶予防活動を重視するという方向をとるようになった」 (p.368、傍点原文) という著者の主張から根拠に乏しいまま導き出されていると考えられる。

しかし、少年警察の制度的変遷を辿ってみるかぎり、著者の主張とは真逆の事態が進行しているように思われる。例えば、少年非行の増加を背景に、1950年代中頃から非行「防止」のための施策として有害環境の排除や地域社会と連携した活動が重要視されるようになってくるが²⁵、こうした動きは少年犯罪の捜査に自己の活動を限定する方向とはかけ離れたものだといえないだろうか。また、武内謙治は1955～1964年を戦後における少年警察の第二期とし、その特徴として上述したような「地域化」と、1959年科学警察研究所に防犯少年部が新設されたことに代表されるような「科学化」の二つを挙げている²⁶。こうした議論を踏まえるならば、少なくとも少年警察に限って言えば、本書の図式のなかで1950年代・1970年代とは区別された1960年代の特徴として示される「近代化」とは異なる特徴づけや分析が求めら

れるように思われる。著者は1960年代「近代化」の内容を無理に一般化・全体化してしまったがゆえに、また1950年代「復古主義」および1970年代「日本化」の問題性およびそれらと1960年代「近代化」との断絶・差異を強調するあまりに、各警察部門の活動内容に即してそのイデオロギーを論じることの重要性を示していながら、1950～60年代の警察の多様な相貌を捉え特徴づける視座を閉ざしてしまったのではないだろうか。

ここまで、評者が本書に感じる三つの疑問を述べてきたが、最後に問題にしたいのは、本書が警察、とりわけ「市民警察」による「暴力」および、それと「国民」の共犯関係をほとんど論じない点である。「国民」という一枚岩的で集合的な主体を軸に、企業社会的統合の確立による社会の「安定」を強調する本書の議論のなかで、例えば、「浮浪者」や日雇い労働者に対して戦後行使されてきた警察の差別的な暴力や、それに加担し要望さえてきた地域住民の「協力」の歴史的な位相は後景に退いてしまっている。

著者が評価する1960年代において、東京オリンピックの開催に向けて、「環境浄化」「暴力追放」のスローガン・戦略のもと「浮浪者」や精神障害者への差別的な警察暴力が強化され正当化されてきたことを踏まえるならば²⁷、そしてこれとほとんど同じ暴力が過去から現在まで幾度となくくり返されてきたことを想起するならば、こうした警察の暴力を、「国民」によって構成されている「安定」した社会の中での例外として除外する、あるいはたんなる一エピソード、たんなる一事件として扱うのではなく、まさしく警察の本質に関わるものとして歴史的に分析していく必要があるように思われる。つまり、「戦

²⁵ 辻脇葉子「戦後少年警察の軌跡に関する一考察(2)」『明治大学短期大学紀要』(43) (1988) 参照。

²⁶ 武内謙治「少年司法の理念と構造——少年への援助と少年犯罪の社会構造的性」九州大学博士論文(2000)、第二章第三節参照。

²⁷ 今川勲『現代棄民考』田畑書店(1987)、第一部第三章参照。

後」において作用してきた特権的なカテゴリーとしての「国民」を立ち上げる一方でそこから排除された人びとにネガティブなカテゴリーを押しつけ、暴力を正当化していく権力の動態のなかで警察がどのような役割を果たしているのか、そして人びとが「国民」になる過程でいかに警察と「共犯関係」を結んでいるのかを、歴史的に辿り明示していく作業が、現在に連なり現在をかたちづくってもある警察と暴力の歴史的な関係を問いに付すうえで必要とされているのではないだろうか。

むすびにかえて

本書は、戦後日本の警察に関する批判的研究の問題意識を引き継ぎつつ、戦後日本警察を歴史的に把握するうえで重要となる、様々な論点や分析視角を提示している。しかしこの論点や分析視角は批判的に引き継ぎ論じられるべきものである。

本書においては戦後日本社会や警察についての理論的・概念的な把握や分析、説明が先行しており、警察をめぐる歴史的事実や出来事は相対的に副次的なものとして扱われている。こうした性格をもった本書の議論が内包する具体的な問題点はすでにみたとおりである。加えて、本書にも引き継がれている戦後日本警察研究の叙述のスタイル、すなわち警察に対抗的な主体として、あるいは警察に保護されるべき主体として特権的に措定されている「国民」に記述者自身が記述を通じて絶えず同一化しながら、こうした「国民」との関係を中心に警察の歴史を叙述するスタイルは、「国民」の生命、身体及び財産を脅かす危険性を持つものとしてカテゴライズされた人びとへの、差別に基づいた暴力を行使する警察の活動を正当化することになりかねない。

戦後日本警察についての歴史研究が、記述を通じた「国民」への同一化を拒否しつつ行な

うべきことは、これまで等閑視されてきた市民警察をめぐる警察と「国民」の歴史的な共犯関係や差別・暴力の実態を明らかにすることであると同時に、政治警察ないしは政治警察偏重の警察制度・活動の実態に関して数多く積み重ねられてきた研究成果を踏まえつつ、差別や病理化という観点からそれらを再構成することだと考える。そしてこうした作業を行なうためには、本書のように警察の法的権限の推移に注目するだけでなく、マクロ・ミクロな次元での警察の戦略により着目して研究を行なう必要がある。そのためには、公に刊行された警察雑誌や書籍のみを分析の対象とするのではなく、警察の内部資料を含めこれまで使われてこなかった資料を発見し分析の対象とする必要があるだろう。警察の国家の権力機構としての性格を等閑視する没歴史的な議論が広まりつつある現在において求められるのは、国家権力と警察を問題にしているにもかかわらず、無批判に「国民」という主体を措定するという点において批判対象と重なり合う議論を批判的に検証し、国家と「国民」、そして警察権力(暴力)の関係についてのより開かれた歴史記述をつくりだしていく作業だと評者は考える。

Imagining National Histories Transnationally: A Review of Jie-Hyun Lim's *Global Easts: Remembering, Imagining, Mobilizing*

NAGO Fumiko

Tokyo University of Foreign Studies, master's student

キーワード

トランスナショナル・ヒストリー 記憶 民主主義 東アジア 中東欧

Keywords

Transnational history; Memory; Democracy; East Asia; Central and Eastern Europe

原稿受理日：2023.1.23.

Quadrante, No.25 (2023), pp.289–299.

Contents

1. Introduction
2. Approach
3. Global Easts
4. Victimhood Nationalism
5. Mass Dictatorship
6. The problem space of Global Easts today

1. Introduction

The end of the 20th century marked a time of change for contemporary historiography. The collapse of the Cold War global structure destabilized not only the future vision of politics but also interpretations of the past on local, national, and transnational levels. Simultaneously, the rise of neoliberalism and historical revisionism around the globe as early as the 1970s made history writing integral to contemporary politics. With the increasing reference to history in public discussions, the historian's role has also shifted from that of a professional who researches within and for academia to an activist that intervenes in public knowledge.¹ The recent rise of populist governments and their active manipulation of memory and history has made historians' role more complex, yet more publicly significant than ever. The question of how to approach the traumatic memories of the 20th century, and how to create a mutual understanding between supposed perpetrators and victims are pressing concerns of contemporary politics and of historians.

Jie-Hyun Lim's *Global Easts: Remembering, Imagining, Mobilizing* is a work that arises out of such concerns.² Lim is a South Korean historian, a professor of transnational history and critical global studies at Sogang University. Lim has focused on exploring methods of transnational history as an alternative to national history through the close examination of the functions of memory and nationalism. Describing himself as a "memory activist," his works encompass not only theoretical reflections about global historical disputes but also his efforts as an active scholar bringing together researchers and

¹ Berger, Stephan, 2022, "Engaging Right Wing Populisms: Which Historical Memory for What Kind of Democracy?" trans., Nobuya Hashimoto, *Shiso*, 1174(2) : 80-100.

² Lim, Jie-Hyun, 2022, *Global Easts: Remembering, Imagining, Mobilizing*, New York: Columbia University Press.



educators across countries and disciplines in collaboration to imagine transnational history.³

Through this compilation of isolated essays, *Global Easts*, Lim cunningly illustrates how the positioning of “West” and “East” itself is a theoretically fragile yet historiographically and politically powerful structure. He demonstrates that the implications of this fragility, namely the ramifications of Eurocentric historical narratives, have surfaced and accelerated in post-Cold War history and memory disputes. On one hand, the book clarifies through the scope of “Global Easts” the controversies and advancements in recent academic discussions of national memory and history. On the other hand, nonetheless inseparable from the former discussion, Lim examines how the masses are situated within the problematic structure of the “Global Easts” and how to narrate their history. Subsequently, the book destabilizes the conventional understanding of contemporary history that orients around Western modernity and democratization, and offers insight with which to imagine comprehensive global histories.

The structure of the book is divided thematically into three parts: Part I Remembering, Part II Imagining, and Part III Mobilizing. Part I Remembering focuses on memory studies and explicates the concept of “victimhood nationalism.” Part II Imagining consists of essays on the historiography of national histories, revealing how “East” versus “West” polemics have prevailed in historical imaginations since modernity. In Part III Mobilizing, Lim introduces the concept of “mass dictatorship” as a framework with which to overcome Eurocentric distinctions between the historical interpretations of democracy and dictatorship. He attempts to view dictatorship in various contexts as formed based on self-mobilization from below. This review essay will briefly introduce Lim’s approach and the three theoretical frameworks that he explicates in *Global Easts*, as well as “victimhood nationalism”, and “mass dictatorship”. Then, I will touch upon the contribution of this work and conclude on its significance to contemporary historiography.

2. Approach

In the introduction to *Global Easts*, Lim claims that he owes his academic approach to his personal experience. Growing up under Park Chung Hee’s era of developmental dictatorship and then spending his undergraduate years in the turbulent late-1970s, Lim was keen on observing the implications of South Korea’s rapid modernization. Interested in the topics of political transformation and history, he continued his studies in Poland which was also experiencing democratic yet seemingly authoritarian rule in its post-communist transition. Lim asserts that the experience under two dictatorships that placed themselves on varying sides of the political spectrum was critical to the formation of his problem consciousness. Subsequently, these experiences in multiple *Global Easts* led to his fluid interests and understanding of historical transformation, societal change, revolutions, hegemonies, and habitus.⁴

Following the perspectives nurtured through his experience, Lim’s proposed historiographical approaches can be situated along the traditions of comparative history, transnational history, and more recent trends in global history. He shines a spotlight on the dialogical relationship between competing narratives of history, globally and locally. He is primarily concerned about the mechanism of memory in national narratives and how the emergence or dominance of one memory creates responses in the formation of national narratives for different actors transnationally. He then explores whether these

³ <http://cup.columbia.edu/book/global-easts/9780231206778> (Last visited September 29 2022)

⁴ Lim, 1-22.

functions of memory and history can be compared to historical and political struggles in other spaces, both theoretically and practically. Specifically, Lim compares historical interpretations across countries that he describes as Global Easts including South Korea, Japan, Germany, Israel, and Poland. Resisting the linear conceptions of national history, especially those based on Eurocentric modernist history, Lim attempts to explicate the possibility of transnational history and nuanced national narratives.

While Lim's study encompasses the period since modernity, the discussions center around post-Second World War memory politics in the Global Easts. He explains that although the experiences of these respective regions may differ or seem isolated, their memories became entangled in the global memory space after the war. Globalization, accompanied by political and social turbulence throughout the latter half of the 20th century and into the 21st century reconfigured collective memories to stretch beyond national boundaries and interlace in multiple ways. Lim repeatedly points out how the Holocaust has become a reference point to describe traumatic memories, citing various examples such as the Stalinist crimes in East Europe, and tragedies in Korea and Japan during the Second World War. Through carefully examining these knots, the author situates the book's project as an attempt to articulate "the possibilities of coexistence of, and dialogue among, competing memories, to build a global memory space that enables their reconciliation."⁵

As Lim identifies himself as a memory activist, this project seems to be a means towards public intervention. He makes a distinction between doing history and memory activism, in which the former is situated as the academic query into the possibilities of history writing, while the latter is focused on the development of public memory practices. The two fields overlap in their fundamental questions and practice, and Lim makes it clear that his work overall belongs in both fields. This particular work *Global Easts* can be interpreted as a historiographical work that provides a segue to public memory practices in which he is currently involved in and those he imagines. Naturally, the theoretical frameworks that he proposes are dialogical products of his query into historiographical theories and memory practices. This stance resembles works of contemporary historians in memory activism, in which they are critically aware of the distinctive roles of history and memory studies yet explore opportunities for collaboration between the fields.⁶

3. Global Easts

In his introduction "Between Two Global Easts," Lim explains the key concept of Global Easts. Throughout this concept, Lim rearticulates the seemingly rigid "East" and "West" binaries as fluid, adaptable categories. He writes:

Global Easts, the title of this book, originated from the displacement of East and West in the historical imagination. "East" in Global Easts is neither geographically nor historically fixed entity in Oriental history, or East Asia, or Eastern Europe. The "Global East" is a "problem space" where the East remains a problem. The supposed solution for this problem space is to become a "West."

⁵ Ibid., 17.

⁶ Bevernage, Berber and Kate E. Temoney, "History for 'Reconciliation': A Critical Assessment of Three Models and Their Implications" trans., Naoki Odanaka, *Shiso*, 1174(2) : 101-123.

Imagining National Histories Transnationally

This configuring of East and West regulates—and limits—our historical imagination.⁷

Lim insinuates that the concept allows for the “transversality of historical thinking beyond regional borders and historical specificities.”⁸ The “East” in “Global East” is not a fixed entity, meaning that one historical actor can both act as an “East” and “West” in accordance with their context. Lim repeatedly refers to the example of France-Germany-Poland-Russia:

German historical imagination pits German *Kultur* against French *civilization*, Germany as the East vis-à-vis France as the West. However, Germany became the West vis-à-vis Poland, as the *Ost* in *Ostforschung* of Polish studies implies. In turn, Poland considered itself as the West vis-à-vis “Asiatic” Russia.⁹

Here, Lim makes clear how the positioning of “East” and “West” is circumstantial, and that the imaginary “East” is always situated as the lesser deviance of the “West.” Lim demonstrates through the essays that this function of historical imagination is closely tied with nationalist projects in respective countries and the manipulative positioning of “East” and “West” have resulted in historical and political disputes.

The essay “A Postcolonial Reading of *Sonderwege*: Marxist Historicism Revisited” examines how German historians have attempted to recognize the particularity of German modernization that led to the triumph of Nazism, and how this understanding of deviance from the “West” can be observed in various “Global Easts.”¹⁰ As an example of multiple *Sonderweg* or *Sonderwege*, Lim first cites the global project of Marxist historiography which identifies economic particularities as measures of deviance and places nations in linear stages of development. He then observes how East European and East Asian history writing are constructed similarly in terms of attraction, repulsion, or proximity to the West. Tracing this *Sonderweg* discourse, Lim reveals how various colonial modernity and modernization narratives, “be they Marxian, liberal or colonialist,” share the assumption of a dominant “West” as a model and treat subaltern historical actors as resistant to the narrative of progress and development.¹¹ Lim argues that a postcolonial reading of the *Sonderweg* discourse “demands a radical break with the ‘authoritarian universalization’ of comparative history” based on Eurocentric modernization, and proposes an entangled world history based on the development of world capitalism.¹²

Setting the theoretical framework in the above essay, the three essays “Imagining Easts: Configuration of Orient and Occident in the Global Chain of National Histories,” “World History as a Nationalist Rationale: How the National Appropriated the Transnational in East Asian Historiography,” and “Nationalist Phenomenology in East Asian History Textbooks: On the Antagonistic Complicity of Nationalisms” examine East Asian approaches to history throughout the 20th and into the 21st century.¹³

⁷ Lim, 10-11.

⁸ Ibid., 18.

⁹ Ibid., 9.

¹⁰ Ibid., 129-150.

¹¹ Ibid., 139.

¹² Ibid., 145.

¹³ Ibid., 151-178, 179-204, 205-225.

For instance, Lim conveys how Japanese historiography since the prewar period has been written to appeal to Western audiences. Prewar historians sought Western elements in Japanese history, “inventing” or “rediscovering” narratives such as imperial heritage and legacy to provide historical legitimacy to the state. Lim analyzes how on one hand Japan saw itself as an East that needed to catch up with the West, and on the other hand, saw itself as the West against neighbors like Korea and China. This also furthered the “rediscovery” of Japanese tradition seen as authentic from Western eyes. Lim also examines contemporary political disputes over history textbooks in South Korea and Japan and argues that while East Asian textbook narratives have been largely shaped by nationalist discourses, optimistic attempts at writing transnational history have emerged that emphasize the transnational perspective. Subsequently, Lim employs the concept of “Global Easts” as a thought framework with which to overcome Western history and decenter world history.

It is noteworthy that through the concept of the Global Easts, Lim emphasizes how the convenient understanding of history by the eponymous Global Easts has led to the affirmation of their respective national agency, through the process of identifying with and resisting the West. The entanglement of the national histories of Japan and South Korea, and Germany and Poland demonstrate how the fluid awareness of being the “West” and the “East” in different circumstances allows the invention of consistent national history. In one way, this affirms the sovereignty and the indissolubility of the respective national spirit, somewhat empowering the Global Easts. However, Lim recognizes that the Global Easts’ desire to rival the West can never be satisfied, as their historical discourses are always entangled with Eurocentric historiography. Subsequently, Lim calls for “recognizing the impossibility of overcoming East/West binary,” and the “deconstruction of the global chain of national history that feeds on Eurocentrism” as the next steps of transnational historiography. These missions run through the following two concepts that he proposes.¹⁴

4. Victimhood Nationalism

The framework of “victimhood nationalism” closely follows the function of historical imagination in Global Easts. In the first chapter “Victimhood Nationalism: National Mourning and Global Accountability,” Lim introduces the concept of “victimhood nationalism” as a phenomenon hindering the formation of transnational memory that demands to be dismantled.¹⁵ He notes that the hypothesis aims to capture the global trend of history projects in which nation-states compete “to establish themselves as victims of aggressor nations.”¹⁶ This follows the ironic reemergence of nationalism in the post-Cold War world system in an age of globalization of memory. While memories today are entangled and negotiated across national boundaries, they are often conveniently interpreted within simplified narratives of national histories. In approaching this phenomenon, Lim makes it clear that his aim is not to reproduce the binaries of victimizer and victimized. Instead, he claims to highlight the “transnationality” of victimhood nationalism.

Lim asserts that “victimhood nationalism” involves characteristics of memory and history that

¹⁴ Ibid., 174.

¹⁵ Ibid., 25-58.

¹⁶ Ibid., 27.

Imagining National Histories Transnationally

require careful analysis. One significant characteristic is that victimhood nationalism allows the individual perpetrator to be transformed into a collective victim. For instance, in the infamous case of the Laudanski brothers in Poland, the only living people convicted for the genocide in Jedwabne, the two perpetrators were exonerated over time as victims of fascism and the then-regime. They were then situated as victims of capitalism under communist Poland, and then as victims of Stalinism. In this way, perpetrators are unjustifiably absorbed into the narrative of national victimhood. Another characteristic is the sacralization of collective memory. Collective memory is formed through social and cultural communication of personal memories, in which each personal memory is incommensurable. A collective of incommensurable memories cannot be generalized and therefore the sacralization of collective memory is contradictory. Yet, this is how national memories defend their victimhood and reject historical scrutiny. Therefore, Lim's intention is to deconstruct victimhood nationalism. He writes:

A multilayered *histoire croisee* reveals blurred complexities of historical reality: a hybridity of plural and contradictory memories at many levels of vernacular, official, personal, and meta-memories among the victimizers and victims, delicate tensions between transitional justices and "liminal justices," victimizers' self-perception as victims, personal victims victimized by the more abstract national victimhood, and the shifting division between victimizers and victims.¹⁷

Through examining cases in Poland, Germany, Israel, Japan, and Korea, Lim persuasively illustrates how nationalism in the problem space "Global Easts" is driven by the presence of an imaginary victimizer and demonstrates the inherently transnational, yet often exculpatory nature of national histories. Victimhood nationalism in Poland, Israel, and Korea function in the presence of the memory of Nazi Germany and imperial Japan. Germany and Japan also maintain "victim" status through decontextualizing events such as the Holocaust and the dropping of the A-Bomb. Here the idea of "Global Easts" is also at play. By choosing a context to situate oneself as the "East" under the threat of the "West," a victimhood narrative conveniently appears on local and global scales. As the imaginary "East" and "West" are circumstantial, this narrative builds on this convenient positioning by memory actors.

The two essays "The Second World War in Global Memory Space" and "Postcolonial Reflections on the Mnemonic Confluence of the Holocaust, Stalinist Crimes, and Colonialism" effectively capture the recent manipulation of memory in nationalist narratives.¹⁸ Lim points out the centrality of the Holocaust in creating victimhood across the global memory space. In memory politics, the Holocaust is situated as the "ultimate tragedy," or an unquestioned signifier of victimhood in narrating the history of the Second World War. Lim cites the solidarity among Holocaust survivors, Korean comfort women, and Australian Aborigines that were displaced by white settlers. Then, he compares the solidarity between Holocaust victims and Japan's A-Bomb victims. Their respective stories are unconnected, but through the formation of collective victimhood, they become entangled and dependent upon each other. As a result of this entanglement, histories that contradict the victim narrative such as Japan's military aggression are made to be forgotten. Lim criticizes this moral performativity of global memory politics oriented around the

¹⁷ Ibid., 29.

¹⁸ Ibid., 59-91, 92-127.

Holocaust and proposes to reexamine the singularity of individual memories in association with historical context, especially the continuity from colonial history. Instead of subliming the memories to collective victimhood, he proposes to recognize the multidirectional existence of memory. In this way, Lim attempts to dismantle and reconstruct the global memory regime through the scope of victimhood nationalism.

5. Mass Dictatorship

The concept of “mass dictatorship” arises out of Lim’s concern about modern dictatorship and democracy in association with the contemporary history of Global Easts. In other words, this is Lim’s attempt to reconstruct global contemporary history by employing the perspective of Global Easts and victimhood nationalism. The history of “Mass Dictatorship” is no longer about the history of the non-West, but a transnational history of seeing both the so-called West and the non-West as the problem space of “Global Easts.”

Lim acknowledges that transnational reflection on the modern history of dictatorship has only been made possible in the post-Cold War period, and the issue poses significance in the recent rise of populism around the globe. He explains that the idea of “mass dictatorship” is as follows: “despotism does not need massive support from below, but modern dictatorship presupposes that mass support.”¹⁹ This mass support is voluntary and consensual, yet it holds absolute influence in the political structure of democracy. Subsequently, a “dictatorship from above” transforms itself into a “dictatorship from below.”²⁰ This characteristic of modern-day dictatorship and democracy can be observed across Global Easts in Nazi fascism, developmental dictatorship in South Korea, People’s Poland, and Western populism movements today.

This project is a continuation of Lim’s attempt to overcome Eurocentric history by demonstrating how democracy and modern dictatorship are both similar implications of the making of the nation-state in global modernity. Lim argues against the Sonderweg thesis that situates Germany’s Nazism and other similar emergence of fascism as exceptions to the democracies of the “West” that finds German elites guilty of lacking morals in accordance with Western enlightenment ideals.²¹ He points out:

The dichotomy of a particular-abnormal path in the “Rest”—quintessentially represented by Germany—and a universal-normal path in the “West” presupposes a hierarchy topped by the “West.” [...] This Eurocentrism alleges that fascism and the Holocaust can be reduced to manifestations of peculiarities of the premodern “Rest.”²²

Here, Lim makes a connection to the idea of the “Global East” and illustrates how the dichotomy of democracy and dictatorship is mapped over the presupposed hierarchy of the West and the Rest. What Lim proposes in response is a transnational “history from below.” A transnational history of mass dictatorship allows the dictatorship of the East and the democracy of the West onto the same horizon of global modernity,

¹⁹ Ibid., 253.

²⁰ Ibid., 254.

²¹ Ibid., 254.

²² Ibid., 254.

Imagining National Histories Transnationally

particularly in the formation of nation-states. Furthermore, this also brings the history of colonialism by the West on the same horizon as dictatorships in the East, which follow similar paths of democratization through coercion and consent. Nazi ideals of establishing a racially purified state are a mirror to Western colonialism, “turning imperialism on its head and treating Europeans as Africans.”²³ In other words, Lim clearly points out how the history of Western colonialism has not been problematized enough by situating the “West” as the universal-normal-path.

Blurring the boundaries between dictatorship and democracy reveals how stories of coercion and consent cannot always be explained within such binaries. It is also noteworthy that Lim situates “internal coercion” as the most powerful means for rulers to mobilize the masses, acknowledging that even seemingly consensual decisions can be circumstantially manipulated through means of terror. Subsequently, the history of “mass dictatorship” highlights the success and failure of regimes involving individuals to surrender their identity and subjectivity in conformity with the model subject.²⁴ While the function of “mass dictatorship” seems absolute and immovable, Lim emphasizes that individuals under such a structure are not entirely stripped of their agency nor are they identical subjects with the same responses. He writes:

For many people, participation in a self-mobilizing regime means subjection to the structure and an opportunity to appropriate the structure for their own purposes. [...] What one finds among the masses in the mass dictatorship regime are contradictions and dissonance in people’s practices or modes of conduct. [...] Self-contradictions in the modes of everyday life of the masses cast doubt on the binaries of consent and coercion, desire and repression, and self-mobilization and forced mobilization. These are not irreconcilable opposites but aspects of the same process.²⁵

Here, Lim denies the complete solidity of a “mass dictatorship” structure as individuals are singular agents that can choose subjection and/or appropriation, or at times resistance to the establishment. He recognizes that these individual feelings and thoughts that shape individuals’ behaviors can naturally be contradictory and irrational. In his epilogue “Blurring Dichotomy of Global Easts and Wests in the Age of Neopopulism,” Lim reiterates this possibility for resistance, yet describes a grim outlook in the recent acceleration of neopopulism under the Covid-19 crisis.²⁶ He concludes that the geohistorical fixity of the Global West and East is once again delusive in the contemporary global crisis, yet the habit of internalizing the imaginary West and East persists in our everyday lives.

In this way, Lim depicts the transnational history of “mass dictatorship” in line with the global history of modernity. He is most critical of the history of the West which not only treats the Holocaust as an exceptional historical reference point but also neglects their own colonial pasts and their similarly violent natures. Lim describes that by recognizing the transnational perspective of Euro-colonialism, the history of the West and the non-West can be placed on the same historical plane. Being attentive to the power

²³ Ibid., 257.

²⁴ Ibid., 258.

²⁵ Ibid., 267.

²⁶ Ibid., 300-308.

dynamics between the imagined West and East, understanding mass dictatorship brings to the forefront the interactions between colonizers and the colonized, imagined superior and inferior. Subsequently, Lim explains understanding history through mass dictatorship, where the transnational perspective meets the postcolonial perspective. The perspective of Global Easts and victimhood nationalism also function in the history of mass dictatorship as ways to analyze the complex interactions, local and transnational, between different actors.

6. The problem space of Global Easts today

While Jie-Hyun Lim's *Global Easts* is a collection of isolated essays written over almost twenty years, the author maintains a consistent mission of deconstructing national history and decentering world history. The idea of "Global Easts" is effective not only as a framework of analysis but also serves to bring the conventional historiography that led to such categorization under historical scrutiny. "Victimhood nationalism" and "mass dictatorship" both reveal the centrality of the unquestioned "West" in shaping contemporary history writing and political structure across the globe. The two concepts both cast criticism towards the exculpatory understanding of the past in nationalist projects and urge us towards a transnational understanding of the past and present, stripped of the dichotomy of East and West. Lim's strategy of distancing himself from the Western-led interpretations of memory and history and bringing Global Easts to the forefront is an effective choice, as Global Easts is a "problem space" which itself is a question that destabilizes the totality of conventional historiography.

Lim poses significant criticism in understanding memory and history today. One significant aspect that Lim highlights is that of the dominance of Nazi terror in memory politics, especially of the Holocaust. As demonstrated in his explorations on victimhood nationalism, the Holocaust is the reference point for unquestioned moral evil in history. Lim shows that the victim narratives of the Second World War center around comparisons to the Holocaust, as if the comparison justifies the moral superiority of the victims relative to other historical actors. This role of the Holocaust allows for the decontextualization of the victims and the historical event, and unjustly silences critical examination. Lim pays particular attention to these simplistic comparisons in history and warns of such understanding. Instead, he proposes to relativize critically through recognizing the contextualization and decontextualization involved in the process of comparison. Moreover, the centrality of the Holocaust itself reflects the positioning of East and West. Lim rightfully points out how the sacralization of Holocaust in contemporary Western history hides the history of colonialism and imperialism and exempts the West from confronting the guilt of their own violence. Not limited to grappling with the history of the Second World War, Lim's approach offers insight into overcoming the binaries of Eurocentrism and the Cold War, to reconstruct the history of the latter half of the 20th century into the post-Cold War contemporary.

Another significant aspect is the criticism of Eurocentric logics that have long shaped the analytical framework of historiography. The positioning of Western modernity as the universal normal path has cast away all others as deviants and denies their singularity and respective contexts. Nevertheless, the imagined Easts have defined themselves in the structure of the Western model of history, either identifying with or resisting it. The project of Global Easts makes clear that an understanding stripped of this dichotomy is

Imagining National Histories Transnationally

necessary for constructing multidirectional global memory. Moreover, the binaries between victimizer and victim, coercion and consent, and dictatorship and democracy, are products of Eurocentric categorization. Although all histories written and to be written are contingent upon the legacy of the Eurocentric tradition, Lim's attempt at an alternate method of history writing deconstructs a part of these dichotomies. As a result, he makes an effective argument that the crisis of democracy today is not a 21st century phenomenon, and can instead be situated in continuity within the history of mass dictatorship.

The thesis that the national is only developed through the transnational is inherent and central to Lim's vision of history. The thesis appears obvious in theory, yet is difficult to embody in methodological practice. In *What is Global History?* Sebastian Conrad points out the characteristic approach of transnational history and conveys its strengths and possible weaknesses. He writes that transnational studies effectively "explore the ways in which a country was situated in the world—and how the world, conversely, reached deep into individual societies."²⁷ Here, Conrad acknowledges that transnational history is primarily concerned with the development of nation-states in the global context and is effective in its direction of analysis. On the other hand, while Conrad recognizes that transnational history challenges methodological nationalism, he warns that global interactions and domestic development are often difficult to relate together in practice. The interaction of the global and the national is always partial and fluid, so the cause and effect are often difficult to trace. In practice, the national framework often dominates the writing of continuous historical narratives. Conrad's concern here is applicable to Lim's work. While Lim's work effectively tackles methodological nationalism in his approach, the actual historical studies that arise from this approach do risk being skewed in their attention to the global or domestic context. It is essential to keep in mind that historical studies that build on Lim's framework demand effective presentations of historical narratives that convincingly embody transnational and postcolonial perspectives balanced with the local.

Despite the practical challenges, Lim's approach is relevant to understanding the various phenomena of society today. In the immediate post-Cold War, the domination of liberal democracy in the new global system and the rise of historical revisionism demanded many nations to rebuild their national identity and history. The wave of popular nationalist histories raised concerns for historians, and the approach of transnational history emerged under this context. A few decades have passed since then, but the transnational approaches to deconstructing national histories remain more relevant than ever. In the book *The People vs. Democracy: Why Our Freedom Is in Danger and How to Save It*, Yascha Mounk suggests that the continuing economic and political instability, and growing distrust in liberal democracy set conditions for populist politicians to rise to power.²⁸ He cites Hungary as an exemplary case, where economic stagnation and inferiority in the European Union and anxiety around national identity in the face of an increasing immigrant population, led to the rise of a right-wing populist government led by Viktor Orban. With majority popular support, Orban has since controlled public institutions such as the national media, the police force, and the judiciary. Orban's governance resembles dictatorship, but is built on the liberal democracy established after the Cold War. Mounk argues that liberal democracy is no longer a

²⁷ Conrad, Sebastian, 2016, *What is Global History?*, Oxford: Princeton University Press: 37-41.

²⁸ Mounk, Yasha, 2018, *The People vs. Democracy: Why Our Freedom Is in Danger and How to Save It*, Cambridge, MA: Harvard University Press.

coherent concept, and that the concept is disintegrating to its “liberal” and “democracy” components. He suggests that while a government can support democracy and maintain power through it, that does not necessarily mean that they hold liberal values. Mounk’s analysis aligns with Lim’s conceptualization of “mass dictatorship”. In Hungary, which finds itself as an “East”, the anxiety arising from transnational concerns gave rise to a populist government through democratic elections. The government then took advantage of the blur between consent and coercion, pursuing policies that resembled dictatorship. Moreover, as Mounk points out, the rise of neo-populism or this trend of mass dictatorship is not only a problem of the imagined Easts but is widespread even in nations that have historically identified as the West. Perhaps the imagined West is experienced no longer, and countries and regions around the world are finding themselves as the problem space, in the position of Global Easts. Hence, Lim’s framework is effective not only in historical reflections but also in understanding the global political atmosphere today.

In these ways, Lim’s *Global Easts* offers significant insight into understanding the development of national history and understanding contemporary society in the 21st century. It also effectively integrates historiography and memory studies, while being aware of the distinction between the two. National histories must be narrated with an awareness that they are inherently transnational. The experience of power dynamics, namely of West and East, is circumstantial and should be understood relationally and in continuation of transnational history. Recognizing that the conventional analytical categories do not capture the full reality, historians must be attentive to the configuration of diverse individuals in the collective. Lim seeks possibilities in such approaches and looks to the history of “mass dictatorship” as a step towards resistance to traditional nationalist histories. In an age of political instability and turbulence on a global scale, *Global Easts* holds the potential to make a relevant contribution toward destabilizing and improving the understanding of our past and present.

研究ノート
Research Notes

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing: A Thematic Analysis from the Chinese Consumer's Perspective

Yuxi GUO

Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

キーワード

ソーシャルメディアマーケティング ストリーミング 高級ブランド 中国市場 顧客エンゲージメント

Keywords

Social media marketing; Livestream; Luxury brands; Chinese market; Customer engagement

原稿受理日：2022.12.24.

Quadrante, No.25 (2023), pp.303–321.

Contents

1. Introduction
2. Literature Review
 - 2-1. Livestream Technology Marketing
 - 2-2. Localized Chinese Market for Luxury Brands
 - 2-3. Theoretical framework
3. Methodology
 - 3-1. Research Approach
 - 3-2. Sample and Data Collection
 - 3-3. Research Design and Data Analysis
4. Findings
 - 4-1. Trendiness
 - 4-2. Customization
 - 4-3. Interaction
 - 4-4. Entertainment
 - 4-5. e-WOM
 - 4-6. Presentation
5. Discussion
 - 5-1. Trendiness
 - 5-2. Customization
 - 5-3. Interaction
 - 5-4. Entertainment
 - 5-5. e-WOM
 - 5-6. Presentation
6. Conclusion



1. Introduction

Livestream culture began in China when public video chat room service YY was used to host public performances in 2005. During the early phase, users only watched livestreams on computers due to Internet bandwidth limitations (Chen et al., 2019). With the development of 4G networks in 2015, the ubiquitous usage of mobile devices, and mobile-friendly media sites (Kang et al., 2020), users nowadays have access to live content anytime and anywhere. The continuous growth of the livestream industry has led to millions of viewers watching live content every day. In 2016, the major Chinese e-commerce site Alibaba introduced livestream technology for online vendors to use in e-commerce sales and advertising (Sun et al., 2019). Vendors either stream themselves or hire professional streamers (hosts experienced in livestream sales), key opinion leaders (KOLs, well-known influencers with proven experience and expertise in fashion), and celebrities (famous movie stars or singers in general) to endorse and promote products. Integrated video chat allows streamers to demonstrate products and respond to comments from the audience in real-time. As livestream marketing becomes increasingly popular in China, more and more consumers choose to shop from vendors' live rooms. Furthermore, people's reliance on online shopping increased due to the outbreak of COVID-19. This has prompted many companies to shift their focus to online operations to ensure their business operated as normally as possible during the pandemic.

While many luxury brands converted offline activities like fashion shows to become fully digital, their global operation of physical stores was severely affected. Observing as livestreaming became the trend for various domestic marketers in China, some luxury brands incorporated livestreams into new social media strategies to make up for the losses from offline channel operations and to adapt to local consumer behavior (Huang et al., 2020). Brands like Lanvin, Burberry, and Chanel livestreamed their collection releases on major e-commerce sites (e.g., Tmall) and social media (e.g., Weibo) gaining positive reactions from local consumers. Louis Vuitton held the first business-type livestream which aimed to increase business sales through Chinese social media on The Little Redbook, a social networking site which builds e-commerce shopping within online social communities. Not only did its livestream debut fail to receive the anticipated positive reaction, online audiences were disgusted by the cheap ambient atmosphere and careless merchandise display in the live room. Some mused that livestreaming may actually damage the brand's high-end image. In general, price becomes a selling point in live rooms as vendors distribute special discounts and coupons via shopping links, which provide customers a frictionless purchase transaction. In contrast, Louis Vuitton retained original pricing in their livestream and customers were directed to manually go to physical offline stores or official online stores.

To date, the vigorous application of livestreaming has attracted attention from the academic community (Chen et al., 2019) in debating whether localized livestream strategies suit luxury brands and their social media marketing in China. Even though luxury brands have been performing excellently with their online presence, livestream technology is an unexplored area with both challenges and opportunities.

Inspired by the online comments, this research argues the importance of deluxe digital atmospheres and sceneries in a luxury brand's live room. Kim and Ko's (2012) theory of luxury brands' social media marketing activities (SMMAAs) is referenced as the theoretical framework. Five attributes of SMMAAs—entertainment, interaction, trendiness, customization, and e-WOM (electronic word-of-mouth)—are used

as prescribed themes and a thematic analysis is conducted on female Chinese consumers' feedback after watching footage of Louis Vuitton's livestream. This research also aims to provide an in-depth analysis of luxury brand livestream performance, distinguish livestream strategy from the extant asynchronous SMMAs, offer new interpretations to existing attributes, and propose a sixth attribute of 'presentation'. Furthermore, this research seeks to contribute to social media marketing literature by filling the research gap and broadening the current knowledge of luxury brands' localized marketing strategies. Lastly, it offers practical implications for the luxury industry in terms of employing livestreams to increase market influence in the post-COVID-19 era.

2. Literature Review

2-1. Livestream Technology Marketing

Livestreaming is a hybrid social media incorporating video content, real-time interaction, and consumption (Liu et al., 2017; Scheibe et al., 2016), which differs from asynchronous social media (e.g., Facebook, Twitter). Tian et al. (2016) noted that video chat among strangers was likely to be short and appealing only to frequent users. However, livestreaming has thrived in China and attracts both frequent and occasional users despite lengthy durations. Firstly, the content of the typical livestream in China is rich and varies from gaming to dancing and singing (Kang et al., 2020; Lin & Lu, 2017). Fresh live content is streamed with little post-production editing compared to videos on YouTube. Secondly, the interface design of livestream platforms in China allows viewers to interact in many ways at once (Kang et al., 2020). As a new form of marketing, the livestream embodied technical affordances which had direct impacts on consumers' perceptions. Sun et al. (2019) stressed the visibility, meta voicing, and guidance shopping affordances of livestreams influencing consumer perceptions of streamers' presence in the virtual shopping context from an IT (information technology) perspective (pp.3-4). The visibility affordance channeled the function of instant audio-visual delivery to consumers and satisfied their need to witness product demonstrations. The meta voicing affordance allowed consumers to directly communicate with streamers by posting comments in the comment section or bulletin board. Guidance shopping provided personalized services that offered consumers help from streamers with detailed product information. Streamers may also offer personalized advice cooperatively (Sun et al., 2019). In addition, the "buy as you watch" function simplified the process of traditional e-commerce shopping (Huang et al., 2020). Therefore, the affordances of livestreams lead to a persuasively interactive and practically personalized consumer discourse (Huang et al., 2020).

Livestreaming has become a popular means of social media marketing adopted by online sellers to attract consumer attention. "Livestream shopping" or "live commerce shopping", the process wherein consumers order through product links displayed in a streamer's live room, is a social media form of human-computer interaction (Sun et al., 2019, p.2). According to Kang et al. (2020), live commerce achieved a quantum leap forward with a year-on-year increase of 400% from 2017 to 2018, with consumers watching more than 150,000 hours of livestreams and purchasing more than 600,000 items every day. The viral spread of livestreaming has greatly interested researchers in examining its effectiveness. As sales volumes are a key measure of business performance, Chen et al. (2019) sampled some sellers from Taobao, a major

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing

Chinese e-commerce site, and cross-matched their accounts on Yizhibo, a leading livestream platform which collects stream data, to compare their sales before and after adopting livestream technology. During the observational window, they noticed a 21.8% increase in some sellers' online sales volumes after employing livestream technology relative to sellers who did not. Besides, sellers of experience goods (products/services difficult to evaluate before consumption) had a 27.9% increase compared with sellers whose products were search goods (products/services easy to evaluate before consumption). Chen et al. (2019) reasoned that livestreaming benefited selling experience goods because of the visual real-time product demonstration (p.4497). In another study, Wongkitrungrueng et al. (2020) observed a greater range dispersion of customer engagement metrics including comments, shares, and emoji reactions after sellers adopted livestream sales. Live videos gained a higher number of reactions than status updates, photos, links, and recorded videos because they generated higher affective and cognitive impacts on customer engagement. A similar argument was noted in Addo et al. (2021), vital proxies of customer engagement (e.g., likes, chats, and visits, etc.) may be used to measure customer engagement with a livestream. Meanwhile, consumer purchase intent was also used to measure the efficacy of livestream marketing (Zhang et al., 2019). Consumers were often overwhelmed by false information, while also being cautious of online shopping due to unknown risk (Huang et al., 2020). Several studies (e.g., Chen et al., 2020; Sun et al., 2019; Zhang et al., 2019) argued that livestreams reduced perceived uncertainty and shortened the psychological distance for online consumers, which may in turn increase intent to purchase. Firstly, in comparison to conventional e-commerce product descriptions such as text, images, and video recordings, live product demonstrations were effective in offering authentic information, clarifying confusion, and saving customers from going through product reviews/comments themselves (Liu et al., 2018). Secondly, real-time transmission reduced online consumers' psychological distance and created an immersive virtual shopping environment. Both streamers' social presence and telepresence mediated by their livestreams created para-social interactions that had significant effects on consumers' cognitive and emotional states (Sun et al., 2019). While the hedonic atmosphere and high degree of involvement acted as potential inducers, impulse purchases were more likely initiated by strongly aroused consumers to achieve a sense of enjoyment and novelty (Gong et al., 2020; Xu et al., 2020).

Notably, the creation of relationship bonds was mainly generated by interactions between online consumers and sellers/streamers. Organizations extensively capitalize on promoting a sense of intimacy and belonging that consumers hold with certain streamers (Huang et al., 2020). Regarding the study of how individual sellers used livestreams to build up stable relationships with consumers, Wongkitrungrueng et al. (2020) summarized four approaches (transaction-based, persuasion-based, content-based, and relationship-based) taken by online sellers to attract consumers. Those four approaches were all found to be useful in creating relationships between sellers and viewers, and increasing customer loyalty. Experienced sellers were better at attracting new consumers while retaining existing consumers by combining different approaches. The traditional selling approach was helpful to achieve short-term sales growth while relationship marketing brought long-term benefits to a business's sustainable development (Inks et al., 2019). Synchronous interactions mediated by livestream perfectly made up for the weakness in limited interactions with sellers in the online shopping context. In addition, relational consumers were

more devoted to a long-lasting relationship with the streamer/seller. Price was an important factor in terms of online shopping. However, once a consumer becomes a particular streamer's loyal follower, they may tolerate higher prices (Addo et al., 2021; Ozume & Azemi, 2018).

Admitting the dynamic and interactive impact of livestreams, consumers' affective commitment as the enduring desire to maintain a relationship enabled them to perceive certain sellers' endorsement as benevolent. Huang et al. (2020) thoroughly analyzed a top streamer in China, Austin Li, who successfully capitalized on his counterintuitive approach to selling feminine cosmetic products and gained a huge number of loyal followers. In addition, Mr Li personalized interactions with consumers, treating all of them as individuals conversing with a friend. The key way to construct trust in a relationship was communication (Gibson & Manuel, 2003). In the live commerce shopping context, Wongkitrungrueng and Assarut (2020) concluded that two types of trust—trust in products (utilitarian and hedonic value) and trust in streamers (symbolic value)—both worked to increase sales and strengthen customer loyalty. Based on Wongkitrungrueng and Assarut's (2020) research findings, Chen et al. (2020) discovered that 'trust in products' may be the central trust, which includes brand awareness and expected product quality, whereas 'trust in streamers' may be the peripheral trust. Both forms of trust had positive impacts on increasing a customer's purchase intention and willingness to pay more. Therefore, livestreaming was found to be useful in building bonds between streamers and consumers, which may in turn increase consumers' purchase intention via trust (Chen et al., 2020).

Marketing through social media enabled brands to communicate directly with consumers without space and time restraints, which fundamentally changed the creation, distribution, and consumption of information online. No longer passive receivers, consumers were getting increasingly involved in the process of experience and information co-creation along with marketers (Tajvidi et al., 2017). User-generated content represented a decentralized information channel that allowed online users to use e-WOM to participate in peer-to-peer communications (Halliday, 2016; Pandey et al., 2018) between various parties like brands, consumers, and KOLs. These complex online interactions were all able to strongly influence social reactions (i.e., consumers' impressions of brands) and enhance the stickiness of the online community (Kang et al., 2020; Quach & Thaichon, 2017; Tajvidi et al., 2017). The combination of the cyber-physical environment and streamer attractiveness provided viewers practical information, knowledge of products/brands, and entertainment (Xu et al., 2020). Admiration mediated by expertise towards certain streamers may increase consumers' purchase intentions (Gong et al., 2020). Men and Zheng (2019) examined the influence of 'observational learning (OL)' on consumer behavior affected by Danmaku in the live shopping context. OL generated a sense of urgency (Peng et al., 2019) through which consumers felt encouraged to purchase due to other consumers' behavior. Men and Zheng (2019) believed OL may induce impulse purchases. Wongkitrungrueng and Assarut (2020) also pointed out that livestreams had positive impacts on users' attitudes towards transactions in another study.

2-2. Localized Chinese Market for Luxury Brands

Luxury brands have utilized livestreams in their digital marketing strategies in recent years. A few brands like Burberry and Gucci livestreamed their fashion shows globally, but in those instances the goal

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing

was more about launching collections rather than converting viewings into sales. The potential of localized business-type livestreams in the Chinese market was noticed when American celebrity Kim Kardashian West collaborated with Wei Ya, the most popular streamer on Tmall. 15,000 units of Ms West's namesake KKW fragrance were sold within five minutes. Some luxury brands (i.e., Giorgio Armani, Chanel, Lanvin) soon followed. This phenomenon indicated how intense the competition for attention was, even for well-known brands. Liu et al. (2018) argued that the digital landscape in China was fundamentally different due to its conformist culture and economic dynamic (pp.398). Firstly, Chinese consumers tend to receive information about luxury brands from social media sites and highly value the opinions of other online users. Secondly, Chinese consumers prefer the convenience of mobile sites, which explains the luxury sector successfully entering e-commerce sites without damaging its high-end position. The adoption of livestream technology indicated a combination of localized consumption and innovative application of digital marketing to luxury brands. When local consumer behavior transfers to more interactive social media channels, developing omnichannel marketing strategies to align with local consumers' expectations may be necessary for luxury brands.

Thus, the research question is: What is the feedback from young female Chinese consumers' on Louis Vuitton's livestream, according to the five attributes of luxury brand SMMAs?

2-3. Theoretical framework

Entertainment: Amusing and interesting content is more likely to be disseminated virally (Kim & Ko, 2012). Consuming pleasing content generated by marketers encourages users to return contribute (Bazi et al., 2019; Manthiou et al., 2013).

Interaction: Interaction towards luxury brands on social media means users who contribute brand-related content online and who wish to attract other like-minded users. This includes assisting peers by offering information, and exchanging opinions about certain brands/products (Muntinga et al., 2011).

Trendiness: Consumers using social media to get the latest information about brands/products (Godey et al., 2016). Brands advertise and conduct campaigns through social media to increase sales and develop their customer portfolio (Bilgin, 2018).

Customization: Brands' efforts to tailor service and information to customers' personalized needs (Godey et al., 2016). These customized services and information provide easy access, which helps to strengthen consumers' overall commitment to the brand (Kim & Ko, 2012).

e-WOM: Electronic word-of-mouth describes the dissemination of information by former, actual, and potential consumers about a brand/firm and its products online, while also being a popular reference for consumers making purchase decisions (Chen et al., 2011; Cheung et al., 2019).

3. Methodology

3-1. Research Approach

This research analyzed young female Chinese consumers' feedback about Louis Vuitton's livestream debut on a local social media site. Qualitative research was used, treating words as data, and involved an interpretive, naturalistic approach to inquiry (Creswell, 2007). In this case, young female consumers'

thoughts were multifarious and complex.

3-2. Sample and Data Collection

There were eighteen interviewees in total and ten of them were selected from the researcher's social circle by convenience sampling. The rest of the interviewees were recruited by snowball sampling to avoid the selection of non-representative participants. There were no financial incentives associated with participants in the research. All interviewees were females of Chinese nationality and aged between 23 to 30. Participants were required to have experienced (1) watching live e-commerce selling (on e-commerce sites or social media platforms) and (2) shopping in luxury brand stores (online or offline, no actual purchases necessary).

The semi-structured interview was chosen as it suited experience-type questions (Creswell, 2007). Participants were given open-ended questions which produced richer data while the researcher was able to ask probing questions. All interviews were conducted virtually in Chinese and lasted approximately 30–40 minutes each via Zoom meeting. All participants' identities were anonymized and permission to record voice was acquired from them beforehand. Following the guidance given by Terry et al. (2017), all voice data was transcribed verbatim in source language within two weeks after all interviews were completed.

3-3. Research Design and Data Analysis

Leading questions were asked before the formal interviews to familiarize interviewees with the online interview. Products presented in the livestream were from Louis Vuitton's limited summer collection. Due to copyright, video of the commercial and livestream were recorded from "The Little Redbook" by the researcher. For the sake of variable control, in order to ensure that positive interviewee feedback resulted from brand livestream performance rather than specialty of product, the commercial video was played before the livestream video. Formal interview questions were designed according to the theoretical framework; the five attributes of SMMAs proposed by Kim and Ko (2012), incorporating definitions of each attribute from previous literature. Interviews were started by addressing existing definitions and followed with probing questions. Research findings were mainly generated from answers to probing questions.

Operating within the qualitative paradigm, thematic analysis (TA) developed by Braun and Clarke (2006) was used due to its independence and flexibility with which to tackle texts and organic processes to extract codes and themes. TA has six phases in total: (1) initial reading of texts to gain familiarity; (2) getting familiar with texts; (3) developing basic themes; (4) consolidating into organized themes; (5) deriving global themes and networks; and (6) describing and analyzing networks (Braun & Clarke, 2006). In comparison to other qualitative analytic methods, TA only provides a method for data analysis and does not prescribe data collection methods, theoretical positions, epistemological or ontological frameworks. In addition, this method is accessible to beginner researchers who are new to qualitative research. Taking a deductive coding approach, the analytic starting point was a 'top-down' underpinned theoretical framework providing a foundation for coding and data analysis (Braun & Clarke, 2013). Even though data analysis was theory-driven, in which the five attributes were prescribed as themes, codes were

developed from the whole dataset (Terry et al., 2017). Data saturation appeared while interviewing the fifteenth participant such that no new insights were generated from later interviews.

The procedure of translating interview transcripts in the source language to English referenced the Minoo and Walters (2018) translation timing model. There are potential points in the TA process for English translation: (1) at the beginning before analysis (before phase 1); (2) after the end of analysis (after phase 6); and (3) during analysis (between phase 2–phase 3). All transcripts were translated between phase 2 and phase 3 as recommended by Minoo and Walters (2018). They stated that the validity of this model was based on the relativist ontological and subjectivist epistemological positions. Translation at this point was treated as an internal procedure within the overall process of TA. Since the researcher was more engaged with codes and themes instead of the entire dataset, they could move back and forth gaining familiarity from original transcripts in the source language and translated codes to avoid spending too much time or losing attachment to participants' own words. In so doing, the final report may include both participants' voices and the reflexivity of the researcher (Braun & Clarke, 2006).

4. Findings

This section reveals the coded information under each theme: entertainment, interaction, trendiness, customization, and e-WOM respectively by analyzing transcripts of interviews regarding Louis Vuitton's livestream. Besides contributing new perspectives to existing attributes, a sixth attribute of 'presentation' is revealed.

4-1. Trendiness

Most interviewees held positive attitudes towards Louis Vuitton employing livestreaming as a new marketing channel for Chinese consumers. Accustomed to using local sites, watching livestreams from mobile devices offered easy access to timely brand-related information. Some said that people less familiar with the fashion industry but potentially interested in luxury brands/products could use livestreams as a starting point. For example, interviewee 10 noted, "not everyone is keen on checking brand's official posts, especially watching stage videos or buying their magazines", and interviewee 4 commented, "this introductory livestream is similar to brand's launch event. Average people maybe do not care that much to use western social media just to get information of luxury brands."

4-2. Customization

Interviewees were more likely to search user-generated content on social media out of personal preference because of its diversity and dynamism relative to static information on a brand's official websites. Pre-purchase information such as suggestions for styling, product reviews, and assessments of practicality were highly referenced. Most interviewees perceived 'guidance shopping' offered by streamers in real-time to be the online version of personalized service offered by in-store salespeople. However, some of them complained that celebrities lacked professional knowledge of both the brand and its products, and that their service was incomparable to that of professional offline salespeople. Interviewee 15 said that professional KOLs' would have done a better job in offering styling tips, and that suggestions from Yvonne

seemed average. In addition, the huge number of viewers' comments made it impossible for streamers to respond to all but the most common, undermining the goal of customization.

Interviewee 01: there are so many comments posted and being pushed up, how could they respond quickly enough. Answering a few which were asked the most, which is not directly answering my question. But shopping in store, they answer my questions only.

4-3. Interaction

The typical livestream prioritizes communication between streamers and viewers, hence why interviewees were surprised at the end of the Louis Vuitton livestream when sales staff typed product information into the stream and directed viewers to buy from official online/offline stores instead of selling directly to them. Interviewee 2 described the stream as two streamers in scripted conversation, an impression also held by other interviewees. Interviewee 3 commented that she had expected at least one of the streamers to check customers' comments. Interestingly, most of the interviewees appreciated that they were free to leave to the live room anytime without talking to salespeople face-to-face.

4-4. Entertainment

Overall, interviewees also consider livestreams to be entertainment, with its value dependent on content quality, real-time consumer engagement, and the largest factor, streamer performance. Louis Vuitton's livestream was described as 'mediocre' by most interviewees due to it simply mimicking the livestream style of ordinary e-commerce sellers. Yvonne had been well known as an online fashion influencer regarding fashion, and the audience expected more innovative suggestions from her about how to wear certain products. Louis Vuitton had described Zhong as a 'dear friend of the brand', so her joining the livestream was meant to reinforce this position. Zhong posted photos of herself on social media (e.g., Weibo) wearing the brand's products as a method of promotion. Although celebrities were recruited to enhance the entertainment value of streams, this can also provide them the chance to interact with their fans online.

4-5. e-WOM

Most interviewees were less interested in publicly sharing brand posts than they were sharing with, and seeking suggestions from, friends and family. Some interviewees explained that they were sensitive to online privacy. However, they may observe the online interactions and save the posts of other users/KOLs as credible references for future purchase decisions.

4-6. Presentation

Visual presentation was considered by all interviewees as the key factor in the creation of an immersive online shopping context and authentic customer experience. Some commented that the products shown in the live room seemed inferior. Despite acknowledging the innovative livestream, they were disappointed at the unprofessional lights, crude decorations, and products carelessly placed

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing

on the ground. Therefore, the feedback regarding the live room's atmosphere and scenery were grouped into a new SMMA attribute specific to livestreams. Since luxury brands had an excellent track record of creating luxurious online presences, interviewees expected the same quality from an official luxury brand livestream. Interviewee 9 who had been a loyal customer of Louis Vuitton for years thought that it was a live room selling knockoffs, and said she would not watch another Luis Vuitton livestream if the quality stayed the same. A few interviewees gave similar comments in that they would not have known it was a Louis Vuitton live room without being told. Most felt that the brand did not invest enough effort preparing its livestream debut for local consumers, another indication that the luxuriousness of live rooms have a significant impact on interviewees' perceptions of authenticity. Interviewee 15 commented that 'the live room looked so low-quality, which worked the opposite to improving my good impression of this brand'.

Interviewee 11: I'm not sure if they (Louis Vuitton) really cared about it, or they think consumers would buy their products because they now also do livestream. Like the time they released Lunar year limited editions. They simply added some Chinese cultural elements like printing some 'hanzi (Chinese characters)' on their products and expected they (Chinese consumers) would buy it anyway. That was so patronizing to us.

5. Discussion

The sixth SMMA attribute, 'Presentation' was derived from young Chinese female consumers' feedback about Louis Vuitton's initial use of livestreams in localized social media marketing. In the original SMMA theory, Kim and Ko (2012) proposed five separate attributes of luxury brand marketing on asynchronous social media. This research discusses how the synchronous nature of marketing livestreams, with their high degree of real-time customer involvement, attaches a sixth attribute. *Trendiness* indicates that the livestream is viewed by consumers as a timely channel for gaining the latest brand-related information. *Customization* means that the information provided by streamers satisfies consumers' individual needs and preferences. Meanwhile, streamers are expected to *interact* with viewers of the livestream by responding to their comments and questions. Good presentation equates to luxurious live room ambiances offering authentic online shopping experiences. All attributes above contribute to the consumers's entertainment experience and the extent they are willing to disseminate their opinions (*e-WOM*) about brands and products.

5-1. Trendiness

A report published by PwC in 2017 predicted that retailers' business models and consumer behavior may be reshaped, suggesting that potential opportunities for luxury brands in China may lie in developing infrastructure like mobile sites, E-commerce, innovation, and mobile payment (Cheng, 2017). Mobile sites offer consumers ease of use, with their smartphones playing a central role in online buying. Compared with customers in overseas markets, Chinese consumers were relatively slower to recognize western luxury brands, so consumer loyalty has not yet been fully developed (Yao et al., 2019). Meanwhile, customers are more used to local sites, as some western social media (e.g., Instagram, Facebook) are

restricted in mainland China (Sharma & Crossler, 2014). Nowadays, people spend more time using their mobile phones than other devices. Therefore, livestreams are perceived by Chinese consumers as a far more effective channel for information about luxury brands and products.

5-2. Customization

Godey et al. (2016) described customization as personalized information and services which meet personalized needs. According to Mandler et al. (2020) luxury brands' posts on social media mainly fall into two categories: non-personal content (quality, heritage, conspicuousness, and uniqueness) and personal content (hedonism and extended self). However, young female Chinese consumers express little interest in brands' official accounts on social media and perceive that information to be 'objective but static'. The Chinese consumer's online shopping experience is therefore a combination of E-commerce shopping with online social communities (Yao et al., 2019). Therefore, aside from checking specifications (e.g. size, material, weight) which exclude assessments of practicality, consumers tend to jump between different media platforms searching for user-uploaded information with a wider range of diversity. User-generated content includes different kinds of reviews which are perceived to be more reliable and relevant to what customers are looking for (Ashley & Tuten, 2015). In other words, concerning customized information, brands' posts are less recognized by Chinese consumers relative to user-generated content on social media.

Huang et al. (2020) argued in their research that a fast-food style marketing strategy through livestreaming contradicts a core feature of luxury brands by lifting the veil of private and personalized service offered in luxury stores. However, this research finds that young female Chinese consumers focus more on the quality of live-streamed information rather than on the form of personalized service. Guided shopping mediated by the livestream is viewed as the 'online version' of customized service shopping in offline luxury stores (Sun et al., 2019). To average people who may not go to luxury stores in person, the livestream provides them a taste of the in-store shopping experience. However, the streamer's performance determines whether consumers are satisfied with the livestreamed content. Real-time livestreams require a richer information output from the performance to attract and hold consumer attention. Consumers highly value livestream content despite the lengthy run time and therefore expect it to be highly relevant to their interests as well as give exact answers to their product-related questions. Consumers expect from streamers the same content they receive when searching for information on social media, gaining desired information including thorough product demonstration, design analyses, and practicality reviews. However, celebrities do not necessarily possess professional knowledge of brands nor products (Xu et al., 2020), while consumer trust in streamers is highly dependent on their expertise. For instance, Austin Li used metaphors to describe the texture of lipsticks and contextualized for audiences the occasions for their use, allowing the audience to picture themselves wearing the products. Li's professionalism helped him gain a huge number of followers who believe his endorsement is always sincere and candid. In contrast, Yvonne and Zhong's unnatural performance in Louis Vuitton's livestream left a negative impression, preventing them from developing closer relationships with online consumers. Salespeople in offline stores offer information/services to bridge the gap between the brand and consumers (Wongkitrungrueng & Assarut., 2020). Livestreamers serve the same function with their performances and expertise. With the

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing

pre-existing impression of livestreams as being ‘down-to-earth’, the celebrity streamers’ performance deviated from the norm of knowledgeable, enthusiastic streamers passionately endorsing the products and encouraging consumers to buy. To be fair, celebrities’ status on stage and screen may inhibit them from promoting products in live rooms in the same way as would professional streamers. This could explain why celebrity performances in livestreams are often considered disingenuous, affecting not only viewers’ impressions of them but also of the brand. Even though the use of local celebrities as streamers may please some consumers who are fans (Yu & Hu, 2020), a celebrity’s personal style may weaken the brand’s sense of presence to some degree (Xu et al., 2020). In that case, fans may remain loyal to their idols while average consumers will not pay attention to the streamers, resulting in no benefit to the brand from the celebrity’s endorsement.

5-3. Interaction

As discussed earlier, users’ affective commitments to streamers may be hard to transfer to brands. However, streamers responding to viewer comments in real time effectively builds relationships between them. Real-time interaction via livestream enables flat and equal communication (Gong et al., 2020) which is perceived by consumers as pressure-free relative to interacting with salespeople in person. The para-social relationship created in this context gives consumers a compensatory tendency as if they are communicating with a friend online (Huang et al., 2020; Xu et al., 2020). In addition, spontaneous interactions can make celebrity endorsements look more natural rather than them merely interpreting what brands want them to say (Zhou et al., 2019). During the age of the participatory web, online interactions make consumers feel empowered. As consumers become increasingly involved in brands’ value structures, they have become co-creators rather than passive receivers (Atwal & Williams, 2009). Interaction and customization are complementary to some extent in that streamers directly addressing live comments are seen as equivalent to personal responses.

5-4. Entertainment

The ‘entertainment’ attribute in the livestream context pertains to the enjoyment the consumer derives from viewing it. A feature of livestreams is their ability to combine streamer performance, quality information, live room ambiance, and consumer engagement, and deliver them synchronously. In other words, entertainment is no longer a dependent attribute, but a complex idea merged with trendiness, customization, presentation, and interaction simultaneously. Consumers now receive all of their information from the livestream rather than subjectively selecting content by individually sorting through social media posts. This phenomenon indicates that innovative livestream marketing has shifted consumers’ perception of online shopping towards that of a holistic experience that is social, hedonic, and consumer-oriented (Wongkitrungrueng & Assarut, 2018). Besides endorsing and demonstrating products, streamers are also responsible for creating a relaxing and entertaining live room atmosphere to attract attention and retain consumers. For example, Austin Li favors using exclamations and telling jokes to capture audience attention. Viewers find his performance amusing and not solely for the purpose of promoting products (Huang et al., 2020). Secondly, brands hiring celebrities as streamers appeal to their fan groups, naturally

bringing with them more online traffic. Celebrity fans may consider it an excellent opportunity to interact with their idols. However, celebrities cannot risk damaging the commercial value of their public image to act like salespeople. In many such cases, celebrity live room performances are mediocre compared to those of other professional non-celebrity streamers. Lastly, the hedonic atmosphere of the live room is bolstered by real-time sales reports in the live room. The number of transactions and goods left in stock are shown on screen, visible to viewers. Viewers seeing the purchase behavior of other users are more likely to make impulse purchases of their own to achieve temporary excitement and satisfaction. However, neither celebrities nor KOLs are fashion symbols, nor is their presence enough to be entertaining to all online viewers. Louis Vuitton in particular has no plans to sell from live rooms, depriving viewers of real-time consumption and the hedonic shopping atmosphere it brings.

5-5. e-WOM

In line with results of previous research, young female Chinese consumers consider e-WOM to be a credible source of pre-purchase information. Presently, luxury goods consumption is viewed as an expression of personal creativity, expressiveness, intelligence, and substance. Because buying luxury goods is financially risky, consumers may seek the opinions and decisions of others to make more informed purchase decisions (Gershoff & Johar, 2006). Livestreaming allows instant e-WOM from online users to influence others' attitudes and impressions toward brands (Men & Zheng, 2019). In addition, livestream viewers may change their brand perceptions based on observations of other users' behaviors. On the other hand, consumers are more willing to disseminate brand information posted by KOLs (Zhou et al., 2019). Hiring KOLs with recognized expertise and trustworthy reputations to promote products in marketing campaigns may naturally generate positive e-WOM communications, which may significantly influence consumer purchase behavior (Liu et al., 2018). This finding also supports the argument regarding the importance of streamer expertise.

5-6. Presentation

Presentation as the new attribute can only be applied to luxury brand livestream marketing and is not meant for ordinary E-commerce, in which price is the main attribute. Livestreams selling cheap products can afford to look cheap, but a luxury brand projecting a similar atmosphere may devalue its brand. This research defines presentation as the consistency of a luxury brand's livestream ambience with that of its offline stores. The consumption of luxury goods is regarded as sensory (Okonkwo, 2010). Both physical and non-physical elements shape store atmosphere, which in turn affects customers' perceptions of luxuriousness. Nunthiphatprueksa (2018) suggested that luxury store product display, decorations, sound, scent, lighting, color scheme, space, and room temperature all had a positive impact on customers' pleasure and arousal. Luxury stores deliberately invest in creating buying environments with specific impacts on customers' minds and, by extension, purchasing decisions. Exceptional ambiances and shopping experiences also create positive impressions and enhance consumer loyalty.

Since Chinese consumers started becoming aware of Louis Vuitton, their deluxe brand image has been developed and constantly enhanced through usage of the Internet. The luxury industry has long

Luxury Brands Employ Livestreams for Social Media Marketing

invested in building a ‘webmosphere (web + atmosphere)’ (Okonkwo, 2010) that emphasizes both a luxurious online atmosphere and shopping functionality. Advertisements of luxury brands normally focus on visualizing aesthetic quality and attractiveness via image and video (Bazi et al., 2020). This explains why the media overexposure of Louis Vuitton in China did not damage the brand’s value proposition of exclusivity and rarity, but was effective in increasing brand influence (Liu et al., 2018). It is expected that brand loyalty can be built through creating luxurious and novel fantasies. Customer loyalty is sensitive, emotion-driven, and connected to the original value and luxuriousness of luxury brands (Okonkwo, 2010). Exclusivity, better quality, status, taste, and aspiration are the messages brands aspire to convey through marketing communication. Failing to deliver these messages may disappoint consumers (Okonkwo, 2010). The intangible luxury in how luxury products appear is highly pertinent to Chinese consumers.

Luxury brands must keep their deluxe high-end image consistent both online and offline. Even though Chinese consumers care about innovation and convenience in terms of online shopping, luxury brands are perceived as fundamentally different from normal consumer goods. Louis Vuitton’s livestream presence was inconsistent with its long-standing prestigious position in the industry, contradicting general impressions of the brand. In contrast, Lanvin’s livestream hosted on The Little Redbook, which built an ‘elegant afternoon tea’ atmosphere by using soft lighting and French-style background music based on their brand tone while incorporating exclusive elements such as brand history and design inspirations, was attractive and entertaining to consumers even with no selling taking place. Lanvin successfully increased brand awareness while maintaining its luxuriousness. The deluxe atmosphere and aesthetic scenes of its livestream counterbalanced the general rule that livestreams mainly sell products on price. Therefore, the key to presenting luxurious online shopping experiences to livestream viewers is to merge various sensory and visualized elements into the livestream. Low-quality impressions may discourage consumers from getting to know brands more closely. Since livestreaming builds an immersive virtual shopping context for online viewers, the fundamental goal should be to provide a better, more authentic online shopping experience which is perceived as similar to shopping in physical stores. A deluxe presentation of the brand’s live room effectively mobilizes online consumers’ emotional commitment to the brand.

6. Conclusion

This research analyzed the feedback from local young female Chinese consumers with respect to luxury brands employing livestreams in new social media marketing strategies by adding new perspectives to the existing five attributes, and proposing ‘presentation’ as a sixth attribute exclusive to livestream marketing. Livestreams deliver trendiness, customization, presentation, and interaction synchronously, with the potential to become recognized as convenient channels for customized information with luxurious offline store-like atmospheres. While online viewers enjoy the virtual shopping experience, their active online engagement also contributes to the entertainment attribute. Furthermore, overall positive online consumer engagement will become reference points for other customers in terms of peer communication and making future purchase decisions.

This research offers practical implications for marketers of luxury brands considering livestreams as part of their social media marketing strategy in the Chinese market. Learning the perspectives of

local customers may help them to create marketing content that is more relatable and attractive to local consumers. Due to the lack of price advantage, premium brands should invest in preparing livestreams that manage and maintain their prestigious online presence. Meanwhile, brands should develop an exclusive narrative strategy to differentiate themselves from the existing livestream model adopted by conventional e-commerce sellers. In light of this, brands must balance the requirements of local customers with their global brand position. The luxury sector faces challenges in adapting to the new digital world in emerging economies without losing its value proposition of exclusivity and rarity. Lastly, the Chinese market has become more complex and competitive, characterized by millennials and Gen-Z consumers with digitally savvy attitudes and ever-evolving behaviors. Luxury brands will need to meet changes in consumer behavior in the post-COVID-19 era for them to capitalize on the opportunities brought by livestreams, and strengthen their influence.

Due to the pandemic, the selection of interviewees was limited. In addition, perspectives of consumers ambivalent to luxury products are not addressed here. Therefore, the feedback collected from those interviewed in this research should not be generalized as representing all young female Chinese consumers. Louis Vuitton's livestream was held in real-time with copyright prohibiting access to an original full-length video recording. Future research may continually monitor how the attributes of brands' livestream marketing impacts consumer brand awareness, brand image, brand loyalty, and purchase intention.

References

- Addo, P. C., Fang, J., Asare, A. O., & Kulbo, N. B. (2021). Customer engagement and purchase intention in live-streaming digital marketing platforms, *The Service Industries Journal*. <https://doi.org/10.1080/02642069.2021.1905798>
- Ashley, C. & Tuten, T. (2015). Creative strategies in social media marketing: An exploratory study of branded social content and consumer engagement. *Psychology and Marketing*, 32(1), 15-27. <https://doi.org/10.1002/mar.20761>
- Atwal, G., & Williams, A. (2009). Luxury brand marketing: The experience is everything. *Journal of Brand Management*, 16(5-6), 338-346. <https://doi.org/10.1057/bm.2008.48>
- Bazi, S., Filieri, R., & Matthew, G. (2019). Customers' motivation to engage with luxury brands on social media. *Journal of Business Research*, 112, 223-235. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2020.02.032>
- Bilgin, Y. (2018). The effect of social media marketing activities on brand awareness, brand image and brand loyalty. *Business and Management Studies*, 6(1), 128-148. <http://dx.doi.org/10.15295/bmij.v6i1.229>
- Braun, V., & Clarke, V. (2006). Using thematic analysis in psychology. *Qualitative research in psychology*, 3(2), 77-101. <http://dx.doi.org/10.1191/1478088706qp063oa>
- Braun, V., & Clarke, V. (2013). *Successful qualitative research* (1st ed.). Sage Publications.
- Chen, C., Lu, Y., Hu, Y., & Hong, Y. (2019). Everyone can be a star: Quantifying grassroots online sellers' live streaming effects on product sales *Proceedings of International Conference on System Sciences*, 26, 4493-4498. <https://hdl.handle.net/10125/59887>
- Chen, C., Zhao, Q., & Wang, J. (2020). How livestreaming increases product sales: Role of trust transfer and elaboration likelihood model. *Behaviour & Information Technology*. <https://doi.org/10.1080/0144929X.2020.1827457>
- Chen, Y., Wang, Q., & Xie, J. (2011) Online social interactions: A natural experiment on word of mouth versus observational learning, *Journal of Marketing Research*, 48(2), 238-254. <https://doi.org/10.1509%2Fjmk.48.2.238>
- Cheng, M. (2017). *E-commerce in China – The future is already here*. Pricewaterhouse Coopers, Limited. <https://www.pwccn.com/en/retail-and-consumer/publications/total-retail-2017-china/total-retail-survey-2017-china-cut.pdf>
- Cheung, M. L., Pires, G., & Rosenberger, P. J. (2019). The influence of perceived social media marketing elements on consumer-brand engagement and brand knowledge. *Asia Pacific Journal of Marketing*, 32(3), 695-720. <https://doi.org/10.1108/APJML-04-2019-0262>
- Creswell, J. (2007). *Qualitative inquiry and research design* (2nd ed.). Sage Publications, Inc.
- Gershoff, A., & Johar, G. (2006). Do you know me? Consumer calibration of friends' knowledge. *Journal of Consumer Research*, 32 (4), 496-503. <https://doi.org/10.1086/500479>
- Gibson, C. B., & Manuel, J. A. (2003). Building trust: Effective multicultural communication progress

- in virtual teams. In C. B. Gibson & S. G. Cohen (Eds.), *Virtual teams that work* (1st ed., 59-88). Jossey-bass.
- Godey, B., Manthiou, A., Pederzoli, D., Rokka, J., Aiello, G., Donvito, R., & Singh, R. (2016). Social media marketing efforts of luxury brands: Influence on brand equity and consumer behavior. *Journal of Business Research*, 69(12), 5833-5842. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2016.04.181>
- Gong, X., Ye, Z., Liu, K., & Wu, N. (2020). The Effects of Live Platform Exterior Design on Sustainable Impulse Buying: Exploring the Mechanisms of Self-Efficacy and Psychological Ownership. *Sustainability*, 12, 1-16. <https://doi.org/10.3390/su12062406>
- Halliday, S. V. (2016). User-generated content about brands: Understanding its creators and consumers. *Journal of business research*, 69(1), 137-144. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2015.07.027>
- Huang, H., Blommaert, J., & Praet, E. V. (2020) “OH MY GOD! BUY IT!” a Multimodal Discourse Analysis of the Discursive Strategies Used by Chinese Ecommerce Live-Streamer Austin Li. In: C. Stephanidis et al. (eds.) *HCI International 2020 – Late Breaking Papers* (305-327). Springer Nature. https://doi.org/10.1007/978-3-030-60152-2_24
- Inks, S. A., Avila, R. A., & Talbert, G. (2019). The evolution of the sales process: Relationship selling versus “the Challenger Sale”. *Journal of Global Scholars of Marketing Science*, 29(1), 88–98. <https://doi.org/10.1080/21639159.2018.1552527>
- Kim, A., & Ko, E. (2012). Do social media marketing activities enhance customer equity? An empirical study of luxury fashion brand. *Journal of Business Research*, 65(10), 1480-1486. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2011.10.014>
- Lin, J., & Lu, Z. (2017). The rise and proliferation of livestreaming in China: Insights and lessons. *HCI International 2017 – Posters’ Extended Abstracts*. *HCI 2017*. https://doi.org/10.1007/978-3-319-58753-0_89
- Liu, J. H., North, M., & Li, C. (2017), Relationship building through reputation and tribalism on companies’ Facebook pages. *Internet Research*, 27(5), 1149–1169. <https://doi.org/10.1108/IntR-03-2016-0078>
- Liu, S., Perry, P., & Gadzinski, G. (2018). The implications of digital marketing on WeChat for luxury fashion brands in China. *Journal of Brand Management*, 26(4), 395-409. <https://doi.org/10.1057/s41262-018-0140-2>
- Mandler, T., Johnen, M., & Grave, J. F. (2020). Can’t help falling in love? How brand luxury generates positive consumer affect in social media. *Journal of Business Research*, 120, 330-342. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2019.10.010>
- Manthiou, A., Chiang, L., & Tang, L. (2013). Identifying and responding to customer needs on Facebook fan pages. *Journal of Technology and Human Interaction.*, 9(3) 36-52. <https://doi.org/10.4018/jthi.2013070103>
- Men, J., & Zheng, X. (2019, December). *Impact of Social Interaction on Live-streaming Shopping*

- Websites*. [conference paper]. Eighteenth Annual Pre-ICIS Workshop on HCI Research, Munich. https://sighci.org/uploads/2019_sighci_proceedings/RiPPaper6.pdf
- Minoo, E. H., & Walters, T. (2018). Lost in translation? Cross-language thematic analysis and hospitality research. *International journal of contemporary hospitality management*. <https://doi.org/10.1108/IJCHM-10-2017-0701>
- Muntinga, D. G., Moorman, M., & Smit, E. G. (2011). Introducing COBRAs: Exploring motivations for brand-related social media use. *International Journal of Advertising*, 30(1), 13-46. <https://doi.org/10.2501/IJA-30-1-013-046>
- Nunthiphatprueksa, A. (2018). An influential role of luxury fashion store environment. *Journal of Community Development Research*, 12(1), 1-14. <https://doi.org/10.14456/jcdr-hs.2019.1>
- Okonkwo, U. (2010). *Luxury online* (1st ed.). Palgrave Macmillan.
- Ozuem, W., & Azemi, Y. (2018). *Online Service Failure and Recovery Strategies in Luxury Brands: A View from Justice Theory*. In W. Qzuem, & Y. Azemi (Eds.), *Digital Marketing Strategies for Fashion and Luxury Brands*. (p.108-125) IGI Global.
- Pandey, A., Sahu, R., & Dash, M. K. (2018). Social media marketing impact on the purchase. intention of millennials. *Int. J. Business Information Systems*, 28(2), 147–162. <https://doi.org/10.1504/IJBIS.2018.091861>
- Peng, L., Zhang, W., Wang, X., & Liang, S. (2019) Moderating effects of time pressure on the relationship between perceived value and purchase intention in social E-commerce sales promotion: Considering the impact of product involvement, *Information Management*, 56(2), 317-328. <https://doi.org/10.1016/j.im.2018.11.007>
- Quach, S., & Thaichon, P. (2017). From connoisseur luxury to mass luxury: Value co-creation and co-destruction in the online environment. *Journal of Business Research*, 81, 163-172. <http://dx.doi.org/10.1016/j.usres.2017.06.015>
- Scheibe, K., Fietkiewicz, K. J., & Stock, W. G. (2016). Information behavior on social Live streaming services. *Journal of Information Science Theory and Practice* 4(2), 6–20. <https://doi.org/10.1633/JISTaP.2016.4.2.1>
- Sharma, S., & Crossler, R. E. (2014). Disclosing too much? Situational factors affecting information disclosure in social commerce environment. *Electronic Commerce Research and Applications*, 13(5), 305–319. <https://doi.org/10.1016/j.elerap.2014.06.007>
- Sun, Y., Shao, X., Li, X., Guo, Y., & Nie, K. (2019). How live streaming influences purchase intentions in social commerce: An IT affordance perspective. *Electronic Commerce Research and Applications*, 37, 1-12. <https://doi.org/10.1016/j.elerap.2019.100886>
- Tajvidi, M., Wang, Y., Hajli, N., & Love, P. (2017). Brand value Co-creation in social commerce: The role of interactivity, social support, and relationship quality. *Computers in Human Behavior* <http://dx.doi.org/10.1016/j.chb.2017.11.006>

- Terry, G., Hayfield, N., Clarke, V., & Braun, V. (2017). Thematic analysis. In C. Willig & W. Stainton-Rogers (Eds.), *The SAGE handbook of qualitative research in psychology* (2nd ed. 17-37). SAGE Publications, Ltd.
- Tian, L., Li, S., Ahn, J., Chu, D., Han, R., Lv, Q., & Mishra, S. (2013). *Understanding user behavior at scale in a mobile video chat application*. Proceedings of the 2013 ACM International Joint Conference on Pervasive and Ubiquitous Computing, 647–656. <http://doi.acm.org/10.1145/2493432.2493488>
- Wongkitrungrueng, A., & Assarut, N. (2018). The role of live streaming in building consumer trust and engagement with social commerce sellers. *Journal of Business Research*, 117, 543-556. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2018.08.032>
- Wongkitrungrueng, A., & Assarut, N. (2020). The role of live streaming in building consumer trust and engagement with social commerce sellers. *Journal of Business Research*, 117, 543-556. <http://doi.org/10.1016/j.jbusres.2018.08.032>.
- Xu, X., Wu, J., & Li, Q. (2020). What drives consumer shopping behavior in live streaming commerce. *Journal of Electronic Commerce Research*, 21(3), 144-167.
- Yao, Y., Boardman, R., & Vazquez, A. (2019). Cultural considerations in social commerce: The differences and potential opportunities in China. In R. Boardman, M. Blazquez, C. E. Henninger, & D. Ryding (Eds.), *Social commerce* (1st ed., p. 43-58). Palgrave Macmillan.
- Yu, S., & Hu, Y. (2020). When luxury brands meet China: The effect of localized celebrity endorsements in social media marketing. *Journal of Retailing and Consumer Service*, 54, 1-12. <https://doi.org/10.1016/j.jretconser.2019.102010>
- Zhang, M., Qin, F., Alan-Wang, G., & Luo, C. (2019). The impact of live video streaming on online purchase intention, *The Service Industries Journal*, <https://doi.org/10.1080/02642069.2019.1576642>
- Zhou, S., McCormick, H., Blazquez, M., & Barnes, L. (2019). e-WOM: The rise of the opinion leader. In R. Boardman, M. Blazquez, C. E. Henninger, & D. Ryding (Eds.), *Social commerce* (1st ed., pp. 189-212). Palgrave Macmillan.

資料紹介
Historical Materials

資料紹介

オスマン・エルギン著 『トルコにおける都市運営の歴史的発展』

Osman Ergin, “Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı”: An Annotated Translation

(翻訳) 川本 智史
KAWAMOTO Satoshi

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

(翻訳) 守田 まどか
MORITA Madoka

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
Tokyo University of Foreign Studies, The Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa

キーワード

オスマン帝国 都市 オスマン・エルギン イスタンブル 近代市政

Keywords

The Ottoman Empire; City; Osman Ergin; Istanbul; Modern Municipal Administration

原稿受理日：2023.2.3.

Quadrante, No.25 (2023), pp.325–338.

目次

1. 資料解題
2. 資料訳文

1. 資料解題

本稿は、1936年に出版されたオスマン・ヌーリー・エルギンの講演録『トルコにおける都市運営の歴史的発展 *Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı*』¹に解題を付し、註訳したものである。オスマン帝国における都市運営／行政を論じた講演録全体のうち、本稿では紙幅の関係上最初の十分の一程度を訳出した。残る部分についても、次号以降での刊行を計画しており、最終的には講演録の全訳を予定している。講演録全体の構成は次の通りである。

序

はじめに

第1部 都市運営における個のシステム

- I 私的奉仕および私的団体
- II 個の事績：イマーレトと文明
- III 個の方式：ワクフと施設
- IV ワクフの国有化：ワクフ省の組織
- V 都市の行政手法：私的支配

第2部 トルコにおける少数派の行政手法： 総主教座の特権

第3部 都市運営における公共のシステム

- I 街区の行政手法：個から公共への第一歩
- II トルコにおける西洋的方法での市政組織
- III トルコにおける小区組織
- IV トルコにおける村の行政
- V 市と村と特殊団体の統一

¹ Osman Ergin, *Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı* (Istanbul: Cumhuriyet Gazete ve Matbaası, 1936).



なお訳文は、訳者である川本智史と守田まどかの両名が毎週開催した勉強会において下訳の検討を行い、両者の責任において校閲した。

講演録の史料的价值を理解するために、まず西アジアの都市研究の現状を知る必要がある。この地域の都市の分析概念としてしばしば用いられるものに「イスラーム都市」があるが、これはフランスによるマグリブ地域の植民地支配の過程でその概念が提唱されたものだった²。ヨーロッパ人研究者という他者が、ヨーロッパ都市との比較対象としてこれを分析し、中央アジアからマグリブに及ぶ広い領域にひとつのモデルを当てはめようとするものであった。一方で、現地の研究者たちは概してこのような一般化には冷淡であったことはすでに指摘されている³。また「イスラーム都市」論では、その伝統性が強調されるあまり、歴史的な変遷や近代化に十分な目配りがされたとはいえない。

本稿で註訳するエルギンの講演録は、オスマン帝国末期から市行政に携わった行政官が、オスマン帝国における前近代からの都市運営と、トルコ共和国期に至るまでの近代化を自ら分析・解説した点で、きわめてユニークな西アジアの都市に関する論考であるということができる。その主たる考察対象であるオスマン帝国の首都イスタンブルは、伝承によれば紀元前7世紀のメガラ人の植民都市ビュザンティオン創建から始まる世界屈指の歴史都市である。だが同時に、19世紀に入ると加速する近代化政策のなかで、都市行政の改革と都市空間の改造が試みられた近代都市と性格づけることもできる。近代化を目撃した当事者の目で、歴史

的な変遷を物語る講演録は、オリエンタリズムの影響が色濃いかつての「イスラーム都市」論に一石を投じるものであるといえる。他方林佳世子が指摘するように、エルギンによる史料の取り扱いには問題があり、またヨーロッパ都市との比較からオスマン都市の性格を究明しようとする姿勢は、近代的歴史研究以前のものであり、十分に注意を払う必要がある⁴。

講演者のオスマン・ヌーリー・エルギンは、帝国末期からトルコ共和国初期にかけてイスタンブル市役所に奉職した人物である⁵。1883年にアナトリア東部のマラティア近郊で生まれたエルギンは、父とともに若くしてイスタンブルに移り住み、ここで苦学の後1901年に中等教育を終えて市役所で働くようになった。ガラタサライ高校や行政学院のような高級官吏養成校出身者ではないエルギンは組織内での栄達こそ叶わなかったが、在職中も古典的なマドラサや帝国大学文学部で学ぶなど向学心に燃える人物だった。彼は職務の過程で、市役所に保管されていたさまざまな文書に接する機会を持ち、これをテーマ別に集成して解説したのが1914年から刊行が始まった全5巻の資料集『市政全書』である⁶。イスタンブルでは19世紀半ばから都市改造や新たな行政区の設定などが試みられており、『市政全書』はその実態を解き明かす第一級の史料として今日の研究者らによって活用されている。

十分に経験を積み、老練の行政官となったエルギンによる講演は、1936年にイスタンブル大学社会経済研究所での都市行政コースの開設を記念して数日にわたって行われたものである。その内容は都市行政に始まりオスマ

² 三浦徹「イスラーム都市研究再考」板垣雄三・後藤明編『イスラームの都市性』日本学術振興会、1993、19-23頁。

³ 羽田正「序章 イスラム都市論の解体」羽田正・三浦徹編『イスラム都市研究 [歴史と展望]』東京大学出版会、1991、10-11頁。

⁴ 林佳世子「トルコ」羽田正・三浦徹編『イスラム都市研究 [歴史と展望]』東京大学出版会、1991、170-171頁。

⁵ エルギンについては以下の論考も参照。川本智史「ノスタルジックな近代：19世紀イスタンブルの都市空間と都市行政」守川知子編『都市からひもとく西アジア：歴史・社会・文化』（アジア遊学264）、勉誠出版、2021、241-258頁。

⁶ Osman Nuri [Ergin], *Mecelle-i Umûr-u Belediye*, I-V (İstanbul: Arşak Garoyan Matbaası, 1330-1338 [1914-22]).

ン帝国時代の音楽や宗教、西洋の都市概念に至るまで実に多岐にわたるもので、時に大きな回り道や哲学的な考察をも含む。またエルギンの講演にはきわめて回りくどい表現が含まれる。これについてはその場の雰囲気や損なわないよう極力原文に忠実に訳出している。トルコ語原文で括弧記号()は強調の意味で用いられているため、これはカギ括弧記号「」で訳出した。また日本語訳中の括弧記号()は、訳者による補足および注記である。

さらに、およそ一世紀前の新生トルコ共和国の人々にとって当たり前だったと考えられる事象も、前近代オスマン都市を研究する訳者たちにとっては未知のことが多い。また講演録の内容からもうかがえるように、エルギンはフランス語にも明るく、都市行政における近代化の最前線で活躍した開明的な人物であった。その一方で、スーフィー教団の修道場にも出入りし、強いシンパシーを抱く伝統的オスマン人としての一面も持ち合わせていた。前近代と近代のはざまに生きた人間がみたオスマン都市と、その発展形であるトルコ共和国の都市とはどのようなものだったのか、講演録の内容を邦訳することは多分野の研究者に資するものであると考えている。

2. 資料訳文

トルコにおける都市運営の歴史的発展

イスタンブール県庁書記 オスマン・エルギン

イスタンブール大学の社会経済研究所⁷で、ひとつのコミュニティー、すなわち都市行政コースの開設を喜びと感謝とともに歓迎します。

トルコの都市の歴史的発展について述べるため、このコースでわざわざかたじけなくも私に機会を与えていただいた本講演では、この発展を確固たるものにするに寄与した都市行政の学術的な進展に言及せずにおくことはできないでしょう。そのため私の講演では都市をテーマとする前に、都市運営、あるいはさらに正確に言えば都市行政⁸の歴史的発展に言及することから始めたいと思います。

都市行政学は、共和国期にはまず1930年に職業研修として、しかしながら簡潔なかたちで、イスタンブール警察学校⁹に採用され、またこの年以降補講のかたちで行政法講義において取り上げられて、行政学校¹⁰にもあらわれました。しかも1936年に(イスタンブール:括弧内訳註、以下同様)大学でこのコースが設立されるまでに、存在感を増し重要性も大変高まってきました。

講演を始めるに当たって、大学の運営関係者および、尊敬すべき教授方がこの企画をされたことを、喜びと感謝とともに歓迎していることをあえて申し上げる次第でございますが、都市行政を昔から自らの職業とし、雑多ないくつかの著作を記した職業人(エルギン)が、今日この

⁷ İctimaiyat ve İktisadiyat Enstitüsü. 前身は1916年にナショナリストで社会学者のズィヤ・ギョカルプ(1876～1924)によって現在のイスタンブール大学文学部に設立された「社会学研究室 İctimaiyat Darülmesai」で、1933～1934年に改名されて法学部に転属された。İktisat Fakültesi İctimaiyat Enstitüsü Hakkında Kuruluşunun XX.ci Yılı Münasebetile Rapor (1934-1954) (İstanbul: İstanbul Üniversitesi. İktisat ve İctimaiyat Enstitüsü, 1955), 3.

⁸ エルギンは都市行政あるいは都市運営に対して、「şehircilik」と「belediyecilik」という二つの語を充てている。前者は前近代的な都市行政一般を含意し、後者は19世紀半ば以降オスマン帝国でフランスの制度を元に採用された近代的都市行政区 belediye による行政を意味すると考えられる。ここでは区別のため、前者は常に「都市運営」と訳出し、後者は「都市行政」の訳語を充てる。なお belediye については、「市政」「自治体」「市行政」などニュアンスに応じて訳しわけることとする。

⁹ オスマン帝国時代の1909年に創設された「帝都警察学校 Dersaadet Polis Mektebi」を前身とする。Recep Akbal, “Osmanlı’dan Cumhuriyet’e Polis Eğitim Tarihi (1845-1938),” *Journal of History and Future*, vol.8, no.1 (2022), 148-169, <https://doi.org/10.21551/jhf.1053706>.

¹⁰ Mülkiye mektebi. 前身は1858年にイスタンブールに設立された行政学校 (Mekteb-i Mülkiyye) で、近代化に必要とされる行政官を養成した。1936年にアンカラに移転され、1950年にはアンカラ大学政治学部に改組された。Ali Akyıldız, “Mekteb-i Mülkiyye,” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, Ek-2 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2019), 238-240.

分野が高みに至ったことを見るような、もっともすばらしい幸運に出会うことがもたらされましたので、この私の大胆な試み（講演）が大学の幹部や教授方とともに、若い聴者たちによって好意的に受け止められると信じております。

警察学校で6年間続けられた講義を元に「都市行政知識」として3年間で2度、教科書が印刷されました。これにより講義は警察学校のみならず、我が国の600近くの行政市に散らばった行政学院を卒業した若者たちが学んだ知識は、着任した県や郡を監査監督する上で、多くの業務に益することに疑う余地はありません。

とりわけ、このコースで行われる講演が出版されるという約束と朗報は、都市行政学をこの文化機関（イスタンブール大学）に設置するという、これまでに追求された努力を実現させることに何よりも寄与するため、今回の企画を今一度拍手で歓迎する機会を逃すことは、私にとって不可能に思われます。

手短に次のことを述べた上で、主題に入ろうと思います。

都市行政が、ひとつの仕事、ひとつの学問、そして究極的にはひとつの知識としてトルコに現れたことは、共和国体制とその体制を築いた人々のおかげであります。この分野が継承され、さらに進歩し成熟することを望みます。

発表されたプログラムによれば、私はここでは都市行政についての歴史概説と国際的な発展については話さないことになっています。ここでもっぱらトルコの都市行政について言及し、トルコの都市行政のうちでも、ただオスマン帝国期にさっと目を向けるだけで満足しておこ

うと思います。

あらゆる民族に先立って、中央アジアで巨大な文明が建設され、その文明を世界のあらゆる場所にもたらしたトルコ民族が¹¹、イスラーム化よりずっと以前に都市行政制度と都市の建設とその行政手法を発見したということは疑いありません。トルコの歴史、トルコ文明、そしてひっくり返るめてトルコ文化¹²に関していまだ光の当てられていない多くの問題を解明する「トルコ史研究委員会」¹³の手になる、待ち望まれた出版物をもって、このことを近く学ぶことでしょう。

オスマン・トルコ人の都市行政組織について述べましょう。

オスマン・トルコ人の行政手法は、旧来のトルコ法のかなりの部分をとどめるとともに、この手法の重要な点の多くは、彼ら以前に現れては消えたイスラーム諸王朝と変わることがなかったことがわかります。すべての行政官たちの職名が、ヴァーリー（長官）、カドウ（法官）、ムフテシプ（市場監督官）のように、従前のイスラーム国家が使用した語であるように、行政法もシャリーアとそこから導き出したフィクフ（法学）に依拠しています。このように市行政に関する法律や条例もまた、その基礎をシャリーアに置いている「ヒスバ¹⁴」や「イフティサーブ」とよばれる法学書にみることができます。

今日、自治体を誰がどのように運営するのか、都市運営がどのような形で発展したかを理解するために、もっと以前の自治体業務が何かから成り立っていたのかを明白かつ明瞭にしておき、その後この業務が誰によってどのような形で行われたかを研究する必要があります。こ

¹¹ ここには当時トルコ共和国政府によって歴史理論として採用されていた「トルコ史テーゼ」の強い影響を見ることができ、テーゼは中央アジアから世界各地に拡散したトルコ人が各所で文明を築いたと主張するものである。詳しくは小笠原弘幸の論考を参照。小笠原弘幸「国民史の創成」小笠原弘幸編著『トルコ共和国 国民の創成とその変容』九州大学出版会、2019、21-47頁。

¹² 「歴史 tarih」と「文明 medeniyet」を包含する上位概念として「文化 kültür」を用いている点には注意が必要。

¹³ Türk Tarih Tetkik Cemiyeti. オスマン帝国末期から続く知識人グループ「トルコ人の炉辺」内に組織された「トルコ史部会」を前身とし、1931年に改組されてできた組織。1935年にはトルコ歴史協会となった。同書、25頁。

¹⁴ 市場監督官の手引書。

れを行うために、歴史の知られざる一ページを耽読することも、類例を求めてトルコ人以外の民族に目を向ける必要もありません。歴史のどの時代でも、世界のどこかに村、町、あるいは都市が形成され、多くの人がそこにまとまって住んでいれば、その土地の集団に固有の一連の地域運営に対する公共の要求が生じ、これらをそれぞれの方法で確実にやり遂げる必要があることは、今日でも私たちの身の回りに目を向ければ容易に理解できます。

この地域運営と公共の要求は、すべての民族の村や自治体の法において示されているように、私たちの新旧の法律でも制定されています。明文化されていなくても、私たちが暮らす村、町、都市でご周囲に目を向けられれば、また村の長老衆あるいは、町や都市の自治体がいつも行う業務をちょっと思い出されれば、ご自身の経験からお気づきになれましょう。

さて、聴衆の皆さんをうんざりさせないために、言及されている地域運営と公共の需要の主立ったものを、いくつかの項目でまとめてみましょう。

照明と清掃事業、飲食物や燃料の確保、橋・下水道・歩道と公衆便所の建設、学習・休息・観光・集会場所の割り当て、病院・救貧院・ロカンタ(食堂)のような保健・給食・社会支援施設の創設、外国人・往来者・旅行者の滞在場所や快適環境を保障すること、死者の埋葬所の確保、民衆を被害や危険から守ること、民衆に金銭支援を行う活動を実現すること、などなど。

ご存じのように古今東西、このような業務はすべて政府が自ら行うか、費用は都市住民が負担する形で実施は地域の当局、すなわち自治体に行わせるか、特権と独占を許されて公共の利益に資する株式会社に行かせます。

トルコの都市運営の歴史的発展過程をわかりやすく把握するために、ここではまず1839/1255年のタンズィマート改革以前と、タンズィマート改革以降の二つの時期に分けて分析することとし、タンズィマート改革以前の市政については、これをひとつには「個」のシステム、もうひとつには「集団」のシステムと呼び、タンズィマート以降についてはそれを「公共」のシステムと呼ぶことが適切でしょう。このようにしてトルコの都市運営というテーマを3部構成で分析することとします。

都市運営は「シテ Cité」「ミュニシプ Municipe」「コミュン Commune」という三つの発展段階を経ています。これらのうちトルコ語で「メディーネ」や「シェヒル」と呼ばれるシテはギリシア人たちの時代に、自由ないし特権都市であるミュニシプはローマ人たちの時代に、そして共同統治と言われるコミュンはローマ人以降の諸政権の時代に適用されました。最終的には1789年にフランスの大革命に続いて、コミュン行政がかつて有した権力と権限は剥奪されて、あくまで(権力と権限は)政府が定めた範囲のうちにとどまること、そしてその(政府の)監督下に置かれるという条件の下で、都市に地域や市政の業務にわずかな自由を与えて、これに対して「ミュニシパリテ」と呼ぶようになったことが、世界の自治体の歴史において見受けられます¹⁵。

この最終形態は、1789年以降、多少の違いとともにすべての政府に採用されたように、70年来私たちも(オスマン帝国で)採用し運用しているということを述べますれば、本学会の主題となりましょう。

しかしこの結論を得るために、6世紀にわたってトルコの都市・地方行政が、時に先述の西洋における4つのシステムのどれに接触し、

¹⁵ ここでエルギンは、ヨーロッパ世界での自治体形成過程をフランス語の用語を用いて整理している。タンズィマート期の都市行政改革がパリのそれを模して行われていたため、分析概念も受容されていたことがうかがわれる。

またどれを受容したのか、またトルコの市行政が西洋から、あるいは東洋からも何を受容したのか、私たちがこの受容したものに何を付け加えたのかを比較しつつ述べたいと思います。

私の講演を最後までお聞きいただけますればお分かりになりますように、我々も学界においてまったく誇りをもって公表できる素晴らしくそして有益な都市行政の手法を有していたと思われま

す。これから述べますテーマの多くは、今まで時間不足であったり、あるいは時宜にかなわずして何人によってもくわしく、包括的に、比較の観点から分析されませんでした。分析の多くはまだ印刷あるいは出版されていない文書や資料¹⁶に依拠しています。

自らの浅学菲才を脇において取り組んだこのテーマの大きさゆえに、ご批判や誹りは免れ得ぬことと思っております。むしろご批判していただければ幸いに存じます。といたしますのも、真実の稲妻が意見の衝突によって生じることを存じ上げているからです。

知識とは胸の内(sadır)から文章(satır)へと移されるべきもので、これ(講演録)が皆様によって読まれ、誤りが正されることを願っています。私の講演内容と比較分析にある誤りを正されるであろう学識者の皆様には、ご列席の場で前もって感謝申し上げます。

また次のことも申しておきましょう。私が述べた(都市運営)活動は何世紀にもわたって機能し、ついに過去のものとなったため、今日これらについて自由に議論することは時節にかなっています。こうして今回その機会を得たわけです。

第1部

都市運営における「個」のシステム=シテ

I

私的奉仕および私的団体

タンズィマート以前におけるオスマン・トルコ人の市政制度のあり方は、他の場所でその類例を見ないものであり、それは二つの要素から成り立っています。すなわちトルコにおいて、タンズィマート以前の政府は市政業務を自ら行わず、これらの業務をその臣民の裁量に任せたのでありますが、臣民をイスラーム教徒とイスラーム教徒でない者という具合に二つに区分し、イスラーム教徒の市政業務については個人に、非イスラーム教徒の市政業務については集団に担わせたのでした。(非イスラーム教徒の)共同体が担った業務については第二部で検討することにしまして、まずイスラーム教徒の市政業務についてお話したいと思います。

そうです、我々の先祖は、イスラーム教徒やトルコ人の地域運営業務のすべてを政府や自治体、あるいは共同体にではなく、個人に、すなわち個人の公德心や熱意に課したのであり、あるいは個人が自らの意志でこれらの業務のうちのひとつ、あるいはいくつかを担ったのであります。

行政法学者たちがこのような諸制度に言及する際、地域運営や市政の業務を政府が行う場合には「中央集権的」方法と言ひ、民衆に担わせる場合には「非中央集権的」方法と言ひます。しかしながら非中央集権的方法のなかにあつて、それらの業務を個人に担わせる方法については一切言及しないのであります。ここでこれから私が説明いたします、この方法を「個の方式」と呼んではいかがでしょうか。もっともこれについては尊敬すべき法学者たちによって分析や議論がなされることを期待すべきでしょう。

この個のシステムについては、イスラームおよびトルコの行政法においてしっかりと検討す

¹⁶ Mehaz. 地図類など文書以外を含む。

る必要があり、今日まで行政法の書物で取り上げられることも、またこのような講演の場で言及の榮にあずかることもありませんでしたので、聴者の皆様のお許しを得てここでやや詳しく述べたいと思います。しかしその説明に入る前に、主題からは逸れますが、一点、皆様に注目していただきたいことがございます。

これから説明いたしますことを皆様がお聞きくださいますれば、(オスマン帝国の)最末期におけるその弊害のために共和国政府によって廃止され、もはや過去のものとして葬り去られてしまった数多くの古びた個の制度のひとつひとつが、創設・活動・有用性という観点から、本来はとても素晴らしく有益な学術的・社会的・経済的、そして無二の制度であったということです。そのうえで、これらの制度がなぜ腐敗し、廃止されるに至ったのかについて、同じ率直さと真摯さをもってご説明したいと思います。先ほど余談として触れたことに、ここでいくつか言葉を付け加えておきましょう。それも必要でしょう。

話を最後まで聞かずして、皆様がよく知らない講演者(エルギン)について、過去を崇拜し、新しいものを避けるような遅れた考えの人だと誤解されませんように。これまで何年にもわたって取り組んで参りましたこのテーマに関して私がこれからお話しすることは、何巻にも及ぶ資料や文書によって証明することができますため、聴者の皆様からの反論や批判に対して、私が冷静に応じられないだろうとお思いになりませんよう。

社会学者や歴史学者、とりわけ自治体史学者に課された役割とは——とくに、こうした講演の場においては——いかなる自治体や社会的組織についてもありのままに説明すること、す

なわち、それらのよい面も悪い面も、やはりあるがままに示すことであります。この世界において、いかなるものも——殊に古いものは——絶対的に、100パーセントよいとか100パーセント悪いと見做せないように、いかなる新しいものについてもやはり、絶対的に、100パーセント悪いとかよいと言うことはできませんし、言うべきではないのです。

廃止され放棄された古い制度にはどれも、悪い側面があったことに疑いはありません。そして(オスマン帝国の)最末期において、その悪い面が増大したために廃止されたのです。しかし、少なくともそれらの制度の創設期においてはよい面もあったこと、そして長期にわたり(社会に)役立ってきたことを認めることは公平でしょう。そこで私もここではこの公平さを示したいと思いますし、皆様にもそうあってほしいと思うのであります¹⁷。

市政組織(belediye)を説明するために、これまでに列挙しました市行政業務の分析のうち、水なしでは生活は成り立ちませんから、まず水の問題から始めましょう。なぜなら水は、人間にとってと同じように、都市にとっても命だからです。

A

町や都市にとって何よりもまず必要な水は昔から中央政府や市政組織ではなく、「個人」がもたらしていました。他の都市に行って調べる必要はありません。イスタンブルは給水施設の点においてトルコのみならず、全世界の都市の最先端です。本来の市街地から25キロメートル先に作られたいくつものダムから、自然勾配のヴォールトと水道橋による比較的安価な手法でまちへともたらされ、同じ方法でまちの

¹⁷ ここでエルギンは、共和国初期におけるオスマン帝国に対する否定的な見解に異を唱え、是々非々の態度をとる必要性を婉曲に主張しているのである。

中では個人の尽力で作られた何千もの泉や給水所¹⁸で、民衆に無料で給水された飲料水は、すべて個人の尽力と個人の企画の成果でした。いくつかの泉や給水所では水は雪で冷やされて、民衆にそのように配られることが条件に付されていたことを付記すれば、水の供給問題に向けられた尽力と奉仕の偉大さをよりよく理解できましょう。

イスタンブルの水と給水施設に関して、もっと多くを知りたい方々には、『市政全書』¹⁹の第1巻と第3巻にある拙稿と、『衛生雑誌』に掲載された、ガリプ・アタ医師²⁰の水に関する専論²¹をおすすめします。

水と給水施設に言及するに当たって、昔のトルコ人がこの問題において動物に行った奉仕についても思い起こす必要があります。大型の家畜の飲水のために、泉のそばには家畜用の水場を作って、水が流されていたように、犬、猫、鶏、鳥のような小型の路上動物のためにも家の扉の前には中がくぼんだ石が置かれて、ここはいつもきれいな水で満たされていましたし、この方法で動物たちは簡単に水を飲むことができました。

お話した家畜用の水場は、イスタンブルの再開発されていない古い街区で見ることができます(写真1:トルコ黒海地方のギュミュシュハジュキョイにある家畜水場)。祖先たちが作った給水施設の生活への貢献をひとまず置いておくにしても都市の建設と美化におけるダムや水道橋、泉や給水所の価値と重要性を軽視す



写真1



写真2

ることができましょうか。たとえば今日ここイスタンブルの最も美しい建築作品の中に、泉や給水所をみとめないということがありましようか。アヤソフィア・モスクのそばにあるアフメト3世の泉と給水所に、西洋人たちは「オスマン美術の宝石」という名を与えたではありませんか(写真2:アフメト3世の泉と給水所)。

水と鳥の連想から、私たちのよき慣習を思い出しました。これをお話ししないわけにはいきませんまい。建物の装飾のため、そして鳥たちを保護するために、ひさしの下、建物の壁に取り

¹⁸ 人々に無償で水を配給した施設としての給水所は、「(神の)道」を意味する「セビール(sebil)」に由来し、オスマン帝国期の給水所の大部分は、イスタンブル、カイロ、エルサレムに見られる。Nur Urfahoglu, "Sebil," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol.36 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2009), 249-251. イスタンブルの給水所についての先駆的研究に、İzzet Kumbaracılar, *İstanbul Sebilleri* (İstanbul: Devlet Basımevi, 1938).

¹⁹ 資料解題でも触れたように、西洋諸国との比較の観点からオスマン帝国の都市制度を研究した『市政全書』は全5巻から成る。当時まだ未整理だったオスマン文書が多数収録されている。林佳世子、1991、170-171頁。

²⁰ 1879年イスタンブル生まれのガリプ・アタ(Galip Ata Ataç, 1879~1947)は、イスタンブルで初等・中等教育を終えた後にドイツ、フランスに留学して医学部を卒業。帰国後は医者としてまた教育者として重要職を歴任した。第一次世界大戦中にはメディナの赤十字病院で内科医院長として医療に従事した。彼が1922年に著した『医学部』は、トルコの医学教育史における重要文献である。Gülây Yıldırım, Selim Kadioğlu, and İlter Uzel, "Galip Ata Ataç'ın "Tıp Fakültesi" Kitabında Yer Alan Osmanlı Dönemi Tıp Eğitimi Tarihiçesi Bilgileri," *C.Ü. Tıp Fakültesi Dergisi*, vol.29, no.4 (2007), 185-191.

²¹ Galip Ata, "İstanbul Evkaf Suları," *Sihhiye Mecmuası*, 16 (1922), 123-127. 本論文は訳者は未見。



写真3

付けられた優美な鳥の巣箱は、この給水施設同様に、今日の動物保護協会²²の賞賛を絶対に勝ち得るような慈善と慈悲のわざであると思います(写真3:トルコ黒海地方のトカト・ウルジャーミイの鳥の巣箱)。この種の鳥の巣箱の例は、古い石や煉瓦の建物の壁に見られ、たとえばファーティヒ(小区 nâhiye)²³の国立図書館の上にもあります。

テーマを変えましょう。

B

教育事業と文化活動が、古今東西において中央政府と大部分は市政組織によって設立・運営されていることに言及する必要はありますまい。今日トルコでは、中等学校以上の文化活動が中央政府によって、また初等学校のそれは市政組織に他ならない、将来必ず市政組織に移管される特殊団体²⁴によって運営されているのはご存じでしょう。中央政府にしろ、特殊団

体にしろ、これらの学校の建設と運営のために、毎年人々から数百万もの税が徴収されていることもご覧になっているでしょう。この税金の支払いは、就学児童の有無、国民・外国人の如何にかかわらず、みな平等です。

さりとて、イスタンブルをはじめとする、トルコのあらゆる場所にある数千にも達するマドラサや初等コーラン学校、図書館は、その上にある石に刻まれた建設者の名前からもわかりますように、すべて個人の尽力によるものです。

イスタンブルだけでも、最近になって焼失したり取り壊されたものを除いて、178棟のマドラサ、193棟の学校、147棟の図書館があるということを述べますれば、この都市の古くからの文化活動について統計的な見解をご提示できましょう。

マドラサは、現在の中等学校と高校に相当します。スプヤーン・メクテビ²⁵は幼稚園と小学校の第1と第2学年に相当します。マドラサには、医学、工学、神学のような高等教育を行う部門もありました。先述の178棟のマドラサには、2300戸の寄宿部屋、63個の教室——本来授業はモスクで行われたためこれは会議室なのですが——そして17の専用図書室があったことも統計が示しています。

その当時、慣行の要求に応じて、それぞれの寄宿部屋にはただひとりの学生が寝起きしていましたから、マドラサには2,300人の学生が寄宿する場所があったことを意味しているわけで

²² トルコ共和国初期の1924年に法人団体として設立された。その前身は、オスマン帝国末期の1912年に設立されたイスタンブル動物保護協会 (Istanbul Himaye-i Hayvanat Cemiyeti) にある。1908年の立憲制復活にともなう西洋化改革の一環としてイスタンブル都市内の野良犬が一扫されると、外国紙でも報道されて厳しい批判を浴びた。こうしたなか、当時ロバート・カレッジで教鞭をとっていた Alice Manning を中心とする動物愛護者たちによって設立された。https://www.thkd.org.tr/hakimizda.php (最終閲覧日2022年9月16日)。動物保護については以下も参照。Ayşe Menteş Gürler, Berfin Melikoğlu, and Şule Osmanağaoğlu, "A Historical Evaluation of Animal Protection Efforts of Non-governmental Organizations in Turkey," *Kafkas Üniversitesi Veteriner Fakültesi Dergisi*, vol.17, no.6 (2011), 901-908.

²³ 当時のイスタンブルは10の行政区 (kaza) から成った。ファーティヒ小区は、城壁内の旧市街地を構成した二つの行政区のうちのひとつ。Osman Nuri Ergin, *İstanbul Şehri Rehberi* (Istanbul: Matbaacılık ve Neşriyat Türk Anonim Şirketi, 1934).

²⁴ Hususi idareler. 地方自治体の動産・不動産を管理する別の団体として1913年の法令を受けて組織された。Kerim Sarıçelik, *Osmanlı Devleti'nde Vilayet Hususi İdareleri ve Bütçeleri*. (Konya: Çizgi Kitabevi, 2019).

²⁵ モスクなどに付設され、子供たちにクルアーンの読み方などを教えた学校のこと。

す。それぞれの学生の食事は、マドラサに付属するイマーレト²⁶が提供していましたので、これほど多くの学生たちの給食が確保されていたことになるのです。ですがマドラサで学ぶ者たちはどう考えてもこれだけではありませんでした。イスタンブルに家があるか、家族があるか、はたまた他の場所に寝起きする場所がある一部の学生もいたわけで、この数は前者より少ないことはなかったでしょう。(オスマン帝国の)最末期にはマドラサ学生は兵役を免除されたために、学校への志願が増加して学生がずいぶん増えました。(マドラサの)教育、寄宿、給食制度と、兵役免除特権のよい面と悪い面をここで論じることは本題から外れます。これについては教育史研究者が論じるでしょう。

147棟の図書館は合計で20万冊近い写本やすばらしい本を収蔵し、無料で民衆の利用に提供され、付け加えますれば運営水準も高く整えられていたと思います。写本とすばらしい作品に関していえば、イスタンブルは世界の諸都市のなかでも一等賞に輝き、知的世界の比類なき場所として羨望の的になっています。

この都市に147棟の公共で無料の図書館をつくり、ここに20万冊の写本を収めることがどういうことなのか、今一度ご関心呼び起こし、皆様に少しでも考えていただくために、イスタンブル市役所がこの件(図書館)に関して踏み出した最初の一歩についてもこのためにお話しいたします。

以下で、順を追ってお話ししましょう。イスタ

ンブルに西洋型の市政が設立されて80年になりました。この80年のなかで、人々が学ぶための図書館を開館するという着想を得たのは、わずか8年前、イスタンブル県知事で市長のムヒッディーン・ウストウンダー²⁷であり、このような図書館(の開設)のために、古いマドラサのひとつで、そちらの、皆さんの向かいにありますバヤズィト・マドラサが、ただちに図書館に転用されるよう示されまして、そうして建物には資金が支給されないかたちで、ただ、書物と本棚、修繕費、その他の必需品、そして博物館部門の物品とあわせて、今日までに8万リラが費やされたのですが、それにもかかわらず、この図書館は8年来開設されず、人々の、とりわけ若い人たちの利用に開放されず、開放され得なかったことをここで申し上げることで、かつて行われていた私的尽力と、共同で行う新たな市政の試みの間に横たわる違いをありありと理解していただけたことと思います。私の申し上げたことを誤解されることがないように、もう少し説明をいたしましょう。

この図書館の欠点を補って一刻も早く開設するために、イスタンブル市役所は—この演壇で公言いたしますが—尽力を惜しまずにやっております。図書館設立に尽力している一人は、世界的名声のあるイスタンブル考古学博物館および附属図書館の創設者に名を連ねる、敬愛すべき国会議員のハリル・エトヘム²⁸氏であります。もう一人は、(イスタンブル)大学教授で若手の、敬愛すべきスヘイル・ウンヴェ

²⁶ マドラサの学生や旅人に食事を提供した慈善施設のこと。詳しくは次の論文を参照。林佳世子「イスラム都市の慈善施設「イマーレト」の生活」『東洋文化』69(1989)、119-144頁。

²⁷ 1884年、オスマン帝国領のヒオス島(現ギリシア)生まれ。1909年に高等教育機関(Darülfünun; 現イスタンブル大学の前身)の法学部門を卒業。1926年からイスタンブル市長を務める傍ら、1928年からはイスタンブル県副知事も務めた。1930年の地方自治体法によりイスタンブルの県行政と市行政が統合すると、イスタンブル市長と県長を兼ねた(～1938年)。ムヒッディーン・ウストウンダーの生涯と在職時の活動については、Songül Güneş, “Muhittin Memduh Üstündağ'ın Hayatı, İstanbul Valiliği ve Belediye Reisliği (1884-1953)”, M.A. thesis (İstanbul: Medeniyet Üniversitesi, 2020)。

²⁸ オスマン帝国末期から共和国初期にかけて活動した、トルコ文化史における重要人物。1861年に大宰相イブラヒム・エトヘム・パシャの息子としてイスタンブルに生まれ、中等・高等教育をドイツ、スイス、オーストリアで受けた。トルコ歴史評議会の前身であるオスマン史評議会の会員に選出され(1913年)、トルコ歴史協会の会長に就任するほか(1933年)、ダーリュッシュェファカ(1873年にイスタンブルに開設された無料寄宿学校)の運営にも携わった。Semavi Eyice, “ELDEM, Halil Ethem,” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol.11 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1995), 18-21.

ル²⁹ 医師であります。敬愛すべき教授は、二年間のうちにたったおひとりで、大学に、こぢんまりとはしているものの大変貴重な医学史の図書館と博物館を開設されました。皆様の前にあります浅学の小生も、図書館設立に尽力している者のひとりであります。公務の勤務時間外でひねり出した、一日のうち少なくとも二、三時間をこの務めに費やし、市役所幹部と一緒に経理問題のうち、支出に関してさまざまな便宜と援助を行っていただきましたが、この8年間のうちに、たったひとつの図書館を人々の利用のために開設することすら成し得なかったというこの困難を、ここで正直に打ち明けておきましょう。そうしますと、それぞれの図書館を個人が独自に設立し、建物も自ら建設し、本も自らの資金で用意するという方法で、この都市には——5世紀という長期間にわたってであったにせよ、あるいはまた、数百冊の書物しか所蔵しない図書館もあったにせよ——147の図書館が設立されたということの偉大さと価値を、今こうして比較することによってご理解いただけたことと思います。我々は私的奉仕によって市政業務を遂行し得た一方で、共同で行うことにはあまり長けていないことを、この例は証明しているのでしょうか。分析に値する問題であります。

別の話題に移りましょう。

C

先ほど挙げました文化活動組織には、その当時において音楽や文学、スポーツ、精神活動の場となり、各々社会的・学術的・身体的な鍛錬のための機構にほかならなかった、イスタンブ

ルだけでもその数が300を超える修道場が含まれているわけでありまして、これら(の修道場の数)を(文化活動組織の中に)含める際に、これら(修道場)もまた、みな個人の企画と私的奉仕の成果であることを思い出していただければ、この務めと尽力の重要性と偉大さをよりよく理解していただけるでしょう。

(オスマン帝国の)最末期になって、大部分が各々、怠惰の家、悪徳の巣と化したために、共和国政府によって閉鎖を余儀なくされた修道場³⁰について説明する際に、私の口から出ました、「社会的・学術的・身体的な鍛錬のための機構」という表現にあるいはお気づきになられたでしょうか。もしお気づきでなかったのでしたら、文学や楽器、言葉、さらにはある種のリトミックダンスによって、人々が週に一、二回、美的感性を養ったり知的喜びを味わい、すり減った魂に精神の糧を与える、ヨーロッパ人が「旋回デルヴィーシュ」と呼ぶところのメヴレヴィー教団やカーディリー教団、ベクタシー教団の修道場は、それぞれ音楽、文学、舞踊(といった活動の場であり)、音楽学院、あるいは今日の表現でダンスホールと言うものに他ならないではありませんか。

メヴレヴィー教団の修道場では、ネイ、クデュム、ワード、タンブル、ケマンといった楽器が、カーディリー教団の修道場ではクデュム、ズィル、テフが、ベクタシー教団の修道場に至ってはあらゆる民衆楽器が演奏されていました³¹。メヴレヴィー教団の修道場では宮廷あるいは東洋音楽、ベクタシー教団の修道場ではトルコ

²⁹ 1898年イスタンブル生まれ。1920年に医学学校を卒業後、イスタンブルの病院で医師としての活動を始める。1927年からパリに渡り、病院で医療に従事する傍ら、国立図書館でトルコ・イスラーム医学に関する写本を研究した。1930年からイスタンブルの高等教育機関(Darülfünun)の医学部を拠点に研究活動を開始し、1933年には医学史研究所(Tıp Tarihi Enstitüsü)を設立した。生涯を通して膨大な著作を残し、そのテーマは医学はもとより、科学史、文化史、美術史など多岐にわたる。オスマン・エルギン自身がまとめた彼の著作目録もある。Ahmet Güner Sayar, “Ünver, Ahmet Süheyl,” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol.42 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2012), 350-352.

³⁰ 脱イスラームを図るトルコ共和国は、1925年9月に神秘主義教団の修道場(テッケ)と聖者廟の閉鎖を命じた。新井正美『トルコ近現代史』みすず書房、2001、202頁。

³¹ ネイは葦からつくる縦笛、クデュムはばちで叩く二つ一組の小型太鼓、ワードはリュートの源流とされる弦楽器、タンブルはロングネックの弦楽器、ケマンはバイオリン。ズィルはタンバリン、テフあるいはデフはフレームドラムともよばれる打楽器。関口義人『トルコ音楽の700年』ディスクユニオン、2016、35頁。

あるいは民衆音楽が重んじられていました。ただし、修道僧たちはこれらの楽器に、民衆が与えた名前とは異なった名前をつけることで、楽器に神聖さを付与したのです。葦に穴をあけてつくられた笛の一種であるネイに対してメヴレヴィー教団の人々が与えた神聖さやそれについて詠まれた韻文や散文は、それだけで一冊の本になるほどです。民衆がデュンベレキあるいはチフテナラ（ネッカーレ／ナッカーレ）と呼んだ楽器を³²、メヴレヴィー教団やカーディリー教団では聖クデュムと呼び、ズィルをハリーレ、その別の種類にはチャルパレ、それからテフについては、大きければマズハル、小さければネヴベと呼んだのでした³³。

オスマン・セラーハッディン・エフェンディ³⁴にまつわる次の説話は大変美しく、ぴったりのものであります。イエニカブ修道場³⁵の隣の邸宅では、祝宴のためにジプシーの楽隊が呼ばれて楽しんでいたところ、その楽隊が奏でていたチフテナラ（太鼓）が破れて、場が白けてしまったそうです。楽隊を率いていたジプシーは思いつきました。同じ楽器が、隣のメヴレヴィー教団の修道場にもある、行って頼んでみよう。そう言って、修道場に行き、クデュム奏者長に貸してくれるようお願いしたそうです。しかし、ジプシーは配慮というものを解しなかったために、お願いする際に聖クデュムと言わず、チフテナラと言ったことが、修道僧の癩に障って、ジプシーを叱責したそうです。「これはチフテナラではなく、聖クデュムと言うのだ」と言って、貸さなかったそうです。さらにはシェイフ（長老であるオスマン・セラーハッディン・エフェンディ）のところへ行って、（そのジプシーについて）文

句すら言ったそうです。シェイフは、クデュム奏者長がジプシーに対してとった行動を気に入らず、「（祝宴の）喜びを台無しにせず、貸してあげればよかったものを」と言ったそうです。

「しかし、猊下、聖クデュムをこのジプシーはチフテナラと言うのです」（とクデュム奏者長）。

「問題ではない。ジプシーの手に渡ればチフテナラになるし、また修道場へ戻ってくれば聖クデュムになるのだ」と（シェイフは）言ったのだそうです。クデュム奏者長の無骨さに比べると、シェイフの、真実に即した物言いと繊細さは、いかにも共感が持てるではありませんか。

クデュムを神聖と言うことから、イエニチェリが大鍋を神聖と言うことや、このことに関連してイエニチェリのある逸話を思い出しました。もちろん皆さんも聞いたことがあるでしょう。イエニチェリの一人がモスクで剣を抜き、説教師を襲ったそうです。先生答えてみな、と言ったそうです。神聖な大鍋の方が大きいか、あるいは聖コーランか、と。さて、説教師はどうしたらいいのでしょうか。神聖な大鍋がもちろん大きい、見てわからんのか、どでかいものだ、と答えて首がつながったのだそうです。

共和国体制はこの種の事々から崇高さをなくし、言論の自由はこのテーマについて自由に議論できるという確信を我々に与えてくれました。専制と狂信の時代において、この種のことには崇高さを認めない人々の身の上に起きたことが（いかなるものか）、おわかりいただけるでしょう。もはやどんなことも、あるがままに見て、あるがままに表現しましょう。

三年前、カール・ヴェット³⁶という名のデンマーク人が、スイスから男女混成の音楽団をイ

³² デュンベレキは花杯型片面太鼓。同書、35頁。

³³ オスマン古典音楽とそこで用いられる楽器については次の論考を参照。林佳世子「トルコ：境域を超えて広がる音楽」山口裕之・橋本雄一編『地球の音楽』東京外国語大学出版会、2022、146-151頁。

³⁴ Osman Selâhaddin Dede (1820～1887). メヴレヴィー教団の長老。Bayram Ali Kaya, “Osman Selâhaddin Dede,” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, Ek-2 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2019), 378-379.

³⁵ イstanbulの市壁のすぐ外側にあった修道場で、当時オスマン・セラーハッディンがシェイフをつとめていた。

³⁶ Carl Vett (1871～1956). デンマーク人心理学者で1925年にIstanbulの修道場に滞在した。Carl Christian

スタンブルに招致し、都市のあちらこちらで、オルガンやその他の楽器を用いた宗教詩のメロディーにあわせて、リトミックダンスという一連の踊りをさせたところ、男女の踊り手たちの身のこなしが音楽に非常によく調和していて、いくつもの意味深い表現や物腰をとったことに皆が満足しました。このリトミックダンスは西洋由来で教育学的、心理学的（に効果のある）舞踊であるとされるため、アルナヴトキョイにあるアメリカン・カレッジ³⁷で、女学生たちの前で再演されることにも何ら不都合はないとされまして、私もそこで鑑賞したのでした。

さりとて、この種のリトミック、つまり調和のとれた踊りは、メヴレヴィー教団、カーディリー教団、ベクタシー教団、そしてとりわけアレヴィー教団にもありました。そのうえ最初期には、メヴレヴィー教団のふたりの男性が互いに絡み合いながら「セマー」³⁸と呼ばれる踊りを踊り、後になってこれが放棄されたということを『スイペフサーラールの書』³⁹から知っています。カーディリー教団では手と手を取り合って輪になって「ホラ」の踊りをするように、音楽と美しい声の助けを得て、「デヴラン」と呼ばれる勤行を行ったのを私たちは目にしたものです。ベクタシー教団での個々の踊りは、我がトルコの舞踏に他ならぬものでした。またベクタシー教団の修道場には、酩酊性の飲み物まで持ち込んでいたといえます。アレヴィー教団の方はといえば、男と女が隣り合い、入り交じって行った舞踏やダンスは、完全に我がトルコの踊りと旋律でした。ただし申し添えますと、修道場の人々が楽器の

名前を変えたのと同じように、舞踏のうち、あるものを「セマー」、あるものを「デヴラン」、あるものを「アーイニジェム」と呼びました。三者の違いはその程度です。

さてメヴレヴィー教団が「テンヌーレ」と呼んだ服は、作りの点からも用途の点からも踊り子たちのスカートと異なっていたでしょうか。いいえ、同じでした。

このように見てきましたように、民衆を一カ所に集めるために、楽器や歌の伴奏付きの舞踏が興奮をもたらす効果が利用され、楽器と一緒に美声の持ち主を修道場に連れてくるために、彼らに聖性や宗教的意味づけを与えることが求められました。この修道場の、さらに二種類の貢献を付け加えることができます。一つは、今日民衆文学の最も美しい例として数えられる、何百もの「ネフェス」「カレンデリ」「コシュマ」「デスターン」のような韻文のトルコ語の断片を残し今日に至るまで伝えられる一助となったこと、そして他方は音楽の発展を主導したことでした。東洋音楽の達人たちの最も偉大な者たちは、メヴレヴィー教団の修道場で育てられた者である、ということができます。

ここでいったん振り返ってみましょう。私たちがそのまっただ中にある転換と革命の時代において、ここは重要な交差点なのです。修道場と宗教儀礼を、このように（現代的な意味合いで）とらえ理解することによって、ふたつの強力な異議に直面すると予期しております。このうち一つは、古い修道場のメンバーたちから発せられ、このような見方が神聖さを汚している、と主張するものでしょう。（現代的解釈をすること

Vett (trans. by Elbridge W. Hathaway), *Dervish Diary* (Freiburg: Bridges Publishing, 2007), 8, 206.

³⁷ 1873年に当初アジア側のユスキュダルに設立されたアメリカン女子カレッジのことか。1863年に設立されたロバート・カレッジを母体とし、イスタンブルの近郊北側アルナヴトキョイにキャンパスがあった。同所で1971年に男子部と女子部が統合されて、英語授業を行う共学高校のロバート・カレッジに改組された。また大学部局は同年にボアジチ大学に改組された。

³⁸ 旋回舞踏ともよばれる踊りで、メヴレヴィー教団が実践する宗教儀礼。

³⁹ ルーム・セルジューク朝宮廷にも仕えたフェリドゥーン・スイペフサーラールによって記された、ルーミーとその弟子たちに関する書。14世紀初めに完成か。Nûri Şimşekler, "Sipehsâlâr, Ferîdun," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol.37 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2009), 260.

に) 何の差し障りがあるかと聴衆の皆様はおっしゃらないでください。修道場のメンバーたちにも道理があるのです。そこでこの論争に対して、(次のような) 社会学的観点から答えることは可能でしょう。彼らが神聖と見なしたものとを、このように説明することは、彼ら自身と彼らが聖性を認めたものに対して失礼であります。ですがその一方で、彼らもまた、大鍋やデュンベレク、テフ、ネイに認めた荣誉や神聖さが、未永く継続し、そうなるであろうことを自分自身と他者に信じ込ませようと無理強いすることも、学問と良心の自由に対しての無礼と見なしうるでしょう。さりとて社会学的観点からは、この見解の両者は、価値があり重要であります。ですから両者がそれぞれの考えを尊重せねばなりません。のりしり、まくし立て、侮辱し、嘲笑することは絶対にだめです。なぜなら偏見は片方だけではなく、両者にそれがあからずです。この種のものごとの神聖さがまだ続いていることと、終末の日までそうあり続けると信じること、そして他者にそう信じさせようと努力することがどれほど強烈な偏見であろうとも、この種の信仰が時代と環境に照らしても全く価値や重要性を失ったと主張することもまた、強烈で悪しき偏見なのです⁴⁰。

今日あるカーディリー教団員に向かって、ベクタシー教団のテッケや宗教集会在、「マクシム」⁴¹で行われるものとは違わないとおっしゃるのであれば、彼は賛同しましょう。ですがカーディリー教団やメヴレヴィー教団のものと、コンセルヴァトワールで行われるコンサートとは違わないとおっしゃるのであれば、賛成はしてもらえないでしょう。これが偏見なのです。

⁴⁰ ここでエルギンは伝統を重んじる神秘主義教団の擁護者と、世俗主義を信奉して教団を攻撃する共和国エリートの両者を、ともに頑迷であると批判している。

⁴¹ 帝国末期から共和国初期にかけてイスタンブルで一世を風靡したナイトクラブ。詳細についてはウラジーミル・アレクサンドロフ著(竹田円訳)『かくしてモスクワの夜はつくられ、ジャズはトルコにもたらされた』白水社、2019。

文献紹介
Book Review

新刊紹介：Helen Louise Cowie, *Victims of Fashion: Animal Commodities in Victorian Britain*, Cambridge: Cambridge University Press, 2021.

永野 杏奈
NAGANO Anna

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master's student

キーワード
イギリス史 科学史 人と動物の関係史

Keywords
British History; History of Science; History of Animal-Human Relationship
原稿受理日：2022.12.25.
Quadrante, No.25 (2023), pp.341–342.

人と動物の関係史は1970年代頃から研究が行われるようになった分野であるが、当初関心が集まった政治史だけでなく文化史研究もその地位を確立して久しい。その中でも Helen Louise Cowie による *Victims of Fashion: Animal Commodities in Victorian Britain* は、19世紀イギリスで流通した動物製品を取り上げ、動物の保護施策や消費者の意識の変容を、文化史や科学史といった多角的視点から論じている。イギリス・ヨーク大学教授である Cowie は、19世紀イギリスを中心に人と動物の関係史を研究し、多くの著作を出版している。

本書は序章・本論6章・終章から成る。序章では、本書が科学者や女性というアクターに着目し、社会史的視点を持つという方針を示す。第一章 Murderous Millinery「残忍な婦人用帽子製造業」は、女性が羽根飾りの購買者層でありつつも、動物保護団体では運動の中心を担った二面性を指摘する。第二章 The Seal and His Jacket「アザラシ・オットセイとその毛皮」は毛皮製品として需要の高いオットセイ、第三章 Is the Elephant Following the Dodo?「ゾウはドーデーに続くのか?」はプラス

チックが普及するまで櫛やピアノの鍵盤、カトラリーの柄などの幅広い日常製品に使用されていた象牙を扱う。第四章 Silk of the Andes「アンデス山脈のシルク」は、ペルーを原産とするアルパカのイギリス・オーストラリアへの自然化 (naturalization)¹—ある動物を原産国から別の土地に移動させ、その土地での繁殖を目指すこと—をテーマとし、それを可能にするイギリスの科学者らの帝国主義的態度についても検討する。第五章 Bitter Perfumes「苦痛を伴う香水」は動物性香水を扱い、19世紀後半に代替品としての植物性香水が消費者の人気を集める様子を描く。ただし、嗜好の変化によって動物利用がなくなるわけではなく、その後合成香料の安全性担保のための動物実験が拡大することも最後に付け加えている。第六章 Monkey Business「モンキー・ビジネス」は、サルやオウムといった外来種の動物が労働者階級を含む様々な家庭にペットとして普及する過程に生じた、輸送上・ペットショップ・家庭内での虐待について扱う。終章は、動物製品が抱えた問題・当時の解決策・どのようなアクターが関わったかについて6種類の動物製品に共通する点をまとめる。

¹ 詳細については以下を参照されたい。伊東剛史「帝国・科学・アソシエーション—「動物学帝国」という空間」近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社、2015年、pp.145-164。



このように Cowie は多様な動物を扱うのみならず、19世紀に存在した動物利用のあり方について包括的に記述している。それは服飾や日常製品としての加工利用、動物園や家庭内の生きた状態の鑑賞・愛玩という、現代と非常に似通ったものである。さらに、そうした動物利用を支えるために、科学者が主導する動物の自然化や家畜化が発展したことを指摘する。

本書の最大の特徴は、当時の科学と動物製品の関係を全編にわたって示す点である。動物製品の貿易拡大の背景には、蒸気船や鉄道という輸送技術や、動物の加工技術（冷蔵や化学染料）の発展があったことに、本書は言及する。加えて、プラスチックなどの科学技術の発展によってもたらされた代替品についても本書は記述している。これまで科学史が動物を扱う場合には、主に動物実験や家畜化など、動物を管理しようとする科学者と、それに抵抗する動物との対立的な関係が、注目して語られていた。しかし本書が指摘した、科学技術の発達が苛烈な動物搾取を緩和させる側面についても、今後は研究が推し進められるべきだと考える。この点により、本書は人と動物の関係史のみならず、科学史の文脈でも参照すべき文献となるであろう。

研究業績
List of Works

植民地ジェンダー史研究を振り返る

Looking Back at Studies of Colonial Gender History

金 富子
KIM Puja

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
ジェンダー史 植民地主義 朝鮮

Keywords
Gender History; Colonialism; Korea

Quadrante, No.25 (2023), pp.345–355.

『クアドランテ』編集委員会からこれまでの研究を振り返る機会を与えられた。約30年にわたって植民地朝鮮ジェンダー史を中心に研究してきた(その半分は本学だった)が、次のように分けられるように思う。(1) 女性史研究としての在日朝鮮人女性(運動)史、(2) ジェンダー史研究としての植民地朝鮮教育史、(3) セクシュアリティ研究としての日本軍「慰安婦」問題(運動史含む)、植民地公娼制、現代韓国/日本の性搾取研究である。番外編として(4) 植民地「満洲」に関する共同研究もあげられよう。以下、研究を中心にしながら、関連する活動にも少し触れつつ見ていきたい。

まずは、(1) 在日朝鮮人女性(運動)史からだ。社会人を経て30代だった1992年にお茶の水女子大学女性文化研究所(その後ジェンダー研究センター、現在はジェンダー研究所)の研究生になった。その動機は未解明の在日朝鮮人女性運動を発掘したいと思ったからだ。ちょうどジェンダーという新しい概念が日本に登場し始めた頃であり、院ゼミでジョン・スコット著『歴史学とジェンダー』を精読したこと

を覚えている。ジェンダー研究との出会いだっ。同センターの館かおる先生に東京女性財団研究活動助成研究への応募を勧められたことをきっかけに、金栄さんと共著で論文「第2次世界大戦(解放)直後の在日朝鮮人女性運動」(1994年)を書くことになった。先行研究のないなか、金栄さんと分担して当時の女性リーダーたちに体当たりでインタビューをしたが、金栄さんの経験豊かな取材方法に学ぶことが多かった。印象的だったのは本名を取り戻す活動、文字を取り戻す識字教育活動に関する語りだった。植民地時代に朝鮮半島で生を受け日本に渡った在日一世の女性たちの多くがまともな教育を受けられなかったため、非識字だったのだ。わたしの母の世代にあたる。一方、リーダーは教育をうけた女性たちだった。かなり拙い論文だが、ずいぶん後になって同じ分野を研究する後続の女性研究者たちから「励まされた」という声をもらったのは嬉しかった。

この分野に関わって書いた論文に『在日』にとっての『日韓条約』(1993年)、在日の社会保障・戦後補償問題を論じた「国家を棄てる日」



(2004年)、在日一世女性を描いたドキュメンタリー映画の表象について論じた「HARUKO」(韓国語のみ、2007年)、「在日朝鮮人女性と日本軍「慰安婦」問題解決運動」(2009年)、関東大震災時に虐殺された朝鮮人と無責任な流言・新聞報道との関係を論じた「関東大震災時の『レイピスト神話』と朝鮮人虐殺」(2014年)などがある。

次に、(2) ジェンダー史としての植民地教育史研究である。これは、前述の在日朝鮮人一世女性たちに加えて、日本軍「慰安婦」サバイバーたちとの出会いが動機になっている。1991年8月に韓国で金学順さんが初めて実名でカミングアウトして同年12月に来日したことが契機となり、韓国をはじめアジア各国のサバイバーが相次いで名乗りをあげた。そのプロセスに関わるなかで、韓国で初めて「慰安婦」問題について問題提起した尹貞玉先生(梨花女子大学教授、当時)との出会い、金学順さんをはじめ来日したサバイバーたちの証言集会、在日朝鮮人女性たちと携わった韓国の「慰安婦」サバイバー証言集の翻訳出版(後述)、老境を迎えたサバイバーたちの共同生活を描いた映画『ナナムの家』を観たこと等に強く促されて、植民地女子教育をテーマにすることにした。修士課程では休学して子連れで韓国に語学留学をし、戻ってから早稲田大学図書館にこもって20年分の植民地期の新聞記事をマイクロフィルムで調べて視力を悪化させた(現在は韓国のインターネットで簡単に検索可能!)

女性史として書いた植民地女子教育に関する修論を博論ではジェンダー史として全面的に書き直した。植民地教育のなかでも初等教育に、「就学」ではなく「不就学」に着目したのが特徴だった。植民地下では民族別に就学する教育機関が異なり、就学政策も異なった(民族要因)。義務教育制が実施されなかったため学校に通うには授業料が必要であり、その支払い可

否は児童が属する階級で決まった(階級要因)。これらにジェンダーの差異が加わり、就学と不就学を分けた(ジェンダー要因)。とりわけ「不就学」にこだわったのは、植民地期の女性たちの圧倒的多数が「不就学」、それゆえ「非識字」だったからだ。植民地教育を「就学」だけで論じると、「不就学」だった女性たちは不可視化されてしまう。女性たちの教育／不教育経験を浮上させるためには、民族、階級に加えてジェンダーの差異は不可欠なのだ。ジェンダー概念を取り入れることで民族・階級との相互作用から、就学／不就学の構築過程の分析が可能になるからだ。さらにインタビューした在日一世の女性たち、日本軍「慰安婦」朝鮮人サバイバーたちの証言を取り入れた。朝鮮人サバイバーたちの「慰安婦」にされる前の証言は、植民地下の女性たちが置かれていた圧倒的な貧困や(不)教育状況が語られた貴重な語りだった。これらは韓国女性運動による証言記録活動に負うところが大きい。

ともあれ博論に加筆修正して初の単著『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』を2005年に出版して、同年秋から韓国の韓信大学校に着任した。韓国では3年半にわたる单身生活を満喫しつつ、新自由主義が席卷する民主化後の現実に触れ、韓国の研究者、とくにフェミニスト研究者や活動家たちと交流を深めた。そうしたなか本書が第1回女性史学賞を受賞したことは励みになったし、趙慶喜さん、金友子さんという在日出身の優れた翻訳者を得て本書の韓国語版を出版できたのは嬉しかった(2007年)。

この分野に関わる論文をかなり書いたが、2010年の朝鮮史研究会大会報告をまとめた「植民地教育が求めた朝鮮人像とジェンダー——皇民化政策期を中心に——」が印象に残る。博論で扱えなかった皇民化政策期(1937～1945年)を対象にしたため、博論と併せて植民地期全体をほぼカバーできたためだ。

続いて(3)セクシュアリティ研究としての日本軍「慰安婦」問題、植民地公娼制、現代韓国・日本の性搾取問題に触れたい。現在に至るまで約30年間、一貫して関心をもって追求してきたテーマだ。植民地主義と家父長制との関係性が凝縮されていると考えるからだ。

その出発点は尹貞玉先生や在日女性たちとで共著『朝鮮人女性が見た「慰安婦問題」』(1992年)を刊行し、同書に韓国女性運動に関する拙文を書いたことに遡る。1993年には在日女性たち(従軍慰安婦問題ウリヨソンネットワーク)と証言集の翻訳・刊行に関わった。その後、日本の戦争責任資料センター(1993年発足)の「従軍慰安婦」部会に参加して吉見義明先生、林博史先生、西野瑠美子さん、川田文子さん、梁澄子さんたちと共同調査研究を行った。その成果をまとめた『共同研究 日本軍慰安婦』(1995年)に分担執筆した拙文「朝鮮植民地支配と朝鮮人女性」が掲載された。この拙文に力量不足を痛感したことから、本格的に植民地朝鮮とジェンダーに関する研究したいという思いを強くした。

1990年代には西野さん、松井やよりさんをはじめ加害国日本の女性の責任として問題解決のために奔走する多くの日本人女性たちに出会った。なかでもVAWW-NET ジャパン(戦争と女性への暴力日本ネットワーク、1998年結成)のメンバーとして2000年女性国際戦犯法廷の準備のため起訴状作成チームに入り、複数の朝鮮人「慰安婦」サバイバーの証言に対応する文書などの事実調べをした。忘れられないのは、国際シンポジウムが開かれた中国上海から調査チームを組んで武漢へ飛び、現地在住のサバイバーの河尚淑さんに共同で中国語・日本語・朝鮮語のチャンポンでインタビューしつつ、漢口慰安所跡を踏査したことだった。証言で語られた地名や部隊名が文書にみごとに照合したし、慰安所や兵士の生々しい様子は

当事者でしか語り得ないと確信した。何よりも日本敗戦後に現地に留まらざるをえなかった残酷さ、歳月の重さを感じ入った。その記録は『女性国際戦犯法廷の記録』全6巻(2000～2002年)に収録された。

その後、VAWW-NET ジャパンは2011年にVAWW RACに改編された(2021年活動休止)。この間に西野瑠美子さん、小野沢あかねさんと編著で数冊の関連書籍を出版した。法廷関連はもちろん、3冊の証言集を翻訳・刊行できた(2006年、2010年、2020年)のは意義深かった。また2013年には、ネット右翼による歴史修正主義の跋扈にネットで対抗するために、研究者、活動家、市民、学生とともにFight for Justice(正式名称:日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会、構成団体:日本の戦争責任資料センターとVAWW RAC)を結成して、エビデンスに基づく事実関係を多言語で発信する学術的なwebサイト(<https://fightforjustice.info>)を開設して、現在に至っている。本サイトから3冊の入門的ブックレット(うち1冊は韓国語版刊行)を、岡本有佳さんと編著で〈平和の少女像〉に関する書籍を刊行した。

さて、東京外国語大学に縁ができたのは、2001年1月に開かれた戦後東アジアプロジェクト(研究代表:中野敏男先生)主催の研究集会に参加してからだ。大雪を掻き分け会場に入ったら満席だったのを覚えている。女性法廷やNHK番組も話題になっていた。この集会に関するコメントを書いたことから声をかけられ、戦後東アジアプロジェクト主催の研究集会に参加するようになり、報告内容が『継続する植民地主義』(2005年)、『沖縄の占領と日本の復興』(2006年)に論文として掲載された。中野先生との編著『歴史と責任』(2008年)もその延長上にある論文集だった。前述した「HARUKO」に関する論文も、2006年10月

に本学で開かれた「戦後東アジアプロジェクト・国際共同シンポジウム：植民地主義とディアスポラになった朝鮮人女性たち——コリアン・ディアスポラ・ウィメンズ・スタディーズでの出会い」での報告に基づく。本プロジェクトの「継続する植民地主義」というコンセプトに魅了され、2冊目の単行本『継続する植民地主義とジェンダー』を刊行した(2011年)。また、中国やフィリピンからサバイバーを招いて、女性国際戦犯法廷10周年国際シンポジウムを本学のアゴラグローバルで開催した(主催：同実行委員会)が、中野先生をはじめ多くの先生方、海外事情研究所に協力をいただき、満席になったことも忘れられない。

本学着任後の主なテーマは、朝鮮の植民地都市の遊廓形成に関する研究だった。実は、2003年から植民地公娼制の先駆的研究をしてきた宋連玉先生をはじめ金栄さん、庵途由香さんたちとともにトヨタ財団助成金を得て植民地公娼制に関する共同研究(代表：金栄さん)を立ち上げ、韓国各地の旧遊廓跡を踏査した。同年、メンバーと朝鮮民主主義人民共和国の平壤、清津、羅南を初訪問した。これらをまとめた『軍隊と性暴力』(2010年)に韓国南部の群山の遊廓形成に関する拙文が掲載された。これを学内の研究会で報告したところ、吉田ゆり子先生に遊廓社会研究会(代表：佐賀朝先生)に誘っていただいた。遊廓社会研究会は日本近世・近代の遊廓の実態を研究する研究者の集まりであり、研究の奥深さに目を開かされた。共同研究の科研にも加えていただき、『遊廓社会2』(2016年)に馬山・鎮海の遊廓形成について書いた。後日、出版社から声がかかり、わたしがソウルなど朝鮮南部を、金栄さんが朝鮮北部を分担して『植民地遊廓』(2018年)にまとめることができた。

2010年代後半から、韓国各地の旧遊廓に関する研究、踏査や韓国のフェミニスト研究者・

活動家、さらに日本の10代女性支援をしている女性団体との交流から、現代韓国・日本の性搾取問題へと関心が広がった。旧遊廓が現在に続く性売買集結地に衣替えした例も少なくなかったからだ。植民地主義の継続をみる思いだった。日韓の性販売女性に関する共同研究(代表：小野沢さん)に加わり、大邱、釜山、ソウル、全州などの性売買集結地を踏査しつつ、性売買女性を支援する女性団体を訪問してフェミニスト活動家や性売買経験当事者女性たちから直接話しを聞いたことは得難い経験になった。韓国の活動家を書いた論文「韓国における性売買の政治化と反性売買女性人権運動」(本誌21号掲載、2019年)を翻訳したり、別の活動家を書いた書籍『性売買のブラックホール』(2022年)を監訳したり、性売買経験当事者ネットワーク・ムンチが書いた『無限発話』(仮題、2023年出版予定)を監修したりしている。

以上の(1)、(2)、(3)に関して、実は板垣竜太先生が初単著までの研究を「金富子氏のお仕事について」(『女性史学』第17号、2007年)で手際よくまとめて下さっている。同誌には筆者の女性史学賞受賞の講演録や館先生、西野さんのコメントも収録されている。また『ジェンダー研究を継承する』(2017年)には筆者のインタビューが掲載されている。ありがたいことだ。

最後は、番外編としての(4)植民地「満洲」に関する共同研究だ。そもそもは本学で2015年に中国東北スタディツアーを実施したことに始まる。3カ国4大学の学生たち、中野先生、橋本雄一先生、院生だった朴紅蓮さん、飯倉江里衣さんとともに行った延辺で、中国朝鮮族の郷土史家である李光平先生、孫春日先生(延辺大学)に出会い、李先生の案内で現地を踏査した。これをきっかけに科研を得て翌年から共同研究(代表：筆者)をすることになり、本学の

教員(中野先生、橋本先生、野本京子先生、吉田先生、澤田ゆかり先生、倉田明子先生)7名をメンバーに、教務補佐(朴さん、飯倉さん、金理花さん)とともに、長野県飯田市(満蒙開拓平和記念館、飯田市歴史研究所含む)、中国東北各地(延辺、ハルビン、長春、瀋陽、大連、旅順など)、韓国(ソウル、原州)を踏査し、李先生や孫先生を招いたシンポジウムや各種の研究会を開催した。国際シンポジウム(2016年)では、写真家でもある李光平先生が撮った珠玉の写真の数々がパワーポイントで提示された。これに感銘をうけて、中野さん、橋本さん、飯倉さんとともに数年がかりで『「満洲」に渡った朝鮮人たち』(2019年)の刊行にこぎつけ、李先生を招いて新宿の高麗博物館や学内でも写真展示会を行った。日本の植民地主義が朝鮮人にもたらした記憶と痕跡について、中国東北(旧「満洲」)へと視野をさらに広げる必要性を痛感したのだった。

この約30年間にわたる研究や活動を通じて、実に多くの方々と出会い、さまざまな影響や刺激を受けて今日に至ったことを実感する。そのなかでも在日朝鮮人一世女性たち、朝鮮人「慰安婦」サバイバーたち、最近では性売買経験当事者女性たちに出会って直接語りを聞いた衝撃や感動が、植民地朝鮮ジェンダー史研究の動機になるとともに、植民地主義と家父長制の輻輳性／交差性とその克服に関心を持ち続けることができた原動力だったように思う。感謝を捧げて締めくくりたい

(2023年2月15日記)

研究業績

金 富子

I. 著書(単著)

〈日本語〉

1. 『植民地期朝鮮の教育とジェンダー — 就学・不就学をめぐる権力関係』世織書房, 2005年, 380頁. (*女性史学賞第1回(2007年1月))
2. 『継続する植民地主義とジェンダー — 「国民」概念・女性の身体・記憶と責任』世織書房, 2011年, 260頁.

〈朝鮮語(訳書)〉

1. 『학교 밖의 조선여성들—젠더사로 고쳐 쓴 식민지교육』조경희・김우자 옮김, 일조각, 2009년, 403쪽. (『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』の翻訳)

II. 編纂書(共著・共編著・責任編集)

〈日本語〉

1. 「韓国女性運動からみた朝鮮人慰安婦問題」尹貞玉他著『朝鮮人女性が見た「慰安婦問題」』三一書房, 1992年.
2. 「『在日』についての『日韓条約』」女たちの現在を問う会編『銃後史ノート7戦後編 ベトナム戦争の時代 女たちは』インパクト出版社, 1993年, pp.142-143, pp.144-156.
3. 「朝鮮植民地支配と朝鮮人女性」吉見義明・林博史編著『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店, 1995年, pp.202-217.
4. 「Q&A」「解説」従軍慰安婦ウリヨソネットワーク編(金富子・梁澄子ほか著)『もっと知りたい「慰安婦」問題—性と民族の視点から』明石書店, 1995年, pp.72-77, pp.78-112.
5. 石出法太・金富子・林博史編著『「日本軍慰安婦」をどう教えるか』梨の木舎, 1997年.
6. 「Q 2」「Q 13」「Q 14」アジア女性資料センター編『「慰安婦」問題Q & A 「自由主義史観」へ女たちの反論』明石書店, 1997年.
7. 「河床淑さんのケースにみる漢口慰安所」VAWW-NET ジャパン編(金富子・宋連玉責任編集)『「慰安婦」・戦時性暴力の実態 I』明石書店, 2000年, pp.232-261.
8. 「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」VAWW-NET ジャパン編, 西野瑠美子・金富子責任編集『裁かれた戦時性暴力—「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか』白澤社発行/現代書店発売, 2001年, pp.230-253.
9. 「植民地期・解放直後の朝鮮における公娼認識—女性の身体をめぐるナショナリズムとジェンダー」岩崎稔/大川正彦/中野敏男/李孝徳編著『継続する植民地主義—ジェンダー/民族/人種/階級』青弓社, 2005年, pp.168-191.
10. 「女性国際戦犯法廷とは何だったのか—1990年代から振り返る」VAWW-NET ジャパン編, 西

- 野瑠美子・金富子責任編集『消された裁き—NHK 番組改変と政治介入事件』凱風社, 2005年, pp.16-46.
11. 「朝鮮植民地支配と「慰安婦」戦時動員の構図」アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館編、西野瑠美子・金富子責任編集『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集 I—南・北・在日コリア編上』, 明石書店, 2006年, pp.196-227.
 12. 「日本の“戦後復興”を問い直す—問題の所在」中野敏男／波平恒夫／屋嘉比収編著『沖縄の占領と日本の復興—植民地主義はいかに継続したか』青弓社, 2006年, pp.179-196.
 13. 「「慰安婦」問題と脱植民地主義—歴史修正主義的な「和解」への抵抗」金富子／中野敏男編著『歴史と責任—「慰安婦」問題と1990年代』青弓社, 2008年, pp.100-121.
 14. 「朝鮮南部の植民地都市・群山の性売買—遊廓・アメリカタウン・性売買集結地」宋連玉・金榮編著『軍隊と性暴力—朝鮮半島の20世紀』現代史料出版, 2010年, pp.86-124.
 15. 「女性国際戦犯法廷後の韓国女性運動と日本—フェミニズム、ナショナリズム、植民地主義」大越愛子・井桁碧編著『現代フェミニズムのエシックス』青弓社, 2010年, pp.141-170.
 16. 「1930年代植民地朝鮮の教育とジェンダー規範の変容—「良妻賢母」から「皇国女性」へ」石川照子・高橋裕子編著『ジェンダー史叢書2 家族と教育』明石書店, 2011年, pp.166-187.
 17. 「植民地教育史」, 『岩波講座 東アジア近現代通史 別巻 アジア研究の来歴と展望』, 岩波書店, 2011年, pp.265-290.
 18. 「国民基金の失敗—日本政府の法的責任と植民地主義」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター編、西野瑠美子・金富子・小野沢あかね責任編集『「慰安婦」バッシングを越えて—「河野談話」と日本の責任』大月書店, 2013年, pp.68-85.
 19. 「植民地朝鮮における遊廓の移植と展開—植民地都市馬山と鎮海を中心に」佐賀朝・吉田伸之編著『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館, 2014年, pp.261-294.
 20. 『Q&A 「慰安婦」・強制・性奴隷—あなたの疑問に答えます (Fight for Justice ブックレット1)』日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編、吉見義明・西野瑠美子・林博史・金富子責任編集, 御茶の水書房, 2014年.
 21. 「朝鮮人「慰安婦」に少女は少なかった?」ほか『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任—あなたの疑問に答えます (Fight for Justice ブックレット3)』日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編, 金富子・板垣竜太責任編集, 御茶の水書房, 2015年.
 22. 「ベルリンのホロコースト記念碑とソウルの〈少女像〉」ほか『〈平和の少女像〉はなぜ座り続けるのか』日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編, 岡本有佳・金富子責任編集, 世織書房, 2016年.
 23. 「『帝国の慰安婦』と消去される加害責任—日本の知識人・メディアの言説構造を中心に」中野敏男・板垣竜太・金昌祿・岡本有佳・金富子編『「慰安婦」問題と未来への責任』大月書店, 2017年, pp.132-151.
 24. 「「表現の自由」と「慰安婦」問題」安世鴻・李春熙・岡本有佳編『誰が〈表現の自由〉を殺すのか—ニコンサロン「慰安婦」写真展中止事件裁判の記録』御茶の水書房, 2017年, pp.94-103.

研究業績

25. 「序」「京城 I・II・III」「馬山・鎮海」金富子・金榮著『植民地遊廓—日本の軍隊と朝鮮半島』, 吉川弘文館, 2018年, pp.1-27, pp.31-103, pp.104-132.
26. 「ジェンダー・セクシュアリティ」, 日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』岩波書店, 2018年, pp.100-110.
27. 「植民地帝国日本と朝鮮人の移動」『「満洲」に渡った朝鮮人たち—写真でたどる記憶と痕跡』李光平写真・文, 金富子・中野敏男・橋本雄一・飯倉江里衣責任編集, 世織書房, 2019年, pp.155-159.
28. 「日本社会で「慰安婦」被害を「聴くこと」の不可能性と可能性—ポスト・サバイバー時代に被害証言を未来に渡すために」金富子・小野沢あかね編著『性暴力被害を聴く—「慰安婦」から現代の性搾取へ』(共編著), 岩波書店, 2020年, pp.189-209.
29. 「植民地遊廓と朝鮮の女性たち—日本の近代公娼制の朝鮮移植と日本への還流」高麗博物館朝鮮女性史研究会『朝鮮料理店・産業「慰安所」と朝鮮の女性たち』社会評論社, 2021年, pp.9-36.
30. 「アリランから K-POP まで(朝鮮半島／韓国)」山口裕之・橋本雄一編『地球の音楽』東京外国語大学出版会, 2022年, pp.102-106.

〈朝鮮語／英語〉

1. 「위안부 문제와 탈식민주의」『역사와 책임: 위안부 문제와 1990년대』나카노 도시오・김부자(지은이), 이해숙, 오미정(옮긴이), 도서출판선인, 2008년.
2. 「조선 남부 식민지 도시 군산 성매매」, 송연옥 김영 편저 『군대와 성폭력—조선반도의 20세기』박해순 옮김, 도서출판선인, 2012년, pp.101-143.
3. 「국민기금은 왜 실패했는가」전쟁과 여성 대상 폭력에 반대하는 연구행동센터 역음『그들은 왜 일본군 '위안부' 를 공격하는가—강제연행, 고노 담화, 국민기금을 둘러싼 논쟁의 핵심을 말한다』김경원, 김계자, 김정희, 최재혁, 하종문 옮김, Humanist, 2014년, pp.95-112.
4. 『Q&A '위안부' 문제와 식민지 지배 책임』이타가키 류타, 김부자 역음, 배영미, 고영진 번역, 삶창, 2016년.
5. “The Failure of the Asian Women’s Fund: The Japanese Government’s Legal Responsibility and the Colonial Legacy”, “Insight on the Issues: The Mobilization of Korean Adolescents as Comfort Women: Colonialism and the Victimization of Teenage Girls.” In: *Denying the Comfort Women: The Japanese State’s Assault on Historical Truth*. edited by Nishino Rumiko, Puja KIM, Akane Onozawa, Routledge, 2019, pp.93-113, pp.136-147.
6. “The “Comfort Women” Redress Movement in Japan: Reflections on the Past 28 years” In: *The Transnational Redress Movement for the Victims of Japanese Military Sexual Slavery*. edited by Pyong Gap Min, Thomas R. Chung, Sejung Yim, De Gruyter Oldenbourg, 2021, pp.43-69.

III. 論文 / Paper

〈日本語〉

1. 「第2次世界大戦(解放)直後の在日朝鮮人女性運動」(金栄との共著), 『東京女性財団研究活動助成研究報告書』1994, pp.2-6, pp.13-18. (20頁中)
2. 「1930年朝鮮国勢調査にみる識字とジェンダー」, 『人民の歴史学』, 142号, 1999年, pp.13-34.
3. 「1910～1920年代植民地期朝鮮における初等教育機関への就学——民族・階級・ジェンダー諸要因分析を中心に——」, お茶の水女子大学大学院人間文化研究科『人間文化論叢』, 2巻, 2000年, pp.85-97.
4. 「『複数のカテゴリーの輻輳』はあったか」, 『現代思想(総特集:戦後東アジアとアメリカの存在)』vol.29-9, 2001年, pp.256-259.
5. 「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」, 『現代思想』2001年5月号, pp.206-215.
6. 「植民地期朝鮮における普通学校『不就学』とジェンダー——民族・階級との関連を中心に——」, 『歴史学研究』, 764号, 2002年, pp.13-25.
7. 「植民地期朝鮮における普通学校『就学』とジェンダー規範の変容——1920年代の女子教育論と『賢母良妻』という規範の構築をめぐって」, 『青丘学術論集』, 22巻, 2003, pp.227-262.
8. 「国家を棄てる日——在日朝鮮人の社会保障・戦後補償問題を中心に」, 『現代思想』, 29巻6号, 2004年, pp.194-203.
9. 「植民地教育とジェンダー——教育版植民地近代化論を再考する」, 『現代思想』, 33巻10号, 2005年, pp.192-203.
10. 「ジェンダー史として植民地朝鮮教育史を書き直す(〈女性史学賞〉2007年度受賞者の講演録・コメント)」, 『女性史学』, 17号, 2007年, pp.32-41.
11. 「「慰安婦」問題と脱植民地主義——歴史修正主義的な「和解」への抵抗」, 『インパクション』第158号, 2007年, pp.124-147.
12. 「宗主国／植民地における『臣民』とジェンダー——兵役義務・参政権・義務教育制」, 『季刊 戦争責任研究』, 66号, 2009年, pp.11-23.
13. 「在日朝鮮人女性と日本軍「慰安婦」問題解決運動——1990年代ヨソネットの運動経験から」, 『戦争と性』第28号, 2009年.
14. 「ジェンダー史・教育史から見た植民地近代性論」, 『歴史学研究』, 867号, 2010年, pp. 34-45.
15. 「『韓国併合』100年と韓国の女性史・ジェンダー史研究の新潮流」, 『ジェンダー史学』, 第6号, 2010年, pp.85-91.
16. 「植民地教育が求めた朝鮮人像とジェンダー——皇民化政策期を中心に——」, 『朝鮮史研究会論文集』, 49号, 2011年, pp.111-149.
17. 「日本の市民社会と『慰安婦』問題解決運動」, 『歴史評論』, 761号, 2013年, pp.24-40.

研究業績

18. 「関東大震災時の『レイピスト神話』と朝鮮人虐殺」, 『大原社会問題研究所雑誌』, 669号, 2014年, pp.1-19.
19. 「植民地末期=戦時体制期朝鮮における「帝国の教化」の包摂と排除——女子勤労挺身隊と女子青年錬成隊を中心に——」, 『民衆史研究』, 91号, 2016年, pp.35-50.
20. 「上野流フェミニズム社会学の落とし穴——上野-吉見論争とその後を振り返る——」, 中央大学商学研究会『商学論叢(吉見義明教授古稀記念論文集)』, 58巻5・6号, 2017年, pp.103-135.
21. 「文在寅政権と「慰安婦」問題への新方針——「被害者不在」から「被害者中心アプローチ」への転換」, 『現代思想(特集=朝鮮半島のリアル)』2018年.

〈朝鮮語／英語〉

1. 「재일동포여성의 생활과 남북통일에 관한 의식」, 이화여자대학교 한국여성연구원 『여성학논집』 제12집, 1995년, pp.171-204.
2. 「여성국제전범법정이 뛰어넘은 것과 뛰어넘지 못한 것」, 『당대비평 특별호(기억과 역사의 투쟁)』(「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」, 『当代批評 特別号』), 2002년, pp.369-389.
3. 「HARUKO——재일여성·다이스포라·젠더」, 『황해문화』(「HARUKO——在日女性·디아스포라·젠더」 『黄海文化』), 2007卷冬号, 117-147, 2007年.
4. 「식민지 시기 조선 보통학교 취학동기와 일본어——1930년대를 중심으로」, 한국사회사학회 『사회와 역사』(「植民地期朝鮮の普通学校就学動機と日本語——1930年代を中心に」, 『社会と歴史』) 제77집, 2008년 봄, pp.39-55.
5. 「한국의 〈평화의 소녀상〉과 탈진실(post-truth)의 정치학: 일본의 식민주의 / 남성중심적인 내셔널리즘과 젠더를 검토한다」, 『한국여성학』(「韓國の〈平和の少女像〉と脱眞実の政治学: 日本の植民地主義 / 男性中心主義的ナショナリズムとジェンダーを検討する」, 『韓国女性学』) 제33권3호, pp.279-322.
6. Global Civil Society Remarks History: “The Women’s International War Crimes Tribunal 2000”, *Position* 9-3, Winter, 2001, pp.611-620.

● 翻訳・監訳(責任編集・解題・解説を含む)

1. 『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集 I——南・北・在日코리아編 上』アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館編, 西野瑠美子・金富子責任編集, 明石書店, 2006年.
2. 『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集 II——南・北・在日코리아編 下』アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館編, 西野瑠美子・金富子責任編集, 明石書店, 2010年.
3. チョン・ミレ／イ・ハヨン著「韓国における性売買の政治化と反性売買女性人権運動」の翻訳と解題, 東京外国語大学海外事情研究所『クアドランテ』, 記事・総説・解説・論説等, 2019年, pp.305-320.

4. 李東振著「民族、地域、セクシュアリティ—満州国の朝鮮人「性売買従事者」を中心として」(監訳), 『クアドランテ』, 22号, 2020年, pp39-62.
5. 韓国挺身隊問題対策協議会・二〇〇〇年女性国際戦犯法廷証言チーム著『記憶で書き直す歴史—「慰安婦」サバイバーの語りを聴く』(古橋綾との編訳), 岩波書店, 2020年.
6. 「植民地支配下の教育問題」(翻訳・解題)、吉野 誠[責任編集]・小川原宏幸[編集協力]『原典朝鮮近代思想史5 民族の解放と社会変革—1920年代』岩波書店, 2022年, pp.330-349.
7. シンパク・ジニョン著『性売買のブラックホール—韓国の現場から当事者女性とともに打ち破る』(監訳), ころから, 2022年.

●インタビューなど

1. 「第17章 金富子」佐藤文香・伊藤るり編『ジェンダー研究を継承する(一橋大学大学院社会学研究科先端課題研究叢書)』人文書院, 2017年.

執筆者一覽
List of Authors

編集後記
Editorial Note

執筆者一覧 (名字五十音順)

相原由奈	東京外国語大学大学院博士後期課程
新井悠子	同 大学院博士後期課程
イプロヒモワ・ズライホ	同 大学院博士後期課程
エン・シンキョク	同 大学院博士後期課程
小田原滯	同 出版会
小田原琳	同 大学院総合国際学研究院
小美濃彰	同 大学院博士後期課程
川本智史	同 世界言語社会教育センター
金富子	同 大学院総合国際学研究院
Yuxi GUO (郭語汐)	同 大学院博士後期課程
郡昌宏	同 大学院博士後期課程
紺谷南	同 大学院博士前期課程
佐藤ひとみ	同 大学院博士後期課程
武内進一	同 現代アフリカ地域研究センター
田邊佳美	同 世界言語社会教育センター
内藤千珠子	大妻女子大学文学部
中辻柚珠	京都大学大学院文学研究科博士後期課程
中野敏男	東京外国語大学名誉教授
永野杏奈	同 大学院博士前期課程
中山智香子	同 大学院総合国際学研究院
名合史子	同 大学院博士前期課程
ファン・ジュンリャン	カリフォルニア州立大学ノースリッジ校人文学部
早川卓亜	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 ジュニア・フェロー
松枝愛	同 大学院博士後期課程
守田まどか	同 アジア・アフリカ言語文化研究所
森川麗華	同 大学院博士前期課程
山内由理子	同 大学院総合国際学研究院
渡邊啓太	同 大学院博士後期課程

編集後記

クアドランテ 25 号をお届けします。

新型コロナウイルスが蔓延し始めた 2020 年 2 月頃から、ちょうど 3 年余り経ちました。多くの高齢者をはじめ身体が弱い方々に犠牲が出るとともに、社会的に弱い立場の人々が、生活困難な状況に陥りました。

加えて、2022 年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻は、多くの市民を巻き込みながら、ウクライナ、ロシア双方の多数の若い命を奪うことになり、戦いは現在もまだ続いています。歴史的な大きな出来事に直面し、その渦中に身を置きながら、いま自分にできることは何かを考え、たとえ一人一人の声や力は小さなものであっても、諦めることなく訴え続けることの大切さを感じています。

クアドランテの特集は、現代社会が抱える問題に寄り添いながら、それを学術的に考え、発信していくメッセージが込められています。若手研究者を中心に投稿された個々の論考は、厳しい査読を経ることで、きちんとした学術的な成果にまとめあげられています。

ところで、海外事情研究所では、コロナ禍により、思うように研究会を開くことができませんでしたが、2022 年度は、オンラインのメリットを活用して、ランチョン研究会を定期的実施することにしました。新たに所員となってくださった先生方に、自己紹介を兼ねて、ご自身の研究内容を 30 分以内でご報告していただき、同僚として、お互いの研究内容を理解し合うという、とても有意義な時間を共有することができたと思います。

東京外国語大学は、2023 年 11 月、明治 6 (1873) 年に東京外国語学校として設立されてから 150 年目を迎えます。海外事情研究所は、1949 年に新制大学として東京外国語大学が発足してから 5 年後、1954 年に外国語学部の附置機関として設立され、2023 年で 69 年を迎えます。この長い歴史の重みに敬意を払いつつ、海外事情研究所の活動を進めさせていただきます。

2023 年 3 月 26 日 蒲生慶一先生の命日に

(海外事情研究所長 吉田ゆり子)

編集規定

1. 『Quadrante クアドランテ』は、東京外国語大学海外事情研究所の研究活動の成果を発表するために、同研究所の責任において編集・発行される。尚、著者により異議が申し立てられない限り、本誌掲載の論考は東京外国語大学によって電子化・公開される。
2. 『Quadrante クアドランテ』は、原則として各年度ごとに1号を発行する。
3. 海外事情研究所は、『Quadrante クアドランテ』の発行のために編集委員会を置く。編集委員会は、所長、所長代理、編集幹事および若干の所員より構成される。
4. 編集委員会は、同研究所の所員ならびに研究所の研究活動に積極的に参画した者、および必要に応じて外部の者に寄稿を求めることができる。
5. 『Quadrante クアドランテ』に掲載される論文などについては、編集委員会の責任において査読者を選定し査読審査を行う。
6. その他編集上の細則については、編集委員会がこれを定める。

Quadrante

クアドランテ [四分儀]
地域・文化・位置のための総合雑誌
Areas, Cultures and Positions

No.25

発行：2023年3月31日

編集委員

吉田ゆり子(委員長) 青木雅浩 伊東剛史 上原こずえ
大川正彦 小野寺拓也 小田原琳 倉田明子
島田志津夫 藤井欣子 古川高子 山内由理子

発行所：東京外国語大学海外事情研究所
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
電話：042-330-5405

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/>

～*～*～*～*～

表紙デザイン：桂川潤